

# 2021

令和3年版（第64号）

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 外 | 交 | 青 | 書 |
|---|---|---|---|

外務省



# 令和3年版外交青書（外交青書2021）巻頭言

「過去と自然」は変えることはできないが、「未来と私たちの社会」は自分たちの力で変えることができる。そうした思いで、2020年も「包容力と力強さを兼ね備えた外交」を全力で推進しました。

2020年は何ととっても新型コロナ対策が最大の課題になりました。外務省としても、新型コロナの世界的拡大の状況を分析しつつ、感染症危険情報を始めとする関連情報のきめ細やかな発出や水際対策の強化、さらには中国・武漢からの帰国オペレーションに始まり、海外からの出国・帰国が困難となっていた在外邦人への支援に全力で取り組みました。また、対面での外交が困難な状況になる中でも、私自身、各国の外相とテレビ会議、電話会談を112回行うとともに、8月には外国訪問を再開し、対面とリモートの双方で積極的に外交活動を展開しました。

今、国際社会は三つの大きな変化・課題に直面しています。第一に、新型コロナの世界的拡大がもたらす危機、そして、「人間の安全保障」への挑戦という厳しい状況をいかに乗り越えるか。第二に、保護主義や一方的な現状変更の試みなど、これまで国際社会の平和と繁栄を支えてきた普遍的価値や国際秩序に対する挑戦。そして第三に、グローバル化、デジタル化の進展、気候変動といった国際社会が直面する共通の課題や、宇宙・サイバーといった新領域、経済安全保障など新たな課題の顕在化です。このような時代を画する変化の中であって、日本は、ポスト・コロナの世界を見据え、多国間主義を尊重し、経済面でも、自由で公正な秩序、ルールの構築に向け、より一層主導的な役割を果たしていきます。

令和3年版外交青書（外交青書2021）では、従来の構成を大幅に見直しました。まず、喫緊の課題である新型コロナへの対応を巻頭特集として大きく取り上げました。第1章の「2020年の国際情勢と日本外交の展望」では、2020年に大きな注目を集めた米国と中国を始めとする国際的な動きを新たに記載しました。続く第2章「地域別に見た外交」では、新たに第1節で、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を地域横断的に紹介しています。また、第3章として、「国益と世界全体の利益を増進する経済外交」を新たに設け、TPP11以来、日本が主導してきた自由でハイレベルな経済圏の拡大や、デジタル分野を含めた国際的なルール作りにおける取組などを記載しました。これまで第3章で扱ってきた安全保障やODAなどは、新たに第4章「国際社会で存在感を高める日本」の中に記述し、最後は第5章「国民と共にある外交」で邦人保護などについて記載しました。

この外交青書が、ポスト・コロナの国際社会に向けてリーダーシップを発揮し、世界の平和と安定にこれまで以上に寄与していく日本の姿を、内外に広く発信する一助となることを心から期待しています。

外務大臣

茂木 敏充



本書は、原則として、令和2年（2020年）1月1日から12月31日までの国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録するものです。ただし、一部の重要事項については、令和3年（2021年）3月までの動きも記述しています。

本書は、巻頭特集、第1章から第5章及び巻末資料から成ります。巻頭特集では、新型コロナウイルス感染症への対応について包括的に掲載しています。第1章から第5章では、2020年の日本外交の1年間の取組について簡潔に記載するとともに、特定の外交テーマについて分かりやすく解説した「特集」や世界で活躍する方々からの寄稿などを取り上げた「コラム」を盛り込んでいます。さらに、巻末資料として要人往来や1年間の出来事をまとめた年表などを掲載しています。

本書を始め、外交青書のバックナンバーも外務省ホームページで閲覧できます。また、2021年秋を目途に本書の英語版（全文）、フランス語とスペイン語の要約版も同ホームページに掲載予定ですので、是非御利用ください。

第4章第1節の「4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」及び第4章第2節の「日本の国際協力」につきましては、外務省が別途発行している『日本の軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』も併せてそれぞれ御参照ください。外務省ホームページ上でも閲覧可能です。

なお、本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。個人・団体からの寄稿の内容、意見については、外務省の見解を反映したものではありません。また、本書内に掲載した地図は簡易なものであり、必ずしも正確な縮尺などを反映しておりません。

外交青書バックナンバー：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/>



『日本の軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/report.html>







# 目次

## 巻頭特集 新型コロナウイルス感染症への対応

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 新型コロナの発生・拡大と国際社会への影響 | 2 |
| 2 | 外務省を含む日本政府の取組        | 4 |

## 第1章 2020年の国際情勢と日本外交の展望

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 1-1 | 情勢認識               | 16 |
| 1-2 | 米国と中国を中心とする動き      | 18 |
| 2   | 日本外交の展望            | 20 |
|     | <b>特集</b> 日米豪印外相会合 | 24 |

## 第2章 地域別に見た外交

### 第1節 「自由で開かれたインド太平洋」の推進 26

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 総論         | 26 |
| 2 | 日本の具体的な取組例 | 27 |
| 3 | 各国との連携・協力  | 28 |

### 第2節 アジア・大洋州 31

|   |                                        |    |
|---|----------------------------------------|----|
| 1 | 概観                                     | 31 |
| 2 | 朝鮮半島                                   | 34 |
| 3 | 中国・モンゴルなど                              | 46 |
| 4 | 東南アジア                                  | 57 |
| 5 | 南アジア                                   | 64 |
| 6 | 大洋州                                    | 67 |
|   | <b>特集</b> オーストラリア森林火災 ～日本政府による緊急援助隊派遣～ | 68 |
| 7 | 地域協力・地域間協力                             | 72 |

|  |                                                                                    |    |
|--|------------------------------------------------------------------------------------|----|
|  | <b>特集</b> ASEAN感染症対策センター<br>～感染症対応体制の強化を通じて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた<br>日・ASEAN協力を牽引～ | 74 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------|----|

|  |                   |    |
|--|-------------------|----|
|  | <b>特集</b> 日・メコン協力 | 76 |
|--|-------------------|----|

### 第3節 北 米 81

|   |     |    |
|---|-----|----|
| 1 | 米国  | 81 |
| 2 | カナダ | 90 |

|            |                                              |            |
|------------|----------------------------------------------|------------|
| <b>第4節</b> | <b>中南米</b> .....                             | <b>91</b>  |
| 1          | 概観 .....                                     | 91         |
| 2          | 地域機構 .....                                   | 92         |
| 3          | 中南米各国 .....                                  | 93         |
|            | <b>コラム</b> ブラジルの日系社会 .....                   | 95         |
| <b>第5節</b> | <b>欧 州</b> .....                             | <b>99</b>  |
| 1          | 概観 .....                                     | 99         |
| 2          | 欧州地域情勢 .....                                 | 101        |
|            | <b>コラム</b> 日英文化季間 .....                      | 104        |
|            | <b>コラム</b> 日・チェコ交流100周年／日・スロバキア交流100周年 ..... | 107        |
| 3          | 欧州地域機関との協力及びアジア欧州会合（ASEM） .....              | 108        |
|            | <b>特集</b> 森川徹アジア欧州財団（ASEF）事務局長の選出 .....      | 111        |
| <b>第6節</b> | <b>ロシア、中央アジアとコーカサス</b> .....                 | <b>117</b> |
| 1          | ロシア .....                                    | 117        |
| 2          | 中央アジア諸国及びコーカサス諸国など .....                     | 120        |
| <b>第7節</b> | <b>中東と北アフリカ</b> .....                        | <b>124</b> |
| 1          | 概観 .....                                     | 124        |
| 2          | 中東地域情勢 .....                                 | 125        |
| 3          | 北アフリカ地域情勢 .....                              | 132        |
| <b>第8節</b> | <b>アフリカ</b> .....                            | <b>135</b> |
| 1          | 概観 .....                                     | 135        |
| 2          | 東部アフリカ地域 .....                               | 136        |
| 3          | 南部アフリカ地域 .....                               | 138        |
|            | <b>特集</b> モーリシャス沿岸における油流出事故への対応 .....        | 139        |
| 4          | 中部アフリカ地域 .....                               | 141        |
| 5          | 西部アフリカ地域 .....                               | 142        |
|            | <b>コラム</b> 「アフリカの年」から60年目の日本外交 .....         | 145        |



## 第3章 国益と世界全体の利益を増進する経済外交

|            |                                                       |     |
|------------|-------------------------------------------------------|-----|
| <b>第1節</b> | 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進                       | 148 |
| 1          | 経済外交の概観                                               | 148 |
| 2          | 経済連携の推進                                               | 148 |
|            | <b>特集</b> 日英包括的経済連携協定（日英EPA）                          | 151 |
| 3          | 国際機関における取組                                            | 154 |
|            | <b>特集</b> WTO改革                                       | 157 |
| 4          | 知的財産の保護                                               | 160 |
| <b>第2節</b> | 国際会議における議論の主導                                         | 161 |
| 1          | G7・G20                                                | 161 |
| 2          | アジア太平洋経済協力（APEC）                                      | 162 |
| <b>第3節</b> | 日本の経済的な強みの発信（日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む）                  | 165 |
| 1          | 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進                          | 165 |
| 2          | インフラシステムの海外展開の推進                                      | 165 |
| 3          | 日本の農林水産物・食品の輸出促進<br>（東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制）           | 166 |
|            | <b>コラム</b> 八幡平市「 <sup>あしろ</sup> 安代りんどう®」の海外展開         | 167 |
| <b>第4節</b> | 資源外交と対日直接投資の促進                                        | 168 |
| 1          | エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保                              | 168 |
| 2          | 食料安全保障の確保                                             | 171 |
| 3          | 漁業（捕鯨・マグロなど）                                          | 172 |
| 4          | 対日直接投資                                                | 173 |
|            | <b>コラム</b> さかなクンと考える日本の漁業外交<br>～持続可能な漁業とSDGsの実現を目指して～ | 174 |
| 5          | 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に向けた取組                         | 176 |
|            | <b>コラム</b> 2025年大阪・関西万博 ～ロゴマークに込められた想い～ <sup>おも</sup> | 177 |

## 第4章 国際社会で存在感を高める日本

|            |                       |     |
|------------|-----------------------|-----|
| <b>第1節</b> | 国際社会で存在感を高める日本        | 180 |
| 1          | 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」 | 180 |
| 2          | 新たなルール作り              | 180 |
| 3          | 多国間主義に基づく国際協力         | 181 |

|            |                                                                                                             |            |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>第2節</b> | <b>日本と国際社会の平和と安定に向けた取組</b>                                                                                  | <b>183</b> |
| 1          | 安全保障に関する取組                                                                                                  | 183        |
| 2          | 日米安全保障（安保）体制                                                                                                | 184        |
|            | <b>特集</b> 日米安全保障条約署名・発効60周年                                                                                 | 185        |
|            | <b>コラム</b> 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト                                                                        | 189        |
| 3          | グローバルな安全保障                                                                                                  | 190        |
|            | 【地域安全保障（p.190）、平和維持・平和構築（p.192）、治安上の脅威に対する取組（p.194）、海洋（p.198）、サイバー（p.203）、宇宙（p.204）、経済安全保障（p.206）】          |            |
|            | <b>コラム</b> Learning for Empathy ～共感力に支えられた平和で持続可能な社会作り～                                                     | 196        |
|            | <b>特集</b> 経済安全保障政策室の設置                                                                                      | 207        |
| 4          | 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用                                                                                            | 208        |
| 5          | 国際連合（国連）における取組                                                                                              | 217        |
| 6          | 国際社会における法の支配                                                                                                | 222        |
|            | <b>コラム</b> 国際裁判機関等インターンシップ支援事業に参加して                                                                         | 222        |
|            | <b>特集</b> 「経済紛争処理課」の新設                                                                                      | 225        |
| 7          | 人権                                                                                                          | 228        |
|            | <b>特集</b> 「誰一人取り残さない」企業を目指して<br>～「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定～                                                      | 230        |
|            | <b>コラム</b> 子どもの権利委員会（児童の権利委員会）委員への再選                                                                        | 231        |
| 8          | 女性                                                                                                          | 232        |
| <b>第3節</b> | <b>日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）</b>                                                                             | <b>235</b> |
| 1          | 開発協力                                                                                                        | 235        |
|            | 【開発協力大綱と日本のODA実績（p.235）、2020年の開発協力（p.235）、国際協力事業関係者の安全対策（p.237）、主な地域への取組（p.237）、適正かつ効果的なODA実施のための取組（p.243）】 |            |
|            | <b>コラム</b> 戦後最大の人道危機への対応                                                                                    | 244        |
| 2          | 地球規模課題への取組                                                                                                  | 246        |
|            | 【持続可能な開発のための2030アジェンダ（p.246）、国際保健（p.249）、労働・雇用（p.249）、環境・気候変動（p.250）、北極・南極（p.254）】                          |            |
|            | <b>特集</b> 2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して                                                                         | 252        |
| 3          | 科学技術外交                                                                                                      | 255        |
|            | <b>コラム</b> 日本の科学技術外交の展望と課題                                                                                  | 257        |
| <b>第4節</b> | <b>日本への理解と信頼の促進に向けた取組</b>                                                                                   | <b>258</b> |
| 1          | 戦略的な対外発信                                                                                                    | 258        |
| 2          | 文化・スポーツ・観光                                                                                                  | 261        |
|            | <b>コラム</b> パラリンピックを通じてハートのレガシーを                                                                             | 265        |



## 第5章 国民と共にある外交

|            |                                                                                                        |            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>第1節</b> | <b>世界とのつながりを深める日本社会と日本人</b>                                                                            | <b>272</b> |
| 1          | 日本の成長と外国人材の受入れ                                                                                         | 272        |
| 2          | 国際社会で活躍する日本人                                                                                           | 273        |
|            | <b>コラム</b> 国連の舞台を支えてきた方々の声<br>知的財産制度とサービスの普及で世界のイノベーションを推進<br>コロナ禍の2020年を振り返って                         | 274<br>275 |
|            | <b>コラム</b> 持続可能な学校図書館運営を目指して                                                                           | 277        |
|            | <b>コラム</b> ネパールの農村で有機栽培の普及を目指して                                                                        | 279        |
| 3          | 地方自治体などとの連携                                                                                            | 280        |
|            | <b>コラム</b> 気持ちは海を越えて！ 絆 <sup>きずな</sup> は2020を超えて！<br>～新時代のホストタウン交流の曙 <sup>あけぼの</sup> ～ オンラインが織りなす軌跡と奇跡 | 283        |
| <b>第2節</b> | <b>海外における日本人への支援</b>                                                                                   | <b>285</b> |
| 1          | 海外における危険と日本人の安全                                                                                        | 285        |
| 2          | 領事サービスと日本人の生活・活動支援                                                                                     | 288        |
|            | <b>特集</b> 新型の2020年旅券の発給 ～富嶽三十六景で偽変造対策と日本文化発信を～                                                         | 292        |
| 3          | 海外移住者や日系人との協力                                                                                          | 294        |
| 4          | 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況                                                                      | 294        |
| <b>第3節</b> | <b>国民の支持を得て進める外交</b>                                                                                   | <b>295</b> |
| 1          | 国民への積極的な情報発信                                                                                           | 295        |
|            | <b>特集</b> 新型コロナウイルス感染症流行下におけるオンライン国内広報                                                                 | 298        |
| 2          | 外交実施体制の強化                                                                                              | 299        |
|            | <b>コラム</b> 公邸料理人 ～外交の最前線の担い手として～                                                                       | 300        |
| 3          | 外交における有識者などの役割                                                                                         | 303        |

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| 慰安婦問題 参考資料                                             | 306 |
| 旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料                                      | 308 |
| 国際機関などに対する抛出現績<br>令和元年度外務省抛出現績・国際機関などにおける2019年の日本の抛出割合 | 310 |
| グローバルな課題の解決に向けて ～国際機関で働くという選択肢～                        | 312 |
| 外務省における採用情報                                            | 314 |
| 地方創生支援事業一覧                                             | 316 |
| 国際社会及び日本の主な動き                                          | 317 |
| 要人往来                                                   | 327 |
| 用語索引                                                   | 334 |

# 巻頭特集・第1章

巻頭特集

新型コロナウイルス感染症への対応

2

第1章

2020年の国際情勢と日本外交の展望

16



# 新型 コロナウイルス 感染症への対応

2020年、国際社会は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大と経済の激しい落ち込みという、未曾有の危機に直面した。世界で保護主義や内向き志向が深刻化する中で生じたこの危機は、一国のみでは対処できないものであり、多国間主義の重要性が再確認される契機となった。一方で、世界保健機関（WHO）<sup>\*1</sup>を始めとする国際機関の機能や中立性が改めて問われるきっかけともなった。

そのような中、日本は、国内においては、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた各種施策を進めてきた。また、海外においては、危機にさらされた日本人の保護に取り組み、医療体制が脆弱な開発途上国を支援するとともに、世界の人々の命・生活・尊厳を脅かす新型コロナの拡大を、人間の安全保障に対する危機と捉え、国際社会の連帯を呼びかけてきた。

## 1 新型コロナの発生・拡大と国際社会への影響

2019年末以降、中国から世界に広がった新型コロナは、世界的な感染拡大を見せた。2020年3月には感染の中心がイタリアなど欧州に移り、4月以降は米国、6月から8月にかけてインド、ブラジル、南アフリカなど新興国や開発途上国に拡大した。9月以降は東アジアなどの多くの国で感染が落ち着きつつあった一方で、米国や欧州で感染が再拡大した。

2021年1月末時点で世界の感染者数は約1億

232万人（日本国内約38万人）、死亡者約221万人（同約5,600人）を超えた。

2020年12月以降、英国を始め欧州、アフリカ、南米など、日本を含む各国において、より強い感染力を持つとされる新型コロナの変異株の感染拡大が報告される一方、同月には、新たに開発された新型コロナのワクチン接種が欧米で開始され、日本でも2021年2月から医療従事者などから優先的にワクチン接種が開始された。

\*1 WHO: World Health Organization



経済面では、各国でいわゆるロックダウン（都市封鎖）や外出制限といった措置がとられる中、需要が大幅に落ち込むとともに、サプライチェーンの寸断による供給制約が生じ、グローバルな人やモノの流れが急速に収縮した。この影響で、2020年の実質GDP成長率は主要国・地域で軒並み歴史的なマイナス成長を記録した（前年比で米国は-3.5%、ユーロ圏は-6.8%、日本は-4.8%）。また、新型コロナは、各国市民の社会生活も大きく変え、ロックダウンや外出制限措置によって、テレワークやオンライン授業などのデジタルトランスフォーメーションが大きく進んだ。

さらに、新型コロナは、各国の外交活動に対しても大きな制約を課した。感染拡大防止の観点から、国連総会を始めほとんどの国際会議や協議が開催時期の延期やオンライン形式への変更を余

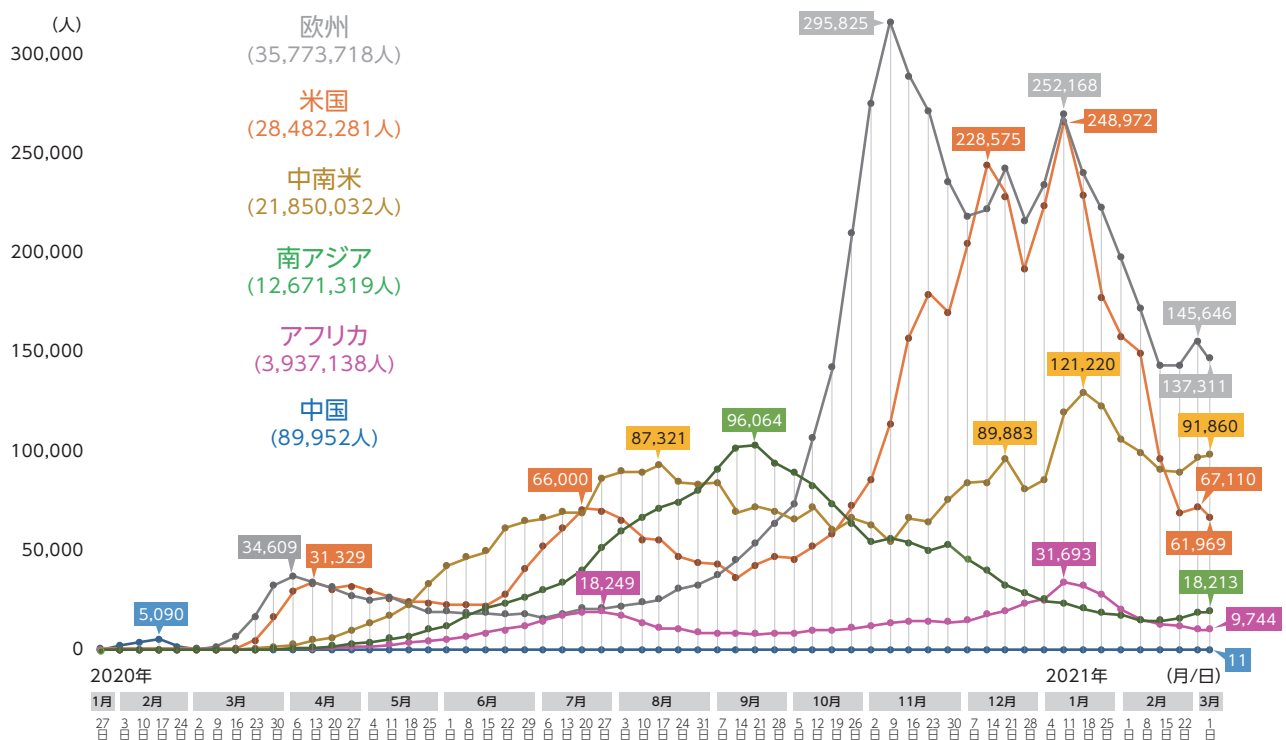
儀なくされた。各国首脳・外務大臣などによる相互訪問も大幅に制限され、日本では、安倍総理大臣による1月の中東訪問以降、菅総理大臣による10月の東南アジア訪問まで、また茂木外務大臣の2月のドイツ訪問以降、8月の英国訪問まで、往訪が途絶えることとなった。そのような中でも、テレビ会議や電話会談を活用した外交活動を展開し、新型コロナの感染拡大以降12月までの実施回数は、安倍総理大臣が40回以上、菅総理大臣が30回以上、また、茂木外務大臣が110回以上を数えた。8月の英国訪問を皮切りに外国訪問を再開した茂木外務大臣は、感染防止対策を徹底しつつ、欧州、東南アジア、中東、アフリカ、中南米など、2021年1月までに23か国を訪問した。

## 国・地域別新規感染者数（7日平均）の推移

### 新型コロナウイルス 国・地域別新規感染者数（7日平均）の推移

2021年3月5日時点

出典：各国政府発表（米国は各州発表、湖北省はWHO発表）ジョンズホプキンス大学





←↓ 初のテレビ会議形式によるG7外相会合(3月26日)



マスク着用・仕切板設置の下での日・インドネシア首脳会談(10月20日、インドネシア 写真提供:内閣広報室)

## 延期又は開催形式が変更になった主な国際会議

| 日本での開催が予定されていたが、延期された主な国際会議 | 当初予定の開催時期 | 延期後の開催時期      |
|-----------------------------|-----------|---------------|
| 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRES)  | 2020年4月   | 2021年3月7～12日  |
| 第6回国際女性会議(WAW!)             | 2020年4月   | 調整中           |
| 第4回アジア・太平洋水サミット             | 2020年10月  | 2022年4月23～24日 |
| 東京栄養サミット                    | 2020年12月  | 2021年12月      |

| 開催形式が変更された主な国際会議                 | 当初予定の開催国 | 開催形式  |
|----------------------------------|----------|-------|
| G7外相会合(3月)                       | 米国       | テレビ会議 |
| G20サミット(11月)                     | サウジアラビア  | テレビ会議 |
| ASEAN関連外相会議(9月)、ASEAN関連首脳会議(11月) | ベトナム     | テレビ会議 |
| 国連総会ハイレベルウィーク(各国首脳の一一般討論演説)(9月)  | 米国       | ビデオ録画 |
| APEC閣僚会議(11月)、APEC首脳会議(11月)      | マレーシア    | テレビ会議 |

## 2 外務省を含む日本政府の取組

日本政府は、2020年1月、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、政府一丸となって対応に努めた。同月以降、政府は、関係省庁による連携の下、水際対策の抜本的強化、在外邦人の帰国支援、クルーズ船乗員・乗客支援などを行った。3月には、安倍総理大臣とバッハ国際オリンピック委員会(IOC)会長が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を延期することで一致した。また、4月には感染拡大を受けて緊急事態宣言を発出した(5月に解除)。なお、この緊急事態宣言に基づく措置は、社会・経済機能

への影響を最小限にとどめるため、不要不急の外出自粛や休校、営業時間の短縮、娯楽施設の使用停止などを国民に「要請」するものであり、欧米など主要国で行われたロックダウンとは異なり、外出禁止措置や、違反者に対する罰則は含まなかった。

このほか、日本政府は、同月、雇用維持、事業継続、経済活動の回復といった国内の経済支援のほか、開発途上国に対する支援や、治療薬やワクチンの開発推進といった国際協力も盛り込んだ新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定した。また、12月にも新型コロナの収

束に向けた国際協力を含む総合経済対策を閣議決定した。

日本政府は様々な新型コロナ対策を講じてきたが、11月以降、特に首都圏における感染が再拡大したことを受け、2021年1月、首都圏を始め1

都2府8県に対し緊急事態宣言を再度発出した(全ての地域について3月までに解除)。また、2月、関連の法改正を行い、営業時間の短縮や休業の命令を拒否した飲食店などの事業者や、入院勧告を拒否した感染者などに対する罰則を設けた。

## 1. 在外邦人の安全確保、感染拡大防止

海外に在留・渡航する日本人の安全の確保は、外務省にとって最も重要な責務の一つであり、新型コロナへの対応においても、感染症危険情報<sup>\*2</sup>や各国の感染状況、入国・移動の制限などの関連情報を、海外安全ホームページやメールなどを通じて適時適切に国民に対し広く発信している。

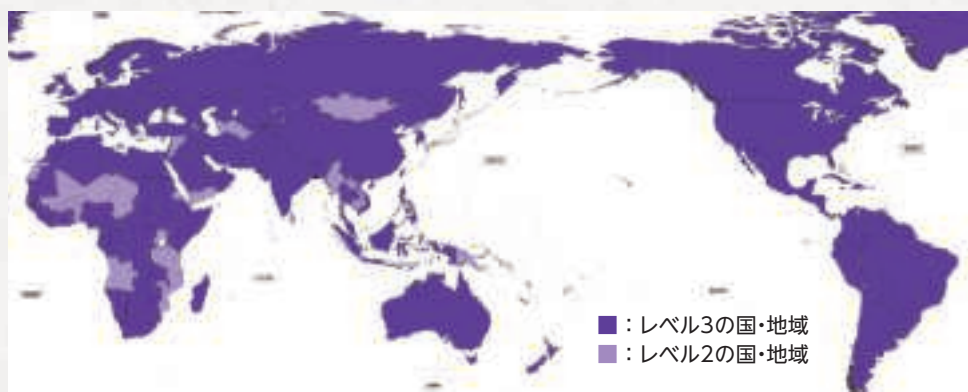
2020年1月末、武漢市を始めとする中国・湖北省において厳格な移動制限措置がとられたことを受けて、日本政府は、同地域に滞在する日本人の出国を支援するため、他国に先駆けて武漢に計5便のチャーター機を派遣し、帰国を希望する全ての日本人及びその家族828人の早期帰国を実現した。

その後、世界各国で国境封鎖や国際線の運航停止などにより日本人が出国できなくなる状況が相次ぎ、外務省は帰国を希望する邦人への支援を行った。アフリカでは、他の大陸と比較すると感

染者数は少なかったが、医療体制が脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な国が多く、感染が急速に拡大するおそれがあった。4月、アフリカ各国に所在する日本国大使館は、出国が困難になった日本人の帰国を実現するため、旅行代理店や第三国などが手配するチャーター便の調整・連絡・搭乗支援などを行い、その結果、アフリカで足止めされていた約300人の日本人が、15か国から10のルートを使って、当時アフリカで唯一定期便が運航していたエチオピアの首都アディスアベバに集まり、そこからエチオピア航空の定期便とチャーター便で帰国するという複雑なオペレーションを実現させた。

また、このようなオペレーションを行う中で、同じように自国民の出国支援を行う国・地域との間で協力関係も生まれた。ポーランドとの間では、日本に滞在するポーランド人の帰国のために手配

感染症危険情報発出状況図



8月26日時点(最も厳しい状況)  
レベル3:159か国・地域  
レベル2:その他全世界

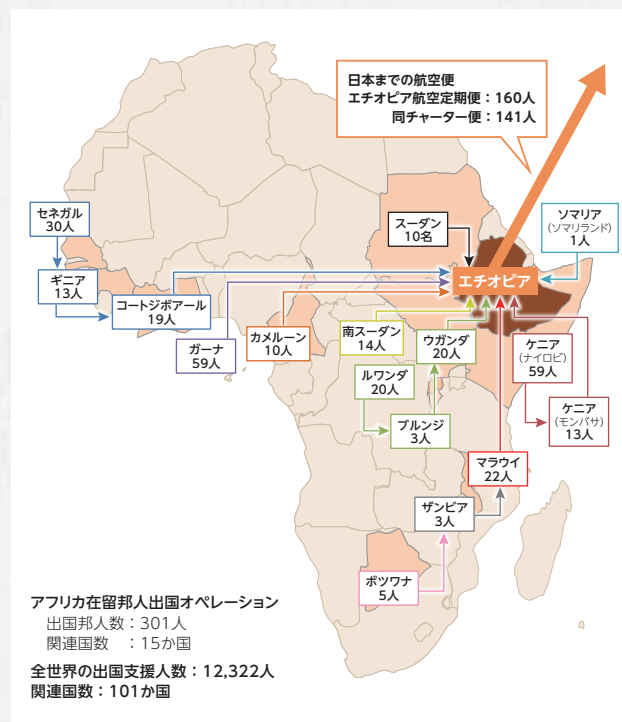
<sup>\*2</sup>「感染症危険情報」は、新型コロナを含む危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出するもの  
レベル1:十分注意してください。  
レベル2:不要不急の渡航は止めてください。  
レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)  
レベル4:退避してください、渡航は止めてください。(退避勧告)



された同国政府チャーター便に、同国に滞在していた日本人を乗せてもらうことで、約200人の帰国が実現した。台湾との間では、ペルーにおいて、現地の台北経済文化事務所と日本国大使館の連携により、日本人が搭乗可能なチャーター便が運航されたほか、ロシアからの日系航空会社の臨時便に、日本人に加え、ロシアに滞在する約100人の台湾人が搭乗した。さらに、韓国との間でも、先述のアフリカ域内の10のルートのチャーター便に西アフリカなどにいた韓国人約70人が搭乗する一方、ケニアでは韓国政府手配の臨時便で日本人が出国するなど、アフリカ各地で相互の自国民の出国のための協力が行われた。

このように世界各地の日本国大使館・総領事館などの支援により、11月末までに合計で101か国から、1万2,000人を超える日本人の帰国が実現した。

## アフリカ在留邦人出国オペレーション(4月)



## COLUMN

# 「こどもの日の奇跡」 —日韓でつないだ 命のボタン—

5月3日、在インド日本国大使館に急報が舞い込んだ。当時インドは、新型コロナウイルスに関する厳しい水際対策により国際線定期便の運航が停止されていたが、ある5歳の韓国人の少女が滞在先のインドで急性白血病を発症し、韓国での緊急治療のため一刻も早い帰国を必要としていた。病状がいつ急変してもおかしくない状況の中、帰国支援に奔走する在インド韓国大使館は、少女の命を救うため、一縷の望みをかけて各国外交団に協力を要請したのだった。

この要請に即座に反応し、少女の帰国支援を申し出たのが在インド日本国大使館であった。日本大使館員たちは、韓国行きの飛行機が出発する成田への乗り継ぎに必要なビザを手配するなど、少女とその家族のためにでき得る限りの支援を惜しまなかった。邦人の帰国支援のため

に運航予定だった羽田行きの臨時便に少女とその家族が搭乗できるよう、同便に搭乗予定であった邦人から座席を譲ることについて快諾を得るなどして座席も確保された。羽田から成田への移動は、在京韓国大使館が支援した。

こうした日韓両国の緊密な連携が功を奏し、5月5日、少女は日本経由で韓国に帰国し、無事に治療を受けることができた。この出来事は、日韓両国で「こどもの日の奇跡」と大きく報じられるとともに、後日、<sup>カンギョンファ</sup>康京和韓国外交部長官から茂木外務大臣宛ての礼状も寄せられた。

一人の少女の命を救うため、日韓両国の多くの関係者たちが手を取り合ったこの出来事は、世界中全ての人々が先の見えない不安な日々を過ごす新型コロナ流行下における一筋の希望の光となった。



COLUMN

## 武漢封鎖

日鉄鋼管株式会社常務取締役 青山 健郎

(当時:武鋼日鉄(武漢)ブリキ有限公司副総経理)

1月23日朝、武漢市の封鎖が突然発表された。新型コロナウイルス(と当時は呼ばれていた)に対し無警戒に近かった武漢の人々が、数日前から、皆、急にマスクをきちんとつけ始めるなど、中国政府の防疫指示が徹底され始めたな、と感じてはいたものの、人口1,000万人を超える大都市が突然完全封鎖されるとは予想もしていなかった。駅・空港は封鎖され、地下鉄・バスもストップ、一般車両での市外への移動は禁止、市内での移動についても特別許可が必要となり、文字どおり、武漢市は陸の孤島となり、数日後に春節休暇で日本に一時帰国予定であった私も帰国できなくなった。

当初は、先行きどうなるかが全く見通せず、日本人コミュニティ内でも様々な情報が交錯した。武漢には日本総領事館がないので、まずはJETRO・日本商工会のメンバー(春節休暇で既に日本に一時帰国していた有志を含む。)が中心となって、武漢に残留している日本人の所在把握を進めた。その際に大活躍したのが中国のソーシャル・メディアWeChat(微信)のグループチャット機能である。様々なグループが次々と統合され、最終的には数百人のグループとなり、

残留者リスト作成や、日本政府からの情報の共有などに大きな役割を果たした。1月27日早朝には、植野特命全権公使以下、日本大使館の方々が、北京から陸路で武漢入りされ、日本政府によるチャーター便派遣に向けた作業がスタートしたが、上記残留者リストやSNSネットワークは、お役に立ったことと思う。

私自身はチャーター便第1便で帰国することになったが、今回の経験を通じ、日頃あまり意識することのない中国・日本という「国家」の存在を生々しく感じるとともに、中国当局との調整など、最前線で奮闘される外務省・大使館の皆さんの姿を目の当たりにし、改めて心強い思いをした。また、我々日本人の帰還に当たり、空港への移動用バスの手配が難航する中、ある中国人経営者が多大な協力をして下さったのを始め、多くの中国人の皆さんが、我々のことを心配し手助けをしてくれたことも忘れられない。

帰国後そのまま武漢に戻ることなく現在の会社に移ったため、いまだ武漢再訪を果たせずにいるが、新型コロナ蔓延<sup>まんえん</sup>が終息し、「老朋友」(旧友)と再会できる日を心待ちにしている次第である。



車の通行が全く途絶した  
武漢中心部大通り



空港に向かうバス運転手



空港へ向かうバスの車窓から見た  
「武漢加油」(武漢頑張れ)のサイン



## 2. 経済活動再開に向けた人の往来の再開

感染拡大が続いている国や再拡大が懸念される国がある一方で、新型コロナの経済への影響などもあり、2020年後半からは、多くの国では様々な移動制限を緩和する動きも出てきていた。しかし、2020年末以降、従来よりも感染力の強い新型コロナの変異株に対する危機意識が世界的に高まったことを受け、日本を含めた多くの国は水際措置の強化などの措置を講じた。今後、感染状況などもしっかりと見極め、国際的な人の往来をどう再開していくかが大きな課題となっている。

日本は、2020年7月以降、感染状況が落ち着いているベトナム、韓国、中国など11か国・地域との間で、長期滞在者などの往来を可能とする措置、いわゆる「レジデンストラック」を開始した。また、9月以降、シンガポール、韓国、ベトナム、中国と、ビジネスでの短期出張者を念頭に置いた「ビジネストラック」も開始した。

10月1日からは、ビジネス上必要な人材などに加え、順次、留学、家族滞在などその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定した。さらに、同月30日以降は、韓国やシンガポール、オーストラリアなど一部の国・地域について感染症危険情報をレベル3からレベル2に引き下げ、入国拒否対象地域の指定を解除した。

一方、12月以降の各国における変異株の感染拡大を受けて、日本は、国内で変異株が確認された国・地域からの入国に対する水際対策を速やかに強化してきており、2021年1月9日からは、原則全ての入国者に出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに入国時の検査を実施することとした。さらに、1月14日からは、二国間の「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」を含む全ての国・地域からの外国人の新規入国を停止している。

## 3. 国際的な新型コロナ対策の強化に向けた取組

### ワクチンや治療などの開発・調達などに向けた国際連携のリード

新型コロナの世界的な感染拡大の収束には、ワクチン・治療・診断などの開発、生産及び公平なアクセスの確保が極めて重要である。特に、ワクチンについては、供給開始直後はそのニーズの高さから、確保に向けた国家間競争が過熱している。供給に一定程度制約があるワクチンを大きな経済力を背景に一部の国が独占することがないよう、国際的な連携が求められている。日本は、国際的な枠組みへの参加や資金拠出などを通じ、国家の経済力にかかわらず、ワクチンへの公平なアクセスを確保できるよう、国際連携をリードしている。

5月、日本を含む8か国ほかの共同提案により、安全で効果があり手頃な価格のワクチン・治療・

診断の開発、生産及び公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組みとして、「ACTアクセラレータ<sup>\*3</sup>」が発足した。ACTアクセラレータの下で、ワクチン、治療、診断、保健システムの四つの柱について国際保健分野の国際機関などが分担して取組を進めており、日本は、設立初期から共同提案国としてACTアクセラレータに積極的に関与してきた。ACTアクセラレータの取組の一環として、開発途上国における予防接種を支援する官民パートナーシップであるGaviワクチンアライアンスなどによる主導の下、新型コロナのワクチンに関する包括的な資金調達及び供給調整メカニズムである「COVAXファシリティ」が立ち上げられた。COVAXファシリティは、ワクチンの購入量などを

\*3 ACTアクセラレータ: Access to COVID-19 Tools Accelerator

保証することでワクチン製造企業などと交渉し、迅速に、かつ、入手しやすい価格でワクチンを供給することを目指す仕組みである。日本は、COVAXファシリティにおける開発途上国向け枠組みである「ワクチン事前買取制度 (AMC)」に対する拠出 (2億米ドルの拠出を表明) などを通じて、開発途上

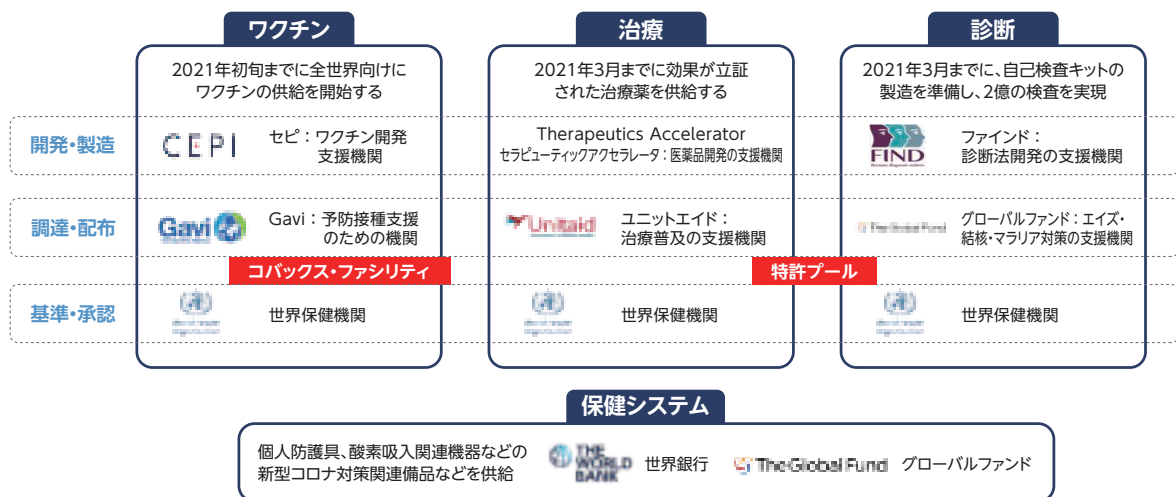
国を含む世界全体におけるワクチンへの公平なアクセスの確保に向けた支援を行っている。

加えて、COVAXファシリティの枠組みでは、開発途上国国内のコールド・チェーンの整備が十分に手当てされないことから、日本は、多国間枠組みの取組を補完すべく、ワクチンを一人ひとりに届ける

## ACTアクセラレータの概要

### ACTアクセラレータ (Access to COVID-19 Tools Accelerator) 新型コロナウイルス感染症対策の国際的枠組み

- 安全で効果があり手頃な価格の**ワクチン・治療・診断**の開発、生産及び公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み
- 2020年4月に世界保健機関 (WHO) が提案。5月、欧州連合 (EU) 主催の「新型コロナウイルス・グローバル対応サミット」にて、日本を含む8か国及びゲイツ財団が共同提案し発足。約30か国の首脳が、ワクチンなどの供給に取り組むとの意向を表明した。
- 国際保健分野の国際機関などが、四つの柱 (ワクチン・治療・診断・保健システム) を分担して取組を推進



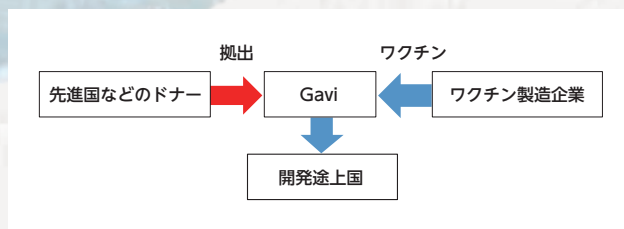
個人防護具は医療従事者の感染予防に不可欠 (写真提供：グローバルファンド (©RED/Jonx Pillemer))



◀↑日本主催ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) フレンド閣僚級会合でAMCへの拠出を表明する茂木外務大臣 (10月8日)



## COVAXファシリティにおける開発途上国向け枠組み「ワクチン事前買取制度 (AMC)」



## WHOによる対応の検証

WHOは、グローバル・ヘルスにおける中核となる機関であり、公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャー（国際保健の枠組み）を強化する上で鍵となる機関である。

新型コロナへの対応に当たって、WHOは、感染の拡大状況の追跡・把握、最前線で働く保健医療従事者への必需品の支給と情報提供のほか、ワクチン・治療・診断の開発・生産及び公平なアクセスを加速化するための国際的な枠組みにおいても主導的な役割を担っている。日本は、国際保健課題へのグローバルな対応力を強化するため、こうしたWHOの役割を支援していく考えであり、WHOのSPRP<sup>\*4</sup>（新型コロナウイルス感染症のための戦略的準備と対応への計画）への7,640万米ドルの拠出などを通じて貢献している。

一方で、WHOによる初期の新型コロナ対応に出遅れがあったとの意見が国際社会にある中で、現下の感染症危機の克服や将来の健康危機へのより良い備えのために、WHOを含む国際社会の新型コロナへの対応について公平、独立かつ包括的な検証を行う必要がある。そのため、既存の「独立監視諮問委員会（IOAC）」に加え、5月のWHO総会決議に基づき設立された「パンデミックへの備えと対応に関する独立パネル（IPPR）」や「国際保健規則（IHR）検証委員会」による検証が行われている。2021年1月には、IPPRが中間報告書を公表し、IPPRの暫定的な意

「ラスト・ワン・マイル支援」をかつてないスピードで実施している。

ワクチンの普及に加え、日本は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）に対し、2020年から2022年の3年間で8億4,000万米ドルの拠出を表明し、診断・治療の拡充を支援している。

見として、中国の初期対応に関し、最も初期段階で基本的な公衆衛生措置がとられていなかったこと、2020年1月時点で中国はより厳格な公衆衛生措置を取れたこと、WHOが十分な財源や権限を与えられておらず有効に機能し得なかったこと、WHO緊急委員会が早期に開催されず1月30日までWHOによる緊急事態宣言が発出されなかった理由が不明であること、多くの国がWHOによる緊急事態宣言の発出後も必要な措置を取らなかったことなどを指摘した。また、2021年1月から2月にかけて、新型コロナウイルスの起源に関するWHO国際調査団が、中国で新型コロナウイルスの起源に関する調査を実施した。こうした調査を通じて、新型コロナウイルスの発生起源の解明、将来の健康危機への対処能力の強化につなげていくことが重要である。

IHR検証委員会には、日本人専門家も参加しているほか、日本は、IPPRやWHO加盟国に日本の新型コロナへの対応やWHOなどの検証・改革に対する日本の考え方に関する資料を提供し、関連する議論に積極的に関与しており、WHOを始め国際保健の枠組みの検証・改革に引き続き貢献していく。

なお、2020年7月、米国のトランプ政権は1年後にWHOから脱退することを国連に通知していたが、2021年1月、バイデン新政権はこれを撤回した。日本は、今後とも、米国を始め国際社会と連携して保健課題に取り組んでいく。

\*4 SPRP: Strategic Preparedness and Response Programme



## 4. 開発途上国に対する支援

### 開発途上国の感染対策及び保健・医療システム強化に向けた支援

新型コロナの感染拡大は、人々の命・生活・尊厳を脅かし、人間の安全保障に対する危機となった。人の往来やモノの流通がグローバルに行われる中、「誰一人取り残さない」という考え方を基に、国際社会全体が連携して取り組む必要がある。加えて、保健・医療体制が脆弱な開発途上国における新型コロナ拡大防止は、在外邦人の健康・安全に直結するのみならず、日本への新型コロナ流入を予防するためにも極めて重要である。

このような観点から、日本は、無償資金協力や技術協力などの二国間協力や、国際機関を通じた協力により、開発途上国に対し、予防・診断・治療など新型コロナ対応能力の強化、<sup>きょうじん</sup>強靱で包摂的な保健システムの構築、感染症に強い環境整備などの支援を実施している。

二国間協力の枠組みでは、喫緊の課題である新型コロナ対応のみならず、開発途上国の中長期的な保健・医療体制を強化すべく、X線撮影装置、サーモグラフィ、救急車などの保健・医療関連機材供与のための無償資金協力（約480億円）などを実施している。12月末時点で93か国と交換公文を締結するなど、日本の高い技術力や知見をいかした支援をかつてないスピードで実施し、各国から時宜を得た支援として高く評価されている。

特に、ASEAN地域において、日本は、同地域の感染症対策能力強化のため、ASEAN感染症対策センターの設立を支援することを表明し、日・ASEAN統合基金に約55億円を拠出した。

また、世界では、JICAが長年能力強化を支援してきた各国の機関が新型コロナ対策の最前線で活躍している。今回の新型コロナの拡大に当たっては、過去に支援してきた機関との関係も活用し、12月までに45か国に対する医療体制整備支援などで技術協力を実施している（令和2年度第一次補正予算15億円）。その中でも、約40年前に日本の協力で設立されたガーナの野口記念

医学研究所は、ガーナのPCR検査の最大で約8割を担い、周辺国への指導も行うなど、西アフリカ地域の新型コロナ対策において中心的な役割を果たしており、JICAは同研究所に対し、機材供与などを通じて検査の迅速化・効率化に協力した。また、ベトナムでは、検査体制の中核を担う国立衛生疫学研究所や、感染患者受入れを担うチョーライ病院などの中核病院を対象に、



ラオスに対する医療関連機材引渡式（8月23日、ラオス）



ホンジュラスに対する医療関連機材引渡式（9月10日、ホンジュラス）

検査キットや人工肺・人工呼吸器などの供与や、院内感染対策への技術協力をを行い、同国の対応に包括的に貢献した。JICAでは国内協力機関や国際機関などとの連携拡大にも取り組み、更に協力を拡充していく計画である。

さらに、ウイルスの増殖を防ぐ薬として多くの国から高い関心が寄せられていたアビガン<sup>®</sup>錠について、臨床研究を国際的に拡大するため、各国からの要請を踏まえ、4月、計100万米ドルの緊急無償資金協力を決定した。人道的見地から、希望する国々に対して国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS) を通じて順次供与を行っており、12月末現在、45か国に対して供与し、各国から謝意が表明されている。

国際機関と連携した支援としては、日本は、国連開発計画 (UNDP) や国連児童基金 (UNICEF)、国連女性機関 (UN Women) などを通じ、新型



野口記念医学研究所 (ガーナ) における人材育成支援  
(写真提供: JICA/飯塚明夫)



医療機材を供与したベトナム国立衛生疫学研究所 (写真提供: JICA/吉田勝美)



UNDPを通じたスーダンに対する衛生物資供与  
(写真提供: UNDP)



UNICEFを通じたミャンマーに対する手洗い支援  
(写真提供: UNICEF)

コロナ拡大防止・予防のため、開発途上国の医療・保健従事者への技術支援や物資支援といった緊急支援、新型コロナウイルスの社会的・経済的影響の緩和のための支援などを実施している。

例えば、UNDPを通じスーダンにおいて、首都ハルツーム郊外にあるウンバダ病院とその周辺地域に対して、ハンドソープなどの保健衛生関連物資を配布した。この病院は、日本の無償資金協力により建設され、2018年11月にスーダン側に引き渡されたもので、今回の新型コロナ対策支援において、UNDPがJICAと連携して同病院に物資を供与するとともに、コミュニティに対して衛生に関する啓蒙活動を実施している。

日本は、12月末までにUNDPを通じた29か国への支援、UNICEFを通じた66か国への支援、UN Womenを通じた13か国への支援などを実施している。

さらに、外務省は、開発途上国における新型コロナウイルスの影響を低減させるため、国連ボランティア計画 (UNV) と共に、日本人を国連ボランティアとして派遣する事業を立ち上げた。本事業では、



UNVの選考過程を経て選ばれた10人を超える日本人が、アフリカ（エチオピア、ケニア、ジンバブエ、ナミビア、マダガスカル及びマラウイ）やアジア（ウズベキスタン、ネパール、東ティモール及びミャンマー）において、国際機関の現地事務所が取り組む新型コロナ対策の一環として、保健、衛

生、社会経済の回復といった様々な分野における業務に従事することとなった。これらの日本人は、8月以降、派遣先機関との調整や渡航の準備を経て、順次、最大8か月の任期で現地に派遣されている。



## 日本人国連ボランティアの活躍

国連ボランティア (UNV) 本田 悠里

国際移住機関 (IOM) ネパール事務所 プロジェクト・サポート・オフィサー

新型コロナの拡大は世界中の人の移動に大きな影響を与えています。その中でも移民は、滞在国での収入減や失職、適切な医療へのアクセスの欠如などに直面し厳しい状況に追い込まれています。国際移住機関 (IOM) は、新型コロナ流行下でより脆弱な立場に置かれる移民への支援を展開しています。私が勤務するIOMネパール事務所では、感染拡大対策における人口移動マッピング調査を実施しています。調査ではインドとの国境沿いの県において、出入国地点や病院、学校、市場や伝統医療の診療所など特に人の移動が多い拠点でインタビューを行い、スクリーニング設備や検温チェック実施状況、感染者が見つかった際の対応などについて情報収集を行いました。その結果、保健設備の強化や職員への防疫トレーニングの必要性が明らかとなり、今後地方自治体と協力し取り組んでいく予定です。私は主に報告書作成を担当していますが、同僚が移動制限や感染リスクと隣り合わせで収集した貴重なデータを、説得力のある形で行政側に提供する責任を感じながら業務を行っています。

国民の多くが海外への出稼ぎで収入を得ているネパールは、新型コロナの影響で多くの労働

者が失業し帰国を余儀なくされています。地元でネパール人から「家族が日本で働いている」とよく話しかけられますが、帰国ができない家族の健康を案じる声も多く、新型コロナ流行下での外国人労働者の現状を肌で感じました。ネパールでは誤った認識から帰国者がコミュニティ内で差別や迫害を受けているという報告もあり、感染拡大対策と保健監視能力の強化は喫緊の課題です。「誰一人取り残さない」という国連のアプローチの下、その一員として貢献できるよう尽力したいです。



出入国地点を管轄する地方自治体及び保健省の関係者との意見交換（筆者左手前）（写真提供：IOM）

## 開発途上国の経済活動の維持・活性化・強靱化に向けた支援

新型コロナの世界規模での拡大及びそれに伴う経済社会活動の停滞は、人の往来やモノの流通がグローバルに進展している今日、全ての国の経済・社会にとって大きな脅威である。特に、経済的基盤が脆弱な開発途上国にとって、新型コロナによる経済的・社会的影響は大きく、開発途上国の経済活動の維持・活性化・強靱化を支援することは、国際社会全体が一致して取り組むべき課題である。日本は、二国間借款の供与や、債務支払を猶予する国際的なイニシアティブの実施を通じ、開発途上国の経済活動の再興を後押ししている。

日本は、フィリピン、インドネシア、インド（各500億円）など、日本経済と密接に関連するアジア・大洋州を中心とする開発途上国に対して、経済対策などに要する資金を機動的に供給するため、2020年4月から2022年3月までの2年間で最大5,000億円の新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款を設立した。同円借款は、低い金利（0.01%）、アンタイド<sup>\*5</sup>の調達条件など、開発途上国に有利な条件で供与することで、新型コロナの感染拡大の影響を受けるアジア・大洋州などの開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献している。

さらに、2020年12月、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（12月8日閣議決定）を踏まえ、緊急支援円借款を拡充し、日本と地理的・経済的接点が多いアジア・大洋州を中心とする開発途上国に対し、保健システム強化や経済の維持・活性化に要する資金を機動的に供給することとしている。

また、特に財政状況が最も脆弱な開発途上国においては、海外からの直接投資が最大45%減少することが見込まれるなど、マクロ経済環境の悪化を引き起こし、多くの国で債務返済負担が増加している。こうした状況を踏まえ、2020



モンゴルに対する緊急支援円借款に関する署名式  
（10月9日、モンゴル）

年4月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議及び主要債権国の集まりであるパリクラブは、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）<sup>\*6</sup>に合意し、2020年5月1日から同年12月31日までの間に支払期限が到来する低所得国の公的債務の支払を猶予した。同年10月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブは、DSSIを延長し、2021年1月1日から2021年6月末までの間に支払期限が到来する低所得国の公的債務の支払も猶予対象に含めることに合意した。日本としても、この合意を透明性高く着実に実施していく。

さらに、2020年11月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブは、多くの低所得国における新型コロナ危機の規模、顕著な債務脆弱性及び経済見通しの悪化を踏まえ、国毎の事情に応じ、DSSIを越える債務措置が必要となり得るとの認識の下、「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」を承認した。「共通枠組」は、全ての公的な二国間債権者が参加し、共通の条件で債務措置を実施すること、民間債権者が公的債権者と少なくとも同程度の措置を実施することなどを明確にしており、今後は全ての債権者が「共通枠組」に沿った債務措置を確実に実施していく必要がある。

<sup>\*5</sup> アンタイド：物資及びサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のこと。一方、タイドは、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指す。

<sup>\*6</sup> DSSI: Debt Service Suspension Initiative



## 5. 日本の状況や取組に関する対外発信

新型コロナへの対応の一環として、感染者数の動向や感染拡大防止策などを始めとする国内の状況・取組のほか国際協力などについて国際社会に発信し、正確な理解を得ていくことも重要である。この観点から、外務省では、本省及び在外公館の双方において、適時・適切な対外発信に取り組んでいる。

本省においては、外務大臣と各国外相との会談で、日本の支援やワクチンに関する国際連携の重要性などについて説明を行うとともに、4月以降、外務大臣の定例記者会見を日本語と英語でライブ配信し、水際対策の現状などについてリアルタイムでの発信を行っている。また、関係省庁と連携しつつ、在京外国プレス向けの記者会見を12月末までに延べ18回実施したほか、日本の新型コロナ対策の取組や技術、国際的な協力の事例などを紹介する広報コンテンツの制作・配信にも取り組んでいる。



茂木外務大臣  
による定例記者  
会見のライブ  
配信

在外公館においても、館としての情報発信に加えて、関係省庁や日本の専門家などの協力を得ながら、王立国際問題研究所（英国）やジョンズ・ホプキンス大学（米国）など海外のシンクタンクや大学と連携したオンラインセミナー、BBC（英国）やウォール・ストリート・ジャーナル紙（米国）など海外メディアと協力した番組や記事の制作などに取り組み、最新の科学技術を使った飛沫感染に関する研究結果など日本の知見や取組を各国に共有している。

## 6. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて

2020年11月16日、菅総理大臣は、来日したバッハIOC会長による表敬において、人類がウイルスに打ち勝った証<sup>あかし</sup>として、また、東日本大震災から復興しつつある姿を世界に発信する「復興オリンピック・パラリンピック」として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を実現する決意であると述べた。これに対し、バッハ会長は、同大会は世界全体に資するものであり、同大会を必ず実現し、成功させると応答し、両者は、安全・安心な大会に向け、今後とも緊密に協力していくことで一致した。

また、2021年3月16日、茂木外務大臣は、ブリンケン米国国務長官との日米外相会談において、同大会の開催に向けた日本の決意を表明し、ブリンケン国務長官からの支持を得るとともに、両外相は、同大会の成功に向け今後とも緊密に協力していくことで一致した。

外務省としても、政府全体の取組に貢献し、同大会の成功のため取り組んでいく考えである。



バッハIOC会長の表敬を受ける菅総理大臣  
(11月16日、東京 写真提供：内閣広報室)



日米外相会談（2021年3月16日、東京）

# 2020年の国際情勢と 日本外交の展望

日本が政治、安全保障及び経済上の国益を確保し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づいた、日本にとって望ましい国際秩序を維持・発展させていくためには、国際情勢の変化を冷静に把握し、その変化に対応しながら、戦略的に外交を展開していく必要がある。

以下、日本を取り巻く国際情勢認識及び日本外交の展望について概観する。

## 1-1 情勢認識

世界は今、時代を画する変化の中にある。国際社会におけるパワーバランスの変化が加速・複雑化する中、経済安全保障などの新たな課題や、宇宙、サイバーなど新領域における脅威が顕在化するなど、安全保障上の課題が広範化・多様化し、もはやどの国も、一国のみで自国の平和と安全を守ることができなくなっている。

同時に、グローバル化の急速な進展への反動が広がり、米国や欧州など、これまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義・内向き志向が顕著となっている。また、力を背景とした一方的な現状変更の試みやテロ及び暴力的過激主義の拡大などにより、日本を含む世界の安定と繁栄を支えていた自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序が挑戦を受けている。

そうした中、新型コロナウイルス感染症（以

下「新型コロナ」という。）の世界的拡大に伴い、人間の安全保障が脅かされるとともに、上述した傾向が増幅され、世界各地で経済社会の変革をもたらしている。

### (1) 中長期的な国際情勢の変化

#### ア パワーバランスの変化

新興国の台頭などに伴い国際社会のパワーバランスは大きく変化し、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が更に顕在化している。こうした中、新型コロナ危機に乗じた現状変更の試みが見られるなど、普遍的価値に対する挑戦は厳しさを増し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大している。

#### イ 脅威の多様化と複雑化

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、深刻化する国際テロといった脅威は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。

同時に、近年、安全保障の裾野が経済・技術分野にも一層拡大していることを踏まえ、これらの分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。取り分けIoT（モノのインターネット）、5G（第5世代移動通信システム）、AI（人工知能）、量子技術など、今後の社会や国民生活の在り方に本質的な変化をもたらし得る新たな技術革新が進展している。各国は、国の競争力に直結するこれらの技術開発にしのぎを削るとともに、技術を安全保障領域

に応用する動きを活発化させており、今後、イノベーションの成否が安全保障環境にも大きな影響を与えることが予測される。

また、近年の科学技術の進歩により、宇宙・サイバー空間における活動が活発化しているが、これは大きな機会とともに新たなリスクや脅威も生み出しており、国際的なルール作りが安全保障上の観点からも課題となっている。

## ウ 世界経済の動向

### （保護主義、内向き傾向の顕在化、経済摩擦）

世界経済は、グローバル化やデジタル技術を始めとするイノベーションの進展とともに、世界的なサプライチェーンと金融システムの発達により、これまで以上に相互依存が深まっている。これにより、一地域における経済ショックや商品相場の変動などが、他の地域又は世界経済全体に及ぼす影響が増大している。加えて、AI、ロボティクス、ビッグデータなどに代表される、第4次産業革命による情報通信技術の革新的な進歩は、国際経済秩序に一層の変容を迫っている。また、国境を越えた経済活動を更に円滑なものとするため、ルールに基づいた経済秩序の維持・構築の必要性が一層高まっている。

一方、グローバル化に逆行する動きとして広がった保護主義や内向き志向は、引き続き世界各地で見られる。その背景は、国内所得格差の拡大、雇用の喪失、移民の増加、地球環境問題など一様ではないが、新型コロナの感染拡大により、その傾向は一層顕著となっている。

## エ 地球規模課題の深刻化

国際社会全体の開発目標である「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>1</sup>」が、その第一の目標として掲げているのが貧困の撲滅である。新型コロナ危機により、新たに貧困に陥る人や、より深刻な貧困状態に陥る人が世界的に増え、より脆弱な人々にとっての負の影響が甚大になる中で、人間の安全保障の観点からも貧困の撲滅に向けた取組を改めて加速する必要がある。

また、感染症は、人々の生命・健康を脅かし、社会全体に大きな影響を及ぼす深刻な課題である。グローバル化により国境を越える人の移動が飛躍的に増加し、感染症の流行・伝染の脅威も深刻さを増している。2019年12月以降、世界各地で猛威を振るっている新型コロナの勢いは衰えておらず、2021年1月には世界全体の累計感染者数が1億人を突破した。引き続き世界経済にも甚大な影響を及ぼしており、ワクチン接種が進むことに伴う経済社会活動の再開に期待がかかっている。

さらに、今後も気候変動の影響により自然災害が激甚化することが予想されており、特に脆弱な環境にある人々に深刻な影響をもたらすことが懸念されている。新型コロナ危機からの復興においても、気候変動対策に注目が集まっている。

これらの地球規模課題を解決するためには、SDGsへの取組を着実に実施し、科学技術・イノベーションを積極的に活用して、社会・経済・環境分野の課題に統合的に取り組むことが重要である。

## （2）大変厳しい状況にある東アジアの安全保障環境

日本を取り巻く安全保障環境は、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。また、日本の周辺には、質・量ともに優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

## ア 北朝鮮による核・ミサイル開発

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。北朝鮮は、2019年に引き続き、2020年3月に4回、2021年3月にも弾道ミサイルの発射を行った。また、10月の朝鮮労働党創建75周年記念閱兵式や2021年1月の朝鮮労働党第8回大会

1 SDGs : Sustainable Development Goals



記念阅兵式では、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。

## イ 中国の透明性を欠いた軍事力の強化と一方的な現状変更の試み

中国の平和的な発展は、日本としても、国際社会全体としても歓迎すべきことである。しかし、中国は国防費を継続的に増大させ、透明性を欠いたまま軍事力を広範かつ急速に強化・近代化しており、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優勢の確保を目指している。また、東シナ海、南シナ海などの海空域で、既存の海洋法秩序と相容れない主張に基づく行動や力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続している。

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入事案が続いており、これら船舶による領海侵入時間や接続水域内の航行日数が過去最長を更新し、日本漁船への接近事案が繰り返し発生している。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡大・活発化している。さらに中国は、排他的経済水域及び大陸棚の境界が未画定の海域で、一方的な資源開発を継続するとともに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域で、中国による日本の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動も多数確認されている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結する、国際社会の正当な関心事項である。中国は、南シナ海で、「南沙区」や「西沙区」と呼ばれる新たな行政区の設置を発表し、また、埋め立てられた地形の一層の軍事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現状変更の試み、さらにはその既成事実化を一段と進めている。また、中国は、度重なる軍事演習の実施やミサイルの発射など、地域の緊張を高める行動を継続している。

## 1-2 米国と中国を中心とする動き

### (1) トランプ政権からバイデン政権への移行

#### ア トランプ政権下での米国

トランプ大統領の任期最後の年となった2020年の米国は、新型コロナの感染拡大及び人種問題をめぐる分断を始め、大きな困難に直面した。

1月下旬に米国初の新型コロナ感染者が確認され、同月31日、トランプ大統領は公衆衛生緊急事態を宣言した。しかし、3月に入ってから米国内の感染は急速に拡大し、同月下旬には累積感染者数が中国を抜き、米国が世界最大の新型コロナ感染国となった。これに伴い、米国全土で外出禁止令や経済活動制限措置が採られ、それまで好調であった米国経済は大きく後退した。感染拡大前の2月には約60年ぶりの低水準（3.5%）を記録していた失業率は、4月には戦後最悪の水準（14.8%）へと急速に悪化し、2020年の実質GDP成長率も前年比でマイナス3.5%と、1946年（マイナス11.6%）に次ぐ、戦後2番目のマイナス成長となった。

同時に、これまで米国社会に暗い影を落としていた人種差別に対する抗議運動が、全米で激しさを増した。5月、ミネソタ州において黒人男性ジョージ・フロイド氏が白人警官により首を膝で圧迫され死亡する事件が発生した。フロイド氏が地面に押さえつけられながら「息ができない」と懇願する動画が拡散し、人種差別への抗議行動が「ブラック・ライブズ・マター」運動として全米各地に拡大した。警官との衝突などにより多くの逮捕者、一部の都市では死傷者が発生し、南北戦争の南軍将軍の銅像を始め歴史的人物の像の撤去や破壊なども相次いだ。さらに8月、ウィスコンシン州で白人警官による黒人男性ジェイコブ・ブレイク氏銃撃事件が発生し、抗議行動は再燃した。トランプ大統領は、「ブラック・ライブズ・マター」運動に関し、極左や無政府主義者による暴動から国民を守るとして、「法と秩序」の維持を最優先に厳しく対処する立場を採ったことから、人種間格差や「法と秩序」の維持が大統領選の大きな争点となった。

このように国内で大きな課題を抱える中、



トランプ政権は外交面において、米国第一主義を掲げ、独自の外交政策を推進した。トランプ政権はこれまでに国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連人権理事会、パリ協定などから脱退・離脱していたが、加えて7月には世界保健機関（WHO）から1年後に脱退する旨を国連に通告するに至った。また、7月にドイツ駐留米軍を削減する計画を発表するなど、北大西洋条約機構（NATO）との距離も開いた。

## イ バイデン政権の誕生

11月3日の大統領選挙の一般投票の結果、バイデン前副大統領が史上最多となる8,100万を超える票を獲得し、2021年1月20日にバイデン政権が誕生した。バイデン大統領は、就任前から国際協調路線を打ち出すとともに、新政権の最重要課題として新型コロナ対策、経済再建、人種間平等、気候変動対策などを掲げた。就任初日には大統領令を始めとする17もの行政措置に署名し、WHO脱退の撤回やパリ協定への復帰を始め、トランプ前政権の措置を撤回するなど、新たな米国の姿を内外に対して示した。また、2021年2月8日には、トランプ政権下で脱退した国連人権理事会への復帰が表明された。

バイデン政権に対する米国内外からの期待は高いが、新政権は困難な舵取り<sup>かじ</sup>を迫られている。米国における新型コロナ感染者数は世界最多であり（2021年3月時点で2,800万人超）、長引く新型コロナとの闘いが米国経済に影を落としている。また、大統領選挙と同日に行われた連邦議会選挙において民主党が上下両院で多数派を確保し、新政権にとって追い風となったが、両院共に議席数の差は僅かであり、新政権がその公約を前進させるために議会共和党とも協力を進められるかが注目される。さらに、2021年1月6日の連邦議事堂への暴徒の乱入事案などに象徴されるように、米国社会の分断は深刻さを増しており、米国民をいかに結束させられるかが問われている。

## (2) 中国の更なる台頭

近年、中国は、経済、軍事・安全保障、外交を始め、様々な分野で顕著な台頭を見せている。

新型コロナの影響により、中国経済は1992年以来で初のマイナス成長を一時記録したものの、生産や投資、輸出が牽引<sup>けんいん</sup>する形で経済の回復が進んだ。主要各国の経済が軒並みマイナス成長となる中、中国の2020年の実質GDP成長率は2.3%とプラス成長となった。

また、中国の国防費は過去30年間で約44倍に増加している。米国国防省が9月に発表した年次報告書によれば、造船、陸上発射型の通常弾道・巡航ミサイル、統合防空システムを含め、いくつかの分野では、中国は既に米国と同等かそれを上回る能力を得ているとされている。

さらに中国は、トランプ前政権が米国第一主義を掲げる中、外交面においても国際社会における影響力の拡大を図った。例えば、4月、トランプ大統領がWHOへの拠出停止を表明した後、中国政府はWHOへの3,000万米ドルの追加拠出を発表した。また、習近平<sup>しゅうじんぺい</sup>国家主席がワクチンを「世界の公共財」とすると表明するなど、中国は、新型コロナの世界的感染拡大を受け、医療物資やワクチンの供与を積極的に外交に活用している。さらに、2021年1月には中国海警局の海上権益擁護法執行の任務などを規定する「中国海警法」が全人代常務委員会において可決、翌2月に施行されるなど、中国の海上権益擁護のための法整備も進めている。

## (3) 米中関係

2020年、トランプ前政権下における米中関係は、緊張の度合を深めた。2019年に続き、両国は通商問題や先端技術<sup>たいしん</sup>をめぐる競争など様々な分野で厳しく対峙し、それは政治、外交、軍事・安全保障、メディア、教育などにも及び、相手国への非難や制裁が頻発した。例えば、米国連邦議会では、6月に「ウイグル人権政策法」、7月に「香港自治法」が成立するなど中国に対する厳しい制裁を含む対応を求める声が高まったほか、安全保障上の懸念などを理由に、多くの中国企業に対して規制が強化され

た。また、米国が7月末にスパイ活動と知財窃取の拠点であるとして、ヒューストンにある中国総領事館を閉鎖させると、これに対抗して中国も成都にある米国総領事館を閉鎖させた。さらに、新型コロナをめぐっても、トランプ大統領は「中国ウイルス」と表現するなど、ウイルスの蔓延拡大に対する中国の責任を強調した。また、2021年1月には、米国は、新疆ウイグル自治区における人権状況を「ジェノサイド（集団殺害）」と判断した。

バイデン政権は、厳しい対中姿勢を基調としながらも、国際保健をめぐる課題や気候変動問題など協力できる分野では協力を模索することが予想される。2021年2月、バイデン大統領就任後初めての米中首脳電話会談が行われ、米 국무省は、バイデン大統領が中国の強圧的で不公正な経済慣行、香港での弾圧、新疆ウイグル自治区での人権侵害、台湾を含む地域での強圧的行動に対する懸念を強調したと発表した。一方、中国側発表によれば、習近平国家主席は、協力は米中双方の唯一かつ正しい選択肢と述べ、各種の対話メカニズムの再構築を提案するなど、新政権との協力関係の構築に期待をにじませた。世界第1位、第2位の経済大国である米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体に関わる問題であることから、引き続き今後の動向が注目される。

## 2 日本外交の展望

世界が大きな変化と課題に直面する中で、日本は、各国との連携を図りながら、従来以上に大きな責任と役割を果たさなければならない。取り分けポスト・コロナの世界を見据え、多国間主義を尊重し、安全保障や経済面でも、自由で、公正な秩序、ルールの構築に向け、主導的な役割をより一層果たすことが日本に求められている役割である。このような認識の下、日本は、在外公館の数と質の両面の強化を含め外交実施体制の強化に取り組み、引き続き国益の増進に全力を尽くすとともに、国際社会の平和と繁栄に貢献していく。また、日本の政策・取組・

立場に対する理解と支持を拡げるため、パブリック・ディプロマシーを一層力強く展開していく。

### (1) 「包容力と力強さを兼ね備えた外交」

日本にとって望ましい、安定かつ予見可能性が高い国際環境を創出していくためには、外交努力をもって世界各国及び国際社会との信頼・協力関係を築き、国際社会の安定と繁栄の基盤を強化し、脅威の出現を未然に防ぐことが重要である。この観点から、外務省は国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、「包容力と力強さを兼ね備えた外交」、すなわち、多様性を尊重し、その中で日本が国際社会での調整力を発揮していくと同時に、事に臨んでは毅然とした対応を取る外交を展開してきた。

安倍総理大臣は2012年12月の二次政権発足以降、9月の退任までに80か国・地域（延べ176か国・地域）を訪問した。また、新型コロナ感染拡大下にあって、菅総理大臣は、9月の就任後、初の外遊としてベトナム及びインドネシアを訪問した。また、茂木外務大臣は、2019年9月の就任以来、34か国・地域（延べ35か国・地域）を訪問するとともに、120回を超える電話・テレビ会談を実施した（2021年1月末時点）。この結果、国際社会における日本の存在感は着実に高まり、菅総理大臣と各国首脳、茂木外務大臣と各国外相との個人的な信頼関係も深まっている。

日本は今後とも国際社会の安定勢力として、各国のリーダーと信頼関係を築き、日本の国益を増進するとともに、世界の平和と繁栄のため国際社会を主導していく。

### (2) 日本外交の七つの重点分野

日本は、日本の国益を守り増進するため、①日本外交・安全保障の基軸である日米同盟の強化、②「自由で開かれたインド太平洋」の推進、③中国・韓国・ロシアといった近隣諸国外交、④北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、⑤中東情勢への対応、⑥新たなルール作りに向けた国際的取組の主導及び⑦地球規模課題への対応を中心に、外交に取り組んでいく。

## 【1 日本外交・安全保障の基軸である日米同盟の強化】

日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、地域と国際社会の平和と繁栄にも大きな役割を果たしている。地域の安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中で、日米同盟はこれまで以上に重要になっている。

2021年1月に発足したバイデン政権の間でも、日米同盟を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、新型コロナウイルス対策、気候変動問題、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決に向け、緊密に連携していく。

また、普天間飛行場の辺野古<sup>へのこ</sup>への移設や在沖縄海兵隊のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減のため、今後とも日米で緊密に連携して取り組んでいく。

## 【2 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)<sup>2</sup>」の推進】

インド太平洋は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であると同時に、各国の「力」と「力」が複雑にせめぎ合い、力関係の変化が激しい地域でもある。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

こうした観点から、日本は、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ戦略的に推進してきている。この構想は今や、米国、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州の主要国とも共有され、国際社会において幅広い支持を得つつあり、様々な協議や協力が進んでいる。ポスト・コロナの時代に向けて、このビジョンの意義、重要性はますます高まっており、二国間や日米豪印を含む様々な多国間対話の機会を捉え、より多くの国々に連携を広げていく。

## 【3 中国・韓国・ロシアといった近隣諸国外交】

日本の平和と繁栄を確保していく上では、近隣諸国との間で安定的な関係を築いていくことが重要となる。

### 〈中国〉

東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つである。安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。今後も首脳間を含むハイレベルで緊密に意思疎通を行い、中国との安定的な関係を構築していく。

同時に、中国との間には、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の具体的行動を強く求めていくことが重要である。東シナ海で継続・強化される中国による力を背景とした一方的な現状変更の試みは断じて認められず、引き続き、関係国との連携を強化しつつ、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

### 〈韓国〉

韓国は重要な隣国であり、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓、日米韓の連携が不可欠である。しかしながら、2020年以降も、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより、日本側にとって受け入れられない状況が続いている。特に、2021年の元慰安婦等によるソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、断じて受け入れることはできない。日本政府として、両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、国際法違反の状態の是正を含め、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていく。

2 FOIP : Free and Open Indo-Pacific



## 〈ロシア〉

インド太平洋地域の戦略環境が大きく変化しつつある中で、ロシアと安定的な関係を構築することは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要であり、日本としてロシアとの関係を重視する姿勢に変わりはない。一方、日露関係にとって最大の懸案である北方領土問題が、戦後75年以上を経過した今も未解決のままとなっている。日露両首脳の高いリーダーシップの下、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、引き続き、ロシアとの交渉に粘り強く取り組んでいく。

## 【4 北朝鮮をめぐる諸懸案への対応】

日本は、2002年の日朝平壤<sup>ピョンヤン</sup>宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、様々な取組を進めている。日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携し、中国やロシアを含む国際社会と協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、朝鮮半島の非核化を目指していく。

また、北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。日本は、拉致問題の解決を最重要課題と位置付けており、引き続き米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

## 【5 中東情勢への対応】

日本は、原油の約9割を中東地域から輸入しており、中東地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との良好な関係を維持、強化していくことは、日本の平和と繁栄のために極めて重要である。こうした観点から、日本は、近年、経済のみならず、政治・安全保障、文化・人的交流を含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強化に努めている。近年では中東地域で高い緊張状態が継続しており、日本は、中東地域の

緊張緩和と情勢安定化に向けて積極的に取り組んでいく。また、日本関係船舶の安全確保のために2020年から中東の海域における自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動を実施しており、引き続き中東地域における日本関係船舶の安全確保に取り組んでいく。

## 【6 新たなルール作りに向けた国際的取組の主導】

世界経済は、保護主義の台頭や、貿易上の紛争といった課題に加え、新型コロナウイルスに伴う経済活動の停滞や需要の急減、人の移動の制限といった課題に直面している。こうした中、2020年11月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の署名、2021年1月には、日英包括的経済連携協定（日英EPA）の発効に至るなど、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続している。引き続き、日本の平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるべく、RCEP協定の早期発効及びその確実な履行の確保、2021年の環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会議長国としてのTPP11協定の着実な実施及び拡大に向けた取組、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

また、ポスト・コロナで重要性が増すデジタル分野においては、G20大阪サミットで議長国として立ち上げた「大阪トラック」を国際的に推進し、データ流通の共通のルール作りを主導していく。サイバーや宇宙といった新領域や、技術革新の進展によって裾野が広がる経済・技術分野の安全保障といった新たな分野においても、既存の国際法が適用されることを前提としつつ、国連などにおける活動を通じて、新たな国際的なルール作りに力を入れていく。さらに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」など、日本がG20大阪サミットで打ち出した原則・ビジョンの普及・具体化に向けて、引き続き国際的な指導力を発揮していく。

## 【7 地球規模課題への対応】

平和構築、テロ、軍縮・不拡散、法の支配、人権、女性のエンパワーメント及びジェンダー

平等、防災、国際保健、環境・気候変動問題など地球規模課題は、一国のみで対応できるものではなく、国際社会が一致して対応する必要がある。日本は、国際社会において自由、民主主義、人権、法の支配を普遍的価値として尊重し、脆弱な立場に置かれた人々を大切に、個人がその潜在力を最大限いかすことができる社会を実現すべく、人間の安全保障の考えの下、引き続き国際貢献を進めていく。また、SDGsの達成に向けた国際社会の取組を主導すべく、国内外で具体的な取組を一層加速させていく。

### 〈国際保健〉

保健分野は、個人を「保護」し、その「能力を開花」させるという、人間の安全保障の具現化において極めて重要である。「誰の健康も取り残さない」との考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を推進するため、これまで日本は、各国や国際機関と協力しながら、感染症対策や母子保健、栄養改善などの大きな成果を上げてきた。新型コロナの感染拡大に伴い、日本は開発途上国に対して、新型コロナ対策のための保健・医療サービスの提供に加え、ASEAN感染症対策センター設立への支援を始め、中長期的な観点からの良質、強<sup>きょうじん</sup>靱で包摂的な医療・保健システムの構築に必要な支援を行っている。また、2021年には東京栄養サミット2021を主催予定であり、栄養改善に向けた国際的取組を推進する。

### 〈気候変動〉

気候変動問題への取組は、新型コロナ危機からの復興の文脈でも重要性を増している。国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）（2018年）においてパリ協定の本格運用に向けた実施方針が採択されたが、市場メカニズムの実施指針の交渉についてはCOP25（2019年）でも合意に至らず、依然として継続検討となっている。パリ協定が目指す脱炭素社会の実現のため、2021年のCOP26に向け、引き続き国際社会をリードしていく。

### 〈軍縮・不拡散への積極的取組〉

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。日本は、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」などを通じて核兵器国と非核兵器国の間の橋渡しに努めつつ、核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を重ねてきている。

さらに、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通じて、不拡散政策にも力を入れている。日本は国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化を重視しており、2021年8月に開催が見込まれるNPT運用検討会議が意義ある成果を収めるよう、国際的な議論に積極的に貢献していく。

### 〈国連・国際機関との連携強化と国連安保理改革〉

日本はこれまで、国連平和維持活動（PKO）を通じた貢献や、国連安全保障理事会（安保理）非常任理事国を国連加盟国中最多の11回務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきた。創設から75年が経過した現在、国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題であり、日本は今後とも国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、働きかけを行っていく。また、日本の常任理事国入りが実現するまでの間も国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるべく、2022年安保理非常任理事国選挙での当選を目指している。

さらに、日本は国連を始め国際機関が様々な課題に取り組む上で、政策的貢献や分担金・拠出金の拠出に加え、広い意味での人的貢献を行っており、日本人職員の増員、幹部職員ポストの獲得にも努めていく。

### 〈アフリカ〉

アフリカは、近年成長が著しい一方、多くの課題に直面している。日本は、1993年に世界に

先駆けて立ち上げたアフリカ開発会議（TICAD）を通じ、アフリカの開発に貢献してきている。TICADを通じたアフリカの保健・医療体制を中長期的に支える日本の取組は、今般の新型コロナウイルス流行下において真価を発揮している。新型コロナウイルスが保健・医療面を始めとするアフリカの

開発課題を浮き彫りにする中、日本は、2022年にチュニジアで開催されるTICAD8を見据え、日本の強みや日本らしさをいかした取組を通じ、アフリカとの関係を強化し、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押ししていく。

## 特集

### 日米豪印外相会合

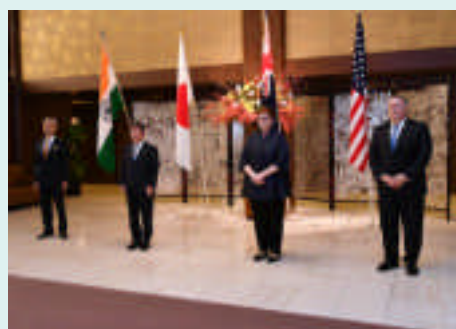
日米豪印4か国は、基本的価値を共有し、地域において責任を有するパートナーとして、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を強化していくという目標を共有しています。この目標に向け、大きな役割を果たすのが「自由で開かれたインド太平洋」構想です。その実現のため、4か国はこれまでも、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策などの共通の課題につき具体的な協力を進めるために幅広く議論を行ってきました。

そのような中、10月6日、ペイン・オーストラリア外相、ジャイシャンカル・インド外相、ポンペオ米国国务長官が東京の飯倉公館に集まり、茂木外務大臣主催の下で、日米豪印外相会合と夕食会が開催されました。4名の外相が会合を持つのは、2019年9月に国連総会の機会にニューヨークで開催された第1回会合に続き2回目ですが、今回は、国際会議などに合わせたものではなく単独で開催される初めての会合となりました。また、同会合は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の発生・拡大後、初めて日本で行われる閣僚レベルの国際会議となり、必要な感染防止措置を講じた上で開催されました。

会合においては、新型コロナの発生・拡大に伴い顕在化した諸課題への対応について意見交換を行い、保健・衛生やデジタル経済を始めとする分野での新たな国際ルール作りなどの課題について引き続き連携していくことを確認しました。また、「自由で開かれたインド太平洋」は地域の平和と繁栄に向けたビジョンであり、ポスト・コロナの世界を見据え、ますますその重要性を増しているとして、その実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を確認しました。加えて、北朝鮮や東シナ海・南シナ海を始めとする地域情勢についても意見交換を行いました。さらに、今後、この外相会合を定例化するとともに、来年の適切なタイミングで次回の会合を開催することでも一致しました。

新型コロナの世界的な感染拡大に伴い、様々な分野で既存の国際秩序が挑戦を受けていますが、そうした中、志を同じくする4か国の外相が、現在の情勢認識や今後の対応策について、しっかり時間をかけて率直な意見交換を行うことができたことは、正に時宜を得たものでした。

日米豪印は、緊密なパートナーとして、インド太平洋を自由で開かれたものとし、地域の安定と繁栄を確保するため、引き続き様々な協力を着実に進めていきます。



第2回日米豪印外相会合に出席する4か国の外相（10月6日、東京）



会合前に菅総理大臣を表敬する米豪印の外相（10月6日、東京 写真提供：内閣広報室）



日米豪印外相会合の様子（10月6日、東京）



# 第2章

## 地域別に見た外交

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1節 | 「自由で開かれたインド太平洋」の推進 | 26  |
| 第2節 | アジア・大洋州            | 31  |
| 第3節 | 北 米                | 81  |
| 第4節 | 中南米                | 91  |
| 第5節 | 欧 州                | 99  |
| 第6節 | ロシア、中央アジアとコーカサス    | 117 |
| 第7節 | 中東と北アフリカ           | 124 |
| 第8節 | アフリカ               | 135 |

## 第1節

# 「自由で開かれたインド太平洋」の推進

### 1 総論

インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域であり、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核である。しかし同時に、各国の「力」と「力」が複雑にせめぎ合い、力関係の変化が激しい地域でもあり、また、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業といった様々な脅威にも直面している。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

日本は、2007年に安倍総理大臣がインドの国会においてインド洋と太平洋の「二つの海の交わり」に関する演説を行うなど、かねてからインド洋と太平洋を総体として捉える考え方の重要性を強調してきた。2016年8月には、こうした考え方を構想として結実させ、ケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の基調講演の機会に、安倍総理大臣が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）<sup>1</sup>」を対外発表した。同演説において、安倍総理大臣は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「2つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズ

ムであり、日本はアジアとアフリカの繁栄の実現に取り組んでいくと述べた。

日本は、自ら提唱した「自由で開かれたインド太平洋」を具体化していくため、当初、東アフリカと歴史的に結び付きの強いインド、同盟国である米国、オーストラリアなどとの戦略的連携を一層強化すべく取り組んだ。

インドとの間では、2016年11月に、モディ首相の訪日に際して、日本の「自由で開かれたインド太平洋」とインドの「アクト・イースト政策」を連携させて相乗効果を高めることにより、インド太平洋地域の安定と繁栄を主導することで一致した。

米国との間では、2016年12月に、安倍総理大臣がオバマ大統領と首脳会談を行った際、インド太平洋を自由で開かれたものとし、地域の安定と繁栄を確保するために、日米豪、日米印などの同盟ネットワークを広げることが重要との認識を共有した。また、安倍総理大臣は、2017年11月に、就任後初のアジア歴訪の最初の訪問国として訪日したトランプ大統領との首脳会談において、「自由で開かれたインド太平洋」を共に推進していくことで一致した。

オーストラリアとの間では、2018年11月に、安倍総理大臣が同国を訪問した際にモリソン首相と首脳会談を行い、両国が「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有していること

<sup>1</sup> FOIP : Free and Open Indo-Pacific

を確認し、地域の安定と繁栄のために連携していくことで一致した。また、モリソン首相は、2019年6月に行った外交政策スピーチにおいて、「開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋」を推進するためのコミットメントを表明した。

また、2019年6月にASEANが、2018年6月にフランスが、2020年9月にドイツが、同年11月にオランダが、それぞれインド太平洋に関する政策文書を公表してきている。特に、2019年6月にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック (AOIP)<sup>2)</sup>」は、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性がASEANの行動原理として謳<sup>うた</sup>われている。

2020年には、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の世界的感染拡大により対面での外交活動が制約される中であっても、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け外交活動を積極的に推進した。

菅総理大臣は、就任直後の9月にトランプ大統領との間で首脳電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米で緊密に連携していくことで一致した。また、10月には、総理大臣就任後初の外遊先として、ベトナム及びインドネシアを訪問し、インド太平洋地域の中心に位置するASEANは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の要であるとの考えの下、「インド太平洋国家」である日本として、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。さらに、11月には、日・ASEAN首脳会議に出席した。同会議では、「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP) 協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を採択し、ASEANのAOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認するとともに、AOIPに沿って具体的な協力案件を進めることを確認した。

茂木外務大臣は、8月の英国訪問を皮切りに外国訪問を再開し、2021年1月までの約半年間で、欧州、東南アジア、中東、アフリカ、中南米など23か国を訪問し、各国の要人と直接

会って、「自由で開かれたインド太平洋」の推進の重要性などを訴え、各国からの支持を広げてきた。こうした二国間の枠組みに加えて、10月には、新型コロナの発生・拡大後、初めて日本で行われた閣僚レベルの国際会議として、第2回日米豪印外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」は地域の平和と繁栄に向けたビジョンであり、ポスト・コロナの世界においてますますその重要性を増しているとして、その実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を確認した。

このように、日本は、2016年から現在に至るまで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ戦略的に推進してきた。その結果、日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」は、今や、米国、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州の主要国とも共有され、国際社会において幅広い支持を得つつあり、様々な協議や協力が進んでいる。この構想は、ポスト・コロナの世界においてますますその重要性を増しており、日本はその実現に向け、今後もより多くの国々に連携を広げていく。

## 2 日本の具体的な取組例

日本は、「インド太平洋国家」として、地域の平和と繁栄に貢献していくべく、考え方を共有する国々と連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を戦略的に推進していく。具体的には、(1) 海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、(2) 自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、(3) インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現、(4) 能力構築支援を通じたガバナンスの強化、(5) 海洋安全保障及び海上安全の確保を始めとした取組を進めていく。

(1) については、東南アジア諸国や太平洋島嶼<sup>とうしよ</sup>国<sup>こく</sup>に対し、海上法執行能力構築支援やセミナーなどを通じた海洋法に関する能力構築支援

2 AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific



などに取り組んできている。

(2) については、TPP11や日EU経済連携協定（日EU・EPA）に続き、2020年1月には日米貿易協定が発効したほか、新型コロナにより世界経済が大きな影響を受ける中において、10月には日英包括的経済連携協定（日英EPA）が、11月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定がそれぞれ署名に至るなど、日本は、ポスト・コロナに向けて、経済・通商分野でのルール作りを主導している。

(3) については、「メコンの大動脈」と言われるホーチミン、プノンペン、バンコクの巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊や、ベトナムのダナンからラオス、タイ内陸部を結びミャンマーを通じてインド洋につなぐ東西経済回廊などの連結性強化に資するプロジェクトを実施してきている。

(4) については、自立かつ持続可能な成長を後押しするため、相手国政府の財政政策や公的債務管理に関する能力強化を目的に、マクロ経済政策アドバイザーの派遣などをアジア、アフリカを中心とした国々に対して実施している。

(5) については、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。

### 3 各国との連携・協力

#### (1) 米国 (81ページ 第3節1参照)

2021年1月28日には、菅総理大臣とバイデン大統領との間で初の首脳電話会談を行い、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた緊密な連携を確認した。また、同月27日には、茂木外務大臣とブリンケン国務長官との間で初の外相電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性について意見交換を行った。さらに、同年

3月には、バイデン政権発足後、わずか2か月というタイミングで茂木外務大臣とブリンケン国務長官との間で初の対面での外相会談を行い、引き続き日米が主導して、オーストラリア、インドやASEANなどと連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を強化していくことを改めて確認した。

#### (2) ASEAN (72ページ 第2節7参照)

日本とASEANの間では、10月、菅総理大臣はベトナム・インドネシア訪問の際、ASEANと日本でインド太平洋地域の平和で繁栄した未来を共に創り上げていきたいという意思を表明し、そのために具体的な協力を進めていくことで一致した。また、ベトナムでは「共につくるインド太平洋の未来」とのスピーチを実施し、ASEANが2019年に発出した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」への力強い支持を表明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の更なる繁栄に向けて、日本とASEANが共に力を合わせていくことを呼びかけた。11月に菅総理大臣及びASEAN各国首脳が出席したASEAN関連首脳会議においては、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPと日本が推進するFOIPが本質的な原則を共有していることを確認した。今後、日・ASEAN首脳会議で発表した「ASEAN連結性イニシアティブ」を始め、海洋協力、連結性、SDGs、経済という「アウトルック」の四つの重点分野に沿って具体的な協力案件を着実に進め、「自由で開かれたインド太平洋」実現に資する協力を深化させていく。

#### (3) オーストラリア (67ページ 第2節6参照)

11月、モリソン首相が訪日し、菅総理大臣にとって就任後初の日本での対面の会談相手として首脳会談を実施した。両首脳は、自由、民主主義、人権、法の支配などの基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」である日豪が、「自由で開かれたインド太平洋」

の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。茂木外務大臣とペイン外相は、10月に対面及び電話で、2021年2月に電話で、それぞれ外相会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、同志国間で緊密に連携していくことで一致した。同年2月には、菅総理大臣とモリソン首相との間で電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて二国間の協力及び米国やASEANとの連携を進めていくことで一致した。

#### (4) インド (64ページ 第2節5参照)

日本とインドの間では、9月、菅総理大臣とモディ首相との初の電話会談において、菅総理大臣から「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国で役割を果たしていきたいと伝達するとともに、10月の日印外相間戦略対話において、茂木外務大臣とジャイシャンカル外相が「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について幅広く意見交換を行い、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含め、引き続き連携を強化していくことを確認した。

#### (5) 日米豪印 (24ページ 特集参照)

日米豪印4か国は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を強化していくとの目標を共有している。「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有している。また、4か国は、「インド太平洋に関するASEANアウトルック」を全面的に支持しており、「自由で開かれたインド太平洋」に関する欧州を始めとする各国の前向きな取組を歓迎している。こうした考えの下、2020年10月には、第2回日米豪印外相会合を日本で開催し、「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致するとともに、より多くの国々へ連携を広げ

ていくことの重要性を確認した。米国のバイデン政権発足後の2021年2月には、日米豪印外相電話会談を行い、4か国が、引き続き、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ASEAN、大洋州島嶼国、欧州などの国々と一層の連携・協力を深めていくことで一致した。また、同年3月には、米国の呼びかけにより、初となる日米豪印首脳テレビ会議を開催し、首脳レベルでも「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致した。

#### (6) 欧州

##### ア EU (101ページ 第5節2(1) 参照)

2020年秋頃から、欧州でインド太平洋に対する関心が高まり、EUにおいてインド太平洋に関する議論が開始された。2021年1月、茂木外務大臣は日本の外務大臣として初めてEU外務理事会にオンライン形式で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」についてEU及びEU加盟国外相に対し説明を行った。これに対し、多くのEU加盟国外相が、インド太平洋におけるルールに基づく自由で開かれた国際秩序の重要性についての理解や支持を表明し、日・EUは連結性、海洋安全保障などの分野で協力を更に進めることで一致した。

##### イ 英国 (103ページ 第5節2(2) 参照)

8月、茂木外務大臣は、新型コロナの世界的感染拡大後初の外国訪問先として英国を訪問した。ラーブ外相との会談では「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力を含む幅広い分野での一層の関係強化につき議論した。9月、菅総理大臣はジョンソン首相と電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた安全保障分野の協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けた協力を確認した。2021年2月に3年ぶりに実施された日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）及び同月行われた日英首脳電話会談でも、こうした協力を更に進展させることを確認した。

**ウ フランス（105ページ 第5節2(3) 参照）**

10月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と外相会談を行い、インド太平洋における日仏協力の推進を確認した。同月、菅総理大臣はマクロン大統領との首脳電話会談において、日仏が共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力を進めることで一致した。

**エ ドイツ（105ページ 第5節2(4) 参照）**

9月、ドイツは、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定した。これに関し、10月、茂木外務大臣はマース外相とのテレビ会談において、ドイツの「インド太平洋ガイドライン」を高く評

価すると述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。

**オ オランダ（112ページ 第5節 その他の欧州地域 参照）**

11月、オランダは、インド太平洋について、南シナ海へのコミットメント強化や海洋安全保障の促進などを協調する「インド太平洋：アジアのパートナー諸国とのオランダ及びEUの協力強化に向けたガイドライン」を発表した。12月、菅総理大臣はルッテ首相と電話会談を行い、オランダによる独自のインド太平洋ガイドライン発表を歓迎するとともに、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携していくことで一致した。



## 第2節

## アジア・大洋州

## 1 概観

## 〈全般〉

アジア・大洋州地域は、経済規模世界第2位の中国や第3位の日本だけでなく、成長著しい新興国を数多く含み、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、その存在感を増大させている。世界の約77億人の人口のうち、米国及びロシアを除く東アジア首脳会議（EAS）<sup>1</sup>参加国<sup>2</sup>には約36億人が居住しており、世界全体の約48%を占めている<sup>3</sup>。東南アジア諸国連合（ASEAN）、中国及びインドの名目国内総生産（GDP）の合計は、過去10年間で約2.6倍以上増加（世界平均は約1.4倍）している<sup>4</sup>。また、米国及びロシアを除くEAS参加国の輸出入総額は10兆150億米ドル（2019年）であり、EUの11兆2,500億米ドル<sup>5</sup>に匹敵する規模である。域内の経済関係は緊密で、経済的相互依存が進んでいる。今後、更なる成長が見込まれており、この地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

その一方、アジア・大洋州地域では、北朝鮮



菅総理夫妻のベトナム訪問（10月19日、写真提供：内閣広報室）



菅総理夫妻のインドネシア訪問（10月20日、写真提供：内閣広報室）

の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊

<sup>1</sup> EAS : East Asia Summit

<sup>2</sup> ASEAN（加盟国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランド

<sup>3</sup> 世界人口白書2019

<sup>4</sup> 世界銀行

<sup>5</sup> 国際通貨基金（IMF）

張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、外交の柱の一つとして、積極的な近隣諸国外交を掲げ、首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開してきている。2020年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、他国への訪問は大幅に制限されたが、そのような中でも対面外交を重ねたほか、電話やテレビ形式での会談を積極的に実施し、近隣諸国との良好な関係を維持・発展させてきた。アジア・大洋州地域諸国との関係では、安倍総理大臣は、4月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議に出席するなど、地域の感染症対策について活発に議論を交わした。また、ASEAN諸国やオーストラリアなどと二国間の電話会談を実施した。7月にはオーストラリアと首脳テレビ会談を行い、新型コロナ対応を始めとする諸課題について意見交換した。9月に新内閣が発足して以降、菅総理大臣は、オーストラリア、中国、韓国を始め、多くのアジア大洋州諸国との電話会談を行い、各国首脳との信頼関係を構築した。また、菅総理大臣は、10月に、総理就任後初の外国訪問先としてベトナム及びインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を着実に実現していく決意を明らかにするとともに、「インド太平洋国家」として今後も地域の平和と繁栄に対する貢献を主導していくことを宣言した。11月には、菅総理大臣は、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連首脳会議（日・ASEAN首脳会議、日・メコン首脳会議、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、東アジア首脳会議（EAS）、RCEP首脳会議）に出席した。日・ASEAN首脳会議では、

「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP）<sup>6</sup>協力についての第23回日・ASEAN首脳会議共同首脳声明」が採択され、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認した。同共同声明を踏まえ、ASEANの取組を後押しすべく、協力の具体化を追求している。また、RCEP首脳会議では、RCEP協定に署名するに至った。さらに同月後半には、菅総理大臣は、訪日したモリソン・オーストラリア首相との会談に臨んだほか、首相に再任したアーダーン・ニュージーランド首相と電話会談を行った。茂木外務大臣は、1月にベトナム、タイ、フィリピン及びインドネシアを、8月にマレーシア、シンガポール、カンボジア、ラオス及びミャンマーを訪問し、ASEAN諸国を歴訪するとともに、パプアニューギニアにも訪問した。また、1月に米国で開催された日米韓外相会合<sup>カンギョンファ</sup>に出席するとともに、康京和韓国外交部長官と会談を行った。3月には、新型コロナに関する日中韓外相テレビ会議に参加した。また、9月には、茂木外務大臣は、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連外相会議（日・ASEAN外相会議、ASEAN+3（日中韓）外相会議、東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議、ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合）にも精力的に臨んだ。10月には、新型コロナの感染拡大後初めて日本で行われる閣僚レベルの国際会議となった第2回日米豪印外相会合を東京で開催し、あわせて、ペイン・オーストラリア外相との二国間外相会談及びジャイシャンカル・インド外相との間で第13回日印外相間戦略対話も実施した。11月には、王毅<sup>おうき</sup>中国国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣と会談を実施した。こうした外交活動と並行して、茂木外務大臣は、新型コロナの制約下でも多くのアジア大洋州諸国と電話会談を行い、各国と緊密な連携を維持・発展させた。

日本は、アジア・大洋州地域において様々な

6 AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

協力を強化しており、引き続きAOIPに関する日・ASEAN協力に加え、環境、高齢社会、人的交流の3分野を中心とする日中韓協力など、多様な協力枠組みを有意義に活用していく考えである。

### 〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本のみならず、インド太平洋地域の平和と繁栄及び自由の礎である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれまで以上に高まっている。2017年1月に米国でトランプ政権が発足して以降、2020年末までに、電話会談を含め50回以上の首脳会談を行うなど、首脳間を始めとするあらゆるレベルで緊密に連携し、北朝鮮を始めとする地域の諸課題に対応している。

また、米国とは新型コロナの感染拡大により人の移動が制限されている状況においても、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めている。7月に新型コロナ感染拡大後に外国要人として初めて来日したビーガン米国務副長官兼北朝鮮担当特別代表は茂木外務大臣を表敬し、新型コロナの感染拡大の中にあっても日米が連携して「自由で開かれたインド太平洋」を維持・強化することを確認した。10月にポンペオ米国務長官が日米豪印外相会合出席のために訪日した際、菅総理大臣を表敬し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、この日米豪印外相会合を始めとする取組を含め、同志国とも緊密に連携していくことを確認した。また、2021年1月の菅総理大臣とバイデン米国大統領の日米首脳電話会談でも、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。

### 〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、41 ページ 2 (2) (ウ) 参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基金」)が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行う財団法人「アジア女性基金」の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安



婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

### ●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

### ●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実と反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

### ●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場におい

て、2016年2月の女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、米国、カナダ、オーストラリア、中国、ドイツ、フィリピン、香港、台湾などでも慰安婦像<sup>7</sup>の設置などの動きがある。このような動きは日本政府の立場と相いれない、極めて残念なものである。2017年2月、日本政府は、米国・ロサンゼルス郊外のグレンデール市に設置されている慰安婦像に係る米国連邦最高裁判所における訴訟において、日本政府の意見書を同裁判所に提出した。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page25\\_001910.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html)



## 2 朝鮮半島

### (1) 北朝鮮（拉致問題含む）

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言<sup>ピョンヤン</sup>に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。

北朝鮮は、2019年に続き、2020年3月に4回の弾道ミサイルの発射を行ったほか、6月には開城<sup>ケソン</sup>の南北共同連絡事務所を爆破し、また10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式では、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。こうした中、日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携し、中国やロシアを含む国際社会と協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進

<sup>7</sup> 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

め、朝鮮半島の非核化を目指していく。

拉致問題については、北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意（ストックホルム合意）<sup>8</sup>の履行を求めつつ、引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

### ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

2019年12月28日から31日まで、朝鮮労働党中央委員会全員会議（総会）が開催された。出席した金正恩<sup>キムジョンウン</sup>国務委員長は「情勢が良くなるのを座して待つのではなく、正面突破戦を展開すべき」としつつ、「世界は遠からず北朝鮮が保有することになる新しい戦略兵器を目撃することになるであろう」と述べたと報じられた。2020年10月10日には、朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式が開催され、金正恩国務委員長は「我々が直面したり相対したりする可能性のあるいかなる軍事的威嚇<sup>いかく</sup>も十分に統制、管理することのできる抑止力を備えた」としつつ、「我々は、敵対勢力によって持続的に強まる核の威嚇を含む全ての危険な試みと威嚇的行動を抑止し、統制、管理するために自衛的正当防衛手段としての戦争抑止力を引き続き強化していくであろう。」と述べた。また、2021年1月5日から12日まで朝鮮労働党第8回大会が開催された。同大会において金正恩国務委員長は、侵略戦争の危険が続く限り、防衛力は不断に強化されなければならない旨述べた上で、核兵器の小型化・軽量化・多弾頭化、原子力潜水艦、超音速兵器、軍事偵察衛星の開発・保有などについて言及したと報じられた。さらに、2020年10月の閲兵式や2021年1月の朝鮮労働党第8回大会記念閲兵式では、新型の大陸間弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルの可

能性があるもののほか、2019年に発射実験を行った弾道ミサイルとも見られる兵器などが登場した。

また、北朝鮮は、2019年5月から11月にかけて短距離弾道ミサイルの発射などを繰り返し、2020年3月にも4回短距離弾道ミサイルを発射したのに続いて、2021年3月にも弾道ミサイルを発射した。この中には、通常の弾道ミサイルよりも低空で飛翔するといった特徴を有するものなどが含まれている。こうした発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、全く受け入れられない。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、海上保安庁によるしょう戒活動及び自衛隊による警戒監視活動の一環として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」（洋上での物資の積替え）を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会などへの通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置を採ってきている。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド<sup>か で な</sup>が在日米軍嘉手納飛行場を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍の多数の艦艇、カナダ海軍フリゲート「ウィニペグ」及びオーストラリア海軍フリゲート「アラント」といった海軍艦艇が、東シナ海を含む日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。さらに、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、英国及びフランスの間での情報共有及び調整が行われていることは、多国間の連携を一層深めるという観点から、意義あるものと考えている。

<sup>8</sup> 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

## イ 拉致問題・日朝関係

### (ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事案は、12件17人であり、そのうち12人がいまだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主張しているが、そのような主張について納得のいく説明がなされていない以上、日本としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提で、問題解決に向けて取り組んでいる。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致被害者の御家族も御高齢となる中、拉致問題の解決には一刻の猶予もない。日本は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、その解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。2021年1月には、菅総理大臣が施政方針演説で、「政権の最重要課題である拉致問題については、私自らが先頭に立ち、米国を含む関係国と緊密に連携しつつ、全力を尽くす。」と表明した。

### (イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

### (ウ) 日朝関係

2018年2月9日、<sup>ピョンチャン</sup>平昌冬季オリンピック競技大会開会式の際の文在寅<sup>ムンジェイン</sup>韓国大統領主催レ

セプション会場において、安倍総理大臣から<sup>キムヨングナム</sup>金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。また、9月、河野外務大臣は国連本部において、<sup>リヨンホ</sup>李容浩北朝鮮外相と会談を行った。

2020年9月、菅総理大臣は第75回国連総会における一般討論演説において、「日本の新しい総理大臣として、私自身、条件を付けずに金正恩委員長と会う用意がある。」「日朝間の実りある関係を樹立していくことは、日朝双方の利益に合致するとともに、地域の平和と安定にも大きく寄与する。」と表明した。

### (エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠である。日本は、各国首脳・外相との会談、G7サミット、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。

米国については、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要請を受け、2018年6月の米朝首脳会談において金正恩国務委員長に対して拉致問題を取り上げた。2019年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣の考え方を明確に伝えたほか、その後の少人数夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領は、2017年11月の訪日の際に続き、2019年5月の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。また、2020年9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果断に



取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めたほか、2021年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、しゅうきんぺい 習近平国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。また、2020年9月の日中電話首脳会談においても、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、2019年12月の日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げているとの発言があった。また、2020年9月、日韓首脳電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

6月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。また、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく。

## ■ 北朝鮮の対外関係など

### (ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、米朝間では2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にはストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われた。しかし、2020年には、米朝間の対話に具体的な進展は見られなかった。7月10日、キムヨジョン 金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長は、「米国の決定的な立場の変化がない限り、年内そして今後も朝米首脳会談は不必要であり、少なくとも、我が方にとっては無益だと考える。」との内容を含む談話を発表した。また、2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った報告の中で、金正恩国務委員長は「米国で誰が政権につこうが、米国の対朝鮮政策の本心は絶対に変わらない。新たな朝米関係樹立の鍵は、米国が敵対政策を撤回すること」であると述べたと報じられた。

なお、米国は、1月、3月、11月、12月に北朝鮮による海外労働者の派遣やサイバー攻撃に関与したとして、個人や団体などを制裁対象として新たに指定した。制裁対象は北朝鮮の団体のほか、ロシア及び中国を含む第三国の団体・個人を含んだものとなっている。

### (イ) 南北関係

2018年には3回の南北首脳会談が行われるなど、南北関係は大幅に進展したが、2019年に続き、2020年も南北関係に前向きな動きはみられなかった。

1月末、南北は、ケソン 新型コロナの危険が完全に解消されるまで、開城の南北共同連絡事務所を暫定閉鎖することで一致し、韓国側職員は韓国に復帰した。

6月、北朝鮮は、韓国の脱北者団体による対北朝鮮ビラ散布を理由として、韓国への非難を強め、16日に南北共同連絡事務所を爆破した。北朝鮮はさらに、韓国に対する「軍事行動計画」を検討していることを明らかにしたが、金正恩国務委員長が出席した朝鮮労働党中央軍事委員会第7期第5回会議予備会議において、同計画

の保留が決定された。

9月には、黄海の北朝鮮側海域で、北朝鮮軍による韓国人公務員射殺事案が発生し、北朝鮮は、金正恩国務委員長による謝罪の意を含む統一戦線部名義の通知文を韓国に伝達した。これを受け、文在寅大統領は、首席補佐官会議において、金正恩国務委員長による謝罪を格別な意味として受け止め、対話と協力の機会を作り、南北関係を反転させる契機としたいと述べた。また、韓国政府は、本件に対応する中で、9月初旬に南北首脳間で親書の交換が行われたとの事実を公表した。文在寅大統領は9月の国連総会一般討論演説においても、「韓国は依然として南北の和解を追求している。」「北朝鮮を含め、中国、日本、モンゴル、韓国が共に参加する『北東アジア防疫保健協力体』を提案する。」「(朝鮮半島の平和の始まりは) 平和に対する互いの意思を確認する『終戦宣言』であると信じている。」などと述べた。

10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式において、金正恩国務委員長は、「一日も早く保健危機が克服され、南北が再び手を取り合う日が訪れることを願う。」と言及した。

2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った報告の中で、金正恩国務委員長は「南北関係は(2018年4月の南北首脳会談で署名された)板門店宣言以前の時期に後戻りした。」としつつも、韓国の「態度次第で、近いうちに平和と繁栄の新たな出発点へと戻ることもあり得る。」と述べたと報じられた。文在寅大統領は、党大会の6日後に行われた新年記者会見で、「南北関係の発展に役立つのであれば、いつでも、どこでも(南北首脳会談は)可能である。」と述べるとともに、人道協力を始めとする南北協力に前向きな姿勢を示した。

### (ウ) 中朝関係・露朝関係

2019年は、中朝国交樹立70周年の年であった。1月には金正恩国務委員長が訪中し、6月には習近平国家主席が就任後初めて訪朝したほか、中朝双方で国交樹立70周年の記念行事などが行われた。また、ロシアとの間では、

2019年4月、金正恩国務委員長が就任後初めてウラジオストク(ロシア)を訪問し、プーチン大統領との間で会談が行われた。

一方、2020年には、新型コロナの感染拡大などの影響もあり、中朝・露朝間において従前のような要人往来は見られなかった。北朝鮮の対外貿易(南北交易を除く。)の約9割を占める中朝間の貿易も、新型コロナの感染拡大を受けた往来の制限のため、規模が大幅に縮小している。

### (エ) その他

2020年、北朝鮮からのものとみられる漂流・漂着木造船などが計74件確認されており(2019年は158件)、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域(EEZ)において、北朝鮮公船らしき船舶が水産庁漁業取締船によって確認された。当該公船については、関係省庁による情報収集及び分析の結果、北朝鮮公船と特定され、外務省は、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れた。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

## Ⅱ 内政・経済

### (ア) 内政

2021年1月5日から12日までの8日間、朝鮮労働党の最高指導機関である第8回党大会が開催された。第8回党大会は、2016年5月に行われた第7回党大会以来、約5年ぶりの開催となった。

党大会では、金正恩国務委員長が、過去5年間の成果・反省及び今後の課題に係る活動総括の中で、核・ミサイル開発の継続、対外関係(米朝関係、南北関係)などについて言及するとともに、新たな「国家経済発展5か年計画」が提示されたと報じられた。また、金正恩朝鮮労働党委員長を「朝鮮労働党総書記」に推戴するなどの人事が公表されるとともに、党大会を5年に1回招集するなどを明記した党規約の改正も発表された。

第8回党大会閉会後の1月14日、第8回党

大会を祝う閲兵式が実施されるとともに、17日には、最高人民会議第14期第4回会議が開催され、経済関係の内閣メンバーの任命、「国家経済発展5か年計画」に係る法令の採択などが行われたと発表された。

### (イ) 経済

北朝鮮の対外貿易においては、中国が最大の貿易額を占めるが、2020年、新型コロナの感染拡大を受けた往来の制限などの影響で、中朝貿易の規模は大幅に減少した。また、台風などの自然災害が相次ぎ、農耕地、住宅、道路、鉄道などに被害が発生したと報じられた。

このような中、10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式において、金正恩委員長は、「過酷で長期的な制裁のために全てのものが不足した中で、非常防疫も自然被害復旧もしなければならぬという途方もない挑戦と難関に直面」していると述べた上で、「人民が生活上の困難から抜け出すことができずにいる」、「実に面目ない」と言及した。

2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において、金正恩國務委員長は、制裁、自然災害、世界的な保健危機により第7回大会で示した「国家経済発展5か年戦略」で掲げた目標を達成できなかった旨述べ、新たな「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）が提示されたと報じられた。

### (ウ) 新型コロナへの対応

北朝鮮は、1月からの新型コロナの世界的な感染拡大を受け、全土で防疫措置を強化した。10月10日の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式では、金正恩國務委員長が「1人の感染者もない。」と発言するなど、12月時点で、いまだに感染者は発生していないとしている。

1月30日には、新型コロナ対策としてそれまでの「衛生防疫体系」が「国家非常防疫体系」へ転換されると報じられた。その後、中国とロシアとの間の全ての鉄道と航空便の運行が停止され、北朝鮮当局は感染可能性のある者に対する隔離措置などを実施するなど、感染拡大

防止策を徹底していることが報じられた。7月には、朝鮮労働党中央委員会政治局非常拡大会議が緊急招集され、「国家非常防疫体系」を「最大非常体制」へと移行することに関する決定が採択された。また、同会議では、開城市へ戻った脱北者1人が新型コロナに感染している疑いがあるとして、同市を完全封鎖したことが報告されたと発表された。その後、同市の封鎖は8月13日の朝鮮労働党中央委員会政治局会議において解除されたが、金正恩國務委員長は同会議において、「国境をさらに鉄桶のように閉鎖し、防疫事業を厳格に実施することを要求する。」と述べたと報じられた。その後の政治局会議などにおいても、防疫事業の徹底や強化の必要性が度々強調されてきており、2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会では、金正恩國務委員長が報告の中で「世界的な保険危機にも対処できる防疫措置を堅固に築くべき」と述べたと報じられた。

## オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

## (2) 韓国

### ア 日韓関係

#### (ア) 二国間関係一般

韓国は重要な隣国であり、日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定その他関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきた。しかしながら、2020年においても、旧朝鮮半島出身労働者問題を始めとして、2015年の慰安婦問題に関する日韓合意の趣



旨・精神に反する動きや竹島における軍事訓練など、日本側にとって受け入れられない状況が続いた。

このような中、9月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領<sup>ムンジェイン</sup>に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要であり、旧朝鮮半島出身労働者問題などにより現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけな  
いと考えると述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることを改めて求めた。また、拉致問題の解決に向け引き続きの支持を求めた。

日韓間では、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、合計3回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

このような中、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した。この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反し、旧朝鮮半島出身労働者問題などにより既に厳しい状況にある日韓関係を更に深刻化させるものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本として、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講じることを強く求めている。

#### （イ）旧朝鮮半島出身労働者問題

1965年の日韓国交正常化の中核である日韓請求権・経済協力協定は、日本から韓国に対して、無償3億米ドル、有償2億米ドルの経済協力を約束する（第1条）とともに、「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求

権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこと」、また、そのような請求権について「いかなる主張もすることができない」（第2条）ことを定めている。

しかしながら、2018年10月30日及び11月29日、韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本企業で労働していたとされる韓国人に対する損害賠償の支払を当該日本企業に命じる判決を確定させた。

これらの大法院判決及び関連する司法手続は、日韓請求権・経済協力協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。

日本政府としては、この問題を日韓請求権・経済協力協定上の紛争解決手続に従って解決すべく、2019年1月に同協定第3条1に基づく協議を韓国政府に対し要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。また、同年5月には、同協定第3条2に基づく仲裁への付託を韓国政府に対し通告し、これに応じるよう要請したが、韓国政府は同協定に規定された仲裁手続に係る義務を履行せず、その結果、仲裁委員会は設置できなかった<sup>9</sup>。

この間も原告側の申請に基づき、韓国の裁判所は日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。

日本政府としては、引き続き、日韓の外交当局間の意思疎通を継続していくとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題を含む両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていく方針である。

<sup>9</sup> 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省  
ホームページの掲載箇所はこちら

[https://www.mofa.go.jp/  
mofaj/a\\_o/na/kr/  
page4\\_004516.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html)



### (ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した<sup>10</sup>。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文<sup>パンギムン</sup> 国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2020年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち64人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民

団体により、在釜山<sup>プサン</sup>日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像<sup>11</sup>が設置された。その後、2017年5月に新たに文在寅政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、2018年1月9日には、康京和<sup>カンギョンファ</sup> 外交部長官が、①日本に対し再協議は要求しない、②被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決としないなどとする韓国政府の立場を発表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日本政府の拠出金10億円を「全額充当」するため予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出すると発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の進捗を進めている。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきているものの、財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。また、日韓合意では、国連など国際社会において、慰安婦問題について互いに非難・批判することを控えることを確認しているにもかかわらず、韓国は、近年、国連人権理事会などの場において、この問題に言及しており、日本は反論してきている。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した<sup>12</sup>。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。上述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、

<sup>10</sup>及び<sup>12</sup> 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

<sup>11</sup> 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

国と国との約束である日韓合意は、たとえ政権が代わったとしても責任を持って実施されなければならない。日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めており、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては33ページ参照）。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page25\\_001910.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html)



## （エ）竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場

を対外的に周知するとともに<sup>13</sup>、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている<sup>14</sup>。特に2020年は竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、今後も適切な外交努力を行っていく方針である。

## （オ）韓国向け輸出管理運用の見直し

韓国政府は、2019年9月11日、日本が韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度としたこと<sup>15</sup>は世界貿易機関（WTO）協定に違反するとして、WTO紛争解決手続の下で二国間協議を要請した。同年11月22日、韓国政府は日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告の効力停止を発表し、その際、二国間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、WTO紛争解決手続を中断すると表明し、2019年12月及び2020年3月には、輸出管理政策対話が実施された。日韓の輸出管理当局間では対話と意思疎通を通じて懸案を解決することで一致していた中で、韓国政府は、6月18日、WTO紛争解決手続を再開させ、7月29日、WTO紛争解決機関において紛争処理小委員会（パネル）設置が決定された。

<sup>13</sup> 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

<sup>14</sup> 6月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。

<sup>15</sup> 2019年7月1日、経済産業省は、①韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し（韓国を「グループA」から除外。そのための改正政令は同年8月28日施行。）及び②フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の個別輸出許可への切り替えを発表





### (カ) 交流・往来

日韓間の往来者数は、2018年に初めて1,000万人を上回る約1,049万人を記録したが、2019年は、日本を訪問する韓国人数の大幅減少により、約885万人にとどまった。また、3月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、2020年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定などに基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を開始した<sup>16</sup>（2ページ 巻頭特集参照）。日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日本では「K-POP」や韓国ドラマなどが世代を問わず幅広く受け入れられており、特に新型コロナの感染が拡大し外出自粛が求められる中、ドラマ「愛の不時着」は流行語大賞の候補にも選ばれるほどの人気を集め、第4次韓流ブームの火付け役になった。そのほか、近年では、韓国料理が広く浸透しているほか、韓国の化粧品やファッションも若い女性を中心に人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、2020年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンライン形式で開催された。日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友

好・協力関係の構築に引き続き努めており、2020年は初めてオンライン形式での交流事業を実施した。

### (キ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、GSOMIAを締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直し（42ページ（オ）参照）と関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。日本政府としては、現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要であるとの考えに変わりはない。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議<sup>17</sup>や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固反論を行ってきている。<sup>18</sup>

また、盗難被害に遭い、現在も韓国にある文化財<sup>19</sup>については、早期に日本に返還されるよう、外交ルートを通じて韓国政府に対して要請

<sup>16</sup> 各国における変異株の感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、2021年1月14日から運用を停止している（2021年2月末時点）。

<sup>17</sup> 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年毎に開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議となった。

<sup>18</sup> 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai\\_k/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html)



<sup>19</sup> 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管していた「観世音菩薩坐像」について、2016年4月に韓国の浮石寺が韓国政府に対し、浮石寺に返還するよう求め、大田地方裁判所に訴訟を提起していたが、2017年1月、同裁判所は原告側（浮石寺）勝訴の第一審判決を出した。これに対し、被告である韓国政府は控訴し、現在、大田高等裁判所に係属中。「観世音菩薩坐像」はいまだ韓国政府が保管しており日本に返還されていない（2021年2月時点）。

を行っており、引き続き、速やかな返還を韓国政府に求めていく。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応<sup>20</sup>、在韓被爆者問題への対応<sup>21</sup>、在韓ハンセン病療養所入所者への対応<sup>22</sup>など多岐にわたる分野で、人道的観点から、日本は可能な限りの支援、施策を進めてきている。

## イ 日韓経済関係

2020年の日韓間の貿易総額は、約7兆6,000億円であり、韓国にとって日本は第3位、日本にとって韓国は第3位の貿易相手国である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比6.1%増の約1兆9,300億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約7.3億米ドル（前年比49.2%減）（韓国産業通商資源部統計）で、日本は韓国への第5位（香港及びケイマン諸島を順位から除く。）の投資国である。

また、11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

WTO紛争解決手続の下では、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置に係る案件につき、2019年9月、上級委員会が日本の主要な主張を認める報告書を公表し、2020年8月、同措置は撤廃された。また、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置に係る案件について、パネルは11月、韓国の措置をWTO協定違反と認定し、措置の是正を勧告する報告書を公表した。さらに、韓国による自国造船業に対する支援措置に関し、2018年12月及び2020年3月、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を実施した。

## ウ 韓国情勢

### （ア）内政

文在寅政権が2020年5月に発足4年目を迎えるに先立ち、4月15日、韓国国会議員総選挙が行われた。同選挙では、韓国国内における2020年初頭の新型コロナの感染拡大を迅速に沈静化させたことにより与党に対する支持が集まり、与党「共に民主党」系の議員が全300議席中180議席を獲得し圧勝した。しかしながら、その後、不祥事を理由に、4月下旬には呉巨敦釜山広域市長が辞任、7月には朴元淳ソウル特別市長が自殺し、韓国の二大都市において与党所属の首長が失職することとなった。

7月、12月及び2021年1月には文政権において内閣改造が行われた。7月の内閣改造において、文在寅大統領は、国家情報院長として南北関係への対応に取り組んできた徐薫氏の大統領府国家安保室長への任命を始め、南北関係に重点をおいた閣僚人事を行った。また、12月には、一部閣僚人事のほかに、盧英敏大統領秘書室長及び金尚祖政策室長が辞意を表明した。2021年1月には、康京和外交部長官の後任として、鄭義溶前大統領府国家安保室長が指名され、鄭氏は同年2月に外交部長官に就任した。

文大統領は検察改革を推し進めようと、1月、秋美愛元「共に民主党」代表を法務部長官に任命したが、その後、秋長官と尹錫悦検察総長との対立が起きた。11月24日、秋長官が尹総長を職務停止にするとともに、懲戒手続を進めると表明したことを受け、12月15日の懲戒委員会において尹総長に対する停職2か月が議決された。翌16日、文大統領は同議決を裁可し、秋長官は辞意を表明したが、12月24日、ソウル行政裁判所は、尹総長の訴えを認め、職務停止決定の効力を停止させた。2021年1月、高

<sup>20</sup> 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきた。

<sup>21</sup> 第二次世界大戦時に広島又は長崎に在住して原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきた。

<sup>22</sup> 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、元入所者の家族も補償対象となった。

位公職者の不正事件を捜査する機関である高位公職者犯罪捜査処（公捜処）が発足し、韓国では、高位公職者の不正事件の捜査は、検察に代わり、公捜処が担うことになった。

### （イ）外交

2020年初頭の新型コロナの感染拡大を受け、韓国政府は、積極的なPCR検査、接触者の追跡、濃厚接触者及び感染者に対する徹底した隔離措置などによって、新型コロナの感染拡大を他国に先んじて抑え、そのノウハウを「K防疫」と称し国内外にアピールし、各国政府とも共有しようと努めた。韓国と各国との間の要人往来は、新型コロナの感染拡大によって減少したが、韓国政府は、電話やテレビ会議を通じた首脳間、外相間の外交などを積極的に展開するとともに、日本、中国、アラブ首長国連邦、インドネシア、シンガポール及びベトナムとビジネス関係者などを対象とする人的往来再開のための枠組みを作った。なお、2020年、文在寅大統領の外国訪問は行われなかった。

新型コロナの感染拡大を受けたこのような外交的取組を行う一方、北朝鮮への対応は引き続き文在寅政権にとっての最優先課題であったが、6月には開城の南北共同連絡事務所が北朝鮮側によって爆破されるなど、南北関係に前向きな動きはみられなかった（南北関係については37ページ（1）ウ（イ）参照）。

対米関係については、新型コロナの影響により規模が縮小される形で8月に米韓連合指揮所訓練を実施した。また、2019年及び2020年、米韓間では2020年以降の米軍駐留経費に関する第11次防衛費分担特別協定（SMA）についての協議が計7回行われたが、米国側による韓国側に対する負担増の要求もあり、2020年中に交渉は妥結しなかった。そのほか、米国大統領選挙におけるバイデン前副大統領の勝利を受け、11月12日には、文大統領とバイデン次期米国大統領との電話会談が行われた。また、バイデン大統領の就任後、2021年2月4日に米韓首脳電話会談が行われた。

対中関係については、中韓両国政府が調整し

ている習近平国家主席の訪韓は、新型コロナの感染拡大のために2020年中には実現しなかったが、8月には楊潔篪共産党中央政治局委員、11月には王毅国务委員兼外交部長が訪韓した。2021年1月26日に中韓首脳電話会談が行われ、中韓両首脳は、2021年及び中韓国交正常化30周年となる2022年の2年間で「中韓文化交流の年」とすることを宣言した。

### （ウ）経済

2020年、韓国のGDP成長率は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、マイナス1.0%と前年の2.0%よりも低下した。総輸出額は、前年比5.4%減の約5,129億米ドルであり、総輸入額は、前年比7.2%減の約4,672億米ドルとなったため、貿易黒字は約456億米ドル（韓国産業通商資源部統計）となった。

2017年5月に発足した文在寅政権は、国内的な経済政策として、「人中心経済」を掲げ、「所得主導成長」及び「雇用中心経済」を強調し、最低賃金を2018年から2年連続で引き上げたが、急激な引上げが雇用減を招いているとの批判が高まり、2020年8月には2021年の最低賃金を8,720ウォン（前年比1.5%増）とすると発表した。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進んでおり、2020年の合計特殊出生率は過去最低の0.84人を記録し、少子化問題が深刻化している。

また、文在寅政権はこれまで不動産投資を抑制する政策を実施してきたが、多住宅所有者の投機目的の住宅購入に伴う需要過剰により、政権発足以降の3年間でソウルのマンション価格が約5割上昇し、不動産価格の高騰が続いており、この問題への対応が政権の重要課題の一つとなっている。

7月、韓国政府は、新型コロナの感染拡大以降の世界の変化を主導するため、国家発展戦略として、デジタルニューディール、グリーンニューディール及び雇用セーフティネットの強化を軸とする韓国版ニューディールの総合計画を発表した。



### 3 中国・モンゴルなど

#### (1) 中国

##### ア 中国情勢

##### (ア) 内政

当初、3月に予定されていた第13期全国人民代表大会（「全人代」）第3回会議は、新型コロナウイルスの影響を受けて延期となり、5月に開催された。新型コロナウイルスの影響が注目される中、李克強<sup>リ・キョウ</sup> 國務院総理は同会議での政府活動報告で、「武漢と湖北を守る戦いに断固として勝利し、決定的な成果をあげた」と述べた。10月26日から29日には、中国共産党第19期中央委員会第五回全体会議（「五中全会」）が開催され、「第14次5カ年計画（2021～2025年）と2035年までの長期目標に関する提案」が審議・採択された。また、習近平<sup>しゅうきんぺい</sup> 国家主席を「党中央の核心」「全党の核心」と記述した上で、共産党指導と社会主義制度の優位性を改めて強調したほか、2020年を目標年とする「小康社会」（ややゆとりのある社会）の実現については「勝利は目前」と言及し、貧困脱却についても予定どおり年内に達成する自信を示した。12月には、習近平国家主席が「1億人近い貧困脱却を実現し、全世界が注目する重大な勝利を得た」と強調し、2020年を期限とする「貧困ゼロ」目標の達成を宣言した。

香港については、2019年以来続いていた大規模な抗議活動は、新型コロナウイルスの流行拡大に伴い減少した。一方、5月に全人代常務委員会が香港「国家安全維持法」を制定し、香港で適用するとの方針が議決された。これに対して、6月、日本も参加したG7外相声明においては、中国による決定は、香港基本法、及び、法的拘束力を有して国連に登録されている英中共同声明の諸原則の下での中国の国際的コミットメントと合致しないものであり、同法が香港における「一国二制度」の原則を損なうおそれがあるとして重大な懸念を表明した。しかし、国際社会及び香港市民の懸念にもかかわらず、同月30日、全人代常務委員会において、国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロ活動罪、外国あるい

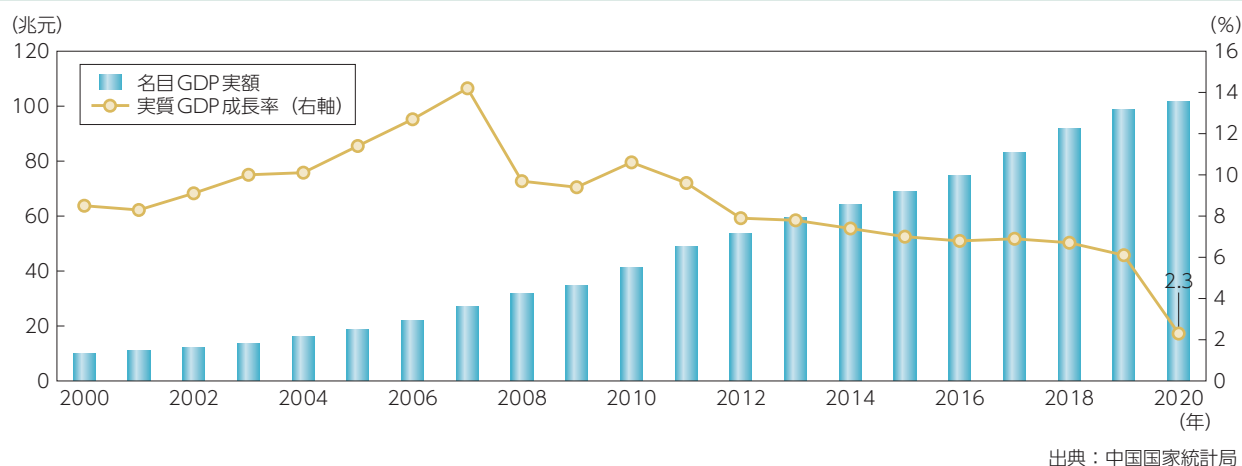
は海外勢力と結託し国家安全に危害を加える罪の4種類の犯罪行為などについて定めた香港「国家安全維持法」が制定され、同日発効した。その後、同法に基づく香港の民主活動家やメディア関係者の逮捕が続いているほか、9月に予定されていた香港立法会選挙の延期、全人代常務委員会の決定に基づく香港立法会議員の資格喪失、これに抗議した民主派議員全員の辞職などがあり、香港情勢については日本を含め、国際社会から度々重大な懸念が示された。なお、在香港日本国総領事館、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所及び香港日本人商工会議所が、香港日本人商工会議正会員、香港日本料理店協会会員及び香港和僑会会員を対象に行ったアンケート調査「第5回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査」（10月19日）によると、全体の66.8%の企業が、香港「国家安全維持法」について「大いに懸念している」又は「懸念している」と回答した。

新疆ウイグル自治区における人権状況についても国際社会の関心は引き続き高く、6月及び10月には、国連人権理事会及び国連総会第3委員会において、新疆ウイグル自治区及び香港の人権状況に深刻な懸念を表明し、同自治区については、国連人権高等弁務官による意味のあるアクセスの確保を要求する共同ステートメントが読み上げられ、日本はいずれのステートメントにもアジアから唯一の参加国として参加した。日本としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念しており、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重、法の支配が中国においても保障されることが重要と考えている。こうした立場を含め国際社会からの関心、懸念が高まっている新疆ウイグル自治区の人権状況について、2020年11月に王毅<sup>しんきょう</sup> 國務委員兼外交部長が来日した際も含め、中国政府が透明性のある説明をするようあらゆるレベルで働きかけている。

##### (イ) 経済

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年第1四半期の実質GDP成長率は前年同期比6.8%

## 中国のGDPの推移



減と四半期統計が遡れる1992年以来で初のマイナス成長となった。また、1月から3月までの生産、投資、消費はいずれも四半期では初のマイナス成長となり、さらに国外の需要減により輸出が大幅減となるなど、新型コロナは中国经济に深刻な影響を与えた。その後、中国政府は、アプリなどを通じた行動履歴の把握などを通じて、新型コロナの感染を抑制するとともに早期の経済再開を呼びかけ、生産や投資、輸出が牽引する形で、経済の回復が進み、2020年の実質GDP成長率は、2.3%増とプラス成長となった。

5月に開催された第13期全人代では、李克強国务院総理は2020年の発展主要目標に、雇用の安定や貧困脱却、産業の高度化、内需拡大などを掲げた。一方で、新型コロナ及び経済・貿易の不確実性があり、中国の発展が予測困難な影響に直面しているとして、経済成長率目標は提示しなかった。

10月に開催された中国共産党第19期五中全会では、2021年から2025年までの第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標に対する提案を発表したほか、内需主導の経済構造への転換を含め、経済の自己完結性を高めていく必要性や、外国の圧力に影響されないサプライチェーンの構築、科学技術などでの「自立」、「自強」、「国家経済の安全の確保」の強化などを強調した。同提案は、2021年3月に開催される全人代第4回会議において、第14次五カ

年計画及び2035年までの長期目標としてより具体的に制定された。

なお、この提案の起草過程において、習近平総書記は4月に内部会議で「国家中長期経済発展戦略の若干の重大な問題」と題する講話を行い、4億人の中所得者層を更に拡大しながら自律的な国内循環を確立し、全世界の資源を引き付け、国際的な産業チェーンを中国との依存関係に引き付けていくこと、製造業などの実体経済においては自国第一主義を維持することなどを新たな発展戦略として表明した（この講話は10月、党機関誌「求是」に掲載された。）。

対外経済政策については、引き続き対外開放を継続していく方針を示した。11月には、第3回中国国際輸入博覧会を開催したほか、経済連携においては東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定に署名するとともに、12月末には中国・EU投資協定の大筋合意に至った。また環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）についても、11月のAPEC首脳会議において習近平国家主席が参加を「積極的に検討する」と表明した。

12月に開催された中央経済工作会议では、2020年は新中国の歴史上極めて特殊な1年だったが、中国は経済のプラス成長を実現した世界で唯一の国であるとし、第13次五カ年計画の主要目標任務はまもなく完成され、小康社会の全面的完成の達成は目前にあるとした。また、2021年の経済政策の重点任務として、①

戦略的な科学技術力の強化、②産業政策（産業チェーン、サプライチェーンのコントロール強化など）、③内需拡大、④改革開放（TPP11協定への加入の積極的な検討など）、⑤農業・食糧政策、⑥競争政策（独占禁止強化と資本の無秩序な拡大防止など）、⑦住宅政策、⑧環境政策（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出のピークアウト・炭素中立達成の具体策など）を掲げた。

安定的に党・政権を運営するためには、一定の経済成長を確保しつつ国内外の各種課題に対応する必要がある、今後の経済財政政策の動向が注目される。

### （ウ）新型コロナへの対応

2019年末以降、中国から世界に拡大した新型コロナについては、中国は2019年12月31日にWHO北京事務所に原因不明の肺炎について報告し、2020年1月3日に44人が原因不明の肺炎になっていることを追加報告した。1月16日には累計感染者数は41人と発表している。なお、1月3日には原因不明の肺炎が流行していることをSNS上で発信した武漢の医師が武漢市警察当局により処分された。

習近平国家主席は、1月20日に新型コロナの蔓延状況を断固として食い止めることを指示した。また同日、鍾南山医療予防専門家チーム長はテレビ取材において「人から人への感染の現象が生じていると言える」と発言した。その後、中国政府が発表する累計感染者数は、1月20日に291人、同月31日には11,791人となった。

中国政府は1月23日に武漢市を都市封鎖する措置をとった。一方、武漢市の市長は同月26日、既に500万人以上が武漢を離れたとも発言している（武漢市の人口は約1,100万人）。

習近平国家主席は1月25日に「感染症工作指導グループ」を設置し、翌26日に初めての会議が開催され、感染対策を本格化した。27日には全ての海外団体旅行を中止する指示を発出した。28日にテドロスWHO事務局長が訪中し、習近平国家主席と会見、30日にWHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（PHEIC）を発出した。中国国内の感染は3

月には8万人を超えたが、3月中旬頃から感染拡大が落ち着き始めた。3月10日に習近平国家主席が武漢市を訪問し、同月12日に中国衛生当局が中国での感染ピークは既に過ぎたと発表、18日には国内での新規感染例が初めてゼロとなった。

### （エ）外交

2020年、新型コロナが中国から世界に広がる中、中国は3月以降対外支援を積極的に展開している。6月、中国国務院新聞弁公室は、初めての新型コロナに関する白書「新型コロナウイルスと闘う中国の行動」を発表した。5月31日までに27か国に医療専門家チームを派遣し、150か国及び四つの国際機関にマスクや防護服、呼吸器など医療物資を提供したと言及した。また国内のワクチン開発を積極的に推進し、ワクチン生産体制の整備も着々と進めた。5月のWHO年次総会において、習近平国家主席はワクチンの実用化後、ワクチンを「世界の公共財」とすると表明した。また、中国は東南アジアやアフリカなどに対して中国製ワクチンの提供を約束するなど、積極的に外交に活用している。

米中間では、2019年に続き、通商問題や先端技術をめぐる競争、3月以降には新型コロナ対応など様々な分野で厳しく対峙し、それは政治、外交、軍事・安全保障、メディア、教育など多方面にも及び、相手国への非難や制裁が頻発した。米国連邦議会では、6月に「ウイグル人権政策法」、7月に「香港自治法」が成立するなど中国に対する厳しい制裁を含む対応を求める声が高まったほか、安全保障上の懸念などを理由に、多くの中国企業に対して規制が強化された。また、米国が7月末にスパイ活動と知財窃取の拠点であるとして、ヒューストンにある中国総領事館を閉鎖させると、これに対抗して中国も成都にある米国総領事館を閉鎖させた。さらに、2021年1月には、米国は、新疆ウイグル自治区における人権状況を「ジェノサイド（集団殺害）」と判断した。また、2021年3月、米国、EU、英国、カナダは新疆ウイグル自治区の人権侵害を理由に制裁措置を発表



した。これに対し、中国は米国、EU、英国、カナダに対し、対抗措置を発表した。世界第1位、第2位の経済大国である米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体に関わる問題であることから、引き続き今後の動向が注目される。

### (オ) 軍事・安保

中国の国防費は過去30年間で約44倍に増加しているが、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされていない。こうした中、核・ミサイル戦力や海・空軍戦力を中心として、軍事力は広範かつ急速に強化・近代化されており、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優勢の確保も重視している。中国による透明性を欠いた軍事力の拡大や、東シナ海・南シナ海における一方的な現状変更の試み及び軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっている。中国は、国連平和維持活動（PKO）のほか、各種人道支援、災害救援活動などにおいては、継続的に積極的な姿勢をとっている。

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会五中全会コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っている。中国に対する疑念を払拭するためにも、具体的かつ正確な情報開示などを通じて、中国が国防政策や軍事力の透明性を高めていくことが強く望まれる。日本としては、日中安保対話などの対話や交流の枠組みを通じて、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけるとともに、法の支配に基づく国際秩序に中国が積極的に関与していくよう促していく考えである。

## 1 日中関係

### (ア) 二国間関係一般

東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。安定した日中関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために重要である。同時に、中国との間には、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の具体的な行動を強く求めていくことが重要である。なお、2019年6月の日中首脳会談で安倍総理大臣から招請した習近平国家主席の国賓訪日については、日中両政府はまずは新型コロナの収束に専念すべきであり、今は具体的な日程調整をする段階にはない。

2020年は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。

新型コロナについては、1月26日に日中外相電話会談、2月15日のミュンヘン安全保障会議の際に日中外相会談、2月26日に日中外相電話会談を実施したほか、同月28日に楊潔篪（ようけつち）<sup>ようけつち</sup>中国共産党中央政治局委員が訪日した際にも、新型コロナの感染拡大の防止に向けた協力



王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談  
(2月15日、ドイツ・ミュンヘン)

を確認するなど、中国国内における感染拡大の防止や邦人保護の観点から緊密に連携した。また、1月26日の日中外相電話会談などを踏まえ、湖北省に在留し、帰国を希望していた邦人の帰国のために武漢空港に派遣した計5便のチャーター機を利用して、日本から届けていた手袋約9万双、ゴーグル約4万1,000個、防護服約4万着、除菌関連グッズ約2,000個などの支援物資について、中国側から謝意の表明があった。4月21日及び7月29日にも、茂木外務大臣は、王毅<sup>おうぎ</sup>國務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。会談では新型コロナに関して、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力などを含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。

9月25日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。また、二国間の懸案事項に加え地域・国際社会の課題についても議論が及び、この中で、菅総理大臣から、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海情勢について改めて提起し、地域・国際社会の関心が高い課題についても、今後、しっかり議論していきたいと伝えた。

新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅國務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅國務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計3時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係に



王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談（11月24日、東京）

における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。その中で茂木外務大臣からは、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海情勢、日本産食品の輸入規制や邦人拘束などの二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル問題などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかり伝えた。特に尖閣諸島については、中国による過去最長となる領海侵入や接続水域内の航行、日本漁船への接近などの個別の事案も取り上げながら、日本の強い懸念を伝え、中国側がこうした行動をとらないよう強く申し入れた。

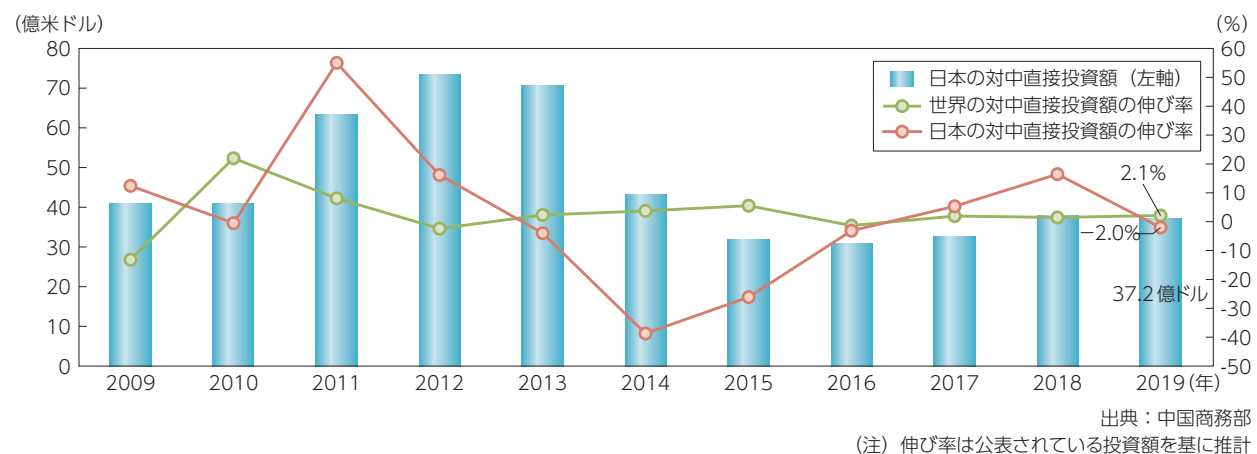
11月25日には、菅総理大臣が王毅國務委員兼外交部長による表敬を受けた。菅総理大臣からは、尖閣諸島周辺海域などの東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題や日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃、さらに日本産牛肉の輸出再開や精米の輸出拡大の実現について、中国側の前向きな対応を改めて強く求めた。また、香港情勢に関して菅総理大臣から日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

このほか、外交当局間では、2020年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中戦略対話（1月）、日中政策企画協議（9月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12月14日に岸

## 日中貿易額の推移



## 日本の対中直接投資



防衛大臣と魏鳳和<sup>ぎほうわ</sup>中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月15日には大島理森<sup>ただもり</sup>衆議院議長と栗戰書<sup>りっせんしょ</sup>全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。今後も首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。

## (イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。それゆえに、中国における新型コロナウイルスの拡大、武漢の2か月半に及ぶ都市封鎖は日中経済に大きな影響を与えた。特に、医療物資、自動車部品などは中国を製造拠点として

いるものも多く、日本国内でのマスクなどの医療物資の不足や自動車の減産などにもつながった。また、新型コロナウイルスの世界的な拡大により、日中間のビジネス関係者の往来も大きく制約されることとなった。

こうした中でも、日中間の経済活動は持続し、2020年の貿易総額（香港を除く。）は、約3,048億米ドルであり（前年比0.3%増）、中国は、日本にとって14年連続で最大の貿易相手国となった。また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2019年は約37億2,000万米ドル（前年比2.0%減（投資額公表値を基に推計）、2020年の数値は未公表（2021年3月現在））と、中国にとって国として第3位（第1位はシンガポール、第2位は韓国、第4位は米国）の規模となっている。

日中間の経済対話については、11月に日中経済パートナーシップ協議がオンライン形式で



開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易などを含む日中間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEPなどの貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起したほか、日本産食品に対する輸入規制措置の撤廃を改めて強く求めた。

同月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネなど、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。

## （ウ）両国民間の相互理解の増進

### 〈日中間の人的交流の現状〉

新型コロナに関する水際対策として、日本政府は2月から、湖北省、浙江省及び中国<sup>せつこう</sup>全土を順次上陸拒否対象に指定した。中国も3月から日本に対する査証免除措置を停止した。この結果、日中間の人的往来は大幅に落ち込み、中国からの訪日者数は過去最高を記録した2019年の約959万人から、2020年は約107万人（日本政府観光局（JNTO）暫定値）となった。日本政府は、11月1日から中国に対する上陸拒否対象の指定を解除し、また同月30日からビズネストラックとレジデンストラックの運用が開始された（2ページ 巻頭特集参照）。人的往来の再開は、日中経済の再活性化に資するとともに、相互理解の促進にもつながることが期待される。

### 〈日中青少年などの交流〉

2020年は、「日中文化・スポーツ交流推進



在重慶日本国総領事館主催オンライン日本語クイズ大会の様子  
四川省8大学の日本語学科1年生が参加（6月14日）

年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、計51件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年達がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。

11月に行われた日中外相会談では、双方は、2021年夏の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2022年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、2022年に日中国交正常化50周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。

## （エ）個別の懸案事項

### 〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配し

ている。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。日本が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され、尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない<sup>23</sup>。

尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は2020年の1年間で24回に上った（2019年の領海侵入回数は32回、2018年は19回）。5月、7月、8月、10月、11月及び12月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、4月から8月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の111日を記録し、2020年の接続水域内での航行日数も過去最多となる333日となるなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、そもそも国際法違反であり、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰

り返し実施してきている。引き続き、日本の領土・領海・領空<sup>きぜん</sup>を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

6月、人民武装警察の権限や任務を規定する「中国人民武装警察法」が改正され、同法において、「海上権益擁護法執行」が武装警察の任務として明記された。また、11月には中国海警局の海上権益擁護法執行の任務などを規定する「中国海警法」の草案が公表され、2021年1月に同法が全人代常務委員会において可決、翌2月に施行されるなど、中国の海上権益擁護のための法整備が進んでいる。中国海警法については、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでおり、そうした中で、中国海警法により日本を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならないと考えており、こうした日本の深刻な懸念を、中国側に対し、引き続きしっかり伝えていく。

加えて、中国軍の艦艇・航空機による日本周辺海空域での活動も活発化している。2018年1月には、尖閣諸島周辺の日本の接続水域を潜没潜水艦及び水上艦艇が航行した。これに対し外交ルートを通じ、重大な懸念を表明して厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。また、航空機の活動についても引き続き活発であり、2012年秋以降、航空自衛隊による中国軍機に



日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）  
詳細は、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi\\_shina/tachiba.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html)参照



23 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>



対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本としては外交ルートを通じ提起してきている。

また、東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の中国側で、2013年6月から2016年5月にかけて新たに12基、それ以前から確認してきたものを含めると合計16基の構造物を確認している。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握するたびに、中国側に対して、一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海資源開発に関する日中間の協力についての「2008年合意」の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られ、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。2018年5月の李克強國務院総理訪日時に妥結し、同年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、「日中防衛当局間のホットライン」の早期開設に向けて調整を加速していく考えである。また、2018年10月の安倍総理大臣訪中時に署名された日中海上搜索・救助（SAR）協定により海上搜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築され、これまで以上に円滑かつ効率的な搜索救助活動が可能となることが期待される。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日

中関係の真の改善はない。2021年2月に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議を始めとする関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接顔を合わせ、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、中国との間で関係改善を進めつつ、個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つひとつ対話を積み重ね、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とすべく、引き続き意思疎通を強化していく。

### 〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2020年は、新型コロナの影響下においても、中国各地における遺棄化学兵器の現地調査、発掘・回収並びに吉林省敦化市ハルバ嶺地区及び黒竜江省ハルビンでの廃棄処理を進め、また、砲弾輸送などの事業を実施した（12月現在の遺棄化学兵器廃棄数は累計約5万8,000発）。

### 〈邦人拘束事案〉

邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けて働きかけを行ってきている。2019年9月に拘束された邦人1名は同年11月に解放された。その後も、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを、引き続き中国政府に対して強く求めてきており、2020年11月の茂木外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談においても茂木外務大臣から、中国側に前向きな対応を改めて強く要請した。

### 〈日本産食品輸入規制問題〉

中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、2月の日中外相会談を始め、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅國務委員兼外交部長によ



菅総理大臣表敬など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、2021年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では、王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

#### やまとたい 〈大和堆〉

日本海大和堆周辺水域において、中国漁船による違法操業が数多く確認されたことから、中国に対して、日本側の懸念や漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう繰り返し強く申し入れを行ってきた。また、11月の日中外相会談の場でも、茂木外務大臣から王毅国務委員兼外交部長に強く要請した。

## (2) 台湾

### ア 内政

2020年1月の総統選挙において歴代最多得票で再選した蔡英文総統が5月20日に再任した（副総統は賴清徳前行政院長）。総統就任式において蔡英文総統は、新型コロナ対策に対する市民の協力に感謝しつつ、2020年1月以降台湾は（1）民主選挙及び（2）新型コロナ対策の成果で国際社会を驚かせたことを強調した。実際、新型コロナ対策として、感染地域からの入域制限の迅速な実施や最新の情報処理、IT技術も駆使したマスクの安定供給などを実施しており、国際的に見ても感染が相当抑制されている。また、今後4年の方向性として、（1）産業発展、（2）社会の安定、（3）安全保障、（4）民主の深化を提示した。

最大野党の国民党は、3月、総統選挙敗北で引責辞任した呉敦義前主席の後任を選ぶ補欠選挙で江啓臣氏を国民党主席に選出した。

台湾経済は、5G通信設備などの輸出好調を受け、新型コロナの影響から立ち直りを見せており、2020年における実質GDP成長率は、

前年比2.98%（速報値）増となった。

### イ 两岸関係・外交

2016年の蔡英文政権発足以降、中台間の公式ルート（中国側：国務院台湾事務弁公室・海峡兩岸関係協会、台湾側：行政院大陸委員会・海峡交流基金会）による直接のやり取りは中断していると見られる。このような中、2019年1月、習近平国家主席は重要講話を発表し、「一国二制度」による兩岸統一を呼びかけた一方、蔡英文総統は、絶対的多数の台湾住民は「一国二制度」を受け入れられないなどと表明した。

台湾は、2009年から2016年には世界保健機関（WHO）総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていないほか、国際民間航空機関（ICAO）を始め他の国際機関の総会などにも参加できていない。なお、技術・専門家会合についても一部を除き参加できていない（WHOにおける2020年新型コロナに関する専門家会合には台湾も参加）。

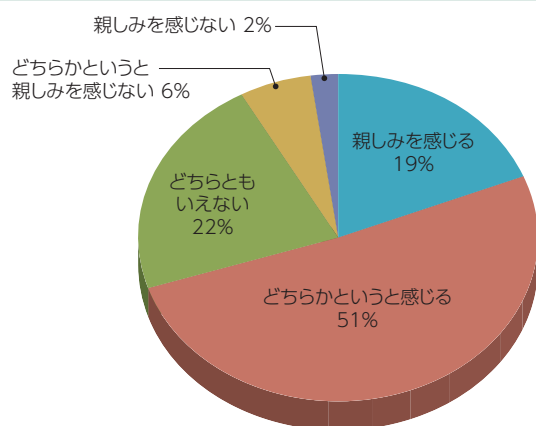
日本は、従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと考え、特に、今回のような全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、自由・透明・迅速な形で各国及び地域の情報や知見が広く共有されることが重要であると認識しており、これらの観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加をこれまで一貫して支持してきている。

2016年のサントメ・プリンシペ、2017年のパナマ、2018年のドミニカ共和国、ブルキナファソ及びエルサルバドルに続き、2019年9月にはソロモン諸島及びキリバスが、台湾と断交するとともに中国との外交関係を開設・回復した結果、台湾と外交関係を有する国は15か国となっている（蔡政権発足後、7か国が台湾と断交）。

### ウ 日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。

### 台湾住民の日本に対する親近感



出典：公益財団法人日本台湾交流協会

日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明に従い、非政府間の実務関係として維持されている。日台双方の市民感情は総じて良好であり、日本側の民間窓口機関である日本台湾交流協会の調査（2019年2月実施）によれば、「日本に親しみを感じる（どちらかというとき親しみを感じる）」と回答した台湾住民は70%との結果も出ている。このような良好な対日感情を反映し、2019年における台湾訪日者数が489万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナの影響で、2020年の往来は大幅に減少した。

7月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去した。これを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて2度訪台し、告別式などに出席した。

東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制については、依然として解除されておらず、日本側は科学的根拠に基づき、その撤廃・緩和を繰り返し強く求めている。

### (3) モンゴル

#### ア 内政

5月、首相・内閣の権限の強化、大統領の任期・権限の変更、司法の独立の保障強化などを盛り込み、議会制民主主義の維持継続を確定する改正憲法が施行された。

6月に行われた第8回国家大会議（一院制、任期4年、定数76）選挙では、与党人民党が圧勝、7月にフレルスフ首相の続投が決まり、新内閣が発足した。同首相は、世界的な新型コロナの拡大を受け、厳格な出入国制限・防疫措置を早期に導入、国内での発生を封じ込めてきた（11月に初の市中感染症例を確認）。

一方、新型コロナの流行は国内経済を直撃し、11月の政府経済統計では前年同期比で、税収14.3%減、輸出2.8%減、輸入12.5%減、鉱業生産12.8%減を記録した。政府は大規模な緊急経済対策を実施している。

#### イ 日・モンゴル関係

普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーとして、「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた協力を一層強化していくことが両国で確認された1年となった。

新型コロナの流行により要人往来が停止している中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。10月、菅政権発足後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン新外相との間で外相会談を行ったほか、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、新型コロナの感染拡大後、モンゴルにとっての「第三の隣国（注：隣国の中国・ロシア以外で連携を重視する主要国）」からの初の要人訪問として大いに歓迎され、モンゴルに対する日本の一貫した支援に謝意が表明



エンフタイワン・モンゴル外相との日・モンゴル外相会談  
（10月9日、モンゴル・ウランバートル）

された。同訪問時、両国は「戦略的パートナーシップ」をより一層拡大していく方針で一致し、2022年の外交関係開設50周年の祝賀、新たな「中期行動計画」の策定に合意し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組強化の方針でも一致した。このほか、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

両国は、普遍的価値を共有する戦略的パートナーとして、あらゆる分野での交流・関係を深め、地域・国際場<sup>じょうり</sup>裡での協力を一層強化していく。

## 4 東南アジア

### (1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億6,700万人）を有する東南アジア地域の大国として、ASEANにおいて主導的な役割を担うほか、G20メンバー国として、国際社会の諸課題においてもイニシアティブを発揮している。

2019年10月に発足したジョコ大統領の第2期政権は、国会の議席の約74%を与党が占める安定政権として、①インフラ開発、②人材開発、③投資促進、④官僚改革、⑤適切な国家予算の執行を優先課題として実施している。また、新型コロナの拡大を受け、春以降、大規模社会制限や経済対策を実施している。投資促進に関しては、インドネシア政府は、投資誘致を目的に雇用、投資、事業認可手続きの簡素化などの11分野の関連法を一括改正する雇用創出に関するオムニバス法を11月に成立させた。

日本との関係では、ジョコ第2期政権の優先課題であるインフラ整備と人材育成の分野における協力を積極的に進めているほか、新型コロナ対策及び保健・医療体制の強化のために医療機材の供与や財政支援借款、またアビガンの供与などの協力を行っている。

日本とのハイレベルの交流としては、1月に茂木外務大臣がインドネシアを訪問し、日・インドネシア閣僚級戦略対話を行った。新型コロナの世界的な感染拡大により人の往来が制限さ

れた後も首脳電話会談を2度、外相電話会談を2度実施し、新型コロナへの対応などについて緊密に意見交換を行った。また、10月には菅総理大臣が総理就任後の初の外国訪問の一環としてインドネシアを訪問し、ジョコ大統領との首脳会談において、政治・安全保障、経済・インフラ整備、海洋、防災などの協力や南シナ海や北朝鮮などの地域的課題における連携の更なる強化を確認した（61ページ 囲み記事参照）。

### (2) カンボジア

カンボジアは、南部経済回廊の要衝に位置し、メコン・東南アジア地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。ガバナンス強化を中心とする開発政策の下、過去20年間平均7%の成長を続け、2030年の上位中所得国入りを目指している。2020年は成長牽引役の縫製、観光、建設業が新型コロナ問題により落ち込み、1993年の王国政府発足後初めてマイナス成長となる見込みである。

1992年に日本が初めて本格的PKOを派遣したカンボジアは「積極的平和主義」の原点の国であり、和平とその後の復興・開発への協力を基に培われた両国関係は2013年に「戦略的パートナーシップ」に格上げされ、現在も深化している。2020年は8月に、茂木外務大臣が新型コロナ感染拡大後初の海外要人としてカンボジアを訪問し、フン・セン首相表敬及びブラック・ソコン外相との間で外相会談を実施した。10月にも外相電話会談を実施した。

内政面では、最大野党・救国党が前年に解党される中、2018年国民議会選挙にて与党・人民党が全議席を独占した。カンボジア政府は、同年末の声明にて国内での対話促進や司法手続迅速化など民主的環境の改善措置を表明し、以後取り進めてきている。2020年1月には2017年に逮捕された野党党首の公判が開廷したが、3月以降新型コロナにより休廷した。

日本は、カンボジアの民主的発展を後押しするために与野党若手政治関係者招へいなどの取組を進めており、1月に第4回招へいを実施した。



日本が長年支援しているクメール・ルージュ裁判では、8月に捜査中被疑者1名の不起訴が確定し、その他捜査中の2事案も不起訴となれば2022年末に予定される第2-02事案（元国家元首が被告）上訴審判決をもって裁判が完結する見込みが高まっている。

### (3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国家であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、リー・シェンロン首相率いる人民行動党（PAP）が、7月の総選挙で、対象改選全93議席中83議席を獲得して引き続き議会での圧倒的多数を占めるものの、PAPの全体得票率は61.24%にとどまり、前回2015年選挙時の69.86%より低い得票率であった。

日本との関係では、2020年は、新型コロナの影響により往来の機会が減少したものの、首脳電話会談を1度、外相電話会談を2度実施し、両国のハイレベルの交流を継続している。また、8月、茂木外務大臣は、新型コロナの世界的な拡大後、アジア初の訪問国としてシンガポールを訪問し、リー・シェンロン首相表敬及びバラクリシュナン外相と会談を実施した。同会談において、両国は新型コロナの拡大を受けた水際対策強化後の国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、入国後14日間についても行動範囲を限定してビジネス活動が可能となる「ビジネスストラック」と、主に中長期間に滞在する駐在員などを念頭に置いた「レジデンスストラック」の両トラック開始を目指すことに合意した。



日・シンガポール外相会談（8月13日、シンガポール）

また、両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約400の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,000人が参加している。

日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・クリエイティブ・センター（JCC）」では、感染症対策をとりつつ各種の発信やイベントを開催した。

### (4) タイ

タイは、1967年の「バンコク宣言」により誕生した東南アジア諸国連合（ASEAN）の原加盟国の一つであり、また、メコン地域の中心に位置し、地政学的に重要な国である。

日本とタイは、600年にわたる長い交流の歴史があると言われており、伝統的に友好関係を維持してきている。外交関係の樹立は1887年の「日暹修好通商に関する宣言（日タイ修好宣言）」まで遡る。現在の両国関係は、二国間のみならず、地域及び国際社会でも協力する「戦略的パートナーシップ関係」にある。加えて、日本からの長年にわたる政府開発援助や民間企業による投資の結果、タイは自動車産業を始めとする日本企業にとっての一大生産拠点となり、今日では地球規模でのサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在であり、5,000社以上の日本企業が進出し、7万人以上の在留邦人が暮らしている。



茂木外務大臣によるプラユット・タイ首相の表敬（1月7日、タイ・バンコク）

また、2013年、短期滞在での活動を目的とするタイ国民に対する査証免除措置の導入を受け、訪日タイ人観光客が急増し、新型コロナの感染拡大前の2019年には約132万人のタイ人が日本を訪問しており、国別渡航者数で第6位であった。1月に茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相への表敬及びドーン外相との会談を実施した。その後の新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限に伴い、要人往来は実施されていないが、茂木外務大臣がドーン副首相兼外相（注：8月より副首相を兼任）と5月、6月及び10月の3度にわたり電話会談を実施し、ハイレベルでの交流を継続した。

一方、タイ国内状況に目を向ければ、経済・社会的格差や新型コロナの感染拡大に伴う経済状況の悪化などを背景に、若年層を中心とした政府や王室に対する抗議デモが活発化し、不安定な状況が続いている。

### (5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家（2002年）である。同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。経済は天然資源（石油や天然ガス）への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。

外交面では、東ティモールの最重要外交課題であるASEAN加盟に向けて、ASEAN各国との調整などに引き続き取り組んでいる。



バボ・外務・協力相と会談する中山外務大臣政務官  
（1月14日、東ティモール・ディリ）

国内では、政権与党とル・オロ大統領との間で対立が続き、国政は停滞していたが、1月以降、連立与党内の分断などを契機として、各政党間での新たな合従連衡が模索された。その結果、5月29日までに、ルアク首相率いる国民解放党（PLP）及びル・オロ大統領率いる東ティモール独立革命戦線（フレテリン）を含む4党から成る新たな国民議会多数派により第8次立憲政権を支える体制が確立され、内閣改造が行われた結果、対立は解消された。

二国間関係に関し、1月に中山展宏外務大臣政務官が東ティモールを訪問し、日本の対東ティモール支援20周年記念式典や、日本のODAにより建設した国立東ティモール大学工学部新校舎及びディリ港フェリーターミナルの竣工式に出席した。また、その際に、ル・オロ大統領、ルアク首相及びバボ外務・協力相との間で、教育・人材育成、人的交流、経済・インフラなどの分野における二国間協力や、日本・東ティモール・インドネシア3か国協力の枠組みにおける海洋分野などの協力、地域における連携を強化した。

また、新型コロナの感染拡大を受け、保健・医療体制強化のための医療機材の供与などの支援を行っている。

### (6) フィリピン

フィリピンは、2012年から一貫して6%以上の高い成長率を維持してきたが、2020年は、新型コロナの感染拡大に伴い導入された国内経済活動の制限や海外労働者からの送金減などによる影響により、マイナス成長が見込まれている。ドゥテルテ大統領は新型コロナ対策においても国民の高い支持を得ており、汚職撲滅、治安・テロ対策などの優先課題への対応に引き続き、強い指導力を発揮した。また、ミンダナオ和平については、2022年の自治政府発足を目指したプロセスが継続しており、3月時点でモロ・イスラム解放戦線（MILF）兵士の30%に相当する1万2,000人の退役及び武装解除が完了している。

「戦略的パートナー」である日・フィリピン



日・フィリピン外相会談（1月9日、フィリピン・マニラ）

関係の更なる強化のため、1月、茂木外務大臣がマニラを訪問し、ドゥテルテ大統領表敬、ロクシン外相との会談及びドミンゲス財相との会談を行ったほか、フィリピン沿岸警備隊を訪問し、日本政府が円借款で建造を支援した巡視船を視察した。新型コロナの影響で往来が中断されてからも、要人間の意見交換は活発に行われ、首脳電話会談を2度、外相電話会談を1度実施した。

安全保障面では、8月、国産の完成装備品の初の海外移転としてフィリピンへの警戒管制レーダーの納入契約が成立し、協力が一層推進されることとなった。また、経済面では、1月、フィリピン政府が、東日本大震災後に設けていた日本産食品の輸入規制措置をすべて撤廃することを決定した。さらに、10月には、2017年に安倍総理大臣が表明した5年間で1兆円規模の官民支援を着実に実施するために立ち上げられた、日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会の第10回会合を実施するなど、日本はフィリピン政府が掲げる積極的なインフラ整備政策「ビルド・ビルド・ビルド」を強力に後押ししている。加えて、感染症対策や災害対応についても医療機材の供与や財政支援借款、また、アビガンの供与などの協力を行っている。

## (7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定した国である。立憲君主制であり立法評議会があるものの、国王が首相、財

務・経済相、国防相及び外相を兼任しており、国王の権限は非常に強い。東南アジアの中心に位置し、南シナ海のクレイマント国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済成長率は2020年も中国との合併企業による石油精製事業に支えられ、引き続きプラスを維持すると予測されている一方、エネルギー資源への過度の依存から脱却すべく経済の多角化を目指している。

日本とブルネイは、1984年に外交関係を開設し、政治、防衛、経済、文化、人物交流など、様々な分野で良好な関係を発展させてきた。また両国の皇室・王室関係も緊密で、ボルネオ国王は2019年の即位礼正殿の儀に参列するため訪日した。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要であり、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約6割が日本向けであり、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約5%を占めている。なお、日本は2021年にASEAN議長国となるブルネイへの協力として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じたテロ対策能力向上のための支援を決定した。

## (8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国である。また、東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場でもある。現在、インフレ抑制などのマクロ経済安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。また、行政改革や汚職対策にも積極的に取り組んでいる。2020年はASEAN議長国及び国連安保理非常任理事国を務め、国際社会での役割も拡大している。

日本とベトナムは、「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下で、様々な分野で協力を進展させている。要人往来も活発に行われ、1月には茂木外務大臣がベトナムを訪問し、フック首相、ミン副首



## 菅総理大臣のベトナム、インドネシア訪問

10月18から21日まで、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、2020年のASEAN議長国であるベトナム及びASEANの主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問では、友人であり、戦略的パートナーでもあるASEANとの信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するための要であるASEAN各国と緊密に連携しながらFOIPを着実に実現していくとの日本の決意を宣言する重要な機会となった。

ベトナム訪問中、菅総理大臣は、フック首相との間で首脳会談を行い、新型コロナからの回復に向けて、「ビジネストラック」の運用開始及び双方向の定期旅客便の再開に合意するとともに、サプライチェーンの多元化や新型コロナ流行下で生活に困っている在日ベトナム人への支援など、両国間の協力を強化していくことで一致した。また、防衛装備品・技術移転協定の実質合意を始めとした安全保障分野での協力、インフラ整備等の経済協力、防災、農業分野における連携など、二国間関係の強化について確認した。さらに、地域情勢についても緊密に連携し、FOIPと多くの本質的な共通点を有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を全面的に支持することを確認した。

同訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長とも会談を実施したほか、チン越日友好議員連盟会長から表敬を受けた。また、日越大学において学生との意見交換も行い、同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本とASEANの強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIPとFOIPが基本的な原則を共有していることやAOIPを全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。菅総理大臣の訪問を機に、官民の幅広い分野で16の文書に合意するなど、「戦略的パートナーシップ」で結ばれる日・ベトナム関係は、政治・経済・文化・人的交流などあらゆる面で飛躍的な発展を遂げている。

ベトナムに続いて訪問したインドネシアでは、ジョコ大統領との間で首脳会談を行ったほか、日本企業との意見交換、元日本留学生による表敬及びカリバタ英雄墓地での献花を行った。

日・インドネシア首脳会談では、菅総理大臣はFOIPと多くの本質的な共通点を有するAOIPへの全面的な支持を伝達し、両首脳は、共に海洋国家として自由で開かれた海洋秩序の実現に向けた協力を行うことについて一致した。また、保健分野やサプライチェーンの強じん化を含め、新型コロナからの回復に向けた両国の協力の拡大、インフラ協力や人材育成、離島開発などの推進、外務・防衛閣僚会合（2＋2）の早期実施を始めとする政治・安全保障分野の協力及びインドネシアの投資環境改善に向けた協力の強化などについて一致した。

日本は、「インド太平洋国家」として、今後もASEANと共に力を合わせてインド太平洋地域の平和で繁栄した未来を創り上げていく。



菅総理大臣のベトナム訪問（10月、写真提供：内閣広報室）

相兼外相及びアイン商工相との会談を行った。3月及び6月には茂木外務大臣とミン副首相兼外相との電話会談、5月及び8月には安倍総理大臣とフック首相との電話会談を実施した。10月には、菅総理大臣とフック首相との電話会談を行ったほか、菅総理大臣が総理大臣就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問した。菅総理大臣はベトナム訪問中、フック首相との首脳会談では、新型コロナからの回復に向けて、「ビジネスストラック」の運用開始及び双方向の定期旅客便の再開に合意したほか、チョン書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長との会談や日越大学での政策スピーチなどを行い、「インド太平洋国家」として今後も地域の平和と繁栄に対する貢献を主導していくことを宣言した（61ページ 囲み記事参照）。

元来親日的なこともあり、ベトナム国民の訪日者数は2011年の約4万人から2019年には49万人を超え、日本に暮らすベトナムの人々は2011年の約4万人から2020年6月には約42万人に増えており、国別在留外国人数で中国、韓国に次いで3番目に多い数字となっている。

### (9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成る、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（69%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

2月、政権内部における対立などによりマハティール首相が辞任したことを受け、3月に就任したムヒディン首相は、就任直後から新型コロナ対策に注力している。新型コロナの影響で、二国間での要人往来は例年に比べて減少したものの、外相電話会談を1度実施し、8月には、新型コロナの世界的な感染拡大後初めてのアジア訪問の一環として、茂木外務大臣がマレーシアを訪問し、ヒシャムディン外相及びアズミン上級相兼国際貿易産業相と会談を行った。

両国間の具体的な協力については、油防除や海賊対策などの海洋協力や、新型コロナ拡大の下での協力として、二国間で主に中長期滞在者の往来を可能とする「レジデンストラック」の開始に合意した。また、国際機関を通じた技術支援・保健医療物資支援やアビガン錠の無償供与などが行われた。

人材育成分野では、マハティール首相（当時）が1981年に提唱した日・マレーシア間の友好関係の基盤である東方政策により、これまでに約2万6,000人のマレーシア人が日本で留学及び研修した。2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）をASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、筑波大学のマレーシアにおける分校設置に向けた協議が行われており、実現すれば日本の大学が設置する初の海外分校となる。

経済面では、日本はマレーシアにとって最大の投資国（2019年）であり、マレーシアへの進出日系企業数は約1,500社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

### (10) ミャンマー

ミャンマーでは、2015年の総選挙で国民民主連盟（NLD）が国民の大多数の支持を得て、2016年3月にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる新政権が発足し、以来、民主化の定着、国民和解、経済発展に取り組んできた。2020年11月には総選挙が実施され、NLDが再び圧倒的勝利を収めた。

2020年11月の総選挙実施に当たり、日本政府は二重投票防止のための特殊インクを供与したほか、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣し、自由かつ公正な選挙が平和裡に実施されたことを確認した。

しかし、総選挙後、ミャンマー国軍は、有権者名簿情報の重複などの選挙不正があったことを繰り返し主張し、これに対し連邦選挙管理委員会、連邦議会、政府がこれを受け入れなかったとして、2021年2月1日未明、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問、ウィン・ミン大統領を含むNLD政権幹部や多数の連邦議会議員を拘束した。同日、大統領代行（国軍出身の副大統領）が緊急事態を宣言し、全権をミン・アウン・フライン国軍司令官に委譲した。国軍によるクーデターに国民は反発し、全国で不服従運動が拡大した。連日数万人規模のデモが実施されたほか、公的機関職員のボイコットも行われた。これを受け国軍は、ヤンゴン地域などに夜間外出禁止令及び公共の場での5人以上の集会禁止令を発表、警察もデモ隊に対し一部では放水、催涙弾や発砲による鎮圧を行った。日本は、ミャンマーで民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有しており、クーデター発生当日に外務大臣談話を発出した。日本は、民間人に対する暴力的な対応を直ちに停止すること、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む拘束された関係者の解放、民主的な政治体制の早期回復を国軍に強く求めている。

なお、日本は経済発展への大きな潜在力及び地政学的重要性を有するミャンマーの安定及び発展が地域全体の安定と繁栄に直結するとの認識に立ち、伝統的な友好国である同国の民主的国造りを官民挙げて全面的に支援してきた。2016年に安倍総理大臣が表明した、5年間で官民合わせて8,000億円の貢献は、ヤンゴン都市開発、電力、運輸インフラを中心に幅広い分野において実施されてきた。

また、ミャンマー西部のラカイン州で、2017年8月の武装勢力による治安部隊拠点に対する

襲撃を契機に、70万人以上の避難民がバングラデシュに流出した問題に関し、日本は国際社会と共にミャンマー政府に、「安全、自発的かつ尊厳のある」避難民帰還の実現、国連の関与の下での帰還環境の整備を働きかけるとともに、ラカイン州では避難民・住民に対する人道支援やインフラ整備支援を実施してきたほか、バングラデシュ側では避難民、ホストコミュニティに対する人道支援を実施してきた。加えて、ラカイン州における人権侵害疑惑について、ミャンマー政府及び国軍に対し、ミャンマーが設立した独立調査団の勧告を踏まえ、透明性のある形で捜査、訴追を進め、国際司法裁判所による暫定措置命令を着実に履行するよう働きかけてきた。

ミャンマー独立以来、国軍との戦闘が続いている少数民族武装勢力との和平実現も重要な課題であり、これまでに10の少数民族武装勢力が「全国規模停戦合意（NCA）」に署名した。日本は、笹川政府代表を中心に、恒久的停戦と地域の安定を実現すべく、和平の当事者間の対話を側面支援してきたほか、停戦実現地域住民の生活向上のため、復興開発支援を実施してきた。

日本としては、事態を注視しながら、必要な対応を行っていく。

### (11) ラオス

ラオスは、中国、ミャンマー、タイ、カンボジア及びベトナムの5か国と国境を接し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。2020年、内政面では、人民革命党の一党支配体制の下、安定した政権運営が行われた一方で、2021年に予定されている第11回人民革命党大会に向けた準備が中央及び地方の各レベルで行われた。経済面では、最優先課題として財政安定化に取り組む一方、新型コロナの影響で、観光を始めとするサービス業などが打撃を受け、近年、約6～7%の高水準を維持していた経済成長率の低下が予測されている。

日・ラオス間では3月に外交関係樹立65周年を迎え、「戦略的パートナーシップ」5周年の節目の年となった。8月に、茂木外務大臣が





日・ラオス外相会談（8月23日、ラオス）

新型コロナウイルスの感染拡大後初の海外要人としてカンボジアを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行ったほか、10月にも茂木外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施した。経済協力分野でも、様々な協力が実施された。ラオス政府から強い要望があった財政安定化支援については、1月に支援の成果となる政策提言が取りまとめられたほか、引き続き、専門家の派遣などによる協力が実施された。また、5月には日本が2012年から起草支援を行っていた民法典が施行され、長年にわたるラオスに対する法整備支援の集大成の一つとなった。8月の茂木外務大臣のラオス訪問に際しては、新型コロナ対策支援の一環として、無償資金協力による医療関連資機材の引渡式を実施したほか、教員養成・都市交通などの分野に対する無償資金協力の実施などを決定した。このように、2016年9月に両首脳から発表された「日ラオス開発協力共同計画」の着実な進展が見られ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた多くの取組が行われた。文化交流では、1月にビエンチャンにおいて「ジャパン・フェスティバル」が開催され、両国国民間の相互理解が深まった。

## 5 南アジア

### (1) インド

インドは、アジアとアフリカをつなぐインド洋に面し、シーレーン上の中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国である。また、世界第2位の人口、巨大な中間所得層を抱え、

アジア第3位の経済規模を有している。近年インドは「メイク・イン・インド」などの様々な経済イニシアティブを進め、着実な経済成長を実現してきている。新型コロナの感染拡大を受け、経済は大幅に縮小したが、新たに「自立したインド」を掲げ、製造業振興を通じた経済回復を目指している。また、外交面では「アクト・イースト」政策を掲げ、インド太平洋地域における具体的協力を推進する積極的外交を展開し、グローバル・パワーとしてますます国際場裡での影響力を増している。

日本とインドは、民主主義や法の支配などの基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深化させてきた。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。インド太平洋地域の経済秩序の構築においても、インドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でRCEP協定への将来的な復帰が期待される。

2020年は新型コロナに対応する中でも、日印首脳電話会談を始めとするハイレベルの意見交換を継続的に行った。菅総理大臣就任直後の9月に実施された首脳電話会談においては、日印のパートナーシップを更なる高みに引き上げることで一致した。10月には、東京での第2回日米豪印外相会合の機会を捉えて、対面で日印外相間戦略対話を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力関係や、ASEAN諸国や南西アジアなど第三国における日印協力、高速鉄道事業を着実に進展させることの重要性を改めて確認した。加えて、9月の日印物品役務相互提供協定（日印ACSA）への



第13回日印外相間戦略対話（10月7日、東京）



署名のように、具体的な協力の枠組みも進んでいる。インドとの同協定への署名は、日本にとって、米国、オーストラリア、英国、カナダ、フランスに次いで6か国目となる。今後、同協定が締結されれば、現場での自衛隊とインド軍との緊密な連携が促進されるのみならず、日印両国が国際社会の平和及び安全に一層積極的に寄与することが期待される。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、8月末に日本からインドに対し500億円の緊急円借款、医療機材供与を目的とする10億円の無償資金協力を実施し、インドの保健・医療体制の強化にも協力している。

## (2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝にあり、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠であるとともに、国際テロ対策の最重要国の一つである。また、2億人を超える人口を抱え、そのうち25歳以下の若年人口が全人口の約6割を占めており、経済的な潜在性は高い。外交面では、インドとの関係については、2019年8月のインド政府によるジャンム・カシミール州への特別な地位を認める憲法370条の廃止措置以降も緊張状態が継続している。中国との関係については、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国の進める「一帯一路」の重要な構成要素である中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設に向けて幅広い分野で関係が強化されている。米国との関係については、トランプ政権の新南アジア戦略

において名指しで批判されるなど、一時期停滞していたが、カーン首相が2019年7月に訪米しトランプ米国大統領と個人的関係を築いて以降、アフガン和平における協力関係もあり、改善傾向にある。経済面では、2018/2019年度に3.3%であった成長率は、2019/2020年度は新型コロナの影響で-0.4%と大きく落ち込んだ。カーン政権は発足直後から深刻な外貨準備高不足の問題を抱えており、友好国からの支援に向けた協議やIMFプログラムの実施などに取り組んでいる。

日本との関係については、1月にアズハル経済相が訪日し、麻生太郎財務大臣や若宮健嗣外務副大臣と会談を行った。その後、新型コロナの影響下においても、5月には茂木外務大臣がクレシー外相と、8月には河野太郎防衛大臣がバジュワ陸軍参謀長とそれぞれ電話会談を行うなど、二国間関係を維持・強化した。

## (3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、ベンガル湾に位置する民主主義国家であり、インドとASEANの交差点としてその地政学的重要性は高い。2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに70万人以上の避難民がバングラデシュに流入し、帰還はいまだ実現していない。避難の長期化により、ホストコミュニティの負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。経済面では、繊維品を中心とした輸出が好調で、2019年は約8.13%の経済成長率を記



ミャンマー・ラカイン州からの避難民対応のための持続的支援ドナー会合（オンライン形式）に出席する國場外務大臣政務官（10月22日、東京）

録しており、高成長を維持している。

2020年前半は新型コロナの影響を受けたが、その後は回復傾向にある。人口は約1億6,500万人に上り、安価で質の高い労働力が豊富な生産拠点であるとともに、高いインフラ整備需要など潜在的な市場として引き続き注目を集め、日系企業数は2005年の61社から2020年には315社に増加している。しかし、電力の安定した供給やインフラ整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっている。

日本との関係については、8月に安倍総理大臣がハシナ首相との間で電話会談を実施し、新型コロナの収束に向けた協力、二国間関係の更なる強化を確認したほか、ミャンマー・ラカイン州からの避難民の問題への対応について緊密な議論を行った。10月には、米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の共催による同避難民の支援に関するドナー会合が開催され、國場幸之助外務大臣政務官が日本によるミャンマー・ラカイン州での避難民帰還に向けた環境整備支援とバングラデシュにおけるホストコミュニティと避難民に対する支援を説明した。

#### (4) スリランカ

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的及び経済的重要性が注目されている伝統的な親日国である。内政面では、2019年11月の大統領選でゴダバヤ・ラージャパクサ大統領が選出された後、新型コロナの影響で2020年8月に延期された総選挙

でマヒンダ・ラージャパクサ首相率いる与党スリランカ人民戦線が国会議席の過半数（113議席）を大きく上回る145議席を得て勝利し、盤石な体制が固められた。経済面では、スリランカは国内における紛争終結後、年率7%の経済成長を遂げ、近年も年率3%以上と堅実な経済成長を維持し、一人当たりのGDPは2019年に3,852米ドルを記録したが、2019年の経済成長率は、同年に発生した連続爆破テロ事件の影響により、2.3%にとどまった。また、2020年は新型コロナの影響を受け経済が落ち込んだが、同国の地政学的重要性やインド市場へのアクセスを踏まえ更なる高成長が期待されている。

日本との関係については、10月に第4回日スリランカ海洋安全保障・海上保安及び海洋に関する対話をテレビ会議形式で開催した。

#### (5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国として南アジアにおける地政学的な重要性を有している。日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、皇室・旧王室関係や登山などの各種交流を通じた伝統的な友好関係を築いている。内政面では、新憲法の下、2017年に初の連邦、州、地方選挙が実施され、2018年2月にオリ首相が就任した。経済面では、特に新型コロナの感染拡大の影響の中、経済対策として、中小企業に対する関税、法人税などの減額又は免除や、70万人の雇用創出を掲げている。

日本との関係については、1月に中山外務大臣政務官がネパールを訪問し、バンダリ大統領、オリ首相などを表敬した。3月には成田ーカトマンズ間の直行便が就航し、人的交流促進に向けた動きがあった。

また、日本は保健・医療関連機材供与のための3億円の無償資金協力に関する書簡の交換を6月に行ったほか、国際機関を経由した支援などを実施した。



## (6) ブータン

ブータンは国民総幸福量（GNH）を国家運営の指針とし、第12次5か年計画（2018年7月から2023年6月）の優先課題である貧困削減、医療・教育の質向上、男女平等、環境や文化・伝統の保護、マクロ経済安定などに取り組んでいる。

新型コロナの影響が懸念されるブータンに対して、日本は、6月、保健・医療関連機材供与のための3億円の無償資金協力に関する書簡を交換したほか、国際機関を経由した支援等を実施した。

## (7) モルディブ

インド洋の戦略的要衝に位置するモルディブは、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での日本の重要なパートナーである。モルディブは、GDPの約3割を占める漁業と観光業を中心に経済成長を実現しており、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達しているが、新型コロナの感染拡大以降は主に観光業が打撃を受け、経済が大きく落ち込んでいる。内政面では、2018年11月にソーリフ政権が発足した。2019年4月に実施された議会選挙では、与党のモルディブ民主党（MDP）が議席の3分の2を獲得し、ソーリフ大統領は政権基盤を固めた。ソーリフ大統領は、就任以来、インドを始めとする地域の国々との連携を強化し、相互利益を望む全ての国との関係を強化する方針の下で対外政策を進めている。

日本との関係では、4月に若宮副大臣とシャーヒド外相の間で電話会談を行い、新型コロナ対策について両国間で緊密に連携していくことを確認するなど、引き続き二国間関係の強化に向けた取組を行っている。

# 6 大洋州

## (1) オーストラリア

### ア 概要・総論

オーストラリア政府は2017年11月に発表した外交白書において、今後10年のオースト

ラリア外交の指針として、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域の推進、保護主義への対抗、国際ルールの推進・保護などを掲げるとともに、日本を始めとするパートナーとの協力強化を打ち出した。2018年8月に、ターンブル首相からモリソン首相に交代した後も、この外交方針は引き継がれている。

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアの「特別な戦略的パートナーシップ」の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳の間次相互訪問や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに、日米豪、日米豪印といった多国間での連携及びパートナーシップも着実に強化されている。

両国は、TPPを始めとする自由貿易の推進に関してリーダーシップを発揮している。日本にとってオーストラリアは第5の貿易相手国、オーストラリアにとって日本は第2の貿易相手国であり、両国は、発効後6年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）及び2018年末に発効したTPP11協定に基づき、相互補完的な経済関係を更に発展させている。

菅総理大臣就任後初めての外国首脳との電話会談となった9月のモリソン首相との日豪首脳電話会談では、両国が「特別な戦略的パート



日豪首脳会談（11月17日、東京、写真提供：内閣広報室）

## 特集

## オーストラリア森林火災 ～日本政府による緊急援助隊派遣～

## 1 森林火災の発生と被害状況

2019年9月以降、オーストラリア全土において過去最大級の森林火災が発生しました。2020年3月まで続いたこの火災により、33人の人命が失われたほか、3,100軒以上の家屋が損壊するなど、オーストラリア史上最悪と言われた2009年の森林火災の25倍以上の面積である約1,200万ヘクタール以上（関東甲信越全域より広域）で被害が発生しました。森林火災により、特有の生態系の中に生息するコアラなどのオーストラリアの固有動物も多数犠牲になり、損害は直接的なものだけで1,000億豪ドル（約7.6兆円）近くに達すると試算されています。また、森林火災の煙により港湾施設や建設現場が閉鎖され、この火災に関連して請求された民間保険金請求額は19億豪ドルに至り、この間の外国人観光客は10%から20%減少し、観光の逸失利益は45億豪ドルと試算されました。

## 2 オーストラリア政府の対応

オーストラリア政府は、森林火災への対応の支援に当たらせるため、同国史上初めて3,000人の陸軍予備役部隊の強制招集を行い、国防軍は、最大約6,500人態勢で、輸送、住民退避、補給といった各種支援を実施しました。

また、被災者などの経済的な支援のために、2020年から2年間で少なくとも20億豪ドルの基金を管理する国家森林火災復興庁を設立したほか、被害が大きい42の自治体に合計で6,000万豪ドルの支援を行いました。このほかにも、被災者のメンタルヘルス支援のために7,600万豪ドル、被災地産業支援のために5,000万豪ドル、観光産業のために7,600万豪ドルの支援などを決定しました。

加えて、森林火災の原因や政府の対応などを評価するために王立委員会を設置しました。

## 3 日本及び諸外国などからの支援

この森林火災に対応するために、日本のほか、米国、カナダ、ニュージーランドなどが、オーストラリアに支援の手を差し伸べました。

日本政府は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、1月15日に、自衛隊員及び自衛隊C-130H輸送機2機を派遣し森林火災への対応の支援に当たることや、国際協力機構（JICA）を通じて、防塵マスク<sup>ぼうじん</sup>といった緊急援助物資を供与することを決定しました。これを受け、自衛隊員約70人及び輸送機2機が、車両及び消火器材延べ約11トン、また、オーストラリア軍人、消防士及び被災者など延べ約600人の輸送を行いました。差し迫った脅威が緩和し、自国軍のみで対応が可能となったとのオーストラリア政府の判断を尊重して、自衛隊は、2月8日に活動を終了しました。日本の支援についてはオーストラリアの主要テレビ局でも報道され、各局の記事はニュースとしては異例の閲覧数を記録し、オーストラリア国民から多数の好意的なコメントが寄せられました。

このほか、気象庁は、2019年11月から2020年1月末まで気象衛星ひまわりによる観測画像とデータの提供を続けました。また、日本の民間企業も、合計約500万豪ドルをオーストラリア政府などに寄付し、対応に寄与しました。今回の支援は、両国の友好関係を強く印象付けるものとなりました。



自衛隊機によるオーストラリア軍車両輸送の様子  
(写真提供：防衛省)



オーストラリアの消防士が自衛隊機に搭乗する様子  
(写真提供：防衛省)

ナー」]として、相互補完的である両国間の経済関係を更に発展させていくことや、新型コロナウイルスの収束も見据え、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、さらには国際社会全体の安定と繁栄のために協力を深めていくことのほか、地域の同志国との連携が重要であることを確認した。また、新型コロナウイルス拡大以降、また菅政権発足以降、初の外国首脳の訪日となった11月のモリソン首相訪日に際し実施された首脳会談では、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げるべく交渉を続けてきた日豪円滑化協定が、大枠合意に至ったとの認識で一致し、経済については、WTO改革について、上級委員会改革、電子商取引のルール作りや「途上国」問題などにつき今後も協働していくこと、RCEPの署名を歓迎するとともに、早期発効に向け、日豪で緊密に連携し、主導的役割を果たすことで一致し、また、TPP11協定の着実な実施及び拡大に向けて引き続き協力することを確認した。

外相間では、茂木外務大臣が、10月に第2回日米豪印外相会合のため訪日したペイン外相との間で、外相会談を行った。安全保障協力については、これまでの協力の深化に加え、現代の新たな課題に対応できるよう、その裾野を広げる必要性について一致し、経済については、国際的な人の往来の再開も含め、新型コロナウイルスの拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途について議論を行った。

なお、例年9月から3月まで、オーストラリアでは森林火災のシーズンとなっているが、2019年秋から発生した森林火災は過去最大規模となり、モリソン首相はその対応に追われ、日本からも2020年1月15日から2月8日まで緊急援助隊・自衛隊部隊の派遣と緊急援助物資（マスク）の提供などを行った（68ページ 特集参照）。

## イ 安全保障分野での協力

インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向け、日本とオーストラリアは引き続き安全保障分野の協力を着実に強化・拡大させている。

オーストラリアとの間では外務・防衛閣僚協議がこれまで8回開催され、地域の安定と繁栄

に積極的に貢献する意思と能力を有する日豪間の安全保障・防衛協力の重要性を踏まえ、その推進のため、協議を行っている。11月の日豪首脳会談において、両首脳が大枠合意に至ったとの認識で一致した日豪円滑化協定については、早期署名に向け、残りの必要な作業を加速させている。また、情報通信や重要鉱物資源などの分野において、経済安全保障上の協力を強化していくこととしている。加えて、共に米国の同盟国である両国は、日米豪の連携の更なる強化に引き続き取り組んでいる。

## ウ 経済関係

2018年12月に発効したTPP11協定を日本とオーストラリアが主導したことに示されるように、両国はRCEP協定を含む地域の自由貿易体制の推進について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。新型コロナウイルスの感染拡大以降は、日豪間のモノや資金、人の移動が停滞していることから、感染拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途につき、両国間で議論を行っている。

## エ 文化・人的交流

オーストラリアには約40万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100件を超える姉妹都市など、長年培われた親日的な土壌が存在する。新型コロナウイルスの感染拡大による往来の制限が実施されるまで、青少年を含む人的交流事業であるJENESYS及び新コロンボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われてきた。2020年に開始40周年を迎えた日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいく。



## オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化してきている。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、東シナ海を含む日本周辺海域における警戒監視活動にフリゲート艦「アラント」を派遣し、10月下旬以降、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、2018年以降4度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、オーストラリアは、9月下旬から10月下旬の間、在日米軍嘉手納飛行場<sup>かてな</sup>を使用して、2018年以降7度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

## (2) ニュージーランド

### ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。10月の総選挙では、アーダーン首相率いる与党・労働党が緑の党との協力合意（閣外協力）を成立させ、新政権が発足した。

### イ 要人との電話会談

世界的に新型コロナの感染が拡大する中、首脳・外相レベルの電話会談<sup>とうしよ</sup>を通じ、新型コロナへの対応や太平洋島嶼国地域における両国の協力、地域情勢などについて緊密な意見交換を行ってきている。11月、菅総理大臣は、再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEP協定などを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進して

いくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回（4月、6月及び9月）実施し、新型コロナへの対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。また、11月に就任したマフタ新外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と国際場裡での協力を引き続き推進していくことを確認した。

### ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、2018年12月に発効したTPP11協定の着実な実施や、RCEP協定やWTO改革など自由貿易体制の推進について緊密に連携している。また、食料・農業分野においては、2014年から2018年まで実施された日本の酪農の収益性を向上させることを目的とした「ニュージーランド・北海道酪農協力プロジェクト」に続き、北海道内の羊産業の活性化を目的とした「ニュージーランド・北海道羊協力プロジェクト」が2018年に開始されている。

### エ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業であるJENESYSを通じ、新型コロナの感染拡大による往来の制限がなされるまで実施され、2019年までの累計で1,100人を超えている。また、44の姉妹都市関係により長年培われた人的交流の土壌があり、青少年間の相互理解促進を目的とした姉妹都市間のネットワーク化が進んでいる。さらに、ラグビー及びボートを通じて日本の学生の英語教育を支援するニュージーランド政府主催事業「Game on English」が行われている。

## オ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動

に対して、ニュージーランドは、10月に在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降3度目となる航空機による警戒監視活動を実施した。また、EAS、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミットなどの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域において経済開発面での協力を行うなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。

### (3) 太平洋島嶼国

#### ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することから、「自由で開かれたインド太平洋」の要としてもその重要性が高まっている。日本は、1997年から3年に一度、太平洋・島サミット（PALM）を開催してきている。2020年2月には、2021年の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた準備の一環として太平洋島嶼国地域との協力に係る高級実務者間の意見交換が東京で行われた。本件会合では、高田太平洋島嶼国地域担当大使及びソロモン・ナウル外務貿易次官が共同議長を務め、太平洋島嶼国・地域から高級実務者が出席し、同地域との協力に係る率直な意見交換が行われた。また、10月にオンライン形式で開催された太平洋・島サミット中間閣僚会合では、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外務相と共同議長を務め、2018年に行われた第8回太平洋・島サミット（PALM8）のフォローアップを行った。さらに、2021年のPALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことが確認された。

#### イ 太平洋島嶼国協力推進会議

2020年には、木原稔総理大臣補佐官及び泉洋人総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第4・5・6回会合が実施され、対太平洋島

嶼国政策強化の具体策について議論するとともに、2021年に開催予定の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けて、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことが確認された。

#### ウ 要人との会談など

2月、中山外務大臣政務官は、官民合同経済ミッションを率いてフィジーを訪問し、バイニマラマ首相やセルイラトゥ外相などと会談を実施した。7月、中山外務大臣政務官はマタイトング駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談を行った。

8月、茂木外務大臣はパプアニューギニアを訪問し、マラペ首相と会談を行った。同会談では、茂木外務大臣から医療物資・機材物資を含めた保健医療体制強化のための10億円以上の支援や新型コロナの影響を受けているPNG経済の早期回復や財政支援などの支援について言



マラペ首相と会談する茂木外務大臣（8月21日、パプアニューギニア）



日・フィジー外交関係樹立50周年における中西外務大臣政務官のビデオメッセージ（10月22日、東京）

及したのに対し、マラペ首相から日本の力強い支援に謝意の表明があった。また、「日本とパプアニューギニアとの間の二国間関係の更なる促進のための意図表明文書」に署名した。12月、中西哲外務大臣政務官はミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使と飯倉公館において昼食会を開催し、意見交換を行った。また、2020年に日本とフィジーの外交関係樹立50周年を迎え、10月に在フィジー日本国大使館主催の大型文化行事がフィジーで実施され、中西外務大臣政務官から祝辞のビデオメッセージを発出した。

## Ⅱ 文化・人的交流

2018年のPALM8で表明した人的交流・往來の活性化強化の一環として、JENESYSを通じた大学生などとの人的交流を実施した。また、2016年度から太平洋島嶼国の若手行政官を対象とした太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）を開始しており、現在はSDGsグローバルリーダーとして、これまで継続して島嶼国の若手行政官を国内の大学院で受け入れている。

## 7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸としながら、日・ASEAN、日・メコン協力、ASEAN+3（日中韓）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓協力、APECなどの多様な地域協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。このような考えの下、考え方を同じくする国々と連携してきており、特に、2019年にASEANが採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」は、FOIPと法の支配や自由、開放性など本質的な原則を共有しており、ASEANの中心性と

一体性を尊重しつつ、AOIPに沿った日・ASEAN協力を具体化し、「インド太平洋国家」としてインド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与する考えである。

### （1）東南アジア諸国連合（ASEAN）情勢全般

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要である。2015年11月のASEAN関連首脳会議（マレーシア・クアラルンプール）では、「政治・安全保障」、「経済」及び「社会・文化」の三つの共同体によって構成されるASEAN共同体が同年内に設立されることが宣言され（ASEAN共同体設立に関するクアラルンプール宣言）、加えてASEAN共同体の2016年から2025年までの10年間の方向性を示す「ASEAN2025：Forging Ahead Together（共に前進する）」が採択された。また、2019年6月には、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組みなどを原則とする、「インド太平洋に関するASEANアウトルック」が採択された。

ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っている東アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）、EAS、ARFなどASEANを中心に多層的な地域協力枠組みが機能しており、政治・安全保障・経済を含む広範な協力関係が構築されている。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を締結するとともに、日本、中国、韓国、インドなどとEPAやFTAを締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏の広がりを見せている。2020年11月には、第4回RCEP首脳会議で約8年間にわたる交渉が結実し、日本やASEAN10か国を含む15か国によってRCEP協定が署名された。本協定の早期発効を目指すと同時に、今回署名を見送ったインドの本協定への将来の復帰に向けて、日本は引き続き主導的な役割を果たす考えである。

### （2）南シナ海問題

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定



に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダー（利害関係者）である日本にとっても、重要な関心事項である。開かれ安定した海洋の維持・発展に向け、国際社会が連携していくことが求められている。

中国は、2020年に入っても、「南沙区」や「西沙区」と呼ばれる新たな行政区の設置を発表したり、埋め立てられた地形の一層の軍事化（198ページ 第4章第2節3（4）参照）を進めたりするなど、法の支配や開放性に逆行した一方的な現状変更を継続・強化している。度重なる軍事演習やミサイルの発射など地域の緊張を高める行動も見られる。中国はまた、比中仲裁判断<sup>24</sup>を受け入れないとの立場を変えておらず、海洋権益に関する国連海洋法条約と整合的でない主張を続けている。

中国によるこうした一方的な現状変更及びその既成事実化の試みに対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。その中で日本としては、これまで一貫して海における法の支配の三原則（226ページ 第4章第2節6（2）参照）を貫徹すべきとの立場から、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきた。また、中国による南シナ海における基線に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、比中仲裁判断で領海や領空を有しない低潮高地と判断された海洋地形の周辺海空域も含め、航行と上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国が主張する「歴史的権利」は国際法上の根拠が明らかではなく、比中仲裁判断では中国が主張する「九段線」に基づく「歴史的権利」がUNCLOSに反すると判示され、明確に否定されたことなども指摘してきている。

2018年には、中国とASEANの間で南シナ海行動規範（COC）<sup>25</sup>の交渉が開始されたが、日本としては、COCが実効的かつ実質的でUNCLOSに合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダー（利害関係国）の正当な権利と利益を尊重されるべきであり、そのような取組が現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ海の実現につながるということが重要であると主張してきている。

### （3）日・ASEAN関係

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要である。また、ASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要であり、このような認識の下、日本は、2013年に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」及び「共同声明」を着実に実行しつつ、ASEAN共同体設立以降も「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づきASEANの更なる統合努力を全面的に支援していくことを表明している。

2020年には、ASEAN議長国であるベトナムの下、テレビ会議形式で開催された9月の日・ASEAN外相会議、そして11月の第23回日・ASEAN首脳会議などを通じて、広範な分野での協力関係を一層強化していくとともに、AOIPの四つの重点分野における日・ASEAN協力を具体化していくことが確認された。11月の日・ASEAN首脳会議で、菅総理大臣は、2019年にASEANが自らのイニシアティブで採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性をASEANの行動原理として謳<sup>うた</sup>っており、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な

<sup>24</sup> 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

<sup>25</sup> COC：Code of Conduct in the South China Sea

## 特集

## ASEAN感染症対策センター

～感染症対応体制の強化を通じて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日・ASEAN協力を牽引～

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、インド太平洋地域においても社会、経済に大きな影響を与えました。12月末時点でも、感染者数及び死亡者数は世界中でなお増加しており、大規模なロックダウン（都市封鎖）などによる生活への影響は甚大です。

日本にとって長年にわたるパートナーであるASEAN<sup>\*1</sup>もその例外ではありません。年初は感染者数が少なかったASEAN地域でも、4月頃に一部の国で感染者が爆発的に増加し、感染症対策の重要性が叫ばれました。同地域は、日本と地理的、社会的、経済的に密接な関係を持ち、日本企業も多く進出しています。ASEANの感染症対策能力の強化は、同地域全体に資するのみならず、現地在留邦人の安全確保や日本における流行の防止を図る上でも非常に重要です。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進を外交の柱とする日本にとって、その実現の要であるASEAN諸国の感染症対応体制の強化を支援することは最優先事項です。

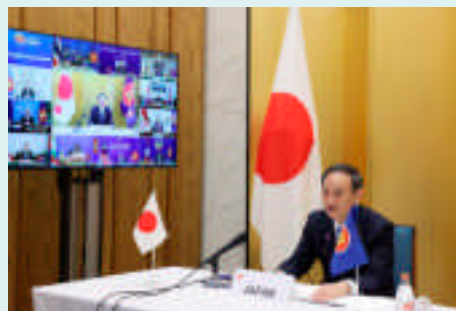
このような状況の下、ASEAN事務局の要請を受け、4月14日に開催された新型コロナウイルス感染症に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議<sup>きょうじん</sup>において、安倍総理大臣は感染症対策能力の強化、ASEAN感染症対策センター<sup>\*2</sup>、経済の強靱化支援の三つの柱で、ASEANを力強く支援していくと表明しました。

ASEAN感染症対策センターは、地域の中核拠点として、ASEANの公衆衛生の危機や新興感染症への準備・探知・対応能力を強化することが目的です。具体的には、感染症の発生動向・状況に関する調査の強化、ラボネットワーク<sup>\*3</sup>の形成や感染症対策担当者への研修などを行う予定であり、日本は、同センター設立のため、日・ASEAN統合基金（JAIF）<sup>\*4</sup>に約55億円（5,000万米ドル）を拠出しました。

モメンタムを逃さずできるだけ早期に同センターを立ち上げるべく、6月以降、日本は、ASEANを始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力し、準備調査（FS）<sup>\*5</sup>を実施してきました。

ASEANの意向・要望を最大限尊重し、ASEANと一体となって設立の準備を進めてきた同センターに対してはASEAN諸国から多くの関心が寄せられています。9月の日・メコン外相会議では、メコン諸国から日本の協力への歓迎の意が表明され、また、日・ASEAN外相会議では、ASEAN側から、日本の協力への高い評価とともに、日・ASEAN首脳会議において同センターの設立が正式に発表されることへの期待が示されました。そして、ついに11月の第23回日・ASEAN首脳会議に続き開催された設立行事において、同センターの設立が正式に発表され、ASEAN各国の首脳から、日本の支援に厚い謝意が表明されました。

同センターが地域の感染症対策の中核としてASEANの人々を感染症の脅威から守る組織へと発展するよう、日本の知見を最大限提供しながら、取組を加速させるべく、継続的な支援を惜しまない考えです。そして、日本はこれからもASEANの真の友人として、「自由で開かれたインド太平洋」の更なる繁栄のために、共に力を合わせてこの難局を乗り越え、力強く前進していきます。



ASEAN感染症対策センターの設立が発表された  
第23回日・ASEAN首脳会議の様子  
(11月12日、東京 写真提供：内閣広報室)

※1 ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポール及びブルネイはODA対象国ではない。）

※2 ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases

※3 早期の病原体検査などを念頭に置いた研究機関のネットワーク

※4 JAIF : Japan-ASEAN Integration Fund

※5 FS : Feasibility Study

共通点を有しているとした上で、AOIPに対する全面的な支持を表明し、このような基本的原則を共有していることが日本とASEANの協力の基礎であると発言した。

また、議長声明に加えて、全てのASEAN加盟国の賛同を得て、AOIP協力についての日・ASEAN首脳共同声明が発出され、AOIPとFOIPが、平和と協力を促進する上で関連する本質的な原則を共有していることに留意すると明記され、AOIPに記載された四つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における日ASEAN戦略的パートナーシップを一層強化することを確認した。その上で、AOIPの四つの分野における日本の具体的な協力案件を公表したほか、特に連結性については、菅総理大臣から、既に実施中の2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。

日・ASEAN首脳会議に際しては、4月のASEAN+3特別首脳テレビ会議で日本が全面的に支援することを表明した、ASEAN感染症対策センター<sup>26</sup>の設立行事も開催された。同行事では、ASEAN+3特別首脳テレビ会議以来、ASEAN側のニーズや地域の専門家の知見を踏まえて実施した準備調査の結果を踏まえ、フック・ベトナム首相（ASEAN議長国兼対日調整国）から正式に設立が宣言された。菅総理大臣からは、同センターが、地域の感染症対策の中核として、ASEANの人々を感染症の脅威から守る強<sup>きょうじん</sup> 靱な組織へと発展していくよう、日本はJICAの技術協力による専門家派遣や研修の実施を含め、これからも継続的な支援を惜しまないとの考えを表明した。

一連の会議を通じて、ASEAN側からは、日本による同センター設立に係る支援に加え、新型コロナに関するASEAN対応基金への100万米ドルの拠出決定など、新型コロナの感染拡大

を受けた日本の対ASEAN協力を謝意が表明された。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮については菅総理大臣から、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されないと発言し、拉致問題の早期解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求め、ASEAN側から支持が示された。南シナ海問題に関しては、菅総理大臣は、一方的な現状変更の試みに対する深刻な懸念を表明しつつ、航行及び上空飛行の自由を始めとする国際法上の正当な権利が尊重されるべきであると発言した。

経済分野では、日本は、政府開発援助（ODA）や日・ASEAN統合基金（JAIF）<sup>27</sup>を通じ、ASEAN連結性強化を通じた域内格差の是正支援など、様々な分野でASEANの更なる統合の深化を支援してきている。11月の日・ASEAN首脳会議では、菅総理大臣から、7月の日・ASEAN経済大臣特別会合で発出された「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていくと表明した。また、菅総理大臣は、イノベーションを通じて「経済と環境の好循環」を加速し、パリ協定が目指す脱炭素社会の実現のため、ASEAN諸国と協力していきたいと発言した。

#### (4) 日・メコン首脳会議（参加国：カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び日本）

メコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム）は、インド太平洋の中核であり、力強い経済成長と将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2009年から日・メコン首脳会議を毎年開催している。本年、2021年は、3年に一度の日・

<sup>26</sup> ASEAN感染症対策センター：the ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases (ACPHEED)

<sup>27</sup> JAIF：Japan-ASEAN Integration Fund



## 特集

## 日・メコン協力

東南アジア・インドシナ半島のメコン河流域に位置するカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナムの5か国はメコン諸国と呼ばれています。これら5か国の総面積は約194万平方キロメートル（日本の国土面積の約5倍）、総人口は約2億4,400万人にも上り、成長著しいアジアの中でも、とりわけ将来の可能性に富んだ地域として、今後の発展が大いに期待されています。また、同地域は、中国とインド、南シナ海に接し、陸上・海上ともにアジアの輸送ルートを中心に位置する要衝です。日本は、メコン諸国と緊密な経済・貿易関係を有しており、インド太平洋地域の中核である同地域との関係を強化することは、外交上も大変重要です。

日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2008年から日・メコン外相会議を、2009年からは日・メコン首脳会議を毎年開催しており、このうち日本で首脳会議（およそ3年に1度）を開催するたびに日・メコン協力の指針を更新してきました。2021年は、その日・メコン首脳会議の日本開催の年に当たり、メコン各国首脳が訪日して今後3年間の日・メコン協力の指針を策定する非常に重要な年です。日本とメコンが地域をリードする、まさに「日・メコンの年」となります。

過去3年間の日・メコン協力は、2018年10月、第10回日・メコン首脳会議が東京で行われ、今後の日・メコン協力の方向性を示した「東京戦略2018」が採択されたことに始まります。この戦略は、①生きた連結性、②人を中心とした社会、③グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めており、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、この戦略に沿って、インフラ整備、人材育成、デジタル化などの分野での協力を推進してきました。

また、2019年11月、バンコク（タイ）で行われた第11回日・メコン首脳会議では、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブは、メコン諸国の潜在力を最適形で引き出すことを目標としており、国際スタンダードに則<sup>のつと</sup>った質の高いインフラ投資も活用しながら、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長の三つの分野を優先分野として取り組んでいくことを掲げました。

11月にテレビ会議方式で行われた第12回日・メコン首脳会議では、菅総理大臣から日本の具体的貢献として「五つの協力」（①民間セクターに対する出融資の推進、②小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、③法の支配に関する協力、④海洋に関する協力、⑤サプライチェーンの強<sup>きょうじん</sup>靱化に関する協力）を発表し、日・メコン協力を力強く推し進めていく決意を表明しました。

このように着実に積み上げてきた日・メコン協力を、2021年の日本での日・メコン首脳会議開催を通して、新たな高みに引き上げ、「インド太平洋国家」として、メコン地域諸国の人々と社会に寄り添いながら、互いに高め合うパートナーシップを今後も深化させていきます。



第12回日・メコン首脳会議  
(11月13日、写真提供：内閣広報室)



メコン河（11月、カンボジア・クラチエ）

メコン首脳会議の日本開催の年であり、同年を「日メコンの年」として日本とメコンが地域をリードしていく。

11月にテレビ会議方式で開催された第12回日・メコン首脳会議では、菅総理大臣から、日本は、「インド太平洋国家」としてこの地域の平和と繁栄に貢献し続けることを改めて伝達し、メコン諸国からは、日・メコン協力の着実な進展への歓迎と、日本の取組への感謝が述べられた。同会議において、日本は、新たな具体的貢献策として、「五つの協力」（①民間セクターに対する出融資の推進、②小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、③法の支配に関する協力、④海洋に関する協力、⑤サプライチェーンの強靱化に関する協力）を発表した。また、同会議にて採択された共同声明においては、10月の菅総理大臣のベトナム訪問及び8月の茂木外務大臣のカンボジア、ラオス、ミャンマー訪問を含む日本のメコン地域への強いコミットメントが高く評価されたほか、エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン協力戦略（ACMECS）マスタープランの実現を加速するために、一丸となった努力を行う決意を再確認した。今後も日本は、メコン地域諸国にとって信頼のおけるパートナーとして、同地域の繁栄及び発展に貢献していく（76ページ 特集参照）。

#### (5) ASEAN+3（参加国：ASEAN 10か国＋日本、中国、韓国）

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、2017年8月に採択された「ASEAN+3協力作業計画（2018-2022）」の下、各分野で更なる協力が進展している。

4月には、2020年のASEAN議長国であるベトナムの呼びかけで、新型コロナに関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、安倍総理大臣から、①感染症対策能

力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という三つの対ASEAN支援策を打ち出したほか、強固な連携を通じ、国境を越えて感染が拡大しているウイルスと対峙すべきであると述べ、各国の賛同を得た。また、危機の中でも物資の流通を維持すべきであることを強調したほか、いかなる措置もWTOルールと整合的でなければならないと述べ、各国の賛同を得た。会議後共同声明を発出し、パンデミックの拡散を制御し抑制するために、ASEAN+3諸国間の連帯を強化し、協力及び相互支援を強化するという共通のコミットメントを再確認した。

11月に開催された第23回ASEAN+3首脳会議（テレビ方式）では、4月のASEAN+3特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、①医療支援について、2億米ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関などに対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、②日・ASEAN首脳会議でASEAN感染症対策センターの設立が正式に発表されたことに言及し、同センターを地域の感染症対策の中核として、ASEANの人々を感染症の脅威から守る組織へと育てていくべく、日本は継続的に後押ししていくと表明した。さらに、③経済再生支援について、ASEAN各国に総額約25億米ドルの財政支援円借款を供与していることを説明した。

また、菅総理大臣は、4月に採択されたASEAN+3特別首脳共同声明のフォローアップとして、「新型コロナウイルス感染症に関するASEAN対応基金」にASEAN+3協力基金から30万米ドルを拠出したことに加え、日本独自の貢献として100万米ドルの拠出も決定したことに言及した。ASEAN+3緊急米備蓄についても、菅総理大臣は、新型コロナ対応に効果的に活用できるよう、運用を改善し、更に有効活用できるよう、各国と協力していきたいと発言した。これらに加え、菅総理大臣は、日本として、RCEP協定の早期発効を目指すとともに、ASEAN+3協力において、「信頼性のあ

る自由なデータ流通」に基づくルール作りや海洋プラスチックごみ対策を推進していくことに言及した。

北朝鮮について、菅総理大臣は、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると強調した。また、菅総理大臣は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を目指すとの日本の方針に変わりはないと説明し、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意を述べるとともに、拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、多くの国が朝鮮半島の完全な非核化の実現及び安保理決議の履行の重要性を強調した。

#### (6) 東アジア首脳会議（EAS）（参加国： ASEAN 10か国+日本、中国、韓国、 オーストラリア、ニュージーランド、 インド、米国及びロシア）

EASは、地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直に対話を行うとともに、首脳主導で政治・安全保障・経済上の具体的協力を進展させることを目的として、2005年に発足した地域のプレミア（主要な）・フォーラムである。また、EASには多くの民主主義国が参加しており、域内における民主主義や法の支配などの基本的価値の共有や貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献することが期待されている。

9月に開催された第10回EAS参加国外相会議（テレビ会議形式）では、茂木外務大臣から、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が示すインド太平洋の在り方と、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想とは、開放性、透明性、法の支配など多くの基本的価値を共有しており、AOIPを全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、茂木外務大臣は、北朝鮮や東シナ海及び南シナ海、香港情勢についての日本の立場を述べた。



第10回EAS参加国外相会議（テレビ会議形式）で発言する茂木外務大臣（9月9日、東京）

北朝鮮について、茂木外務大臣から、国連安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルのCVIDの実現に向け、国連安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠であると強調した。また、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向け、各国による引き続きの協力を要請した。

茂木外務大臣は、東シナ海及び南シナ海については、一方的な現状変更の試みが継続する状況に関して、深刻な懸念を共有すると表明し、状況の改善に向け建設的な行動を取ることを参加国に呼びかけた。また、茂木外務大臣は、南シナ海問題については、航行及び上空飛行の自由を始めとする、UNCLOSに反映された国際法上の正当な権利が尊重されるべきことを強調し、ASEANの国々によるUNCLOSに基づく法的立場の表明を支持した。さらに、茂木外務大臣は、COCは、第三者の権利を害するものであってはならず、また、UNCLOSに合致する必要があることを述べた。昨今の香港情勢については、茂木外務大臣から、国家安全維持法の制定及びその後の運用を含む一連の動向に重大な懸念を強めており、香港が「一国二制度」の下に自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要であると述べた。

11月に開催された第15回EAS（テレビ方式）ではインド太平洋の在り方及び政治・安全



保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEANが発出した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」には、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な共通点を有しており、日本はAOIPを全面的に支持すると表明するとともに、各国にも支持を呼びかけた。また、日・ASEAN首脳会議では、菅総理大臣は、AOIPとFOIPに沿って、日本とASEANが具体的なプロジェクトを進めていくことを確認できたことに言及し、「インド太平洋国家」である日本として、地域の平和と繁栄への取組を引き続き主導していく考えを表明した。さらに、菅総理大臣は、日・ASEAN首脳会議に続けて設立を発表したASEAN感染症対策センターを力強く後押しし、ASEAN各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくと発言した。

地域情勢について、菅総理大臣から、地域では法の支配や開放性とは逆行する動きが起きていることを指摘し、東シナ海では、日本の主権を侵害する活動が継続、南シナ海では、弾道ミサイル発射や地形の一層の軍事化などの緊張を高める行動や国連海洋法条約に整合しない主張が見られると述べた上で、南シナ海において、航行及び上空飛行の自由を含むUNCLOS上の正当な権利が尊重される必要があり、「南シナ海に関する行動規範（COC）」は、UNCLOSに合致し、全ての利害関係国の正当な権利と利益を尊重すべきであると発言した。また、菅総理大臣は、南シナ海の現状について各国と深刻な懸念を共有するとともに、法の支配と平和的手段の重要性を改めて強調した。会議では、多くの国が、航行及び上空飛行の自由や、UNCLOSを始めとする国際法に従った紛争の平和的解決の重要性に言及した。また、現場における最近の情勢への懸念を表明した上で、非軍事化と自制の重要性に言及した国が複数あった。また、香港情勢について、菅総理大臣から、国家安全維持法の制定など、一連の動向に重大な懸念を有しており、香港が一国二制度の下に自由で開かれた体制を維持し、香港市民や



第15回東アジア首脳会議（EAS）（テレビ会議形式）に出席する菅総理大臣（11月14日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）



新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議に出席する茂木外務大臣（3月20日、東京）

各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、民主的、安定的に発展していくことが重要であると述べた。

北朝鮮について、菅総理大臣は、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルのCVIDの実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると述べた。さらに、拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、参加国から、完全な非核化及び対話を通じた平和的解決の重要性、ミサイル発射への非難や国連安保理決議の遵守の重要性について言及があった。

### （7）日中韓協力

日中韓協力は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有している日中韓3か国間の交流や相互理解を促進するという観点から引き続き重要である。また、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力である日中韓3か国が、協力して国際社会の様々

な課題に取り組む観点からも、大きな潜在性を秘めた協力分野の一つである。

3月には、新型コロナに関する日中韓外相テレビ会議が実施され、日本から茂木外務大臣、韓国から康京和<sup>カンギョンファ</sup>外交部長官、中国から王毅<sup>おうぎ</sup>國務委員兼外交部長が参加した。茂木外務大臣から、新型コロナの対応には、この地域の平和と安定に責任を有する3か国の協力が重要であると述べ、中韓両国からも3か国協力の重要性について同意が得られた。また、茂木外務大臣から、事態を終息させるためには、3か国の保健当局の協力が重要であり、早期に保健大臣会合を開催すべきであると述べ、5月には第12回日中韓三国保健大臣会合<sup>あかし</sup>が開催された。さらに、人類が新型コロナに打ち勝った証として、完全な形で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を実施することについて、中韓からの支持を得た。

## (8) アジア太平洋経済協力 (APEC)

(162ページ 第3章第2節2参照)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、アジア大洋州地域にある21の国・地域(エコノミー)で構成されており、各エコノミーの自主的な意思によって、地域経済統合と域内協力の推進を図っている。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域の経済面における協力と信頼関係を強化していく

ことは、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

初のテレビ会議形式で開催された、2020年マレーシアAPEC首脳会議では3年ぶりに首脳宣言が採択された。また、ポグール目標後のAPECの方向性を表す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」が採択された。首脳会議に出席した菅総理大臣は、ウィズコロナ・ポストコロナの経済成長に向け、デジタル化の推進と脱炭素社会の実現、自由貿易の推進と連結性の強化、包摂的な経済成長を特に重視することとして述べるとともに、新たなAPECのビジョンの実現に向け、積極的に貢献することを強調した。

## (9) 南アジア地域協力連合 (SAARC)

SAARC<sup>28</sup>は、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2020年現在、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会(外相会合)などを通じて、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行ってきた。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、これまで約3,615人を招へいしている。

28 SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

## 第3節

## 北 米

## 1 米国

## (1) 米国情勢

## ア 政治

2020年の米国政治の最大の焦点は、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）の急激な感染拡大と人種差別への抗議運動の激化を背景に行われた大統領選挙であった。

トランプ大統領は、2019年12月にウクライナ疑惑を受けて下院によって弾劾訴追されたが、2月、上院の弾劾裁判で無罪となった。このような政治情勢の中、11月の大統領選挙に向け、同大統領は、一般教書演説を始めとする様々な機会に雇用の増大や失業率の低下、株価の上昇、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効などの政権の実績を国民に積極的に発信した。一方の民主党は、2月に始まった大統領候補者選びの予備選序盤で苦戦していたバイデン元副大統領が、サウスカロライナ州予備選での勝利を契機に勢いを得て、3月のスーパーチューズデーで大勝、撤退した他の候補からの支持も獲得し、4月、左派のサンダース上院議員を抑えて指名を確実にした。

その傍ら、1月下旬には西部ワシントン州において米国初の新型コロナ感染者が確認された。同月31日、トランプ大統領は公衆衛生緊急事態を宣言するとともに、米国入国前14日以内に香港とマカオを除く中国全土に滞在歴のある外国人の2月2日以降の入国を禁止した。

しかし、3月に入って米国内の感染は急速に拡大し、3月下旬には累積感染者数が中国を抜いて、米国が世界最大の新型コロナ感染国となった。これに伴い、米国全土で外出禁止令や経済活動制限措置が取られ、人々は家族や友人との集まりを制限された。それまで好調であった米国経済は大きく減速し、学校などの公的教育機関は休校若しくはオンラインでの授業に移行、また、病院では病床不足が深刻化し医療崩壊の危機が懸念された。

このような中、5月25日、ミネソタ州ミネアポリスにおいて黒人男性ジョージ・フロイド氏が白人警官により約9分間にわたり首を膝で圧迫され、搬送先の病院で死亡する事件が発生した。フロイド氏が地面に押さえつけられながら「息ができない」と懇願する動画が拡散し、人種差別への抗議行動が「ブラック・ライブズ・マター」運動として全米各地に拡大した。警官との衝突などにより多くの逮捕者、一部の都市では死傷者が発生し、南北戦争の南軍将軍の銅像を始め歴史的人物の像の撤去や破壊なども相次いだ。また、8月23日には、ウィスコンシン州ケノーシャで白人警官による黒人男性ジェイコブ・ブレイク氏銃撃事件が発生した。これを受けて抗議行動は再燃し、構造的な人種差別への対処や警察改革の必要性についての議論も活発化した。

トランプ大統領とバイデン元副大統領はこれらの事象に関して異なるアプローチを取った。



新型コロナに関し、トランプ大統領はウイルス拡散に対する中国の責任や経済活動継続の重要性を強調しつつ、年内のワクチン開発と迅速な供給を実現すると繰り返し主張した。これに対してバイデン元副大統領は、トランプ大統領がウイルスは致命的だと知りながら国民に嘘をつき、必要な感染拡大対策を怠ったことで多くの人命が失われたと非難した。また、「ブラック・ライブズ・マター」運動に関し、トランプ大統領は極左や無政府主義者による暴動から国民を守るとして、「法と秩序」の維持を最優先に厳しく対処する立場を取った。これに対してバイデン元副大統領は、あらゆる暴力に反対の立場を示しつつ、トランプ大統領は人種間の格差などに共感を示さず憎悪と分断をあおっていると非難した。これにより、新型コロナ対策、経済・社会保障、人種間格差や「法と秩序」の維持が大統領選の大きな争点になった。

そのほかにも、トランプ大統領の経済運営に対し、バイデン元副大統領は「より良い再建」をスローガンに掲げた。具体的には、環境・インフラ分野での大規模投資や、法人税増税や最富裕層への課税強化、連邦最低賃金の引上げの実現を公約に掲げ、中産階級の再興を達成すると主張した。また、外交面では、トランプ大統領の米国第一主義に対し、バイデン元副大統領は多国間協調や同盟関係重視の姿勢を鮮明にし、米国の世界におけるリーダーシップの復活が必要と主張した。公約としてパリ協定や世界保健機関（WHO）への回帰などが掲げられた。一方、中東地域などに駐留する米軍の撤退・縮小、中国への断固とした対応の必要性などについて、両候補の主張に大きな隔たりはなかった。

このような状況の中、8月17日から民主党が、8月24日から共和党が、それぞれ党大会を開催し、大統領・副大統領候補が正式に指名された。民主党大会の直前、バイデン元副大統領はハリス上院議員を副大統領候補に指名し、同上院議員は黒人女性として初の副大統領候補となった。なお、新型コロナの感染拡大の影響を受け、両党大会は規模の大幅縮小やオンライン方式の採用を余儀なくされる異例の事態と

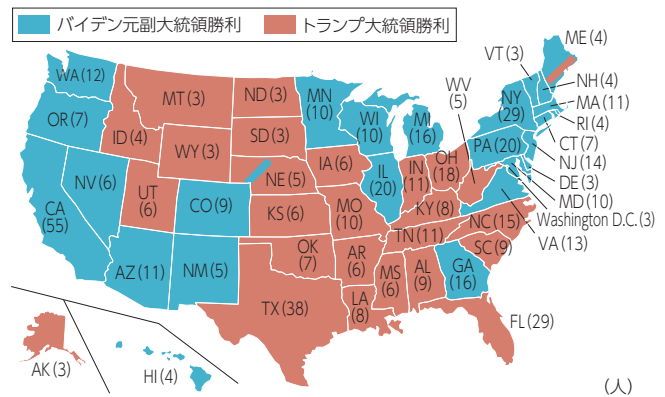
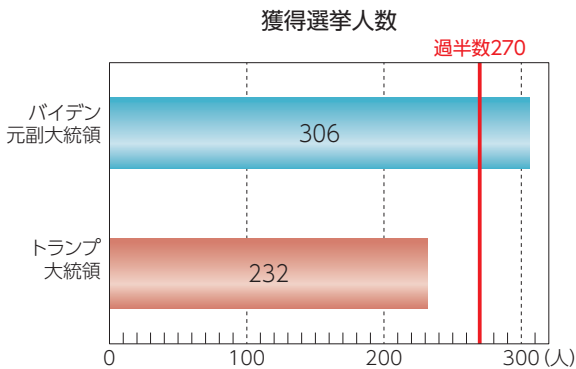
なった。

9月、リベラル派として知られた最高裁判事ギンズバーグ氏が死去すると、トランプ大統領は後任候補に保守派とされる女性のバレット連邦巡回区控訴裁判事を速やかに指名した。米国社会や市民生活に影響を与える事例で判断を下す最高裁判事の人事は国民の関心が高く、また民主党は次期大統領が指名を行うべきとの立場をとったため、選挙の大きな争点に浮上した。10月下旬、バレット氏は共和党多数の議会上院により承認され、就任した。

米国では7月の第2波、10月以降の第3波と新型コロナの感染拡大が続いた（2021年1月末時点で、累積感染者数は約2,500万人、死者数は約40万人）。遊説や資金収集が制約を受ける中、トランプ大統領は早期に対面の政治集会を再開し、支持層に直接訴えかける方法を重視した。一方、バイデン元副大統領は、感染拡大への配慮から、オンラインの集会やテレビ広告をより多く活用するなど、選挙活動の形態の違いも顕著であった。そのような中、10月2日、トランプ大統領が自身の新型コロナ感染を発表した。同大統領は入院後僅か3日で退院し、10月10日には集会を再開したが、ホワイトハウスでの行事でクラスターが発生するなど、大統領の感染予防策が適切でなかったとの批判も多くなされた。また、自身の感染で、大統領選の争点が再び新型コロナとなった。

11月3日の大統領選挙の一般投票の結果、バイデン元副大統領は、2016年のトランプ候補勝利州のうち、いわゆる「ラスト・ベルト」の3州（ペンシルベニア、ミシガン、ウィスコンシン）、アリゾナ州、ジョージア州を制し、合計306人の選挙人を獲得し勝利した（トランプ大統領は232人を獲得）。新型コロナの感染拡大を受け、郵便投票が大幅に増えたこともあり、投票総数は1億5,000万以上と過去最多となり、米国民の関心の高さがうかがわれた。バイデン元副大統領は史上最多となる8,100万を超える票を得る一方、トランプ大統領も2016年選挙から1,000万票以上増やし、過去に当選したどの大統領よりも多い約

## 米国大統領選挙及び連邦議会選挙結果



## 連邦議会選挙結果

## ●上院 (100議席中35議席改選)



※表決が賛否同数の場合、上院議長である副大統領が裁決

## ●下院 (全435議席改選)



※空席2 2021年1月13日時点

7,400万票を獲得した。

また、大幅に増加した郵便投票を含む事前投票が全投票の約3分の2を占めたことも、今次選挙の大きな特徴であった。このため、各州の開票に長い時間を要し、バイデン元副大統領の当選確実が報じられたのは、一般投票から4日後の11月7日であった。トランプ大統領は、事前投票における不正の存在などを主張して7日以降も敗北宣言を行わず、接戦で敗れた州で再集計を求め、訴訟を提起するなど、選挙結果の正当性を争う姿勢を維持した。これら訴訟の多くは根拠がないとして却下されたものの、トランプ大統領は徹底して大統領選挙の敗北を認めず、11月23日まで正式な政権移行のための引継ぎ業務を行うことを行政府に認めなかったため、現政権から次期大統領に対するブリーフの実施や、政権移行チームに対する連邦政府予算の支出などに遅れが生じる異例の事態となった。

選挙結果を受け、バイデン次期大統領は、新政権の最重要課題として新型コロナ対策、経済再建、人種間平等、気候変動対策の四つを掲げた。また、11月11日にクレイン氏を首席補佐

官に指名した後、サリバン氏を国家安全保障担当大統領補佐官に、ブリンケン氏を国務長官に、イエレン氏を財務長官に、オースティン氏を国防長官に指名するなど、次期政権閣僚・高官人事を順次発表した。その陣容の特徴として、クレイン氏やブリンケン氏などバイデン氏を長く支えてきた旧知の側近を枢要なポストに充てていること、オバマ政権の高官を多く登用し、重視する気候分野でケリー元国務長官、国内政策でライス元大統領補佐官といった経験のある人物を起用したこと、女性や人種のマイノリティを多く登用していることが挙げられる。

大統領選挙と同日に行われた連邦議会選挙について、下院では民主党が過半数を維持したものの、議席数を減らした。また、上院では共和党が半数に相当する50議席を固めたものの、どちらが多数党となるかは2議席をかけた2021年1月5日のジョージア州決選投票の結果に委ねられた。多くの注目を集めた同選挙は、最終的に両議席で民主党の候補が共和党の現職を敗って勝利し、上院議席数は50対50となった。議席数が同数の場合は上院議長である副大統領の政党が多数党となるため、民主党

は6年ぶりに上院での多数を奪還し、上下両院で多数派を確保した。議会選挙の結果はバイデン新政権にとって追い風となったが、両院共に議席数の差は僅かであり、バイデン政権がその公約を前進させるために議会共和党とも協力を進められるかが注目される。

11月の大統領選挙の結果は、2021年1月6日に開催された連邦議会両院合同会議で正式に確定したが、その過程で、選挙結果を受け入れないトランプ大統領の支持者が暴徒化し連邦議事堂に侵入する事案が発生した。この結果、複数名が死亡、議会の審議も一時中断され、治安の悪化により首都ワシントンDCでは夜間外出禁止令が発出されるとともに州兵が動員された。また、その他の州でも抗議行動が発生するなど、事態は大混乱となった。トランプ大統領は支持者に首都集結を呼びかけ、事案発生の直前の演説で暴動を煽ったとして厳しく非難され、任期終了を目前にして、下院で2度目の弾劾訴追が決定された。

バイデン次期大統領は11月7日の勝利宣言で、米国には民主党の州も共和党の州もなく、アメリカ合衆国であると強調し、米国社会の結束の必要性を訴えた。しかし、トランプ大統領支持者による暴動は米国社会の分断を改めて露呈させることとなった。2021年1月20日の大統領就任式以降、バイデン新政権がこの大きな課題にどのように対応するか、また、トランプ大統領の退任後、共和党がどのような方向に進んでいくかも今後の米国政治の注目点である。

## 1 経済

### (ア) 経済の現状

2020年の米国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により大打撃を受けた。感染拡大前の2月には約60年ぶりの低水準（3.5%）を記録していた失業率はわずか2か月後の4月には戦後最悪の水準（14.7%）へと急速に悪化し2020年の実質GDP成長率も前年比でマイナス3.5%と、1946年（マイナス11.6%）に次ぐ、戦後2番目のマイナス成長となった。GDPの構成項目別に見ると、いずれの項目も記録的なマ

イナスとなっているが、特に米国経済の7割を占める個人消費の落ち込みが大きく寄与しており、感染拡大に伴う経済活動の制限や解雇がサービス業などの個人消費を急速に冷え込ませたといえる。米国議会予算局（CBO）は、ワクチン普及による経済活動再開期待から、2021年半ばには新型コロナ感染拡大前のGDPに回復すると予測した（2021年通年のGDP成長率は前年比4.6%）。

### (イ) 経済政策

2020年の米国と第三国の通商関係に関しては、中国との関係では、1月、「第一段階の合意」に署名し、米国が追加関税の一部を引き下げること、中国が2年間で少なくとも2,000億米ドル分の対米輸入を拡大させることなどを約束した。一方、9月、世界貿易機関（WTO）は米国による中国からの輸入品に対する米国通商法第301条に基づく追加関税賦課がWTO協定（GATT）に違反すると判断し、係る措置を是正するよう勧告したが、米国はこれを不服として上級委員会に上訴した。

カナダ・メキシコとの関係では、7月1日、USMCAが発効した。

欧州連合（EU）との関係では、8月、EUがロブスターへの関税を撤廃することで合意したが、そのほかで米・EU間の貿易交渉は大きな進展を見せていない。10月、WTOは長年の係争案件となっている米国によるボーイング社への補助金について、EUに年間約40億米ドル相当の対抗措置を認めると判断し、これに基づき、EUは米国からの輸入品に対して追加関税を賦課した。

そのほか、米国通商拡大法第232条に基づく追加関税賦課の動きとして、5月、商務省は新たに変圧器、移動式クレーン、バナジウムに関する調査を開始した。

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、戦後最悪の失業率を記録する中、失業給付の拡充や現金給付策などの個人支援策、中小企業支援策、医療機関への支援策、新型コロナ対策で疲弊する州政府への支援策などが総額3兆米ドル



規模で実施された。これにより2020会計年度（2019年10月から2020年9月）の財政赤字は約3兆米ドル（米国財務省）と、リーマンショックが起きた2009会計年度の約1.4兆米ドルと比較しても倍以上の財政赤字を記録し、連邦債務残高も約26兆米ドルとGDPの120%以上の水準まで膨らんだものの、連邦準備制度理事会（FRB）のパウエル議長は一貫して財政赤字の縮減よりも財政政策の必要性を訴えている。

FRBも、2020年は新型コロナの感染拡大を受け金融政策を大きく転換した。リーマンショック期から2015年12月まで導入していたゼロ金利政策を復活させ、財務省とも連携して社債の購入プログラムを初めて導入し、積極的な金融政策を展開した。さらに、インフレ率の政策目標を従来の「2%」から「平均2%程度」へと転換し、一時的な2%超のインフレを許容するよう方針転換を図り、市場の不安払拭に努めた。

## (2) 日米政治関係

2020年、日米は首脳間で5回（全て電話会談）、外相間で5回（うち電話会談が3回）会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、緊密に連携して対応している。

1月13日から16日まで、茂木外務大臣はサンフランシスコを訪問し、日米韓外相会合に参加するとともに、ポンペオ国務長官と会談した。会談では、両外相は、中東情勢に関し、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向けて外交努力

を尽くしていくことの重要性を確認した。また、両外相は、北朝鮮における拉致、核、ミサイルの諸懸案の解決に向けて、今後も日米及び日米韓で一層緊密に連携していくことで完全に一致した。

新型コロナの感染が拡大する中、3月13日と20日には安倍総理大臣とトランプ大統領、茂木外務大臣とポンペオ国務長官がそれぞれ電話会談を行い、両国内の感染状況や感染拡大防止策について意見交換を行った。3月13日の日米首脳電話会談では、双方の努力を議論する中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に向けた日本の努力に対し、トランプ大統領から評価すると述べた。両首脳は、北朝鮮を含む地域情勢についても意見交換を行った。

3月25日の日米首脳電話会談では、安倍総理大臣から、3月24日のバッハ国際オリンピック委員会会長との電話会談において、2020年東京大会を1年程度延期し、遅くとも2021年の夏までに開催することで合意したと説明した。トランプ大統領は、開催延期は大変素晴らしい賢明な決定であり、安倍総理大臣の立場を100パーセント支持すると述べた。両首脳は、人類が新型コロナに打ち勝った<sup>あかし</sup>証として、2020年東京大会を「完全な形」で開催するため、緊密に連携していくことを確認した。また、治療薬やワクチンの開発を含む日米協力や情報共有について、引き続き連携していくことで一致した。両首脳は、北朝鮮情勢についても意見交換を行った。

5月8日、安倍総理大臣は、新型コロナへの対応に関し、日米の首脳レベルでも不断の意思疎通が必要であるとの認識の下、トランプ大統領との間で日米首脳電話会談を行った。両首脳は、両国内の状況や感染拡大防止策、治療薬やワクチン開発、経済の再開に向けた取組などにおける、日米間の緊密な連携を確認した。また、感染症拡大防止のためには、中国を含む国際社会が一丸となって取り組む必要があるとの認識を共有した。また、両首脳は、北朝鮮を含

む地域情勢についても意見交換を行った。

感染拡大を受け、米国を含めた外国要人の往来は止まっていた。その中で、特に日米間では対面での率直な意見交換の必要性が高いとの考慮から、感染拡大後に外国要人として初めてビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表が訪日し、7月10日には茂木外務大臣を表敬した。茂木外務大臣から、世界的な感染拡大にあっても、日米が連携して「自由で開かれたインド太平洋」を強化することが重要であると述べた。ビーガン国務副長官は、訪日に向けた日本政府による様々な調整に謝意を示すとともに、日米同盟はアジアの平和、安定、繁栄の礎であり、新しい時代に即して更に発展させていきたいと述べた。また、両者は、強固な日米同盟の下で、北朝鮮情勢を含む地域情勢や国際社会における共通の課題に連携して取り組んでいくことを確認し、幅広い意見交換を行った。

8月31日、安倍総理大臣が内閣総理大臣の職を辞することとなったことを受け、安倍総理大臣とトランプ大統領、茂木外務大臣とポンペオ国務長官がそれぞれ電話会談を行った。日米首脳会談では、安倍総理大臣からトランプ大統領に対し、同大統領との深い信頼関係の下、数多くの往来や電話を重ねることで、日米関係がこれまでになく強固になったことへの謝意を述べた。これに対し、トランプ大統領からは、安倍総理大臣との特別な友情と安倍総理大臣の強いリーダーシップに感謝する発言が繰り返し述べられた。また、安倍総理大臣から、拉致問題に関し、これまでの協力に謝意を表明した上で、

同問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。

9月16日に就任した菅総理大臣は、9月20日にトランプ大統領と就任後初めての日米首脳電話会談を実施した。菅総理大臣から、日米同盟は地域や国際社会の平和と安定の礎であり、安倍前総理大臣とトランプ大統領の深い信頼関係の下でかつてなく強固になった日米同盟を一層強化していきたいと述べた。これに対して、トランプ大統領からは、内閣総理大臣就任への祝意が述べられた上で、菅総理大臣と共に日米関係を一層強固なものとしていきたいとの発言があった。また、菅総理大臣から、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んでいく考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。

10月6日、菅総理大臣は、日米豪印外相会合出席のため訪日中のポンペオ国務長官による表敬を受けた。本表敬は、菅総理大臣の就任後、外国要人との初の対面形式での会談となった。双方は、厳しさを増す地域情勢に関する認識を共有した上で、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米同盟をより一層強化し、同志国とも緊密に連携していくことで一致した。また、拉致問題を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行い、菅総理大臣から拉致問題の早期解決への全面的な支持を要請したのに対し、ポンペオ国務長官からは拉致問題解決のための日本の取組を引き続き全面的に支持するとの発言があった。

また、同6日、茂木外務大臣とポンペオ国務長官は日米外相会談を行い、両外相は、同日開



日米外相会談（10月6日、東京）

催される日米豪印外相会合での議論も踏まえつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、有志国間の連携の重要性を確認した。東シナ海、南シナ海及び北朝鮮情勢について意見交換を行う中で、茂木外務大臣から、拉致問題は政権の最重要課題であるとした上で、両外相は、北朝鮮の拉致、核、ミサイルの諸懸案の解決に向けて今後も日米間で一層緊密に連携していくことで一致した。

11月12日、菅総理大臣は、米国大統領選挙に勝利したバイデン次期大統領に対して、祝意を伝えるべく、電話会談を行った。菅総理大臣から、日米同盟は北朝鮮の拉致、核、ミサイルなど、厳しさを増すインド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて連携していきたいと述べた。これに対し、バイデン次期大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用についてコミットすることの表明とともに、日米同盟の強化を含め、インド太平洋地域の平和と安定のために菅総理大臣と共に協力していくとの発言があった。また、菅総理大臣から拉致問題での協力を要請した。

2021年1月20日にバイデン大統領が就任すると、同27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や北朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際



日米外相会談（2021年3月16日、東京）

社会が直面する諸課題について、日米や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。

3月16日、茂木外務大臣は、国務長官就任後初の外遊先として日本を訪問したブリンケン国務長官と、初めて対面で日米外相会談を行った。両外相は、引き続き日米が主導して、オーストラリアやインド、ASEANなどと連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」という構想の実現に向けた協力を強化していくことを改めて確認し、また、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイランなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両外相は、新型コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行った。ブリンケン国務長官は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた日本の決意を支持し、両外相は、同大会の成功に向け今後とも緊密に協力していくことで一致した。両外相は、新型コロナの状況を見極めつつ、できる限り早い時期に茂木外務大臣が訪米し、外相会談を行うことで一致した。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米





日米首脳共同記者会見  
(2021年4月16日、ワシントンDC 写真提供：内閣広報室)

両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。

会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。また、両首脳は、日米両国が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素移行の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

### (3) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える3要素の一つである。1月1日に発効した日米貿易協定によって、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するのみならず、既に発効している環太平洋パートナーシップ（TPP11）協定、日EU経済連携協定（EPA）に加え、日英包括的経済連携協定及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定と合わせ、世界のGDPの約8割をカバーする自由な経済圏が形成されることになる。また、1

月1日に発効した日米デジタル貿易協定は、世界経済がますますデータ駆動型へと移行する中、デジタル分野における高い水準のルールを確立し、日米両国がデジタル貿易に関する世界的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となっている。

このほか、日米経済関係において特筆すべきは日本企業による対米投資である。2019年、米国内の直接投資残高で日本は英国を抜いて世界最大の対米投資国となった（6,193億米ドル、米国商務省統計）。また、対米直接投資は日本企業による米国における雇用創出（約95万人（2018年、同）という形で米国経済に貢献している。また、R&D分野（企業の研究開発活動）の投資額（2018年、同）、米国へのグリーンフィールド投資（新たに法人を設立する形態などの投資）の投資額及び雇用創出（2019年、同）も日本が1位となっており、こうした活発な投資や雇用創出を通じた重層的な関係強化が、これまでにない良好な日米関係の基礎となっている。

日米間では経済面における協力として、「インフラ」、「エネルギー」、「デジタル」の3分野について推進している。

インフラ分野については、2019年6月のG20大阪サミットにおいて承認された、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・定着のため、2020年10月に米国政府がベトナムのハノイで開催したインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、国際協力銀行（JBIC）が質の高いインフラに関するプレゼンテーションを行うなど、第3国へのセミナーなどにおいて、日米で協力を進めている。また、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けた第3国における協力については、日米間のインフラ協力について、2月にテキサス州において開催された「第3回日米インフラフォーラム」において、インフラ整備に関する知見共有や日米協力の在り方が議論された。

エネルギー分野では、2019年9月、米国の1か月の石油輸出量が初めて輸入量を上回り、米国は石油の「純輸出国」となった。一方、新型コロナによる需要減少、在庫量増加の影響を受け、4月に原油先物価格は史上初のマイナスに

なった。液化天然ガス（LNG）については、2014年6月、日本企業が関与している全てのプロジェクトの輸出承認取得を完了し、2019年12月までにメリーランド州コーブポイントLNGプロジェクト、ルイジアナ州のキャメロンLNGプロジェクト、テキサス州のフリーポートLNGプロジェクトが生産・出荷を開始している。今後米国からのLNG輸入が本格化する見通しであり、これらの成果は日本のみならず新興LNG市場である東南アジアなどを含む地域のエネルギー安全保障及びエネルギーの安定供給に大きく貢献することが期待される。また、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、2018年に日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）<sup>1</sup>を立ち上げ、2020年には各地域における具体的なプロジェクトを議論するためのJUSEP会合を計2回開催した。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）<sup>2</sup>の立ち上げから1周年の機会に、JUMPPに関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。そのほか、2月には、米国政府との間でエネルギー・インフラ金融及び市場形成の協力強化のための協力覚書に署名し、ファイナンス面での協力を促進している。

デジタル分野では、5G（第5世代移動通信システム）、スマートシティ、サイバーセキュリティなどの分野における日米協力を強化している。9月の「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（IED）」第11回会合では、安全で信頼のおける強靱な5Gネットワーク及びサービスの推進、IoT（モノのインターネット）セキュリティに係るベストプラクティスの共有や自由なデータ流通の推進などに係る国際協調及び信頼のおけるAI（人工知能）の責任ある管理を支援する官民連携など、日米両国間でインターネットエコノミーに関する幅広

い事項について議論された。また、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けた第3国協力については、2019年に日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）<sup>3</sup>作業部会を立ち上げ、2020年9月に第5回作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、議論を進めている。1月に開催した第4回作業部会以降は、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野に絞って重点的に議論し、案件形成を進めている。

また、米国の各州など地方レベルとの協力も進んでいる。ワシントン州、メリーランド州、インディアナ州及びシカゴ市などの地方政府との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書に基づく協力が行われている。また、各州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する覚書を作成し、現地邦人の運転免許取得の負担軽減を図っており、メリーランド州、ワシントン州、ハワイ州に加え、2月にはバージニア州との間で覚書を作成した。

2017年の「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の立ち上げ以降、日米の<sup>ちゅうたい</sup>紐帯をより確かなものとするために、一般国民にも行き届く草の根レベル（グラスルーツ）での取組を打ち出していくことが重要との認識の下、各地域の特徴や訴求対象の日本への関心度に応じたテイラー・メイドのアプローチに基づく取組を行ってきた。2020年においては、日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信を実施したほか、新型コロナの感染拡大以降はオンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナー（オンライン形式のセミナー）の開催など様々な取組が各省庁、機関の協力体制の下で実施されている。今後も日米経済関係の更なる飛躍のため、様々な取組をオールジャパンで実施し、草の根レベルでの対日理解促進などを図っていく。

1 JUSEP : Japan-U.S. Strategic Energy Partnership

2 JUMPP : Japan-U.S. Mekong Power Partnership

3 JUSDEP : Japan-U.S. Strategic Digital Economy Partnership

## 2 カナダ

### (1) カナダ情勢

カナダにおいても、ケベック州、オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州などの大都市圏を中心に、新型コロナの感染者が多数発生している（2021年1月末時点でのカナダにおける累積感染者数は約75万人、死者数は約2万人）。

3月には、全ての州・準州で緊急事態宣言が発出されたほか、連邦政府は、国民に対する全世界への不要不急の渡航を制限する渡航情報の発出、原則として外国人の入国拒否、米・カナダ間の不要不急の往来の一時禁止といった諸措置を相次いで打ち出した（いずれの措置も2021年1月末時点で継続中）。

国内経済は、新型コロナの感染拡大が大きく影響したものの、トルドー政権が給付金や賃金補助、資金繰り支援など国民生活を支える財政支出を相次いで発動したこと、夏場に経済活動が再開したことなどにより、雇用やGDPは比較的早く回復した。一方、9月以降、学校の再開や経済活動の活発化などに伴い再び感染者数が増加したこともあり、成長の鈍化が予想されている（10月末時点でのカナダ中央銀行による2020年の実質GDP成長率はマイナス5.7%）。

外交面では、トルドー政権は、米・カナダ関係、国連、北大西洋条約機構（NATO）、G7、G20、米州機構など、カナダが従来重視していた分野に加え、インド太平洋地域への関与を強めている。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に積極的で、10月には東シナ海を含む日本周辺海域への海軍艦艇の派遣を、11月から12月には航空機による警戒監視活動を再開した。一方、修交50周年を迎えた中国との関係は、2019年に続き低調で、カナダにとって大きな課題となっている。2018年末に発生したファーウェイ社CFO

（最高財務責任者）の拘束とその後に発生した中国政府によるカナダ人2人の拘束事案が進展を見なかったこと、中国の新型コロナ対応への不信感、香港情勢の悪化などにより、カナダ国内の中国に対する好感度は大きく後退した。

対外経済関係では、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA<sup>4</sup>）が7月に発効したほか、11月には、英国のEU離脱の移行期間終了後も、カナダと英国は、カナダEU包括的経済貿易協定（CETA）を暫定的に適用する協定に合意した。

### (2) 日・カナダ関係

2020年は、新型コロナの感染拡大により、対面によるハイレベルの会談は実現しなかったが、日・カナダ間では首脳電話会談が4回、外相電話会談が2回実施された。2月の日・カナダ外相電話会談では、「ダイヤモンド・プリンセス号」のカナダ人乗客への対応につきシャンパーニュ外相から感謝表明があり、茂木外務大臣との間で、新型コロナへの対応について連携を密にし、協力していくことで一致した。9月の菅総理大臣就任直後に行われたトルドー首相との電話会談では、両国間及び両首脳間の協力を改めて確認した。

経済面では、日・カナダ間で初の経済連携協定となるTPP11協定の発効から2年を迎え、貿易投資関係の更なる深化が期待される。2020年は、新型コロナの影響を受け、4月から5月の対カナダ輸出が大きく落ち込んだが、夏以降は回復傾向にある。また、1次産品を中心とするカナダの対日輸出への影響は小幅なものにとどまった。一方、日本とカナダの間の人的往来は新型コロナにより大きな影響を受けており、両国を結ぶ直航便は各航空会社とも減便となった。12月には第30回日・カナダ次官級経済協議を日本側主催によりオンラインで開催し、国際貿易情勢、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた両国経済協力及び優先協力分野に関する議論を行った。

<sup>4</sup> USMCA : United States-Mexico-Canada Agreement



## 第4節

## 中南米

## 1 概観

## (1) 中南米情勢

中南米地域には、民主主義、法の支配、人権などの普遍的価値を日本と共有する国家が多い。同地域は、約6億4,000万人の人口を抱え、鉱物、エネルギーなどの天然資源や食料の一大産出地であるとともに、巨大市場を擁するなど大きな経済的潜在力を有している。

2020年においては、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な感染拡大の影響を受け、経済活動の縮小、輸出・海外送金減、債務負担増などにより、中南米経済は大きく落ち込んだ。政治面においては、一部で情勢の不安定化が見られたものの概ね安定した秩序が維持され、多くの国で平和裡に民主的な選挙が実施された。一方、ベネズエラでは引き続き政権側と野党側の対立が継続しており、同国の政治経済社会情勢の悪化により避難民として周辺国に流出したベネズエラ人は12月時点で540万人を超え、その受入れは引き続き地域的課題となっている。

また、中南米地域には、世界の日系人の約6割を占める200万人以上から成る日系社会が存在している。日系社会は100年以上に及び現地社会への貢献を通じ、中南米地域における伝統的な親日感情を醸成してきた。一方で、移住開始から100年以上を経て、日系社会の世代交代が進み、日本とのつながりが相対的に希

薄な若い世代も増えている。

## (2) 日本の対中南米外交

日本の対中南米外交は、安倍総理大臣が2014年に提唱した「3つのJuntos!!（共に）」の指導理念の下で展開されてきた。2018年12月には、同理念の成果を地域全体として総括し、次なる協力の指針として日・中南米「連結性強化」構想を安倍総理大臣が公表した。本構想の実現に向け、中南米諸国との協力関係の深化が目指されており、2020年は新型コロナの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、様々なレベルにおいて電話会談などにより継続的な政策協議を行い、二国間関係の強化や国際場裡における諸課題解決に向けた連携強化に取り組んだ。

経済分野においては、日本企業の中南米地域拠点が2011年の約2倍に達するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されており、日本は、メキシコ、ペルー、チリが参加する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）などを通じ、中南米諸国と共に自由貿易の推進に取り組んでいる。

中南米地域では、経済成長を遂げた被援助国からの「卒業国」、又は「卒業」を控えた国々により南南協力が進められており、日本はこれらの国々との間の三角協力を推進している。また、中南米地域は、新型コロナの被害が深刻であることに加え、医療体制が脆弱である国も

少なくない。日本は、二国間協力の枠組みでは、中南米18か国に対し、感染症対策及び保健・医療体制の強化に資する保健・医療関連機材供与のための無償資金協力（計約79億円）を実施している。また、多国間の枠組みでは、汎米保健機構（PAHO）や米州開発銀行（IDB）を通じた支援を行った。11月にはハリケーンにより被災したニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、コロンビアに対して緊急援助物資の供与や緊急無償資金協力を実施した。2021年1月には、茂木外務大臣が就任後初めて中南米5か国を訪問した。

## 2 地域機構

中南米地域にはアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）<sup>1</sup>やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）<sup>2</sup>のほか、以下のような地域枠組みが存在し、様々な課題について政策調整を行っている。3月にはFEALAC諸国の若手行政官7人を招へいし、SDGs達成のための科学技術の活用について意見交換を行った。

### (1) 太平洋同盟

チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーから成る太平洋同盟は、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びシンガポールとの間で包括的自由貿易協定の締結を目指しており、早期の妥結に向け交渉中である。これら4か国に加え、韓国及びエクアドルも交渉参加への関心を表明している。

日本は、基本的価値を共有するグループとして、太平洋同盟との連携を重視している。11月にはテレビ会議形式で開催された太平洋同盟とオブザーバー国との会合に参加し、太平洋同盟と日本の協力の重要性などを確認した。

### (2) 南米南部共同市場

#### (メルコスール：MERCOSUR)<sup>3</sup>

メルコスールは、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラ<sup>4</sup>から成る関税同盟であり、1995年1月から域内関税は一部の品目を除き原則として撤廃されている。また、ボリビアは準加盟国<sup>5</sup>である。

日本は、2012年以来「日・メルコスール経済関係緊密化のための対話」を計4回開催しており、双方の貿易政策や投資などについて意見交換を行っている。

### (3) カリブ共同体（カリコム：CARICOM）<sup>6</sup>

カリコムは、カリブ地域の14か国による経済統合や外交政策の調整などを目的に設立され、国際場裡で協調行動を取ることで存在感を示している。カリコム諸国は比較的所得水準が高い国が多い一方で、毎年のようにハリケーンによる甚大な被害を受けるなど、自然災害の脅威にさらされているほか、人口・経済規模の小ささから生じる小島嶼国特有の脆弱性を抱えている。

日本は、対カリコム協力の3本柱（小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力、交流と友好の絆の拡大と深化、国際社会の諸課題の解決に向けた協力）に基づいた外交を展開しており、所得水準の高い国に対しても各国の開発ニーズや負担能力に応じて必要な協力を行っている。1月から2月に実施したJuntos!!中南米対日理解推進交流プログラムでは、カリコム諸国から11人の若手外交官を招へいし、環境・防災関連施設やオリンピック関連施設への視察を通じて、対日理解の促進のための取組を行った。また、新型コロナの影響により人の往来が困難な状況の下、鈴木馨祐外務副大臣とハイチ外相（7月）、宇都隆史外務副大臣とトリニダード・トバゴ及びガイアナ（10月）、ア

1 FEALAC : Forum for East Asia-Latin America Cooperation

2 CELAC : Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños (Community of Latin American and Caribbean States)

3 MERCOSUR : Mercado Común del Sur (Southern Common Market)

4 2020年12月現在、加盟資格停止中

5 2012年12月加盟議定書に署名し、ブラジルの議会承認待ち

6 CARICOM : Caribbean Community



Juntos!! 中南米対日理解推進交流プログラム（カリコム若手外交官・行政官）（2月2日、日本オリンピックミュージアム 写真提供：JTB）

ンティグア・バーブーダ（11月）の各外相とのテレビ会談を実施し、オンラインを活用した各国との関係及び日・カリコム関係の強化を行った。

### 3 中南米各国（カリコム諸国については92ページ2（3）を参照）

#### (1) メキシコ

メキシコには約1,300社もの日本企業が進出し、日本にとって中南米地域最大の経済拠点となっている。特に、近年は2020年に発効15周年を迎えた日・メキシコ経済連携協定（日・メキシコEPA）を軸として、経済分野における二国間関係がますます強化されている。また、2018年末に発効したTPP11協定のメンバーでもあるメキシコは、8月に議長国としてオンライン形式による第3回TPP委員会（閣僚レベル）を開催した。

隣国である米国との関係では、北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が7月に発効した。同協定発効の機会に、ロペス・オブラドール大統領は、大統領就任後初の外遊としてワシントンDCを訪問し、トランプ米国大統領と首脳会談を行った。メキシコは、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞した経済を活性化させるための手段として同協定を重要視している。

USMCAについては、NAFTAに比べ自動車に係る域内調達率が引き上げられることから、

日本の進出企業への影響が懸念されている。12月にオンライン形式で実施した第10回日・メキシコEPA合同委員会では、日本側からメキシコ側へ、現地進出企業が直面しているビジネス環境に係る要望に加え、USMCAの運用に関して十分な情報提供を行うよう要請を行った。

また、2021年1月には茂木外務大臣がメキシコを訪問し、エブラル外相やクルティエル経済相と会談した。会談では、新政権が成立する米国と緊密な関係を有するメキシコとの戦略的連携の一層の強化を確認したほか、2021年及び2022年に国連安全保障理事会メンバーを務めるメキシコと国際社会・地域の諸課題で協力していくことを確認した。また、ビジネス環境の整備と安定化、新型コロナが流行する中での進出日系企業への支援を要請し、TPP11協定の着実な実施と拡大、世界貿易機関（WTO）改革の実現に向け引き続き連携することを確認した。

#### (2) 中米（エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス）

2020年は、日本と中米5か国との外交関係樹立85周年に当たることを記念し、日・中米統合機構（SICA）友好記念式典が行われ、中米各国産のコーヒーが日本の医療従事者に贈呈された。1月のグアテマラ大統領就任式には山口泰明特派大使（衆議院議員）が出席した。

11月に勢力の強いハリケーン「イータ」及び「イオタ」が相次いで中米諸国に甚大な被害をもたらしたことに對し、茂木外務大臣からの



日・SICA友好記念式典（9月15日、東京）



お見舞いメッセージを発出したほか、被害の深刻なニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対しては緊急援助物資の供与などの支援を行った。

### (3) キューバ

新型コロナの世界的拡大を受け、主要産業の観光業を始め国内経済は打撃を受け、国民生活は厳しさを増した。その一方で、キューバは約40の国・地域に対し約4,000人の医療関係者を派遣し、各国の新型コロナ対策に協力した。11月にはハバナで日本の厚生労働省とキューバ保健省との間の協力覚書の署名式が実施された。

### (4) ブラジル

ボルソナーロ大統領は、新型コロナが拡大した4月以降、国内の政治的混乱と相まって国内外のメディアから新型コロナ対策をめぐって批判を受け、さらに7月には大統領自身も新型コロナに感染したにもかかわらず、就任以来掲げる経済重視の姿勢を変えなかった。一方、新型コロナが悪化の一途をたどる4月、ブラジル最高裁は、新型コロナ対策に関する措置の最終決定権は地方政府にあるとの判決を出し、各自治体の現場では生活に不可欠なサービス以外の全ての施設を強制的に閉鎖するなど厳格な措置が取られた。

日本との関係では、2月に鈴木外務副大臣がブラジルを訪問した。その後、新型コロナ流行



茂木外務大臣ブラジル訪問時の「ニオブ及びグラフェンの生産及び利用に関する協力覚書」及び「アマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用に関するトメアス協力覚書」署名式（2021年1月8日、ブラジル・ブラジリア）

下において要人往来が制限される中、10月には日・ブラジル外相電話会談が実施され、両大臣は、日・ブラジル両国が基本的価値を共有し日系人を通じた絆を有する「戦略的グローバル・パートナー」として、幅広い分野で良好な二国間関係や国際場裡での協力を更に深化させていくことを確認した。さらに、11月には第1回日米伯（ブラジル）協議（JUSBE）がブラジリアにおいて対面で開催され、自由、民主主義、法の支配などの共通の価値を基礎として、具体的な協力関係を持続的に追求していくことが確認された。2021年1月には茂木外務大臣がブラジルを訪問し、日米との協調を重視する新しい外交を進めるボルソナーロ政権との間で、民主主義などの基本的価値の共有や伝統的な日系人の絆を改めて確認した。また、日米伯協議の活用を含め、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた戦略的連携の一層の強化を確認するとともに、二国間では、経済、環境、人的交流など幅広い分野での協力関係を更に深化させることで一致した。

### (5) アルゼンチン

2019年12月に発足したフェルナンデス政権は、前政権の政権運営を「行き過ぎた自由主義」と批判し、新型コロナ拡大に直面する中、国内各セクターとの対話、平等な発展と弱者保護を主張し、施策を実施している。経済面では、民間債務再編が不可欠となり、グスマン経済相を中心に債権者と協議を行った結果、8月



アラウージョ・ブラジル外相と会談する鈴木外務副大臣（2月14日、ブラジル・ブラジリア）

## コラム

## ブラジルの日系社会

ゴイアス・日本ブラジル協会会長 マルコ・トゥリオ・トグチ

## 第2章

## 地域別に見た外交

2020年は、日伯修好通商航海条約が結ばれてから125周年の記念の年でした。両国の間には、特に、日本からの移民及びブラジルからの移民を双方向で迎えたという、人の移住による相互協力の歴史があります。日本人移住者はブラジルで、日本文化の伝統を守りながら、名誉、献身、誠実さという遺産を築き上げました。

日系社会はブラジル全土にわたって形成されており、また、ブラジルで日本文化を後世へ引き継いでいくための、日本に関係する各種協会が存在します。こうした協会で行われる日本文化や日本食に関する伝統的な行事の始まりに、ブラジル国歌とともに日本の国歌「君が代」が流れるとき、日系人は感動を覚えるのです。

日系人の間には、先祖に対する誇りや感謝の思いがあり、その思いが、日本人移住者によって築かれた遺産を後世へ引き継いでいこうと、何千人もの日系社会の活動に関わるボランティアを駆り立てるのだと思います。

ゴイアス州では、「ゴイアス・日本ブラジル協会」（以下「ゴイアス日伯協会」という。）の取組を通じて、日本文化が生き続けており、日系人の団結も維持されています。同協会では、日本語の学習講座や、生け花、折り紙、剣道、太鼓などの芸術、またゲートボール、サッカー、バレーボール、卓球、テニスなどのスポーツを楽しめるコースが非営利で提供されています。ここのコミュニティでは、婦人会、老人会、生徒会、青年会といったグループが活発に活動을続けており、ゴイアス州で日本文化を普及するため、会員は連携して文化や食に関するイベントを開催しています。中でも若手グループの活躍は特筆すべきで、彼らが協会の活動に関わり続けていることは、協会の取組が将来も続いていくことに希望をもたらすものです。

「ゴイアス日本語モデル校」に加えて、ゴイアス日伯協会は、日本移民資料館や図書館を含む、「ゴイアス社会統合・日本文化研究センター」の設置を計画しています。その目標は、ブラジルの一般市民が日本文化に親しみ、国内でそれを継承していけるようにすることです。

ゴイアス日伯協会は、スポーツ交流や若者の交流に関する活動も行っています。例えば、2019年に「頑張って！青年！」プロジェクトを立ち上げました。その第1回目のゲストは、その後見人である山田彰駐ブラジル日本国大使でした。このプロジェクトはこれまでに10回開催されており、ブラジル全土の日系社会から講師を招き、彼らとの対話を通じて、若者の中の日系人としての誇りを呼び起こしてきています。

同様に特筆すべきは、日本外務省による、日系社会の強化を目的とした訪日招へいプログラム「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」という重要なインセンティブと、常に日系社会の大義を支持し、日系人の協会の強化しようとしている在ブラジル日本国大使館の外交官の皆さんの協力です。私は2019年の同招へいプログラムに参加しましたが、そこでの経験は有益で、モチベーションを高めてくれるものでした。

若い世代の関わりが増えていることで、日系社会の取組が引き続き成果を収めていき、日本の伝統が継承され、先祖の歴史が忘れ去られないようになるものと希望を持っています。



ゴイアス日伯協会主催の盆踊り大会（2019年）





ゴイアス日伯協会の太鼓グループ  
(筆者後列左から2人目) (2019年)



ゴイアス日伯協会主催の運動会 (2019年)



日・アルゼンチン外相会談  
(2021年1月7日、アルゼンチン・ブエノスアイレス)

にほぼ全ての債権者と債務再編に合意し、今後は、国際通貨基金（IMF）などとの公的債務再編交渉が重要な課題となっている。国内経済は引き続き厳しい状況が続いており、現政権の経済政策に注目が集まっている。

日本との関係では、12月に政策協議がオンラインで実施され、引き続き二国間の協力関係を強化することなどで一致した。2021年1月には茂木外務大臣がアルゼンチンを訪問し、フェルナンデス政権発足後、初の外相会談を実施した。同訪問において、基本的価値を共有する「戦略的パートナー」として、自由で開かれた国際秩序の維持・強化、新型コロナ対策やWTO改革などの国際的課題についての連携の一層の強化のほか、進出日系企業のビジネス環境整備など、経済を始めとする様々な分野での二国間関係の更なる強化を確認した。また、両国の「架け橋」である日系社会との更なる連携強化を確認した。

## (6) ペルー

2018年に就任したビスカラ大統領は、国会と対立する形で2019年9月に国会を解散し、2020年1月に国会議員選挙を実施した。新型コロナ対策に注力したものの、国会との関係は改善されず、11月、汚職疑惑により罷免された。その後、ペルー憲法に従いメリーノ国会議長が大統領に就任したがわずか5日で辞任し、新たに選出されたサガスティ国会議長が大統領に就任した。2021年4月に大統領選挙が実施される予定となっている。

日本との関係では、5月に首脳電話会談、10月に外相電話会談が行われた上、12月には第2回政策協議がオンラインで実施され、二国間及び国際場裡において緊密に連携し、引き続き協力を継続することで一致した。

## (7) チリ

2019年10月、地下鉄運賃値上げを契機とした反政府抗議活動が社会経済構造への抗議活動に発展し、この影響により、同年末に開催予定のAPEC首脳会議・閣僚会議及び国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議（COP25）の開催が中止された。国民の要求を踏まえて、2020年10月に新憲法制定の是非及び制憲議会の形式を問う国民投票が実施され、8割近い賛成により新憲法制定及び全員民選による制憲議会の採用が可決された。今後、制憲議会（選挙は2021年4月11日実施予定）による新憲法制定プロセスが開始される。

日本との関係では、11月末に第9回政策対



話がオンラインで実施され、「戦略的パートナー」として引き続き協力関係を強化することで一致した。

### (8) ウルグアイ

3月1日に発足したラカジェ・ポウ政権は、同月13日には国家衛生緊急事態宣言を発動するなど、発足当初から新型コロナ対策として様々な施策を進めたこともあり、政府への国民の評価は高く、同政権は高い支持率を維持している。

日本との関係では、3月の大統領就任式に河村建夫衆議院議員が特派大使として出席し、ラカジェ・ポウ大統領と会談したほか、9月にはオンラインでの局長級協議が実施された。2021年1月には外交関係開設100周年の機会を捉え、茂木外務大臣が日本の外務大臣として35年ぶりにウルグアイを訪問し、民主主義などの定着の模範であり、自由貿易を推進するウルグアイと、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた戦略的連携の一層の強化と、経済を中心とする様々な分野での二国間協力の強化を確認したほか、税関相互支援協定に署名した。



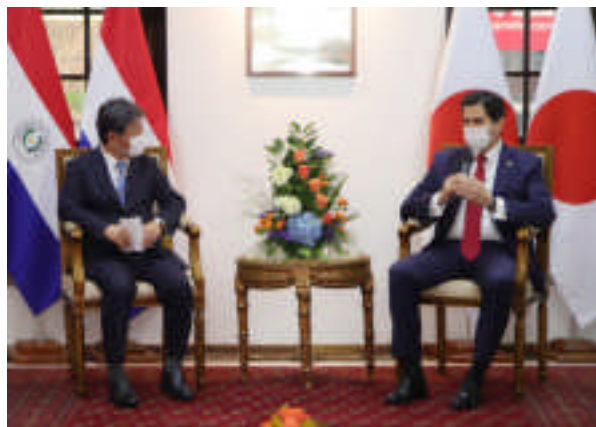
茂木外務大臣ウルグアイ訪問時の「日本・ウルグアイ外交関係開設100周年記念」ロゴマークの発表  
(2021年1月6日、ウルグアイ・モンテビデオ)

### (9) パラグアイ

アブド・ベニテス政権は、自由開放的な経済政策を引き続き推進している。日本との外交関係樹立100周年を迎えた2019年をステップ

に、新型コロナ流行下においても日本とパラグアイは友好関係を維持し、日本は上下水道整備のための支援などを行った。

また10月には、日・パラグアイ政策協議が実施されるなど、着実に二国間関係が進展し、2021年1月には茂木外務大臣が日本の外務大臣による初のパラグアイ二国間訪問を実現した。民主主義などの基本的価値をとりわけ重視し、伝統的な日系人の絆を有するパラグアイとの間で、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた連携で一致し、インフラ、科学技術、貿易投資など多様な分野で両国関係の拡大・深化のための連携を強化することを確認した。また、同訪問では茂木外務大臣から電力分野で93億円の円借款を供与する方針を伝達した。



日・パラグアイ外相会談 (2021年1月7日、パラグアイ・アスンシオン)

### (10) コロンビア

2018年8月に就任したドゥケ大統領は、2016年のコロンビア和平合意<sup>7</sup>履行に取り組むとともに、汚職対策、年金制度改革などを推進した。2020年は新型コロナが大都市及び港湾都市を中心に拡大し、国内経済の立て直しが喫緊の課題となっている。外交面では、4月に経済協力開発機構（OECD）への正式加盟が発表されたほか、12月から自由貿易を推進する太平洋同盟の議長国となった。

日本との関係では、10月に第4回政策協議がオンラインにて実施され、引き続き協力関係を強化することで一致した。

<sup>7</sup> サントス大統領（当時）は半世紀以上に及び国内紛争を終結させるため、2012年にコロンビア最大のゲリラ組織であるコロンビア革命軍（FARC）との間で和平交渉を開始。2016年、和平合意を発表

### (11) ベネズエラ

2018年5月に実施された大統領選挙の正統性に疑義がある中、2019年1月にマドゥーロ大統領の就任式が実施された。同月、グアイド国会議長（野党）が憲法の規定に基づき暫定大統領就任を宣言したことにより、政権側と野党との間の対立が激化した。2020年12月、主要野党不在のままベネズエラ国会議員選挙が実施され、マドゥーロ側政党が勝利を宣言したが、これに対し、主要野党を含むベネズエラ国内及び国際社会は、選挙が正統性を欠くとして反発した。また、国内の経済・社会情勢及び人道状況の悪化によりベネズエラ国民が避難民として周辺国に流入し、その受入れが地域的課題となっており、日本は避難民を含むベネズエラ国民及び周辺国に対する支援を実施している。

### (12) ボリビア

2019年10月の大統領選挙時に開票手続不正疑惑が生じ、一度勝利宣言した現職のモラレス大統領（2006年から現職）が、抗議活動や国際社会からの批判・軍部の離反などを受けて11月に辞任・亡命し、親米右派のアニェス暫定政権が発足した。2020年10月、改めて選挙を実施した結果、モラレス元大統領の側近であったアルセ元経済・財務相が勝利し、11月には新大統領に就任して、左派政権に回帰した。

### (13) エクアドル

3月以降、新型コロナ拡大の影響で、原油価格の下落及び需要縮小から経済は大打撃を受けたが、8月には対外債務の再編交渉が成立し、モレノ大統領の下で経済改革が進展している。日本との関係では、1月に首都キトで政策協議が行われ、今後の更なる経済関係の深化及び協力関係の促進を確認した。

### (14) 日系社会との連携

日系社会は、中南米諸国の親日感情の基礎を築いてきたが、移住開始から100年以上を経て世代交代が進んでおり、日本とのつながりが希薄な若い世代も増えている。そうした中、日本は、若手日系人の訪日招へいに加え、各国の若手日系人によるイベント開催を支援し、若手日系人同士のネットワーク作りを後押しするなど、日系社会との連携強化に向けた施策を実施している。2月には、サンパウロ（ブラジル）で開催された第24回日系国際スポーツ親善大会（CONFRA）の開会式に鈴木外務副大臣が出席し、11月にはこれまでの外務省招へい者によるOB会（外務省研修生OB会ラテンアメリカ会合）がオンラインで開催され、宇都外務副大臣がメッセージを寄せるなど、国を越えた日系社会の連携にも力を入れている。

## 第5節

## 欧 州

## 1 概観

〈基本的価値や原則を共有する欧州との連携の重要性〉

欧州連合（EU）<sup>1</sup>及び欧州各国は、日本にとり、自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有する重要なパートナーである。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が拡大する中で、国際社会が直面する諸課題に対応し、国際社会において基本的価値を実現していく上で、結束したEUとの連携が必要となっている。

欧州各国は、EUを含む枠組みを通じて外交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で共通政策をとり、国際的枠組みを活用して、国際社会の規範形成過程において重要な役割を果たしている。また、言語、歴史、文化・芸術活動、有力メディアやシンクタンクなどを活用した発信力により、国際世論に対して影響力を有している。欧州との連携は、国際社会における日本の存在感や発信力を高める上で重要である。

## 〈欧州における新型コロナ対応〉

2020年3月以降、欧州で新型コロナの感染が急速に拡大し、2019年12月に発足したEU新指導部や各国にとり、新型コロナへの対応が最大の課題となった。

欧州各国は、3月以降ロックダウン（都市封鎖）を含む厳しい国内規制を実施した。欧州内では、加盟国によるシェンゲン域内（欧州諸国間での人の移動の自由を保障するシェンゲン協定に基づき域内国境を廃止している領域）の国境措置の導入の動きがみられたが、5月にEUは域内での国境措置の段階的撤廃を呼びかけ、加盟国がこれに応じたため、域内での移動の自由が確保された。域外との国境措置については、3月にEUは域内での連携を強調しつつ、ガイドラインを発表し、加盟国はこの勧告を踏まえ域外からの入域制限を実施したが、7月から段階的に緩和された。

秋以降、再び感染が拡大し、第一波を超える新規感染者数を記録したことを受けて、欧州各国は、厳しい国内規制を再導入した。12月には、英国で新型コロナの変異株が確認され、入国規制を再び導入する国があり、欧州は移動の自由の確保や経済活動と感染拡大の防止とを両立することの難しさに直面している。

一連の新型コロナ対応の中で、EUに対しては初動の遅さが指摘され、加盟国への支援の在り方について見解の隔たりが埋まらず、具体的な措置を通じた欧州の結束の強化がEUにとっての課題となった。EUは、4月以降に新型コロナ対応の国際協力として域外国支援を実施し、5月、プレッジング会合を主催した。7月

<sup>1</sup> EU：European Union



には、フランス・ドイツが主導し、欧州の経済復興に向けた欧州復興計画（復興基金及び次期EU7か年予算）について首脳間で合意し、欧州の結束を示した。ワクチンについては、EUは加盟国を代表して複数の製薬会社と交渉を行った。その結果、EUの確保したワクチンは、12月下旬に加盟国で接種が開始された。

### 〈英国のEU離脱、将来関係交渉〉

新型コロナ対応と並び、英国のEU離脱及びそれに続くEU・英国間の将来関係交渉は、欧州にとり最大の懸案の一つであった。2020年1月31日に英国はEUから離脱し、2月からEU離脱後の英国に引き続きEU法が適用される移行期間が開始された。この移行期間は2020年末が期限であり、6月にEU・英国双方により延長されないことが確認された。3月からEU・英国間で将来関係交渉が開始されたが、公平な競争条件、ガバナンス（紛争解決）及び漁業をめぐる交渉は難航した。12月に至り、EUと英国の首脳間で対面や電話による会談が累次開催され、移行期間の期限直前の12月24日に交渉の妥結が公表された。欧州議会での審議については2021年に持ち越されたが、EU・英国双方の手続を経て、2021年1月1日からEU・英国間の貿易及び協力に関する協定が暫定適用されることとなった。

### 〈域外との関係〉

域外との関係について、ロシアとの関係は、ウクライナ情勢への対応、軍備管理体制やサイバーなどを含む欧州の安全保障環境に影響があり、欧州にとり最優先課題の一つであり続けている。中国からは、新型コロナに関する欧州への支援や広報が行われたものの、香港情勢や人権問題などにより、中国に対する警戒感が高まっている。9月、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、一般教書演説の中で、中国との関係を、戦略的に最重要であるが同時に最も困難な関係の一つと表現している。また、欧州においては偽情報に関する関心が高まっている。

12月の北大西洋条約機構（NATO）外相会合では、アジア情勢を含む世界のパワーバランスの変化などが議論され、民主主義の同志国が共通の価値を守り、協力することの必要性が強調された。

米国との関係については、欧州各国はバイデン次期大統領の当選を歓迎し、12月に欧州委員会は「世界の変化のための新たなEU・米国アジェンダ」を発表し、気候変動、経済、デジタル、貿易など幅広い分野での米欧関係の強化に期待感を示した。近隣周辺地域については、大統領選挙後のベラルーシ情勢や東地中海におけるトルコの行動などについて、外交分野における欧州としての一体性の確保に注力した。インド太平洋については、9月にドイツ、11月にオランダがそれぞれ政策文書を発表するなど、EU内でのインド太平洋への関心が高まっている。

### 〈重層的できめ細やかな対欧州外交〉

欧州では、新型コロナの感染拡大により、自由、民主主義、人権などの基本的価値の重要性が認識されているが、復興基金や法の支配の議論、さらには域外国との関係などについて各国の考えに違いが存在した。安全保障、自由貿易、域外国との関係など、分野ごとにモザイク化された欧州に対して、日本は強く結束した欧州を支持するとともに、重層的かつきめ細やかな対欧州外交を実施している。2020年は、新型コロナの影響により要人往来は制限を受けたが、テレビや電話を活用した外交を積極的に展開した。

欧州各国との二国間関係では、ハイレベルでの対話を行い、新型コロナ対応に関する協力などを確認した。英国とは、3月に安倍総理大臣がジョンソン首相と電話会談を行い、8月には、新型コロナの感染拡大後初の外国訪問として、茂木外務大臣が英国を訪問し、日英外相会談などを行った。フランスとは、3月、安倍総理大臣がマクロン大統領と電話会談を行い、9月から10月にかけて、茂木外務大臣が、ポルトガルに続いてフランスを訪問し、外相会談などを

行った。ドイツとは、7月に安倍総理大臣がメルケル首相とテレビ会談を行った。菅総理大臣は、9月の就任以降、英国、フランス、ドイツ、イタリア、オランダなどの首脳と首脳電話会談を行い、新型コロナ対応や「自由で開かれたインド太平洋」に関する意見交換を行った。

EUとの関係では、2019年2月に発効した日・EU経済連携協定（EPA）、同時に暫定適用が開始された日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基盤として、緊密な協力を行っている。安倍総理大臣は、5月にフォン・デア・ライエン欧州委員長及びミシェル欧州理事会議長と日・EU首脳テレビ会議を行い、新型コロナ対策などでの日・EU間の連携を確認した。菅総理大臣は、9月の就任後にEUの2人の首脳とそれぞれ電話会談を行い、東アジア情勢に関する緊密な連携に加え、デジタルや環境・気候変動などを含む幅広い分野で日・EU関係の更なる発展に向けた協力を確認した。NATOとの関係では、「日NATO国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」を6月に改訂し、12月のNATO外相会合では、茂木外務大臣のステートメントをNATO日本政府代表部大使が代読し、東アジアの厳しい安全保障環境や日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」によりNATOは心強いパートナーであると発言した。

また、ヴィシェグラード4（V4）、バルト三国、西バルカン諸国といった地域とは、二国間関係やEUなどを通じた協力に加えて、日本との対話などを活用して協力関係を促進し、重層的な外交を実施した。



日・EU首脳テレビ会議（5月26日、東京 写真提供：内閣広報室）

さらに、欧州から青年を招へいする人的・知的交流事業「MIRAI」や、講師派遣、欧州のシンクタンクとの連携といった対外発信事業を実施し、日本やアジアに関する正しい姿の発信や相互理解などを促進している。特に、オンライン形式での交流を活用して、欧州各国・機関や有識者との間で、政治、安全保障、経済、ビジネス、科学技術、教育、文化、芸術など幅広い分野で、情報共有や意見交換を行い、欧州との関係強化に取り組んでいる。

## 2 欧州地域情勢

### (1) 欧州連合（EU）

EUは、総人口約4億4,600万人を擁し、27加盟国から成る政治・経済統合体であり、日本と基本的価値・原則を共有し、日本が地球規模の諸課題に取り組む上で重要なパートナーである。

#### 〈EUの動き〉

2019年12月にミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員長が就任し、EUは新体制で始動した。EU新指導部にとって、新型コロナ対応及び英国のEU離脱が最優先の課題となった。2020年は、新型コロナの世界的流行という未曾有の危機により欧州経済が大きな打撃を受けた。3月に新型コロナがイタリアを始めとして欧州で急速に感染拡大し、EUは初動の遅さを指摘され、欧州全体の結束が問われることとなった。加盟国が独自に国境閉鎖を行ったことで域内国境が復活し、EUの礎となる移動の自由が阻害され、EU域内市場に混乱と打撃をもたらした。

EUは、3月中旬から経済支援策を始めとする各種施策、対策を打ち出した。4月には、新型コロナ対応の国際協力として域外国支援や国際的な支援イベントの主導を発表するとともに、欧州の経済復興に向けた工程表を発表し、「復興基金」創設に関する議論が開始された。5月、欧州委員会は、「次世代のEU」（いわゆる復興基金）（7,500億ユーロ）及び次期「多

年度財政枠組」(2021-2027年EU予算)(約1兆1,000億ユーロ)からなる総額1兆8,500億ユーロ規模の欧州復興計画を提案した。7月21日、欧州理事会は、復興基金(7,500億ユーロ)及び次期EU予算(1兆740億ユーロ)の総額1兆8,240億ユーロのパッケージに合意し、欧州の結束を示した。欧州復興計画パッケージについては、11月、欧州議会との政治合意が得られた一方で、EUの基本理念である「法の支配」の条件化をめぐり、ハンガリーとポーランドが承認を拒否する姿勢を示し、議論と交渉が継続されたが、12月11日の欧州理事会で妥協案の合意に至り、同16日に欧州議会、同17日にEU理事会で復興基金及び次期予算が承認された。

また、EUは、加盟国による域内国境復活の動きを受け、国境管理は加盟国権限であるが、シェンゲン域内での連携を強調し、域外との国境措置の強化についてのガイドラインを3月に発表した。加盟国は同ガイドラインを踏まえる形で、域外からの入域制限を開始した。3月に開始された入域制限は6月末まで延長され、7月から段階的かつ協調的に解除すべきとの勧告に従って、7月から、日本を含む一部の国を対象として、入域制限措置が緩和された。

経済面では、2020年のユーロ圏の経済は、上半期に深刻なショックを受け、第3四半期には封じ込め措置が徐々に解除されたことにより力強く回復したものの、新型コロナウイルスの再流行が経済活動の停滞をもたらした。

### 〈英国のEU離脱〉

1月末に英国はEUを離脱し、2月からEU離脱後の英国に引き続きEU法が適用される移行期間が開始され、3月からEU・英国間の貿易協定を含む将来関係交渉が開始された。英国やEU加盟国で経済活動を展開する日系企業への英国のEU離脱に伴う悪影響が最小化されるよう、日本政府としてEU及び英国双方に対し移行期間内の交渉妥結を働きかけてきたが、同交渉は、移行期間期限となる2020年末直前の12月24日に妥結に至り、EU・英国双方の手

続を経て、2021年1月1日からEU・英国間の貿易及び協力に関する協定の暫定適用が開始された。英国議会については2020年内に手続を完了しており、2021年前半に欧州議会の同意を得て発効見込みとされている。

### 〈日・EU関係〉

日本とEUは、2019年2月に発効した日EU・EPA及び暫定的に適用が開始されたSPAの下で、協力を強化している。新型コロナの影響により対面での会合開催が困難となったが、5月の日・EU首脳テレビ会議では、復興に向けた経済対策を含む新型コロナ対策を中心に意見交換を行い、基本原則や共通の価値に基づく協調を促進し、北朝鮮、東シナ海や南シナ海などの地域的課題の解決に貢献するために連携を強化することで一致した。菅総理大臣は、就任後、9月にミシェル欧州理事会議長と、10月にフォン・デア・ライエン欧州委員長と日・EU首脳電話会談を行った。また、茂木外務大臣とボレルEU外務・安全保障政策上級代表の間で、11月に日・EU外相電話会談が行われ、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けて日・EU間の協力が重要であることで一致した。さらに、2021年1月のEU外務理事会に茂木外務大臣が日本の外務大臣として初めてオンライン形式で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」に関する日本の考えと取組を説明した。これに対し、多くのEU加盟国がインド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解と支持を表明し、日・EUは連結性、海洋安全保障などの分野で協力を更に進めることで一致した。

経済面では、2019年2月に発効した日EU・EPAを法的基盤とし、日・EU間の経済的なつながりは一層強いものとなっている。同協定の着実な運用のため、同協定に基づく合同委員会及び12分野別の専門委員会や作業部会において、同協定の運用状況の確認や、日・EU間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関する議論を行っている。2020年には、新型コロナが拡大する中、テレビ会議を活用し、同協



定の下に設置されている専門委員会や作業部会について、それぞれ第2回会合を順次開催した。各会合では、日EU・EPAに規定される各項目の実施状況や日・EU双方の関心事項を確認するとともに、今後の日・EU間の取組や協力体制について議論を行った。今後も、本協定の着実な実施の確保やその他の日・EU間の対話枠組みを通じ、日・EU経済関係を更に発展させていくことを目指す。

さらに、6月22日、日・EU間で「民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定」（日・EU航空安全協定）の署名が行われた。この協定は、EUとの間で、航空機などの民間航空製品の輸出入に際して行われる検査などの重複を取り除くことにより、航空産業の負担を軽減し、民間航空製品の自由な流通を促進するものである。

## (2) 英国

英国では3月の新型コロナ拡大時にいわゆるロックダウン措置が導入された。その後、感染は落ち着いていたが、夏以降再拡大局面に入り、12月には変異株も発生した。新型コロナ発生当初、ジョンソン政権の支持率は一時的に上昇したが、その後の英国における死者数の増加や政権の対策への批判の高まりなどを受け、支持率は低下した。一方、野党労働党では、2019年末の総選挙での敗北を受けてコービン党首が辞任し、4月にスターマー新党首が就任した。中道寄りとされるスターマー党首は、ジョンソン政権の新型コロナ対応を厳しく批判し、労働党の支持率は保守党の支持率とほぼ拮抗するまでに上昇した。

英国のEU離脱は、2016年6月のEU離脱を問う国民投票以来、英国・EU関係上の最大の懸案の一つであったが、英国・EU間の離脱協定に関する双方の議会承認を経て、英国は2020年1月31日にEU離脱を実現した。EU離脱後のEU・英国間の貿易及び協力に関する協定については、3月から交渉が開始され、12月24日に交渉妥結、英国では同30日に同協定の実施法案が上下両院を通過した。同協定



日英外相会談（8月5日、英国・ロンドン）

は2021年1月から暫定適用され、12月末の移行期間終了時に英国・EU間の関税が設定される事態は回避された。

日本との関係では、英国はインド太平洋地域への関与を強化しており、新型コロナの感染拡大下においても、首脳・外相を始め日英双方の様々なレベルで対話・交流が継続され、二国間関係が強化されている。安倍総理大臣は3月及び9月にジョンソン首相と電話会談を実施し、新型コロナ対策などについて意見交換を実施した。菅総理大臣も9月、ジョンソン首相と電話会談を行い、ジョンソン首相から菅総理大臣の就任に対する祝意が述べられるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた安全保障分野の協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認したほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

茂木外務大臣は、2月に来日したラーブ外務・英連邦相と第8回日英外相戦略対話を実施し、英国のEU離脱後を踏まえた二国間の協力強化を確認した。8月には、新型コロナ感染拡大後初の海外出張として英国を訪問し、ラーブ外務・英連邦相と外相会談を行うとともに、トラス国際貿易相との間で日英包括的経済連携協定の交渉を行った。同協定は、9月の大筋合意、10月の署名を経て、2021年1月1日に発効した（151ページ 特集参照）。

文化面では、ラグビーワールドカップ2019と2020年東京オリンピック・パラリンピック

## コラム

## 日英文化季間

日本と英国は、1600年に英国人航海士ウィリアム・アダムス（三浦按針<sup>あんじん</sup>）が現在の大阪府にオランダ船で漂着して以来、400年以上にわたる交流の歴史があります。

日英関係は、政治、経済など様々な分野で重要ですが、国民同士の絆を強めるという意味で欠かせないものが文化交流です。2017年8月、当時の安倍総理大臣とメイ首相は、ラグビー・ワールドカップ2019と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を橋渡しする形で「日英文化季間」を開催することで一致しました。英国においては、「日本文化季間」として、文化・芸術分野の交流だけでなく、医療・科学技術・産業分野などにおけるイノベーションや先端技術まで、今日の日本が有する多面的な魅力を伝え、また、地域や草の根で行われてきた手作りの活動を更に促進し、長期的に両国民間の絆を強めることを目指し、様々なイベントが行われてきました。

大型の展示事業として、2019年5月から8月に大英博物館で開催された「Manga」展には約18万人が訪れ、同年の大英博物館の企画展として一日当たりの最多来場者数を記録しました。2020年の展示事業は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を大きく受けたものの、そうした中、2月から行われたロンドンのヴィクトリア・アンド・アルバート（V&A）博物館の「着物展」は、新型コロナの影響による一時中断中もオンライン展示やオンラインセミナーが行われ、再開以降10月の終了まで連日予約枠が埋まるほどの人気を集めました。

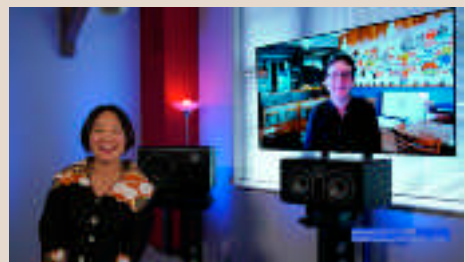
2019年のラグビー・ワールドカップでは、多くの英国人が日本を訪れましたが、それに引き続いて、同年11月から2020年8月までロンドンのワールド・ラグビー・ミュージアムでは「ラグビーとオリンピックの特別展」が行われ、日英の交流に寄与しました。また、今後に続く取組として、日本民間団体から英国全土に日英友好の象徴として5,000本以上の桜を寄贈するプロジェクトが始動しています。

9月にオンラインで開催された「ジャパン祭りプレゼンツ」では、大阪府立登美丘高校ダンス部が、新型コロナの流行下にあっても新たなアイデアやコミュニケーションツールを駆使して目標に向かい奮闘する日本の高校生の姿を、新作ダンスを通じて披露したほか、日英両国から約50の団体などが参加し、日本の文化や事情を多面的に紹介するオンラインでの新たな取組として成功しました。また、ジャパン・ハウス・ロンドンにおける日英関係や両国の新型コロナ対応についてのセミナーや、中高生のための日本語スピーチ・コンテストもオンラインで行われました。日本に関連するオンライン・イベントが、大学や研究機関を含む多くの団体によって遠隔地からの参加も得て実施されており、自宅にいらながらも交流の機会が得られるようになっています。

英国における「日本文化季間」は、新型コロナの流行下における多くのイベントの延期を受けて、2021年末まで延長されています。2020年、予期しなかった新型コロナの感染拡大のため様々なイベントが延期を余儀なくされたことは残念ですが、このようにオンラインでのイベント開催を中心に様々な交流が行われています。新型コロナの流行下にあっても、日英両国の国民の熱意により、こうした交流が継続されていることに、400年以上続く日英両国民間の絆の強さを感じられます。



「ジャパン祭りプレゼンツ」登美丘高校ダンス部による発表（9月、オンライン開催 写真提供：登美丘高校ダンス部）



「ジャパン祭りプレゼンツ」和食デモンストレーションの様子（9月、オンライン開催 写真提供：Japan Matsuri）

競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする「日英文化年間」の下で、新型コロナの影響を踏まえつつ、日英両国で様々な関連行事が実施された（104ページ コラム参照）。

### (3) フランス

2017年5月の就任以降、マクロン大統領は、労働法改正などの国内改革を推進し、競争力強化や財政健全化に努めるなど一定の成果を出してきた。一方、2018年11月には燃料税引上げに関する政府決定をめぐる「黄色いベスト運動」と呼ばれる大規模な抗議デモが発生した。こうした抗議の声を受け、マクロン大統領は国民の声を直接聴取する「国民討論」を実施し、マクロン大統領の支持率は一時回復したものの、2019年12月には年金制度改革案をめぐる大規模なストライキが発生し支持率は再度低下した。このような状況の中、フランス国内において2月及び3月に新型コロナが拡大、マクロン大統領はテレビ演説で規制措置について説明しつつ、国民の団結を呼びかけた。こうした対応を受け、マクロン大統領の支持率は再度上昇した。7月、マクロン大統領は新型コロナ対策の規制解除を担当していたカステックス氏を新首相に指名した。10月にはイスラム教預言者の風刺画などをめぐりフランス国内でテロが発生、テロ対策や過激主義対策が喫緊の課題となっている。外政面では、引き続き多国間主義を重視する姿勢を掲げているほか、新型コロナ危機に対する対応において、マクロン大統領が欧州の結束を呼びかけ、ドイツと共にEU復興基金の設立を主導し指導力を発揮した。

日本との関係では、3月に安倍総理大臣はマクロン大統領と電話会談を実施し、新型コロナ対応において協力していくことを確認した。5月及び6月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外相と電話会談を行い、新型コロナ対応や国際場<sup>じょうり</sup>裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10月、茂木外務大臣がフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外相と外相会談を実施、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協



日仏外相会談（10月1日、フランス・パリ）

力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、同月、菅総理大臣はマクロン大統領と電話会談を行い、マクロン大統領から菅総理大臣の就任に対する祝意が述べられるとともに、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認したほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

### (4) ドイツ

新型コロナの感染拡大前には、難民政策などに対する不満、度重なる州議会選挙での敗北や、メルケル首相が後継者として指名したキリスト教民主同盟（CDU）党首の辞任表明などをめぐり、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）による大連立政権の支持率は低下傾向にあった。しかし、新型コロナの感染拡大を受けて、メルケル首相が比較的早期に必要な措置をとったことで、感染者や死者数が欧州の周辺国に比べて低水準に抑えられたほか、15年にわたる同首相の在任期間で初めての国民向けのテレビ演説を行い、新型コロナ危機を「戦後最大の試練」とであるとして国民の団結を呼びかけるなどリーダーシップを示したことで、同首相及びCDUの支持率は大幅に上昇した。

7月1日、ドイツは、EU議長国に就任し、フランスと協調して欧州復興計画の成立に寄与





日独外相テレビ会談（10月1日、フランス）

するなど、新型コロナの感染拡大への対応において欧州を牽引する役割を果たした。

ドイツ政府は9月、「明日の世界秩序の形成はインド太平洋において決せられる」とし、同地域における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定し、同地域への関与を強化する意向を表明した。

日本との関係では、新型コロナの感染拡大によって国際的な人の往来が制限される中であっても、テレビ会談や電話会談の形で、首脳会談を2度、外相会談を2度実施するなど、ハイレベルな交流を継続した。7月に行われた日独首脳テレビ会談では、新型コロナ対策に関する連携について意見交換を行ったほか、翌年の日独交流160周年という節目に向けて、日独関係の再活性化に向けて協力していくことで一致した。また、9月に行われた日独首脳電話会談では、メルケル首相から菅総理大臣の就任に対する祝意が述べられ、両首脳の間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現などに向けて緊密に連携していくことを確認した。3月の電話会談に続いて10月に実施された日独外相テレビ会談では、茂木外務大臣からドイツが策定した「インド太平洋ガイドライン」を高く評価し、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日独連携を強化していくことで一致した。

## (5) イタリア

2019年8月に連立を組み替えて第2次内閣

が成立したが、コンテ首相は異なる政治的意見を有する連立与党間のバランスを取ることが求められている。また、与党「五つ星運動」は地方選挙での惨敗や党内部の問題などを受け、ディ・マイオ外務・国際協力相が党代表を辞任した。同党が推進した議員定数削減の憲法改正案は、9月の国民投票で賛成多数で可決されたものの、党支持率は低下した。2021年1月、「欧州安定メカニズム」(ESM)の保健分野での利用や欧州復興基金運用の在り方をめぐる連立与党間の対立から、連立与党の一角である「イタリア・ヴィーヴァ」が政権を離脱した。これを受け上下両院でコンテ政権に対する信任投票が行われ、いずれも可決された。一方、上院で絶対多数の支持を確保できなかった結果、コンテ首相は辞意を表明し、マッテレッラ大統領が緊急事態に対処するため非政党内閣に信任を与えるよう全政党に呼びかけ、2021年2月、ドラギ前欧州中央銀行総裁が首相に就任した。

イタリアで欧州最初の感染拡大が起きた新型コロナについては、1月末に中国人旅行者2人が初めての陽性者と確認され、政府は1月30日に緊急事態宣言を発出した。2月末には北部で感染が拡大し、3月に全土でロックダウンを実施した。保健衛生上の危機におけるリーダーシップが評価を受け、コンテ首相の支持率は60%台を維持し、3月以降の各種政令により、新型コロナで影響を受けたセクターを中心に大規模な経済対策を発表した。しかし、11月以降の第2波では制限措置により経済的不利益を被った国民の支持が離れ、コンテ政権の支持率は低下した。

日本との関係では、3月、茂木外務大臣は、ディ・マイオ外務・国際協力相と電話会談を実施し、新型コロナに関して両国が実施している取組をそれぞれ説明するとともに、G7外相会合を含む国際場裡においても新型コロナ対策について議論・協力していくことを確認した。10月には菅総理大臣がコンテ首相と電話会談を行い、新型コロナへの対応など国際社会が直面する諸課題について2021年イタリアが議長国を努めるG20などで緊密に連携していくこ

とや、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて連携していくことで一致した。

## (6) スペイン

1月、サンチェス首相の第二期政権が発足し、民主化後の国政における初の連立政権となった。3月初旬からのスペインでの新型コロナの感染拡大を受けて警戒事態宣言を発令した。少数連立与党の政府は、その後の警戒事態宣言の延長や、各種経済・社会的救済措置の国会での承認に各党と協力して対応しており、新型コロナの感染拡大以後も、一定の支持率を維持して

いる。

日本との関係では、5月、茂木外務大臣とゴンサレス外務・EU・協力相の間で外相電話会談、6月には、安倍総理大臣とサンチェス首相の間で首脳電話会談が行われ、新型コロナ対策に関して両国が引き続き協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、両国の経済関係の一層の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や人的交流の拡大を含め、両国の戦略的パートナーシップを更に深化させ、二国間関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

## コラム

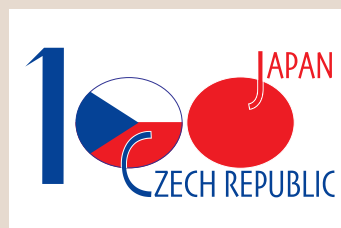
### 日・チェコ交流100周年／日・スロバキア交流100周年

2020年、日本とチェコ及びスロバキアは、交流100周年を迎えました。

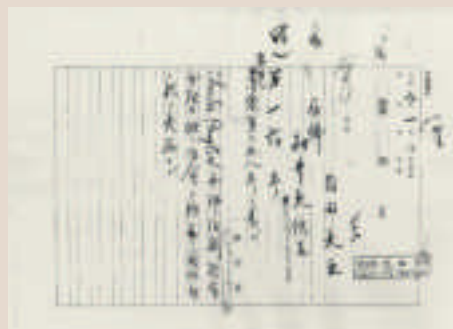
遡ること100年以上前の1918年、第一次世界大戦の終焉<sup>しゅうえん</sup>とともにオーストリア＝ハンガリー二重帝国が解体され、その支配下にあったチェコ及びスロバキアは共同国家を形成し、チェコスロバキアが建国されました。翌1919年の10月、同国のベネシュ外相は、日本の内田外務大臣宛てに書簡を発出し、日本との外交関係を開設するため、初代駐日特命全権公使派遣について日本の同意を要請しました。1920年1月、日本は受入れを決定し、外交関係が開設されました。

チェコスロバキアはその後激動の歴史を経て、1989年のビロード革命で民主化し、1993年にチェコとスロバキアは平和裡<sup>り</sup>に分離・独立を果たし、日本はそれぞれと改めて外交関係を開設しています。

幾多もの難局を乗り越えた両国と迎えた交流100周年ですが、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な拡大により、期待されていた要人往来が不可能になり、多くの文化行事が中止を余儀なくされるなど、残念ながら両国との周年祝賀の機会は著しく制約を受けました。そのような中でも関係者は、感染状況を見極め、対策を行いながら、できる限り記念事業を実施してきました。



両国の100周年記念ロゴマーク



ペルグレル・チェコスロバキア初代駐日特命全権公使の派遣を承認する当時の公電（外交史料館所蔵）

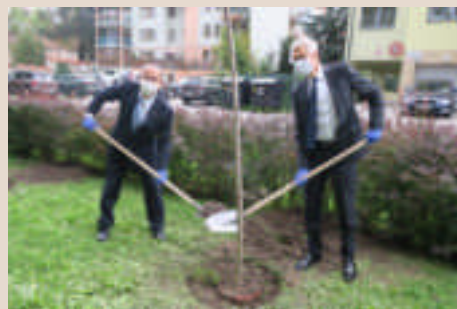
チェコでは、9月、大蔵流茂山千五郎家門下のチェコ人狂言団体「なごみ狂言会」（2000年発足以来、800回以上公演）による公演をチェコ議会上院と日本国大使館で共催しました。厳しい感染状況の中、上院の強い支援もあり、少人数を招待した屋外での公演とそのライブストリーミングを実現し、ヴィストルチル上院議長やペトシーチェク外相などチェコ議会・政府の代表や叙勲受章者などが鑑賞したほか、オンラインでは視聴者が5,000人にも上り、両国の友好関係を強く印象付ける機会となりました。また、特設ウェブサイトでは、写真コンテストや、長く日本との関係発展に多大な貢献をされた方々へのインタビューなど、自宅から周年を楽しめる企画も実施しました。

スロバキアでは、友好関係が今後も長く続くことを願い、多くの関係者の協力を得ながら、日本を象徴する桜をスロバキア各地に植樹する事業を行いました。最終的には、現地での新型コロナの状況などを勘案しながら、スロバキア各地に約450本の桜が植樹されました。その中でも、10月、スロバキア中部の Banska Bystrica 県にあるスロバキア民族蜂起（SNP）博物館において開催された記念式典には、コルチョク外務・欧州問題相が出席し、日・スロバキア両国の友好関係を一層促進し、相互交流を活性化させる重要な機会となりました。

新型コロナの影響を大きく受けた周年となりましたが、困難な状況の中でも両国が日本と基本的価値を共有する重要なパートナーであることを強く認識することができた1年でした。長い友好関係が更に発展するよう、今回の周年を契機に、これからも様々な分野において交流を深めていきます。



チェコ上院における狂言公演



中川駐スロバキア日本国大使とコルチョク同国外相の共同植樹

### 3 欧州地域機関との協力及び アジア欧州会合（ASEM）

#### (1) 北大西洋条約機構（NATO）との協力

NATO<sup>2</sup>は加盟30か国の集団防衛を目的とする同盟であり、加盟国の集団防衛のほか、コソボにおける治安維持活動、アフガニスタン支援、テロ対策など、加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機管理や、域外国・機関との協力による協調的安全保障に取り組んでいる。12月にオンライン形式で行われたNATO外相会合では、2030年

を見据えたNATOの方針に加えて、アフガニスタン、ロシア、アジア情勢などについて議論された。日本からNATO日本政府代表部大使が出席の上、茂木外務大臣のステートメントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一時的な現状変更の試みにより一層厳しくなっている、また、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとってNATOは心強いパートナーであると発言した。

日本とNATOは基本的価値を共有するパートナーであり、2014年5月に署名した国別パートナーシップ協力計画（IPCP）（2018年

<sup>2</sup> NATO : North Atlantic Treaty Organization



5月及び2020年6月に改訂)に基づき、具体的な協力を進めてきている。日本は、これまでNATOの危機管理演習(CMX)や人道支援・災害救援(HA/DR)に関連する演習にオブザーバー参加してきているほか、サイバー、女性・平和・安全保障(WPS)分野などにおける協力促進のため、2019年11月からNATO本部に3代目となる女性自衛官を派遣している。また、日本は、NATOの軍事的な専門知識を活用し軍備管理・軍縮、民主化・地域安定化促進を目的とした事業を行う「平和のためのパートナーシップ(PfP)信託基金」を通じて、ウクライナにおける不発弾処理支援及びセルビアにおける国防省造兵廠<sup>しょうりやう</sup>の非軍事化能力の構築支援などに継続して貢献してきている。

## (2) 欧州安全保障協力機構(OSCE)との協力

OSCE<sup>3</sup>は、欧州、中央アジア、北米地域の57か国が加盟し、包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを通じて、加盟国間の相違を橋渡しし、信頼醸成を行う地域安全保障機構である。日本は、1992年から「協力のためのアジア・パートナー」としてOSCEの活動に参加しており、タジキスタン所在の国境管理スタッフカレッジ(研修機関)を通じたアフガニスタン及び中央アジア諸国の国境管理強化によるテロ防止、選挙監視及び女性の社会進出支援プロジェクトなどへの支援を行っている。また、OSCEはウクライナ情勢改善のため重要な役割を果たしており、日本はOSCE特別監視団(SMM)に財政支援を行っているほか、2015年8月から断続的にSMMに専門家を派遣していた。12月にオンライン形式で開催された外相理事会には宇都隆史外務副大臣がビデオメッセージを発出し、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識をアジアと欧州で共有する必要があり、OSCEの信頼醸成機能が重要な役

割を果たすと述べるとともに、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境などを説明し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日本の取組を紹介した。

## (3) 欧州評議会(CoE)との協力

CoE<sup>4</sup>は、欧州の47か国が加盟する国際機関であり、民主主義、人権、法の支配の分野で国際基準の策定に重要な役割を果たしてきている。日本はアジアで唯一のオブザーバー国として1996年に参加して以来、CoEの様々な活動に積極的に貢献している。7月及び12月に開催されたAI(人工知能)に関する会合には、日本から大学教授や専門行政官がオンライン形式で出席し、基調講演及び政策発信を行った。また、11月30日から12月3日に開催されたサイバー犯罪条約委員会関連会合(ビデオ会議形式)に財政支援を行った。

## (4) アジア欧州会合(ASEM)における協力

ASEM<sup>5</sup>は、アジアと欧州との対話と協力を深める唯一のフォーラムとして、1996年に設立された。現在、メンバーは51か国・2機関であり、首脳会合、各種閣僚会合及び各種セミナーなどを通じて、①政治、②経済及び③文化・社会その他を3本柱の分野として活動している。

9月、ASEM議長国及び地域調整国<sup>6</sup>外相による新型コロナに関する声明が発出された。日本もASEM加盟国として当初から議論に貢献し、新型コロナへの対応における連携を確認する時宜を得た声明となった。

11月にカンボジアにおいて第13回ASEM首脳会合が開催される予定だったが、新型コロナの世界的流行を受けて、2021年6月への延期が決定された。

ASEMにおける唯一の常設機関であるアジア欧州財団(ASEF)<sup>7</sup>はシンガポールにあり、

3 OSCE : Organization for Security and Cooperation in Europe

4 CoE : Council of Europe

5 ASEM : Asia-Europe Meeting

6 カンボジア(議長国)、地域調整国(EU、ドイツ(欧州を代表)、シンガポール(ASEANを代表)、ロシア(ASEANを除くアジアを代表))

7 ASEF : Asia-Europe Foundation

柱の一つである社会・文化分野の活動を担っている。8月、初の日本人ASEF 事務局長として、森川徹事務局長が就任した（111 ページ 特集参照）。

日本は、ASEF の「新型インフルエンザ対策事業」などの公衆衛生事業を支援し、ASEM 加盟国内での感染症対策として緊急事態時の備蓄物資の緊急輸送や、緊急対応のための能力構築などを目的としたワークショップの実施に協力している。新型コロナの発生を受け、2月、ASEF の備蓄物資のうち、防護ガウンやゴーグル、検査手袋、アルコール消毒液などを中国、カンボジア、フィリピン、ラオス及びモンゴル

に提供した。

さらに、新型コロナなどの急激な流行が日本及び世界経済に多大な影響を与えることに鑑み、感染症対策に必要な医療用個人防護具（PPE）及び抗ウイルス剤などを備蓄し、ASEM 参加国の要請に応じて迅速に提供するための「ASEM 参加国における新型コロナなどの感染拡大防止のための支援事業」として、ASEF に対し、約57億円の拠出を決定した。

そのほか、ASEF との共催によるクラスルーム・ネットワーク会議（10月～12月）のオンライン形式での実施、ASEF への拠出金の支出などを通じて、ASEM の活動に貢献した。

## 特集

## 森川徹アジア欧州財団（ASEF）事務局長の選出

## 第2章

## 地域別に見た外交

アジアと欧州にまたがるアジア欧州会合（ASEM）加盟国の人口は世界の約6割、GDPは世界の5割強を占めます。このように影響力の大きな両地域間において、経済関係のみならず人的な交流・協力関係を一層強化していくことは重要です。アジア欧州財団（ASEF）は、ASEMの唯一の常設機関として、第1回ASEM開催の翌年である1997年に設立されました。アジア・欧州間の幅広い相互理解の促進のために重要な役割を果たしており、文化、教育、メディア、ガバナンス、環境、国際保健、人権などの幅広い分野で交流事業を行ってきています。

ASEFでは、アジア出身者と欧州出身者が交互に事務局長と事務局次長を務めることになっており、8月、日本人として初めて外交官の森川徹氏が事務局長に就任しました。

折しも、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大により、アジアと欧州の人々の交流が大きな制約を受け、ASEFの在り方が問われる時期でした。各国の経済は大きな影響を受け、ともすれば内向きになりかねない状況ですが、このような時こそ、アジアと欧州の人々が互いの個性を活かし、手を携えて未曾有の危機を乗り越えていくために、交流を活性化し叡智を共有していかなくてはなりません。ASEFの多くの事業では、対面で関係者が集まることが困難となりましたが、これを機にオンラインによる事業を積極的に実施し、工夫を重ねながらアジアと欧州の人々の交流の一層の拡大・深化に貢献しています。

森川事務局長は、組織の役割、在り方について明確なビジョンを持ち、普遍的に通用する論理と多様性を尊重する姿勢を大事にしています。その上で、「多様性をキーワードに様々な交流を進めてきたASEFは、これまでの蓄積をいかして、アジアと欧州の交流のための共通の舞台としての役割を果たしていくことが求められています。このためには、新型コロナの流行を機に一気に進んだ事業のデジタルトランスフォーメーションの更なる推進、市民社会とのネットワーク拡充、ASEMプロセスとの連携強化が課題です。」と述べ、ASEFの活動の強化に精力的に取り組んでいます。



ASEF主催セミナーの参加者との写真（森川事務局長中央）（12月10日、シンガポール 写真提供：ASEF）



ASEF主催セミナーで挨拶をする森川事務局長（12月10日、シンガポール 写真提供：ASEF）

2021年、ASEM発足25周年を迎えます。コロナ後の世界をどう描くのか、その構築に向けては、国際保健医療、気候変動その他の環境問題、新たな社会状況下での人権の在り方など、ASEFを通じて日本に貢献を求められる課題が多くあります。そのような中、日本は、アジア・欧州間の様々な分野における交流拡大のために一層貢献していく考えであり、森川事務局長のリーダーシップの下、ASEFの活動が更に強化されることを期待し、ASEFとの協力を引き続き推進していきます。



その他の欧州地域

【北欧諸国】

**デンマーク**：8月、茂木外務大臣はコフォズ外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策を含む国際社会が直面する諸課題における協力について意見交換を行い、日・デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づき二国間の協力関係を深化させていくことで一致した。

**フィンランド**：11月、茂木外務大臣はハーヴィスト外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力につき、ハーヴィスト外相の賛同を得た。また、両大臣は気候変動、国際保健問題など国際社会が直面する諸課題について緊密に連携していくことで一致した。

**ノルウェー**：11月、茂木外務大臣はソーライデ外相と電話会談を実施し、気候変動や海洋環境分野での協力強化で一致するとともに、新型コロナ対策における国際協力について意見交換を行ったほか、ノルウェーが2021年から国連安保理の非常任理事国となることを踏まえ、国際場裡で緊密に協力していくことで一致した。12月、菅総理大臣はソールベルグ首相と電話会談を実施し、ノルウェーが主導する「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」や新型コロナ対策における協力や国連安保理を含む国際場裡での協力を確認した。

**スウェーデン**：4月、安倍総理大臣はロヴェーン首相と電話会談を実施し、新型コロナ対策について意見交換を行い、両国で緊密に協力していくことで一致した。

**アイスランド**：5月、茂木外務大臣はトールダルソン外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策について意見交換を行った。また、両大臣は、女性の活躍推進や北極分野における協力関係についても意見交換を行い、新型コロナの収束後、交流を一層促進し、二国間関係を強化していくことで一致した。

【ベネルクス三国】

**オランダ**：5月、茂木外務大臣は、ブロック外相と電話会談を実施し、二国間関係及び新型コロナへの対応などについて意見交換を行った。12月、菅総理大臣は、ルッテ首相と電話会談を行い、二国間関係強化や国際場裡における協力強化を確認した。また、菅総理大臣から、オランダが独自のインド太平洋ガイドラインを発表したことを歓迎し、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携することで一致した。

**ベルギー**：喫緊の新型コロナの拡大を受け、蘭語系・仏語系の社会、自由、環境政党及び蘭語系キリスト教政党の7党間で合意が成立し、10月1日、ドゥ＝クロー新内閣が発足した。2019年5月の総選挙後、組閣までに493日を要した。日本との関係では、7月、茂木外務大臣はゴファン外相と電話会談を実施し、新型コロナへの対応や国際場裡における協力などについて意見交換を行った。

**ルクセンブルク**：5月、安倍総理大臣はベッテル首相と電話会談を実施し、新型コロナへの対応に関し、ルールに基づいて国際協調を続けていくことで一致した。また、ベッテル首相から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が新型コロナウイルス感染症に打ち勝ったことを示す大会になることを期待すると述べるとともに、両首脳は、両国関係を今後一層発展させていくことで一致した。

**アンドラ**：2020年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、12月、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

**ポルトガル**：2020年が日・ポルトガル修好160周年となることを記念し、8月、安倍総理大臣とコスタ首相との間でメッセージ交換を実施した。9月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として2002年以来となるポルトガル訪問を行い、サントス・シルヴァ外相との間で、修好160周年を契機に二国間関係を一層強化することで一致した。

**マルタ**：9月、在京マルタ大使館が開設され、アンドレ・スピテリ大使が初代在京マルタ大使として着任した。

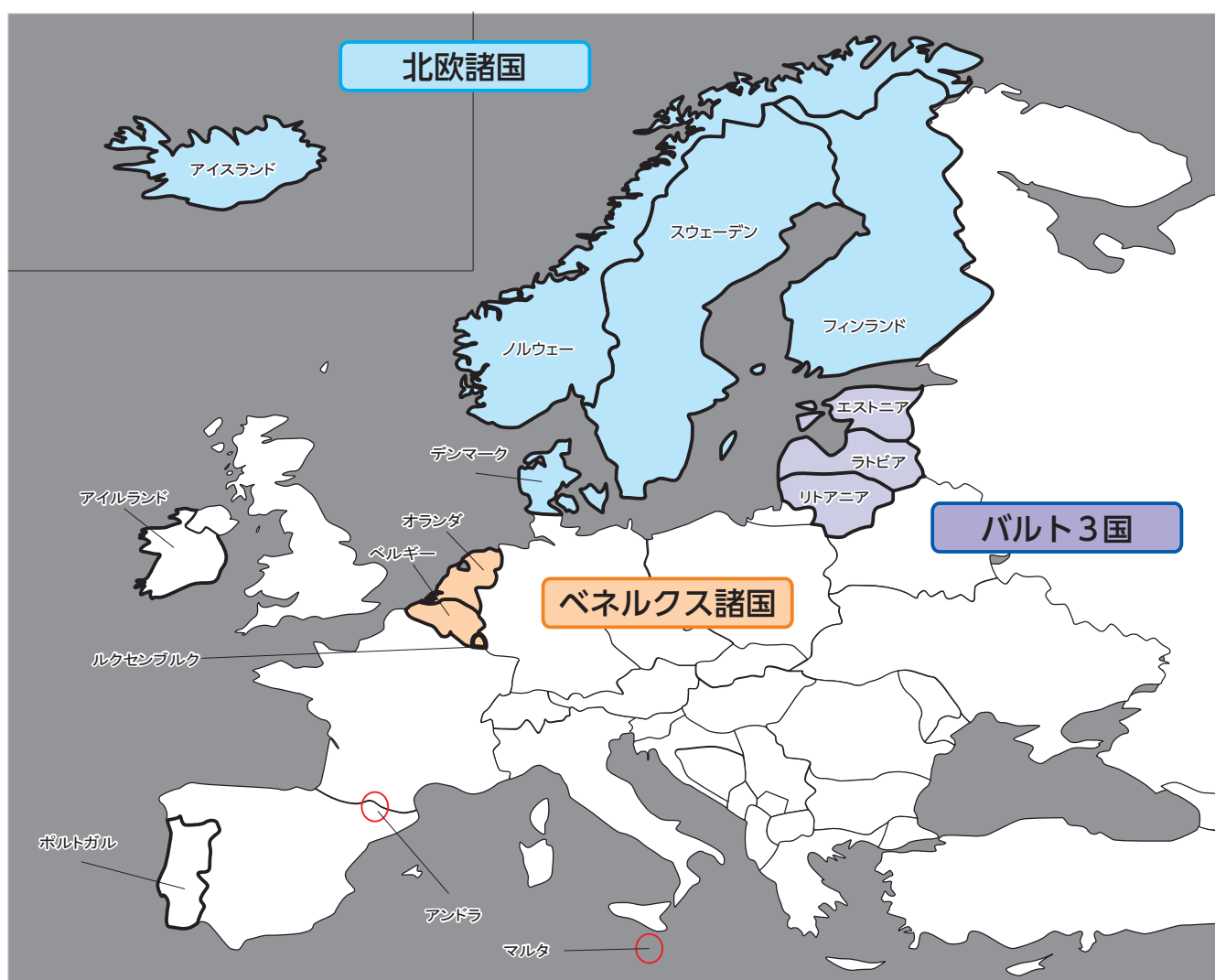
### 【バルト3国】

**ラトビア**：日・ラトビア間で2021年を日・ラトビア「友好100周年」として記念行事などを実施していくことで一致した。

**リトアニア**：リトアニアは、2020年がユダヤ人に日本通過査証を発給し多くの命を救った杉原千畝<sup>ちうね</sup>元副領事の活動から80周年であることを記念し、同年を「杉原千畝記念年」とし、日本と協力して様々な記念行事を実施した。リトアニア政府が9月にカウナスで開催した「命のビザ」国際会議に際し、茂木外務大臣から、新型コロナの世界的拡大の中で平和で繁栄した社会を守るべく国際社会と協力していきたいとビデオ・メッセージを発出した。また、日・リトアニア間で2022年を日・リトアニア「友好100周年」として記念行事などを実施していくことで一致した。

**エストニア**：2月、安倍総理大臣は、来日したラタス首相と首脳会談<sup>ぼんざんかい</sup>及び晩餐会を実施し、経済関係強化やサイバー協力などの二国間関係、国際場裡での協力や地域情勢について意見交換をしたほか、両首脳が立ち会いの下、日本企業とエストニア企業間の覚書を含む3件の覚書交換式を行った。5月、茂木外務大臣は、レインサル外相と電話会談を実施し、二国間関係及び国連安保理での協力などについて意見交換を行った。また、日・エストニア間で2021年を日・エストニア「友好100周年」として記念行事などを実施していくことで一致した。

**アイルランド**：11月、茂木外務大臣はコーヴニー外務・国防相と電話会談を実施し、アイルランドが2021年から22年に国連安保理の非常任理事国となることを踏まえ、国際場裡で緊密に協力していくことで一致した。また、コーヴニー外務・国防相から、今後のEUにおけるインド太平洋の議論の過程で日本と連携していきたいと発言があった。



## 【V4】

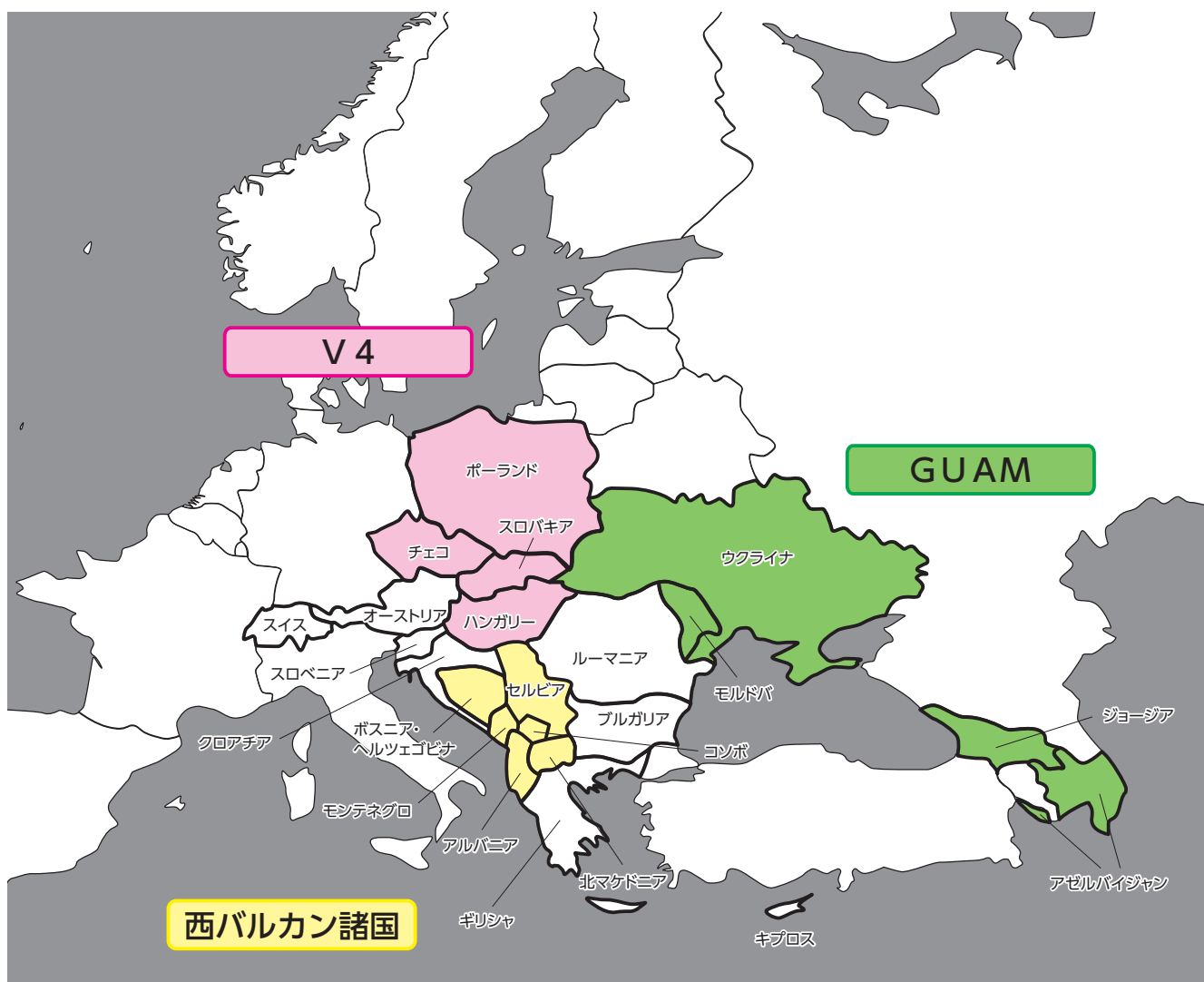
日本とV4各国との二国間関係は長い歴史があり、伝統的に良好である。日本は、基本的価値を共有し、堅実な経済成長を背景に欧州での存在感を増すポーランド、ハンガリー、スロバキア、チェコの4か国による地域協力の枠組みであるヴィシェグラード4（V4）との協力関係を重視している。オンラインでのセミナーなどを通じ、新型コロナ流行下においても緊密に協力している。

**ポーランド**：1月、安倍総理は来日したモラヴィエツキ首相と会談を実施した。新型コロナの影響が広がる中、ポーランド航空によるチャーター機の運航により、邦人約150名の帰国が実現したことを受け、4月に茂木外務大臣はチャプトヴィチ外相（当時）と電話会談を実施した。7月からV4議長国に就任した。2020年は、日本の協力によってシベリアに残されたポーランド人孤児が救出され、日本に上陸してから100周年に当たり、関連行事や広報が実施された。

**ハンガリー**：5月に茂木外務大臣はシーヤールトー外務貿易相と電話会談を実施。2019年12月のオルバーン首相訪日の意義を確認するとともに、同会談で合意された事項をフォローアップし、二国間関係を着実に発展させていくことを確認した。

**スロバキア**：2020年は、日本とスロバキアは交流100周年を迎え、両国で様々な記念行事を開催した（107ページ コラム参照）。

**チェコ**：6月までV4議長国を務める。2020年、日本とチェコは交流100周年を迎え、両国で様々な記念行事を開催した（107ページ コラム参照）。





### 【西バルカン諸国】

西バルカン地域では、民族間の対立が依然として残っているものの、各国はEU加盟に向けた改革に取り組むなど、全体としては、安定と発展に向けて進展した。2018年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、EU加盟を目指す西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア及びモンテネグロ）との協力を進める「西バルカン協カイニシアティブ」を発表し、青年交流、経済交流などの分野で西バルカン地域全体との協力を促進した。2月にアルバニアの首都ティラナにおいて西バルカン基金と協力し、西バルカン各国からの参加者を得た「市民社会サミット」を開催した。

### 【GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）】

旧ソ連4か国により、民主主義の促進や安定的な経済発展を目的として設立された。日本は2007年に「GUAM+日本」協力枠組みを創設し、外相級及び次官級の会合や、訪日招へいたGUAM諸国の実務家・専門家などとのテーマ別ワークショップの実施を通じ、GUAM諸国の安定と経済発展により、基本的価値が国際社会に根付くことを重視している。

**ウクライナ**：1月に第2回日・ウクライナ・サイバー協議を実施した。2019年5月に就任したゼレンスキー大統領は、ノルマンディ・フォーマットの枠組みなどでの交渉を通じた東部情勢及びクリミア問題解決に向けた努力を継続しており、日本はウクライナの主権と領土一体性を尊重するとの一貫した立場に基づき、二国間協力及びウクライナ国内改革への支援などを継続している。

**スロベニア**：2019年の河野前外務大臣による日本の外務大臣として初めてとなるスロベニア訪問、引き続きパホル大統領の訪日で両国関係に弾みが付く中、2月には、日・スロベニアビジネスセミナー（東京）が開催されるなど、近年経済関係も発展している。2022年の外交関係樹立30周年に向け二国間関係の一層の進展を期待される。

**ルーマニア**：10月、日・ルーマニア外相電話会談が行われ、2019年10月のヨハニス大統領来日の際にも合意したとおり、2021年の外交関係樹立100周年に向けて協力を強化していくことを確認した。

**ブルガリア**：2018年1月、日本の総理大臣として初めて安倍総理大臣がブルガリアを訪問して以降、2019年「3つの周年」（交流開始110周年、外交関係樹立80周年、外交関係再開60周年）における外相相互訪問やラデフ大統領の訪日など、近年要人往来が活発化している。「西バルカン協カイニシアティブ」の下での協力を推進している。

**クロアチア**：7月に茂木外務大臣はグルリッチ＝ラドマン外相と電話会談を実施し、2020年前半にEU議長国を務めたクロアチアのリーダーシップに祝意を表すとともに、経済分野を含めて二国間関係を着実に進展させていくことを確認した。

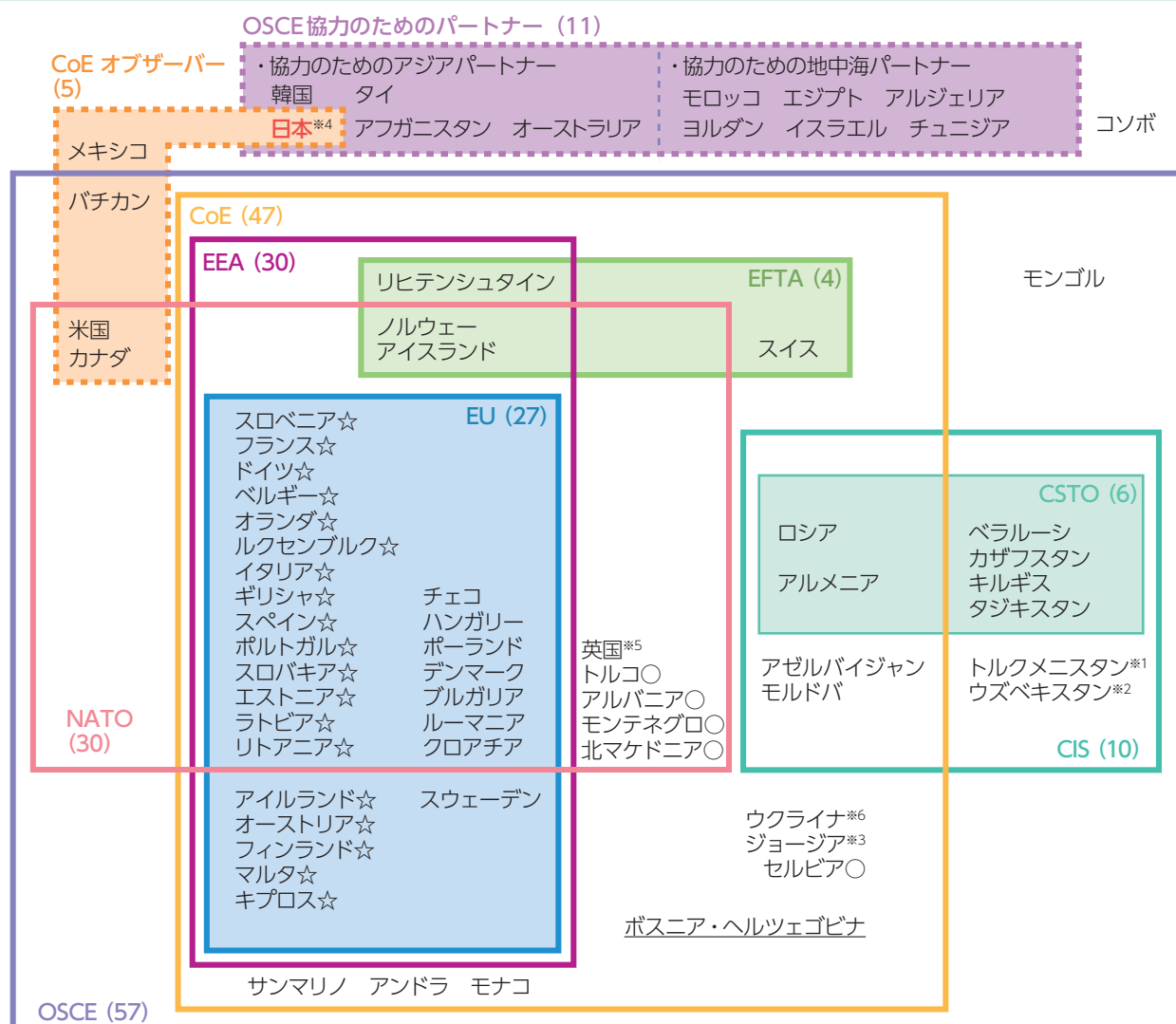
**オーストリア**：9月、安倍総理大臣はクルツ首相と電話会談を実施した。

**スイス**：11月、茂木外務大臣はカシス外相と電話会談を実施し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して日・スイス両国の交流を更に活発化していくことで一致した。

**ギリシャ**：1月、若宮健嗣外務副大臣は、来日したフラゴヤニス外務副大臣と会談を実施し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて協力することで一致した。

**キプロス**：2018年1月の日本国大使館開設に続き、2019年9月には、在京大使館が開設された。2022年の外交関係樹立60周年に向けて一層の関係強化が期待される。

欧州の主要な枠組み



〈凡例〉

- : EU加盟候補国 (5)
- ☆: ユーロ参加国 (19)
- : NATO加盟のための行動計画 (MAP) 参加国 (1)

( ) 内は参加国数

- ※1 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※2 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加資格を停止
- ※3 ジョージアは2008年8月18日にCISからの脱退を表明。09年8月18日に正式に脱退
- ※4 日本はNATOのパートナー国
- ※5 英国は2020年1月31日にEUを離脱
- ※6 ウクライナは2018年4月CIS脱退に関する大統領令に署名

〈略語解説〉

- CoE (Council of Europe): 欧州評議会 (47)
- CIS (Commonwealth of Independent States): 独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization): 集団安全保障条約機構 (6)
- EEA (European Economic Area): 欧州経済領域 (30)
- EFTA (European Free Trade Association): 欧州自由貿易連合 (4)
- EU (European Union): 欧州連合 (27)
- NATO (North Atlantic Treaty Organization): 北大西洋条約機構 (30)
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe): 欧州安全保障協力機構 (57)

## 第6節

ロシア、中央アジアと  
コーカサス

## 1 ロシア

## (1) ロシア情勢

## ア ロシア内政

1月15日、プーチン大統領は、年次教書演説において国家機構の制度改革などを目的とした憲法改正の必要性を訴えた。メドヴェージェフ首相は、そのような憲法改正を実現できるよう内閣を総辞職する意向を表明し、翌16日のプーチン大統領によるミシュスチン新首相の任命を経て、ミシュスチン内閣が発足した。

その後、憲法の改正作業が進められ、憲法改正法案は、3月に連邦議会及び地方議会で承認され、4月には国民による投票の実施が予定されたが、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響により投票延期を余儀なくされた。また、5月9日に予定されていた大祖国戦争（対ドイツ戦）勝利75周年の軍事パレードも延期されたが、外国首脳の参列を主に一部の旧ソ連諸国のみにとどめる形で6月24日に行われた。延期となっていた憲法改正に関する国民による投票は、7月1日に実施され、改正憲法は4日に発効するに至った。

新型コロナをめぐっては、8月、ロシア国内の研究所で開発された新型コロナのワクチンが、第3相治験の終了を待たずに他国に先駆けて承認され、12月、同ワクチンの全国での接種が開始された。

## イ ロシア経済

3月上旬のOPECプラスで協調減産合意に至らなかったことや新型コロナの世界的な感染拡大を受け、ロシア経済の依存度が高い原油価格が一時期大きく下落する中で、感染症対策と経済の両立について厳しい舵取り<sup>かじ</sup>を迫られる局面が見られた。感染拡大の影響は主として4月以降の経済統計に現れ始め、2020年は2015年以来のマイナス成長に転じた（ロシア国家統計庁：－3.1%、速報値）。欧米諸国による対露制裁など経済に対する不安定要素も引き続き存在している。

## ウ ロシア外交

欧米諸国とは、新型コロナ対策などの実務的協力は一部見られたものの、欧米諸国による対ロシア制裁は継続した。また、ロシア反体制派ナヴァリヌィ氏に対する毒物使用事案では、9月にG7が外相声明を発出し、同事案をめぐっても欧米諸国との間で厳しいやり取りがあるなど、関係改善に向けた動きは見られなかった。

中国とは、新型コロナの感染拡大のため、年次の首脳相互訪問は行われなかったものの、首脳、外相らによる電話会談が活発に行われるなど、引き続き緊密な関係を維持した。また、12月には、2019年7月に引き続き、2度目となる日本海から東シナ海にかけての露中爆撃機による共同飛行が行われるなど、軍事協力の緊密化をアピールする動きも見られた。



旧ソ連諸国については、ベラルーシ大統領選挙をめぐる混乱に際して、ルカシェンコ政権を支持し、首脳間で頻繁に意思疎通を行った。また、ナゴルノ・カラバフ問題では、9月末から生じたアゼルバイジャンとアルメニアの軍事衝突に対し積極的な仲介活動を行い、ロシア平和維持部隊の駐留を含めた形での、3か国首脳による停戦合意に至った。

また、上海協力機構（SCO）及びBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカ）の議長国を務め、会合はオンラインで行われた。

## (2) 日露関係

### ア インド太平洋地域における日露関係

インド太平洋地域の戦略環境が大きく変化しつつある中で、ロシアと安定的な関係を構築することは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要であり、日本としてロシアとの関係を重視する姿勢に変わりはない。一方、日露関係にとって最大の懸案である北方領土問題が、戦後75年以上を経過した今も未解決のままとなっている。

日本政府としては、このような現状を踏まえ、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、二国間関係の潜在的可能性を視野に一層協力を深め、平和条約締結問題を含む政治、経済、人的交流など、幅広い分野において日露関係全体を発展させ、北方領土問題の解決を図っていく考えである。

### イ 北方領土と平和条約交渉

日露間の最大の懸案となっているのが北方領土問題である。北方領土は我が国が主権を有する島々であり、政府としては、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシアとの交渉に精力的に取り組んで



日露外相会談（2月15日、ドイツ・ミュンヘン）

いる<sup>1</sup>。

2020年は、2月のミュンヘンにおける日露外相会談以降、新型コロナ感染拡大により対面での協議が困難となる中で、首脳電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。2月の日露外相会談では、2019年12月の日露外相会談において、平和条約交渉について本格的な協議に入ることができたことを受け、交渉を前進させるための方策につき茂木外務大臣の考えをより具体的に伝えた。5月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり進めて行くことで一致した。

菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を発展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣（当時）とプーチン大統領が2018年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。また、10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

<sup>1</sup> 北方領土問題に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html>



2016年末のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意<sup>2</sup>した北方四島における共同経済活動については、2017年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補<sup>3</sup>を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。

政府は、四島交流、自由訪問及び北方墓参などの北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも積極的に取り組んでいる。北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、2019年には、船舶による墓参の際に臨時の追加的出入域地点が設置されたほか、3年連続となる航空機による墓参を実現し、また、近年訪問できなかった場所にも訪れることができた。日露双方は、今後も手続の簡素化を続けることで一致している。新型コロナをめぐむ状況により、2020年の事業の実施は困難となったが、政府としては、可能な限り早期に事業を実施すべく、日露政府間及び我が方と四島側の実施団体間で協議を継続していく考えである。

このほか、政府は、北方四島周辺水域における日本漁船の安全な操業の確保や、ロシア側が禁止する流し網漁に代わる漁法でのさけ・ます類の漁獲の継続のため、ロシア側に対する働きかけや調整を行っている。一方で、北方四島でのロシアの軍備強化に向けた動き<sup>い</sup>に対しては、領土問題に関する日本の立場と相容れないとしてロシア側に対して申し入れている。

政府としては、日露両首脳の強いリーダーシップの下、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、引き続き、ロシアとの交渉に粘り強く取り組んでいく。

## ウ 日露経済関係

2020年の日露間の貿易額は、新型コロナによる需要減の影響などを受け、1月から12月の貿易額は対前年比で24.3%の減少となった。中でも主要な輸入品目である鉱物性燃料（原



貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合（12月21日）

油・天然ガス・石炭など）の取引額は、前年比で37.7%の減少となった（2020年1月－12月統計での貿易額全体は、約1兆7,738億円（出典：財務省貿易統計））。

日本の対露直接投資残高は1,688億円（2018年）から2,395億円（2019年）へと増加した（出典：日本銀行国際収支統計）。

2016年5月に安倍総理大臣が提案した経済分野における8項目から成る「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」については、新型コロナの影響により両国間の経済分野における協力に種々の制約がある中で、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発など、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々な民間プロジェクトが生み出されている。

12月には、オンラインを活用して、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合や、茂木外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間での貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合が行われるなど、対話を継続している。その中で、両大臣は、引き続き8項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。

また、ロシア国内6都市で活動している日本センターは、両国企業間のビジネスマッチング

<sup>2</sup> 2016年12月の日露首脳会談の結果、両首脳は、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明するとともに、北方四島における共同経済活動に関する協議の開始に合意し、また、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致した。

<sup>3</sup> ①海産物の共同増養殖、②温室栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電、⑤ゴミ処理

や経営関連講座を実施しており、これまでに約9万4,000人が講座を受講し、そのうち約6,000人が訪日研修に参加している。

## Ⅱ 様々な分野における日露間の協力

### (ア) 安全保障・防衛交流・海上保安

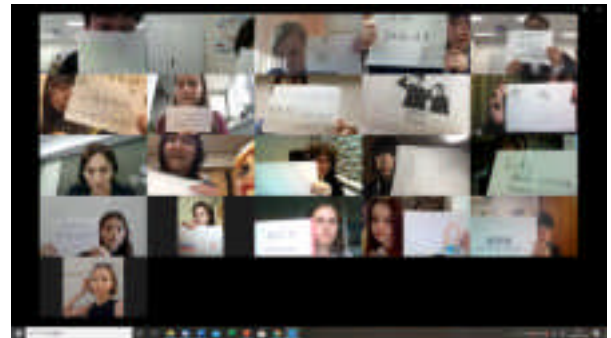
従来、日露首脳間で、麻薬を始めとする「非伝統的脅威」への対処に係る協力を進めていくとの認識を共有してきている。2月、日本、ロシア、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との間で2012年から行われている、アフガニスタン及び中央アジア諸国の麻薬対策官を対象とした研修（「ドモジエドヴォ・プロジェクト」）が実施された。また、同様に日・露・UNODCとの間で進められているカブールにおける麻薬探知犬訓練センター建設計画に関し、9月、同センターの定礎式が実施された。

防衛交流を通じて日露間の信頼醸成を図る観点から、日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）や防衛当局者間の各種対話、日露海上事故防止協定に基づく年次会合、日露捜索・救難共同訓練（SAREX）などを行ってきている。1月、日露安保協議を実施し、日露双方の安全保障政策や国際及び地域の安全保障に関する諸課題につき率直な意見交換を行った。また、1月、アデン湾において、ロシア海軍艦艇と2回目となる海賊対処共同訓練を実施した。そのほか、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での協議などが困難となる中で、実務レベルではオンライン形式などを活用しつつ意思疎通を継続した。

### (イ) 文化・人的交流

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多くの対面での行事を実施することが困難となったが、日露青年交流事業については、オンライン形式などを通じて幅広い分野で交流が実施された。

2020年から2021年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」についても、オンライン形式などを活用しつつ事業を進めており、日本側により認定された日露地域交流年の行事数は140件を超え、約21万6,000人が参加したオンライン形式で



日露青年交流事業の一つ、オンライン日本語履修高校生交流（11月、写真提供：日露青年交流センター）



日露草の根交流事業「日本文化紹介（サハリン書道教室）」（10月、ロシア・ユジノサハリンスク）

の日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ38万6,000人を上回った。

## 2 中央アジア諸国及びコーカサス諸国など

### (1) 総論

中央アジア・コーカサス諸国は、アジア、欧州、ロシア、中東を結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有する。同諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する。日本はハイレベルの対話などを通じてこれら諸国との二国間関係を強化するとともに、「中央アジア+日本」対話の枠組みなどを活用した地域協力促進のための取組を続けている。

2020年は、中央アジア・コーカサス諸国においても、新型コロナウイルスの拡大が見られた。2月末以降、当初は厳格な制限措置の実施により比



較的拡大を抑えられていたが、緩和措置が始まると複数の国で急速な感染拡大傾向が見られた。その後、再度の規制措置などにより感染拡大のペースが鈍化し、8月から9月頃には地域全体として一旦落ち着きを見せた。しかし、一部の国では、再度の規制緩和や周辺諸国での感染拡大を受けて、10月頃から再び感染が拡大した。日本は、各国の感染症対策を後押しするため、保健・医療機材の無償供与、国際機関を通じた技術支援、アビガン錠の無償提供、医療専門家間の意見交換などの協力を積極的に進めている。

## (2) 中央アジア諸国

日本は、中央アジアの「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、地域協力の発展を支える「触媒」として同地域の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進している。また、①二国間関係の着実な強化、②「中央アジア+日本」対話を通じた地域協力の促進と地域共通の課題への関与、③グローバルな舞台での協力を中央アジア外交の柱としている。

1月、「中央アジア+日本」対話・第5回専門家会合（観光分野）を実施し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側関係者との間で意見交換を行った。その後、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、8月に「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、茂木外務大臣が議長を務めた。この会合において、各国外相は、新型コロナ対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、2022年の外交関係樹立30周年を見据えた協力の在り方、日本で開催予定の次回の「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合<sup>4</sup>に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。茂木外務大臣から、新型コロナの状況下でもこれまで積み重ねてきた中央アジアに対する日本外交の基本的姿勢は全く揺るぎないと述べるとともに、自



「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合（8月11日、東京）



茂木外務大臣とウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相との会談（12月15日、東京）

由で開かれた国際秩序の重要性について指摘し、各国外相から賛意が示された。

ウズベキスタンとの関係では、10月に日・ウズベキスタン租税条約が発効した。また、12月には、必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が来日し、麻生太郎副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山弘志経済産業大臣とそれぞれ会談を行った。茂木外務大臣から、両国の戦略的パートナーシップを更に深化・拡大していきたいと述べたのに対し、ウムルザーコフ副首相から、新型コロナ対策を始めとする日本からの支援に感謝の意を表しつつ、2019年12月のミルジヨーエフ大統領来日の際の合意を着実に実施していくとの発言があった。

カザフスタンとの間では、5月及び10月に

<sup>4</sup> 日本は中央アジアの安定と発展には地域共通課題の解決に向けた地域協力が不可欠との観点から、日本が「触媒」として地域協力を促していくために「中央アジア+日本」対話の枠組みを2004年に立ち上げた。これまで7度の外相会合のほか、有識者やビジネス関係者の参加も得て様々な議論を実施している。設立から15年以上が経ち、近年は実践的な協力を重点を置いている。

茂木外務大臣とトレウベルディ外相との間で電話会談を行った。両大臣は、新型コロナ対策に係る協力に触れつつ、両国の戦略的パートナーシップ関係を一層強化していくことで一致した。

キルギスとの関係では、8月に茂木外務大臣による議長の下で行われた「中央アジア＋日本」対話・外相会合（オンライン形式）にアイダルベコフ外相が参加し、新型コロナの感染拡大による経済への悪影響の克服と効果的な対策のための連携及び知見の共有の重要性などについて議論が行われた。キルギスでは、10月の議会選挙後の政変により、内閣が総辞職し、ジェエンベコフ大統領が辞任した。2021年1月に行われた大統領選挙では、政変後に大統領代行兼首相を一時務めたジャパロフ候補が約8割の票を獲得して当選した。

タジキスタンとの関係では、7月に茂木外務大臣とムフリッディン外相との間で外相電話会談を行った。茂木外務大臣から、人材育成や国境管理強化の分野でも引き続き協力していきたいと述べ、ムフリッディン外相から謝意と共に更なる支援への期待が表明された。10月に行われたタジキスタン大統領選挙では、現職のラフモン大統領が圧倒的な得票を得て、連続5度目の当選を果たした。

トルクメニスタンとは、9月に安倍総理大臣とベルディムハメドフ大統領との間で首脳電話会談を行った。ベルディムハメドフ大統領から、安倍総理大臣の下で両国関係がこれまでになく強固になったことに感謝すると述べたのに対し、安倍総理大臣は大統領のこれまでの協力に謝意を述べた。12月にはトルクメニスタンが永世中立25周年を迎え、日本からは宇都隆史外務副大臣がビデオ・メッセージを発出するとともに、中西哲外務大臣政務官が東京での祝賀式典に出席した。

近年、中央アジア諸国の間では、地域協力の推進に向けた動きが活発化している。2020年は、新型コロナの感染拡大の影響で要人の往来が困難な中、5月と12月にユーラシア経済同盟（EAEU）最高評議会会合、11月に上海協力機構（SCO）首脳会合、12月に集団安全保

障条約機構（CSTO）首脳会合、独立国家共同体（CIS）首脳会合などがオンライン形式で行われた。10月のキルギス政変時には、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタンの首脳が、キルギスにおける平和維持と安定回復を呼びかけ、中央アジアの連帯強化への意向を示す共同声明を発出した。

さらに、中央アジア5か国に1か国が加わる形式の外相級会合も主にオンライン形式で活発に行われた。6月に米国、EU、7月に中国、8月に日本、10月にロシア、インド、11月にEU、韓国がそれぞれ中央アジア5か国との外相会合を開催した。

### (3) コーカサス諸国

コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつなぐゲートウェイ（玄関口）としての潜在性と国際社会の平和・安定に直結する地政学的重要性を有している。日本は、2018年に同地域に対する外交の基本方針として、①国造りを担う人造り支援（人材育成）及び②魅力あるコーカサス造りの支援（インフラ支援及びビジネス環境整備）の2本柱から成る「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、これに沿った外交を展開している。

9月27日、アルメニアとアゼルバイジャンとの間でナゴルノ・カラバフをめぐる軍事衝突が発生した。日本は、この軍事衝突と人的被害の発生に懸念を表明するとともに、全ての当事者に対して軍事行動の即時停止と最大限の自制及び対話の実施を求めた。11月9日、ロシア、アゼルバイジャン、アルメニアの3か国首脳が停戦に合意したが、この合意までに数千人の死者が発生した。この合意が維持・遵守されるか、また、ナゴルノ・カラバフ問題の平和的な解決につながるか、国際社会の注目が集まっている。

ジョージアとの関係では、5月に茂木外務大臣とザルカリアニ外相との間で外相電話会談を実施し、日・ジョージア投資協定を早期に締結すること及び新型コロナ収束後、経済分野を始め両国の交流を更に活性化させることで一致し

た。また、10月には、日・ジョージア租税条約の政府間交渉が実質合意に至った。

#### (4) ベラルーシ

8月9日に実施された大統領選挙の前に、有力候補者3名が違法行為や手続の瑕疵<sup>かし</sup>を理由として選挙に立候補できない状況となった。選挙後、当局は、ルカシェンコ現職大統領が約80%を得票した一方、有力対立候補として注目されていたチハノフスカヤ氏の得票率は約10%との選挙結果を発表した。これに対し、選挙に不正があったとして、大規模な抗議活動がベラルーシ各地で発生し、治安部隊と衝突した。抗議活動は毎週末の大規模なデモとして継続的な動きとなり、ベラルーシ当局は多数の参加者を暴力的・恣意的に拘束、一部報道機関や記者の活動に対する制限も行われた。

反対勢力は暴力の停止や再選挙の実施を求める「調整評議会」を設立したが、当局による中

心メンバーの尋問や拘束が相次ぐ中、一部関係者は他国への出国を余儀なくされた。チハノフスカヤ氏は、リトアニアに活動拠点を移した後も、ビデオメッセージや欧米諸国の政府ハイレベルとの対話、欧州議会や国連安保理などの会合へのオンライン出席を通じ、国際社会に政権交代と抗議活動の正統性を訴える活動を続けている。

欧米諸国の多くは大統領選挙結果やルカシェンコ大統領の正統性を否定すると同時に、当局による暴力を批判し、米国、カナダ、EU、英国などは渡航制限及び資産凍結などの対ベラルーシ制裁を導入した。

日本は、4度にわたりベラルーシ情勢に関する外務報道官談話を発出し、ベラルーシ当局に対して、市民の恣意的な拘束や力による弾圧を直ちに停止し、法の支配と民主主義の原則を遵守して国民対話に取り組み、事態に真摯に向き合うよう、強く求めた。



## 第7節

## 中東と北アフリカ

## 1 概観

中東・北アフリカ地域（以下「中東地域」という。）は、欧州、サブサハラ・アフリカ、中央アジア及び南アジアの結節点という地政学上の要衝に位置する。世界の石油埋蔵量の約5割、天然ガス埋蔵量の約4割を占め、世界のエネルギーの供給地としても重要であることに加え、近年では高い人口増加率を背景に、湾岸諸国を中心に経済の多角化を進めており、市場としても高い潜在性を有している。

同時に中東地域は、歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。イランをめぐり地域の緊張が高まっていることに加え、2011年に始まった「アラブの春」以降の政治的混乱も各地で継続している。シリアにおいて戦闘が継続し、多くの難民・国内避難民が生まれ、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしている。イエメンにおいても、イエメン政府及びアラブ連合軍（イエメン政府の要請を受け、サウジアラビアなどが主導）と、ホーシー派との間での衝突により、厳しい治安、人道状況が継続している。また、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」のような暴力的過激主義の拡散のリスクも今なお各地に残存している。一方で、2020年には、これまでの情勢からの変化も見られた。1948年のイスラエル建国以来の歴史的課題である中東和平問題をめぐっては、アラ

ブ首長国連邦、バーレーン、スーダン及びモロッコがイスラエルと国交正常化に合意するという動きがあった。また、アフガニスタンをめぐることは、2月に米国とタリバーンによる合意が成立し、9月からはアフガニスタン政府とタリバーンの間で和平に向けた協議が行われている。

2021年1月に成立した米国のバイデン政権は、トランプ前大統領が離脱したイラン核合意への復帰に向けてイランと協議を行う姿勢を表明し、中東和平に関してはパレスチナとの関係改善に取り組むなど、その諸政策が中東地域に及ぼす影響が注目される。

日本は、原油の約9割を中東地域から輸入しており、日本の平和と繁栄のためにも、中東地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との良好な関係を維持、強化していくことが、極めて



ムハンマド皇太子と会談を行う安倍総理大臣  
(1月12日、サウジアラビア・ウラー 写真提供：内閣広報室)

重要である。こうした観点から、日本は、近年、経済のみならず、政治・安全保障、文化・人的交流を含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強化に努めている。1月には米国とイランの対立を背景に中東において緊張が高まる中、事態の更なる悪化を避けるための外交努力の一環として、安倍総理大臣が、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーンの3か国を訪問した。

また、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）という。）の感染拡大により外交活動に様々な制約を受ける中、日本は、中東地域に対し新型コロナ対策のため約1億2,200万米ドル規模のODAによる支援を実施している。こうした日本の支援や、特に脆弱な地域における人間の安全保障の理念に基づく対応の重要性について、国際会議の場で政務レベルからも発信を行っている。

## 2 中東地域情勢

### (1) 中東和平

#### ア 中東和平をめぐる動き

2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の交渉が頓挫して以降、中東和平プロセスは停滞したままの状況が継続している。イスラエルによるヨルダン川西岸地区への入植活動が継続する一方で、ガザ地区からのロケット弾による攻撃も散発的に発生しており、対話の再開には至っていない。

トランプ米国政権は発足以来、米国大使館のエルサレム移転を始めとする一連の親イスラエル政策を実施するとともに、1月には「和平ビジョン」を公表した。5月、イスラエル新政権発足の土台となったリクード党と「青と白」党との間の連立合意において、7月1日以降のヨルダン川西岸地区へのイスラエルの主権適用に関する手続きが同ビジョンに沿う形で記載されたことにパレスチナは反発し、緊張が高まった。

8月には、イスラエルによる西岸地区への主権適用の一時停止とともに、イスラエルとアラブ首長国連邦が国交正常化に合意するという歴

史的な動きがあった。アラブ首長国連邦がエジプト、ヨルダンに続きイスラエルと国交を有する3番目のアラブ諸国となったのに続き、バーレーン、スーダン、モロッコもイスラエルとの国交正常化に合意した。こうした一連の合意により地域の緊張緩和と安定化が進むことが期待される中、日本は、中東和平問題については、イスラエル・パレスチナの当事者間の対話に基づく「二国家解決」を支持しており、以下に記載の取組などを通じて引き続き尽力していく。

#### イ 日本の取組

日本は、国際社会と連携しながら、イスラエル及びパレスチナが平和に共存する「二国家解決」の実現に向けて、関係者との政治対話、当事者間の信頼醸成、パレスチナ人への経済的支援の3本柱を通じて積極的に貢献している。日本独自の取組として、ジェリコ農産加工団地(JAIP)を旗艦事業とし、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの地域協力により、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。2020年末時点において、JAIPではパレスチナ民間企業16社が操業し、約200人の雇用を創出している。

また、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)を通じて東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員し、パレスチナの国造りを支援している。

#### (2) イスラエル

イスラエルは、高度な先端技術開発やイノベーションに優れており、日本の経済にとって重要な存在であると同時に、中東地域の安定にとっても重要な国となっている。

イスラエルでは、1年間で3度の総選挙(2019年4月、9月、2020年3月)を経て、新型コロナ対策が喫緊に求められる状況の下、2020年5月に連立内閣(緊急事態挙国一致内閣)が発足した。しかし7月以降、政府の新型コロナ対応、経済危機対応、ネタニヤフ首相への汚職疑惑(収賄、詐欺、信用失墜の疑惑により、計

3件の事案について2020年1月に正式起訴)などをめぐる国民の不満が高まったことで、反首相・反政府抗議活動が国内各地で発生した。社会・経済的代償を強いる防疫施策に関する議論が閣内不和を加速化させ、12月には予算が成立せず、国会が解散に追い込まれ、2021年3月に再び選挙が行われることとなった。新型コロナウイルス対応を含め、内政的には引き続き不透明な状況が続くことが予想される。

日本との関係では、新型コロナウイルスの影響を受け、2020年に予定されていたエルアル航空による直行便就航が2021年に延期になったほか、人の往来に大きな制約がかかる中、首脳電話会談(9月及び12月)や外相電話会談(7月)が実施され、新型コロナウイルス流行下においても様々なレベルで活発な交流が続けられた。

### (3) パレスチナ

パレスチナは、1993年のオスロ合意などに基き、1995年からパレスチナ自治政府(PA)が西岸及びガザ地区で自治を開始し、2005年1月の大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任した。しかし、その後、アッバース大統領率いるファタハと、ハマスのとの関係悪化により、ハマスが武力でガザ地区を掌握した。2017年10月には、エジプトの仲介を経て、ファタハとハマスがガザにおけるパレスチナ自治政府への権限移譲に向けて原則合意したが、合意の履行は進んでおらず、依然としてヨルダン川西岸地区をファタハが、ガザ地区をハマスが実効支配する分裂状態が継続している。

2020年5月以降、イスラエルによるヨルダン川西岸地区への主権適用をめぐってパレスチナ自治政府は反発し、パレスチナはイスラエルとの各種協力の停止を表明、これに伴い、パレスチナ自治政府は、イスラエルが代理徴収している税還付金の受け取りも拒否し、財政的に厳しい状況に陥ったが、11月、過去の諸合意を遵守するとのイスラエル政府からの書簡を受領したことを受け、パレスチナ自治政府はイスラエルとの協力再開を表明した。

日本との関係では、1月、ホーリー・パレス

チナ解放機構(PLO)執行委員兼難民問題担当局長が訪日し、鈴木<sup>けいすけ</sup>馨祐外務副大臣とパレスチナ難民支援について意見交換を行った。また、5月にオンラインで開催された「パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級会合」に鈴木外務副大臣が出席し、新型コロナ感染拡大に対して、国際社会が協調してパレスチナを支えていくことの重要性を強調しつつ、引き続き「平和と繁栄の回廊」構想など、独自の取組を推進することで中東和平に適した環境醸成に貢献していくと表明した。

### (4) イラン

日本の約4.4倍の国土を有し、人口約8,300万人を抱えるイランは、豊富な天然資源に恵まれたイスラム教シーア派の地域大国である。1月に、米国によるソレイマニ・イラン革命ガード・コッツ部隊司令官の殺害及びイランによるイラク国内の米軍が駐留する基地への報復攻撃が発生し、緊張が高まった。その後、米国・イラン双方が事態の更なる悪化を避ける意向を明らかにしたことで、極度の緊張状態は緩和されたものの、米国とイランの対立を背景として、引き続き高い緊張状態が継続している。4月には、イラン革命ガードがイラン初の軍事衛星搭載ロケットの打ち上げに成功したと発表したほか、ペルシャ湾の公海上を航行中の米海軍の艦船にイラン革命ガードの艦船が異常接近する事案が発生した。また、7月にはイラン国内のウラン濃縮施設での火災、11月にはイラン国内で原子力科学者が殺害される事件が発生した。

イランの核問題をめぐっては、イランは、米国によるイラン核合意(包括的共同作業計画(JCPOA))からの離脱とその後の米国による対イラン制裁の再開により核合意で得られるはずの経済的利益が得られていないとして、2019年7月以降、核合意上の義務を段階的に停止する対抗措置を取ってきた。2020年1月には、ウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。こうした動きを受け、核合意の当事国である英国、フランス、ドイツの3か国は、同月、イラン核合意の維持に





日・イラン外相会談（2月15日、ドイツ・ミュンヘン）

向け、同合意に基づく紛争解決手続を開始することを表明した。また、イラン核合意の「採択の日」（2015年10月）から5年となる2020年10月にイラン核合意及び国連安保理決議に基づく対イラン武器禁輸措置が解除されることに先立ち、米国は、8月に国連安全保障理事会に対し、イランによる核合意の重大な不履行を通知した。米国は、同通知により、安保理決議第2231号の規定に基づき9月20日以降、イラン核合意は事実上廃棄され、イラン核合意以前の対イラン国連安保理制裁が再適用されたと主張している。しかし、その他のイラン核合意当事国は、核合意から離脱した米国による通知には効力がなく、引き続きイラン核合意は有効であるとの立場をとっている。また、12月にはイラン国会において、イランに20%の濃縮ウラン製造などを義務付ける法案が賛成多数で可決された。これを受け、2021年1月にイランは20%の濃縮ウランの製造を開始した。

2020年11月の米国大統領選挙で勝利したバイデン次期大統領は、イランによる核合意の厳格な遵守を条件として、米国が核合意に復帰する可能性に言及しており、バイデン政権成立後のイランをめぐる情勢が注目される。

日本は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、2019年6月の安倍総理大臣のイラン訪問や、

同年12月のローハニ・イラン大統領の訪日を始め、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた外交努力を行ってきた。2020年1月には、中東において緊張が高まる中、事態の更なる悪化を避けるための外交努力の一環として、安倍総理大臣が、地域に大きな影響力を有するサウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーンの3か国を訪問した。また、2月に茂木外務大臣がザリフ外相との間で日・イラン外相会談を行った。新型コロナの感染拡大の中においても、5月に日・イラン首脳電話会談を、3月及び10月に日・イラン外相電話会談をそれぞれ行い、イランに対し、地域の緊張を高める行動を取らないよう自制を働きかけるとともに、核合意の遵守などを求めた。

### (5) トルコ

トルコは、地政学上重要な地域大国であり、北大西洋条約機構（NATO）加盟国として地域の安全保障において重要な役割を果たすとともに、欧米、ロシア、中東、アジア、アフリカへの多角的な外交を積極的に展開している。また、1890年のエルトゥールル号事件<sup>1</sup>に代表されるように、伝統的な親日国である。

2018年6月の大統領選挙後、議院内閣制から実権型大統領制へと移行し、行政権の全てが大統領に属する体制となった。大統領の支持率は安定しているが、与党から離脱したババジャン元副首相とダヴトオール元首相が新党を結成するなどの動きが見られた。新型コロナの感染拡大が経済面に悪影響を及ぼしたこともあり、財務大臣及び中央銀行総裁が交代した。

外交面においては、東地中海において、エネルギー資源の探査を目的としたトルコの調査船派遣をめぐる、ギリシャ及び欧州連合（EU）との間で緊張が生じた。米国との間では、ロシア製のミサイル防衛システム（S-400）の導入により制裁が課され、両国関係の懸案となって

1 エルトゥールル号事件の詳細については、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22\\_001052.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_001052.html) 参照





安倍総理大臣のバシャクシェヒル「松と桜」都市病院開院式典への出席（5月21日）（提供：双日株式会社）

いる。一方、ロシア・トルコ関係では、ガスパイプラインや原子力発電所の建設など、エネルギー分野において緊密な関係が築かれている。シリア情勢に加え、ナゴルノ・カラバフをめぐる紛争においてもロシアとの間で緊密な意思疎通が行われ、11月、トルコはナゴルノ・カラバフ紛争の停戦合同監視センターへの要員派遣を決定した。

日本との関係では、新型コロナの影響から要人往来や対面での協議が困難な中、オンラインで緊密なコミュニケーションが図られた。4月には、安倍総理大臣はエルドアン大統領と電話会談を行い、新型コロナへの対応における連携を確認した。5月には、安倍総理大臣はエルドアン大統領と共にイスタンブール近郊に建設されたバシャクシェヒル「松と桜」都市病院の開院式典にオンラインで出席した。同病院は日本企業とトルコの大手建設会社が官民連携方式（PPP）で建設した大規模総合病院であり、新型コロナ患者の受入れも行った。さらに、安倍総理大臣の辞任（9月）及び菅総理大臣の就任の際（10月）はそれぞれエルドアン大統領と電話会談を行うなど、緊密なやりとりがなされ

ている。また、トルコでは2月にエラズー県において、10月にはイズミル県でそれぞれ地震が発生し、多くの犠牲者が発生したことを受け、菅総理大臣及び茂木外務大臣からお見舞いを伝えた。

## （6）湾岸諸国及びイエメン

湾岸諸国<sup>2</sup>は、日本にとってエネルギー安全保障などの観点から重要なパートナーである。近年、石油依存からの脱却や産業多角化、人材育成などを重要課題として経済、社会の改革に取り組んでおり、日本としても、こうした改革は中東地域の長期的な安定と繁栄に資するとの観点の下、その実現に向けて協力、支援を行っている。具体的には、サウジアラビアの脱石油依存と産業多角化のための「サウジ・ビジョン2030」を踏まえ、日本とサウジアラビアが二国間協力の羅針盤として策定した「日・サウジ・ビジョン2030」や、日本とアラブ首長国連邦の間の「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ」に基づく協力などを進めている。

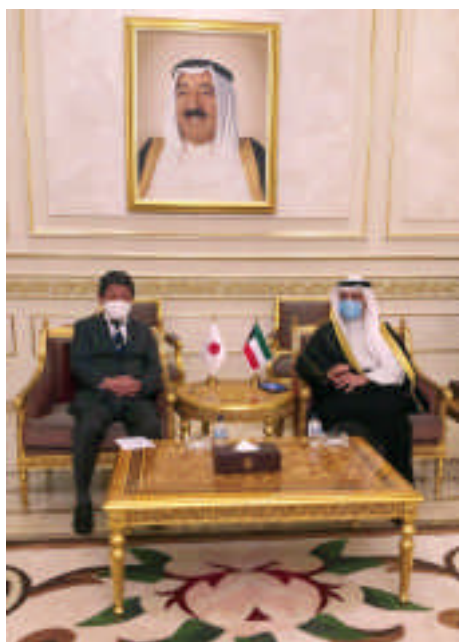
1月には、地域の緊張が高まる中、安倍総理大臣がサウジアラビア、アラブ首長国連邦及びオマーンを訪問し、各国との間で、事態の悪化を防ぐため、全ての関係者が自制的に対応し、あらゆる外交努力を尽くすべきとの認識で一致するとともに、地域の様々な問題について平和的な、そして対話を通じた解決に向けた機運を醸成していくことが重要であるとの認識を共有した。また、安倍総理大臣は、各国との二国間関係強化を図るとともに、オマーンにおいてはカブース国王崩御の弔問を実施した。

10月には、茂木外務大臣がサウジアラビアとクウェートを訪問した。サウジアラビアでは、幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致するとともに、G20リヤド・サミットの成功や、中東地域の平和と安定に向けた協力を確認した。クウェートではサバーハ首長の薨去に伴う弔問を

2 サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート及びバーレーン



日・サウジアラビア外相会談（10月3日、サウジアラビア・リヤド）

日・クウェート外相会談  
（10月3日、クウェート・クウェート）

行うとともに、包括的パートナーシップの発展に向けた協力を進めていくことで一致した。

新型コロナウイルスの影響により、要人往来が減少した中であつたが、菅総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子（11月）、ムハンマド・アブダビ皇太子（12月）がそれぞれ電話会談を行うとともに、外相電話会談をカタール（4月）、クウェート（4月）、サウジアラビア（7月、9月）、アラブ首長国連邦（7月）との間でそれぞれ行い、各国との関係強化や中東情勢の緊張緩和と情勢の安定化に向けた協力を確認した。12月には、「日・サウジ・ビジョン2030」の閣僚会合をオンラインで開催し、協力の進展を確認するとともに、今後の協力の方針について意見交換を行った。

イエメンでは、グリフィス国連事務総長特使を始めとした国際社会による仲介努力にもかかわらず、イエメン政府及びアラブ連合軍と、ホーシー派との間での衝突が継続している。また、中央政府と、同国南部の自治を志向する南部移行評議会（STC）との間でも衝突が継続していたが、12月、両者による新政府樹立などを内容とする「リヤド合意」に基づき、新内閣が発表された。長期化する衝突の影響により、イエメンでは厳しい人道状況が継続しており、日本は2015年以降、国連機関などと連携し、イエメンに対し、合計約3億米ドル以上の支援を実施してきている。6月に、オンライン形式で開催された「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鈴木外務副大臣から、イエメンの人道状況を改善するとともに、政治的解決を実現すべく、引き続き貢献していくことを表明した。

## （7）イラク

イラク情勢は、2020年を通して米国とイランの対立を背景とする地域の緊張状態の影響を大きく受けた。1月3日に米国がイラク国内でソレイマニ・イラン革命ガード・コッズ部隊司令官及びムハンディス・イラク人民動員部隊機構副長官ほかを殺害すると、1月5日にイラク国民議会は外国軍駐留の終了を求める決議を可決、1月8日にはイランがイラク国内の米軍駐留基地に対して弾道ミサイルによる報復攻撃を行った。また、3月には米軍駐留基地へのロケット攻撃で米軍兵士ほか死傷したことを受け、米国がシーア派武装組織の拠点を空爆した。また、米国大使館や米軍の駐留する基地などを狙った攻撃が頻発した。

また、これと併行して、イラク軍や治安機関による「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」掃討作戦を支援してきた米国主導の有志連合軍は、イラク国内での作戦の進捗状況及び新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、3月末以降、イラク軍に任務を委譲して複数の基地から撤退を進めており、米国は、2021年1月15日までに駐留部隊を2,500人規模に削減した。しかし、



バグダッドを含むイラク中部・北部などでISILによる散発的なテロが依然として継続しており、駐留米軍に関するバイデン新政権の対応が注目される。また、イラク北部では、6月以降、トルコ軍がクルディスタン労働者党（PKK）に対し、地上戦を含む軍事作戦を実施している。

内政面では、民衆デモが続く中、2019年12月にアブドルマハディー首相が任期途中で辞職し、2020年5月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した。カーズィミー首相は、就任以来、油価下落や新型コロナの感染拡大による財政難への対応、国民生活の改善、治安回復などの多くの課題に取り組んでいる。

日本は2003年以降一貫して対イラク支援を継続しており、2020年には、ISILからの解放地復興や難民帰還支援などのための約4,000万米ドルの支援などを国際機関経由で実施した。

## (8) アフガニスタン

2020年は、アフガニスタンの和平プロセスにおいて重要な動きが見られた。約1年半にわたり直接協議をしてきた米国とタリバーンは、アフガニスタン全土で戦闘行為を大幅に抑制する1週間の「暴力削減」期間を経て、2月29日、アフガニスタン駐留米軍の条件付き撤収及びアフガニスタン人同士の交渉（和平交渉）開始などを含む合意に署名した。また、同日、アフガニスタン及び米国は、カブールで、米国・タリバーン合意の内容を追認する共同宣言を発表した。

アフガニスタン政府及びタリバーンの双方は、米国・タリバーン合意に基づき、和平交渉の前提となる信頼醸成措置として囚人の相互解放を実施した後、9月12日に和平交渉をドーハ（カタール）で開始した。和平交渉の開会式には日本から鈴木外務副大臣がオンライン形式で出席し、和平交渉の開始を歓迎し、アフガニスタン人主導の和平プロセスを支持すると述べるとともに、和平交渉が着実に進展することへの強い期待を表明した。

アフガニスタン治安部隊とタリバーンの間で



アフガニスタンに関するジュネーブ会合における茂木外務大臣ビデオ・メッセージ（11月24日）（写真提供：UN Photo / Violaine Martin）

は、2018年6月の初停戦に続き、2020年5月及び7月のイスラム教の祝祭に合わせて一時的な停戦が成立したが、和平交渉開始後も激しい衝突が継続している。また、ISIL系組織によるテロも頻発するなど、治安状況は引き続き不安定である。米国はアフガニスタン駐留部隊の段階的撤収を進め、2021年1月15日までに2,500人規模に削減しており、バイデン新政権の下で、NATO主導の「確固たる支援任務（RSM）」の今後の方針が注目される。

内政面では、2019年9月の大統領選挙の最終結果が2020年2月に発表され、ガーニ大統領の再選が確定した。しかし、対立候補であったアブドゥラー前行政長官は選挙の不正を主張し、ガーニ大統領の2期目就任宣誓式と同日に独自の「大統領」就任を宣言するなど、内政上の混乱が見られた。これに対し、国内や米国からの働きかけもあり、両者は5月に包摂的な政府樹立のための政治合意に署名し、アブドゥラー氏は新設の国民和解高等評議会の議長に就任した。

日本は、2001年以降、68億米ドル以上の対アフガニスタン支援を実施してきており、主要ドナーとしてアフガニスタンの復興に貢献している。11月に行われた日・アフガニスタン外相電話会談では、アトマル外相から日本の支援に対する深い謝意が表明された。11月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」では、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを通じて、アフガニスタン自身の改革努力を前提に、2021年から2024

年まで、過去4年間と同水準となる年間1億8,000万米ドル規模の支援維持に努めることなどを表明した。アフガニスタン支援に尽力した中村哲氏が銃撃テロ事件で逝去<sup>せいしきよ</sup>してから1年を迎えた12月には、ガーニ大統領が同氏の功績を称えるメッセージ映像を発表した。

### (9) レバノン

2019年10月以降、増税措置などへの反対を契機とする大規模反政府デモが発生し、ハリリー首相が辞職した。2020年1月、ディアブ内閣が成立するも、2月以降、レバノンでも新型コロナウイルスの感染が拡大し、それに伴う経済活動停滞により更に経済が悪化した。3月、政府は外貨建て国債の返済延期を表明した。

こうした中、8月、ベイルート港で大規模爆発が発生し、190人が死亡、6,500人以上が負傷し、約30万人が家を失い、被害総額は約150億米ドルと推定されている。また、この爆発の原因として政府の長年の怠慢や汚職体質を非難する大規模反政府デモも発生し、同月にはディアブ首相が辞職した。その後、新政権樹立に向けた組閣作業は難航し、内政安定化や行財政改革などの実施に向けた見通しは立っていない。こうした中、国際社会は、必要な人道支援を行う一方、レバノン政府に行財政改革や汚職対策などの迅速な実施を要求している。

日本は、人道状況が悪化するレバノンを支援すべく、難民支援及びホスト・コミュニティ支援として、2012年以降、計2億2,000万米ドル以上の支援を行っている。

また、8月のベイルート港での大規模爆発を受けて、緊急援助物資の供与を行ったほか、9月には国際機関を通じて500万米ドルの緊急無償資金協力を行った。さらに、日本のNGOは、日本からの財政支援の下で約120万米ドルの草の根人道支援プログラムを実施している。こうした支援について、8月にオンラインで開催された「ベイルート及びレバノン国民に対する支援のための国際会議」で中山展宏外務大臣政務官が、12月に同じくオンラインで開催された「レバノン国民に対する支援のための

国際会議」では鷲尾英一郎外務副大臣が、それぞれ発信した。

### (10) シリア

#### ア 情勢の推移

2011年に始まったシリア危機は、10年目を迎えたものの情勢の安定化及び危機の政治的解決に向けた見通しが立っておらず、今世紀最悪の人道危機と言われる状況が継続している。

イドリブ地域では、2019年4月以降、ロシアの支援を受けたシリア政府軍と反体制派との間で戦闘が激化して、96万人以上の国内避難民が発生するなど人道状況が悪化した。2020年2月、シリア政府軍は2012年以来初めてダマスカス・アレッポ間的高速道路（M5）を制圧した。その後もイドリブ地域での戦闘が継続する中で、3月にはトルコが「春の盾」作戦を開始した一方、同月には露・トルコ首脳会談が開催され、両国はイドリブ地域における停戦や「安全回廊」の設置、共同パトロールの実施などを柱とする追加議定書に合意した。同合意以降、イドリブ地域における停戦はおおむね維持されているものの、散発的な衝突や空爆なども引き続き起きており、イドリブ情勢は引き続き予断できない状況が続いている。

紛争の長期化に伴う社会・産業インフラの荒廃などにより、シリア経済が悪化してきていた中、特に、2020年に入ると、隣国のレバノンでの経済危機や、新型コロナウイルスのシリア国内での感染拡大などで、経済悪化が更に加速するとともに、シリア通貨の価値の大幅な下落が見られるようになった。こうした中、シリア国民は、急激な物価上昇と所得減少や失業などに伴う購買力低下、食料品や日用品の不足などに直面しており、シリア政府が物価安定に向けた有効な手立てを立てられない中、シリア国内での人道状況の更なる悪化が懸念されている。

#### イ 政治プロセス

政治プロセスについては、2018年以降、シリア人対話が中断していた状態が続いていたが、2019年10月から国連の仲介により「憲

法委員会」が活動を開始した。同委員会はシリア憲法の改革についてシリア人同士が議論することを目的としているが、これまで複数回の会合が開かれているものの具体的な議論の進展は見られない。この点、2020年7月にはシリア人民議会選挙が実施され、また、現行憲法に基づけば2021年にはシリア大統領選挙の実施が見込まれる中、国際社会は、シリア危機の政治的解決を求める国連安保理決議第2254号に沿った政治プロセスの進展を図るべく、シリア政府に対してその建設的な関与を引き続き求めている。

### ウ 日本の取組

日本は、一貫して、シリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であると同時に、人道状況の改善に向けて継続的な支援を行うことが重要との立場をとっている。そのため日本は、シリア情勢が悪化した2012年以降、計29億米ドル以上のシリア及び周辺国に対する人道支援を実施してきた。

日本は、2019年来人道状況が悪化していた北西部に対する支援として、2020年3月に470万米ドルの緊急人道支援を実施した。また、12月には、北東部カミシリ県の中核病院であるカミシリ国立病院の修復や医療機材の供与を通じて安定的な保健医療サービス供給をはかることを目的として、600万米ドルの新規支援を行うことに加えて、食料や越冬準備のための緊急人道支援として、720万米ドルの新規支援を決定した。

### (11) ヨルダン

ヨルダンは、混乱が続く中東地域において、新型コロナの感染が拡大する中でも比較的安定を維持している。アブドゥラー2世国王のリーダーシップの下で行われている過激主義対策、多数のシリア難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、ヨルダンが地域の平和と安定のために果たしている役割は、国際的にも高く評価されている。

日本との関係では、4月には外相電話会談、

首脳電話会談が行われ、新型コロナが拡大する中、緊密な連携を確認し、中東地域が不安定化しないことが重要であるとの認識を共有した。また、9月には安倍総理大臣の辞任に際して再度首脳電話会談が行われるなど、首脳・閣僚級の対話が活発に行われている。両国は、戦略的パートナーシップの下、外交、安全保障や経済など、幅広い分野における二国間関係の更なる発展と中東地域の安定に向けた協力の進展を図ってきており、新型コロナ対策においても、6月にはヨルダンから日本に対し医療用マスクなどの医療用品が提供されたのに対して、日本からヨルダンに対しても保健・医療分野での無償資金協力を行った。

日本は地域安定の要であるヨルダンとの関係を重視しており、10月には第2回外務・防衛当局間協議を開催するなど、安全保障面での協力を継続しつつ、8月には日・ヨルダン投資協定が発効し、経済面での協力も進展している。また、2018年11月のアブドゥラー2世国王訪日時に署名した開発政策借款3億米ドルのうち1億米ドルを2020年3月に、さらに1億米ドルを12月に拠出し、ヨルダンを経済・財政的にも継続的に支援している。

## 3 北アフリカ地域情勢 (エジプト、リビア、チュニジア、モロッコ、アルジェリア)

### (1) エジプト

エジプトは、中東・北アフリカ地域の安定に重要な役割を有する地域大国であり、エルシーシ政権は引き続き安定している。経済面では、新型コロナの影響（観光収入減少、海外労働者の送金減少など）があったが、近年のマクロ経済改革を経て、元々好調であったことも一因となり、近隣諸国との比較では経済的打撃が抑制され、GDPはプラス成長を維持している。

日本との関係は引き続き良好で、2016年のエルシーシ大統領訪日以降、日本式教育の導入、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）支援強化や、大エジプト博物館（GEM）建設



計画などの協力案件が進んでいる。また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている社会経済活動の活性化に貢献するため、12月の日・エジプト外相電話会談において、茂木外務大臣から、電力セクター支援のための開発政策借款の準備を進めていることが述べられ、2021年2月には同案件の署名が行われた。

2019年4月から派遣されているシナイ半島駐留多国籍部隊・監視団（MFO）の自衛官2人についても、7月には第2次要員が派遣され、引き続き地域の平和と安定に向けた貢献を行っている。

## (2) リビア

リビアでは、2011年のカダフィ政権崩壊後、議会と政府が東西に並立し、不安定な状況が続いている。2019年4月には、東部勢力の実力者であるハフタル「リビア国軍」（LNA）総司令官がトリポリへの進軍を指示し、国民統一政府（GNA）傘下の部隊との間で空爆を含む武力衝突へと発展したが、2020年5月以降、トルコの支援を受けたGNA側が反撃に転じ、LNA側はトリポリ近郊から撤退し、現在は中部沿岸都市のシルテと内陸都市のジュフラを結ぶラインで双方の勢力が対峙している。一方、10月にはGNA側とLNA側の間で恒久的停戦合意が署名されるといった前向きな動きも見られ、以降、大きな武力衝突は発生していない状況が続いている。

政治面では、11月に国連主導でリビア人の代表75人が参加した国民対話フォーラムがチュニスで開催され、2021年12月24日の独立記念日に一連の選挙を行うことについて基本的合意が成立した。その後、2021年2月には、一連の選挙実施を担う統一暫定行政機関が国民対話フォーラムにおいて選出され、3月中旬までに代表議会で承認される予定となっている。日本としても、こうした国連主導の政治対話を後押ししてきている。

## (3) マグレブ諸国

マグレブ地域は、欧州・中東・アフリカの結



茂木外務大臣によるサイド・チュニジア大統領表敬  
(12月9日、チュニス)



茂木外務大臣によるムシーシー・チュニジア首相表敬  
(12月9日、チュニス)

節点に位置する地理的優位性や豊富かつ廉価な若年労働力などによる高い潜在性から、アフリカにおいて経済面で高い重要性を有している。また、域内の各国はそれぞれの手法で「アラブの春」を乗り越え政治的な安定を維持してきた。一方で、新型コロナウイルスの影響もある中、アルジェリアでは国家財政を支えるエネルギー収入の減少が深刻化しているほか、モロッコ及びチュニジアでも地域格差や高失業率などの克服が課題となっている。加えて、リビアやサヘル地域からの武器や不法移民の侵入による治安面への影響が懸念されている。

チュニジアでは、2019年10月の国民代表議会選挙の結果を受け、2020年2月にファフファーフ新内閣が成立したが政党間不和を解消できず7月に退陣した。その後、9月にムシーシー新内閣が成立し、今後、経済・社会政策が安定的に実施されていくか注目されている。日本との関係では、12月に茂木外務大臣がチュニジアを訪問し、サイド大統領、ムシーシー



アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションでモロッコを訪問した  
中谷外務大臣政務官（2月、モロッコ）

首相及びナフティ国務長官との会談において、2022年にチュニジアで開催予定の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

アルジェリアでは、2019年2月以降、ブーテフリカ大統領の長期政権への反発から抗議デモが発生・長期化し、同政権は4月に退陣し

た。同年12月に大統領選挙が行われ、テブン元首相が当選した。同大統領は「新しいアルジェリア」の実現を掲げて改憲を進め、革命記念日の2020年11月1日に改憲の是非を問う国民投票を実施した。新型コロナの影響に加え、国民の関心の低さなどの理由で、投票率は23.7%と極めて低調であったものの、改憲案は採択された。

モロッコとの間では、両国の皇室・王室の関係を基礎に、長年にわたり友好関係を発展させてきている。こうした中、2020年1月には鈴木外務副大臣がモロッコを訪問、日・モロッコ合同委員会を開催し、経済分野を含め各種協力の具体化について議論したほか、日・モロッコ租税条約及び投資協定が署名した。また、2月には、中谷真一外務大臣政務官を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがモロッコに派遣されるなど、良好な二国間関係が着実に発展した。こうした各種往来や協力を通じ、今後、日本企業の更なるモロッコ進出を通じた両国の経済関係の強化が期待されている。

## 第8節

# アフリカ

### 1 概観

アフリカは、54か国に13億人を超える人口を擁し、高い潜在性と豊富な天然資源により国際社会の関心を集めている。

同時に、アフリカは平和と安定を脅かす紛争・政治的混乱、テロ・暴力的過激主義や、深刻な貧困・開発問題などの課題を依然として抱えている。アフリカにおけるこれらの課題の克服は、国際社会全体の平和と繁栄にとっても重要である。

2020年はアフリカにおいても、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染が拡大した。アフリカにおける新型コロナ感染者数は、2月にエジプトにおいて初の症例が確認されてから、緩やかなペースで増加した。その後、8月をピークとし、サブサハラ・アフリカを中心に新規感染者数の減少が見られたが、秋以降、一部の国で再び増加傾向に転じ、同年末以降、アフリカは第2波を迎えた。医療環境の整っていない国も多い中、アフリカにおける新型コロナは今後も深刻な課題であり続ける可能性が高い。

日本は、アフリカの「オーナーシップ（自助努力）」と国際社会との「パートナーシップ」を基本理念として、4半世紀を超える歴史を誇るアフリカ開発会議（TICAD）<sup>1</sup>を通じ、長年

にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。その際、日本は人間の安全保障の理念を踏まえた一人ひとりの保護と能力強化を重視した取組を行ってきた。

このような考え方の下、日本は、TICADを通じ、アフリカの保健・医療体制を中長期的に支える取組を実施してきた。これらの取組は、今般の新型コロナの感染拡大下において真価を発揮した。例えば、日本が設立を支援し、検査技師の育成に協力してきたガーナの野口記念医学研究所は、ガーナのPCR検査の最大約8割を担う新型コロナ対策の拠点となっている。

新型コロナの感染拡大がアフリカの経済・社会に甚大な影響を及ぼす中で、日本は、人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」という目標の下、アフリカでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた支援を含め、様々な取組を重層的に進めた。主な具体的な取組としては、第一に、新型コロナへの対応能力の強化として、医療関連機材の整備支援や、医療従事者などの研修などを実施した。具体的には、新型コロナの感染拡大に対し、日本は、アフリカ54か国中48か国（2020年12月現在）において、二国間及び国際機関を通じ、各国の状況に応じた能力強化や保健・医療関連機材の供与などの支援を実施した。第二に、<sup>きょうじん</sup>強靱で包括的な保健・医

<sup>1</sup> TICAD : Tokyo International Conference on African Development



療システムの構築として、例えばケニアでは中央医学研究所への支援を行い、ガーナでは母子手帳の普及のための人材育成を行っている。第三に、社会・経済面の諸課題への対応として、サバクトビバッタ、洪水などの被害やテロ・紛争の脅威によって難民・国内避難民となった人々に対する人道支援を行った。さらに、平和と安定の分野においては、2019年8月のTICAD7において日本が提唱した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)」の下、PKO訓練センターを通じた支援を含め、制度構築支援などを実施した。

第8回アフリカ開発会議(TICAD8)は2022年にチュニジアで開催予定である。アフリカにおいてTICADを開催するのは、2016年にTICADVIをケニアで開催して以来、2回目となる。日本は、次回のTICAD8を見据え、新型コロナウイルスの感染拡大が浮き彫りにした様々なアフリカの開発課題に積極的に取り組んでいく。

新型コロナウイルスの影響によって要人の往来が難し

くなる中、茂木外務大臣は、2020年12月、TICAD8開催国であるチュニジア並びにインド洋に面する南東部アフリカ3か国のモザンビーク、南アフリカ及びモーリシャスへ外務大臣就任後初のアフリカ訪問を実現した。また、2021年1月にはセネガル及びケニアを訪れ、日本の外務大臣としては初めて、2か月間でアフリカ計6か国を訪問した。

これらの訪問において、茂木外務大臣は、各国首脳や外相らと会談を行い、TICAD8に向けたアフリカの開発の推進、ポスト・コロナを見据えたビジネス関係の強化を確認するとともに、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下での協力を進めていくことを確認した。茂木外務大臣の2回にわたるアフリカ訪問は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて、「包容力と力強さを兼ね備えた外交」をアフリカで実践し、日本がポスト・コロナの国際秩序形成においてリーダーシップを発揮していくための基盤を構築する訪問となった。



日・モーリシャス外相会談  
(12月13日、モーリシャス・ヴァコア・フェニックス)



サル・セネガル大統領表敬(2021年1月11日、セネガル・ダカール)

## 2 東部アフリカ地域

### (1) ウガンダ

ウガンダは、1986年以来、ムセベニ大統領による長期政権の下、安定した内政を背景とした経済成長を維持し、東部アフリカの主要国として地域の安定に貢献している。同国北部に滞在する南スーダン難民を含め、難民の受入れも積極的に行っている。

サバクトビバッタ被害を受け、6月、日本は、国際連合世界食糧計画(WFP)を通じた約6,600万円の緊急無償資金協力を実施した。

### (2) エチオピア

アフリカ第2位の人口(1.1億人)のエチオピアは、アフリカ連合(AU)本部などが所在するなどアフリカの政治において重要な位置を占め、また、経済面でも2019年まで堅調な成長率を記録した。3月、サバクトビバッタ被害を受けWFPを通じた約33億円の食料援助を

実施した。

4月、新型コロナが拡大する中、日本の要請を受けたエチオピア政府の支援により、エチオピア航空を利用した在留邦人のアフリカ各国からの出国が実現した（2ページ 巻頭特集参照）。同月に行われたアビィ首相との電話首脳会談で、安倍総理大臣から在留邦人の出国に関する支援に謝意を表明した。

### (3) ケニア

ケニアは、東アフリカ最大の港湾であるモンバサ港を擁し、東・中部アフリカの玄関口として地域経済の中心を担っている。また、ソマリア、南スーダンなどの平和構築にも尽力するなど、東アフリカの安定勢力として地域の平和と安定のために貢献している。ケニヤッタ大統領の指導の下、近年ケニア経済は堅調な成長を実現してきたが、新型コロナの感染拡大とロックダウン（都市封鎖）措置によって大きな経済的打撃を被っている。サバクトビバッタ被害を受け、3月、日本はWFPを通じた約3億9,600万円の緊急無償資金協力食料支援を実施した。

10月にフランスで行われた日・ケニア外相会談では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けた協力やTICAD8に向けた連携などについて意見交換が行われた。また、2021年1月、茂木外務大臣はケニアを訪問し、ケニヤッタ大統領を表敬するとともに、オマモ外務長官やアミーナ・スポーツ・文化・遺産長官との会談を行った。



日・ケニア外相会談（2021年1月13日、ケニア・ナイロビ）

### (4) コモロ連合

コモロ連合はインド洋に位置する島国であり、長く続いた政情不安や、気候条件に左右される農業主体の経済などが、経済成長・社会発展の障害となっている。1月には、タキディヌ外務・国際協力相付国際協力担当閣外相が来日し、中谷展宏外務大臣政務官と会談を行った。

### (5) ジブチ

ジブチは、インド洋を挟んでヨーロッパとアジア諸国を結ぶ世界貿易の大動脈に面し、地域の物流ハブ（拠点）を目指している。また、国際安全保障上の拠点であり、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上でも重要な国である。2011年から同国は海賊対処行動のための自衛隊の拠点を受け入れており、二国間関係は非常に良好である。

8月には、供与限度額を20億9,200万円とする、基礎教育アクセスの拡大及び就学環境の改善のための無償資金協力に関する書簡の交換を行った。

### (6) スーダン

スーダンは、サブサハラ・アフリカ第2位の国土面積を持つ大国であり、原油、鉱物資源、ナイル川からの水資源や肥沃な耕地に恵まれている。同国は潜在的な経済発展の可能性を秘めているが、独立以来、合計約40年に及ぶ長い内戦によって発展が妨げられてきた。しかし、2019年4月に30年間続いたバシル政権が崩壊し、同年8月には国軍と国民のパワー・シェアリングに基づく新暫定政府が発足した。新暫定政府は、内戦の完全終結を優先課題に掲げ、2020年10月にはスーダン革命戦線との和平協定が署名された。また、イスラエルとの国交正常化合意のほか、米国によるテロ支援国家リストからの解除に伴う国際金融機関からの支援再開など、国際社会との関係は大幅に改善されつつある。国際社会はスーダンの変化を歓迎しており、6月にはベルリンでスーダン・パートナーシップ会合が開催され、日本からは鈴木馨祐外務副大臣がオンラインで出席した。

同会合では、各国から総額18億米ドルの対スーダン支援が表明された。

### (7) セーシェル

セーシェルは、1人当たり国民総所得（GNI）が1万6,900米ドル（2019年）と、サブサハラ・アフリカ第1位の水準であるものの、小島嶼国として気候変動・防災などの分野での脆弱性を抱えている。

10月末、大統領選挙と国民議会選挙が平和裡に実施され、野党のラムカラワン候補が54.9%の票を獲得して勝利するとともに、同候補が党首を務める野党セーシェル民主連合が35議席中25議席を占め、1977年のクーデター以降、セーシェル内政史上初となる民主的選挙による政権交代が実現した。

### (8) ソマリア

ソマリアは、2012年に21年ぶりに正式な連邦政府を樹立したが、干ばつや洪水などの人道危機の発生や、テロ組織アル・シャバーブによる活動が継続しており、国造りの途上にある。

サバクトビバッタ被害を受け、3月、日本はWFPを通じた約3億4,100万円の食料援助を行った。

### (9) マダガスカル

マダガスカルは2020年に独立60周年を迎えた東部・南部アフリカへの玄関口に位置する島国であり、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要な国の一つとして、日本は同国最大のトアマシナ港の拡張事業を円借款で支援している。

7月、日本は子供の栄養改善を図ることを通じ保健サービスの改善に寄与する国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じた無償資金協力に関する書簡の交換を行った。経済面では、日本企業によるアフリカ最大規模の鉱山投資であるニッケル・コバルト地金の一貫生産事

業がマダガスカル経済に貢献している。

### (10) 南スーダン

南スーダンでは、2013年12月の首都ジュバにおける衝突事件以降、混乱が続いており、政府間開発機構（IGAD）<sup>2</sup>による調停活動が継続している。2016年7月の2度目の衝突事件の後、2018年6月には恒久的停戦に関するハルツーム宣言が発出され、9月にはキール大統領、マシャール前第一副大統領らによって再活性化された衝突解決合意が署名された。新国民統一暫定政府の設立は、2019年5月、11月と2度にわたって延期されたが、2020年2月によりやく実現した。今後の内政の重要課題として、治安部門の改革（国軍と反政府武装勢力の統合）、新暫定国民議会の設置、新憲法の制定、暫定期間終了後の大統領選挙の実施を掲げている。

### (11) モーリシャス

モーリシャスはインド洋上の海洋交通の要衝に位置する島国であり、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要な国の一つである。

8月から9月の間、日本は、同国沿岸における油流出事故への対応として、国際緊急援助隊を派遣した。12月には、茂木外務大臣が日本の外務大臣として初めてモーリシャスを訪問し、ジャグナット首相やボダ外務・地域統合・国際貿易相と会談を行ったほか、油流出事故の被害及び復旧状況を視察した（139ページ 特集参照）。

## 3 南部アフリカ地域

### (1) アンゴラ

ロウレンソ大統領は3月、新型コロナの感染拡大の早期段階に緊急事態宣言を発令し、国際線の運航停止を含む厳格な規制を導入した。こうした状況の中、日本は、2017年から実施中

<sup>2</sup> IGAD：Inter-Governmental Authority on Development、東アフリカ地域における地域経済共同体



## 特集

## モーリシャス沿岸における油流出事故への対応

## 第2章

## 地域別に見た外交

現地時間7月25日、モーリシャスの南東沿岸で、ばら積み貨物船「WAKASHIO」(わかしお)が座礁しました。現地時間8月6日以降同船から約1,000トンの燃料が流出するなど、モーリシャスの環境に甚大な被害を及ぼし、観光業にも大きな影響を与えかねない事故となりました。

これに対し、日本は、モーリシャス政府からの要請や同国との友好関係などを総合的に判断し、3回にわたって国際緊急援助隊として専門家チーム(計19人)を派遣しました。一次隊(6人)は8月12日から21日までの間、

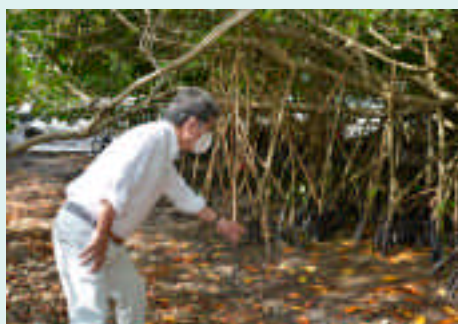
海洋汚染状況調査やモーリシャス沿岸警備隊に対する油防除に関する研修などを行いました。二次隊(7人)は8月21日から9月11日までの間、三次隊(6人)は9月4日から18日までの間、サンゴ礁生態系、マングローブや鳥類などに関する環境への影響調査などを実施しました。また、一次隊及び二次隊は油関連資機材の携行・提供も行いました。

9月7日には、茂木外務大臣とジャグナット・モーリシャス首相との電話会談が行われました。茂木外務大臣は、日本政府としてもこの事故を重く受け止めており、モーリシャスの復旧と復興に向け、今後、迅速かつ中長期的な視点でこれまでにない規模で協力を進めたいと述べ、①海難事故防止、②汚染された環境の回復、③地域住民、特に零細漁業者の生計回復、④経済の回復・発展に必要なその他の協力を進めていく考えを伝えました。これに対し、ジャグナット首相からは、国際緊急援助隊の迅速な派遣や日本の支援の申出に謝意が表されるとともに、引き続き日本の協力を得たいとの発言がありました。この協力の具体化のため、10月24日から11月22日からの2度にわたりJICA調査団が派遣されました。

12月には茂木外務大臣のモーリシャス訪問が実現しました。ジャグナット首相への表敬の際、茂



茂木外務大臣によるジャグナット首相表敬  
(12月13日、モーリシャス・ヴァコア・フェニックス)



茂木外務大臣によるモーリシャスにおける油流出被害状況の視察(12月13日、モーリシャス・クレオール川河口)



ジャグナット首相による国際緊急援助隊視察(8月13日、モーリシャス・ブルーベイ 写真提供: JICA)

木外務大臣から、油流出事故に関し、9月の電話会談で約束した対モーリシャス協力の進捗状況として、JICA調査団の活動にも言及しつつ、①調査結果を踏まえ、環境・漁業分野の技術協力プロジェクトを早期に開始する、②海難防止については、技術協力プロジェクトを早期に実施予定である上、海上航行監視を支援する無償資金協力もできるだけ早く実施できるよう準備を進めている、③経済の回復・後押しのために、モーリシャス政府の要請を受け、速やかな財政支援の実施をするとともに、日本から投資促進・官民合同ミッションの派遣を考えていることを伝達し、日・モーリシャス関係がかつてないほど強固なものにしたいと述べました。同訪問では、ボダ外務・地域統合・国際貿易相との会談や、モドゥー・ブルーエコノミー相の説明を受けながらの油流出事故の被害及び復旧状況の視察も行われました。

日本としては、一刻も早くモーリシャスの自然環境が回復し、新型コロナウイルス感染症を克服して経済や生活を取り戻せるよう、関係各国・機関や民間などと緊密に連携していく考えです。

の技術協力「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」の一環として保健所にマスクや消毒液などの衛生用品を配布するなどの支援を行った。

## (2) エスワティニ

エスワティニは、国王であるムスワティ3世が行政及び立法において圧倒的な権力を有し、絶対君主制を維持している。2018年4月に、国名を「スワジランド王国」から「エスワティニ王国」に変更することを宣言し、同日発効した。2018年にブルキナファソが台湾と外交関係を断絶して以来、アフリカで唯一台湾との外交関係を有する国となっている。

## (3) ザンビア

豊富な鉱物資源を有するザンビアは、近年、鉱物依存のモノカルチャー（単一産品）経済から脱却するため、経済の多角化に取り組んでいる。

7月、日本は26億5,400万円を上限として、コッパーベルト州において保健センターを群病院へ改善・格上げするための無償資金協力に関する書簡の交換を行った。

## (4) ナミビア

ナミビアは、豊富な海洋・鉱物資源を有しており、南部アフリカ地域の大西洋側の物流ハブとして、資源開発やエネルギー分野における貿易・投資の拡大が見込まれる。

9月、日本は、産業人材育成に向け、職業訓練センターの訓練用機材の整備のための無償資金協力に関する書簡の交換を行った。

## (5) ボツワナ

ボツワナは、2013年にアフリカで初めて地上デジタル放送日本方式（ISDB-T方式）を採用し、地上デジタル放送への移行やデータ放送の活用が進められている。4月には、供与額1億5,000万円の日本方式地上デジタルテレビ放送受信機普及のための無償資金協力に関する書簡の交換が行われた。

## (6) マラウイ

マラウイは、1964年の独立以来、比較的安定した内政を維持していたが、2019年5月の大統領選挙以降、同選挙の結果に対するデモが頻発した。2020年2月、同選挙の結果を無効とする憲法裁判所の判断により、6月に実施された再選挙でチャクウェラ・マラウイ議会党（MCP）党首が現職を破り大統領に就任した。

## (7) 南アフリカ

南アフリカは、アフリカで唯一のG20メンバーであり、アフリカの経済大国として、また、ビジネス展開の拠点として、日本企業を含む外国企業から引き続き注目されている。3回目となる国連安保理非常任理事国を2019年から務めており、国際場<sup>じょうり</sup>裡において存在感を示している。

新型コロナの感染拡大を受け、ラマポーザ大統領は国内対策に加え、AU議長としてアフリカにおける対策にも指導力を発揮している。

1月、第7回日・南アフリカ科学技術合同委員会が首都プレトリアで開催され、二国間の科学技術分野での協力関係を確認した。また、12月には茂木外務大臣が南アフリカを訪問し、パンドール国際関係協力相と会談を行ったほか、ラマポーザ大統領からの電話を受けた。

## (8) モザンビーク

モザンビークは、ナカラ回廊地域を中心に豊富な天然資源を有しており、2019年には日本企業が同国の天然ガス開発事業への参画を発表するなど、日本企業から高い関心が示されている。一方、2019年後半以降、北部に位置するカーボデルガード州の治安情勢が悪化しており、ニュシ大統領は先進国ドナー諸国及び近隣諸国との連携を模索しつつ、治安対策の強化に努めている。日本は、9月に交換公文に署名をしたWFP経由の食糧援助の一部を同州避難民支援に充てるほか、10月に五つの国際機関と連携した緊急無償資金協力の実施を決定し、地域の平和と安定の実現に向け協力を継続している。



日・モザンビーク外相会談（12月11日、モザンビーク・マプト）

また、1月には三原朝彦AU議連会長代行が総理特使として大統領就任式に出席したほか、12月には茂木外務大臣がモザンビークを訪問し、ニュシ大統領への表敬やマカモ外務協力相との会談を行った。

## (9) レント

国土の大部分が山岳高地であり、南アフリカ共和国に囲まれた内陸国であるレントは、鉱山や水資源開発などによって経済成長を続けている。また、その自然資源を活用して建設されたカツェダム湖のダム湖ではトラウト（にじマス）の養殖が行われており、日本への主要な輸出品となっている。

日本は、干ばつや熱波、洪水などによって同国の農作物の収穫量が大きく低下していることを受け、9月にWFPを通じた食糧援助のための書簡の交換を行った。

## 4 中部アフリカ地域

### (1) カメルーン

カメルーンでは、北西州及び南西州の英語圏地域において治安上の様々な問題が発生している。ビヤ大統領の指揮の下、同国は2019年に開催された英語圏地域の状況に関する国民対話に基づき、英語圏地域の安定化の課題に取り組んでいる。12月6日には、英語圏地域も含めた形で地方分権化を推進するため、州議会議員

選挙が初めて実施された。

2020年、日本とカメルーンは外交関係樹立60周年を迎えた。日・カメルーン関係は良好であり、スポーツ交流、開発協力などの様々な分野で協力が進展している。

### (2) コンゴ民主共和国

コンゴ民主共和国では、11月、赤道州において6月以来発生していた第11次エボラ出血熱の流行が終息した。チセケディ大統領は、民主同盟軍（ADF。ウガンダ系反政府組織）<sup>3</sup>を始めとする武装勢力の活動により治安上の大きな課題が生じている東部地域の安定化に取り組んでいるほか、汚職対策を含む国内の各種改革を推進している。

日・コンゴ民主共和国関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年の節目を迎えた。日本は、長年にわたりコンゴ民主共和国の国立職業訓練機構を支援し産業人材育成を通じた同国の経済発展に貢献している。また、日本が検査施設の拡充や感染症対策専門家の育成を支援してきている国立生物医学研究所（INRB）は、同国のエボラ出血熱や新型コロナ対策の中核を担っている。

### (3) 中央アフリカ

中央アフリカでは、トゥアデラ大統領の下、武装勢力との間の和平合意に基づき、平和と安定に向けた取組が進められている。諸野党や一部の武装勢力から大統領選挙の延期が要求され、一時治安情勢が悪化したものの、12月27日に大統領選挙第1回投票が実施され、トゥアデラ大統領が再選された。

日・中央アフリカ関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。日本は、国際連合開発計画（UNDP）と連携し、上記大統領選挙に際して2億4,800万円の支援を実施するなど、同国の制度構築に貢献している。

3 ADF：Allied Democratic Forces



#### (4) ガボン

政治情勢の不安定な中部アフリカ地域の中にあつて、ガボンでは内戦や戦争が生じておらず、同国の政治情勢は安定している。アリ・ボンゴ大統領は、石油依存の経済からの脱却を目指し、木材加工分野などの強化を含め、経済の多角化に取り組んでいる。7月の内閣改造によりオスカ・ラボンダ内閣が発足し、初の女性首相が誕生した。

日・ガボン関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。日本は、感染症対策や環境保全分野を中心に協力を実施している。

### 5 西部アフリカ地域

#### (1) ガーナ

2017年に発足したアクフォ＝アド政権は、「援助を超えるガーナ (Ghana Beyond Aid)」構想を掲げ、投資の促進や産業の多角化を進めてきた。新型コロナの感染が拡大して以降は、新型コロナ対策や国内経済の立て直しに力を入れている。12月7日に実施された大統領選挙では、新愛国党 (NPP) のアクフォ＝アド大統領が再選を果たした。

日本は、ODAを通じて、長年にわたり、野口記念医学研究所を支援してきた。両国の友好の象徴とも言える同研究所は、同国のPCR検査の最大約8割を担い、新型コロナ対策の拠点として中心的な役割を果たした。

#### (2) ギニア

肥沃な土壌と豊富な鉱物資源を有するギニアでは、コンデ大統領の下で社会経済開発に向けた取組が進められている。内政面では、3月、国民議会選挙及び憲法改正に関する国民投票が実施された。10月、新憲法に基づき大統領選挙が実施され、12月にはコンデ大統領の就任式が行われた。

コンデ大統領は大統領就任以来3回訪日し (2013年、2017年及び2019年)、日・ギニア関係は良好である。ジャンベ (伝統的太鼓)

を通じた交流も行われるなど、草の根レベルでの交流も行われている。

#### (3) ギニアビサウ

ギニアビサウは、豊かな土地、水産資源や鉱物資源をいかし、貧困と政情不安からの脱却を目指している。同国では、2019年11月に大統領選挙が実施され、2020年1月、エンバロ候補が新大統領に選出された。

日本はギニアビサウに対し、貧困削減に資する基礎的生活分野を中心に支援を実施している。上記大統領選挙の際には、UNDPと連携し選挙関連機材の供与を実施した。

#### (4) コートジボワール

西アフリカ地域の中核国であるコートジボワールでは、10月に大統領選挙が実施され、ウワタラ大統領が再選を果たした。ウワタラ大統領は、与野党間の和解の促進など、同国の更なる発展の礎を強固なものとするための取組を進めている。

日・コートジボワール関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。1月に署名された日・コートジボワール投資協定により、今後、二国間のビジネス関係が促進されることが期待される。

#### (5) セネガル

セネガルには、2月、日本から中谷外務大臣政務官を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションが派遣され、日本企業20社が参加した。サル大統領を始めとするセネガル側から、日本企業の投資促進への期待が表明された。また、同ミッションの派遣に合わせ、2019年8月の第7回アフリカ開発会議 (TICAD7) により設置された日・セネガル経済委員会の第1回会合が開催された。

2020年、日・セネガル両国は、外交関係樹立60周年及び国際協力機構 (JICA) 海外協力隊のセネガル派遣開始40周年を祝賀し、両国において記念行事が行われた。10月にダカールで行われた在セネガル日本国大使館主催の記



日・セネガル外相会談（2021年1月11日、セネガル・ダカール）

念レセプションには、セネガル政府から外相及び経済相が出席した。また、11月に東京で行われた駐日セネガル大使館主催の記念式典には、鷲尾英一郎外務副大臣が出席した。

2021年1月には、茂木外務大臣がセネガルを訪問し、サル大統領への表敬やタル外相との2度の外相会談などを行った。茂木外務大臣の訪問を通じ、両国は、長年の友好関係を礎として、重層的な協力関係を強化していくことで一致した。

## (6) トーゴ

トーゴは、2月の大統領選挙で4選を果たしたニヤシンベ大統領の強い指導力の下、民主化の進展、国民生活の改善、西アフリカ地域の安定などに積極的に取り組んでいる。9月、ドグベ首相が任命され、10月には新内閣が組閣された。

日・トーゴ関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。ニヤシンベ大統領は、東日本大震災被災地を2度にわたり慰問するなど親日家として知られている。9月には宮崎県日向市、駐日トーゴ共和国大使館、一般社団法人日本トーゴ友好協会の間で相互協力協定が締結された。

## (7) ナイジェリア

2019年の大統領選挙で再選を果たしたブハ

リ大統領は、経済、治安、汚職対策という三つの柱に優先的に取り組んでいる。特に、治安面では、「ボコ・ハラム」や「イスラム国（IS）西アフリカ州」（ISWAP）<sup>4</sup>による同国北東部におけるテロ問題について、周辺国と連携して対策に当たっている。

2020年、日・ナイジェリア両国は、外交関係樹立60周年を迎えた。日本は、ナイジェリアの新型コロナ対策で重要な役割を担うナイジェリア疾病予防センター（NCDC）などへの支援を実施している。また、多くの日本企業がナイジェリアの高い経済的潜在性に関心を示している。こうした中、2021年1月、茂木外務大臣は、オンエアマ外相と電話会談を行い、新型コロナ対策や開発課題、ビジネス関係を含め、協力を推進していくことで一致した。

## (8) ニジェール

ニジェールでは、12月に大統領選挙第1回投票が平和裡に行われ、上位2候補が2021年の決選投票に進んだ。

日・ニジェール関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。9月、同国において全国的な大規模洪水の被害が発生した際、日本は、テントや浄水器などの緊急援助物資を供与した。

## (9) ブルキナファソ

ブルキナファソでは、2015年にカボレ大統領が就任して以来、政治情勢は比較的安定している。一方、近年テロが度々発生し、治安の悪化に直面している。カボレ大統領は、11月の大統領選挙において、治安改善を優先改題として取り組むことを表明し、再選された。同選挙は平穏裡に実施され、同国における民主主義の進展が裏付けられた。

日・ブルキナファソ関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。日本は3月及び8月、同国の国内避難民の増加を受けた緊急無償資金協力を実施した。

4 ISWAP : Islamic State West Africa Province

### (10) マリ

マリでは、8月、国軍の一部兵士が武装蜂起し、ケイタ大統領が辞任、反乱指導者のゴイタ大佐が権力を掌握した。その後、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）調停団との協議を経て、9月にンダオ暫定大統領が就任し、10月にウアンヌ暫定首相率いる暫定内閣が発足した。暫定政権は、18か月以内に大統領選挙及び国民議会選挙を実施すべく、準備を進めている。マリには、国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）<sup>5</sup>、フランス軍などが展開し、平和維持やテロ対処のため活動している。

日・マリ関係は良好であり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。日本は、治安対策機材供与や国連平和維持活動（PKO）訓練センター支援などを実施し、マリの治安改善に向けた取組を支援している。

### (11) モーリタニア

モーリタニアは、2019年8月に就任したガズワニ大統領の下、安定した政権運営を行っている。同国は、サヘル地域における平和と安定のための取組を重視しており、2020年にはG5サヘル<sup>6</sup>の議長を務めた。また、経済面では、豊富な水産資源及び鉱物・エネルギー資源の輸出を基盤としている。近年は、沖合の石油・ガス開発への期待が高まっている。

日本とモーリタニアは水産分野を始め良好な関係にあり、2020年、両国は外交関係樹立60周年を迎えた。日本はモーリタニアに対し、水産分野での能力強化支援に加え、食糧援助を通じ同国の食料安全保障に向けた取組を支援している。

<sup>5</sup> MINUSMA : United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali

<sup>6</sup> サヘル地域5か国（ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア及びニジェール）による、治安、開発及びガバナンスなどに関する協力の枠組み



## コラム

### 「アフリカの年」から60年目の日本外交

立命館大学国際関係学部教授 白戸圭一

アフリカ大陸で17か国が独立した1960年は「アフリカの年」として知られています。西側の一員としての地位の確保と戦後処理が最優先課題であった当時の日本に、体系的な対アフリカ外交は存在しなかったといっても過言ではないでしょう。

そうした状況が変わり始めたのは、1970年代前半でした。65年の日韓基本条約と72年の日中国交正常化で戦後処理に一定の目処が立ったことに加えて、73年に第1次石油危機が発生したために、日本政府はアフリカを石油供給源として位置付けます。さらに国連における「票田」としてアフリカ諸国との関係を強化すべきとの考えも強まり、当時の木村俊夫外務大臣が74年10月から11月にかけて、日本の外務大臣として初めてアフリカ5か国を歴訪しました。日本の対アフリカ外交は、それまで事実上視界の外にあったアフリカに初めて目を向け、アフリカとの関係強化から若干の「利益」を得ることから始まったと言えるでしょう。

対アフリカ政策の大きな転機は、80年代後半から90年代初頭の冷戦終結期に訪れました。世界の構造が激変する中、従来の敗戦国としての「受け身の外交」ではなく、国際社会の秩序形成に関与するProactive Diplomacy（打って出る外交）を実践すべきという考えが外務省内で強まりました。そうした考えを具現化したのが、1993年に始まったアフリカ開発会議（TICAD）プロセスです。1回目となるTICADIでは「アフリカをどう援助するか」ではなく、「国際社会がアフリカ諸国と開発の理念を共有すること」が重視され、日本はその議論の先頭に立とうとしました。これ以降の日本の対アフリカ外交は10年以上にわたり、開発の在り方や人間の安全保障などの「価値」や「理念」を重視したものとなりました。

こうして展開されてきた日本の対アフリカ外交は21世紀に入り、アフリカ諸国の高度経済成長という新たな状況を反映し、民間投資の促進を重視する方向に変容してきました。アフリカ開発の資金の主役が援助から投資へ変わったことにより、日本企業をアフリカビジネスの世界へ誘い、日本とアフリカ諸国の双方に「利益」をもたらすことが、近年の日本の対アフリカ外交の柱となっています。

「アフリカの年」から60年目の2020年。このように「利益」に強くコミットする対アフリカ外交が志向されている中で、私たちは新型コロナウイルス感染症のパンデミックに遭遇しました。コロナ禍は、経済成長による「利益」の追求だけでは人間社会は立ち行かず、格差や貧困といった問題に取り組むことの重要性を改めて浮き彫りにしたでしょう。2022年にチュニジアで開催される8回目のTICADに向けて、日本の対アフリカ外交が「利益」と「価値」を共に追求していくことを期待しています。



## 第2章

### 地域別に見た外交

# 第3章

## 国益と世界全体の利益を 増進する経済外交

|     |                                          |     |
|-----|------------------------------------------|-----|
| 第1節 | 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進          | 148 |
| 第2節 | 国際会議における議論の主導                            | 161 |
| 第3節 | 日本の経済的な強みの発信<br>(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む) | 165 |
| 第4節 | 資源外交と対日直接投資の促進                           | 168 |

## 第1節

# 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

### 1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。特に経済面での保護主義の台頭、貿易上の紛争といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、経済活動の停滞や需要の急減、人の移動の制限といった形で世界経済に甚大な影響を与えた。また、特定の産品を特定国に依存するサプライチェーンにおける課題も明らかとなった。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続した。その結果、2020年は日英包括的経済連携協定（日英EPA）の締結（151ページ 特集参照）、地域的な包括的経済連携（RCEP）<sup>1</sup>協定の署名に至った。これにより、発効済みの日米貿易協定、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）<sup>2</sup>、日・EU経済連携協定（日EU・EPA）と合わせて世界のGDPの8割をカバーする自由な経済圏が形成されることになる。また、世界貿易機関（WTO）<sup>3</sup>については、多角的貿易体制の

礎でありつつも、新興国の台頭やデジタル化の進展に対応できておらず、新型コロナで世界貿易が縮減する中、その改革（157ページ 特集参照）は待ったなしである。2021年に延期された第12回閣僚会議に向けて、関係国と連携して改革を先導しなければならない。

日本は、①経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りや国際機関における取組、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速すべく取組を進めてきた。

### 2 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが広がりつつある。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定（EPA<sup>4</sup>/FTA<sup>5</sup>）を重視し、これを着実に推進してきた。2020年には、8月1日にタイ、シン

<sup>1</sup> RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

<sup>2</sup> CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific

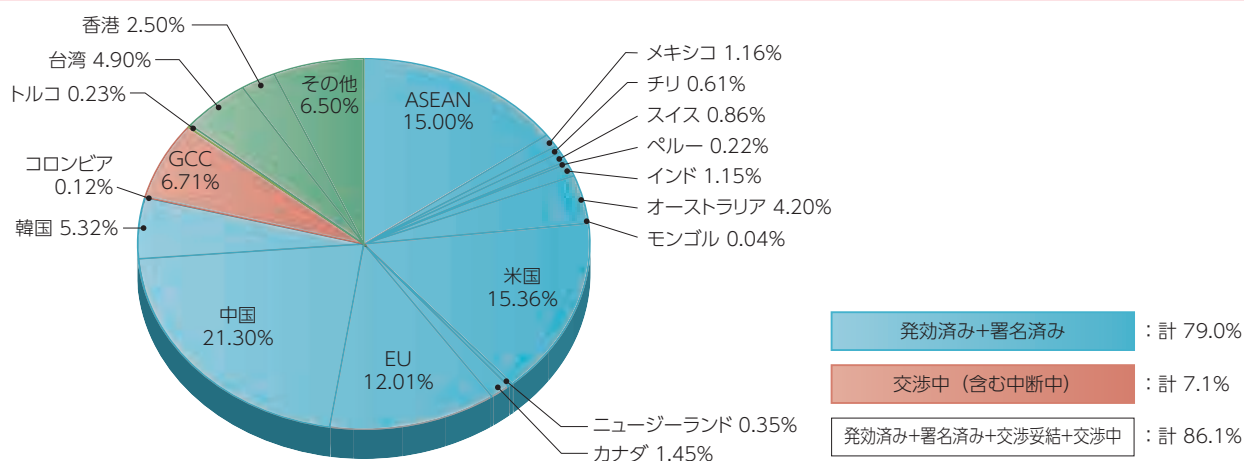
<sup>3</sup> WTO : World Trade Organization

<sup>4</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

<sup>5</sup> FTA : Free Trade Agreement



## 日本の貿易総額に占める経済連携協定相手国・地域の相手の割合



ガポール、ラオス、ミャンマー及びベトナムとの間で、加えて、10月1日にブルネイとの間で日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書が発効した。また、10月23日に日英EPA、さらに11月15日にRCEP協定の署名を行った。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約79.0%に至った。この比率は、交渉中の相手国の貿易額も含めると約86.1%となる（出典：2020年財務省貿易統計）。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるべく、RCEP協定の早期発効及びその確実な履行の確保、2021年のTPP委員会議長国としてのTPP11協定の着実な実施及び拡大に向けた取組、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

## (1) 経済連携協定

## ア 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）

TPP11協定は、成長著しいアジア太平洋地域で、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推

進力となる重要な経済的な意義を有している。さらに、TPP11協定を通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。

日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP12）協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月、ベトナムで開催されたTPP閣僚会合で、元々の12か国によるTPP12協定の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に停止（凍結）する形で、11か国で新たな協定であるTPP11協定を前に進めることに閣僚間で合意した（大筋合意）。その後、2018年3月にTPP11協定がチリで署名された。協定の発効に必要な6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が必要な国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。さらに、2019年1月、ベトナムが7番目の締約国となった。

TPP11協定の発効後、2019年1月には、日本が議長国となって、閣僚級によるTPP第1回委員会を日本で開催し、10月には、オークランド（ニュージーランド）でTPP第2回委員会が開催された。第3回委員会は、2020年8月にメキシコが議長国となり、テレビ会議形式で開催され、コロナ危機からの経済回復が議論の焦点となる中で、TPP11協定を通じた自由貿易の推進が重要であることについて確認するとともに、特にサプライチェーンの強靱化やデジタル化に向けてTPP11協定の活用に関する意見交換を行った。日本は、2021年のTPP委員会の議長国として、ポスト・コロナの経済状況や第3回委員会の議論を踏まえつつ、TPP11協定の着実な実施に取り組んでいく。

また、TPP11協定は、ハイスタンダードでバランスの取れた21世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有している。TPP11協定への新規加入について様々なエコノミー（国・地域）が関心を示している。英国については、2021年2月、TPP11協定への加入を正式に申請した。日本は、新規加入に関心を示すエコノミーが市場アクセス及びルールの面でTPP11協定の高いレベルを満たす用意ができていくかをしっかりと見極めつつ、戦略的観点も踏まえながら、TPP11協定の着実な実施及び拡大に取り組んでいく考えである。

#### イ 日・EU経済連携協定（日EU・EPA）

2019年2月に世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効し、自由で公正なルールに基づく21世紀型の経済秩序のモデルとなっている。2020年1月末に英国がEUを離脱したものの、日・EUの経済規模は、合わせてGDP20兆7,000億米ドル、貿易総額12兆7,000億米ドルとなっており、11月に署名されたRCEPの次に大きな経済圏である。2020年に入ってから、新型コロナ

の影響により世界全体の貿易量が落ち込んだものの、発効後1年間で乗用車やワインなどの貿易量が拡大するなどの効果が見られている。また、発効後は多くの小売店や飲食店で「日EU・EPA関連フェア」が開催されるなど、消費者に身近で目に見える利益をもたらした。

発効後は、本協定に基づく合同委員会<sup>6</sup>を始めとして、12分野別の専門委員会<sup>7</sup>・作業部会<sup>8</sup>を通じて、本協定の運用状況の確認や、日・EU間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関する議論が行われ、本協定を着実に実施してきている。

日本とEUは、自由、民主主義、市場経済、人権、法の支配といった基本的価値を共有し、日本が地球規模の諸課題に取り組む上で重要なパートナーとして様々な分野で協力関係を構築してきた。本協定を日・EU間の協力を深化させるための法的基盤とし、従来の当局間の政策対話、官民合同の取組などの枠組みも重層的に活用することで、日・EU間の連携を強化し、様々な課題に共に取り組んでいる。

#### ウ 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

2021年1月1日、日英EPAが発効した。英国のEU離脱に際し、英EU間の離脱協定で設定された2020年12月末までの移行期間が終了すれば、日EU・EPAは英国に適用されなくなることを踏まえ、2020年6月9日、日EU・EPAに代わる日英間の新たな貿易・投資の枠組みを構築すべく、同協定の交渉が開始された。

同協定は、2020年9月11日の大筋合意、10月23日の茂木外務大臣とトラス国際貿易相による署名を経て、第203回臨時国会において承認され、2021年1月1日、発効に至った。日EU・EPAをベースとしつつも、電子商取引、金融サービスなどの分野でより先進的かつハイレベルなルールを規定した内容となっている。

<sup>6</sup> 合同委員会：日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するため、閣僚級（又は代理）を共同議長として基本的に年1回行われる。

<sup>7</sup> 専門委員会：合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年1回行われる。(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、(3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、(8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力

<sup>8</sup> 作業部会：合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年1回行われる。(1)ぶどう酒、(2)自動車及び部品

## 特集

## 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

## 第3章

## 国益と世界全体の利益を増進する経済外交

1月末の英国のEU離脱を受けて交渉が開始された日英EPAは、6月の交渉開始から約4か月半という異例のスピードで署名に至り、2021年1月1日に発効しました。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、主にテレビ会議で交渉が進められたこの協定の締結は、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信するものとなりました。本特集では、日英EPAの概要と交渉の経緯について紹介します。

## 概要 ～日EU・EPAを基礎としながらも先進的なルールを規定～

この協定は、EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。日EU・EPAを基礎としており、全24章から構成されています。同協定は大きく分けて、物品の貿易についての関税の下げ方を規定する部分と、貿易・投資に関するルールを幅広く定める部分から構成されています。物品の貿易については、日本から英国へ輸出する際の関税率は、基本的には日EU・EPAと同様の低税率を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品など一部品目の関税が新たに即時撤廃されました。農林水産品に関しては、英国に対する関税は日EU・EPAと同水準とし、関税割当枠は設けないなど、日EU・EPAの範囲内での合意となっています。また、電子商取引、金融サービスなどの一部分野で日EU・EPAよりも先進的なルールを新たに規定するとともに、日本が結ぶEPAの中で初めて、貿易による利益を女性が十分に得られるよう二国間で協力することを規定する、ジェンダーに関する独立した章も設けられました。

## 交渉の経緯 ～新型コロナが感染拡大する中、異例の早さで合意された貿易協定～

EU離脱移行期間の終了（2020年12月31日）までに日英間で新たな貿易・投資の枠組みを構築しなければ日英間の貿易に大きな影響が出てしまうという時間的制約と、新型コロナが感染拡大していく状況の中、通常は対面で行われる交渉は、テレビ会議を最大限活用して行われました。両政府の交渉官は9時間（英国のサマータイム中は8時間）の時差を乗り越えて連日のようにテレビ会議を行いました。閣僚級では、6月9日の交渉立上げの際などに茂木外務大臣とトラス国際貿易相との間でテレビ会談が行われましたが、交渉の重要な局面では対面での協議が不可欠であったため、新型コロナの感染拡大後初の外国訪問として茂木外務大臣が8月5日に訪英し、丸2日間、膝詰めでトラス国際貿易相と交渉した結果、主要論点について認識の一致に至りました。9月11日に大臣間での再度のテレビ会談で大筋合意を確認した後、10月23日にはトラス国際貿易相が訪日し、署名式が実施されました。署名式を含む一連の行事は、様々な新型コロナ対策をとった上で行い、署名式の後に開催された共同記者会見では、両大臣が笑顔で握手の代わりに肘タッチを交わすなど、非常に良い雰囲気となりました。2021年1月1日に発効したこの協定は、日英関係を更に強化していくための重要な基盤となることが期待されます。



茂木外務大臣とトラス国際貿易相との協議（8月、英国）



日英包括的経済連携協定署名後の両大臣（10月、東京）





日英EPAの署名（10月23日、東京）

特にデジタル分野については、情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止又はアルゴリズムの開示要求の禁止など、TPP11協定や、日米デジタル貿易協定と同等又はそれ以上の最新のデジタル分野に関する規定を盛り込んでおり、デジタル分野における国際的なルール作りの議論をリードする高水準の内容となっている。

同協定によって、日系企業のビジネスの継続性が確保されるとともに、高い水準の下で日英間の貿易・投資の更なる促進につながることが期待される。英国には日系企業が約1,000社進出し、約18万人の雇用を生み出しており、英国は日系企業にとって欧州へのゲートウェイ（窓口）となってきた。同協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤となる。

#### Ⅰ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。また、日本とRCEP協定参加国との貿易額は、日本の貿易総額の5割弱を占める。RCEP協定は、市場アクセスを改善するとともに、知的財産、電子商取引などのルールを、WTOにおけるルールを上回るものも含めて整備し、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を促すことを目的と

したものである。この協定により、日本と世界の成長センターである地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。特に新型コロナの感染拡大以降、世界的に保護主義への懸念が高まる中で、自由貿易を推進していくとのメッセージを世界に向けて発信することとなることも期待される。

RCEP協定は、約8年にわたって交渉が行われてきた。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立ち上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催され、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。この閣僚宣言の発出は、日本が発案し、議論を主導したものである。インドが10億人を超える人口を抱え、近年着実に経済成長を実現していることを踏まえれば、インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

RCEP協定は、ASEANの構成国である署名国のうち少なくとも6か国及びASEANの構成国ではない署名国のうち少なくとも3か国による批准などの後60日で、当該署名国について発効すると規定されている。日本としては、まずはRCEP協定の早期発効に取り組むとともに、発効後には、RCEP協定の履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

**オ 交渉中の経済連携協定****(ア) 日中韓FTA**

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、2013年3月に交渉を開始し、2020年12月までに16回の交渉会合を行った。日中韓3か国は、3か国が共に参加するRCEP協定の内容も踏まえ、独自の価値を有する、包括的な、質の高い、互恵的なFTAを目指すとの目標を共有しつつ、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について協議を行っている。

**(イ) 日・トルコEPA**

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に高い期待感が示されている。2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に一致し、2020年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

**(ウ) 日・コロンビアEPA**

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国（米国、カナダ、EU、韓国など）とFTAを締結していることから、日本も競争環境を整える必要性が高まっているほか、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場<sup>じょうり</sup>裡における協力強化や太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との協力促進にもつながることが期待されており、引き続き交渉を行っている。

**カ 発効済みの経済連携協定（EPA）**

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン、及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、インドネシア（2008年開始）、フィリピン（2009年開始）、及びベトナム（2014年開始）の累計受入数はそれぞれ3,080人（2020年度まで）、2,592人（2019年度まで）及び1,340人（2020年度まで）となっている。なお、フィリピンの2020年度の受入れは調整中である。また、2019年度までの累計国家試験合格者数は、看護師は459人、介護福祉士は1,322人である。

**(2) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）<sup>9</sup>構想**

2016年、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣言」において、①FTAAPは質が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定やRCEP協定などを道筋として構築されるべきこと、②FTAAPの実現を促進するために、能力構築を支援する作業計画に着手することなどが確認された。2020年の首脳への進捗報告においては、更なる取組の必要性が確認された。

日本は、2017年以降、FTAやEPAにおける「競争章」に関するワークショップや政策対話を開催し、能力構築支援に継続的に取り組んでいる。また、TPP11協定が2018年12月末に発効したこと、RCEP協定が2020年11月に署名されたことは、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

9 FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

### (3) 投資協定、租税条約、社会保障協定

#### ア 投資関連協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて規定しており、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外での投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

8月、日・ヨルダン投資協定及び日・アラブ首長国連邦投資協定が発効した。12月末時点で、発効済みの投資関連協定が47本（投資協定32本、EPA15本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が6本（投資協定3本、EPA3本）あり、これらを合わせると53本となり、78の国・地域をカバーすることとなる。2020年12月末時点で、交渉中の投資関連協定を含めると94の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる<sup>10</sup>。

#### イ 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努めている。

2020年には、ジャマイカとの租税条約（9月）及びウズベキスタンとの新租税条約（全面改正）（10月）が発効した。また、モロッコとの租税条約（1月）及びセルビアとの租税条約（7月）が署名された。さらに、10月にはジョージアとの新租税条約（全面改正）が実質合意に至っている。2020年12月末時点で、

日本は78本の租税条約などを締結しており、141か国・地域との間で適用されている。

#### ウ 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2020年12月末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。2020年には、トルコとの間で新規協定締結のための政府間交渉を行った。

## 3 国際機関における取組

### (1) WTO

#### ア WTOが直面する課題

天然資源に乏しい日本が、戦後、目覚ましい経済成長を遂げることができたのは、自由貿易体制の恩恵をいかしてきたためである。WTOは貿易自由化のルール作り、WTO加盟国間の紛争解決、WTO協定の履行監視などを通じて自由貿易の推進を後押ししてきた。しかし、現在のWTOは、新興国の台頭やデジタル経済といった変化に十分対応できておらず、さらに新型コロナも自由貿易体制における新たな課題を生んでいる。

WTOの機能不全が端的に現れているのが、ドーハ・ラウンド<sup>11</sup>の停滞に見られるルール形成機能の弱体化であり、上級委員会の機能停止に代表される紛争解決制度の停滞である。また、各国の貿易政策の透明性と予見可能性を高めるため、通報など協定履行監視を行っているものの、義務履行状況は芳しくない。

WTOの統計によれば、新型コロナの感染拡

<sup>10</sup> 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2019年末現在）

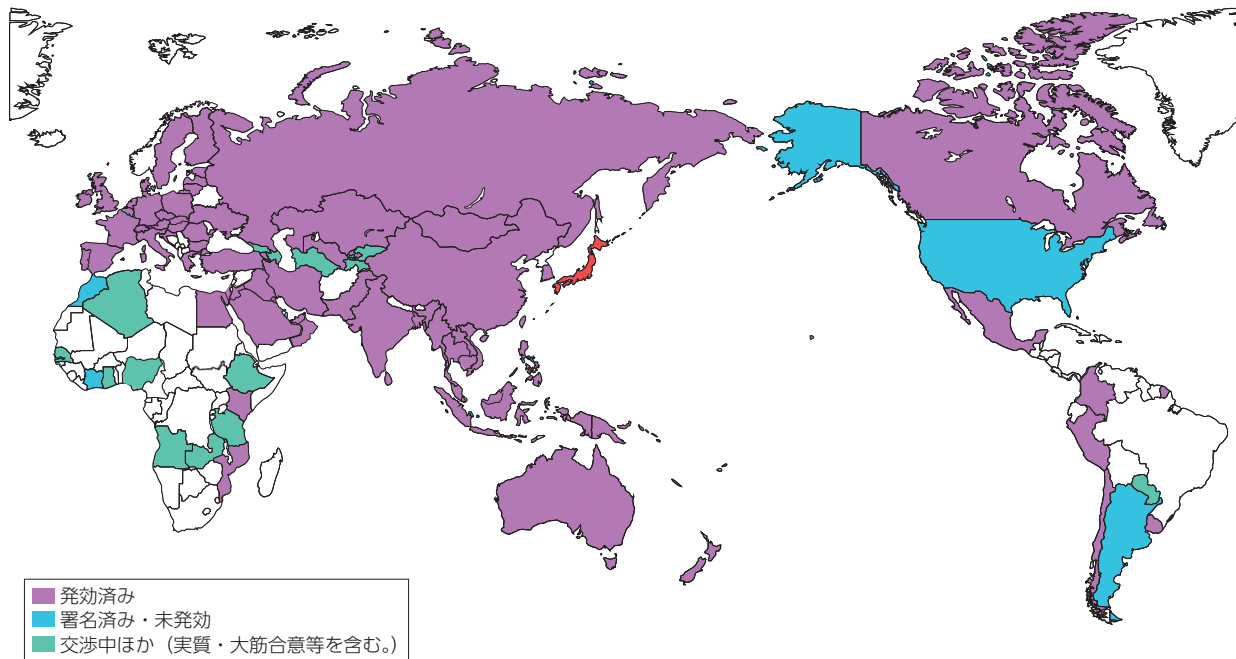
<sup>11</sup> 「ラウンド」とは、全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉を意味する。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の時代には、1947年にジュネーブにおいて第1回目の交渉が行われたのを皮切りに、その時々の世界経済の要請に応える形で、1994年に終了したウルグアイ・ラウンドに至るまで、合計8回のラウンド交渉が行われた。ウルグアイ・ラウンドでは、サービス貿易や知的財産権など、いわゆる新分野へのルールの適用や、WTOという国際機関の設立を始めとする機構面の強化などが決定され、その後、WTO体制の下で初めて開始されたのがドーハ・ラウンドである。



## 投資関連協定の現状（2020年12月末時点）

投資関連協定<sup>(注)</sup>の交渉状況<sup>(注)</sup> 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済：47本（投資協定32本、EPA15本）
  - ・署名済み・未発効：6本（投資協定3本、EPA3本）
  - ・交渉中：20本（投資協定17本、EPA3本）
- 78の国・地域をカバー  
交渉中のもも発効すると94の国・地域をカバー



## ■発効済み（終了したものを除く）

（ ）：発効年 ※：「自由化型」協定

## 投資協定

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1 エジプト (1978)       | 17 イラク (2014)      |
| 2 スリランカ (1982)      | 18 日中韓 (2014)      |
| 3 中国 (1989)         | 19 ミャンマー (2014)※   |
| 4 トルコ (1993)        | 20 モザンビーク (2014)※  |
| 5 香港 (1997)         | 21 コロンビア (2015)※   |
| 6 パキスタン (2002)      | 22 カザフスタン (2015)   |
| 7 バングラデシュ (1999)    | 23 ウクライナ (2015)    |
| 8 ロシア (2000)        | 24 サウジアラビア (2017)  |
| 9 韓国 (2003)※        | 25 ウルグアイ (2017)※   |
| 10 ベトナム (2004)※     | 26 イラン (2017)      |
| 11 カンボジア (2008)※    | 27 オマーン (2017)     |
| 12 ラオス (2008)※      | 28 ケニア (2017)      |
| 13 ウズベキスタン (2009)※  | 29 イスラエル (2017)※   |
| 14 ペルー (2009)※      | 30 アルメニア (2019)※   |
| 15 パプアニューギニア (2014) | 31 ヨルダン (2020)     |
| 16 クウェート (2014)※    | 32 アラブ首長国連邦 (2020) |

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成

## 投資章を含むEPA

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 1 シンガポール (2002)※ | 9 スイス (2009)※           |
| 2 メキシコ (2005)※   | 10 インド (2011)※          |
| 3 マレーシア (2006)※  | 11 オーストラリア (2015)※      |
| 4 チリ (2007)※     | 12 モンゴル (2016)※         |
| 5 タイ (2007)※     | 13 包括的・先進的TPP協定 (2018)※ |
| 6 ブルネイ (2008)※   | 14 EU (2019)※           |
| 7 インドネシア (2008)※ | 15 ASEAN (2020*)※       |
| 8 フィリピン (2008)※  |                         |

\*改正議定書の発効年

## ■交渉中

## 投資協定

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1 アンゴラ     | 10 キルギス     |
| 2 アルジェリア   | 11 ナイジェリア   |
| 3 カタール     | 12 ザンビア     |
| 4 ガーナ      | 13 エチオピア    |
| 5 タンザニア    | 14 タジキスタン   |
| 6 バーレーン    | 15 EU       |
| 7 トルクメニスタン | 16 パラグアイ    |
| 8 ジョージア    | 17 アゼルバイジャン |
| 9 セネガル     |             |

## 投資章を含むEPA/FTA

- カナダ
- 日中韓
- トルコ

## ■署名済み・未発効

- ・TPP\*協定 (2016年2月署名、承認済み) (EPA)※
- ・アルゼンチン (2018年12月署名、承認済み)※
- ・モロッコ (2020年1月署名、承認済み)
- ・コートジボワール (2020年1月署名、承認済み)※
- ・英国 (2020年10月署名、承認済み) (EPA)※
- ・RCEP\*\* (2020年11月署名、未承認) (EPA)※

\*TPP：環太平洋パートナーシップ

\*\*RCEP：地域的な包括的経済連携

大により、2020年の世界全体の貿易量は前年比9.2%減の見通しとなり、多くの国がマスクなどの医療品や食品の輸出規制を導入した。これら輸出規制については、現行のWTO協定での対応では限界があり、新型コロナ、そして将来のパンデミックに備える観点から、新しいルール作りの必要性が加盟国間で議論されている。

## イ 高まるWTO改革の機運

上記の様々な課題に直面し、WTOは、オコンジョ＝イウェアラ新事務局長（2021年3月に就任）の下、その改革（157ページ 特集参照）を進めていく必要性が国際社会において強く認識され、その機運が高まっている。

デジタル経済については、2017年の第11回WTO閣僚会議（MC11）で有志国による共同声明イニシアティブが発出され、現在86か国が参画するWTO電子商取引交渉が活発化している。日本も「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」<sup>12</sup>を実現させるために「大阪トラック」<sup>13</sup>の下で、WTO電子商取引交渉をオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として主導している。また、WTOでは加盟国の3分の2が自己宣言のみで「途上国」として協定上の義務が免除されている（「特別のかつ異なる待遇（S & DT）」<sup>14</sup>）。先進国は、新興国が台頭する中で各国が応分の責任を果たすべきとの立場であり、近年、台湾、ブラジル、シンガポール及び韓国が現在及び将来の交渉におけるS & DTを放棄した。S & DTは真に必要な国に、真に必要な範囲で認められるべきであるとの立場の下、日本も建設的に議論に参加している。

紛争解決制度については、上級委員会機能停止を受けて、一部の国は暫定的な代替措置として、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）<sup>15</sup>と呼ばれる制度を立ち上げた。一方、日本は、上級委員会が明確かつ迅速に案件を解決するという本来の役割を果たせていないとの問題に対応した形での恒久的な紛争解決制度改革を重視しており、同改革を主導している。

## ウ 新型コロナに係るWTO及びその他国際場裡での動き

2020年は、新型コロナの感染拡大により露呈した自由貿易体制の限界や脆弱性を踏まえ、切迫感をもって取り組むべき行動について、様々な場で合意が見られた。3月及び5月にはG20貿易・投資担当大臣臨時テレビ会議が行われ、貿易円滑化や透明性確保、グローバルサプライチェーンの強靱化について「新型コロナウイルスに対して世界貿易・投資を支えるためのG20行動」が発出された。WTOでは、通常の会合が延期となる中、新型コロナに関連した貿易関連措置のモニタリングや、貿易への影響分析などをWTO事務局が行ってきた。また、日本も共同提案国となり、「新型コロナウイルスと多角的貿易体制に関する閣僚声明」が発出され、WTO通報の重要性や、紛争解決制度改革の恒久的な解決を含むWTO改革が強調された。6月には、WTO改革を推進する少数有志国の集まりであり、日本も参加するオタワ・グループ閣僚会議で「新型コロナウイルスに焦点を当てた行動」が発出され、新型コロナに係る貿易措置が「的を絞り、目的に照らし相応で透明かつ一時的なもので、WTOルールと整合的」であるべきとの原則が再確認されると

<sup>12</sup> 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）：Data Free Flow with Trust。2019年1月のダボス会議でのスピーチにおいて安倍総理大臣が提唱した、デジタル経済の国際的なルール作りを進めていく上でのコンセプト。具体的には、データを特定の国が独占するのではなく、プライバシーやセキュリティ、知的財産などの安全を確保した上で、原則として国内外において自由に流通させることを目指す考え方

<sup>13</sup> 2019年のG20大阪サミットの際に安倍総理大臣が主催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において立ち上げられた、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセス

<sup>14</sup> 特別かつ異なる待遇（S & DT）：「Special and Differential Treatment」を指し、WTO協定の文言上、開発途上国やLDC（後開発途上国）諸国に対して「特別」又は「（先進国とは）異なる」扱いを認めているもの。具体的には、義務の免除や緩和、技術協力を開発途上国に与える条項などが各協定にS & DT条項として存在している。

<sup>15</sup> 多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）：Multi-party Interim Appeal Arbitration。上級委員会が機能回復するまでの当面の代替策としてEUが提案し、上級委員会に類似した仲裁手続を活用する内容。2020年4月に有志国・地域により同制度設立がWTO事務局に正式通報された。

## 特集

## WTO改革

## 第3章

## 国益と世界全体の利益を増進する経済外交

自由貿易を止めない。菅総理大臣が国連総会で発信し、その後のG20サミットやAPEC閣僚会議でも国際社会が目的を共有した世界貿易機関（WTO）の改革。WTO改革で日本がリードする国際協調の一端を紹介します。

WTOは1995年の創設以降、世界の自由貿易を支えてきました。しかし、25年を迎えたこの国際機関が、時代の趨勢<sup>すうせい</sup>に対応できなくなっています。例えば、新興国の台頭やデジタル化の進展は、ここ数年で国際貿易やビジネスの現場の様相を一変させましたが、それを律するルールは追いついていません。また、WTOの紛争解決手続は1年以上機能停止の状態にあります。さらに、一方的な関税措置の応酬や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に伴う輸出制限の増加など、世界全体が内向き・縮み志向を強めています。2020年はこれまで以上に、WTOの制度疲労と大胆な改革の必要性を痛感した1年でした。

WTO加盟164か国は、制度立て直しの真ただちにあるのかもしれません。日本は、戦後のGATT<sup>\*</sup>・WTO体制の恩恵を受けて平和と繁栄を享受してきました。最近では、保護主義が高まる中、TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定及びRCEP協定の署名などを通じて、世界に自由貿易の血液を必死に循環させてきました。自由貿易の旗手たる日本のこうした実績には、WTO改革の主力打者としての期待が寄せられています。

日本は、WTOの山積する課題の中でも、特に以下の4点を重視し、各国とスクラムを組み改革に日々汗をかいています。

一つ目は、新型コロナ流行下で世界中でデジタル化が進む中、信頼性のある自由なデータ流通（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト：DFFT）の原則に基づき新しいルールを作ること。日本は2019年のG20大阪サミットの際、デジタル経済に関する国際的ルール作りを進めるための「大阪トラック」を立ち上げました。この傘の下、日本はWTOで、現在90近い加盟国が参加する電子商取引交渉の共同議長をオーストラリアとシンガポールと共に務めています。デジタル技術の普及や利用状況の異なる各国の利害調整は大変です。



オーストラリア主催WTO非公式閣僚会合に出席し、WTO改革などについて議論する茂木外務大臣（10月27日、東京）

二つ目は、新興国の台頭で国際経済の実態が変わる中、各国が応分の責任を果たす環境を作ること。ここでは、例えば、企業活動に対する非市場経済国家の過剰な介入を抑えるための「市場志向条件」を米国などと示してきました。

三つ目は、新型コロナ流行下で一時的にはやむを得ないものの、自由貿易を制限しかねない措置に条件を付すこと。10余りの有志国と練り上げた提案を、WTO全体のルールとするよう議論しています。

最後は、恒久的な紛争解決制度への改革です。オーストラリアやチリと共に、上級委員会が長年積み重ねてきた諸問題への処方箋を提案しました。

WTO改革は待ったなしです。日本は国際社会で果たすべき責任を担うためにも、2021年2月に任命されたオコンジョ＝イウェアラ事務局長を盛り立て、他の加盟国と協力しながら、多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き貢献していきます。

WTO改革及び日本の取組については、連載企画「なぜ、今、WTO改革なのか」も是非御覧ください（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25\\_002061.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_002061.html)）。



※ GATT : General Agreement on Tariffs and Trade





カナダ主催WTO少数国閣僚テレビ会合（「オタワ・グループ」会合）に出席する鈴木隼人外務大臣政務官（11月23日、東京）

ともに、医療用品や電子商取引などの分野でも合意が見られ、また、11月にも同閣僚会合が開催され日本は積極的に議論に貢献した。

## Ⅰ 第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けた議論

新型コロナの感染拡大により2020年6月の開催が延期となったMC12に向けた議論は続いており、以下のような点が特に注目されている。

漁業補助金交渉については、「国連持続可能な開発のための目標（SDGs）」で定められた「違法・無報告・無規制（IUU）<sup>16</sup> 漁業や過剰漁獲につながる補助金の禁止」の達成に向け、MC11での決定を踏まえ、全WTO加盟国が参加する漁業補助金交渉が進んでいる。日本は、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながる補助金を規制すべきとの立場で、早期の交渉妥結を目指して、積極的に交渉に参加している。

また、デジタル分野のルール作りについては、新型コロナの世界的感染拡大も受け、インターネットを介した貿易やデジタル経済の果たす役割が大きくなっている中、交渉の重要性が一層高まっている。前述のWTO電子商取引交渉は新型コロナの流行により一時中断を余儀なくされたものの、その後は、バーチャル形式での会合を活用し、継続的に協議されている。日

本は共同議長国として交渉を主導し、12月、共同議長報告を発表し、高い水準のルール作成を目指して、交渉を加速させることを確認した。日本は、MC12に向けて、国境を越えるデータの移転、個人情報の保護などの論点を含め、実質的な進展を図るべく、引き続き主導的な役割を果たしていく。

## Ⅱ 個別の紛争処理案件

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の紛争を手続に従い解決するための制度である。同制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられる。日本が当事国である最近の主な案件は以下である（2020年12月現在）。

- ・韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置（DS504）<sup>17</sup>：2016年6月にパネルが設置され、2018年4月に韓国の措置がWTO協定違反であると認定された。2019年9月に、上級委員会もパネルと同様の判断を行い、韓国に対する措置の是正勧告が確定した。2020年8月に韓国は措置を撤廃した。
- ・インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS518）：2017年4月にパネルが設置され、2018年11月にインドの措置がWTO協定違反と認定された。同年12月に上級委員会に付託されたが、上級委員会の機能停止を受け手続が停止している。
- ・韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置（DS553）：2018年10月にパネルが設置され、2020年11月、韓国の措置がWTO協定違反と認定され、措置の是正が勧告された。
- ・韓国による自国造船業に対する支援措置（DS571・DS594）：2018年11月、日本は韓国に対し二国間協議を要請し、同年12月協議を実施した。2020年1月、韓国における新たな支援措置も対象として改めて協議

<sup>16</sup> IUU：Illegal, Unreported and Unregulated

<sup>17</sup> 「DS○○○」の番号は、協議要請がなされた時点でWTO事務局により紛争案件に付される整理番号で、1995年のWTO紛争解決（Dispute Settlement）制度開始以来の整理番号

を要請し、3月に協議を実施した。

- ・インドによる情報通信技術（ICT）製品の関税上の取扱い（DS584）：2019年5月、日本はインドによるICT製品を対象とした関税引上げ措置のWTO協定整合性につき、二国間協議を要請した。2020年7月にパネルが設置された。
- ・日本による対韓国輸出管理運用の見直し（DS590）：2019年7月、日本は、韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度とした。同年9月、韓国は日本の措置がWTO協定に違反するとして二国間協議を要請し、2度の協議を実施した。同年11月、韓国は日韓当局間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、本件WTO紛争解決手続を中断すると発表し、2回にわたり輸出管理政策対話が行われたが、韓国は2020年6月にWTO紛争解決手続を再開し、7月にパネルが設置された。

## (2) 経済協力開発機構（OECD）

### ア 特徴

OECD<sup>18</sup>は、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、貿易・投資、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会などで行われる議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、1964年に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会などでの議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

### イ 2020年閣僚理事会

当初5月に予定されていた閣僚理事会は新型コロナウイルスの影響により延期となり、6月から9月にかけて、分野別の閣僚理事会ラウンドテーブルが3回開催され、新型コロナ対策や回復に向

けた政策に係る各国の知見が共有された。「コロナ危機からの回復への道」をテーマに開催された10月の閣僚理事会では、菅総理大臣がビデオメッセージを発出し、国際連携の重要性を強調するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けOECDが政策協調の場として果たす役割に期待すると述べた上で、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信した。また、鷲尾英一郎外務副大臣から、政府全体でのデジタル化の取組、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を踏まえたルール作りを後押しするOECDの活動の重要性、中長期的な医療・保健システム強化を含む日本の国際協力の取組を強調するとともに、アジア地域へのアウトリーチ（関係強化・政策対話）<sup>けんいん</sup>を牽引していくと発信した。



OECD 閣僚理事会（テレビ会議形式）に参加する鷲尾外務副大臣（10月29日、東京）

### ウ OECD条約署名60周年記念式典

12月のOECD条約署名60周年記念式典では、菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、これまでのOECDの優れた経済分析や質の高いルール作りなどの活動を高く評価し、グローバル化や新型コロナ危機におけるOECDの役割の重要性を強調したほか、「デジタル化の推進」や「グリーン社会の実現」といった課題への日本の取組を発信し、OECDと東南アジアを含むアジア地域への関係強化を後押ししていくと述べた。

<sup>18</sup> OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

## Ⅰ 各分野での取組

鉄鋼の過剰生産能力問題について、2016年のG20杭州サミット（中国）を受けて、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）が設立された。2020年10月の閣僚会合には、30の主要鉄鋼生産国・地域及びOECD事務局などが参加し、新型コロナの鉄鋼需要への影響や構造的な過剰生産能力問題の解消に向けた多国間の協力について議論を行った。引き続き、日本はこの課題の解決に向け強いリーダーシップを発揮し、積極的な役割を果たしていく。

また、OECDはG20との連携を強化しており、経済の電子化に伴う国際課税原則の見直し、質の高いインフラ投資やコーポレート・ガバナンスに関する原則策定などの分野で協力している。

## Ⅱ アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。2020年は、東南アジア諸国とOECD加盟国との間でオンライン形式による様々な政策対話などが行われた。新型コロナへの対応としてOECDが東南アジアで優先的に取り組むべき分野などについても議論が行われ、協力の重要性が確認された。今後も、東南アジア地域プログラムを効果的に活用しながら、同地域からの将来的な加盟も見据えつつ、引き続き、同地域の経済統合や国内改革を後押ししていくことが重要である。

## Ⅲ 財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算（義務的拠出金）の9.4%（2020年、米国に次ぎ全加盟国中第

2位）を負担しており、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長（現在は河野正道次長）も歴代輩出している。また、日本はOECD開発センターへの分担金最大負担国（2020年）であるほか、開発センター次長（湯浅あゆ美次長（2020年9月着任））を輩出するなど、財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

## 4 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS）<sup>19</sup>、世界知的所有権機関（WIPO）<sup>20</sup>などでの多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。また、二国間の対話においても、積極的に知的財産保護の強化を諸外国に求めている。EPAなどでも、知的財産に関する規定を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成されるよう努めており、TPP11協定や日EU・EPAに続き、日英EPA及びRCEP協定も、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となった。また、海外で模倣品・海賊版被害など知的財産についての問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策についての開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構（JICA）を通じて専門家派遣などを行っている。

<sup>19</sup> TRIPS : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

<sup>20</sup> WIPO : World Intellectual Property Organization



## 第2節

## 国際会議における議論の主導

## 第3章

国益と世界全体の利益を増進する経済外交

## 1 G7・G20

日本は、世界の主要国が集まるG7・G20における積極的な取組を通じ、国際秩序の維持・強化に取り組んでいる。

## (1) G7

新型コロナの感染拡大を受け、3月16日に議長国米国主催で急遽開催されたG7首脳テレビ会議は、G7首脳間で行われた初のテレビ会議となった。会議では、新型コロナの世界経済への影響を食い止めるためにG7があらゆる政策的手段を用いることや、治療法及びワクチンの迅速な開発などで協調していくことで一致し、G7首脳声明を発出した。安倍総理大臣は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証<sup>あかし</sup>として、完全な形で実施したいと述べ、他の首脳の支持を得た。

3月25日にテレビ会議形式で開催されたG7外相会合では、新型コロナ対応について外相間でも連携を確認したほか、北朝鮮、中国、イランを含む地域情勢についても活発な議論を行った。

4月16日に開催されたG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重要性などについて一致した。安倍総理大臣は、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムの脆弱<sup>ぜいじやく</sup>な国への支援、危機に関する



G7首脳テレビ会議（4月16日、東京 写真提供：内閣広報室）

支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築などについて発言した。

## (2) G20

3月26日に議長国サウジアラビアが主催したG20首脳テレビ会議においては、公衆衛生及び財政措置の協調、貿易やサプライチェーンの混乱の最小化などを決意することを明記した首脳声明を採択した。安倍総理大臣は、リードスピーカーとして、治療薬などの開発を加速させるとともに、G20として強大な経済財政政策を実施すべきと呼びかけ、各国の支持を得た。首脳声明では、人類の力強さの証として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を完全な形で主催するという日本の決意を称賛することが記載された。

9月3日に開催されたG20臨時外相テレビ会

議では、新型コロナ対応に係る知見・経験を共有し、国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方につき、議論を行った。11月21日及び22日にテレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」及び「包括的、持続可能で強<sup>きょうじん</sup>靱な未来の構築」を議題として議論が行われ、その総括として、G20リヤド首脳宣言が発出された。菅総理大臣は、G20として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、国際的な人の往來の再開、さらにはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導していくとのメッセージを明確に発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした。保健分野については、ワクチン・治療・診断への公平なアクセスの確保のための国際的枠組みへの貢献や、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の重要性が確認された。貿易については、多角的貿易体制はかつてなく重要であること、WTO改革への政治的な支持、サプライチェーンの持続可能性及び強靱性を高める必要性などを確認した。デジタル化については、デジタル技術が新型コロナ対応において鍵となる役割を果たすとした上で、「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）の重要性を認識した。さらに、人の移動を促進する具体的な方法を探求することで一致した。気候変動への対応や地球環境の保全、資源・エネルギーの持続可能な利用といった課題に関しては、パリ協定を含む国際的な取組に言及した。また、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の作業を前に進めることやSDGsの実施に貢献していくことも確認された。

また、菅総理大臣は、人類がウイルスに打ち勝った証として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する決意を強調し、その結果、首脳宣言には、人類の力強さとウイルスに打ち勝つ世界の結末の証として、2021年、同競技大会を主催するという日本の決意を称賛することが明記された。



G20リヤド・サミット（11月22日、東京 写真提供：内閣広報室）

## 2 アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC<sup>1</sup>は、アジア太平洋地域の21の国・地域<sup>2</sup>が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を行っている。国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれたインド太平洋」の中核である。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする上で大きな意義がある。

2020年はマレーシアが議長を務め、「共有された繁栄の強靱な未来に向けた、人間の潜在能力の最適化：方向修正・優先付け・進歩」という全体テーマ、及び①貿易・投資の意義の説明（ナラティブ）の改善、②デジタル経済と技術を通じた包摂的な経済参画、③革新的な持続可能性の推進という三つの優先課題の下、3月以降は全てテレビ会議形式となったものの、年間を通じて様々な会合で議論が進められた。

初のテレビ会議形式で開催された11月20日の第27回APEC首脳会議では、3年ぶりに

<sup>1</sup> APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

<sup>2</sup> APEC用語では国・地域を「エコノミー」と呼んでいる。

首脳宣言が採択されたことに加え、「ボゴール目標」<sup>3</sup>後のAPECの方向性を表す「APECプラジャヤ・ビジョン2040」が採択され、アジア太平洋地域におけるAPECの存在感を示した。このビジョンは、貿易・投資、イノベーションとデジタル化、そして、力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長という経済的推進力により、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで強靱かつ平和なアジア太平洋共同体」を目指すものである。

首脳会議に出席した菅総理大臣は、ウィズコロナ・ポストコロナの経済成長に向け、デジタ

ル化と脱炭素社会の実現、自由貿易の推進と連結性の強化、包摂的な経済成長を強調した。特に、デジタル庁の設立や、2050年までの「カーボンニュートラル」実現に向けた「環境と成長の好循環」の加速を表明したほか、WTO改革、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた地域経済統合の更なる推進、サプライチェーンの強靱化及び質の高いインフラの普及・実践の牽引<sup>けんいん</sup>による連結性の強化、並びに人間の安全保障の概念に立脚する取組を強化する日本の考え方を発信した。2021年は、ニュージーランドが議長を務めることとなっている。

<sup>3</sup> 先進エコノミーは遅くとも2010年までに、途上エコノミーは遅くとも2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成するとの目標。1994年のAPEC首脳会議において採択された。



## 第27回APEC首脳会議の成果



APEC首脳会議で発言する菅総理大臣  
(11月20日、東京 写真提供：内閣広報室)

### ①首脳宣言のポイント

|                       | 首脳宣言のポイント                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルス感染症          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症に対処するため、引き続き協働</li> <li>●<u>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)</u> に向けたデジタル技術の発展と貢献の重要性を認識</li> </ul>                                      |
| APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●下記②参照</li> </ul>                                                                                                                           |
| 貿易・投資                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボゴール目標の下でなされた大きな進捗を歓迎し、アジア太平洋地域における貿易・投資の環境改善を促進する上で、更なる取組が必要であることを確認</li> <li>●自由で、開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、かつ予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識</li> </ul> |
| 多角的貿易体制とWTO改革         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●APECが多角的貿易体制を支持し続けることに対するAPECビジネス諮問委員会 (ABAC) からの要請に留意</li> <li>●WTOの機能を改善させることを目指した必要な改革を通じ、現在進行中の作業を引き続き支持</li> </ul>                    |
| アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市場主導による地域における経済統合を更に推し進める。</li> </ul>                                                                                                      |
| サプライチェーン強靱性           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要不可欠な物品及びサービスの移動並びに人々の安全で不可欠な移動を促進することで協力し、貿易に不必要な障壁を特定し、取り除くことでサプライチェーンの強靱性を強化</li> </ul>                                                |
| 質の高いインフラ              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●質の高いインフラ整備・投資を通じて地域連結性を向上する重要性を強調</li> </ul>                                                                                               |
| デジタル経済                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●データの流通を促進し、<u>デジタル取引</u>に対する消費者及びビジネスの信頼を強化する上での協力の重要性を認識</li> </ul>                                                                       |
| 持続可能性と人間の安全保障         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●人間の安全保障のアジェンダを含め、包括的な質の高い成長を促進するための作業を推進</li> <li>●<u>食料安全保障</u>を確保</li> <li>●エネルギー強靱性及びエネルギー安全保障を向上</li> </ul>                            |

### ②「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」のポイント

「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を、以下の三つの経済的推進力により実現する。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貿易・投資                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性のある、予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識し、実現するために共に作業を継続</li> <li>●良く機能する多角的貿易体制を実現させ、WTOの合意されたルールへの支持の再確認</li> <li>●アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) のアジェンダに関する作業などを通じて、ボゴール目標及び市場主導による地域における経済統合を推進</li> </ul> |
| イノベーションとデジタル化             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市場主導で、デジタル経済やイノベーションに支えられた環境を作り、構造改革及び健全な経済政策を追求</li> <li>●デジタルインフラの強化、データの流通の促進と消費者やビジネスの信頼の強化で協力</li> </ul>                                                                                           |
| 力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害や疾病などへの強靱性を確保するため、中小零細企業、女性を含む皆に恩恵をもたらす質の高い成長の促進</li> <li>●人材育成の強化、気候変動等を含む環境分野の課題への対処</li> </ul>                                                                                                     |

## 第3節

# 日本の経済的な強みの発信 （日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む）

## 第3章

国益と世界全体の利益を増進する経済外交

## 1 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日本企業の拠点数は近年増加し、2019年10月時点で7万4,072以上に上る。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を目指し、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2020年度にはアジア地域を中心に、13か国17公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパnbrand」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広報・宣

伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報を行ってきた（ただし、2020年については新型コロナの世界の流行に鑑み、多くの事業を中止・縮小した。）。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だけではなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国で行われたEU残留・離脱を問う国民投票を踏まえ、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、同年12月31日をもって移行期間が終了した。英国・EU間の動き及び交渉結果は日本企業や世界経済に大きな影響を与え得ることから、政府は、2016年7月に立ち上げた内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」（2020年1月末までに15回開催）、在外公館でのセミナーなどを通じて、政府全体で横断的に情報を集約・分析・提供するなど、必要な取組を行ってきた。政府としては引き続き、関連動向を注視していくとともに、2021年1月1日に発効した日英EPAの適切な運用及び日系企業に対する情報提供を含め、必要な対応を行っていく。

## 2 インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心とした海外におけるインフラ需

要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、これまで49回（2020年12月現在）の会合が実施された。同会議では、2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に、近年の情勢変化を踏まえ、2021年から5年間の新目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下「新戦略」という。）を策定した。新戦略では、①経済成長の実現、②SDGs達成への貢献、③「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を目的の3本柱として推進し、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標に掲げられ、この目標達成のため、具体的施策を進めていく方針が示された。現下の重要課題の対応として、新型コロナの影響への対応の集中的推進、カーボンニュートラルへの貢献、石炭火力輸出支援の厳格化、デジタル技術・データの活用促進も取り上げられた。

また、トップセールスの展開、公的資金スキームの積極的な活用のための制度改善なども進めており、JICA海外投融資にかかる審査プロセスの運用の見直しを実施した。さらに、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名し（2020年12月末現在、75か国97公館200人）、成果を上げてきている。

### 3 日本の農林水産物・食品の輸出促進 （東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制）

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進すべく、2019年4月、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」が設置された。関係の事業者などからのヒアリングなどを実施し、同年6月、今後の課題とそれに向けた対応方針が取りまとめられた。また、同年11月、輸出先国・

地域による食品安全規制などに政府一体となって迅速に対応する体制整備などを内容とする「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が成立し、2020年4月1日に施行された。その後、2030年に農林水産物・食品の輸出額を5兆円にするという新たな目標（「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月31日閣議決定））を掲げ、更なる輸出拡大に向け、政府一体となって取組を行っている（167ページ コラム参照）。

外務省は、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しつつ、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信している。特に、54か国・地域の58か所の在外公館には、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化しているほか、その他の国・地域においても各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的な取組を行っている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。震災・原発事故から約10年が経過したが、依然として震災・事故後に規制を導入した54か国・地域のうち16の国・地域（2020年12月現在）において、日本の農林水産物・食品などに対する輸入規制措置が維持されていることは大きな問題である。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が撤廃されるように取り組んでいる。

こうした取組の結果、2020年にはフィリピン（1月）、モロッコ（9月）、エジプト（11月）、アラブ首長国連邦（12月）及びレバノン（12月）が輸入規制を撤廃し、累計で38か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、



ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア（フランス領）、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ及び上記5か国）が規制を撤廃した。また、シンガポール、米国、インドネシアが規制を緩和するなど、規制の対象地域・品

目が縮小されてきた（2020年12月末時点）。

引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、規制措置を維持する国・地域に対し、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、説明及び働きかけを行っていく。

## コラム

### 八幡平市「安代りんどう<sup>あしろ</sup>®」の海外展開

岩手県八幡平市花き研究開発センター所長 津島佐智幸

岩手県八幡平市は、奥羽山系に抱かれた豊かな自然と温泉やスキー場などに多くの観光客が訪れる緑豊かな街です。市北西部の安代地区は、冷涼な気候をいかして1972年からリンドウを生産してきました。八幡平市が研究開発施設を運営し、市内の花き生産者で構成する一般社団法人安代リンドウ開発と共同研究契約を締結し、リンドウのオリジナル品種の開発を行っています。生産者が販売額の2%を研究協力費として拠出し、安定した組織の運営を図り、生産者の意見を踏まえた品種開発から生産指導までの一貫したシステムを構築することにより、八幡平市は、国内需要の3割を超える日本一のリンドウの産地となりました。

現在、八幡平市が取り組んでいるのが、育成し商標登録した品種「安代りんどう」を世界で活用し、産業振興を図るための知的財産の輸出です。「安代りんどう」の海外展望のきっかけは、1998年2月に開催されたスキー国体の会場に飾る花を日本と季節が逆となる南半球のニュージーランドへ生産委託したのが始まりです。以降、冬期間にニュージーランドで生産された「安代りんどう」を逆輸入し、日本市場での通年販売を実現しようと考えたのです。当初日本からの知的財産の輸出は全く視野になかったのですが、ニュージーランドは花の輸出が盛んな国で、現地の生産者から「なぜ輸出しないのか」と問われたことからリンドウの知的財産輸出の事業が始まったと聞いています。近年では、みずほ情報総研株式会社との共同研究により、2015年から3年間、アフリカのルワンダでの花き生産可能性調査を実施し、周年供給\*技術を実証できました。2018年には、ルワンダの現地法人与栽培許諾契約を結び、欧州への輸出をスタートさせています。これをきっかけに八幡平市では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のルワンダ選手団のホストタウンとしての交流も始まりました。

前段で申し上げたとおり、八幡平市の輸出事業は、生産物の輸出ではなく、知的財産の輸出です。そこから得られるロイヤリティ（商標権の使用料）を活用し、育種（品種改良）の強化や新たな品種の開発に繋がります。八幡平市のリンドウ生産は2021年に生産開始から50年を迎えます。八幡平市では100年産地を目指すとともに、世界で生産される「安代りんどう」がブランド化され、付加価値の高い農業としてアフリカ地域の発展に貢献できると信じ、今後とも取り組んでまいります。



ルワンダでのリンドウ栽培の様子（写真提供：八幡平市）



ルワンダ産「安代りんどう」の初出荷を喜ぶ日本と現地の関係者（写真提供：八幡平市）

\*周年供給：野菜や花などのある一つの品目について、年間を通じて生産し供給すること

## 第4節

# 資源外交と 対日直接投資の促進

### 1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ 安価な供給の確保

#### (1) エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

##### ア 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、①需要（消費）構造、②供給（生産）構造、③資源選択における三つの構造的な変化が生じている。①需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。②供給については、「シェール革命」により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、トランプ政権の下で米国産の液化天然ガス（LNG）の更なる輸出促進を表明するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。③資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への転換に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展している。

原油市場の動きについて見ると、新型コロナの感染拡大を受け、移動の減少、経済活動の停滞により石油需要は激減し、原油価格は大幅に

下落した。3月には石油輸出国機構（OPEC）<sup>1</sup> プラス<sup>2</sup>による協調減産が決裂し、史上初となるマイナス価格を記録した。その後、OPECプラスは5月以降の協調減産に合意し、供給過剰は徐々に緩和した。また、中国やインドにおける石油需要の回復や、協調減産の継続などにより需給バランスは改善し原油価格は上昇基調となり、落ち着いた状況が続いている。しかし、新型コロナの感染が引き続き拡大している中、先行に不安が広がり、エネルギー需要の回復が見通せない状況であり、原油市場が不安定化する懸念は拭えていない。こうした油価の変動が将来のエネルギー安全保障に与える影響を引き続き注視していくことが重要である。

#### イ 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む）は、震災前の20%から2014年には6.4%に大幅に下落し、2018年度には11.8%まで持ち直したものの、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。また、日本の原油輸入の約92%が中東諸国からであり、LNGや石炭につ

<sup>1</sup> OPEC : Organization of Petroleum Exporting Countries

<sup>2</sup> OPEC プラスはOPEC加盟国と非加盟国の主要産油国で構成

いては、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている（いずれも2019年）。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。

こうした状況を背景に、2018年7月に閣議決定された、「第5次エネルギー基本計画」では、3E+S（「安定供給（Energy Security）」、「経済効率性（Economic Efficiency）」、「環境適合（Environment）」及び「安全性（Safety）」）の原則の下、安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー需給構造を実現すべく、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組やエネルギーシステム改革の推進も盛り込まれており、2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年比）に向けてエネルギーミックスの確実な実現を目指すとしている。「エネルギー基本計画」は、少なくとも3年ごとに検討を加えることとなっており、2020年10月に次期エネルギー基本計画作成に向けた議論が開始された。

## （2）エネルギー・鉱物資源の安定的かつ

### 安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤をなす。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

#### ア 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している（2020年末現在）。また、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に係る在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2020年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い開催が中止されたものの、直近では2019年2月に東京で開催し、関係省庁や民間部門などからも参加を得て、エ

ネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた日本の戦略の方向性について、活発な議論を行った。また、2017年から特定地域を対象とした地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開催している。2019年には中東地域を対象としてエジプトで開催し、外務本省と在外公館、政府関連機関との連携強化の重要性、日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交を効果的に推進していくための方策について議論を行った。

#### イ 輸送経路の安全確保

日本が原油の約9割を輸入している中東からの海上輸送路や、ソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要な海上輸送路において、海賊の脅威が存在している。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に海賊対処のために自衛隊及び海上保安官を派遣して世界の商船の護衛活動を実施している。

#### ウ 国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用し、世界のエネルギー市場・資源産出国の動向や中長期的な需給見通しなどの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの緊急時における対応能力の強化に努めている。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済の停滞によるエネルギー需要への影響を受けて、4月、G20エネルギー大臣臨時会合（テレビ会議）が実施され（日本からは梶山弘志経済産業大臣が出席）、不安定なエネルギー市場が実体経済に多大なる悪影響を与えていることなどを認識し、市場安定化、エネルギー安全保障強化の観点からG20として連携を強化していくことを確認した。

9月、サウジアラビアを議長国としてG20エネルギー大臣会合（テレビ会議）が開催さ



れ、外務省からは、鷲尾英一郎外務副大臣が出席した。同会合では、循環炭素経済（CCE：Circular Carbon Economy）、エネルギー・アクセス、エネルギー安全保障・市場安定化などについて議論が行われ、成果文書として、閣僚声明が発出された。同閣僚声明では、新型コロナウイルスの感染拡大が世界のエネルギー市場の不安定化を招いている状況に対し、エネルギーシステムの強靱化<sup>きょうじん</sup>に向けた国際協力の重要性を確認し、安全、安価で、持続可能なエネルギーへのアクセス実現の重要性を確認した。さらに、2019年のG20大阪サミットにおいて確認された3E+S（「安定供給」、「経済効率性」、「環境適合」及び「安全性」）を実現するためにはエネルギー転換が重要であることを再確認した。

11月、鷲尾外務副大臣は、国際エネルギー機関（IEA）<sup>3</sup>がアフリカ連合委員会（AUC）と共に主催するアフリカに関する閣僚フォーラムに出席し、日本のアフリカにおけるエネルギー・アクセスの改善及びアフリカへの投資の継続の重要性を強調するとともに、同地域におけるエネルギーへのユニバーサル・アクセス実現に向けた日本の取組について紹介した。

### (3) エネルギー・資源外交に関する2020年の主な取組

#### ア エネルギー・資源外交政策の検討と打ち出し

1月、若宮健嗣外務副大臣は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）<sup>4</sup>第10回総会（アラブ首長国連邦・アブダビ）に出席し、再生可能エネルギーの更なる普及拡大に向けた日本の方針や取組に関するスピーチを行い、2030年頃から寿命を迎える太陽光パネルなどが大量に廃棄される時代が到来することを問題提起した。また、再生可能エネルギーの長期的かつ安定的な普及促進のためには、その導入の加速化だけではなく、環境に配慮しつつ、将来的な廃棄の問題について今から考え、取り組むことが重要であることを訴えた。



国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第10回総会でスピーチを行う若宮外務副大臣（1月11日、アラブ首長国連邦・アブダビ）

#### イ 在京外交団を対象とした千葉県及び福島県におけるカーボンリサイクル関連施設の視察

3月、資源エネルギー庁、東京理科大学、福島県いわき市の協力により、在京外交団を対象とした千葉県野田市、柏市、福島県いわき市におけるCCUS<sup>5</sup>/カーボンリサイクル関連施設の視察（CCUS/カーボンリサイクルスタディーツアー）を実施した。

今回のスタディーツアーは、「福島新エネ社会構想」などに基づき、脱炭素化を実現するための日本の取組を世界に発信することを目的として実施されたもので、合計5か国（5人）の大使館から参加があった。参加外交団一行は、東京理科大学野田キャンパスで開催された「CCUS/カーボンリサイクルセミナー」に参加したほか、同大学内にある光触媒国際研究センターにおいて、カーボンリサイクルを実現する最先端技術として、二酸化炭素還元技術に関して理解を深めた。また、千葉県柏市の「日立造船株式会社」を訪問し、二酸化炭素と水素からメタンを生成するメタネーションの実証装置や水素製造装置を視察した。さらに、福島県いわき市の「とまとランドいわき」及び「常磐共同火力株式会社<sup>なごそ</sup>勿来発電所」を訪問し、様々な環境に配慮した農業の先進的な取組や日本が誇る世界最先端のクリーンコール技術である石炭ガス化複合発電技術（IGCC）を視察した。

<sup>3</sup> IEA：International Energy Agency

<sup>4</sup> IRENA：International Renewable Energy Agency

<sup>5</sup> CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

## ウ エネルギー憲章条約の近代化に係る交渉の開始

エネルギー憲章に関する条約（ECT：Energy Charter Treaty）は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本は1995年に署名、2002年に発効）。欧州及び中央アジア諸国を中心とした52か国・機関が本条約を締結している。

エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護・自由化などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

1998年に発効してから20年以上が経過した本条約については、改正などが必要な条項を検討する条約の近代化の議論が2017年から開始され、2019年12月のエネルギー憲章会議第30回会合においてECTの近代化に係る交渉の開始が決定された。2020年から本格的な交渉が開始され、投資保護、紛争解決、通過などに関する多岐にわたる内容について議論が行われており、日本としても積極的に交渉に関与している。また、日本はECTの最大の分担金拠出国であり、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。2020年12月にオンライン形式で開催されたエネルギー憲章会議第31回会合には、鷲尾外務副大臣がビデオメッセージにより出席し、エネルギー安全保障におけるECTの重要性を述べるとともに、昨今のエネルギー情勢をめぐる日本の取組を紹介した。

## 2 食料安全保障の確保

2020年の世界の人口は約78億人と推定されており（国連人口部発表）、今後、アフリカやアジアを中心に人口の増加が見込まれている。また、開発途上国の食生活の変化に伴い、飼料用穀物の生産を急増させる必要があるとされている。国内では、日本の食料自給率（カロリーベース（農水省発表））は長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移し、2019年度実績は38%となっている。日本は食料の多くを輸入に依存しており、国民への安定的な食料の供給のためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせることが必要である。

世界的に中長期的に需給のひっ迫が懸念される中、安定的な輸入を確保するためには、世界全体の食料増産を進める必要があり、環境負荷を低減しつつ増産を図る持続可能性の確保も求められている。加えて、作況や自然災害などによる食料価格の不安定化に備え、安定的な農産物市場や貿易システムを形成するなどの取組により、日本の食料安全保障の確立を図っていかなければならない。

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界の食料安全保障に影響を与えた。一時的に中国産加工野菜の日本への輸出の停滞がみられたほか、ロシアやベトナムなどが小麦、コメなどの輸出制限を実施する動きがみられた。また、国連食糧農業機関（FAO）によると、経済の落ち込みやサプライチェーンの混乱による食料アクセスの低下に伴い、特に脆弱な地域の1億人以上が栄養不足に陥る可能性が指摘されている。世界の主要な穀物などの生産は、需要に対して十分な量が確保される見込みであるが、感染拡大の長期化による影響が懸念されることから、食料サプライチェーンの強靱化が急務である。

### (1) 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

新型コロナウイルスの影響による食品の輸出規制やサプライチェーンの途絶の状況を踏まえ、国際的

な枠組みにおいて、サプライチェーンの維持・回復、不当な貿易制限の回避などの重要性を確認してきている。3月、FAO、世界保健機関（WHO）、世界貿易機関（WTO）は、共同声明において、貿易関連措置が食品サプライチェーンの混乱を生じさせることがないように各国に呼びかけた。

G20の枠組みでは、議長国サウジアラビアの下、4月にG20農業大臣臨時テレビ会議、9月にG20農業・水大臣会合（テレビ会議）が開催され、新型コロナによる食料安全保障などの諸課題への対応などについて議論が行われ、それぞれ「新型コロナウイルス感染症に関するG20農業大臣声明」及び「G20農業・水大臣宣言」が採択された。

APECでは、民間セクターとも連携した形でAPEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ（PPFS）<sup>6</sup>を通じた協力が進められている。2020年の議長国マレーシアの下では、10月にAPEC食料安全保障閣僚級政策対話（テレビ会議）が開催され、新型コロナによる影響を踏まえた食料安全保障の確保について議論が行われ、「APEC食料安全保障閣僚級政策対話声明」が採択された。

## (2) 国連食糧農業機関（FAO）との連携

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関であるFAO<sup>7</sup>の活動を支えている。特に、日本は第3位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議の実施や、国内への理解の向上のためのシンポジウムなどを実施している。

## 3 漁業（捕鯨・マグロなど）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している（174ページ コラム参照）。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続可能な形で利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会（IWC）<sup>8</sup>において、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進めてきた。しかし、現状のIWCでは、本来のIWCの目的である鯨類の「持続的な利用」と「保護」という異なる立場の共存が極めて困難であることが明らかとなったことから、2019年6月30日、日本は国際捕鯨取締条約（ICRW）<sup>9</sup>から脱退し、同年7月、日本の領海及び排他的経済水域（EEZ）において大型鯨類を対象とした捕鯨を再開した。この捕鯨は、十分な資源量が確認されているミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラを対象とし、IWCで採択された方式に沿って算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で、科学的根拠に基づき持続可能な形で行われている。

日本は、2020年5月にIWCの科学委員会にオブザーバーとして出席したほか、非致命的調査である南極海鯨類資源調査やIWCとの共同による太平洋鯨類生態系調査などを実施し、IWCなどの国際機関に調査結果や捕獲情報などを提供するなど、関連する国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献している。

違法・無報告・無規制（IUU）漁業への早急な対策が国際社会として強く求められている中、日本はIUU漁業対策への取組を強化している。日本が議長を務めた2019年G20大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシア

<sup>6</sup> PPFS : Policy Partnership on Food Security

<sup>7</sup> FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

<sup>8</sup> IWC : International Whaling Commission

<sup>9</sup> ICRW : International Convention for the Regulation of Whaling



ティブにより、「海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU 漁業に対処する重要性を認識」することが明記された。また、日本は、寄港国がIUU 漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）<sup>10</sup>への加入を、第75回国連総会「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議などの場を通じ、未締結国に対して働きかけている。

中央北極海では、直ちに商業的な漁業が行われる状況ではないが、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に、無規制な操業が行われることが懸念されたことから、2018年10月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名された。2020年末現在、日本を含む9か国が同協定を締結している。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関（RFMO）<sup>11</sup>に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導している。太平洋クロマグロについては、2020年の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）<sup>12</sup>において、親魚資源量の回復などの科学的知見を踏まえ、日本から、2019年に続き、資源の回復目標についての一定以上の達成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案した。一部の慎重な意見により、増枠は決定されなかったものの、漁獲枠の未利用分に係る繰越率の上限を、捕獲枠の5%から17%へ増加する措置及び小型魚の漁獲枠の大型魚の漁獲枠への振替を可能とする措置の1年延長が採択された。大西洋クロマグロについては、近年の資源量の回復を受けて総漁獲可能量（TAC）<sup>13</sup>が増加されてきたが、2020年の大西

洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）<sup>14</sup>の年次会合が中止になったことを受けて行われた電子メールでの協議において、2020年の総漁獲可能量を2021年も維持することが決定された。また、2010年以降、日本の漁船が地中海において操業を行っていなかったことや、日本が地中海において関心を有しているまぐろ類の資源の保存管理措置が、近年ICCATにおいてのみ採択されていることを踏まえ、日本は、2020年10月31日に、地中海漁業一般委員会（GFCM）<sup>15</sup>を脱退した。

サンマについては、2019年の北太平洋漁業委員会第5回委員会会合において導入された漁獲規制に基づいた初めての操業が行われた。一方、2020年は、サンマの記録的不漁や価格高騰が報道で多く取り上げられるなど、水産資源の持続可能な利用の重要性、海洋環境の変化及び日本の漁業の持続性に改めて関心が寄せられることとなった。次回以降の会合において、資源管理を一層充実させていくことが必要となっている。

ニホンウナギについては、日本主導の非公式協議において、6月、2019年に引き続き、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、国際取引におけるトレーサビリティ（追跡可能性）の改善に向け協力することが、日本、韓国、台湾の間で確認された。

#### 4 対日直接投資

対日直接投資の推進については、「対日直接投資推進会議」（2014年から開催）が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置など追加的な施策の継続的実現を図っていくこととしてい

<sup>10</sup> PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

<sup>11</sup> RFMO : Regional Fisheries Management Organization

<sup>12</sup> WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

<sup>13</sup> TAC : Total Allowable Catch

<sup>14</sup> ICCAT : The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

<sup>15</sup> GFCM : General Fisheries Commission for the Mediterranean

## コラム

### さかなクンと考える日本の漁業外交 ～持続可能な漁業とSDGsの実現を目指して～

2021年2月1日、外務省は、さかなクンに「海とさかなの親善大使」としての業務を委嘱しました。さかなクンは今後、水産資源を始めとする持続可能で豊かな海の実現に関する活動を国内外に発信します。本コラムでは、茂木外務大臣とさかなクンの対談の模様をお届けします。

#### 1. 海とさかなの親善大使委嘱について

**茂木外務大臣：**親善大使への就任、おめでとうございます。さかなクンには、持続可能な漁業の実現に貢献する日本の取組を広く発信していただきたいと思います。

**さかなクン：**海とさかなの親善大使を拝命し、光栄でギョーございます！  
きれいな海を壊さず、これからも大好きなお魚と共にあり続けるために大切なことを、魚食大国の日本から世界に広く伝えていきたいです。



茂木外務大臣（撮影：渡邊茂樹）

#### 2. 漁業大国日本に求められる外交的役割と日本の取組

**さかなクン：**日本は美しい海に囲まれ、素晴らしい川や湖もあり、たくさんの種類のお魚に出会えるお魚大国です。日本の食卓、食文化にとってお魚はなくてはならないものですね。

**大臣：**日本人は昔から海の恵みを享受してきました。魚をこれからも安定的に獲り続けていけることを「水産資源の持続可能な利用」と呼んでいます。これは、生物の多様性や食料の安定的な確保にもつながる大切な外交課題です。世界有数の水産物消費国である日本は、責任ある漁業国として、国際社会で大きな役割を担っています。

**さかなクン：**今、お魚を取り巻く環境で大きな変化が起きています。今まで獲れたお魚が獲れなくなったり、獲れるお魚の量が減ったりしています。去年は、日本の食卓に欠かせないサンマが過去最低の漁獲量だったことが話題になりました。

**大臣：**漁業や海の世界では、「持続可能（サステナブル）」という言葉がよく耳にします。持続可能な開発目標（SDGs）は、今や国際社会のみならず、国内の民間企業でもキーワードになっていて、日本もSDGsの推進に積極的に取り組んでいます。これは、漁業の分野でも同じです。

**さかなクン：**SDGsの「ゴール14」は、豊かな海の実現を目指す目標です。親善大使として、この目標の達成のための活動に、積極的に参加していきたいです！ 世界のお魚の消費量も増えているので、お魚を獲る量が心配です。持続可能な漁業のために日本は国際社会でどのような取組をしているのでしょうか。

**大臣：**過剰漁獲は世界的な問題ですので、科学的根拠に基づいて、水産資源の持続可能な利用を実現しようとしています。その一つに、「地域漁業管理機関（RFMO）」を通じた、持続可能な漁業のためのルール作りへの貢献が挙げられます。日本人にとって身近なまぐろ類、さば類、サンマやイカなども、RFMOで漁獲枠や漁獲方法が話し合われています。日本は13のRFMOに参加し、国際的な資源管理に積極的に取り組んでいます。

**さかなクン：**ギョギョッ！ そんなにたくさんあるんですね。RFMOの一つ、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では、大西洋のクロマグロが減ってしまったので、日本を中心に関係国で漁獲



委嘱状を手にするさかなクン



SDGsゴール14のロゴマーク  
(写真提供：国連広報センター)

量を制限し、大西洋クロマグロが増加したと伺いました。獲りすぎて減ったお魚を、外交を通じて持続可能にすることが、未来のお魚と海を次世代につないでいくことになりますね。

**大臣：**そのとおりです。太平洋のクロマグロも同じように漁獲量を制限して、資源回復に努めています。

また、未来の水産資源を守っていくためには、「違法・無報告・無規制（IUU）漁業」の対策も重要です。例えば、昨年12月に私がチュニジアを訪問した際には、IUU漁業対策のための漁業資源管理指導船2隻をチュニジアに供与することを伝えました。チュニジアの首相や国務長官からもこうした日本の取組についてとても感謝されました。

**さかなクン：**素晴らしいです。以前、セネガルを訪問して、日本の支援や技術が外国の水産業の発展に貢献している現場を視察し、感動しました。お魚は世界中で重要な食料源になっています。だからこそ、途上国への支援が大事ですね。

### 3. 豊かな海を守るためにできること

**さかなクン：**SDGsの「ゴール14」は、海洋汚染の防止や海の生態系を守ることにも目標にしています。近年、海をめぐる環境は、海水温の上昇や海水の酸性化などで大きく変わっています。特に海洋プラスチックごみは大きな問題の一つです。私は、以前、海中にプラスチックがどれくらい漂っているかの調査に参加しました。20分くらいで網いっぱいプラスチックごみがたまり、びっくりギョウテンしました。海の生き物は環境の変化に敏感なので、とても心配です。

**大臣：**日本は、2019年のG20大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を打ち出しました。このビジョンを実現するために立ち上げたのが「マリーン・イニシアティブ」で、開発途上国における廃棄物管理の向上を目的に、ODAによる支援を行っています。その中では、2025年までに廃棄物管理人材を1万人育成することとしています。

**さかなクン：**すげー！ 海洋プラスチックごみは、陸上で捨てられたごみが川や水路を通して海に流れていくことも原因の一つなので、世界中の一人ひとりが普段の生活の中で、マイバッグやマイボトルを使ったり、リサイクルをしたりしてゴミを減らす工夫が大切ですね。日本発のビジョンを世界に広げていきたいですね！

大臣が就任されてから、海の環境を大切にするための活動で、特に印象に残っていることを教えてください。

**大臣：**昨年12月にモーリシャスを訪問し、貨物船「WAKASHIO」の座礁による油流出被害状況を視察しました。モーリシャスの精力的な取組、そして、関係者のご尽力により、事故当初と比べ、見違えるほど周辺の海がきれいになっていたことが、強く印象に残っています。既に油の除去はほぼ終了したと聞いていますが、日本としては、モーリシャスが一日も早く美しい自然環境、そして、豊かな経済や生活を取り戻せるよう、関係者と緊密に連携して取り組んでいく考えです。

**さかなクン：**世界は海でつながっています。お魚と海を大切にし、SDGsの「ゴール14」を達成するためには、世界が足並み<sup>そろ</sup>揃えていくことが重要だと改めて思いました。海洋プラスチックごみ問題を始め、一人ひとりの取組も重要ですね。SDGsの「ゴール14」の達成を目指し、水産資源がこれからも持続可能であり続けることの大切さを、海とさかなの親善大使としてお伝えしていきます！



モーリシャスの海岸を視察する  
茂木外務大臣



る。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」<sup>16</sup>を活用し、担当副大臣及び外務副大臣との面会を行っている。また、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年比）」との目標（2019年末時点で33兆9,000億円）を掲げ、様々な取組を進めてきたところ、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（2020年7月17日閣議決定）などに基づき、次期目標（KPI：Key Performance Indicator）を含む中長期戦略を策定すべく7月の第8回対日直接投資推進会議において「対日直接投資促進のための中長期戦略 2021」策定に向けた方針（案）を決定し、スタートアップ企業の呼び込み及び地域への呼び込みの強化を出発点に同戦略を検討することとなっている。外務省は、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を実施している。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベントの開催などを行い、2019年度の各公館の活動実績は750件を超えた。

## 5 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に向けた取組

9月、「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、内閣に博覧会推進本部が設置され、大阪・関西万博の開催準備に向け、関係省庁、経済界や自治体が一体となって協力することとなった。

12月1日には、博覧会国際事務局（BIE）総会において、大阪・関西万博の登録申請が承認され、開催国政府として正式に各国・国際機関に対し、同万博への参加招請活動を開始した。また、同月21日には、博覧会推進本部において、大阪・関西万博に向けた政府の基本方針が取りまとめられた。そのほか、プロデューサー選定やロゴマーク決定、基本計画の策定など、国内における準備が進められた（177ページコラム参照）。

大阪・関西万博が掲げるテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、同万博においては日本の魅力を広く発信するとともに、2030年を目標年とする「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を加速化する重要な機会とすることを目指す。世界中の人に夢や驚きを与え、日本全体を元気にするような万博にするため、引き続きオールジャパンの体制で取り組んでいく。

<sup>16</sup> 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談相手につける制度

## コラム

2025年大阪・関西万博 ～ロゴマークに込められた<sup>おも</sup>想い～

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）のロゴマークが8月25日に決定されました。公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公募に対して5,894作品の応募があり、その中から選ばれたロゴの制作者のTEAM INARI（チーム イナリ。代表者：シマダ タモツ氏）に、ロゴに込めた<sup>おも</sup>想いや大阪・関西万博への期待などをお聞きました。

——大阪・関西万博のロゴマークは、海外メディアでも取り上げられるなど、そのユニークさが話題となっています。どのように着想されたのでしょうか。

**シマダ氏：**大阪・関西万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマが掲げられ、そのキーワードとして「さまざまな個（一人ひとり）が輝く」、「個と個が<sup>つな</sup>がり、共創が生まれる」などが提示されていました。そこで、シンプルな円を一つの生命として見つめ、そこに様々な個性を与えた上で、もう一度繋ぎ合わせるという発想から制作がスタートしました。

——ロゴマークに込めた<sup>おも</sup>想いを教えてください。

**シマダ氏：**このロゴマークの制作に際しては、生命の活力を支える「CELL（細胞）」というコンセプトを基にしました。目玉のように見える部分は、実は1970年の大阪万博ロゴマークの桜の花びらから連想されており、フォルムや数が揃えられています。つまり、細胞の中の「DNA（遺伝子）」として、1970年大阪万博が連続していることを<sup>あん</sup>暗喩したもので、大阪という都市の歴史や文化を未来へ繋ぐイベントであってほしいとの願いを込めています。

——大阪・関西万博のテーマとして、国連の定めたSDGs（持続可能な開発目標）が重視されています。ロゴマークは、SDGsと関連がありますか。

**シマダ氏：**SDGsの掲げる「誰一人取り残さない世界」という視点にはとても共感します。というのも、このロゴマークの誕生も、一人ひとりの個性を<sup>い</sup>生き活きと輝かせるというメッセージが出発点だったからです。たとえ違う方向を見つめていても、それでもきっと手を繋いでいける。認め合って、尊重していける。このロゴマークのデザインには、そんな<sup>おも</sup>想いが確かに込められています。

——4年後の大阪・関西万博に向けて、ロゴマークは今後、広く世界の人々の目に触れると期待されますが、どのように活躍して欲しいと願われますか。

**シマダ氏：**このロゴマークは、見る人によっては異質に感じるかもしれません。立ち止まらず、<sup>とど</sup>留まらず、ずっと動き続けようとしている姿は、どこか不安定にも見えるかもしれません。けれどそれが「生きている」ということなのだと思います。この胎動が、いつか躍動となれるように。2025年の大阪・関西万博が、そのステージとなるように、世界中の人々に応援し、期待してもらえればと思います。

——関西では万博記念公園や太陽の塔の存在もあり、1970年の大阪万博は今も身近に感じられていますが、大阪の御出身として今回の万博に何を期待しますか。

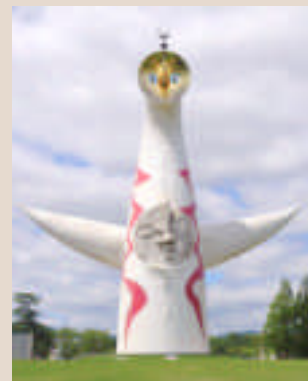


2025年大阪・関西万博  
ロゴマーク



1970年大阪万博 ロゴマーク  
(写真提供：大阪府)

**シマダ氏：**TEAM INARIのメンバーたちは、みんな大阪を拠点として活動するクリエイターです。そのうち2人は1970年大阪万博にも触れた世代で、あのときに感じた世界という巨大なスケールの熱気は、今も記憶に焼き付いています。そして携帯電話やテレビ電話、電気自動車、リニアモーターカーなど、あのときは夢だった技術やアイデアが、いつの間にか現実になっていることに驚かされます。あの感動を、今この時代にふさわしい形で2025年の大阪・関西万博はまた見せてくれることでしょう。「きっとかなう未来」という物語を、この日本で、しかも大阪で、もう一度世界中の人々と共有できる。その瞬間を、今から心待ちにしています。



太陽の塔（写真提供：大阪府）



ロゴマーク最優秀作品発表記者会見に臨むTEAM INARI（写真提供：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会）



# 第4章

## 国際社会で存在感を 高める日本

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 第1節 | 国際社会で存在感を高める日本           | 180 |
| 第2節 | 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組      | 183 |
| 第3節 | 日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組） | 235 |
| 第4節 | 日本への理解と信頼の促進に向けた取組       | 258 |

## 第1節

# 国際社会で存在感を高める日本

近年、新興国の台頭などに伴い国際社会のパワーバランスは大きく変化し、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が更に顕在化している。既存の秩序をめぐる不確実性が増大するとともに、保護主義や内向き志向が深刻化する中、2020年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的に拡大し、一国のみでは対応できない危機を前に、多国間主義の重要性が再確認されることとなった。このような状況の中、日本は、各国との連携を図りながら、自由・公正で透明性のあるルールに基づいた国際秩序を維持・発展させていくために、従来以上に大きな責任と役割を果たさなければならない。このような認識の下、日本は、以下のような様々な取組を通じ、法の支配を重視しながら、一貫性のある安定した外交を展開し、国際社会における存在感を高めてきた。

### 1 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」

インド太平洋は、世界の人口の半分を擁する地域であり、世界の平和と繁栄の鍵を握る安全保障・経済の要衝である。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」は、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築することによ

り、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくというビジョンであり、今や多くの国々がこの考えを共有している。例えば、2020年11月には、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同首脳声明」が採択され、AOIPと日本が推進するFOIPが本質的な原則を共有していること、AOIPに記載された4分野<sup>1</sup>などにおける協力を通じた日・ASEAN戦略的パートナーシップを強化することを確認した。

ポスト・コロナに向けて、このビジョンの意義、重要性はますます高まっている。引き続き、二国間や日米豪印を含む様々な多国間対話の機会を捉え、米国、オーストラリア、インド、ASEAN、更には欧州、中東、アフリカなどの国々とも連携・協力を進めていく。

### 2 新たなルール作り

様々な変化に対応し、時代の要請に即した新たなルール作りが求められる中、日本はそのために必要な国際的取組を主導していく。

日本は、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮してきた。環太平洋パートナーシップ協定からの米国の脱退表明（2017年1月）を

<sup>1</sup> 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標（SDGs）、経済の4分野

受けて、参加する10か国との議論を主導し、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定、2018年12月発効）を実現させた。また、欧州との間では、日・EU経済連携協定（日EU・EPA）を締結（2019年2月発効）し、米国との間でも、2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効した。さらに、2020年11月には、2012年の交渉立ち上げから8年の交渉を経て、日本を含む15か国の間で地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の署名に至った。また、EU離脱後の英国との間では、2021年1月、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定する日英包括的経済連携協定（日英EPA）が発効した。TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEP協定により、日本を中心として、世界のGDPの約8割をカバーする自由で公正な経済圏のネットワークが形成されることとなる。

ポスト・コロナで重要性が増すデジタル分野では、日本は、日米デジタル貿易協定（2020年1月発効）を始めとして、デジタル貿易に関する世界的なルール作りにおいて主導的役割を果たしている。また、日本が議長を務めたG20大阪サミット（2019年6月）で、「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT：Data Free Flow with Trust）の考え方を共有し、「大阪トラック」を立ち上げた。特に、日本が共同議長国を務めるWTO電子商取引交渉を始め、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを主導している。

さらに、サイバーや宇宙といった新領域や、技術革新の進展によって裾野が広がる経済・技術分野の安全保障といった新たな分野においても、既存の国際法が適用されることを前提としつつ、新たな国際的なルール作りに力を入れている。

### 3 多国間主義に基づく国際協力

新型コロナの世界的な感染拡大により、今まで以上に国際協調が求められる中、日本は、国連を始めとする多国間の枠組みを通じた国際協力を行うことで、国内外の平和と繁栄を追求している。

新型コロナに伴う人間の安全保障の危機に対応すべく、日本は、「誰の健康も取り残さない」との考えの下、G7、G20、国連総会などの場でユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指す国際的な議論を主導し、ワクチンや治療などへの開発途上国を含めた公平なアクセスの確保に向けた国際連携の枠組みであるACTアクセラレータ<sup>2</sup>を共同提案国として牽引<sup>けんいん</sup>している。また、感染症危機の克服のための取組のみならず、将来の健康危機も見据えた保健医療システムの強化を始めとする二国間及び多国間の協力をスピード感をもって展開している。

その他の地球規模課題に関しても、インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現を目指した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」（2019年6月）、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の主導とその実現に向けた「マリーン・イニシアティブ」の立ち上げ（同年同月）、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、「カーボン・ニュートラル」の実現を目指すとの表明（2020年10月）など様々な取組を推進し、国際社会における存在感を高めてきた。日本は引き続き、積極的かつ戦略的なODAの活用を通じ、持続可能な開発目標（SDGs）達成を始めとする地球規模課題への取組を加速していく。

特に現在、気候変動問題への対応は最も重要な課題である。2050年までの「カーボン・ニュートラル」の実現に向け、国内の気候変動対策を進めるとともに、パリ協定が目指す世界全体での脱炭素社会の実現のため、2021年に予定されている国連気候変動枠組条約第26回

<sup>2</sup> ACTアクセラレータ：Access to COVID-19 Tools Accelerator



締約国会議（COP26）を含め、各国と連携しつつ、国際社会の取組を牽引していく。

国際社会が新型コロナを始めとする様々な危機に直面する中、国際社会を結束させる国連の存在意義はかつてなく高まっており、必要な機能を効果的に果たしていくためには、ポスト・コロナを見据えた国連改革に真剣に取り組む必要がある。特に安保理改革に向けた具体的交渉を開始すべく取り組むとともに、国際社会の平和と安定に一層貢献するため、日本は2022年

の安保理非常任理事国選挙での当選を目指している。また、国連平和維持活動（PKO）や第14回国連犯罪防止刑事司法会議（2021年3月）などを通じて、幅広い国際課題に積極的に貢献していく。

日本は、国際情勢が複雑化し、不確実性が高まる中で、その存在感を、国際舞台における調整力へと転換して、責任感と使命感を持って様々な問題の解決に向け主導力を発揮していく。

## 第2節

# 日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

### 第4章

国際社会で存在感を高める日本

## 1 安全保障に関する取組

### (1) 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大しており、こうした中、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕在化している。さらに、国際社会においては、安全保障上の課題が広範化・多様化し、一国のみでの対応が困難になっている。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールの確立が安全保障の観点からも課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相いれない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が見られ、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする国際法上の権利が不当に侵害される状況が生じている。近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に一層拡大していることを踏まえ、これらの分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、深刻化する国際テロは、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こうした中、日本の周辺には、質・量ともに優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境などに鑑みれば、国

際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。日本の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、日本がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。

### (2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固としたものにしていくためのものである。また、これにより、日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、

紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより一層の貢献が可能となった。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国連を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

### (3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

## 2 日米安全保障(安保)体制

### (1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。2020年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から60年を迎える節目の年であり(185ページ 特集参照)、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場の移設や在沖縄海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在

日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

### (2) 日米安保各論

#### ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年4月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において公表した日米防衛協力のための指針(ガイドライン)は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。2019年4月に開催された「2+2」において、日米の4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力を強化していくことで一致するとともに、一定の場合にはサイバー攻撃が日米安全保障条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認した。また、バイデン政権発足後わずか2か月後の2021年3月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また、4閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。そして、4閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第5条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとす



## 特集

## 日米安全保障条約署名・発効60周年

1960年1月19日、当時の岸信介総理大臣は、米国のホワイトハウスで「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）」に署名しました。米国側の署名者はハーター国務長官でしたが、日本側は岸総理大臣自らが署名を行いました。岸総理大臣は自らの回顧録において、「安保改定は岸内閣の最高政策であり、結果について私が全責任を負うのだから、私が調印するのは当たり前と考えていた」と述べています。

こうした強い思いで署名された日米安全保障条約に基づく日米同盟は、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変わる中でも、日本の外交・安全保障の基軸であり続けてきました。そして2020年、この条約は署名・発効から60周年を迎えました。

1月17日、茂木外務大臣、河野防衛大臣、ポンペオ国務長官、エスパー国防長官は、日米安全保障条約署名60周年に際し、共同発表を发出了しました。この共同発表で、4閣僚は、「先人たちの英知、勇気、そして先見の明」に敬意を表し、「日米両国が共有する価値及び利益を守るため、献身的に奉仕する日本国自衛隊及びアメリカ合衆国軍」に感謝を表明しました。さらに、「過去60年間の成果を賞賛するとともに、今後も日米同盟を強化し、日米両国が共有する価値と諸原則を堅持する」との揺るぎないコミットメントを改めて表明しました。

また、署名からちょうど60年の1月19日、外務大臣及び防衛大臣共催による「日米安全保障条約60周年記念レセプション」を開催しました。米国からは、日米安全保障条約署名・発効当時の大統領であるアイゼンハワー大統領の孫のメリー・ジーン・アイゼンハワー氏も参加しました。

このレセプションでは、トランプ大統領から、「この60年で日米が築いた強固な同盟関係は、米国、日本、インド太平洋、そして全世界の平和、安全、繁栄にとって不可欠」とのメッセージが届けられました。

安倍総理大臣は、スピーチにおいて、当時自らの祖父である岸総理大臣がアイゼンハワー大統領とゴルフを通して親睦を深め、条約の改定に臨み、これを実現したことを振り返り、「60年、100年先まで、自由と、民主主義、人権と、法の支配<sup>けんろう</sup>を守る柱、世界を支える柱として、日米同盟を堅牢に、守り、強くしていこう」と語りかけました。そして、私たちが歩むべき道は「希望の同盟の、その希望の光を、もっと輝かせること」だと表明しました。

日米安全保障条約の署名・発効<sup>た</sup>から60年が経った今、日米同盟はかつてないほど強固で、幅広く、不可欠なものです。これは過去60年にわたる日米双方のたゆまぬ努力によるものです。この先も、日米同盟を更に強化し、日米両国のみならず、インド太平洋地域、そして国際社会の平和、安定、繁栄に貢献していきます。



日米安全保障条約署名式での岸総理大臣とアイゼンハワー大統領（1960年1月19日、米国・ワシントンDC）  
（写真提供：時事）



日米安全保障条約署名・発効60周年を記念して作成されたロゴ（提供：在日米国大使館）



日米安全保障条約60周年記念レセプションでの安倍総理大臣とアイゼンハワー元大統領の孫メリー氏（前列左から4番目）との写真撮影（1月19日、東京）

## 第4章

## 国際社会で存在感を高める日本



バイデン政権下で初の日米「2+2」の開催（2021年3月16日、東京）

る一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することで一致した。

2020年後半には、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行下という厳しい環境にもかかわらず、米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。8月には来日中のレイモンド米国宇宙軍作戦部長が新型コロナの流行以降で初となる外国要人としての総理大臣表敬を行った。また、10月にはブレイスウェイト米国海軍長官、マッカーシー米国陸軍長官及びデービッドソン米国インド太平洋軍司令官が相次いで来日したほか、11月にはバーガー米国海兵隊総司令官が来日した。加えて、10月には日米外務・防衛当局による審議官級協議をテレビ会議形式で実施し、自由で開かれたインド太平洋を維持し、日米同盟の抑止力・対処力を高め、かつてなく強固な日米同盟を一層強化していくために引き続き緊密に連携していくことで一致した。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

#### イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステ

ムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。2017年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、2020年6月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することなどを閣議決定した。

#### ウ サイバー

日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、2019年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際<sup>じょうり</sup>場<sup>じょうり</sup>における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

#### エ 宇宙

日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、2023年度をめどに運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視（SSA）センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。

#### オ 多数国間協力

日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進してい

くため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。

## カ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

## キ 海洋安全保障

日米両国は、東アジア首脳会議（EAS）やASEAN地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由

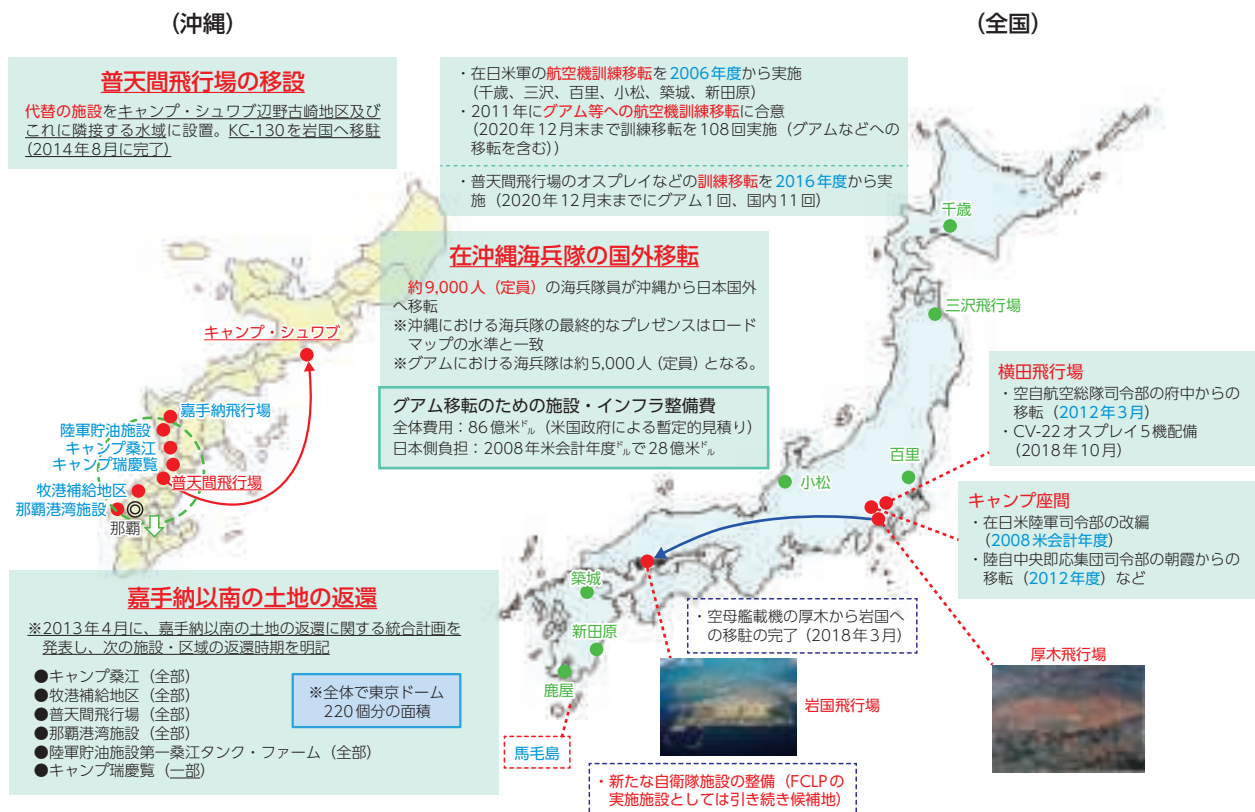
を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。2020年は、新型コロナ流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、マラバール（日米豪印共同訓練）やRIMPAC（環太平洋合同演習）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。

## (3) 在日米軍再編

政府は、早期の<sup>へのこ</sup>辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2017年2月の日米共同声明において、日米両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるこ

## 米軍再編の全体像



※2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し



とを首脳レベルの文書で初めて確認した。また、2019年4月の「2+2」共同声明において、日米両政府は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認し、同計画を可能な限り早期に完了するとの強い決意を強調した。

在沖縄海兵隊約9,000人のグアムなど国外への移転（グアム移転は2020年代前半に開始）や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納<sup>かてな</sup>以南の土地返還などについても、引き続き、着実に計画を実施すべく日米間で緊密に連携していく。

2017年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、2020年3月にキャンプ瑞慶覧<sup>すけらん</sup>の施設技術部地区内の倉庫地区の一部（約11ヘクタール）の返還が実現したことにより、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。

#### (4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備（FIP）費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

2021年2月、日米両政府は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を改正して1年間延長することに合意し、また、2022年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

#### (5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のため

には、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、2018年4月の日米首脳会談や2019年4月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの在日米軍の駐留に関する様々な具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。例えば、2020年4月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種であるPFOS含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても3月以降新型コロナウイルスの感染事案が発生した。これに対し、7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携してきている。

2018年以降、沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、米国の要人・若者らと英語で交流することを通じ、相互理解の増進を図ることを目的として実施してきている「アメリカで沖縄の未来を考える」（TOFU：Think of Okinawa's Future in the United States）プログラムについては、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、2019年度は延期としたが、その一方、2020年12月から、米国国防省教育部（DoDEA）との共催で、日米の中高生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」を開始した（189ページコラム参照）。

## コラム

## 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年度から米国防省教育部（DoDEA）との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを開始しました。このプログラムは、日米の中高生が、文化・教育交流を通じて、相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的としています。その第1弾を12月5日及び6日に、青森県三沢市において実施しました。このコラムでは、プログラムに参加した日本人生徒の感想を紹介します。

## 三沢市立第二中学校 川村雪乃さん

最初は英語で自己紹介をするだけでも緊張しましたが、日米の中学生同士でゲームをしたり、絵を描いたりと交流したことで、距離が縮まり、嬉しかったです。言葉や文化が違ってても、伝えようとする気持ちが強くあれば、色々な人と理解し合うことができるのだと分かり、これからも自分や相手が持っている才能を大切に、日米交流を広げていきたいと思いました。三沢市は山、川、海、湖があり、豊富な資源がそろっている所です。三沢のファンを増やすための取組を考えるセッションでは、参加したみんなのアイデアをまとめて、発表を行いました。今回のプロジェクト参加で相手の意見を聞き、自分の考えを広げる力が少しついた感じがしています。参加して本当に良かったです。

## 三沢市立堀口中学校 池田怜花さん

参加当初、外国人の発言内容は理解できるものの、英語で上手く返答することができず、コミュニケーションをとることの難しさに歯がゆい思いをしました。しかし、絵や図、ジェスチャーを使うなど、試行錯誤することでお互いの意見を交換することができ、楽しい時間を過ごすことができました。日米合同のグループワークでは、思い立ったら直ぐに行動に移す彼女たちの積極性とリーダーシップに驚かされると同時に、言語や文化の違いはあっても、一緒に一つの目標に向かうことで、友情関係が生まれ、自然と絆が深まっていくことを実感しました。外国人と直接コミュニケーションをとることができる、このような企画を今後も増やして欲しいです。



ディスカッションをする学生たち



一緒にダンスを踊る学生たち

## (6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め4人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイチビーチ地区の7か所の使用が認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、施設・区域の使用に関する事項を除けば、60数年ぶりに実質的な議論が行われた。同会議では、朝鮮半島情勢について議論するとともに、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

## 3 グローバルな安全保障

### (1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であり、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多角的・多層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。

日本は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、米国以外にも様々な国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。

ASEAN諸国との間では、2019年6月にASEANの発出した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）<sup>1</sup>」に謳<sup>うた</sup>われた法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性などの基本的原則を日本とASEANの協力の基礎として、地域全体の安定と繁栄に寄与していくための取組を進めている。例えば、巡視船の供与などを通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安能力向上に向けた支援を継続して実施している。また、8月には日本から海外への完成装備品の移転としては初となるフィリピンへの警戒管制レーダーの移転に係る契約が成立し、10月にはベトナムとの間で日・ベトナム防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至るなど防衛装備・技術協力が進展している。

インドとは、9月の首脳電話会談において、引き続き「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げていくことで一致したほか、同月に日・インド物品役務相互提供協定（日印ACSA）の署名に至った。本協定により、自衛隊とインド軍隊との間の緊密な協力が促進され、日印両国が国際社会の平和及び安全に一層積極的に寄与することが期待される。また10月には、新型コロナの感染拡大の中でも、東京での第2回日米豪印外相会合の開催の機会を捉えて、日印外相間戦略対話を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けた連携強化を確認した。

オーストラリアとは、11月のモリソン首相の訪日の際に行われた日豪首脳会談において、「特別な戦略的パートナー」である両国が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認するとともに、安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げるべく交渉を続けてきた日豪円滑化協定が、大枠合

<sup>1</sup> AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific



意に至ったとの認識で一致した。また、情報通信や重要鉱物資源などの分野において、経済安全保障上の協力を強化していくことで一致した。

「グローバルな戦略的パートナー」である英国及び「特別なパートナー」であるフランスとは、2月の日英外相戦略対話、9月の日英首脳電話会談、10月の日仏外相会談及び日仏首脳電話会談などで自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて海洋安全保障などの分野で協力を強化していくことをそれぞれ確認した。フランスとは、10月、第1回日仏インド太平洋作業部会をオンライン形式で実施し、インド太平洋地域において具体的な協力を深化させていくことを確認した。また、10月の日独外相テレビ会談では、ドイツによる「インド太平洋ガイドライン」の発表を踏まえ、両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日独連携を強化していくことで一致したほか、12月の日・オランダ首脳電話会談では、オランダが独自のインド太平洋ガイドラインを発表したことを踏まえ、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携することで一致した。さらに、イタリア（3月、外相電話会談）、スペイン（6月、首脳電話会談）及びフィンランド（11月、外相電話会談）とも「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携で一致した。2021年1月のEU外務理事会に茂木外務大臣がオンライン形式で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」に関する日本の考えや取組を説明し、多くのEU加盟国が、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持を表明した。

韓国とは、朝鮮半島の非核化に向け、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓首脳電話会談（9月）、日韓外相会談（1月、2月、6月（電話会談））、日米韓外相会合（1月、2月）などを行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

中国との間には、透明性を欠いた軍事力の急速な強化、我が国固有の領土である尖閣諸島周辺を含む日本の周辺海空域における活動の活発化や国際法との整合性の観点から問題がある規

定を含む中国海警法の制定を含め、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案を一つ一つ解決し、また中国側の具体的行動を強く求めるなど冷静かつ毅然と対応していく。中国の軍事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項であることから、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性向上を働きかけている。相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、2018年6月に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは大きな意義を有している。

ロシアとは、安全保障分野では、日露安保協議（1月）を開催し、日露双方の安全保障政策や国際及び地域の安全保障に関する諸課題につき率直な意見交換を行った。また、同月にはアデン湾において、ロシア海軍艦艇と2回目となる海賊対処共同訓練を実施した。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び③情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を実施している。

外務・防衛当局間（PM）協議については、ラオスとの間で3月に3回目となる日・ラオス安保対話を実施したほか、英国との間で9月に18回目となる協議を、ヨルダンとの間で10月に第2回目の協議を、バーレーンとの間で10月に第4回安保対話をそれぞれ実施した。

このような二国間協力を中心とした強化に加

え、日本は、日米豪、日米印、日米豪印（10月に東京で第2回外相会合、2021年2月に電話会談を実施）などの様々な協力の推進を通じ、地域の平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたインド太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであり、9月には、27回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コロナウイルスへの対応のほか、北朝鮮、東シナ海・南シナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本は、これまで二度にわたりARF海上安全保障会期間会合（ISM）の共同議長国を務めるなど、積極的な貢献を行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み（トラック1.5）も活用している。アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）といった会合に参加しているほか、2020年2月のミュンヘン安全保障会議（ドイツ）には茂木外務大臣が出席するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

## （2）平和維持・平和構築

### ア 現場における取組

#### （ア）国連平和維持活動（国連PKO）など

2020年12月末時点で、13の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の

保護など幅広い任務を行っている。ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は9万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、計28の国連PKOミッションなどに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備、給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施し、2017年5月をもって活動を終了した。UNMISS司令部においては2020年12月末時点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員として2人の自衛官を派遣しており、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、日本の強みをいかして能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

#### （イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

紛争直後においては人道支援と開発協力を効果的に組み合わせた支援（「人道と開発の連携」）が人道危機の再発防止のためにも重要であるとともに、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防するためには、平時から中長期的な観点に立って国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることが重要である。日本は、こうした「人道と開発と平和の連携」の考え方から平和構築支援を進めており、開発協力大綱においても平和構築を重点課題の

一つとして位置付けている。最近の主な案件は次のとおり。

#### a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などを実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。アフガニスタンからは、2019年から2020年にかけて、農業・農村開発やインフラ開発分野などへの貢献が期待される行政官を計34人受け入れたのを含め、これまでに計610人の留学生などを受け入れてきている。過去の留学生の中には本国に戻り副大臣になった事例もあるなど、日本の人材育成の成果は着実に現れている。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、2020年には16人を留学生として受け入れた。また、パレスチナでは、難民人口が増大する一方、キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。そのような中、日本はパレスチナ難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」の実施を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

#### b アフリカ

日本は、2019年の第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」<sup>2</sup>を表明した。日本は、紛争解決におけるアフリカのオーナーシップの尊重と、平和と安定を阻害する根本原因への対処というNAPSAの考えの下、制度構築、地域社会の強<sup>きょうじん</sup>靱化、若者の過激化防止に向けた支援などを通して、アフリカ自らの取組を後押しし、アフリカの平和と安定に貢献している。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、選挙支援も積極的に行っており、2020年10月のコートジボワール大統領選挙では、国連開発計画（UNDP）と連携し機材供与などの支援を行った。12月に実施された中央アフリカ大統領選挙でも、UNDPを通じて選挙管理のための機材供与などを行い、同国の平和と安定に向けた努力を支援した。そのほか、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与も進めている。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意（R-ARCSS）」<sup>3</sup>を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構（IGAD）<sup>4</sup>による和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2020年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計13か国のセンターに総額5,700万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

#### 1 国連における取組（平和構築）

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「国連平和構築委員会（PBC）」が設立された。PBCは議題国<sup>5</sup>における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月のPBCを含む国連平和構築アー

<sup>2</sup> NAPSA : New Approach for Peace and Stability in Africa

<sup>3</sup> 「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」

R-ARCSS : Revitalized Agreement on the Resolution of Conflict in South Sudan

IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

<sup>4</sup> IGAD : Inter Governmental Authority on Development

<sup>5</sup> ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国



キテクチャー・レビュー（制度の再確認）を踏まえ、2018年2月、国連事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書（A/72/707-S/2018/43）を発出し、平和構築のための資金調達の強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化などを目的とした提案を行った。2020年には3度目となる平和構築アーキテクチャー・レビューが行われ、12月に総会決議（A/RES/75/201）及び安保理決議第2558号が採択され、過去の関連決議の履行に関する進展を歓迎しつつ、引き続きそれらの決議の履行を進めること、PBCの役割の重要性、持続的な資金調達のための会合開催などを確認した。

日本は、2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,550万米ドル（2020年には300万米ドル）の拠出を実施し、第7位の主要ドナー国となっている（2020年12月現在）。菅総理大臣は2020年の国連総会一般討論演説において、制度・能力の構築分野で取り組むなど、PBCの場を含め、平和の持続に貢献していくことを表明した。

## ㊦ 人材育成

### （ア）平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2020年度末までに育成した人材は800人を超える。事業修了生は、アジアやアフリカ地域などの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2020年度事業では、若手人材向けの研修コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ

中堅層の実務家を対象とする研修コースを実施した。

### （イ）各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プロジェクト（Triangular Partnership Project：TPP）への協力を行っている。具体的には、自衛官など延べ172人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国277人の要員に対し、重機操作の訓練を実施している。本プロジェクトの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムに自衛官など68人を派遣し、アジア及び同周辺地域の9か国56人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始した。なお、本プロジェクトとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

## （3）治安上の脅威に対する取組

### ㊦ テロ及び暴力的過激主義対策

2020年には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境も大きく変化した。テロリストは、ガバナンスの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、新型コロナウイルスの流行を受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続している。さらには、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散や、テロ資金獲得と

いったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為が増加し、これらに対する包括的な対応が緊急の課題となっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」にのっとり、これまで、国際刑事警察機構（インターポール）のデータベース活用促進、テロ資金対策を始めとする具体的なテロ対処能力向上、テロの根本原因である暴力的過激主義を防止するため、対話などを通じた寛容な社会の促進及び開発途上国への能力構築支援を実施してきた。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて様々な誤情報が拡散されることで、インターネット・SNSにアクセスする若者の暴力行為へのモチベーションが高まるおそれが指摘されている中、暴力的過激主義への対応の重要性はこれまで以上に高まっており、国際的にも官民連携による取組が進んでいる。

さらに、テロの防止・根絶においてテロリストの資金を断ち切ることは極めて重要な課題であるとの認識から、日本は、安保理決議第1373号に基づき、米国などG7諸国と協調し、テロリスト及びテロ組織を対象とする資産凍結などの措置を実施してきており、3月、新たに3団体を資産凍結措置の対象として追加した。

また、2019年、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」がイラク及びシリアにおける支配地を完全に喪失したことも受け、外国人テロ戦闘員の帰還・移動の問題に関し、元戦闘員及びその家族の送還、適切な訴追、脱過激化、リハビリ、社会再統合を含む対策を講じること、また、特に若者が暴力的過激主義に感化されないよう、草の根レベルでの啓蒙活動やコミュニティ強化を行うことが非常に重要となっている。このほかにも、差し迫った課題として、海上保安の強化、刑務所内での暴力的過激主義の予防及び受刑者の処遇などがあり、国際機関を通じてこれらの課題に対処するためのプロジェクトを実施している。

具体的には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連女

性機関（UN Women）、国連テロ対策オフィス（UNOCT）などの国際機関や基金に約29億円を拠出し（2019年度補正予算）、各機関の強みをいかした形でのプロジェクト実施を支援している。

過去16年間にわたり継続して行っている取組として、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間の対話、日本の文化や教育の現場の視察などを行う交流事業がある。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献として、今後もこうした取組を続けていく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、2015年12月、国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）を設置し、政府一体となった情報収集を官邸の司令塔の下に行ってきた。シリアで拘束されていた邦人が2018年10月に無事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対応に努めた結果であった。2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロに際しては、発生後、直ちにCTU-Jの地域総括審議官らを現地に派遣し、情報収集に当たった。海外における邦人の安全確保という重要な責務を全うするため、引き続きCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

## イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）及び犯罪防止刑事司法委員会は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っており、2021年3月に第14回コングレスが京都で開催された（同会議は、2020年4月に京都において開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて延期され、同年8月、国連総会において2021年3月の開催が決定された。）。日本は、議長国として、採択さ

コラム

**Learning for Empathy ～共感力に支えられた平和で持続可能な社会作り～**  
**国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）教育専門官 諸橋淳**  
**プロジェクトオフィサー 筒井清香**

私たちが勤務するユネスコの憲章（1945年）は「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と謳<sup>うた</sup>っています。また、国連持続可能な開発目標（SDGs）4にもあるように、教育により、人類共通の課題解決に向けて積極的に行動できるリーダーを育てることが今強く求められています。タイのバンコク事務所でも、外務省の支援で、「Together for Peace（T4P）（共に平和を）」と題し、教育や文化によりアジア太平洋地域の平和促進を目指す事業を推進しています。

ユネスコは、近年、国連事務総長が率いる暴力的過激主義対策に参加して、暴力の連鎖を断ち切るため、教育の力を重視した活動を行っています。背景には、構造的な貧困、不平等や差別、様々な理由で他者を排除しようとする人間の心の闇があり、互いを理解し協力し合う努力を怠っている現実があるのではと考えます。こうした社会の在り方を考え直すべく、「共感力」の育成を目指すプロジェクト“Learning for Empathy”が、日本の拠出金を基に2019年に始まりました。ここでいう「共感力」とは、他者の気持ち、身の回りの問題について、相手や第三者の立場に立って多面的に理解し、かつ、助けたい・解決したいと思い行動をとれる力を意味します。共感力の高い、多様性を積極的に捉えられる未来のリーダーを増やすことで、構造的な差別や不平等を是正し、より公正で平和な社会構築に貢献できるのではと考えます。寛容、異文化理解を促進する学校教育を積極的に支援することで、憎しみや暴力的過激主義、紛争を防ぐことにつながると期待されます。そのためには、ロールモデルとなる教師への支援が必要です。現在は、インドネシア、スリランカ、パキスタン、バングラデシュの4か国で、国際交流にあまり参加したことのないマドラサ（宗教学校）や地方の公立中学校を対象とし、各々の課題を抱えながらも、学びの質を高めようと日々努力する校長・教員の方々が参加しています。

具体的には、裨益国（支援対象国）の教師を日本へ招へいし、ユネスコスクールや公民館を訪問、そこで日本の教師や保護者、生徒などと交流する中での気付きや、各国の取組の共有から、自国へ戻った後の行動計画を作成します。帰国後、この行動計画に則<sup>のっと</sup>って、それぞれの国で実施した取組の



ユネスコスクール（都内公立中）視察の様様  
 （2019年7月、東京 写真提供：ユネスコ）



日本訪問に参加した教師から学ぶ生徒たち  
 （2020年6月、インドネシア 写真提供：ユネスコ）

成果を、他国や他校の教師たちへも広く共有するなどの活動を行っています。活動に参加したパキスタンのある男子生徒は「先日、道で自転車にぶつかられてかっとなった。でも、冷静に話し合っ解決でき嬉<sup>うれ</sup>しかった。そういう小さなことでも、少しずつ自分も周りも変えていけるのかもしれない」という気付きを共有してくれました。また、各国の先生方が「生徒には普段の生活圏を超えて多様なものに触れるという経験をさせてあげたい」と願っていることも分かりました。この取組は大海の一滴かもしれませんが、若者同士が連帯感を持って地球規模の課題解決に取り組んでいってくれる、その下地作りに少しでも貢献できればと願っています。

※ユネスコスクール：ユネスコの理想を実践する学校としてユネスコスクールのネットワークに参加する小・中・高等学校などのこと



れる政治宣言案に関する協議を主導したほか、UNODCを始めとする国際機関、関係各国などと連携して、開催準備を進めてきた。同会議では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協力の在り方に関する政治宣言が採択された。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN統合基金（JAIF）からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の法執行機関の訴追能力向上やサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結し、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進している。

## ㊦ 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2020年には、同条約の取組強化を目的とした「腐敗に関する特別総会」の実施が国連で採択され、2021年の開催に向けて、日本も各国と共に準備を進めている。条約に基づく国際協力に加え、日本は従来、UNODCへの拠出を通じて、開発途上国の腐敗対策当局による捜査・訴追能力の強化を目的とした研修などを実施している。

G20の枠組みでは、議長国サウジアラビアの下、G20で初となるG20腐敗対策閣僚会合（10月）がオンラインで開催され、日本からは、宇都隆史外務副大臣が出席し、前議長国としてスピーチを行った。その中で、日本としては、引き続きUNCACや経済開発協力機構（OECD）外国公務員贈賄防止条約などの既存の国際条約の着実な履行の推進や、G20における腐敗対策の国際協力への貢献を表明した。同会合で採択された「G20腐敗対策閣僚会合



G20腐敗対策閣僚会合（オンライン形式）に参加する宇都外務副大臣（10月22日、東京）

閣僚宣言」などの成果文書は、最終的にG20リヤド・サミット首脳宣言付属文書として公表された。

OECD贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本は、アジア開発銀行（ADB）とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援しており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

## ㊦ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。2019年から実施されているFATFの第4次対日相互審査では、官民連携の下、FATF審査団へ日本のマネーロンダリングやテロ資金供与対策についての説明を行った。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策を行っているほか、国

連安保理決議第1373号に基づき、また国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリストなどの資産凍結の措置を実施している。3月31日、安保理決議第1373号に基づき3団体に対して、またISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した、4個人及び5団体に対して資産凍結措置を行った。

さらに、日本は、マネーロンダリングやテロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、バングラデシュ、モルディブ、パキスタンを含む南アジア地域に対して法整備支援を始めとする能力構築支援を行っている。

#### オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化するとともに、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。例えば、2020年も、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業などを引き続き実施した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2020年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行うとともに、UNODCやUN Womenなどが実施する東南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する研修などを実施した。

また、移民の密入国を防止すべく、主にASEAN諸国及びアフリカ諸国に対する支援事業を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

#### カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、アジア太平洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合成薬物の調査・分析、空港や港湾での取締当局の貨物検査能力の向上支援を行い、国境を越えて拡散する不正薬物対策に取り組んでいる。また、世界最大の違法ケシ栽培地であるアフガニスタンに関しては、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化のために、UNODCに対して約530万米ドルを拠出している。

#### (4) 海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進してきている。こうした取組は、日本の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保していくためにも重要である。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を進めている。

#### ア 海洋の秩序

##### (ア) 基本的な考え方

海洋をめぐるのは、海洋権益の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）において、「海における法の支配

の三原則」(226ページ 6(2)参照)を徹底していく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議(EAS)及びASEAN地域フォーラム(ARF)を含むASEAN関連の枠組み<sup>6</sup>などにおいて、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性、海洋安全保障に関する日本の考え方、国際的な協力の重要性などについて積極的に発信している。例えば、11月に行われたEASにおいて、菅総理大臣は、ASEANが発表した「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性がASEANの行動原理として力強く謳われ、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と多くの本質的な共通点を有しており、日本はAOIPを全面的に支持していることを表明し、各国にも支持を呼びかけた。また、同月に行われた日・ASEAN首脳会議では、「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)協力についての日・ASEAN首脳会議共同声明」を採択し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認するとともに、海洋協力を含むAOIPの四つの重点分野<sup>7</sup>に沿って協力を進めていくことを確認した。

ASEAN関連の枠組みのうち、海洋分野に特化したものとして、ASEAN海洋フォーラム拡大大会合(EAMF)及びARF海上安全保障会期間会合がある。12月にベトナムの主催により開催された第8回EAMFでは、日本の代表から、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組などについて述べたほか、日本の有識者から、国連海洋法条約に基づく海洋における法の支配の重要性についてプレゼンテーションを行った。また、日本は、ARF海上安全保障会期間会合の公式行事としてワークショップを開催してきている(202ページ  (イ)参照)。

### (イ) 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している(226ページ 6(2)参照)。

### (ウ) 日本の海洋主権に対する挑戦(東シナ海をめぐる情勢)(17ページ 第1章1-1(2)及び52ページ 第2章2節3(1) (エ)参照)

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、中国海警船舶による領海侵入事案が2020年も続いており、中国海警船舶による領海侵入時間や接続水域内での航行日数が過去最長を更新し、中国海警船舶による日本漁船への接近事案が繰り返し発生している。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡大・活発化している。加えて、排他的経済水域(EEZ)及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては日本の周辺海空域における動向を十分注視しながら、主張すべきは主張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応していくと同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

<sup>6</sup> ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)のほか、ASEAN+3(日中韓)、アジア欧州会合(ASEM)などが挙げられる。

<sup>7</sup> 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済の4分野

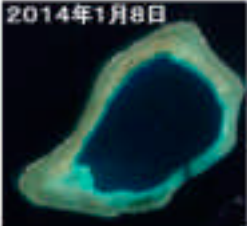
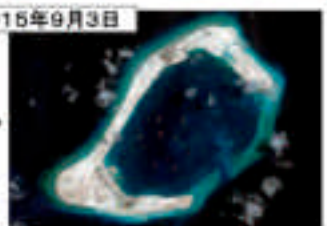
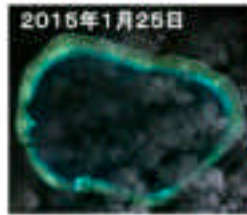
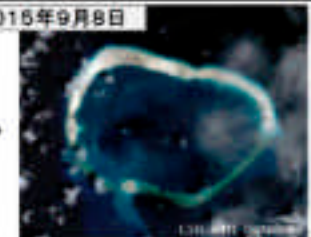
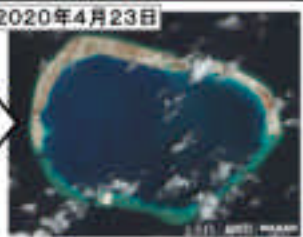


尖閣諸島魚釣島



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築

|                | 埋立て以前                                                                                             | 2015年(埋立て後)                                                                                      | 2020年                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファイアリー<br>クロス礁 | 2014年8月14日<br> | 2015年9月3日<br> | 2020年3月27日<br> |
| スピ礁            | 2014年1月8日<br>  | 2015年9月3日<br> | 2020年3月27日<br> |
| ミスチーフ礁         | 2015年1月26日<br> | 2015年9月8日<br> | 2020年4月23日<br> |

出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

### (エ) 地域の海洋秩序に対する挑戦（南シナ海をめぐる問題）（17ページ 第1章1-1(2) 及び72ページ 第2章2節7(2)参照）

南シナ海では、中国は、「南沙区」や「西沙区」と呼ばれる新たな行政区の設置を発表し、また、埋め立てられた地形の一層の軍事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現状変更の試み、さらにはその既成事実化を一段と進めており、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。また、中国は度重なる軍事演習の実施やミサイルの発射など、地域の緊張を高める行動を継続している。日本は、これまで一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を支持するとともに、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視してきており、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとした国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダーである日本にとっても、重要な関心事項である。「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」<sup>8</sup> 作戦を支持する立場をとっている。

### 1 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

#### (ア) アジアにおける海賊対策

国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、東南アジア海域における海賊などの事案の発生件数は、2019年は53件、

2020年は62件となっている。近年、スルー海及びセレベス海において船員誘拐事案が発生し、同海域を航行する船舶の脅威となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づき、シンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本は人的貢献（事務局長や事務局長補の派遣）及び財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援してきている。加えて、日本はアジアにおいて、沿岸国の海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

#### (イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

IMBの発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年（237件）以降、減少傾向にあり、2018年には3件、2019年には0件、2020年には0件と低い水準で推移している。各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域の海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

日本は、2009年から一度も中断することなくソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）やP-3C 哨 戒機<sup>しょうかい</sup>を派遣し、海賊対処行動を実施している。また、日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基

<sup>8</sup> 米国政府は、「航行の自由」作戦は、航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明している。「航行の自由」作戦の一例として、2020年1月25日、米海軍の沿海域戦闘艦「モントゴメリー」が南沙（スプラトリー）諸島の周辺を航行した。

金に1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチにおける地域訓練センター（DRTC）<sup>9</sup>の建設を支援したほか、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援している。さらに、ジブチ沿岸警備隊に対しては、2015年に巡視艇2隻を供与したほか、JICAの技術協力を通じて海上保安能力向上のための支援を継続的に実施している。そのほか、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援などによる治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出などによる国内経済活性化の支援のため、総額5億米ドルを拠出している。

#### （ウ）ギニア湾における海賊対策

IMBの発表によれば、ギニア湾における海賊・武装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、2020年は84件となっており、近年高い水準で推移している。その多くは沿岸国内の領海で発生しており、沿岸国の海上法執行能力の強化が課題となっている。日本は、国連開発計画（UNDP）やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニズムである「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」<sup>10</sup>の会合への参加を通じ、国際社会における議論に関与してきている。

### ウ 海洋安全保障に関する協力

#### （ア）能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国の能力向上のために切れ目のない支援を行っている。2018年に閣議決定された海洋基本計画においても、同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援など、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していくことが確認された。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上国の法執行機関などの能力構築支援を行っている。また、国際機関との連携の例として、近年一層増加傾向にある多様な海上犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の国際海洋犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトに対し約300万米ドルを拠出し、対象国の海上犯罪対策に携わる実務家を対象に訓練やワークショップを実施した。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャンマー、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びスリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を実施し、これにより、日本と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを各国の海上保安機関に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招へいし、研修を実施している。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度の実務的・応用的知識、国際法・国際関係についての知識・事例研究、分析・提案能力、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成している。

こうした能力構築支援を実施するに当たっては、上記の国際機関のほか、米国、オーストラリア、インド、英国、フランスを始めとする同志国とも緊密に連携を行っている。

#### （イ）海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握すること

<sup>9</sup> DRTC：Djibouti Regional Training Centre

<sup>10</sup> G7++ギニア湾フレンズ・グループ：G7に加え、非G7諸国及び国際機関などが参加



は、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のために不可欠である。日本は、こうした海洋状況把握（MDA）の取組において、国際的な連携を重視してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情報を集約・分析・共有するための情報共有センターの設置が進んでいる。日本は、シンガポールに所在するReCAAP-ISCに事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、シンガポール海軍が設置した情報融合センター（IFC）やインド海軍が設置したインド洋地域情報融合センター（IFC-IOR）に連絡官を派遣している。なお、日印間では、2018年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍種間実施取決めにに基づき、当局間で情報交換が行われている。

また、日本は、ARF 海上安全保障会期間会合の公式行事として、「MDAの国際連携に関するARFワークショップ」を開催している。2020年2月にベトナムとの共催により開催された第2回ワークショップでは、海賊、テロ、違法漁業などの海洋をめぐる課題への対処におけるMDAの活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組などについて活発な議論が行われた。

## (5) サイバー

新型コロナが蔓延する中、テレワークやオンライン教育などが急速に普及しサイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。

こうした状況を背景に、日本は、「法の支配の推進」、「信頼醸成措置の推進」及び「能力構築支援」を3本柱としてサイバー外交を推進してきている。

一つ目の「法の支配の推進」について、日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業

部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献している。例えば、6月に開催されたOEWGでは、日本を含む6か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービスと医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提案を行った。また12月に開催されたOEWG マルチステークホルダー会合では日本は国際法をテーマとしたセッションの共同議長として、学者、政府関係者、民間企業などを中心に多数の参加者を招いて議論を行い、サイバー空間における国際法の適用について理解を深めることに貢献した。

また、9月には、国家の行動に関する規範などを実践していくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画（Program of Action）の策定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んでいる。

さらに、悪意のあるサイバー行為に対しては、関係各国と協働し、抑止のための取組を行っている。2018年12月には、中国を拠点とするAPT10といわれるグループからの民間企業、学術機関などを対象とした長期にわたる広範な攻撃を断固非難する外務報道官談話を発表した。また、2019年9月に行われた米国が主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級会合では、サイバー空間における責任ある国家の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わせるために協力するとの共同声明に日本も参加した。さらに、サイバー犯罪対策について、日本は、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」（ブダペスト条約）のアジア地域初の締約国として、サイバー犯罪条約締約国会合や、より効果的な捜査共助実現のための追加議定書起草会合に積極的に参加し、特にアジア地域での条約締約国の拡大に努めている。

二つ目の「信頼醸成措置の推進」について、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐた

めには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本は従来14の国・地域との間で協議・対話を実施してきており、2020年は関係各国のサイバー関係者との主にオンラインでの意見交換を通じ、信頼醸成措置の取組を継続してきた。ASEAN地域フォーラム（ARF）の枠組みにおいても、共同議長国として、サイバーセキュリティに関する会期間会合での議論をリードしてきている。

三つ目の柱である「能力構築支援」について、サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国などへの能力構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT<sup>11</sup>や関係行政機関・捜査機関の能力強化などの支援を行っている。例えば10月に第13回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を東京においてオンラインで開催し、日・ASEANの各種の協力活動の進展と、今後、ASEAN地域におけるサイバーセキュリティ向上のために産官学連携を推進する新たな協力活動を行うことを確認した。

今後も日本政府全体で戦略的かつ効果的な支援の取組を進めていく。

## (6) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などによりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙状況把握や宇宙システムの機能保証の強化などに取り組むとともに、国際的なルール作りや国際宇宙協力、とりわけ同盟国たる米国との協力を含めた施策を実施している。

## ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作りが様々な形で活発に議論されており、日本としても宇宙空間における法の支配を実現すべく、こうした議論に積極的に関与している。

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）は、国連総会の下に設置された常設委員会であり、民生宇宙活動に関する法的課題などが議論されている。COPUOS本委員会において2019年6月に採択された「宇宙活動の長期的持続可能性（LTS）ガイドライン」について、日本は今後設置される同ガイドラインの実施などを取り扱うワーキンググループにおける議論に積極的に貢献していく。さらに、COPUOS法律小委員会では、2020年及び2021年に日本人の宇宙法専門家が議長を務めるなど、人的な貢献も行っている。2月、日本は、COPUOSの事務局を務める国連宇宙部（UNOOSA）との間でスペースデブリ問題に関する共同声明に署名した。

国連総会第一委員会においては、11月、「宇宙空間における責任ある行動」について国際的な議論を求める決議案を日本や英国などが共同で提案し、150か国の支持を得て採択された。その後、12月、同決議案は国連総会本会議において164か国の支持を得て採択された。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、2017年の国連総会決議に基づく政府専門家会合が2018年1月及び2019年3月に日本を含む25か国の専門家が参加する形で開催された。

## イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。

米国との間では、8月に宇宙に関する包括的日米対話第7回会合（東京）を開催し、双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、民生

<sup>11</sup> CSIRT：Computer Security Incident Response Team. コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称

分野及び安全保障分野を含む幅広いテーマについて包括的な意見交換を行い、その成果として共同声明を発出した。また、同会合に特別に参加したレイモンド米国宇宙軍作戦部長が、新型コロナの流行以降初めての外国要人として安倍総理大臣に表敬を行うなど、同会合は、日米宇宙協力に対するハイレベルのコミットメントを改めて示す機会となった。さらに、12月、日米両政府は、2023年度をめどに運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視（SSA）センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力に関する書簡の交換を行った。

また、フランスとの間では、11月、第3回日仏包括的宇宙対話に向けた準備会合をオンラインで開催した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がシンガポール、ベトナム及びインドネシアの宇宙機関との共催により、「アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）オンライン2020」を開催し、宇宙ビジネスの拡大に向けた方策や、今後の持続可能な宇宙活動や社会課題への貢献について議論した。

## 宇宙科学・探査

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。12月、日本の小惑星探査機「はやぶさ2」は、小惑星「リュウグウ」のサンプルを地球に帰還させるミッションを成功させた。小惑星からのサンプルリターンとしては、2010年に帰還した初代「はやぶさ」に続く快挙であり、国際的な注目を集めた。宇宙技術は、広く人々に夢と希望を与えると同時に、一国の科学技術を象徴しており、宇宙科学・探査における成果は、日本の国際的なプレゼンスの向上にも役立っている。

日本は、2019年10月、米国提案による国際宇宙探査（アルテミス計画）への参画を決定した。その後、7月に文部科学大臣と米国航空

宇宙局（NASA）長官が「月探査協力に関する文部科学省と米国航空宇宙局の共同宣言」に署名し、日米両国間の具体的な協力内容について発表した。また、10月には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名し、また、12月には、アルテミス計画の一環である月周回有人拠点「ゲートウェイ」の構築に向けた協力のための了解覚書（MOU）を日米両国が締結した。

国際宇宙ステーション（ISS）は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙における国際協力の象徴とも言える。ISS日本実験棟「きぼう」は超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。4月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を開発途上国に提供するJAXAとUNOOSAの協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、グアテマラ初の衛星が放出された。また、次世代を担うアジア太平洋地域の学生に対する教育プログラムとして、6月から10月に「きぼうロボットプログラミング協議会（Kibo-RPC）」を新たに開催した。

## 宇宙産業の海外展開

新興国を中心に拡大する海外商業宇宙市場の成長を取り込んでいくことは日本の宇宙産業にとって重要な課題である。日本は、関係府省庁が連携し、トップセールスや在外公館の活用などにより、官民一体となって日本の宇宙産業の海外展開に取り組んでいる。

7月、日本のH-IIAロケットによりアラブ首長国連邦（UAE）初の火星探査機「HOPE」が打ち上げられた。2016年に日本の企業が同探査機の打ち上げを受注した際には、内閣府、文部科学省及び経済産業省がUAE宇宙庁との間で協力覚書に署名し、UAE若手技術者の招へい、宇宙探査や宇宙工学の教育プログラムの実施、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験





©宇宙航空研究開発機構（JAXA）

棟の活用などの支援パッケージを組成するなど、官民一体となった取組を行った。その際に支援を受けたUAEの若手技術者は、その後、UAEの政府機関や宇宙産業で活躍しており、このような取組は中長期的な宇宙協力の強化にも貢献している。

#### オ 宇宙技術を活用した国際協力

宇宙空間は、地球全体の大気、陸域、海域を均一に観測することを可能とする特異な空間である。近年、気候変動、森林保全、水資源管理、防災、食料安全保障などの地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、SDGsの達成などに向けて貢献している。

例えば、世界初の温室効果ガス観測専用の観測衛星「いぶき」は、10年以上、地球全体の温室効果ガスの濃度を把握しており、2019年に改良された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」のガイドラインにおいては、各国の排出量の精度向上に衛星データを活用することが初めて記載され、「いぶき」の活用例も記載された。また、温室効果ガスの重要な吸収源である森林の保全のために開発された「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」は、陸域観測技術衛星「だいち2号」のデータを使い、世界77か国の森林変化の情報を無償で提供しており、違法伐採の取締りなどに活用されている。8月に発生したモーリシャス沖における油流出事故では、現地に派遣された日本の国際緊急援助隊を通じてモーリシャス政府に対

し、「だいち2号」などが観測した画像を基に海上保安庁が分析した資料が提供された。

また、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ（GSMaP）」を無償で提供しており、世界136の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに28か国、300回以上の緊急観測要請に対応している。

#### （7）経済安全保障

軍事転用されうる革新的な民生技術が出現し、また自国の戦略的利益確保の観点から経済的依存関係を利用する動きが活発化するなどの近年の動向を背景に、これまで自由な経済活動として市場原理及び経済政策に委ねられてきた事象について、安全保障の観点から捉え直す必要が生じている（207ページ 特集参照）。このような取組は日本のみならず、他の主要国においても近年急速に進められている。

例えば、米国は、2017年に策定した国家安全保障戦略において、「経済安全保障は国家安全保障そのものである」とのトランプ大統領の言葉を引用し、自国のよって立つ価値を援護するとして上で、取り組むべき課題として「研究開発、技術、発明、革新の先導」や「国家安全保障技術革新基盤の促進及び保護」を挙げ、様々な取組を進めている。また、2020年10月に策定した「重要・新興技術国家戦略」では、同盟国・友好国との協力を通じて、国家安全保障に関わる科学技術人材の育成や研究開発投資の促進を図ると同時に、技術優位性を確保すべく、競争国による米国の知的財産窃取を防止し、適切な輸出管理や投資審査政策の運用を行うことなどが盛り込まれた。

欧州連合（EU）や英国、フランス、ドイツなどの欧州諸国も、安全保障政策の中で、自らの安全と繁栄のために、重要インフラなどの脆弱性を克服し、技術革新を支えていく必要がある

## 特集

## 経済安全保障政策室の設置

## 第4章

## 国際社会で存在感を高める日本

国際社会は、資本や労働力の国境を越えた移動の活発化とともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資の増大によって世界における経済的な結びつきが深まることを通じ、発展を遂げてきました。しかし、軍事転用され得る革新的な民生技術が出現し、また自国の戦略的利益確保の観点から経済的依存関係を利用する動きが活発化するなどの近年の動向を背景に、投資による企業買収を通じた企業秘密の取得、不透明な補助金に支えられた国有企業による市場支配、悪意あるサイバー活動を通じた知的財産の窃取などといった従来から存在した個別の事象が、国際的なパワーバランスを更に変化させ、国際秩序の在り方にも影響し得る時代が到来しています。

言い換えれば、国際社会における相対的な国力が変化し、各国間の経済的依存関係が複雑化する中で、これまで自由な経済活動として市場原理及び経済政策に委ねられてきた事象について、安全保障の観点から捉え直す必要が生じているといえます。このような時代においては、日本として、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組む観点から、経済安全保障という新たな政策領域における取組強化が必要不可欠です。

この取組を進めていく上での課題は多岐にわたります。例えば、技術の流出防止に係る取組には、従来の安全保障上重要な物品・技術の移転に関する輸出管理にとどまらず、企業買収を通じた機微技術の取得、研究活動や企業活動の国際化に伴う研究者などの移動、情報通信技術の高度化に伴うサイバー攻撃など、流出経路の多様化に対応した施策が求められます。

また、基盤インフラを含む特定の製品・サービスなどによる市場支配とそれへの社会的依存をめぐっては、規律のとれた補助金の履行確保・強化や、安全なICT（情報通信技術）サプライチェーンを支える原則の確立及び各国国内規制への反映促進など、市場支配を可能とする不公正な市場慣行の是正や社会的依存を回避・軽減するためのルール作りが求められます。

加えて、言うまでもなく、各種の取組は日本単独ではなく国際社会との連携の中で行われてこそ実効性が確保されますが、国際協調を進めるに当たっては、各国の産業構造や経済規模が異なる中で、安全保障上の利益と経済的利益、そして外交上の影響を総合的に比較衡量しながら、一つひとつの判断を慎重に行っていくことが求められます。

このような時代の要請を踏まえ、急速に変化する現下の国際環境の中、安全保障と経済政策の垣根を超え、既存の法制度の活用から時代に合った新たなルール作りまで、幅広い取組を総合的に、かつ、一貫した問題意識の下で、各省庁とも協力しつつ省庁横断的に取り進めるため、外務省は8月に、それまでの新安全保障課題政策室を発展的に改組する形で、経済安全保障政策室を設置しました。

との認識を示している。10月には、欧州理事会においてEU軍民両用品目輸出管理規則の改正と研究者などを經由する無形技術移転への対策などを強化する方針が合意された。投資審査については、11月からEU共通投資審査制度の運用を開始し、機微技術や重要インフラに係る域外からの投資について、加盟国間の情報共有が強化された。また、EUは、研究及びイノベーション

を助成するための枠組みである「Horizon 2020」において、2014年から2020年で総額約800億ユーロ（10兆円）を計上して、加盟国単独では困難な研究インフラ整備、ハイスリク共同研究、イノベーションによる社会課題解決などを支援してきた。

オーストラリアは、4月から外務・貿易省が「サイバー・重要技術国際関与戦略」を策定中

であり、10月には首相府に重要技術政策調整室を設置することを決定した。12月に同国議会の通過し翌月に施行された「外資による資産取得及び企業買収法」の改正法では、機微な国家安全保障に係る土地又は事業への投資を対象に審査が厳格化され、国防・諜報<sup>ちようほう</sup>などに供する物資・サービスを提供する事業者への投資や事業の立上げは、投資額にかかわらず政府への事前承認を求めることが義務化された。

中国は、2049年（建国100周年）までの社会主義現代化「強国」の完成を掲げ、「中国製造2025」などの戦略の下、明確な時間軸をもって、実体経済の強化とそれを支える先端技術の獲得・開発を進めている。2020年10月に党機関誌「求是」に掲載された習<sup>しゅう</sup> 近平<sup>うきんぺい</sup>国家主席による講話「国家中長期経済発展戦略の若干の重大な問題」では、4億人の中所得層を更に拡大しながら自律的な国内循環を確立し全世界の資源を引き付け、国際的な産業チェーンを中国との依存関係に引き付けていくこと、食糧と製造業などの実体経済においては自国第一主義を維持することなどを新たな発展戦略として表明した。こうした戦略を背景に、10月の中国共産党第19回中央委員会第5回総会（「五中全会」）では、内需主導の経済構造への転換を含め、経済の自己完結性を高めていく必要性や、外国の圧力に影響されないサプライチェーンの構築、科学技術などでの「自立」、「自強」、「国家経済の安全の確保」の強化などを強調した。また、中国は近年、サイバー・データ関連法や暗号法（1月施行）、輸出管理法（12月施行）などの国内法制度の整備も急速に進めている。

こうした各国の動向も念頭に、日本は、自らの存立・繁栄の確保のため、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組む観点からも、引き続き経済安全保障という新たな政策領域における取組を強化していく。

## 4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

### (1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、2021年1月に発効した核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても立場の違いが見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブや個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めており、また、包括的核実験禁止条約の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組などを積み重ね、核兵器不拡散条約体制の維持・強化を進めていく考えである。

なお、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約について、日本は、同条約が目指す核廃絶というゴールは共有している。一方、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠であるが、現状では、同条約は核兵器国の支持を得られていない。さらに、核の脅威にさらされている多くの非核兵器国からも支持を得られていない。日本政府としては、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の維持・強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、現実的に、核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが必要と考えている。こうした日本の立場に照らし、同条約



に署名する考えはない。

### ア 核兵器不拡散条約 (NPT)<sup>12</sup>

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。しかし、2015年に開催された第9回運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯創設などの問題をめぐり議論が収れんせず、合意文書を採択することなく終了した。

2020年は、NPTの発効から50年、広島と長崎に原爆が投下されてから75年の節目の年であり、NPTが発効した3月5日に合わせ、NPTがこれまで国際的な核軍縮・不拡散体制を支え、国際社会の平和及び安全の確立と維持に貢献してきたことを評価しつつ、NPT体制の維持・強化の必要性について言及する外務大臣談話を発出した。2020年には第10回運用検討会議の開催も予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のために延期（2021年1月現在、同年8月の開催が見込まれている）となった。日本としては、次回運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、現実的で実践的な取組や提案を継続していく。

### イ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々との信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、日本は2017年「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げた（日本も含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成）。同会議は、2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発

出した。その後、日本は、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」を立ち上げた。同会合は、2020年3月に第1回会合を開催し、国際社会として直に取り組むべき核軍縮措置として、透明性、核リスク低減及び軍縮・不拡散教育についての議論を行った。

### ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)<sup>13</sup>

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国で構成）は、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。これまでNPDIは、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計15本の作業文書を提出するなど、現実的・実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。

2019年11月には、G20愛知・名古屋外務大臣会合の際、第10回NPDI外相会合を日・オーストラリア共同で開催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関する外相共同声明を発出した。2020年4月には、高級実務者レベルで共同メッセージを発出し、延期となった第10回NPT運用検討会議が開催されるまでの間、核兵器国と非核兵器国に対して、NPDIが橋渡し役として前向きな関与を深めていく決意を表明した。

### エ 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶に向けた具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し

<sup>12</sup> NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

<sup>13</sup> NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

てきている。2020年の決議案においては、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた。同決議案は、11月の国連総会第一委員会では139か国、12月の国連総会本会議では150か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国及び英国、並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案に加えて、ほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

#### オ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)<sup>14</sup>

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。2020年は、9月の国連ハイレベルウィーク期間中に、CTBTフレンズ外相会合が開催される予定であったが、新型コロナウイルスの影響に鑑み、会合開催の代わりに、CTBTフレンズ各国の外務大臣がビデオメッセージを発出した。ビデオメッセージにおいて、茂木外務大臣は、核兵器が使用されてから75周年を迎え、広島と長崎で起きた悲劇を二度と繰り返してはならないという決意を表明するとともに、CTBTの発効促進に取り組み、核実験を防ぐためにCTBTの監視能力を強化する必要性を強調した。

#### カ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約<sup>15</sup> (FMCT: カットオフ条約)<sup>16</sup>

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議（CD）では長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年に、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画している。同グループでは、第1回会合（2017年8月）及び第2回会合（2018年6月）における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉において考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は2018年の第73回国連総会に提出された。日本としては、引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

#### キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム<sup>17</sup>を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい（2020年は新型コロナウイルスの感染拡大のため中止）、海外での原爆展の開催支援<sup>18</sup>、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達すべく積極的に取り組んでいる。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観

<sup>14</sup> CTBT: Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty

<sup>15</sup> 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

<sup>16</sup> FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

<sup>17</sup> 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

<sup>18</sup> 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

点から、2013年から2020年までに国内外の400人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

## ㉓ 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。日本として、新STARTは米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものであると考えており、その延長を歓迎した。

一方、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要であり、例えば、日本は中国とも様々なレベルでこの問題についてやり取りを行ってきている。9月に開催されたARF（ASEAN地域フォーラム）閣僚会合においては、茂木外務大臣から、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたいと表明した。

さらに、2020年の国連総会本会議で採択された我が国提出の核兵器廃絶同決議においても、核兵器国間の透明性の重要性を強調し、軍拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが盛り込まれている。

## (2) 不拡散及び核セキュリティ

### ㉔ 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及

び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。今日の国際社会においては、新興国の経済成長に伴い、それらの国における兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力が増大するとともに、流通形態の複雑化を始めこれら物資などの調達手法が巧妙化している。また、新技術の登場を背景として、民間の技術が軍事転用される可能性が高まっており、脅威となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リスクが増大している。このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、①保障措置、②輸出管理、③拡散に対する安全保障構想（PSI）<sup>19</sup>の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）<sup>20</sup>と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。日本はIAEAの指定理事国<sup>21</sup>としてIAEAに対する支援を始め、様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるとの考えの下、各国の保障措置に対する理解や実施能力を高め、また、より多くの国が追加議定書（AP）<sup>22</sup>を締結するよう、各国への働きかけを進めている。12月には、アジア太平洋地域における保障措置の強化を目指す第11回アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）年次会合（オンラインで開催）に出席し、新型コロナウイルスの流行下における保障措置や人材育成に関するセッションでファシリテ-

<sup>19</sup> PSI：Proliferation Security Initiative

<sup>20</sup> IAEA：International Atomic Energy Agency

<sup>21</sup> IAEA理事会で指定される13か国。日本を始め、G7などの原子力先進国が指定されている。

<sup>22</sup> NPT締約国である非核兵器国が、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で締結することを義務付けられている、当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書（AP）の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2020年11月時点で、136か国が締結している。



ターを務めるなど、地域・国際的な保障措置強化の取組にも積極的に参加している。

2019年12月に就任したグロッシーIAEA事務局長は、2月に外務省賓客として来日し、安倍総理大臣を表敬したほか、茂木外務大臣と会談を行い、日本とIAEAとの間で一層の協力関係構築に向け連携していくことを確認した。日本としては、IAEA総会や理事会などにおいて、深い知見と経験を有するグロッシー事務局長を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力してIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいく。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を手入し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う上で有益な取組である。現在、国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）、ミサイル<sup>23</sup>に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）があり、各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管

理強化の働きかけなども行われている。日本はこのような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、核不拡散分野における国際貢献の観点から、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想（PSI）<sup>24</sup>の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」<sup>25</sup>を主催するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。

さらに日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議（ASTOP）<sup>26</sup>やアジア輸出管理セミナー<sup>27</sup>を開催している。12月に行われた第16回ASTOP（オンラインで開催）では、EUが新たに参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論が行われた。2月に開催された第27回アジア輸出管理セミナーには33か国・地域が参加し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の能力構築を図るため、輸出管理の実効性強化に向けた取組などについて議論が行われた。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号<sup>28</sup>に関し、アジア諸国による同決議の履行支援のため日本の拠出金が活用されるなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

<sup>23</sup> 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、2020年12月時点で、143か国が参加している。

<sup>24</sup> 2020年12月現在、107か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、過去には、2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練を、2012年にPSI航空阻止訓練をそれぞれ主催したほか、2010年に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、アジア太平洋地域でのローテーション訓練に参加しているほか、2016年1月に米国で開催された政治会合（高級事務レベル）に参加した。直近では2018年5月にフランスで開催されたPSI創設15周年を記念するハイレベル政治会合に参加した。

<sup>25</sup> 横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

<sup>26</sup> 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。

<sup>27</sup> 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

<sup>28</sup> 2004年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、②テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

## 1 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2019年5月から11月にかけて、短距離弾道ミサイルの発射などを繰り返したのに続いて、2020年3月にも4回、短距離弾道ミサイルを発射した。また、9月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核関連施設について、停止したままの施設も存在する一方、幾つかの施設は稼働が継続していることなどを指摘した上で、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、これらの活動は国連安保理決議の明確な違反であり、非常に遺憾であると指摘した。また、同月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。

また、イランについて、IAEAは、2016年1月以来、イランによる包括的共同作業計画(JCPOA)<sup>29</sup>の履行の監視・検証を継続的に行ってきた。2018年5月、米国はJCPOAからの離脱を発表し、8月及び11月に対イラン制裁が再適用された。一方、イランは、2019年5月にJCPOA上の義務の段階的停止を発表

し、以降、低濃縮ウラン貯蔵量の上限超過、濃縮レベルの上限超過、遠心分離機の研究・開発の規定外の活動、フォールド燃料濃縮施設での濃縮再開などの措置を順次取ってきた。2020年1月、イランはウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。2021年1月には20%の濃縮ウランの製造や金属ウランの研究・開発を、また2月には、JCPOA上の透明性措置の履行停止を発表した。

日本としては、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、JCPOAを遵守し、JCPOA上のコミットメントに即座に戻るとともに、JCPOAを損なう更なる措置を控えるよう強く求めている。また、日本は、イランに対して、イランが負っている原子力に関する全ての義務に従い、IAEAと完全に協力するよう求めている。

2020年1月以降、IAEAがイラン国内2か所へのアクセス（立入り）を要請し、イランがこれを受け入れない状況が生じた。この問題について、6月のIAEA理事会では、イランに対し速やかなアクセス提供を含めIAEAと完全に協力するよう要請する決議が採択された。8月末、グロッシー事務局長がイランを訪問し、イランとIAEAとの共同声明が発出され、その後アクセスが実施された。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、事実関係が解明されるためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すること、また、同国が追加議定書について署名・批准し、これを実施することが重要である。

## 2 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ

<sup>29</sup> イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

〈イラン側の主な措置〉

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼働遠心分離機を5,060機に限定  
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出  
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない。

活動を防止するための「核セキュリティ」については、オバマ米国大統領が提唱し、2010年から2016年の間に4回開催された核セキュリティ・サミットや、「核セキュリティに関する国際会議」を始め、IAEAや国連、有志国による各種取組を通じ、国際的な協力が進展している。日本は、こうした取組に積極的に参加し、貢献している。2020年2月にIAEA主催で開催された「核セキュリティに関する国際会議」には、日本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行った。

2018年2月に外務省とIAEAとの間で署名された「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づき、2019年10月、IAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練が実施された。

### (3) 原子力の平和的利用

#### ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つとされており、同条約にて、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とであるとされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景として、原子力発電<sup>30</sup>を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び③核セキュリティの「3S」<sup>31</sup>の確保が重要である。また、東京電力福島第一原発事故の当事国とし

て、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAは日本と協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、2020年12月までに26回、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の技術や英知を結集し、着実に進展している。IAEAとは事故直後から協力しており、2020年11月には、IAEAから指名された国内の独立した研究機関の環境放射能の専門家を受け入れ、海洋モニタリング・レビューを実施し、日本における海洋の放射線モニタリングの取組についてIAEAのレビューを受けた。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、2014年に東京電力福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書を公表した。2018年から、UNSCEARは、最新の情報に基づく評価を実施すべく同報告書の改訂作業を行っており、2021年の公表を予定している。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信が必要である。この観点から、日本は、東京電力福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団に対する説明会の開催（2020年は2月、4月、10月に実施）、在外公館を通じた情報提供などを行っている。また、東京電力福島第一原発における汚染水の

<sup>30</sup> IAEAによると、2021年1月現在、原子炉は世界中で443基が稼働中であり、52基が建設中（IAEAホームページ）

<sup>31</sup> 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。



処理状況について、特に混同されやすい汚染水とALPS処理水<sup>32</sup>の違いを国際社会に対し分かりやすく説明するための英文広報資料を作成し、2019年9月にウィーンで開催されたIAEA総会を始めとする国際会議において配布した<sup>33</sup>。日本は、今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、引き続きしっかりと説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく協力を始めとするIAEA技術協力や平和的利用イニシアティブ（PUI）などを通じてIAEAの活動を積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議で、PUIに対し5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明し、2020年4月にこれを達成した。

## イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要な法的枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。

原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核

不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2020年末現在、日本は、発効順で、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間で二国間原子力協定を締結している。

## (4) 生物兵器・化学兵器

### ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）<sup>34</sup>は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進んできた。

次回第9回運用検討会議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つのテーマについて協議することが合意されている。

### イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）<sup>35</sup>は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）<sup>36</sup>が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄にお

<sup>32</sup> ALPS処理水とは、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System）を含む複数の浄化設備で可能な浄化処理をした水

<sup>33</sup> IAEA総会などで配布した汚染水とALPS処理水の違いに関する英文資料の最新版は、外務省ウェブサイトに掲載（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22\\_003031.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22_003031.html)）

<sup>34</sup> BWC：Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は183か国（2020年12月現在）

<sup>35</sup> CWC：Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国（2020年12月現在）

<sup>36</sup> OPCW：Organization for the Prohibition of Chemical Weapons



いて、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

### (5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

### ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきた。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立さ

れた小型武器対策メカニズムに対し、200万米ドルを拠出した。

### イ 武器貿易条約 (ATT)<sup>37</sup>

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、締約国会議などでの議論に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢献している。さらに日本は、ATTの普遍化も重視しており、特にアジア諸国に対し、ATT加入に向け働きかけてきている。2020年は、ナミビア、中国、サントメ・プリンシペ、アフガニスタン、ニウエの5か国が新たにATTに加入し、ATTの締約国は2020年末までに110か国となった。

### ウ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW)<sup>38</sup>

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム (LAWS) に関する政府専門家会合が開催されている。2019年には政府専門家会合が3月と8月に開催され、LAWSに関する指針を11項目とすることで一致した。また、同指針を含む議論を、将来の規範・運用の枠組

<sup>37</sup> 武器貿易条約 (ATT : Arms Trade Treaty) の2020年12月現在の締約国は110か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

<sup>38</sup> 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW : Convention on Certain Conventional Weapons) の2020年12月現在の締約国は125か国・地域

みの明確化・検討・発展に関する勧告のための基礎として活用していくこととなった。11項目の指針は、同年11月のCCW締約国会議において、正式に承認された。2020年には9月に政府専門家会合が開催され、日本も引き続きこれに積極的に参加し、議論に貢献した。

## エ 対人地雷

2019年、対人地雷禁止条約（オタワ条約）<sup>39</sup>は発効20周年を迎えた。日本はこれまで、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷の除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

2020年11月にジュネーブで開催されたオタワ条約第18回締約国会議において、日本は、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

## オ クラスター弾<sup>40</sup>

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施<sup>41</sup>するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）<sup>42</sup>の締約国を拡大する取組を継続しており、2021年に開催予定のクラスター弾に関する条約第2回検討会議に向け、これらの課題に関する議論に参加している。

## 5 国際連合（国連）における取組

### (1) 日本と国連との関係

2020年に創設75周年を迎えた国連は、現在、世界のほぼ全ての国（2020年12月現在193か国）が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

国連には、加盟国が集まり交渉を行う世界最大のフォーラムとしての機能（普遍性）と、専門家集団が情報や知見を集約し、最適解を提言する機能（専門性）との両面がある。日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を加盟国中最多の11回務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきたのは、その重要な例である。こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面（マネジメント）への関与を行ってきたほか、国連を舞台として活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている（273ページ 第5章第1節2(1)参照）。

創設から75年が経過した現在、国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題である。日本は国連安保理改革を始めとする国連改革に引き続き積極的に取り組んでいる。

### (2) 2020年の主要行事

9月、第75回国連総会ハイレベルウィークは、新型コロナの拡大を受け、初めて各国が事

<sup>39</sup> 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2020年12月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

<sup>40</sup> 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている

<sup>41</sup> クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

<sup>42</sup> クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2020年12月現在の締約国数は、日本を含め110か国・地域



前録画した演説を総会議場で上映する形で開催され、菅総理大臣及び茂木外務大臣が参加した。

菅総理大臣は一般討論演説において、新型コロナによる未曾有の危機を、多国間主義の下で協力を深める契機とすべく国際社会に連帯を呼びかけ、感染症拡大は、人間の安全保障に対する危機であるとして、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、国際的な取組を主導していくと述べた。また、新型コロナからの「よりよい復興」を遂げ、SDGsが達成された、しなやかで強靱な社会を実現するためには、「国連と多国間主義」、「国際の平和と安全」、「法の支配」の三つの事項が重要であり、日本として積極的に取り組んでいくことを強調した。また、北朝鮮による拉致問題の早期解決や核兵器のない世界の実現に向けて全力で取り組み、2021年の夏には、人類が疫病に打ち勝った証として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催するという決意を表明した。

ハイレベルウィークの機会に合わせ、菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談が実施された。会談では、新型コロナに関する取組について意見交換が行われ、グテーレス事務総長から、日本の貢献への評価が改めて示されるとともに、引き続き、平和構築、開発、気候変動を含む幅広い分野で連携していくことで一致した。また、北朝鮮に関し、菅総理大臣は、拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と協力を求め、先方からは全面的な支持が示されるとともに、非核化を進めることの重要性が強調された。

茂木外務大臣は、国連創設75周年記念ハイレベル会合での演説において、国連における多国間主義の重要性や、ポスト・コロナを見据えた取組の必要性を強調するとともに、安保理改革を始めとする国連改革に関する日本の立場を発信した。なお、同会合では、創設75周年の節目に当たり、「国連創設75周年記念宣言」が採択された。

このほか、茂木外務大臣は、国連安保理改革に関するG4外相会合、第13回グローバル・



国連本部（写真提供：UN Photo/Andrea Brizzi）



第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（事前録画）  
（9月26日、写真提供：内閣広報室）

ガバナンス・グループ（3G）閣僚級会合、「新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合」（いずれもオンライン会議）に出席し、また、包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ各国外相と共にビデオメッセージを発出するなど、各国の外相との間で相互の信頼関係の強化や、日本の政策や立場の国際社会への発信を行った。

11月、茂木外務大臣はボズグル第75回国連総会議長との間で電話会談を行い、人間の安全保障の議論を更に活性化させることや、安保理改革を含む国連改革推進のため協力することで一致した。また、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、先方から支持を得た。

### (3) 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

#### ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。国連安保理決議に基づく国連平和維持活動（PKO）などの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、その役割は年々拡大している。

日本は、国連加盟国中最多となる11回目の安保理非常任理事国を務めるなど、地域情勢や平和構築などに関する国連安保理での議論に積極的に貢献している。2016年1月から2017年12月末までの任期中は、北朝鮮による3度の核実験（2016年1月、9月及び2017年9月）及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された六つの国連安保理決議の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題などの解決に向けて尽力した。また、2019年12月に開催された「不拡散／北朝鮮」を議題とする国連安保理公開会合では、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、国連安保理決議違反であり、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦であること、国連安保理決議の完全な履行が重要であることを呼びかけるなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を尽くしてきた。日本は、これからも国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるため、日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に理事国となるべく、2022年に行われる安保理非常任理事国選挙に立候補している。

#### イ 国連安保理改革

国連発足後75年が経ち、国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が共有され

ている。特に、「国連創設75周年記念宣言」では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」ことを誓約した。

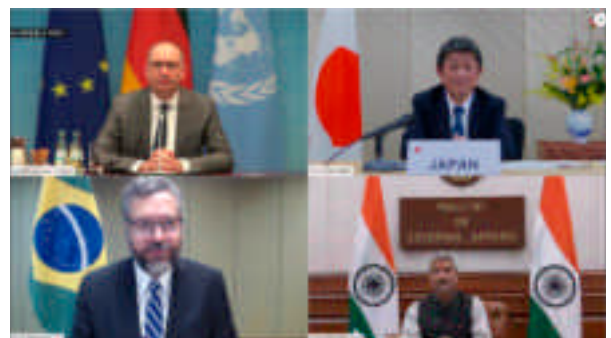
日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障などの分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

#### ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。日本は1月、第74回国連総会政府間交渉の共同議長（アラブ首長国連邦及びポーランドの国連常駐代表）を日本に招へいし、安保理改革実現に向け連携を確認した。その後、同共同議長の下で2月及び3月に1度ずつ政府間交渉会合が実施されたが、それ以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で会合は開催されず、8月末、第74回会期の作業を第75回会期に引き継ぐ決定が国連総会でコンセンサスにより採択された。

ボズクル第75回国連総会議長は、ポーランドの国連常駐代表を第74回会期から引き続き政府間交渉共同議長として再任するとともに、カタールの国連常駐代表を新たな政府間交渉共同議長に任命した。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組も重視し



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月23日、テレビ会議形式にて実施）

ている。茂木外務大臣は、9月にオンラインで開催されたG4外相会合に出席した。G4の外相は同会合で、今会期の国連総会における政府間交渉の早期開始を求めるとともに、引き続き政府間交渉のプロセス改善及び文書に基づく具体的交渉の開始を目指すことを確認した。また、G4の外相は、国際社会が直面する課題に対応する安保理の能力を強化するため、国際の平和及び安全の維持に責任を負う能力と意思を有する国やアフリカの代表性向上が不可欠である点を強調し、安保理の早期改革に向けて他の有志国との緊密な連携を更に強化することで一致した。日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

#### (4) 国連の組織面（マネージメント）

##### ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、事務局機能の効率化・効果向上に取り組んでいる。2019年1月には新たな組織体制が発足し、2020年から単年度の通常予算（下記イ参照）が試験的に導入されるなど、国連の財政・予算・人的資源管理について効果向上を目指す取組が進められている。日本は、国連総会におけるマネージメント面に関する審議や国連事務局との対話を通じて、改革

の目的を支持しつつ、こうした取組が具体的な成果を上げ、国連が一層効果的・効率的に任務を果たすよう求めてきている。

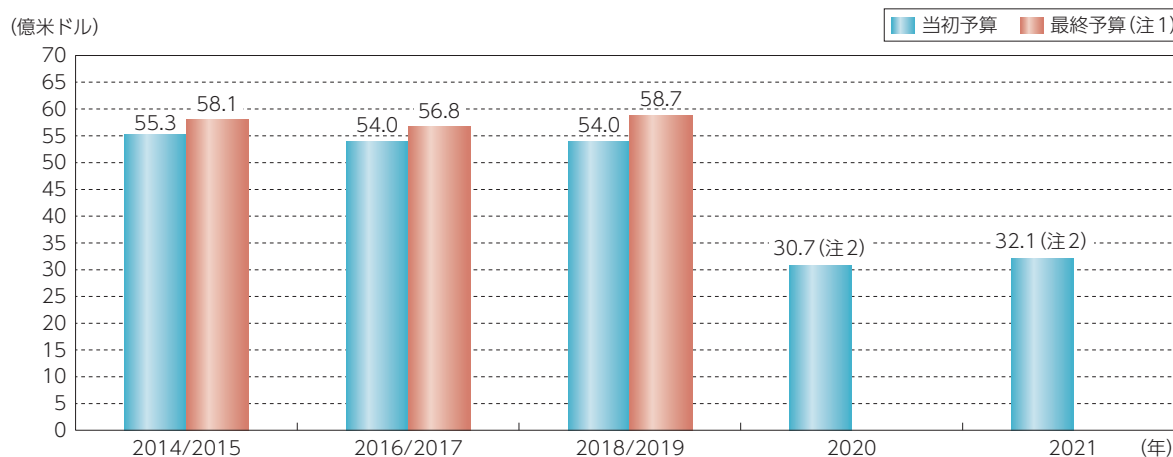
##### イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算。2020年から2022年までは試験的に1月から同年12月までの1か年予算を導入）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2020年12月、国連総会において、2021年予算として約32億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2020年6月に2020年から2021年度の予算が承認され、予算総額は約65.8億米ドル（前年度最終予算比約2.6%減）となった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金は財政負担能力に応じて分担率を随時改訂しており、現在日本は、米国、中国に次ぐ8.564%の分担率（2019年－2021年）に基づき、2020年通常予算分担金として約2億3,857万米ドル、2020年PKO分担金として約5億6,078万米ドルを負担している。日本は、主要拠出国の立場から、国連が

#### 国連通常予算の推移



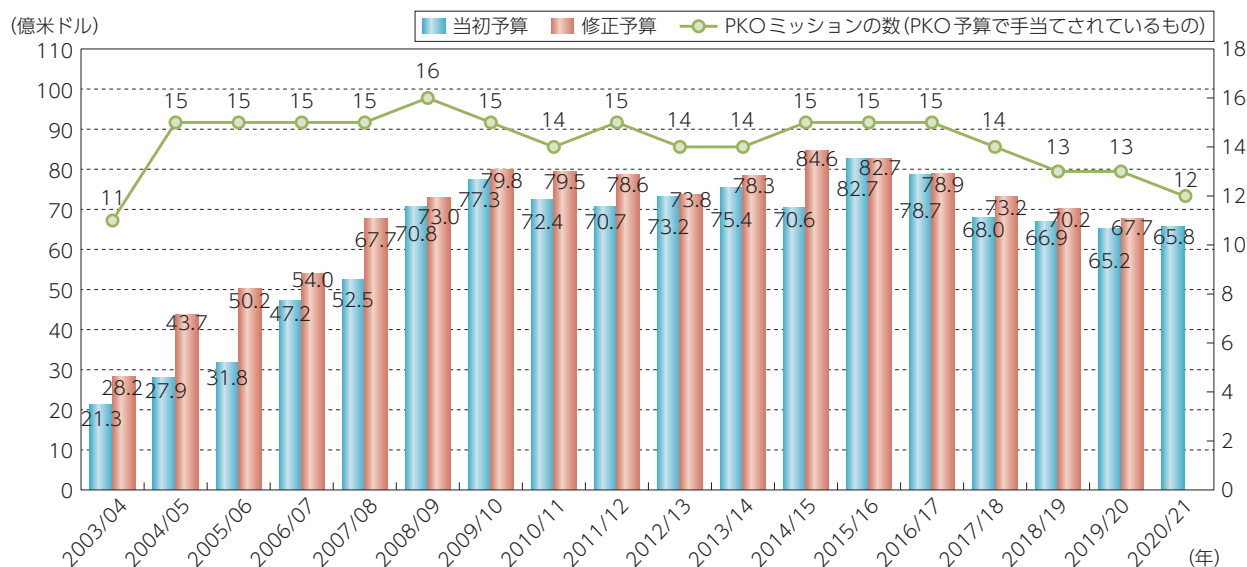
(注1) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整などによる追加予算を加えたもの

(注2) 2020年及び2021年は単年予算

出典：国連文書



## PKO予算及びPKO予算で賄われるミッション数の推移（2003年～2021年）



※UNSSOS (United Nations Support Office in Somalia) を含む。

出典：国連文書

## 主要国の国連通常予算分担率（％）

| 順位※ | 国名   | 2016－2018年 | 2019－2021年 | 増減ポイント  |
|-----|------|------------|------------|---------|
| 1   | 米国   | 22.000     | 22.000     | ± 0.000 |
| 2   | 中国   | 7.921      | 12.005     | + 4.084 |
| 3   | 日本   | 9.680      | 8.564      | － 1.116 |
| 4   | ドイツ  | 6.389      | 6.090      | － 0.299 |
| 5   | 英国   | 4.463      | 4.567      | 0.104   |
| 6   | フランス | 4.859      | 4.427      | － 0.432 |
| 7   | イタリア | 3.748      | 3.307      | － 0.441 |
| 8   | ブラジル | 3.823      | 2.948      | － 0.875 |
| 9   | カナダ  | 2.921      | 2.734      | － 0.187 |
| 10  | ロシア  | 3.088      | 2.405      | － 0.683 |

※2019年から2021年の順位

## 主要国のPKO予算分担率（％）

| 順位※ | 国名   | 2018年   | 2019年   | 2020年－2021年 |
|-----|------|---------|---------|-------------|
| 1   | 米国   | 28.4344 | 27.8912 | 27.8908     |
| 2   | 中国   | 10.2377 | 15.2197 | 15.2195     |
| 3   | 日本   | 9.6800  | 8.5640  |             |
| 4   | ドイツ  | 6.3890  | 6.0900  |             |
| 5   | 英国   | 5.7683  | 5.7900  | 5.7899      |
| 6   | フランス | 6.2801  | 5.6125  | 5.6124      |
| 7   | イタリア | 3.7480  | 3.3070  |             |
| 8   | ロシア  | 3.9912  | 3.0490  | 3.0490      |
| 9   | カナダ  | 2.9210  | 2.7340  |             |
| 10  | 韓国   | 2.0390  | 2.2670  |             |

※2019年から2021年の順位

予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。

また、このような国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。これらの委員会は個人資格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

## 6 国際社会における法の支配

国際社会において、法の支配を確立することは、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図る上で、重要な意義を有する。日本は国際社会における法の支配を強化すべく、安全保障、経済・社会、刑事など、様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所（ICJ）<sup>43</sup>、国際海洋法裁判所（ITLOS）<sup>44</sup>、国際刑事裁判所（ICC）<sup>45</sup>を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、日本は法制度整備支

援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

### （1）日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談など、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を確認し、その促進に取り組んでいる。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献している。

### ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾<sup>46</sup>しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な

## コラム

### 国際裁判機関等インターンシップ支援事業に参加して

平石真梨

#### 1. ハーグ国際私法会議（HCCH<sup>\*</sup>）について

私は2020年9月から約2か月間、外務省の国際裁判機関等インターンシップ支援事業による支援を受けて、ハーグ（オランダ）所在のHCCHの常設事務所でインターンをしてまいりました。

HCCHは、1893年の第1回会期を起源とし、国際的な私人間の紛争・問題解決をより円滑にする

<sup>43</sup> ICJ : International Court of Justice

<sup>44</sup> ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

<sup>45</sup> ICC : International Criminal Court

<sup>46</sup> ICJ 規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる。

ため、各国の民法や民事訴訟法の協調を目指し1955年に常設機関となりました。職員は30人ほどと小規模ですが、今まで約40の国際私法や国際民事訴訟法に関する条約を作成しており、日本は2014年に批准したハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を含め、七つの条約を批准しています。

## 2. 業務内容

HCCHでのインターンシップでは、単なる職場体験ではなく、即戦力として様々な仕事を任せてもらえました。具体的には、近年の司法のIT化に伴い、インターネット普及前に作られた司法共助に関する条約をより使いやすくするために、裁判文書の国際送達の電子化についてのリサーチや、各国の電子署名法の比較リサーチを行いました。ほかに、代理母出産の専門家会議、電子署名の活用についての会議に出席させてもらうことができ、最先端ともいえる法分野に触れて刺激を受けました。



HCCHのオフィスが入っているビル（オランダ・ハーグ）

また、職員の大多数がバイリンガルだったため、長年学習してきた英語とフランス語の上達及びその意欲維持にはこの上ない環境で、語学力は大きく向上したように思います。最初はビジネスメールを一通書くのにも時間がかかっていましたが、徐々に慣れ、最後には他の国際機関宛てのレターの作成も任されるようになりました。

## 3. ハーグでの生活

ハーグは国際色豊かな街で治安もよく、大変暮らしやすかったです。運河沿いに煉瓦造りの可愛らしい家が立ち並び風景や、美しい平和宮、のんびりと市内を歩き回る騎馬警官を横目に見ながら自転車通勤した日々は、自然と心が弾むような毎日でした。また、終業後や週末は、他のインターンや職員の方と親交を深めるなどして、大変充実した日々を過ごせたと思います。



ハーグの町並み：国際司法裁判所がある平和宮

## 4. 支援事業に参加して

本支援事業により、資金面で苦労することなくインターン業務に集中できたことで、ここには書ききれないほどの多くの貴重な経験をすることができました。私は今まで培った語学力と日本法の知識をいかして国際派弁護士として将来活躍したいと思っていましたが、どのように自分の得意な点をいかしていけばよいのか分からず五里霧中の状態でした。今回のインターンシップを通じて、国際機関職員や、ハーグでの国際裁判に携わる弁護士として働く可能性や魅力を肌で感じとることができ、今後のキャリアプランをしっかりと考える貴重な機会となりました。私は今後日本での司法修習を経て涉外弁護士として法律事務所で働く予定ですが、今回の経験や国際機関で働く楽しさを忘れずに、いずれは国を当事者とする国際裁判にも貢献できるような弁護士になりたいです。

※ HCCH : Hague Conference on Private International Law



協力を行っている。例えば、日本はICC、常設仲裁裁判所（PCA）<sup>47</sup>への最大の財政貢献国であり、人材面では、ITLOSの柳井俊二裁判官（2005年から現職、2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、ICCの赤根智子裁判官（2018年3月から現職）などを輩出している。ICJについては、2020年11月に行われたICJ裁判官選挙において、岩沢雄司ICJ裁判官（2018年から現職、歴代4人目の日本人ICJ裁判官）が再選された。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。また、2020年からは、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している（222ページ コラム参照）。

外務省としては、国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、国際裁判対策室（2015年に設置）及び国際経済紛争処理課（2020年に設置）を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。裁判に勝つためには、各裁判の特徴や特有の訴訟手続を熟知することが不可欠である。ICJ、ITLOS、PCAなどにおける裁判に適用のある手続法には、必ずしも明文化されておらず、判例によって蓄積されてきた規範も存在する。加えて、国際裁判で争われる事実関係が複雑化するに伴い、手続法も発展している。国際裁判対策室では、主要な国際裁判で活躍する法律家や法律事務所の動向を把握するとともに、そのような法律家と連携しつつ国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。また、経済分野においては、近年、世界貿易機関（WTO）<sup>48</sup>協定、経済連携協定（EPA）<sup>49</sup>及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっており、紛争解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体

制強化が一層求められている。この課題に対応するため、経済分野において国際法に基づく紛争解決の処理に精通した人材を集約する観点から、2020年8月、経済局にあった国際経済紛争処理室を課に昇格させ、新たに国際法局に「経済紛争処理課」を設置した。経済紛争処理課は、WTO協定などに基づく紛争解決の処理に当たり、係争対象の措置を所管する関係各省庁や外部専門家（国内外の法律事務所・学者など）とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応に加えて、判例・学説の分析や紛争予防業務を行っている。（225ページ 特集参照）。

## イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めるとともに、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）<sup>50</sup>や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議（HCCH）<sup>51</sup>、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）<sup>52</sup>、私法統一国際協会（UNIDROIT）<sup>53</sup>などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が「大気保護」の議題の特別報告者を務め、大気環境の保護に関するガイドライン草案などの審議を通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、

<sup>47</sup> PCA : Permanent Court of Arbitration

<sup>48</sup> WTO : World Trade Organization

<sup>49</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

<sup>50</sup> ILC : International Law Commission

<sup>51</sup> HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit international privé

<sup>52</sup> UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

<sup>53</sup> UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law / L'Institut international pour l'unification du droit privé

## 特集

## 「経済紛争処理課」の新設

近年、日本と主要国・近隣国との間では、経済条約の下で困難な紛争が頻発しています。この現状を踏まえ、8月、国際裁判などへの対策強化の一環として、経済分野の紛争処理を戦略的かつ効果的に行うために、国際法局の下に新たに「経済紛争処理課」が設置されました。

経済紛争処理課は、世界貿易機関 (WTO<sup>※1</sup>) 協定、経済連携協定、投資協定などに基づく経済紛争に関し、質の高い訟務対応を行うとともに、紛争の発生を未然に予防する観点から

必要な対応を行うことで、国際経済紛争分野における日本の国益の確保を図ることを目指しています。

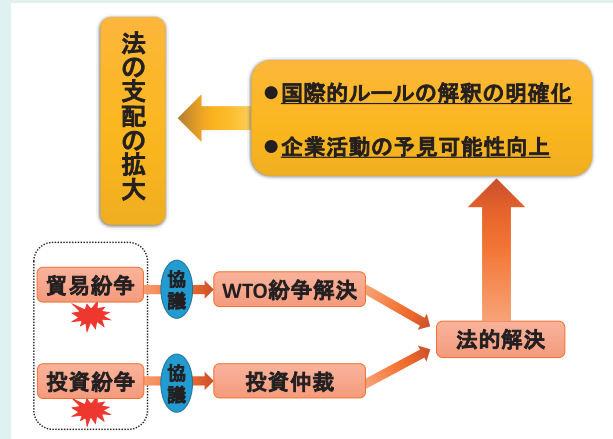
国際経済紛争に係る最新の動向として、まず、WTO 紛争解決手続では、1995年のWTO発足以降2020年までの25年間で、598件（年平均約24件）の紛争が提起され、活発に活用されています。しかしながら、2019年末以降のWTO上級委員会の機能停止は、制度そのものを危機にさらす深刻な問題となっています。また、近年、米国の通商法301条などに基づく対中国関税引上げ措置や、サウジアラビアなどの湾岸諸国のカタルールに対する措置など、安全保障情勢も密接に絡んだ複雑な経済紛争が増えています。経済安全保障政策に関連する各国の様々な動きを踏まえると、世界的に経済分野の紛争が増加し、それに伴い、解決が困難な案件が今後更に増加することが予想されます。

次に、投資関連協定では、国家と投資家の間の紛争解決 (ISDS<sup>※2</sup>) 条項を用いた国際仲裁への付託が、全世界でこれまで1,000件以上発生しており、そのうち3割の事案で国が敗訴しています。例えば、2019年に国家へ命じられた賠償額の最小は790万米ドル、最大は84億米ドル<sup>※3</sup>と莫大な額になっています。日本が締結する投資関連協定のほぼ全てにISDS条項があるため、盤石な応訴体制の構築に力を入れていく必要があります。

こうした背景の下、日本の外交政策の基軸の一つである法の支配を拡大していく観点から、国家間の経済問題をいたずらに外交問題に発展させずに、法的・技術的に解決することは重要であり、そのための手段として経済紛争処理制度の果たす役割は大きいと言えます。グローバルな経済活動を展開する日本企業が安心して活動できるビジネス環境の整備にも貢献します。

経済紛争処理課では、官民がオールジャパンで取り組む盤石な体制の実現に向けて、係争対象の措置を所管する関係省庁との緊密な連携や、国内外の法律事務所、一般国際法や国際経済法を専門に扱う学者や実務家との連携の更なる強化を図っていきます。

経済分野の紛争解決の処理に関するこれらの諸課題に対して、新しく誕生した経済紛争処理課が中心となって、積極的に対応する体制を構築していきます。



質の高い訟務対応を通じた、日本の国益の確保

## 第4章

## 国際社会で存在感を高める日本

※1 WTO : World Trade Organization

※2 ISDS : Investor-State Dispute Settlement

※3 UNCTAD : Investment Policy Hub, Investment Dispute Settlement Navigator  
(<https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement> ※英語のみ)



積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事（学習院大学教授）が作業計画の策定などに貢献している。UNCITRALにおいても、日本は構成国拡大や新規プロジェクトを提案するなど委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

## ウ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行うとともに、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している（2019年に第21回を開催）。2020年は、新型コロナの影響により開催されなかったが、2021年以降継続して実施していく予定である。これに加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）<sup>54</sup>に対して人材面・財政面で協力している。

## (2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）の基調演説で「海における法の支配の三原則」（①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的な事態の收拾を徹底すべきこと）を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2020年11月の第15回東アジア首脳会議(EAS)

で、菅総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約（UNCLOS）<sup>55</sup>である。同条約は、日本を含む167か国（日本が国家承認していない地域を含む。）及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域を含む分野に関する同条約の規定は、慣習国際法として確立していると広く受け入れられており、また、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有されている。今後、一層複雑化し多岐にわたる海洋の問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクにITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会（CLCS）<sup>56</sup>も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど（現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授）、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構（ISA）<sup>57</sup>では、2020年2月に開催された理事会において、深海底の鉱物資源の開発に関する規則について審議が行われた

<sup>54</sup> AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

<sup>55</sup> UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

<sup>56</sup> CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

<sup>57</sup> ISA : International Seabed Authority



ほか、関連の基準及びガイドラインの策定作業が行われた。日本は自国の立場が同規則などに反映されるよう交渉に積極的に参画しており、また、以前から、深海底技術に関する開発途上国の能力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導してきている。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、2019年8月までに3回の会合が開催された。4回目の会合は2020年3月に予定されていたが、新型コロナの影響により延期となった。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

### (3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。安全保障分野では、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定（ACSA）<sup>58</sup>、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。インドとの間では9月にACSAに署名し、ベトナムとの間では、10月に防衛装備品及び技術移転協定について実質合意に至った。また、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。原子力分野においては、英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえ、12月に英国との間の協定を改正する議定書に署名した。

### (4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2020年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行った。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定（EPA）などの交渉に積極的に取り組んだ。

2019年10月に署名された日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定は2020年1月に発効した。10月には日英包括的経済連携協定（日英EPA）が署名され、2021年1月に発効した。また、11月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が署名された。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、労働、社会保障などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、航空分野では、6月に日・EU航空安全協定に署名し、また、海事分野では、7月に燃料油汚染損害の民事責任条約（バンカー条約）及び難破物除去ナイロビ条約（ナイロビ条約）を締結した。

### (5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2020年現在、分担金全体の約15.7%を負担している。加えて、人材面においても、

58 ACSA : Acquisition and Cross Servicing Agreement

ICC加盟以来継続して裁判官を輩出し、2018年3月からは9年間の任期で赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判官を務めている。また、新検察官選出委員会において野口元郎元国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が独立専門家を、予算財務委員会において小嵯仁史氏が委員を務めるなど、ICCの活動に様々な面で協力している。ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実にできるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）<sup>59</sup>、犯罪人引渡条約<sup>60</sup>及び受刑者移送条約<sup>61</sup>の締結を進めている。8月には、ベトナムとの間で受刑者移送条約が発効した。

## 7 人権

人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。日本としては、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると認識しており、また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げる一方、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて、日本はこの分野において、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間での対話や国連など多数国間のフォーラムへの積極的な参加、

国連人権メカニズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。

### (1) 国連における取組

#### ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合、合計約10週間）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月（1期目・2期目）まで、2013年1月から2015年12月（3期目）まで及び2017年1月から2019年12月（4期目）まで理事国を務めた。直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで理事国を務めている（5期目）。

2月及び3月に開催された第43会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、尾身朝子外務大臣政務官がスピーチを行った。その中で、尾身外務大臣政務官は、新型コロナに關係して、東アジア系であることのみを理由とした施設の利用停止や心ない誹謗中傷などが起きないよう呼びかけを行った。また、日本として、引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べるとともに、拉致問題の早期解決の重要性を訴えた。加えて、児童の権利の保護・促進、ハンセン病差別撤廃に関する国際的な議論の主導、先住民族であるアイヌの人々の文化の復興・発展、第三国定住による難民の受入れ拡大といった、国内外における社会的弱者の権利の保護・促進に関する日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は13年連続）<sup>62</sup>。

<sup>59</sup> 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

<sup>60</sup> 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

<sup>61</sup> 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

<sup>62</sup> 同会期は、新型コロナの影響により、3月13日の会合を最後に中断していたが、6月15日に再開し、北朝鮮人権状況決議案は6月22日に採択された。

同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害者の即時帰国、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確な情報の提供などに言及する内容となっている。

7月の第44会期では、日本はハンセン病差別撤廃決議案を主提案国として提出し、同決議案は、全会一致で採択された。同決議は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定している。また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関する様々な関係者との協議の継続を促している。

### イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第75会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された。同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害者の即時帰国、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の提供などに言及する内容となっている。

さらに日本は、シリア、イランなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

### ウ 子どもに対する暴力撲滅

日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」に参加し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて取り組む「パスファインディング国」として、GPeVACの活動に積極的に関与している。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでいる。7月には、NPO法人チャイルド・ファンドと共に、新型コロナウイルスと子どもに対する暴力撲滅のテーマで国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)サイドイベントを共催した。日本は、引き続き国際社会と連携しつつ、国内外で子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。

### エ 「ビジネスと人権」に関する行動計画

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に向けて積極的に取り組んでいる。その取組の一つとして、企業活動における人権尊重の促進を図るため、10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。策定後には、ジュネーブで開催された国連ビジネスと人権フォーラムといった国際場裡や、経済団体やステークホルダー団体が開催した会合などにおいて、行動計画の周知を行ってきている。今後は、関係府省庁が連携し、行動計画の着実な実施に取り組んでいく（230ページ 特集参照）。

### (2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

#### ア 国際人権法

11月、ニューヨークの国連本部で開催された第18回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した大谷美紀子氏（弁護士）が再選を果たした（231ページ コラム参照）。また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。3月には、自由権規約第7回政府報告を自由権規約委員会に提出した。



特集

「誰一人取り残さない」企業を目指して  
～「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定～

企業活動のグローバル化が進む中、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっています。国連では、2011年の第17回国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」（以下、「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。「指導原則」は、企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

2012年からは、「指導原則」の普及などを目的として「国連ビジネスと人権フォーラム」が開催されるようになりました。また、2015年には国連で、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs※）」が定められた際にも、「指導原則」遵守の重要性が確認されており、投資家、市民社会、消費者からも企業に人権尊重を求める意識が高まってきています。

このように「ビジネスと人権」に対する国内外の関心が高まる中、2016年、日本政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。本行動計画の策定は、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており、2019年12月に、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部により決定された「SDGs実施指針改定版」に行動計画を策定していくことを明記しています。SDGsに取り組む上でも、企業は人権を尊重した行動をとることが求められています。

行動計画策定の第一段階として、2018年に、関係する全府省庁が参加する形で、企業活動に関連する日本の法制度や施策などの現状把握を行いました。その上で、企業活動における人権尊重の実態を把握するため、経済界、労働界、法曹界、市民社会などの代表的な組織の参加を得て、計10回の意見交換を実施し、その結果を報告書に取りまとめました。

2019年、行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置しました。また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体などのほか、さらには海外の有識者との間での議論を通じ、2019年7月に行動計画に盛り込む優先分野を特定しました。2月には、行動計画の原案を作成し、2月17日から1か月間、パブリック・コメントを募集しました。これら様々な意見も踏まえ、10月、関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入促進に向けての企業に対する期待が表明されています。

行動計画の実施や周知を通じて、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、そしてSDGs達成への貢献を図っていきます。



国連ビジネスと人権フォーラムの様子（スイス・ジュネーブ 写真提供：UN Secretariat of the Forum on Business and Human Rights.）（2020年はオンライン形式で開催）



「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）の表紙

※ SDGs : Sustainable Development Goals

## コラム

## 子どもの権利委員会（児童の権利委員会）委員への再選

弁護士 大谷美紀子

11月、2期目を目指して立候補していた子どもの権利委員会（正式名称：児童の権利委員会）委員選挙がニューヨークで実施され、再選されました。今回の選挙は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の日程から約5か月遅れで行われました。

子どもの権利委員会は、18人の専門家で構成される人権条約機関\*で、その任務は、子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）の履行促進などです。同条約の締約国数は、国連加盟国よりも多い196か国と、国連の条約の中では最大になります。私は、2017年から日本人初の委員として務めていますが、それ以前から子どもの権利条約について学ぶとともに、各人権条約に設けられている人権条約機関によるモニタリング制度に関心を持ち、20年以上NGOのメンバーとして人権条約機関による政府報告審査に関わってきました。そこで感じたのは、人権条約機関が締約国による条約の実施及び人権の実現を促すためには、各条約機関の作業方法が極めて重要な問題であるということです。こうした考えに基づき、1期目では、子どもの権利委員会の主要任務に加え、人権条約機関の改革に熱心に取り組んできました。



人権条約機関の改革は、2014年に採択された人権条約機関制度の効果的な機能の強化及び向上に関する国連総会決議に基づき行われているものですが、人権条約機関の作業方法に関する議論は、人権の実体的な問題に関するものではなく、地味でテクニカルなものであるため、関心を持つ委員は多くありません。この点、私は、上記のような考えから人権条約機関を改革するための作業に積極的に関わってきました。個人の専門家の集合体である人権条約機関において、人権の実体的な問題について議論を尽くし、意見をまとめ上げていくことは容易ではありませんが、作業方法の改革にはそれ以上の困難が伴います。その中で、異なる意見を調整し、問題を克服するための新たな発想や具体的な解決策を提案する際、私の弁護士としての実務感覚や、NGOの役員として団体の運営や予算・組織改革に関わった経験がいきていることを実感しています。加えて、国連人権高等弁務官事務所でのインターンの経験、民間女性の代表として国連総会第三委員会に日本政府代表団の一員として参加させていただいた経験を通して、国連の組織や予算、手続について常に関心を持ち勉強し続けてきたことが、人権条約機関の改革に関する議論において役に立っています。

各人権条約機関の委員は、自国政府の代表ではなく、独立・中立の専門家として活動します。その一方で、日本人の委員として、子どもの人権のために、また、人権条約機関の制度の改善のために、多くの人たちの記憶に残る良い仕事をして国連の人権活動に貢献することは、大きな意味で日本の国際社会における名誉に資する、私個人としての外交活動であると考えています。こうした意気込みと、貴重な機会を頂いたことへの感謝をもって、2期目の4年間、活動をしてまいります。

\*国連で採択された主要人権条約（児童の権利条約、女子差別撤廃条約など）に基づいて設置される、締約国の人権条約の履行をモニタリングする委員会（条約体（treaty body）と呼称される）

## イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。2月には日本赤十字社と共同で国際人道法国内委員会を開催し、国際事実調査委員会（IHFFC）の活動や役割などについて議論した。10月にはアジア太平洋における各国の国際人道法国内委員会の地域会合に参加し、国際人道法の国内普及・履行に関する意見交換を行った。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判大会に、裁判官役として講師を派遣した。

### (3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。2月には第7回日・ミャンマー人権対話（ネーピードー）、5月には第24回日・EU人権対話（テレビ会議形式）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

### (4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし、2010年度から2019年度までに合計50家族194人が来日した。

来日後は首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めることとし、2018年以降、来日後6か月間の研修を終えた難民は国

内各地で定住を開始し、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。

難民を取り巻く国際情勢などは大きく変化しており、こうした国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するとの観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組みによる第三国定住による難民の受入拡大を決定した。具体的には2020年度から、難民の出身国・地域を限定することなくアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を、年1から2回、60名の枠内で受け入れることとした。なお、国内外における新型コロナの感染状況を踏まえ、12月現在、適切な受入れ時期は検討中となっている。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中心となって取り組んできたが、アジアで開始したのは日本が初めてである。

## 8 女性

「女性の力」は、国内外においていかしきれていない最大の潜在力といえる。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進によって、女性がもつ力を最大限発揮できるようにすることは、経済や社会全体に活力をもたらし、新型コロナ流行下からのより良い復興を実現していく上で不可欠である。また、紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、紛争の武器としての性的暴力を防止し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組に積極的に貢献することは日本にとっても重要である。日本は、今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

### (1) G20リヤド・サミット

11月に開催されたG20リヤド・サミットでの、「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」をテーマとするセッションにおいて、菅総理大臣は、日本議長下のG20大阪サミットで立ち



上げに合意した、指導的地位への女性の昇進のための民間部門の取組「EMPOWER（エンパワー）」の具体的取組の開始を歓迎すると発言した。

## (2) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は2016年5月に、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5,000人の女性行政官などの人材育成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表明し、日本はこれらを着実に実施した。また、同2016年12月に開催された第3回WAW!で、安倍総理大臣は、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①女性の権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、日本はこれらを着実に実施した。2019年3月に開催された第5回WAW!では、安倍総理大臣から、開発途上国における女性の教育機会拡大のため、2018年から2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女儿・女性に質の高い教育、人材育成の機会を提供するコミットメントを表明した。

## (3) 国連における取組

### ア 国連女性の地位委員会（CSW）<sup>63</sup>

3月に開催された第64回国連女性の地位委員会（CSW64）は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大幅な日程短縮及び規模を縮小しての開催となった。CSW64議長、国連女性機関（UN Women）事務局長などによるオープニングステートメントは実施され、政治宣言や各種決議及び第65回国連女性の地位委員会の議題などの採択は行われたものの、ステートメントを含め加盟国からの発言の機会は見送られた。

### イ 国連女性機関（UN Women）

日本はUN Womenとの連携を強化しており、2013年に約200万米ドルだった拠出金は、2020年には約2,200万米ドルにまで増加した。特に、中東・アフリカ地域においては、内戦などによって難民や国内避難民となった女性及び女儿が経済的・社会的に脆弱な立場に置かれていることから、エジプト、イラク、ヨルダンなどの中東地域や、ナイジェリア、ニジェール、南スーダンなどのアフリカの紛争影響国において、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援、女性の権利や女性に対する暴力撲滅に対する意識の向上、心理社会的支援に取り組んでいる。また暴力的過激主義を防ぐため、女性のエンパワーメントによる強靱なコミュニティ作りや、レバノン、スリランカでは幅広く平和構築、和平・和解プロセスへの女性の参画支援を実施している。1月7日、尾身外務大臣政務官はニューヨークを訪問し、ムランボ＝ヌクカUN Women事務局長と女性のエンパワーメントに向けた日本政府とUN Womenとの協力について議論した。



ムランボ＝ヌクカUN Women事務局長と尾身外務大臣政務官との会談（1月7日、ニューヨーク）

### ウ 性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉<sup>しゅうえん</sup>及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野

<sup>63</sup> CSW : United Nations Commission on the Status of Women

に積極的に取り組んでおり、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)<sup>64</sup>事務所といった国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

日本は、2020年、SRSG-SVC事務所に対し、約109万米ドルの財政支援を行い、コンゴ民主共和国、ソマリア、中央アフリカ、マリ、ナイジェリア、南スーダンの警察・司法能力強化や、紛争に関連する性的暴力の被害者に対する支援制度の整備などに貢献している。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏が中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)<sup>65</sup>に対し、2020年は200万ユーロ拠出し、日本は理事会メンバーとして同基金に積極的に参画している。さらに、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、累計約85万ユーロの拠出中、約65万ユーロを紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク(使途指定)し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

#### 工 女性・平和・安全保障

##### (Women, Peace and Security : WPS)

日本は、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた「行動計画」を2015年に策定し、

2019年3月に第2版となる改訂版を策定した。本行動計画に沿って、主にUN Women やSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野へ貢献している。また、実施状況のモニタリング及び評価として報告書を策定しており、外務省ホームページに公表している。2018年のG7トロント外相会合で決定したG7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブにおいて、日本はスリランカをパートナー国として、2019年から同国のWPS行動計画策定支援や紛争寡婦を含めた女性世帯の経済エンパワーメントなど、WPS分野の実施を支援している。2020年12月には、行動計画の評価委員会及び市民社会との対話が行われた。また、同月、ベトナムが主催したWPS国際会議において、宇都外務副大臣がビデオメッセージを発出し、WPS行動計画の実施のための国内外における日本の取組を発信した。

#### オ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会(23人で構成(個人資格))(CEDAW)<sup>66</sup>に委員を輩出している。現在は、2018年に行われた同委員会委員選挙で当選した秋月弘子亜細亜大学教授が委員を務めている。

<sup>64</sup> SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

<sup>65</sup> GSF : Global Survivors Fund

<sup>66</sup> CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

## 第3節

日本の国際協力  
（開発協力と地球規模課題への取組）

## 第4章

国際社会で存在感を高める日本

## 1 開発協力

## (1) 開発協力大綱と日本のODA実績

日本が1954年に政府開発援助（ODA）<sup>1</sup>を開始してから65年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

近年、開発途上国が直面する開発課題が多様化・複雑化し、開発におけるODA以外の資金・活動の役割が増大するなど、開発を取り巻く状況が変化していることを受け、2015年2月には、それまでのODA大綱に代わる「開発協力大綱」が閣議決定された。開発協力大綱では、日本が開発協力の長い歴史の中で培ってきた哲学を踏まえ、更にそれを発展させていくべきとの観点から、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針としている。これらの基本方針の下、①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強<sup>きょう</sup>靱な国際社会の構築を重点課題として、開発協力を推進していくこととされている。

このような開発協力大綱の下で進められた日本のODA<sup>2</sup>実績（2019年実績）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD／DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入した「贈与相当額計上方式」<sup>3</sup>によると、対前年比10.1%増の約155億8,766万米ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.30%となり、DACメンバー中第13位となっている。また、支出総額<sup>4</sup>ベースでは、対前年比9.7%増の約189億1,977万米ドルとなり、同じく米国、ドイツ、英国に次ぐ第4位である。

## (2) 2020年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、2020年、日本は、以下アからエを中心に取り組んできた。

1 ODA：Official Development Assistance 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/report.html>

2 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資などがあるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは、通常、金利分と共に返済が行われている。

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のOECD／DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力がより正確に評価される計上方式といえる。

4 当該年において日本がODAとして拠出した金額の総額（過去の貸付に対して当該年に被援助国から日本に返済された額を差し引いていないもの）





## ア 新型コロナウイルス感染症対策

第一に、2020年は新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）への対処が国際社会にとっての大きな課題となった。感染拡大は国境を越えたグローバルな危機であり、対策は、それぞれの国や地域の取組だけでは不十分であり、国際社会と連携して行うことが不可欠であった。そのような考えの下、日本は、医療体制が脆弱な開発途上国において、中長期的な観点から強靱な医療・保健システムを構築すべく、二国間援助や国際機関を通じた保健・医療関連機材の供与や保健・医療分野における能力強化のための技術協力などをかつてないスピードで実施してきている。さらに、開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献するため、2年間で最大5,000億円の緊急支援円借款を実施している。これらの支援は、これまで各国から高く評価され、菅総理大臣や茂木外務大臣の外国訪問の際にも各国の要人から感謝の意が直接表明された。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服するためのワクチン・治療薬・診断に関する支援と共に、将来の健康危機に備えて開発途上国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための支援を行っていく。

## イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平洋地域に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現すべく、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務持続可能性の確保のための公的債務・リスク管理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与、人材育成など）などを実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、「質の高いインフラ」の整備は、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた

重要な基礎であるとともに、新型コロナの感染拡大からの復興に際しても特に必要となる。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実践していくことが重要である。2020年11月、日本は、OECDとの共催により「質の高いインフラ投資に関するシンポジウム」を開催し、OECDが同月に作成した「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」の有用性に触れながら、国際社会が新型コロナの感染拡大から「より良い復興」を果たすために日本が積極的な役割を果たしていくことを発信した。

## ウ 地球規模課題への取組

第三に、日本は、人間の安全保障の考え方の下、新型コロナ対策を含め、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を始めとした地球規模課題への取組を進めている。

引き続き、保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における開発協力を積極的に進めていく。その際、国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化しようとする「人道と開発と平和の連携」の考え方に基づいて、難民支援を含む人道支援、平和構築・国造り支援を推進していく。

## エ 日本経済を後押しする外交努力

第四に、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。2020年12月に決定された「インフラシステム海外展開戦略2025」や、7月に決定された「成長戦略フォローアップ」でも日本企業の海外展開を一層推進すべく、ODAを戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国

の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進するとともに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を推進していく。また、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、開発途上国の課題解決に貢献し得る製品・機材などの認知度の向上や継続的な需要創出を図るとともに、地方を含む中堅・中小建設業界などの海外展開支援を推進していく。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

### (3) 国際協力事業関係者の安全対策

こうした開発協力を進めていく中で、2020年は、新型コロナの感染拡大により、国際協力事業関係者も大きな影響を被ることとなった。3月中旬以降、国際協力機構（JICA）は、在外事務所の所長、次長などの基幹職員を除く関係者を一時帰国させたほか、多くの企業関係者も一時帰国した。その際、在外公館やJICA在外事務所が積極的な出国支援を行った。7月中旬以降、JICAでは条件の整った国からJICA関係者の渡航再開を順次進めている。

今後も、新型コロナの感染防止に係る国際協力事業関係者の安全対策を十分に講じるとともに、テロへの対策としてこれまで実施してきた「国際協力事業安全対策会議」最終報告（2016年8月）に基づく取組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策を一層強化していく。

### (4) 主な地域への取組

#### ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域は「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であり、同地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2019年の二国間ODA総額に占めるアジア地域の割合は61.1%に上り、その多くが東アジア及び東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国向け支援である。日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進に向けた努力を支援するとともに、域内連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。

東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対策支援を集中的に行った。具体的には、10か国に対し、総額約230億円の保健・医療関連機材などの供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施しているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額約2950億円の財政支援円借款を供与した。また、11月の日・ASEAN首脳会議では、新型コロナを受けたASEAN支援の一環として日本が全面的に支援するASEAN感染症対策センターの設立が宣言された。

日本は、ASEANの中心性・一体性の強化に向けた取組を後押しする協力も進めている。11月の日・ASEAN首脳会議では、既に実施中の2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日・ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表した。また、2019年に署名された日・ASEAN技術協力協定に基づき、物流、港湾運営及び海洋プラスチックごみ対策に関する研修を行った。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正のための支援や、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。11月の日・ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての日・ASEAN



ホーチミン市都市鉄道1号線建設計画  
第1号の車両が到着（10月、ベトナム）



パティンバン港開発計画 一部区間の完成披露として暫定オープン式典  
を実施（12月、インドネシア）



草の根無償資金協力 小学校校舎建設支援（ミャンマー）

首脳会議共同声明」が発出され、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済に沿った日・ASEAN協力を今後強化していく考えである。

メコン地域では、日・メコン協力の指針である「東京戦略2018」に基づく協力が着実に進展した。7月の日・メコン外相会議では、茂木

外務大臣から「草の根・メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン諸国の地域に根差した経済社会開発及びSDGsの実現を支援していくことを表明した。同イニシアティブの下、2020年度はメコン5か国を対象に10億円規模の草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施した。11月の日・メコン首脳会議では、「五つの協力」の一つとして、新型コロナウイルスの影響で、メコン諸国の経済が打撃を受け、開発資金が不足する中、民間企業などが行う開発事業の実施を後押しするため、「メコンSDGs出融資パートナーシップ」を発表した。日本として、同パートナーシップの下、メコン地域における海外投融資案件の形成を推進していく。日本は、「東京戦略2018」の下、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスのビエンチャン国際空港の機能改善などの支援を実施してきており、引き続き、メコン地域の連結性向上にも貢献していく。

## イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。新型コロナウイルスの世界的な流行は、社会的かつ経済的に脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西アジア諸国の新型コロナ対策として、7か国に対し総額50億円の保健・医療関連機材などの供与を実施しているほか、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援、国際機関を通じた支援を実施している。また、経済的影響を踏まえ、3か国に対し総額1,200億円の財政支援円借款を供与した。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるインドは日本の円借款の最大の受取国である。日本





新型コロナ対策支援を目的とした無償資金協力を係る交換公文署名式  
(6月7日、モルディブ・マレ 写真提供：モルディブ外務省)

はインドに対し、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、複数の都市における地下鉄建設やインド北東部における道路建設などの支援を実施した。これに加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林などを通じた森林セクターの支援や、女性や子供などへの保健・医療サービス向上を図る保健セクターの支援などを実施した。バングラデシュでは、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の下、バングラデシュ国内及び地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善に寄与する支援を行った。また、同国内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州北部から大規模な避難民が流入し、避難が長期化していることにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化するとともに、周辺のホストコミュニティの生活環境にも深刻な影響が及んでいる。この状況を受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支援、教育や環境保全などの分野で支援を実施した。

スリランカでは、違法薬物対策のための機材の供与や、国連世界食糧計画（WFP）と連携して児童の栄養状況改善のための食糧援助を行った。

## □ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深

いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域（EEZ））を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題がある。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施している。

2018年5月に福島県いわき市で開催された第8回太平洋・島サミット（PALM8）では、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と繁栄の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5,000人）を謳った協力・支援方策を発表し、これまで同政策に基づく協力を着実に実施してきている。具体的には、港湾・空港などの基礎インフラ整備を始めとする二国間の協力や、違法・無報告・無規制漁業（IUU）、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動といった分野において複数の国を対象とした技術協力などを実施している。

こうした中、新型コロナの感染拡大により、人的・物的往来が制限され、太平洋島嶼国は経済的に大きな打撃を受けた。日本は太平洋島嶼国の感染症対策を支援するため、総額約40億円の保健・医療関連機材などの供与や技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施しているほか、経済の回復を支援するため、パプアニューギニア、フィジー及びソロモン諸島に対して総額425億円の財政支援円借款を供与することを決定した。

10月には太平洋・島サミット中間閣僚会合



【改修前】



【改修後】

ニッポンコースウェイ改修計画 改修前後の様子（キリバス、写真提供：大日本土木）

が開催され、太平洋島嶼国より、PALM8で協力の柱とされた全ての分野において日本がコミットメントを着実に実施し、支援を推進してきていることに対する高い評価と深い謝意が表明された。

## 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約200万人以上の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆5,000億米ドルを超える域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差の是正、自然災害への対応、各国のSDGs達成といった課題を抱える国が少なくないため、日本は、各国の抱える事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ対策として、18か国に対し総額79億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、17か国に対する、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援のほか、国際機関を通じた支援を実施している。

また、11月のハリケーン被害に関し、コロンビア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対して、緊急援助物資（テント、スリーピングパッド、毛布など）を供与した。このほか、各国のニーズに応じた支援を行っており、例えば、飢餓が深刻なハイチに対して食糧援助を行ったほか、サルガッサム海藻が海岸付近に



トニカパン県「手洗によるCOVID-19（新型コロナウイルス）対策研修」（9月22日、グアテマラ 写真提供：JICA）

堆積、腐敗することにより、水産業・観光業が大きな被害を受けているカリブの小島嶼開発途上国（SIDS）（アンティグア・バーブーダ、グレナダ）に対して海藻除去機材を供与した。

近年、中米各国では、米国を目指す移民の増加、またそれに伴う治安の悪化が懸念されており、移民発生の要因の一つである貧困の改善が喫緊の課題となっている。中米のグアテマラ及びホンジュラスに対しては、国際移住機関（IOM）及びWFPと連携し、経済的困窮を原因とした国内外への移住を抑制するとともに、母国に帰還した移民の再統合を図るための支援を実施した。また、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、大規模に避難民が発生

していることに対しては、ペルーではIOMと連携し、避難民に対する食料支援、職業訓練及び避難民を受入れているペルー側の能力強化支援を行い、ベネズエラ国内では国連児童基金（UNICEF）と連携し、子供・妊産婦の定期予防接種を支援した。

#### オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、中央アジア・コーカサス地域の「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、アフガニスタンやイランなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の共有を図りつつ、国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コロナ対策として、6か国に対し総額25億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、3か国に対する技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援のほか、国際機関を通じた支援を実施している。8月に開催された「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合では、茂木外務大臣から、この地域にお

ける新型コロナ対策として、各国の取組を後押しするため、保健・医療機材の無償供与、国際機関を通じた技術支援、アビガン錠の無償提供、医療専門家間の意見交換などを積極的に進めていると述べた。

#### カ 中東・北アフリカ

地政学的要衝を占める中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の安定においても重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向け、G7伊勢志摩サミット（2016年）の機会に表明した、約2万人の人材育成を含む中東安定化のための総額約60億米ドルの包括的支援を2018年末までに実施し、その後も引き続き中東・北アフリカに対する支援を行っている。

2020年には、中東・北アフリカ地域に対しても、日本はODAを活用した新型コロナ対策支援を実施した。具体的には、総額約134億円規模の国際機関経由での支援及び二国間支援による保健・医療関連機材などの供与を実施したほか、モロッコの保健・医療体制の強化などを図るための借款の供与を決定した。

内戦の続くシリアに関しては、6月に欧州連合（EU）と国連が共催した「シリア及び地域の将来の支援に関する第4回ブリュッセル会合」に中谷真一外務大臣政務官が参加し、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降29億米ドル以上の支援を行ってきており、引き続きシリアにおける人道状況の改善に向けて役割を果たしていくと述べた。さらに、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生95人を日本に受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。鈴木馨祐外務副大臣は、6月に行われた



タシケント州がん診療所に供与したX線診断システム  
（9月10日、ウズベキスタン 写真提供：JICA）



「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、これらの日本独自の取組を推進することで中東和平に適した環境醸成に貢献していくと述べた。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約3億米ドル以上の支援を実施してきた。6月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鈴木外務副大臣から引き続き支援を継続していくと表明した。また、国際機関と連携して、引き続き人道支援を実施しており、2020年はメンタルヘルスケア分野での協力を行った。

復興に取り組むアフガニスタンでは、9月に和平交渉が開始された。日本はこれまでも自立的な経済成長や貧困削減のための支援を実施してきており、11月に行われた「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」では、茂木外務大臣から、和平交渉の開始を歓迎するとともに、アフガニスタン自身の改革努力を前提に、過去4年間と同水準となる年間1億8,000万米ドル規模の支援を今後4年間も維持するよう努めること、また和平プロセスに進展が見られる場合は追加的支援を検討する用意があることを表明した。

中長期的な中東安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を通じて、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援しており、2020年からアフリ

カ人留学生受入れのための奨学金制度も拡充している。

## キ アフリカ

アフリカは、2014年前後の資源価格急落による経済の低迷から徐々に回復し、豊富な天然資源と急増する人口を背景に、引き続き、その潜在性・将来性が国際社会の注目と期待を集めている。一方で、新型コロナの感染拡大は、保健・医療面を始めとした、アフリカが抱える脆弱性を浮き彫りにしている。このような中、日本は、アフリカ54か国中48か国において、二国間及び国際機関を通じた保健・医療関連機材などの供与を行い、そのうち38か国との間では、総額148億円分の保健・医療関連機材などの供与を実施している。ほかにも、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施した。また、日本は長年にわたり、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、アフリカの保健・医療体制を中長期的に支える取組を積極的に行ってきたが、これらの取組は新型コロナの感染が拡大するアフリカにおいて真価を発揮した。ガーナでは、日本が設立を支援し、検査技師の育成などに協力してきた野口記念医学研究所が、同国のPCR検査の最大約8割を担った。そのほか、ケニアの中央医学研究所（KEMRI）など、日本が支援してきた保健・医療関連の研究機関が、アフリカ各地で新型コロナの対策拠点として貢献している。なお、日本の保健・医療分野での支援は新型コロナ対策以外の場面でも実を結んでいる。例えば、8月



日本が支援し学部の新設などが進むE-JUSTの外観（11月 エジプト 写真提供：JICA）

にはナイジェリアで野生株ポリオの根絶宣言がなされたが、日本はポリオ撲滅のための対策強化として、ワクチンの調達から人材育成まで幅広い支援を実施してきており、ブハリ・ナイジェリア大統領からも謝意が示された。

新型コロナはアフリカの社会・経済にも広く影響を及ぼしている。日本は2019年8月に開催したTICAD7の三つの柱である経済、社会、平和と安定のそれぞれの取組を進め、アフリカの社会・経済面での諸課題への対応に貢献している。

経済分野では、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカビジネスの推進に資する産業人材の育成を拡充している。アフリカの若者に日本の大学院などでの教育及び日本企業におけるインターンシップの機会を与えるABEイニシアティブは、TICAD V（2013年）以降、これまでJICAを通じて約1,400人を受け入れている。また、連結性の強化に向け、3重点地域（東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環）を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいる。7月には、ガーナで「第二次テマ交差点改良計画（詳細設計）」に関する書簡の交換を行った。

社会分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大に向けた取組を一層推進している。8月にはケニアで、「UHC達成のための保健セクター政策借款フェーズ2」に関する書簡の交換を行った。また、質の高い教育の提供に向け、理数科教育の拡充や学習環境の改善に協力している。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下で（135ページ 第2章第8節1参照）、治安関連の機材整備や人材育成などの支援を通じて、アフリカが主導する平和と安定に向けた取組を後押ししている。

### （5）適正かつ効果的なODA実施のための取組

#### ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成する

ことにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について、事業の透明性を高める観点から、事後評価の結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2021年1月末時点で2,618件掲載）、10億円以上の案件については第三者による事後評価を行っている。外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施する無償資金協力案件の評価を実施し、評価結果から得られた教訓を次のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

#### イ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるよう取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

#### ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは債務救済のODA計上ルールの変更、民間資金の動員を促進するための取組などのODAの現代化に向けた取組が進められている。日本としてもODAが現状に合った形となるよう、またド

## コラム

## 戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約7,950万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により、人道支援そのものがより一層困難を極めています。このような状況の中、日本は国際機関と共に、増加する人道支援ニーズに対して、効率的で持続可能な支援を行っています。

## 「誰一人取り残さない」ために：コロナ禍におけるシリアでの難民支援

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) レバノン事務所長 (前シリア事務所長) 伊藤礼樹

第二次世界大戦以来、最も多くの難民を生み出したシリア危機は10年目を迎えており、国外には560万人の難民、国内には660万人の避難民が今もなお故郷に帰る日を待ち続けています。この困難な状況に追い打ちをかける形での新型コロナ流行の中、UNHCRの500人のスタッフはシリア国内で日々、国内避難民、帰還民などを支援し続けています。

100万人のシリア難民を抱える隣国レバノンでは、度々のロックダウンと経済破綻により、シリア難民の多くは職を失い、生活もままならなくなりました。難民に対する風当たりも強くなり、どうしてもなくなった難民の一部が6月から7月にかけて、シリアとの国境の閉鎖を無視して、レバノンからシリアに入ろうと試みました。シリア側は、国内での感染拡大への懸念から入国許可を躊躇し、二国間の国境検問所間の「無人地帯 (no man's land)」に数千もの人が集まった結果、身動きが取れない状況になってしまいました。

この状況を打開するため、UNHCRはレバノン、シリア両国側から「無人地帯」に入り難民の状況を確認し、シリア政府と調整を行って解決策を探りました。シリア国内でのPCR検査体制が十分整備されていない中、唯一の緊急対策として、多くの難民を14日間隔離できる検疫施設を新たに設営することが決定されました。UNHCRは、シリア保健省、シリア赤新月社、NGOと協力し、現存の緊急隔離施設に加え、新たに3,000人を受け入れる体制を整え、その結果、シリア政府も難民の入国を許可するに至りました。その後もUNHCRは、隔離後故郷に戻った難民と受け入れコミュニティを対象に包括的な支援を続けています。



新設された検疫施設（シリア 写真提供：UNHCR）



グランディ国連難民高等弁務官（中央手前）に検疫施設を紹介する筆者（高等弁務官の右隣）（シリア 写真提供：UNHCR）



検疫施設でシリア帰還者の受け入れ準備をするUNHCRとパートナー団体のスタッフ（シリア 写真提供：UNHCR）



## コロナ禍中でのミャンマー国内避難民への人道支援

国連人道問題調整事務所(OCHA)ミャンマー、ラカイン事務所長 小野京子

ミャンマー西部のラカイン州には、国連機関やNGOによる食料、保健、水、教育などの人道支援を必要としている約23万人の国内避難民がいます。OCHAは、UNHCR、UNICEFなど40以上の人道支援機関を代表して、その支援が効果的に行われるよう、人道支援活動の総合調整、支援戦略の取りまとめや、ラカイン州政府との連携及び交渉などを担っています。

この23万人の国内避難民のうち、約13万人は所謂「ロヒンギャ<sup>いわゆる</sup>」と呼ばれるイスラム教徒で、残りの約10万人は仏教徒のラカイン族です。2012年に、それまで共存していたイスラム教徒とラカイン族が宗教的・政治的な理由で衝突し、イスラム教徒の避難民は、それ以来キャンプ生活を強いられています。彼らは1982年の市民権法改定で、その多くが国籍を剥奪され、国内避難民になってからのこの8年間、状況は更に悪化しており、人道支援を受けながら生活を送っています。一方、ラカイン族側も、2018年末以降、彼らが支持しているアラカン軍と呼ばれる武装グループとミャンマー政府軍との間での紛争が頻繁に発生しており、それを逃れるためにラカイン族の多くがキャンプ生活を送っています。

このような状況の下、ラカイン州では新型コロナの感染が8月に深刻化しました。人と人との距離が全く取れないキャンプで新型コロナが蔓延<sup>まんえん</sup>することが懸念されています。人の動きを最小限に留<sup>とど</sup>めるため、多くの機関はキャンプに入って行う直接的な支援を控え、キャンプに住んでいるスタッフを通しての遠隔的な支援活動に転換しました。しかし、遠隔的な支援活動には限界があり、専門技術が必要な教育やインフラ補強の支援は滞っています。このような状況の中でも、如何<sup>いか</sup>にして効果的な人道支援を継続していくのか、私たちは日々様々な新しい挑戦に取り組んでいます。そして国連は、国内避難民が自分たちの土地に帰還し、自立した生活をしたいという希望を実現できるような政治的解決策を一刻も早く提案できるように、国際社会と協力してミャンマー政府への働きかけを続けています。



OCHAのボートでポーターの国内避難民キャンプへと向かう筆者（右）と同僚（写真提供：OCHA）



スィンテットマー国内避難民キャンプの様子（写真提供：OCHA）



チャウッタロン国内避難民キャンプの様子（写真提供：OCHA）

※国連は、すべての人の自己識別（self-identity）の権利を尊重し、「ロヒンギャ」と表記しています。

ナーの努力が的確に反映されるよう取り組んでいる。

2019年から2020年にはDACメンバーが互いの開発協力政策や実施状況を審査し合う開発協力相互レビューの対日レビューが6年ぶりに実施され、より効果的な開発協力の在り方について議論された。開発協力大綱を踏まえた質の高い成長と人間の安全保障の推進、グローバルな課題への取組、人材育成を通じた人づくり支援などが評価された一方、GNI比0.7%目標に向けたODA増額などについて提言がなされた。

## Ⅱ ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。参加型イベントを通じた広報のほか、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用したショートアニメ「鷹の爪団の 行け！ODAマン」やシミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」を制作し、世界各地で行われている日本の開発協力を分かりやすく紹介するよう努めている。このショートアニメは外務省YouTubeアカウントで公開しているほか、東京メトロのトレインチャンネルで放映し、幅広い層の人々に届くことを目指している。また、教育機関などに外務省員を派遣し、出張講義を行うODA出前講座についても2020年度はオンラインにて積極的に行っており、開発協力への理解促進を図っている。

さらに、海外広報にも積極的に取り組み、現地の報道機関による日本の開発協力の現場視察を企画し、現地の報道でも日本の協力が取り上げられる機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

## 2 地球規模課題への取組

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ

(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）<sup>5</sup>の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>6</sup>を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2020年12月に行われた第9回SDGs推進本部会合では、関係府省庁のSDGs達成に向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2021」として決定した。同アクションプランでは、SDGsが達成された、しなやかで強靱な、経済と環境の好循環のあるウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代を実現するために、社会全体の行動変容をもたらすべく、①感染症対策と次なる危機への備え、②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略、③SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出、④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化<sup>きずな</sup>を通じた行動の加速の四つの柱に沿って、国内実施・国際協力の両面においてSDGs達成に向けた取組を更に推進していくことを定めた。

同会合の機会には、SDGsに向けて優れた取

<sup>5</sup> MDGs : Millennium Development Goals

<sup>6</sup> SDGs : Sustainable Development Goals

組を行っている企業・団体を表彰する第4回「ジャパンSDGsアワード」表彰式も開催され、「顔の見える電力<sup>TM</sup>」をコンセプトに再生可能エネルギーを通じた地域間連携を推進する取組が評価された「みんな電力株式会社（東京都世田谷区）」が、SDGs推進本部長賞（内閣総理大臣賞）を受賞した。

国際的な取組として、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）では、茂木外務大臣が、新型コロナの世界的拡大への対応における国際連携の重要性を強調した上で、日本として、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念、そして、脆弱な立場にある一人ひとりに焦点を当てる人間の安全保障の考えを踏まえつつ、二国間や国際機関を通じて数多くの開発途上国に対する新型コロナ対策支援を行ってきたことについて発言した。また、保健システムの強化を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、積極的に取り組んでいることを紹介しつつ、2020年はSDGs達成に向けた「行動の10年」のスタートであり、日本はSDGsの理念を踏まえ、国際社会と手を携えながら、今後ともSDGs達成に向けた取組を加速化していくと述べた。引き続き、様々な機会を活用し、SDGsを力強く推進する日本の姿を世界に発信していく。

一方、2030年までにSDGsを達成するためには、毎年約2兆5,000億米ドル（約280兆円）もの資金が不足しているとの推計<sup>7</sup>があり、資金ギャップの課題について議論するために設置された「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」が7月に最終論点整理を茂木外務大臣に提出した。同最終論点整理を参考としつつ、今後も資金調達に関する課題について対応策を検討していく。

## ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追

求する考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された人間の安全保障基金に2019年末までに累計約478億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。

新型コロナの感染拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳を脅かしており、まさに人間の安全保障に対する危機を引き起こしている。これ乗り越えていくためには、人間の安全保障の考え方に基づいた取組が重要であり、9月の第75回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣から、新たな時代の人間の安全保障の考え方に立って、様々な危機を乗り越え、SDGs達成を始めとした地球規模の課題への取組を加速することを表明し、そのために、世界の英知を集め、議論を深めていくことを提案した。

## イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関（UNDRR）の試算によれば、年平均約1,400億米ドルに及ぶ。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙

<sup>7</sup> 出典：UNCTAD「World Investment Report 2014」



台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも500万人に対する支援を実施する予定である。

さらに、日本が提案して2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自国での展開等などの提案を行う「世界津波の日高校生サミット」をこれまで4回実施している。2020年は、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、UNDRRなどを通じて、「第3回世界津波博物館会議」のオンラインでの開催やアジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難計画の策定などを支援した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

#### ウ 教育分野の取組

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2019年3月の「国際女性会議WAW!」の際には、2020年までに少なくとも400万人の開発途上国の女子に対して質の高い教育・訓練の機会を提供すべく引き続き取り組んでいくことを発表した。また、同年6月のSDGs推進本部会合では、少なくとも約900万人の子供・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供する「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。日本議長下のG20大阪サミットでは、教育に焦点を当てた「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合

意し、「人的資本に投資し、全ての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を推進する」とのコミットメントが盛り込まれた。

2020年の年初以降、新型コロナの感染拡大下での休校措置などにより、教育を受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急増したことも踏まえ、日本としては、遠隔教育や学校再開に向けた支援といった子供たちの学びの継続のための支援について、国際機関などと連携しながら実施してきている。

#### エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2019年5月にはG20新潟農業大臣会合を開催し、人づくり・新技術、フードバリューチェーン、SDGsなどに関する農業・食料の諸課題について、各国間で知見を共有することの重要性を確認し、「2019年G20新潟農業大臣宣言」を採択した。

2020年以降、新型コロナの感染拡大に伴う移動制限などを受けて、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

#### オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国であり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、同分野のグローバルな課題に取り組んでいるほか、特に2020年の年初以降の新型コロナの感染拡大を受け、感染拡大を抑制する観点から、手洗いの励行といった取組について、国際機関などを活用しながら支援を行ってきている。2020年10月に、熊本において開催予定であった「第4回アジア・太平洋水サミット」は、新型コロナをめぐる状況を踏まえて延期され、2022年4月に、「持続可能な発展のための水～実践と継承～」(Water for Sustainable Development-Best Practices and the Next Generation-)

をテーマに開催されることとなった。

## (2) 国際保健

人々の生命を脅かし、社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題である。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開発協力大綱」の基礎とするとともに各種の取組を推進し、保健分野に係る協力を重点課題の中に位置付けている。日本は、2021年には国民皆保険制度創設60周年を迎え、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。保健分野への投資は人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながる。この観点から、2015年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、日本は国際社会全体におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>8</sup>の達成に向けた取組を主導している。

日本はこれまで、G7やG20サミット、アフリカ開発会議（TICAD）などの国際会議の場で、UHCの達成や持続可能な保健財政の重要性などを積極的に提起してきた。2019年には、日本が国連総会UHCハイレベル会合の開催及び政治宣言の合意を主導するなど、国際保健に関する議論をリードしてきた。また、各国政府や、世界保健機関（WHO）、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス（Gavi）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）といった様々な国際機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。

2020年9月、菅総理大臣は就任後初めてとなる国連総会一般討論演説を行い、冒頭で新型コロナウイルス対策を含む日本の国際保健政策について述べた。その中で、新型コロナウイルスの拡大は、人間の安全保障に対する危機<sup>じゃっき</sup>を惹起し、その対策を

進めるに当たっては、「誰の健康も取り残さない」ことを目指し、UHCを達成することが重要であると指摘した。その上で、①治療薬・ワクチン・診断の開発及び開発途上国を含めた公平なアクセス確保への全面的な支援、②病院建設、機材整備、人材育成などを通じた各国の保健医療システムの強化支援、③水・衛生や栄養などの環境整備を含めた健康安全保障のための施策の実施といった分野を中心に、国際的な取組を積極的に主導することを表明した。また、国際社会におけるUHCの啓発を一層促進する観点から、10月に、茂木外務大臣はUHCフレンズ閣僚級会合を主催したほか、12月には、菅総理大臣が国連新型コロナ特別総会に出席し、UHCの達成の重要性などについて述べた。

さらに、日本は、分野横断的取組として「栄養」をSDGs達成に必要不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題の一つと捉え、新型コロナの感染拡大によって2021年に延期となった「東京栄養サミット2021」の開催に向け、世界的な栄養改善に向けた取組強化に尽力してきている。

## (3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能な開発に向けた協力に取り組んでいる。2020年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団体のネットワークへの支援を通じ、東南アジア、南アジアなどのアジア太平洋地域及びアフリカ地域（モザンビーク）の開発途上国に対し、新型コロナ及び自然災害発生に伴う緊急雇

<sup>8</sup> UHC：Universal Health Coverage。全ての人が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること

用創出の支援や、労働法令の整備、労働安全衛生の実施体制の改善のための技術協力などを行った。

また、12月には、第3回日・ILO年次戦略協議（オンライン形式）を開催し、新型コロナに関する今日的課題への対応を含め、誰一人取り残さないためのより良い仕事の未来に向けた一層の連携強化について確認するとともに、労働分野での持続可能な開発に向けた協力支援における日本のこれまでの財政的・人的貢献及び一層のパートナーシップ強化、ILOにおける日本人職員の一層の増強などについてILOとの間で確認した。

#### （4）環境・気候変動

##### ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility）への最大のドナーとして地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

##### （ア）海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不完全な廃棄物処理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策

に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。

また、海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）は、12月2日、菅総理大臣を含む14か国の首脳の連名で「持続可能な海洋経済のための変革」と題する首脳文書を公表した。この中で、例えば、ハイレベル・パネル・メンバー国は、「2025年までに持続可能な海洋計画に沿って、国家管轄権内の海洋区域の100%を持続可能な形で管理することにコミット」し、また、「2030年までに国家管轄権内にある全ての海洋区域が持続可能な形で管理されるよう、全ての沿岸及び海洋国家に対してこのコミットメントに参加することを呼びかけ」ている。首脳文書を広報する目的で12月3日に外務省と海洋政策研究所は共催でウェビナー（オンライン形式のセミナー）を実施し、菅総理大臣は同ウェビナーに寄せたメッセージの中で、洋上風力発電などの海洋の力を活用することによる気候変動対策の重要性を強調し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組を紹介した。

##### （イ）生物多様性の保全

2月には、生物多様性条約の愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組に関する公開作業部会2回目（OEWG2）がローマ（イタリア）で開催され、同枠組みの要素などについて議論が行われた。また、生物多様性に係る行動を進める緊急性を最高レベルで強調し、当該枠組みの決定及び実施を後押しする目的で、9月に、国連生物多様性サミットがニューヨーク（米国）での会議にオンラインでの参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟対策の



ための監視施設を供与したのに引き続き、2020年にはザンビアにも供与を決定するなど、この問題に真摯に取り組んでいる。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る世界的な議論にも貢献した。7月及び11月に開催された、食料・農業植物遺伝資源条約の第1回及び第2回資金戦略常設委員会において、日本は、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表して助言した。

11月には、国際熱帯木材機関（ITTO）第56回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組みなどについて、議論が行われた。

#### （ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

11月、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第12回締約国会議及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第32回締約国会合がオンライン形式で開催された。同会合では、規制対象物質にハイドロフルオロカーボン（HFC）を追加した改正議定書の運用などに関する議論が行われた。

有害廃棄物の国境を越える移動などを規制するバーゼル条約において、日本は水銀廃棄物、有害な廃棄物などの陸上焼却・エネルギー回収及び廃プラスチックに関して、締約国が参考とするガイドラインの作成を主導している。

2017年に発効した「水銀に関する水俣条約」では、2021年第4回締約国会議に向け、附属書Aに掲げられた水銀添加物製品及び附属書Bに掲げられた水銀または水銀化合物を使用する製造工程の見直しに関する専門家会合、水銀の放出及び水銀廃棄物の閾値<sup>いきち</sup>に関する専門家会合において、日本は専門家として議論に積極的に参加している。

「残留性有機汚染物質に関するストックホル

ム条約」では、条約の義務を履行するために締約国が国内実施計画を策定し更新することとなっている。12月、第8回及び第9回締約国会議において新たに規制対象となった化学物質に関する日本の措置を国内実施計画に反映し、条約事務局に提出した。

### イ 気候変動

#### （ア）2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指した取組

10月、菅総理大臣は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。また、世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環を作り出していくことを表明した。この日本の宣言に対しては、グテーレス国連事務総長を始め、国際社会から多くの歓迎の意が表明されている。（252ページ 特集参照）

#### （イ）国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21で、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む180か国以上の国が締結している（2020年12月時点）。なお、2020年11月、米国はパリ協定から正式に脱退したが、2021年1月、パリ協定への復帰を表明し、2月に正式にパリ協定に復帰した。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月にカトヴィツェ（ポーランド）で開催されたCOP24において採択された。2020年11月に開催予定であったCOP26では、COP24及びCOP25で

## 特集

## 2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して

2020年は、日本の気候変動対策が大きな一歩を踏み出した、重要な1年となりました。

気候変動対策のための新たな国際的枠組みであるパリ協定は、2020年について本格運用を開始しました。11月に予定されていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が1年延期されるなど、気候変動の国際的議論も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、ポスト・コロナの復興をいかに持続可能なものとするかという観点から、気候変動対策に対する国際的な機運は、より一層の高まりを見せています。

そのような中、10月26日、菅総理大臣は所信表明演説で、グリーン社会の実現に最大限注力し、日本は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換することも表明しました。これらの宣言は、一刻の猶予も許されない気候変動に対して積極的に対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換を促し、経済と環境の好循環を作り出すことで、世界のグリーン産業をけん引していくという強い決意を示すものでした。

この目標を実現する上で鍵となるのは、水素、次世代型蓄電技術、カーボンリサイクルを始めとした革新的なイノベーションです。このため、12月には、産業政策の観点から、2050年のカーボンニュートラルの実現に伴い、成長が期待される産業14分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画である「グリーン成長戦略」を取りまとめました。

日本は、3月にパリ協定に基づいて日本のNDC<sup>※1</sup>（国が決定する貢献）を国連に提出し、2030年度削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定<sup>※2</sup>と整合的に、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指すことを表明しました。また、9月に地球温暖化対策計画の見直しに着手し、COP26開催前の追加情報の提出に向けて検討を進めています。10月にはエネルギーミックスの扱いを含むエネルギー基本計画の見直しに向けた議論も開始されました。

10月の菅総理大臣による所信表明演説での宣言に際しては、各国首脳や閣僚などから、歓迎の声が相次ぎました。また、菅総理大臣は、12月12日にパリ協定採択5周年を記念して開催された「気候野心サミット2020」において日本の取組について発信したほか、ASEANやG20、APECなど各種国際会議の機会にも説明を行っています。日本は、パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向け、日本の取組を世界に発信するとともに、諸外国と連携・協力を深め、引き続き国際社会の取組をけん引していきます。

※1 Nationally Determined Contribution

※2 エネルギー政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの

合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針の採択が期待されていたが、新型コロナの感染拡大を受け、2021年11月に開催が延期となった。

こうした中、国際的には新型コロナ流行下でも気候変動への取組は重要であるとの気運が高まり、ジューン・モメンタム（6月）や気候対話（11月）など、各種国連会合がオンライン形式で実施された。また、12月12日には、パリ協定採択5周年を記念して、気候変動の更なる取組を国際社会に呼びかけることを目的として、英国・フランス・国連の共催により「気候野心サミット2020」がオンライン形式で開催された。日本からは菅総理大臣が出席し、日本の取組や国際貢献を発信した。

日本も、9月に新型コロナからの復興と気候変動・環境対策に関する「オンライン・プラットフォーム」閣僚級会合を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局と共催するなど、気候変動に関する国際的機運の維持に貢献した。

#### （ウ）開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。こうした観点から、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF）<sup>9</sup>」も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億米ドルに加え、2019年10月の第1次増資ハイレベル・プレッジング会合にて行った最大15億米ドルの拠出表明に基づき、2020年には第1回目の拠出を行った。また、GCFに理事を派遣し、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。2020年12月までに159件の支援案件が承認されており、これにより12億トンのCO<sub>2</sub>排出削減と約4.1億人の<sup>ひえき</sup>裨益が見込まれている。

#### （エ）二国間クレジット制度（JCM）<sup>10</sup>

JCMは、開発途上国への優れた低炭素技術などの普及や対策の実施を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収に対する日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。日本は、2020年11月時点で17か国とJCMを構築しており、180件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2020年も、インドネシア、カンボジア、サウジアラビア、タイのJCMプロジェクトからクレジット（排出枠）が発行されるなど、成果を着実に上げている。

#### （オ）日本による気候変動と脆弱性リスクに関する取組

2017年1月に外務省が開催した「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーなどにおいて、「日本はアジア・大洋州に焦点を絞って気候変動と脆弱性について調査・議論していく」との示唆を得たことを受け、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年、2019年に続き、2021年1月にも「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催した。2021年の会合では、「YOUTH気候変動政策コンペティション」との表題の下、高校生、大学生が、「脱炭素社会の実現に向けたあなたのまちの施策」をテーマとして、脱炭素社会実現のための具体的な施策に向けた自らの企画について論文及びプレゼンテーションを通じて競いあった。

#### （カ）非国家主体による気候変動分野の取組

気候変動対策においては、民間企業や自治体、NGOなどの非国家主体の取組も重要である。日本でも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すと表明した自治体である「ゼロカーボンシティ」、気候変動対策に向けて積極的な行動を取ることを目的とした非国家主体のネットワークである「気候変動イニシア

<sup>9</sup> GCF : Green Climate Fund

<sup>10</sup> JCM : Joint Crediting Mechanism



ティブ（JCI）」、同様の目的を持った企業グループである「日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）」、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業のグループである「再エネ100宣言RE Action」などによる精力的な活動や、国際的なイニシアティブである「RE100」に参加する企業数及びTCFD<sup>11</sup>に賛同する企業数の増加など、非国家主体の取組は一層進展している。日本はこうした非国家主体のイニシアティブとも連携しながら、気候変動分野の外交を進めていく考えである。

## （5）北極・南極

### ア 北極

#### （ア）北極の現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、先住民を始めとする北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い利用可能な海域が拡大するとの見通しの下、北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。北極圏に最大の領土を有するロシアは、2020年3月に「2035年までの北極における国家政策の基礎」、10月に「2035年までの北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を公表し、軍事施設の整備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡大を進めている。また、2018年に北極政策に関する白書を発表し、自国を「北極問題の重要なステークホルダー」と位置付ける中国も、北極圏における資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形成への参加に積極的な姿勢を見せており、2020年には、小型衛星BNU-1による北極観測や初の国産砕氷極地調査船「雪龍2号」による北極調査を開始す

るなど、科学調査分野における活動も本格化させている。このような中、米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示しており、4月に1,200万米ドル超の対グリーンランド（デンマーク）経済支援策を発表し、6月には在ヌーク領事館を約70年ぶりに再開させるなどの積極的な動きを見せている。

#### （イ）日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年10月、北極政策の基本方針として「我が国の北極政策」を総合海洋政策本部で決定し、また、2018年5月に閣議決定された「第3期海洋基本計画」では、北極政策について初めて独立の項目を設け、主要施策として日本の海洋政策の中に位置付けるなど研究開発、国際協力、持続的な利用の3本柱を中心に、積極的に取組を進めている。

国際的な取組として、日本は、2013年以来、北極担当大使を任命し、日本がオブザーバーとして参加する北極評議会<sup>12</sup>（AC）の高級北極実務者（SAO）会合を始め、北極関係の国際会議に出席し、北極をめぐる課題に対する日本の取組や考えを発信してきている。例えば、共にアイスランドで開催された2019年10月の第7回北極サークル<sup>13</sup>や11月のACSAO会合では、日本がAC現議長国のアイスランドとの共催により第3回北極科学大臣会合（ASM3）をアジアで初めて開催することを踏まえ、北極担当大使が日本の取組などについてスピーチを行った。なお、当初、2020年11月に東京で開催予定であったASM3は、新型コロナの感染拡大に鑑み、2021年5月に延期された。

加えて、日本は、北極において、北極圏国を始めとする関係国と国際協力を進めている。2015年度に立ち上げた北極域研究推進プロ

<sup>11</sup> TCFDとは、金融安定理事会（FSB）によって設立された、民間主導による気候変動関連財務情報の開示に関するタスクフォース。最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する、企業の任意の情報開示のフレームワークを提示した。

<sup>12</sup> 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的として、1996年に設立されたハイレベルの政府間協議体（なお、軍事・安全保障事項を扱わないことが明確に確認されている。）。日本は、2013年にオブザーバー資格を取得

<sup>13</sup> グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立され、政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議。日本は、第1回会合から北極担当大使などが参加しており、全体会合でスピーチを行っているほか、分科会において日本の研究者が科学研究の成果を発表している。

ジェクト（ArCS）及び2020年度からはその後継の北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を通じて、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）などの研究・観測拠点で研究や人材育成のための国際連携を推進している。また、特定のテーマについて専門的に議論するACの作業部会に研究者を派遣し、日本の北極域研究の成果を発信し、議論に貢献している。2020年9月から10月にかけて、AC議長国であるアイスランドの主催でオンライン開催されたSAO海洋専門家会合（SAO Marine Mechanism）においては、「海洋問題に係る地域協力とグローバルな関与」をテーマとした分科会において、ArCS IIの専門家が日本の北極政策や現地調査における国際協力や地元コミュニティとの協力について報告を行った。

## 1 南極

### （ア）南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極観測事業を推進してきており、日本の高い技術力を生かした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、南極条約の原署名国の一員として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努めるとともに、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

### （イ）南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。条約の締約国のうち、南極において実質的な活動を行う29か国が「協議国」として資格をもち、南極をめぐる課題について協議を行い、条約の目的を促進するための措置をとるなどしている。

### （ウ）南極条約協議国会議と南極の環境保護

2019年7月にプラハ（チェコ）にて開催された第42回南極条約協議国会議（ATCM42）では、最近の課題として、南極海のマイクロプ

ラスチック汚染問題や、観光などを目的とした南極地域への渡航が年々拡大していることを踏まえ、観光者数の増加に伴う南極の環境への影響などについて議論が行われた。2020年5月に開催予定であった第43回協議国会議（ATCM43）は、新型コロナの世界的流行の影響により中止となり、2021年6月にパリで開催される予定である。

### （エ）日本の南極地域観測

日本の南極観測では、長期にわたり継続的に実施している基本的な観測に加え、2016年から開始した南極地域観測第Ⅸ期6か年計画に基づき、地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」などの地球規模環境変動の実態やメカニズムの解明を目指し、南極唯一の大型大気レーダーによる大気精密観測を始めとした各種研究観測を実施している。

## 3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献している。その一例として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を設置し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命した。2020年3月末をもって任期を終えた岸前顧問に代わり、4月1日、松本洋一郎東京理科大学長を新たに顧問（外務省参与）に任命した。なお、前年4月以来、顧問を補佐するため狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問が就任している。松本顧問は、外務大臣の活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う



松本外務大臣科学技術顧問への辞令交付式（4月、東京）

役割を担っている。

9月、科学技術の各種分野における専門的な知見を外交政策の企画・立案に活用すべく、松本顧問を座長、狩野次席顧問を副座長とし、さらに20人の有識者を含む「科学技術外交推進会議」を設置した。今後、安全保障との関連や、地球規模課題への対応など、科学技術と外交に係る主要な諸課題について議論を進めていく。

松本顧問及び狩野次席顧問は、米国、英国、ニュージーランドなどの各国政府科学技術顧問と意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。7月、10月、12月に開催された「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」会合では、新型コロナへの対応を含む議論を深めた。11月、日・スウェーデン国際共同研究

シンポジウムでは、高齢化社会の課題解決に向けた両国間の連携・強化について研究者や政府関係者と議論した。また同月、科学技術交流センター（JISTEC）などが主催したオンライン講演会において、チャン米国国務長官科学技術顧問と共に、日本と米国における科学技術政策と優先課題、科学技術外交の重要性、日米の科学技術協力などを紹介・議論した。さらに、松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的に開催している。

日本は32の科学技術協力協定を締結しており、これらは現在、46か国及びEUとの間で適用され<sup>14</sup>、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催して政府間対話を行っている。2020年は、南アフリカ、セルビア、米国、インド、フィンランドとそれぞれ合同委員会を開催し、関係省庁なども出席の下、多様な分野における協力の現状、今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの分野における研究開発など幅広く活動する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証するイーター計画に参画している。

<sup>14</sup> 日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継。



## コラム

## 日本の科学技術外交の展望と課題

外務大臣科学技術顧問（外務省参与） 松本洋一郎

私は長年、大学の研究現場に身を置き、社会と研究とのつながりを考える立場から科学技術イノベーションに関わってきました。日本はその優れた科学技術力を外交にいかし、日本の外交力を高め、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献しています。その活動を支えるため、4月、私は外務大臣科学技術顧問に就任しました。

現在、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大で大きく影響を受けた持続可能な開発目標（SDGs）の達成を含め、各種課題解決に科学技術を活用していくことや、日本の科学技術基盤を強化し、安全保障の観点を含めいかに外交を展開していくかが喫緊に問われているところです。

こうした様々な課題解決に向け、科学的知見や適切な提言・助言を外交政策の策定に活用するため、国内においては、私と狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問に加え、20人の有識者委員から成る科学技術外交推進会議を立ち上げ、委員の知見を集約できる体制を作りました。世界的にも科学的助言やデータ科学に基づく政策決定の重要性がますます注目されるようになり、各国の科学技術顧問や科学者との国際的なネットワークを活用した議論が行われてきています。特に新型コロナ対策に関し、各国の成功例、失敗例などの経験を共有し、科学的助言に基づく外交をいかに進めていくかについて議論を深めてきています。

日本の科学技術力は外交上の大きなツールですが、近年、日本における研究力や科学技術力の低下が懸念されています。こうした状況を克服するには、産官学の各セクター間で、自由に動ける流動性のある環境を作り、そうした環境の中で、国際連携を図りつつ、研究力及び科学技術力を高めていくことが必要です。また、各府省庁・機関が進めている国際連携や、保有する科学的知見を日本政府全体として集約することによって、より戦略的かつ効果的に科学技術外交を推進していくことも必要です。

新興技術が台頭する中、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の重要性も増しており、科学者を対象に研究インテグリティに関する教育を行うことが最初の一步だと考えています。また、研究開発における透明性の確保は科学技術の正しい発展のために必要なものであり、科学者及び研究機関が共同研究を行う中で相互的に担保することが重要です。こうした価値観を共有する国々と共同研究、科学技術協力を進めていくことが重要になっています。



第1回科学技術外交推進会議  
（筆者テーブル席右から2番目）（9月、東京）



日・スウェーデン国際共同研究シンポジウムで基調講演  
及びパネルディスカッションに登壇する筆者（11月、東京）

## 第4章

## 国際社会で存在感を高める日本

## 第4節

# 日本への理解と 信頼の促進に向けた取組

### 1 戦略的な対外発信

#### (1) 戦略的な対外発信の取組

外務省では、対外発信の最前線である在外公館の体制強化を図りつつ、①日本の政策や取組、立場の発信に一層力を入れるとともに、②日本の多様な魅力の発信及び③親日派・知日派の育成を推進するという3本の柱に基づいて戦略的に対外発信を実施している。日本の政策や取組、立場の発信については、主に国際社会の平和と安定及び繁栄や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に対する日本の貢献への理解、歴史認識や領土・主権の問題に対する理解の促進などを念頭に取り組んでいる。具体的には、まず、総理大臣や外務大臣を始め政府関係者が、記者会見やインタビュー、寄稿、外国訪問先及び国際会議でのスピーチなどで日本の立場や考え方について積極的に発信してきている。また、在外公館においても、歴史認識や領土・主権を始め幅広い分野で、日本の立場や考え方について各国政府・国民及びメディアに対する発信に努めており、海外メディアによる事実誤認に基づく報道が行われた場合には、速やかに在外公館の大使、総領事や本省の外務報道官の名前で客観的な事実に基づく反論投稿や申入れを実施し、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。加えて、政策広報動画などの広報資料を作成し様々な形で活用しているほか、ウェブサイトやソーシャルメディ



政策広報動画『国際平和貢献（フィリピン・ミンダナオ）』（2020年11月11日からYouTube外務省チャンネルで公開。CNN Internationalで放送）

アを通じた情報発信にも積極的に取り組んでいる。日本の基本的立場や考え方の理解を得る上で、有識者やシンクタンクなどとの連携を強化していくことも重要である。こうした認識の下、外務省は海外から発信力のある有識者やメディア関係者を日本に招へいし、政府関係者などとの意見交換や各地の視察、取材支援などを実施している。さらに、日本人有識者の海外への派遣を実施しているほか、海外の研究機関などによる日本関連のセミナー開催の支援を強化している。

2020年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が拡大し、収束の見通しが立たない中で、日本の状況や取組などについて国際社会から正確な理解が得られるよう、積極的な発信を行った。また、新型コロナによる制約を乗り越えるべく、オンラインでの取組にも力を入れ、特に海外の研究機関などとの連携事業や招へい・派遣事業では、オンライン形式のセミナー（ウェビナー）や交流事業など、人の往来を伴わずに実施可能な取組を積極

的に実施した。

さらに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題などについても、様々な機会・ツールを活用した戦略的な発信に努めている。また、一部で旭日旗について事実に基づかない批判が見られることから、外務省ホームページに旭日旗に関する説明資料を多言語で掲載するなど、旭日旗に関する正しい情報について、国際社会の理解が得られるよう様々な形で説明してきているところである<sup>1</sup>。

日本の多様な魅力の発信については、対日理解を促進し親日感を醸成するという観点から、また、新型コロナ収束後の訪日観光促進にもつなげるべく、在外公館を中心に様々な広報文化事業を実施している。世界各地の在外公館や国際交流基金による文化事業及び第14回日本国際漫画賞を実施するとともに、日本各地の魅力をソーシャルメディアなどを通じて積極的に発信した。新型コロナの感染拡大防止の観点から、世界各地で国を越えた人の移動や多人数の集まりを伴う多くの事業の実施を見合わせざるを得ない中、文化を通じた日本と世界のつながりを維持し、更に発展させていくため、オンラインを活用した特別プログラムも実施した。

親日派・知日派の育成については、人的・知的交流や日本語の普及に努め、「対日理解促進交流プログラム」を通じて、オンラインなども活用したアジア大洋州、北米、欧州及び中南米の青少年などとの人的交流の推進、世界の主要国の大学・研究機関での日本研究支援を進めている。また、2021年に延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の成功に向け、スポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow (SFT)」を推進している。さらに、国内外の関係者と協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護への取組と、日本の文化遺産の

世界遺産一覧表及び人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載を推進した。

今後、2020年東京大会の機会も活用して日本の対外発信を強化し、外交政策や国益の実現に資するべく、前述の3本の柱に基づく取組を引き続き戦略的かつ効果的に実施していく。

## (2) ジャパン・ハウス

外務省は、日本の多様な魅力や政策・取組・立場の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層をひきつけ、親日派・知日派の裾野を一層拡大することを目的に、サンパウロ（ブラジル）、ロンドン（英国）及びロサンゼルス（米国）の3都市に対外発信拠点「ジャパン・ハウス」を設置している。

本活動を行うに当たっては、①政府、民間企業、地方公共団体などが連携してオールジャパンで発信すること、②現地のニーズを踏まえること及び③日本に関する情報が一度に入手できるワンストップ・サービスを提供することで、効果的な発信に努めている。

ジャパン・ハウスでの展示は、「一流の日本」を発信することを目指し、各拠点が独自に企画する「現地企画展」に加え、日本で広く公募し、専門家による選定を経て3拠点到巡回させる「巡回企画展」を実施することで、現地・日本双方の専門家の知見をいかした質の高い企画を実施している。また、展示のみならず、講演、セミナー、ワークショップ、ウェビナー、物販、飲食、書籍、ウェブ、カフェなどを活用し、伝統文化・芸術、ハイテクノロジー、自然、建築、食、デザインを含む日本の多様な魅力や政策・取組・立場を発信している。2020年は新型コロナ対策のため、3月以降、一時休館することになったが、休館中もオンラインによる発信を強化して引き続き事業を展開した。

<sup>1</sup> 旭日旗に関する説明資料の外務省ホームページ掲載箇所はこちら：  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page22\\_003194.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html)





### (3) 諸外国における日本についての論調と 海外メディアへの発信

2020年の海外メディアによる日本に関する報道については、日英包括的経済連携協定（日英EPA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定を含む経済協定の締結、日本で初めて開催された日米豪印外相会合、日米関係、日中関係、北朝鮮への対応、新内閣発足を伴う国内政治・経済のほか、新型コロナに係る日本の対応や水際対策に関心が集まった。

外務省は、日本の政策・取組・立場について国際社会からの理解と支持を得るため、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っている。海外メディアを通じた対外発信としては、総理大臣、外務大臣へのインタビュー、外務大臣による定例の記者会見（オンラインでも日本語・英語のライブ配信を実施）、ブリーフィング、プレスリリース、プレスツアーなどによる在京特派員への情報提供を行っており、外交日程を踏まえて、時宜を得た発信を行うことにより、戦略的かつ効果的な対外発信となるよう努めている。

2020年は新型コロナ拡大に伴って、総理大臣と外務大臣の外国訪問の機会が減少したが、こうした中でも、菅総理大臣は、10月のベトナム及びインドネシア訪問に先立ち、ベトナムの「タイン・ニエン」紙への寄稿や、インドネシアの「コンパス」紙からのインタビューにより、感染症対策と両立する形で人の往来再開やインド太平洋地域の安定と繁栄に向けた協力などを訴えた。茂木外務大臣は、11月のサウジアラビア政府主催のG20リヤド・サミットに先立ち、汎アラブ紙「シャルクル・アウサト」紙のインタビューに応じ、G20がポスト・コロナの国際秩序作りを主導すべきと訴えた。

このような形で、2020年には、菅総理大臣の寄稿・インタビューを2件、茂木外務大臣の寄稿・インタビューを計6件、菅総理大臣外国訪問中の内外記者会見を1回実施した。

また、外務報道官などによる海外メディアに

対する発信、10月の菅総理大臣のベトナム及びインドネシア訪問に際する、現地海外メディアへの記者ブリーフィングなどを実施した。さらに、新型コロナへの対応については、日本の状況や取組に関する正確な情報を国内外に適時・適切に発信していくため、外国プレス向けの記者会見及びブリーフィングなどを計22回実施した。

海外メディアの招へい事業については、東アジアの安全保障環境に対する理解促進や2020年東京大会に関する発信などを目的とし、外国記者を個別及びグループで招へいした。外国テレビチームの招へいでは、日本・ポーランド国交樹立100周年の特集番組制作のため、ポーランドのテレビチームを招へいし、福井県敦賀市及び東京で100年前のポーランド孤児救出の逸話に関する取材機会を設けるなど、戦略的パートナー国であり「V4<sup>2</sup>+日本」協力においても極めて重要な同国との良好な関係を発信した。また、G20外相会合のフォローアップとしてセネガルのテレビチームも招へいし、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスや持続可能な開発目標（SDGs）への日本の取組などを発信した。また、新型コロナ流行下においても、二国間関係その他のテーマで外国の記者に対しオンライン取材の機会も設けた。

### (4) インターネットを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策に関する国内外の理解と支持を一層増進するため、外務省ホームページやソーシャルメディアなどインターネットを通じた情報発信に積極的に取り組んできている。2020年は対面での外交活動が大幅に制限される中、外務大臣の定例記者会見をオンラインでライブ配信するなど、インターネットを通じた新たな情報発信を行った。

外務省ホームページ（英語）については、広報文化外交の重要なツールと位置付け、領土・主権、歴史認識、安全保障などを含む日本の外交政策や国際情勢に関する日本の立場、さらに

<sup>2</sup> V4：ヴィシェグラード4（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

は日本の多様な魅力などについて英語での情報発信を強化してきている。さらに、海外の日本国大使館、政府代表部及び総領事館のウェブサイトを通じ、現地語での情報発信も行っている。

## 2 文化・スポーツ・観光

### (1) 概要

日本文化がきっかけとなって日本に関心を持つに至る外国人は大変多い。外務省及び国際交流基金は、諸外国で良好な対日イメージを形成し、日本全体のブランド価値を高めるとともに、対日理解を促し、親日派・知日派を育成し、訪日観光客を増やすため、海外での日本文化の紹介や、スポーツ、観光促進を通じた様々な事業を行っている。例えば、「在外公館文化事業」では、茶道、華道、武道などの日本の伝統文化やアニメ、マンガ、ファッションといった日本の現代文化、日本の食文化など日本の魅力を幅広く紹介している。2020年は、新型コロナウイルスの流行により、集客を伴う事業の実施は困難であったが、各在外公館では、オンラインでの発信を活用し、多数の事業を実施した。

「日本ブランド発信事業」では、日本の国家ブランドを確立し、世界における日本のプレゼンスを強化するため、様々な分野の専門家を海外に派遣し、講演会や実演、ワークショップなどを通じて日本の経験・英知が結集された優れた文物を発信してきている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、専門家の海外派遣は困難な状況が続いていることを踏まえ、オンライン形態による事業も取り入れながら引き続き日本の多様な魅力や強みの発信に努めていく。

また、2020年東京大会の機会を捉え、スポーツ分野での日本の存在感を一層示すことが重要である。外務省は、「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムの一環として、各国での様々なスポーツ交流・スポーツ促進支援事業、国際協力機構（JICA）海外協力隊によるスポーツ指導者の派遣、文化無償資金協力を活用したスポーツ器材の供与や施設の整備を実施している。さらに、これらの取組を外務省「MofaJapan

× SPORTS」と題するツイッターを通じて内外に発信している。また、2020年東京大会への参加国・地域との相互交流を図るホストタウンの取組を支援している。

次世代の親日層・知日層の構築や日本研究を通じた対日理解促進のため、外務省は、在外公館を通じて、日本への留学機会の広報や元留学生とのネットワーク作り、地方自治体などに外国青年を招へいする「JETプログラム」への協力、アジアや米国との青少年交流事業や社会人を招へいする交流事業、日本研究支援などを実施している。

海外における日本語の普及は、日本との交流の担い手を育て、対日理解を深めるとともに、諸外国との友好関係の基盤となるものである。また、2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（閣議決定）が策定されるなど、日本語教育の重要性はますます高まってきている。外務省は、国際交流基金を通じて、日本語専門家の海外への派遣、海外の日本語教師に対する研修、日本語教材の開発などを行っている。また、日本における労働力不足を背景にして、2019年4月から在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたが、就労目的での来日を希望する外国人に対する日本語教育という新たなニーズに対しても取組を行っている。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）などと協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護支援にも熱心に取り組んでいる。また、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約などを通じ、国際的な遺産保護の枠組みの推進にも積極的に参加している（268ページ（7）参照）。

新型コロナ流行下においてもオンラインなどの工夫を凝らしてこれら文化・スポーツ外交を推進し、日本の魅力を海外で高めることによって、訪日観光客の増加にも貢献している。

### (2) 文化事業

各国・地域における世論形成や政策決定の基

盤となる国民一人ひとりの対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとすることは、国際社会で日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。この認識の下、外務省は、在外公館や国際交流基金を通じて多面的な日本の魅力の発信に努めている。2020年には「英国における日本文化年間」として、新型コロナが流行している状況にあっても安全に日本文化を体験できる機会を創出すべく、オンラインイベント「Japan Matsuri Presents」を実施した。和太鼓や武道を始めとする日本の伝統文化から、和食及び日本酒の紹介、現地でも知られている「登美丘高校ダンス部」によるダンスなどのポップカルチャーまで、日本の多様な魅力を発信し、約3万人の視聴者を得た。

在外公館では、管轄地域での対日理解の促進や親日層の形成を目的とした外交活動の一環として、多様な文化事業を行っている。例えば、茶道・華道・折り紙などのワークショップ、日本映画上映会、邦楽公演、武道デモンストレーション、伝統工芸品などの展示会、日本語弁論

大会などを企画・実施している。また、近年では、アニメ・マンガなどのポップカルチャーや日本の食文化などの生活文化も積極的に紹介している。

また、外交上の節目となる年には、効果的な対日理解の促進を目指して、政府関係機関や民間団体が連携して大規模かつ総合的な記念事業（要人往来、各種会議、広報文化事業など）を集中的に実施し、活発な交流を行っている。2020年には、日本・チェコ交流100周年や日本・フィジー外交関係樹立50周年を記念して大型の文化事業を実施した。

国際交流基金では、外務省・在外公館との連携の下、日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に発信する文化芸術交流事業、日本語教育、日本研究の推進及び支援などを行っている。文化芸術交流事業としては、新型コロナの感染拡大を踏まえ、オンライン事業を含む文化交流活動への緊急支援、基金本部・海外事務所によるオンラインでの文化発信・対話を行った。11月から国際交流基金の初の試みとして、世界



和食レクチャー・デモンストレーション（1月27日、米国・マイアミ）



いけばなレクチャー及びデモンストレーション（1月6日、中国・香港）



和食レクチャー・デモンストレーション（2月17日、ボリビア・ラパス）



日本・チェコ交流100周年記念狂言公演（9月23日、チェコ・プラハ）





派遣先で活躍する日本語パートナーズ  
(2月、インドネシア 写真提供：国際交流基金)

10か国で「オンライン日本映画祭」を開催した。

また、2013年12月に安倍総理大臣が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」については、国際交流基金アジアセンターを通じた日本語学習支援事業と双方向の芸術文化交流事業を柱として、多岐にわたる文化交流事業を着実に実施している。アジアでの日本語学習支援の主要事業の一つである日本語パートナーズ派遣事業では、派遣前研修の一部を、地方創生の視点を踏まえ、立命館アジア太平洋大学（大分県別府市）を拠点として実施した上で、2019年度末までに東南アジア10か国、中国及び台湾の中等教育機関などに計2,375人を派遣し、日本語教育のサポートのみならず、日本文化の紹介を通じた交流事業を実施した（2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大により派遣中止）。その結果、多くの派遣先の学校関係者から、日本語パートナーズの活動は生徒の学習意欲などの向上に貢献があったとして高い評価を受けた。

双方向の芸術文化交流事業では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、日本とアジア諸国の人々の間での国境を越えた人の移動を伴わない共同事業への助成事業や、国際交流の可能性についての議論を配信する「オンライン・アジアセンター寺子屋」事業を実施した。また東京国際映画祭と連携し、「アジア交流ラウンジ」を実施し、日本とアジアの映画人による対談をオンライン形式で行った。

日本国際漫画賞は、海外への漫画文化の普及



東京国際映画祭「アジア交流ラウンジ」に登壇した是枝裕和監督、キム・ボラ監督（韓国）と女優の橋本愛さん  
(11月、東京 ©2020 TIFF 写真提供：国際交流基金)

と漫画を通じた国際文化交流に貢献する漫画家を顕彰することを目的として2007年に外務省が創設した。第14回目となる2020年は、61の国・地域から過去最高となる383作品の応募があり、台湾の作品が最優秀賞に輝いた。また、今回はモーリタニア及びモンテネグロの2か国から初めて応募があった。

### (3) 人物交流や教育・スポーツ分野での交流

外務省では、諸外国において世論形成・政策決定に大きな影響力を有する要人、各界で一定の指導的立場に就くことが期待される外国人などを日本に招き、人脈形成や対日理解促進を図る各種の招へい事業を実施している。また、教育やスポーツの分野でも、幅広い層での人的交流促進のために様々な取組を行っている。これらの事業は、相互理解や友好関係を増進させるだけではなく、国際社会での日本の存在感を高め、ひいては外交上の日本の国益増進の面でも大きな意義がある。

#### ア 留学生交流関連

外務省は、在外公館を通じ日本への留学の魅力や機会を積極的に広報するとともに国費外国人留学生受入れのための募集・選考業務、各国の「帰国留学生会」などを通じた元留学生との関係維持や親日派・知日派の育成に努めている。2020年は各国の状況に応じオンラインも活用しこれらの活動を行った。

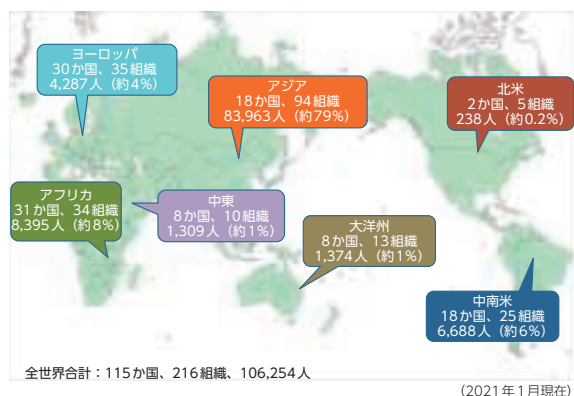


在外公館担当による日本留学説明（2月、フランス）

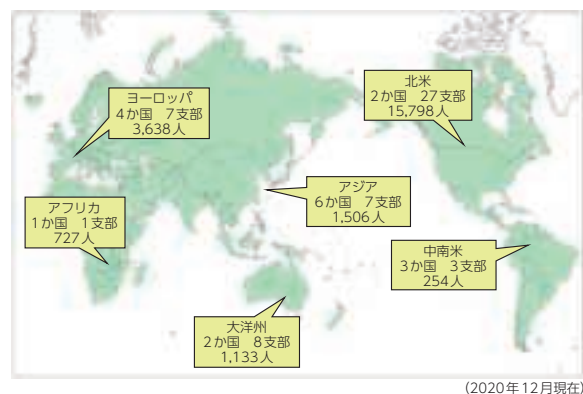


在ニュージーランド日本国大使館におけるJETプログラム参加者への事前研修（11月、ニュージーランド）

### 各地域の帰国留学生会組織数及び会員数



### 元JET参加者の会（JET Alumni Association）支部数及び会員数（2020年12月現在）



## イ JETプログラム

外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る目的で1987年に開始された「JETプログラム」には、現在までに7万人が参加し、全国に配置されてきている。このプログラムは、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の運営協力の下、地方自治体などが外国青年を自治体や学校で任用するものであり、外務省は、在外公館における募集・選考や渡日前オリエンテーション、18か国に存在する元JET参加者の会（JETAA、会員数約2万4,000人）の活動を支援している。JETAAは各国で日本を紹介する活動を行っており、数多くのJET経験者が親日派・知日派として各国の様々な分野で活躍するなど、JET参加者は日本にとって貴重な人的・外交的資産となっている。2020年は世界的な新型コロナの影響下ではあったが、参加予定者の一部が必要な対策をとった上で来日している。

## ウ スポーツ交流

スポーツは言語を超えたコミュニケーションを可能とし、友好親善や対日理解の増進の有効な手段となる。2020年東京大会に向けて、世界各国から日本への関心が高まる中、日本政府は、2014年から2020年までに100か国以上、1,000万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow (SFT)」を実施しており、予定よりも早く2019年9月時点で目標を達成した。外務省は、2015年度から、「スポーツ外交推進事業」による選手やコーチの派遣・招へい、器材輸送支援、在外公館によるスポーツ関連レセプションなどのスポーツ交流を実施し、二国間関係の発展にも貢献している。2020年は新型コロナの感染拡大の影響から、国際的な人の往来が制限されたため、器材輸送支援を通じた交流を実施した。これらSFT事業は、日本のスポーツ関係者の国際スポーツ界におけるプレゼンス強化にもつながっている。



## コラム

## パラリンピックを通じてハートのレガシーを

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会 委員長 河合純一

これまで一人のパラリンピアンとして、様々な国を訪れたり、様々な国の方々と交流したりする機会をいただけてきました。大会、合宿で訪れることもあれば、会議や講演会の講師として訪問することもあります。特に印象に残っているのが、国際協力機構（JICA）の海外協力隊の隊員として、2006年にマレーシアで視覚障がいのある子供たちに水泳を教えたことです。文化、宗教、言語、障がいの有無を超える力がスポーツにはあるのだと実感する体験でもありました。また、「Sport for Tomorrow<sup>\*</sup>」の一環として、2016年に中国から招へいされ、大学や盲学校などで「パラリンピックと共生社会」について講義、講演する機会もいただきました。このとき、勇気、強い意志、インスピレーション、公平というパラリンピックの四つの価値については、パラリンピアンだからこそ伝えられることがあるのだということを強く感じ、それらを伝えていく責任があるのだと実感しました。

日本においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定後、パラリンピック競技大会の準備を通して、多くの社会課題の解決につながる動きが具体化しました。例えば、東京2020アクセシビリティ・ガイドラインが取りまとめられ、競技会場の基準に沿ったスタジアム、アリーナなどが整備され、ハードのレガシーが築かれていきました。一方で、2017年には、日本財団パラリンピックサポートセンター様との協働により、パラリンピック教材である「I'mPOSSIBLE（アイムポッシブル）」日本版を発表し、パラリンピックに散りばめられた「できない（Impossible）」を「できる（I'mPOSSIBLE）」に変えるための工夫や発想の転換（「I」）について学ぶ機会も提供しています。さらに2020年度からは学習指導要領にパラリンピック教育の記述が入り、学校でのパラリンピック教育がますます促進されることになりました。つまり、ハートにレガシーを残す取組が着実に動き出したのです。

私は、パラリンピック競技大会は「人間の可能性の祭典」であると考えています。パラアスリートたちの想像を超えるパフォーマンスに人間の可能性を見つけることもできますし、そのことにより、自分自身の中にある可能性に気付くきっかけをパラリンピックが与えてくれるからです。私も15歳で失明したとき、これまでの見えていた世界、当たり前だった状態が当たり前ではなかったことを痛感しました。パラリンピアンたちの考え方、不条理な困難への向き合い方は、子供たちだけでなく、新型コロナウイルス感染症により当たり前を失った世界中の人々にとっても、大いに参考になることと信じています。

このように、「できない」を「できる」に変えていく様々な気付きを、パラリンピック競技大会を通じて世界中に届けていきたいと思っています。それこそが、2020年東京パラリンピック競技大会から生み出されるハートのレガシーになっていくと信じているからです。

「超えろ、みんなで。」



4度目のパラリンピック競技大会で3大会連続の金メダル獲得!



JICA海外協力隊として視覚障がい児への水泳指導。世界どこでも子供の向上心は同じ!

<sup>\*</sup>日本政府が官民連携で実施しているスポーツ分野における国際貢献策





SFT 事業：器材輸送支援により届けられたトライアスロン用品の寄贈式の様子（2月、ルワンダ）

## Ⅱ 対日理解促進交流プログラム

日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間・地域間関係の発展を念頭に、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策などに関する対日理解の促進を図るとともに、未来の親日派・知日派を発掘している。新型コロナの感染拡大を踏まえ、招へい・派遣の前後にオンラインによる講義などを行い、新型コロナ流行下においてもプログラムを継続している。さらに、被招へい者・被派遣者から日本の外交姿勢や魅力などについて、ソーシャルメディアなどを通じて積極的に発信してもらい、対外発信力を強化することで日本の外交基盤を拡充している。

### （4）知的分野の交流

#### ア 日本研究

国際交流基金は、海外における日本の政治、経済、社会、文化などに関する様々な研究活動を複合的に支援している。国際交流基金の日本研究フェローシップ事業では、毎年、多くの海外の日本研究者が来日しているが、2020年は新型コロナの感染拡大により、世界各地で国際的な人の往来を伴う事業の実施を見合わせざるを得なかったこともあり、前年に来日し新型コロナ流行下の日本で過ごした外国の日本研究者が、日本人が新型コロナをどう受け止め、日本がどのように変化したのかについて、それぞれの専門分野の視点から論じる動画シリーズを配



外国の日本研究者が見た新型コロナ流行下の日本を専門分野から論じる動画シリーズの配信（写真提供：国際交流基金）

信した。

また、19か国・地域の39か所の日本研究機関に対し、日本関係図書の拡充、研究助成、セミナー・シンポジウムの開催支援などを行ったほか、各国・地域の日本研究者や研究機関のネットワーク構築を促進するため、学会活動への支援なども行っている。

#### イ 知的交流

外務省は、国際交流基金を通じ、知的交流事業も実施している。具体的には、共通の国際的課題をテーマとしたセミナー・シンポジウム、海外の主要大学において現代日本に対する理解を深めるための講義などを行うプログラムに助成しているほか、グラスルーツからの日米関係強化のための日米交流ファシリテーター及び日本語教育サポーター派遣事業、NPOや他の交流団体とも協力しつつ、様々な分野・レベルでの対話を通じて関係を強化し相互理解を深める交流事業などを企画・支援した。

#### ウ 日米文化教育交流会議（CULCON:カルコン）

日米の官民の有識者が両国の文化・教育交流について議論するカルコンでは、その分科会に当たる美術対話委員会と教育レビュー委員会が最終報告書を作成した。美術対話委員会の報告書では、次世代の美術専門家の育成やネットワーク技術を利用した広報などの具体的な活動が取り上げられた。教育レビュー委員会の報告においては、2013年にカルコンの教育タスクフォースが設定した日米学生の交流数を倍増するというカルコンの目標に向けた日米の官民の



グラスルーツからの日米関係強化（派遣事業）（3月、米国・テキサス、写真提供：国際交流基金日米センター）

具体的な取組が、レビュー期間中の実際の留学生数の推移や社会情勢の変化とともに広く取り上げられた。

## Ⅱ 国際連合大学（UNU）との協力

日本政府は、地球規模課題の研究及び人材育成を通じて国際社会に貢献するUNUの創設を重視し、1975年に本部を日本に誘致して以来、様々な協力と支援を行ってきた。UNUは、日本の大学や研究機関と連携し、平和、開発、環境など日本が重視する国際課題に取り組むことで、日本政府の政策発信にも貢献している。また、UNUは、2010年に大学院プログラムの修士課程、2012年に博士課程をそれぞれ開設しており、グローバルな人材育成プログラムの質の向上にも努めている。

## （5）日本語普及

日本経済のグローバル化に伴う日本企業の海外進出の増加や日本のポップカルチャーの世界的な浸透などにより、若者を中心に外国人の日本語への関心が増大している。海外において日本語の普及を一層進めることは、日本の国民や企業にとって望ましい国際環境作りにつながるものである。国際交流基金が2018年度に行った調査では、142の国・地域で約385万人が日本語を学習していることが確認された。また、同基金が実施する日本語能力試験は、2019年には87の国・地域、307都市で行われ、受験応募者数は過去最高の約137万人と

なった（国内実施分を含む。）（2020年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い部分的に実施）。一方、これらの多くの国・地域では、多様化する日本語学習への関心・ニーズに応える上で日本語教育人材の不足が大きな課題となっている。

外務省は、国際交流基金を通じて海外の日本語教育現場での多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員を対象とした訪日研修、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働きかけや日本語教育活動の支援、日本語教材開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。

また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたが、「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日「外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定」）に基づき、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施や、その日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの新しい取組を行っている。

## （6）文化無償資金協力

開発途上国での文化・高等教育を支援し、日本と開発途上国の相互理解や友好親善を深めるため、政府開発援助（ODA）の一環として文化無償資金協力を実施している。2020年は、一般文化無償資金協力3件（総額約5億6,100万円）、草の根文化無償資金協力16件（総額約1億2,000万円）を実施した。2020年は、一般文化無償資金協力では文化遺産の保存や展示及び図書館のデジタルアーカイブ化のための機材供与など、草の根文化無償資金協力ではス

スポーツ振興と日本語普及分野での協力を重点的に実施した。

### (7) 国連教育科学文化機関（UNESCO : ユネスコ）を通じた協力

日本は、教育、科学、文化などの分野でユネスコの様々な取組に積極的に参加している。ユネスコは1951年に日本が戦後初めて加盟した国際機関であり、以来、開発途上国に対する教育、科学、文化面などの支援で日本と協力してきた。

文化面では、世界の有形・無形の文化遺産の保護・振興及び人材育成分野での支援を柱として協力するとともに、文化遺産保護のための国際的枠組みにも積極的に参画している。その一環として、カンボジアのアンコール遺跡、ウガンダのカスビ王墓、ネパールの文化遺産の震災後の復興を始め、日本人の専門家が中心となって、現地の人々が将来は自らの手で遺跡を守ることができるよう人材育成を行うとともに、遺跡の保存修復を支援している。特にアンコール遺跡保存修復事業（カンボジア）に対しては、1994年以降、継続的な支援を行っている。また、アフガニスタンでは、2003年からバーミヤン遺跡保存事業を実施しており、現地の人々の心のよりどころであるバーミヤン遺跡の修復に貢献している。無形文化遺産保護についても、開発途上国における音楽・舞踊などの伝統芸能、伝統工芸などを次世代に継承するための事業、各国が自ら無形文化遺産を保護する能力を高めるための国内制度整備や関係者の能力強化事業に対し、支援を実施している。

人文科学分野では、ユネスコのAI（人工知能）の倫理に関する規範的文書の策定が進められており、日本は、2019年8月のTICAD7の際に、ユネスコとの共催で、「AIの活用に関するパネルディスカッション」を開催し、また、2020年4月から開催されてきている複数の専門家会合に積極的に参画するなど、その策定に向けた議論に貢献している。

また、アズレー事務局長の下、ユネスコは、非政治化のための戦略的改革を推進しており、

日本もこのユネスコ改革を支持している。10月には、茂木外務大臣がパリのユネスコ本部を訪問してアズレー事務局長と会談し、組織改革を含むユネスコ強化へ向けた同事務局長の取組への支持を表明した上で、引き続き、教育、文化、科学、情報・コミュニケーションの分野で知的・人的側面も含め積極的に貢献していくと伝えた。

### ア 世界遺産条約

世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することを目的としており、日本は1992年にこの条約を締結した（2020年12月現在締約国数は194か国）。この条約に基づく「世界遺産一覧表」に記載されたものが、いわゆる「世界遺産」である。建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を持つ「複合遺産」に分類され、2020年12月現在、世界遺産一覧表には世界全体で1,121件が記載されている。このうち、日本からは文化遺産19件、自然遺産4件の計23件が記載されている。

また、2020年3月には、産業遺産情報センターを設置し、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産に関する情報発信などを行っている。

### イ 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は、伝統芸能や伝統工芸技術などの無形文化遺産について、国際的保護の体制を整えるものである（2020年12月現在締約国数は180か国）。国内の無形文化財保護において豊富な経験を持つ日本は、この条約の作成作業の牽引役となり、運用指針の主要部分を取りまとめるなど、積極的な貢献を行っている。2020年12月に開催された無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会において日本の推薦案件である「伝統建築工匠の技」が登録された結果、現在、条約に基づき作成されている「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」には、日本の無形文化遺産として計22件が記



されている。

#### ■ ユネスコ「世界の記憶」事業

ユネスコ「世界の記憶」事業は、貴重な歴史的資料の保護と振興を目的に1992年に創設された。2020年12月現在、427件が登録されている。

従来の制度では、加盟国が登録の検討に関与できる仕組みとなっておらず、また登録申請案件について、関係国間での見解の相違が明らかであるにもかかわらず、一方の国の主張のみに

基づき申請・登録がなされ政治的対立を生むことは、ユネスコの設立趣旨である加盟国間の友好と相互理解の推進に反するものとなることから、新規申請を凍結した上で同事業の制度改善が進められている。2018年10月の執行委員会において、制度の包括的な見直しに関する改定行動計画が採択され、1年間にわたり議論が行われたが、2019年10月及び2020年7月の執行委員会においてそれぞれ議論の延長が決議され、現在も議論が継続されている。

# 第5章

## 国民と共にある外交

|     |                      |     |
|-----|----------------------|-----|
| 第1節 | 世界とのつながりを深める日本社会と日本人 | 272 |
| 第2節 | 海外における日本人への支援        | 285 |
| 第3節 | 国民の支持を得て進める外交        | 295 |

## 第1節

# 世界とのつながりを深める 日本社会と日本人

## 1 日本の成長と外国人材の受入れ

### (1) 成長戦略とビザ（査証）制度

日本政府は、「観光先進国」への新たな国造りに向けて、2016年3月末、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人人数については、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人という新たな目標を設定した。このビジョンでは、潜在的に観光客誘致の大きな市場である20か国・地域の中で、訪日に際してビザの取得が必要な中国、ロシア、インド、フィリピン及びベトナムの5か国に対し戦略的にビザ緩和を実施していくことが示された。これらを踏まえ、外務省はこれまで、人的交流の促進や二国間関係の強化などの観点から、各国との間で、申請書類の簡素化や発給対象者の拡大を含むビザ緩和を実施してきた。しかしながら、2020年の訪日外国人人数は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大防止を目的として、日本と諸外国双方がとった水際対策措置の強化の影響などを受けて減少し、約412万人にとどまった。ビザ緩和は、人的交流の促進や日本経済の成長に一定の効果を与えることが見込まれるところ、国内外における新型コロナの状況を見極めつつ、今後も一層の取組を進めることが期待されている。

一方、犯罪者や不法就労を目的とする者、又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を未然に防止するため、水際対策の一環としての

ビザ審査の厳格化も重要な課題である。外務省としては、「世界一安全な日本」を維持しつつ訪日外国人を増やすとともに、富裕層、リピーター及び若年層の誘客など、質量両面で観光立国に貢献していくことを目指し、二国間関係、外交上の意義などを総合的に勘案し、水際対策措置とのバランスを考慮しつつ、今後もビザの緩和に取り組んでいく。

### (2) 外国人材の受入れ・社会統合をめぐる取組

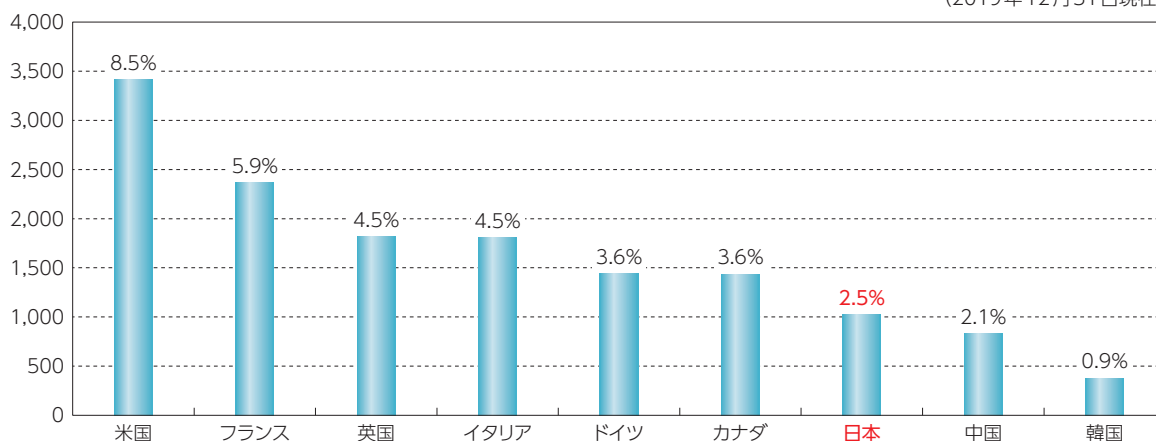
2008年のリーマン・ショックを契機に、日本に長期滞在する外国人の数は減少傾向にあったが、2012年を境に増加傾向に転じている。少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、有能な人材を国内外を問わず確保することが重要である。2018年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、2019年4月から在留資格「特定技能」による外国人材の受入れも開始されており、今後、日本に滞在する有能な外国人がますます増えていくことが予想される。

外務省は、新型コロナをめぐる状況も踏まえ、こうした一連の施策を、関係省庁と協力して推進している。その一環で、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、具体的課題や取組について国民参加型の議論の活性化に努めている。2021年2月に開催した同フォーラム（外務省と国際移住機関



## 国連関係機関の国別職員数（専門職以上）

(2019年12月31日現在)



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数  
 (注2) %は職員総数（40,241）に占める割合を示す。

出典：国連資料（CEB/2020/HCLM/HR/12）

(IOM)<sup>1</sup>の共催)では、「在日外国人への情報発信：コロナ禍で見えた現状と課題」をテーマに、新型コロナ流行下における在日外国人への情報発信における好事例や問題点などを紹介しつつ、活発な議論が行われた。

## 2 国際社会で活躍する日本人

### (1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和に暮らし、繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。紛争予防・平和構築、持続可能な開発、食糧、エネルギー、気候変動、防災、保健、教育、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、それぞれの国が一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。

国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくためには、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として政策的貢献を行うほか、分担金や拠出金の拠出

を行っている。また、日本人職員の活躍も広い意味での日本の貢献と言える。

現在、国連（UN）を含む国際機関の要職に日本人が就任している。特に、世界税関機構（WCO）やアジア開発銀行（ADB）などにおいては、日本人が長として活躍している。また、日本は、長年にわたり、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）といった国際裁判所に日本人判事を輩出している。グローバルな課題に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれば、日本と国際機関の連携強化につながる国際機関の長を含む要職の獲得は重要な課題である。一方、国際機関の長を含む要職は、一朝一夕に獲得できるものではなく、長期的視野に立ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応をしていくことが必要である。

現在、900人以上の日本人が専門職以上の職員として世界各国にある国連関係機関で活躍しており、過去最多となった。日本人職員の更なる増加を目指し、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、外務省は、大学や関係府省庁、団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施してい

<sup>1</sup> IOM : International Organization for Migration

## コラム

## 国連の舞台を支えてきた方々の声

## 知的財産制度とサービスの普及で世界のイノベーションを推進

世界知的所有権機関(WIPO)前事務局長補 高木善幸

特許庁の審査官だった1986年にジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度に応募して、ジュネーブにあるWIPOに勤務しました。留学や海外赴任の経験もなく、ぶっつけ本番の国際機関勤務でしたので、派遣中の2年間は厳しい洗礼を受けました。JPOは、正規ポストへの採用を目指す外務省の制度ですが、厳しい国際競争ですので、私もすぐには正式採用とならず、その後特許庁に復帰しました。ガット・ウルグアイラウンドの知的財産分野での交渉団に参加する機会を通じて、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部に出向して、国際交渉経験や人脈を構築できたのが奏功し、1994年にはWIPOの知的財産情報部長として採用されました。

2004年には、ジュネーブの国際機関に勤務する日本人職員の横断的・任意参加組織としてジュネーブ国際機関日本人職員会（JSAG）が設立されました。私は、その設立に参加し、その後、会長としても、外務省・ジュネーブ代表部と連携しつつ、より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍できるように、活動を続けてきました。少しずつ層が厚くなり、幹部となる優秀な方も出てきましたが、まだまだ発展の余地があります。

WIPOでの私の仕事は、知的財産制度や情報サービスの拡充を通じて、世界のイノベーションのエコシステム<sup>\*</sup>を発展させ、地球規模の課題を解決していくことでした。在任中は、戦略政策担当・予算活動計画策定、WIPO本部新庁舎建設、WIPOシンガポール・東京事務所の開設、開発途上国90か国をつなげた知財権登録オートメーションシステムの構築、アフリカ大学での知財修士課程設立、オンライン知財コースの開設、知財情報グローバル・データベースの構築、世界最先端の技術文献翻訳用ニューラルAI自動翻訳システムや図形商標検索用AIサーチツールの開発・実装、データが主導するイノベーション成果の管理のためのグローバルなデジタル・タイムスタンプ・サービスの開始などを実現しました。

2008年には、日本政府の支援を得て、WIPO事務局長選挙に立候補しました。決選投票には残れませんでした、善戦できました。その後、事務局長補として2期、WIPOのデジタル・トランスフォーメーションなどを指揮しました。

WIPOの前身は1893年設立の条約管理国際事務局ですが、国連専門機関となったのが1974年でした。その後の半世紀は、世界経済のグローバル化と新技術革新による知識経済化の流れに乗ったWIPOの活動の拡大期と重なります。

資源がなく、技術や知識ベースで国を興<sup>おこ</sup>してきた日本の戦略・政策と知見は、多くの国にとって貴重なノウハウです。地球環境問題に対処して、より持続可能な、知識と豊かな文化によって支えられる世界を実現していくことが求められる世界に対して、日本が貢献できることは多いのです。

私は、合計28年間の国際機関勤務を経て2020年末に退職しました。この経験から、世界の最先端で、自分の創意工夫や尽力を存分にいかして活躍できる充実感、素晴らしいものだと言えます。是非、もっと多くの日本人に国際機関で活躍してもらいたいと願います。



コロナ禍でロックダウン中の WIPO 本部の建物（5月）



2020年新年祝賀会でスタッフに訓示する筆者（2月、WIPO本部）

<sup>\*</sup>イノベーションのエコシステム：行政、大学、研究機関、企業など様々なプレーヤーが相互に関与し、絶え間なく技術革新が創出される環境のこと

## コラム

## 国連の舞台を支えてきた方々の声

## コロナ禍の2020年を振り返って

国連開発計画 (UNDP) インド常駐代表 野田章子

UNDP インド常駐代表として赴任して約1年、より積極的に国内各地の視察を行い、プログラムの進捗状況を現場で確認しながら政府や各方面の関係者との連携強化に努めようと計画していた矢先、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）がインドを含む世界を襲いました。3月半ばに慌ただしく500人強の全スタッフの勤務体制を在宅勤務に切り替えると、その1週間後にはインド全土でのロックダウン（都市封鎖）が始まりました。

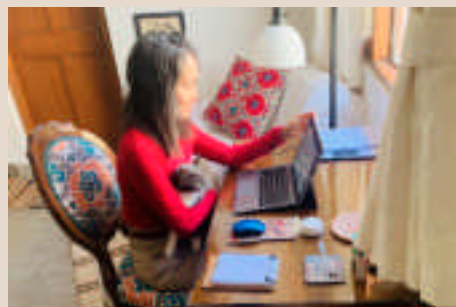
ロックダウン直後には、突如として職を失い、大都市から数百キロ先の出身村まで徒歩で帰らざるを得なくなった出稼ぎ労働者でごった返した幹線道路の映像が、連日、国内外のメディアで流れました。インドでは労働人口の80%以上が、露天商や三輪自動車タクシーなどインフォーマルセクターで働く労働者で占められています。停滞している経済状況の中で、彼らのような労働者とその家族の多くが貧困に陥る可能性は非常に高く、心が痛みます。

このような未曾有の状況の中、当初は、新型コロナ対応プログラムの早期立ち上げ、既に活動が始まっているプログラムの軌道修正、在宅勤務となった総勢500人超のスタッフの統括、時差の大きいニューヨーク本部やバンコク地域事務所との勤務時間外のオンライン会議の連続、そして日本にいる両親のことなど、毎日プレッシャーと不安でいっぱいだったことを思い出します。過去9か国の勤務地でも内戦や自然災害後の復興、気候変動、政治対話など様々な状況に対応してきましたが、コロナ禍では国連勤務23年目にして全く想定外の危機対応能力が求められました。

パンデミック（感染拡大）が終息しない中、各プログラムを実施するのは決して容易ではありません。UNDPは各州にスタッフが駐在しており、彼ら彼女らを通じて、また地域に密着したNGOと連携しプログラムを動かしています。その際はスタッフの安全が第一なので、新型コロナ対策がしっかりできているか必ず確認しています。私自身もスタッフと一緒に最前線でコミュニティ支援を行う機会があります。先日はUNDPのプラスチック再利用のプロジェクトに従事しているごみ収集分別者の女性たちに支援物資を渡しました。使い捨てのマスクや決して安全ではないゴミを収集して生計を立てている彼女たちに、心から感謝の意を届けました。

暗いニュースと多忙な日々<sup>ねがら</sup>に終わった2020年。今年1年のスタッフ一同の頑張り<sup>ねがら</sup>に労いの意を表す目的で、年末にはUNDPアジア太平洋局のスタッフ向けの動画の制作を担当することになりました。米国の人気歌手ジャスティン・ティンバーレイクの「Can't Stop The Feeling!」の曲に合わせて局長、副局長、アジア太平洋各国の常駐代表の総勢25人が独自のダンスを繰り広げるというユニークな趣向のものに仕上げたところ、大反響でした。

世界の中で、またインドで、国連としてどこまで貢献できるだろうか。期待に応える仕事ができているだろうか。日々、試行錯誤しながら自分自身に問いかけてきた1年でした。スタッフ全員が常に一つにまとまり、健康でやる気を失わずに今までどおり、あるいはそれ以上の仕事の結果を出してもらうのは決して簡単ではありません。このような危機下であるからこそ、よりスタッフに寄り添ったリーダーでありたいと心掛けています。



長時間に及ぶ在宅勤務の癒しである、飼い猫のたま。この日は膝に乗って画面を凝視しています。  
(写真提供：©UNDP)



新型コロナ危機の中にありながら、環境のために日々貢献しているごみ収集分別者に、支援物資と感謝の意を贈りました。(写真提供：©UNDP)



る。その取組の一環として、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度（312ページ 資料編参照）や、将来の幹部候補となり得る中堅以上の日本人の派遣制度を設けている。これらを通じて日本人職員を増やしていくことに加え、日本人職員の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

国際機関を志望する日本人候補者に対しては、国際機関人事センターのホームページやメーリングリスト、ソーシャルメディア（フェイスブック及びツイッター）を活用して、国際機関ポストの空席情報などの有用な情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するセミナーをオンラインでも開催したり、国際機関の幹部職員や人事担当者が来日して行う就職説明会を実施したりするなど、広報に努めている。

より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、顔の見える形で国際社会における日本のプレゼンスが一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している（274、275ページ コラム参照）。

さらに、国際機関において職務経験を積み、世界を舞台に活躍できるグローバル人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、今後もより積極的に国際機関における日本人職員の増加及び昇進支援に取り組んでいく。

## （2）非政府組織（NGO）の活躍

### ア 開発協力分野

政府以外の主体の力をいかし、オールジャパンでの外交を展開する観点から、開発途上国などに対する支援活動の担い手として、開発協力

及び人道支援においてNGOが果たし得る役割は大きく増している。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償の資金協力（「日本NGO連携無償資金協力」）によりNGOを通じた政府開発援助（ODA）を積極的に行っており、事業の分野も保健・医療・衛生（母子保健、結核・HIV/エイズ対策、水・衛生など）、農村開発（農業の環境整備・技術向上など）、障害者支援（職業訓練・就労支援、子供用車椅子供与など）、教育（学校建設など）、防災、地雷・不発弾処理など、幅広いものとなっている。2020年は、日本の62のNGOが、アジア、アフリカ、中東、中南米など31か国・地域で104件の日本NGO連携無償資金協力事業を実施した（277ページ コラム参照）。さらに、NGOの事業実施能力や専門性の向上、NGOの事業促進に資する活動支援を目的とする補助金（「NGO事業補助金」）を交付している。

また、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的として2000年に設立されたジャパン・プラットフォーム（JPF）には、2020年12月末現在、44のNGOが加盟している。JPFは、2020年には、南アジア及びアフリカでの害虫被害緊急支援、フィリピン・タール火山噴火災害被災者支援、バングラデシュ・サイクロンアンファン被災者支援、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援、レバノン・バイルート大規模爆発被災者支援プログラムなどを立ち上げ



レバノンの難民キャンプで食糧バスケットを受け取った子供たち  
（写真提供：（特活）パルシッパ）

## コラム

## 持続可能な学校図書館運営を目指して

特定非営利活動法人 ラオスのこども

日本では、どの学校にも必ず図書館（図書室）がありますが、ラオスの中学校では約1,500校のうちわずか100校にしか設置されておらず、ラオス政府が重視している読書環境は十分には整備されていない状況にあります。首都ビエンチャンでさえ本屋は数軒しかなく、現地の人たちと接していても、読解力や文章表現、情報処理に慣れていないと気付かされます。本や図書館は子どもの成長にとって、なくてはならない重要なものなのです。

このように教育環境が不十分な地域で、図書館が設置され学習環境が整うことで教育が改善する可能性を示すため、私たちの団体では、日本NGO連携無償資金協力事業「ビエンチャン県における中学校の図書館整備を通じた読書推進事業」を通じて、ビエンチャン県ポンホーン郡及びヒンフープ郡内の計三つの中学校の教員約140人と生徒約2,900人を対象に、各校3,000冊の書籍の供与と、日本人の建築専門家指導の下、読書・学習スペースを兼ね備えた広さ120平方メートルの図書館を建設しました。

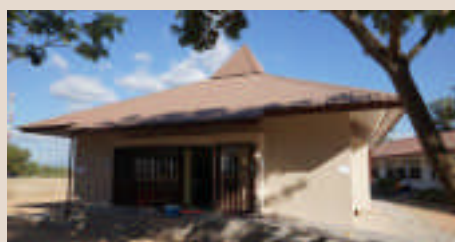
この事業で力を入れたのが、持続可能な図書館運営の体制を作ることです。学校の先生だけに頼ったこれまでの運営から、地域ぐるみで学校の図書館を支えていく体制に変えることが必要と考え、村の教育開発委員会が学校と連携して図書館運営をサポートし、それを郡教育局が見守る仕組みを構築することにしました。郡の教育局、村の教育開発委員会メンバーの研修参加率は高く、研修をしていく中で、それぞれの機関が自分たちの役割を認識し、学校図書館を自分たちの守るべきものとする当事者意識が芽生えてきたことを実感しています。

日々の図書館業務については、図書館担当の教師や図書ボランティアの生徒たちが、自分たちで入館者記録や図書登録を行ったり、貸出・返却の手続きをしたりできるようにトレーニングします。今後はさらに、図書館サインや図書館展示を設置したり、教師たちが授業で図書を積極的に活用できるよう、「輪読」「暗唱」「（本を題材にした）演劇」といった発展的取組を実施し、FacebookなどのSNSを活用して各学校図書館が活動を発信したり、情報交換したりして、お互いに刺激し合い助け合うネットワーク作りもしていきます。

4月には、新型コロナウイルス感染症の影響によりラオス全国でロックダウンとなり、全ての学校が3月末から5月末まで一時閉鎖となりました。これにより、建設した図書館が臨時閉館を余儀なくされましたが、学校関係者が校内に手洗い場を増設するなどの予防対策をし、9月から図書館を再開することができました。私たち団体の活動においても、ロックダウン中は県を越えての移動が制限され、現在も専門家の派遣ができないなどの影響が出ていますが、SNSなどを活用し、オンラインで専門家と現地をつなぎ日本人駐在員を介してやり取りするなど、今後も臨機応変に対応しながら活動を進めていきます。



完成した図書館で読書を楽しむ生徒たち



完成した学校図書館



オンラインで専門家から研修を受けるスタッフ

たほか、バングラデシュ、南スーダン及び周辺国、ウガンダ、ベネズエラ、イラク、シリア及び周辺国における難民・国内避難民支援を実施した。

このように、開発協力及び人道支援の分野において重要な役割を担っているNGOを国際協力のパートナーとして位置付け、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるよう、外務省と国際協力機構（JICA）は、NGOの能力強化、専門性向上、人材育成などを目的として、様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支援している（2020年、外務省は、「NGO相談員制度」、「NGOスタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施）。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした「NGO・外務省定期協議会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により従来の日程を変更して、11月にNGO支援や連携策について協議する連携推進委員会の第1回会合を開催した。また、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組についても、SDGs推進円卓会議などでNGOを含め多様なステークホルダーとの意見交換を行いながら取り組んでいる。このほか、2019年から2020年にかけて実施された、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）開発協力対日相互レビューにおいても、NGOが参加し、DAC審査団との意見交換を行った。

さらに10月6日から、新型コロナ感染拡大の影響により中止となった「グローバルフェスタJAPAN」の代替として、外務省・JICA・国際協力NGOセンター（JANIC）の三者共催によるオンラインキャンペーン「EARTH CAMP」を開始した。

#### イ そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や第三国定住難民事業、国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会と



NGO・外務省定期協議会の第1回連携推進委員会（11月24日、東京）

の対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるためのNGOなどの活動を後押ししている。2020年12月までに、101件延べ299人が非核特使として、また、35件延べ405人がユース非核特使として世界各地に派遣されている。

国際組織犯罪対策では、特に人身取引の分野において、NGOなどの市民社会との連携が不可欠であるとの認識の下、政府は、近年の人身取引被害の傾向の把握や、それらに適切に対処するための措置について検討すべく、NGOなどとの意見交換を積極的に行っている。

#### (3) JICA海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・支援することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、累計で98か国に5万4,418人の隊員を派遣し（2020年3月末現在）、計画・行政、商業・観光、公共・公益事



## コラム

## ネパールの農村で有機栽培の普及を目指して

国際協力機構 (JICA) 青年海外協力隊員 (職種: 野菜栽培) 石川栄貴<sup>ひでたか</sup>

世界一高い山、エベレストを有する国ネパールでは、およそ国民の70%もの人々が農業に従事しています。私が活動していたゴルカ郡は、標高200メートルの平地から8,000メートルに上るヒマラヤ山脈まで大きな標高差があります。キャベツ、トマトなど様々な野菜が栽培される一方で、険しい地勢と脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な交通インフラが流通の阻害要因となり、地産地消が主で、自給自足的な生活を送る小規模農家が主流です。近年は、地域道路網が徐々に改善され、カトマンズやポカラといった大消費地へのアクセスが向上した結果、ゴルカ郡の地域農民の間で、都市住民に向けた農産物販売による収入向上実現への期待が高まっています。

このような背景の下、「ネパール・農業を通じた農村地域活性化プロジェクト」がJICAと拓殖大学との連携プロジェクトとして発足しました。私は、市場の広域化や消費者ニーズの多様化に対応し、有機栽培技術の改善と普及、販路拡大や事業ニーズの掘り起こしなどに取り組む青年海外協力隊員 (職種: 野菜栽培) として派遣されました。そこでまず私は有機栽培の普及とブランド化を目指して活動を始めました。現地では有機栽培への関心が非常に高く、積極的に取り組む農家は多くいました。しかし、ネパールでは有機栽培に関する法律が整備されていないために、有機栽培で生産しても証明するすべがありませんでした。そのため、私の配属先である農業普及センターの職員と話し合い、日本や欧米諸国の法律に準拠する形でゴルカ郡内の基準を設けることにしました。この「有機ゴルカマーク」を付けた野菜を各地へ売り出すことをゴールに定め、ゴルカ郡内の農家を巡回して有機栽培の普及を行いました。まずは有機栽培の概念から指導し、メリットやデメリットを説明した上で一緒に取り組んでくれる農家を増やしました。また、既に有機栽培に取り組んでいる農家には、より適した、より良い農法を指導しました。活動を通して字の読み書きができない方々の多さに驚くとともに、メモやマニュアルを読めない人にどのようにして技術を残すかという課題にぶつかりました。そこで繰り返し見られる動画を作ることにしました。まずは有機農薬の作り方や農薬の安全なまき方を動画にまとめ、現地で配布しました。反響は大きく、好評でした。

そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大により日本への帰国を余儀なくされました。帰国後は自分の所有する圃場<sup>ほじょう</sup> (農作物を栽培するための場所) でネパールでも可能な方法で栽培をし、ネパールに向けた動画を作っています。またSNSを利用して現地の方と連絡を取り、遠隔での指導を継続して行っています。志半ばでの帰国となってしまいましたが、今後も日本からできる支援を継続して取り組んでいきたいと思います。



農家を訪問し、自然由来の有機農薬の知識と散布時に着用するゴーグル、手袋、ジャンパーの使用方法について説明している様子 (筆者左)



農法を指導中 (筆者左から4番目)



農法指導を実施した農家関係者と (筆者前列左から4番目)

業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9分野、約190職種にわたる協力を展開している。

帰国した協力隊参加者は、その経験を教育や地域活動の現場、民間企業などで共有するなど、社会への還元を進めており、日本独自の国民参加による活動は、受入国を始め、国内外から高い評価と期待を得ている。

2020年は、新型コロナの世界的流行の影響を受け、派遣中の隊員全員が3月中旬から順次一時帰国し、4月以降に派遣を予定していた隊員についても派遣を見合わせた。これら隊員については、2020年11月末以降、ベトナムを始め受入れ体制が整った一部の派遣先から渡航を再開してきている。

JICA専門家は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。専門家は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処するための総合的な能力向上を目指し、地域性や歴史的背景、言語などを考慮して活動している。

2019年度は新規に8,012人の専門家を派遣し、活動対象国・地域は105か国に及ぶ。保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ（人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び社会の発展と日本との信頼関係の醸成に寄与している。

新型コロナの世界的な感染拡大を受け、JICA専門家についてもその多くが一時帰国を余儀なくされたが、国内待機中には、遠隔で現地と連絡をとりながら、業務を遂行してきた。2020年6月以降、国内で待機していた専門家は、現地の状況などを踏まえつつ、順次、再渡航している。

### 3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生に積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、外務大臣が各都道府県知事と共催し、各国の駐日外交団や商工会議所・観光関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する地方創生支援事業を展開している。2020年は、2月に岩手県とレセプションを共催した。約250人の関係者が出席する盛況であり、岩手県の観光、食材、伝統工芸品などの広報に加え、東日本大震災から復興へのこれまでの軌跡の紹介、釜石でのラグビーワールドカップ2019の試合開催時の様子や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたホストタウン交流の紹介、また「盛岡さんさ踊り」のパフォーマンスを披露するなど、多様な魅力と取組を広く発信し、駐日外交団を始め、駐日商工会議所、企業関係者などの参加者と共催自治体との間で更なる交流・連携促進につながる機会となった。

また、外務省は複数の自治体と協力して、各国の駐日外交団や商工会議所、観光関連企業などの関係者に対して各地域の産業、観光、投資、企業誘致などの特徴や利点・魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を、2008年以降これまでに26回実施している。参加者からは、東京にいながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして好評を得ており、地方自治体と外交団などの外国関連団体関係者とのネットワーク作りの促進にもつながっている。9月に予定していた本事業は、新型コロナの影響により中止した。

このほか、外務省と地方自治体との共催で、各地方の魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に駐日外交団が参加する「地方視察ツアー」を実施し、11月の奈良県田原本町へのツアーでは、駐日外交団から9名が参加した。各





岩手県知事との共催レセプションで挨拶する茂木外務大臣  
(2月7日、東京・外務省飯倉公館)



地方連携フォーラム 意見交換会での交流の様子 (1月22日、東京)



漆塗りを体験する参加者 (2月7日、東京・外務省飯倉公館)



地域の魅力海外発信支援事業での生中継イベント  
(12月19日、中国・北京)



地方視察ツアーで奈良県田原本町の唐古・鍵遺跡史跡公園を視察する外交団 (11月18日)

国大使を始めとする外交団は、地域が誇る歴史・文化施設などに直接足を運び、地域の産業や自治体の取組について見聞を深め、そのあふれる魅力を堪能した。これまで、ツアーの実施をきっかけに参加国との交流・連携が始まった自治体や、参加外交団とのつながりを活用して同地域への来訪者増加を目指す自治体も出てきている。

さらに、外務省では地方自治体に対し、最新

の外交政策などに関する説明や意見交換の場を積極的に提供している。その一環として「地方連携フォーラム」を1月に開催した。第1部の外交政策説明会では外務省職員による「日・メコン協力」についての講演が実施され、第2部の分科会では「環境・気候変動－循環経済と地方行政ができること－」、「MICE<sup>2</sup>を通じた地方の国際化」、「オリンピック・パラリンピックの機運の定着のために－交流の継続と地域の発展－」のテーマで意見交換が行われた。また、その後の中谷真一外務大臣政務官主催の意見交換会では駐日外交団なども参加し、自治体職員との間で活発な意見交換が行われた。

海外での事業については、東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品

<sup>2</sup> MICE：企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称



の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を中国でオンライン形式を中心に実施した（12月）。同事業では、中国の消費者に、中国にいながらにして日本の観光・文化・食などの地域の魅力を一層体感してもらうべく、期間中、在中国日本大使館の微博（中国SNSウェイボー）アカウントにて、50の自治体参加の下、日本各地の動画を配信した。また、北京で生中継イベントを開催して、新浪微博（中国インターネット配信プラットフォーム会社）の微博アカウントにてライブ配信を行った。食や工芸、観光などを始めとする日本各地の楽しみ方を中国人KOL（インフルエンサー）が紹介し、北海道、宮城県、静岡県、高知県をつないだ中継の視聴者数は170万人近くに上った。このほか、期間中、中国各地で小売店、EC（電子商取引）、日本料理店、卸売業者など、各種団体が実施する日本料理や特産品に関するプロモーション・販促活動について、情報発信などの支援を行った。

また、在外公館施設を活用して自治体が地方の魅力を発信することを通じて、地場産業や地域経済の発展を図るための支援策である「地方の魅力発信プロジェクト」をアジア及び北米地域において計2件実施した。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開催される「在外公館における天皇誕生日レセプション」で地方自治体の産品や催事などを紹介・発信する場を設けており、2019年は107の在外公館において延べ50の自治体による情報発信が実施された。

このほか、外務省では様々な取組を通じて日本と海外の間の姉妹都市交流や翌年に延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流を始めとする日本の地方自治体と海外との間の交流を支援している。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行うことや、在

外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方都市を訪問し、姉妹都市交流やホストタウン交流に関する意見交換や講演を行うことで、地方の国際化を後押ししている。また、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供するとともに、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」で広報するなどの側面支援を行っている。

地方連携推進室ではツイッターを活用し、自治体の魅力など様々な情報を独自の視点から紹介する広報を実施している。具体的な投稿としては上記の関連事業のほか、地域色豊かな食を紹介する「Local Cuisine」、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国や選手団と自治体とのやりとりや取組を紹介する「#HostTown」、姉妹都市やホストタウンに関連した自治体にまつわる情報をクイズ方式で紹介する「Local Quiz Trip」などを展開している<sup>3</sup>。

また、各地の日本産酒類（日本酒、日本ワイン、焼酎・泡盛など）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食で日本産酒類を提供したり、天皇誕生日祝賀レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒で乾杯をするなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極的に取り組んでいる。

さらに、開発途上国の急速な経済開発に伴いニーズが急増している水処理、廃棄物処理、都市交通、公害対策などについて、ODAを活用して日本の地方自治体の経験やノウハウ、また、これを支える各地域の中小企業の優れた技術や製品も活用した開発協力を進めるとともに、そうした途上国の開発ニーズと企業の製品・技術とのマッチングを進めるための支援を実施している。これらの取組は、地元企業の国際展開やグローバル人材育成にも寄与し、ひいては地域経済・日本経済全体の活性化にもつながっている。

3 地方連携推進室Twitter：<https://twitter.com/localmofa>



## コラム

きずな  
あけぼの  
気持ちは海を越えて! 絆は2020を超えて! ~新時代のホストタウン交流の曙~  
オンラインが織りなす軌跡と奇跡

「私たちの気持ちは皆さんと一緒にです。一緒に頑張って乗り越えましょう!」

3月中旬、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的に拡大するさなか、タイのボッチャ代表チームから、大館市を始め秋田県の皆さんへ向けて、SNSを通して動画で応援メッセージが届けられました。先導的共生社会ホストタウン<sup>\*</sup>である大館市は、2019年にはタイチームの事前キャンプを受け入れ、同時に市民との交流を行ってきた経緯がありました。2020年に入り、新型コロナの感染拡大に対する恐怖が世界中を駆け巡り、各国が自国内での感染の広がりを案じる状況において、タイから海を越えて励ましのメッセージが届けられたのです。これを受け取った大館市では、市長始め小学生も含む老若男女の市民が同じくSNSを通じて、動画でタイ語や音楽を交えながら応援と感謝の気持ちをタイの人々に伝えました。

海の向こうの国の人々を心配して気持ちを届ける。2021年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催を前にして、早くもこうした温かな関係性の表出がSNSを通して見られたことは、ホストタウン交流による絆の深まりの表れであることはもちろんですが、SNSの即時性とも相俟<sup>あいま</sup>って、相手国と往来せずとも絆を深められることの証左と言えるのではないのでしょうか。世界中で人的往来が困難となる中、改めて交流の形が模索されようとするときにあって、新たな光明を見いだす出来事でした。

このときを皮切りにして、ホストタウン間及び姉妹都市間などで、「コロナを乗り越えよう!」とエールを送り合う光景がSNS上で盛んに見られ始めるようになりました。応援の気持ちの表し方は実に様々です。橋 梁<sup>きょうりょう</sup>をホストタウン相手国のイタリア国旗カラーにライトアップして応援の気持ちを伝えた静岡県藤枝市。スイス・ツェルマットからはマッターホルンに日本国旗を照射し、姉妹都市の新潟県妙高市と山梨県富士河口湖町へダイナミックに応援の気持ちが表されました。

新型コロナ流行下での交流は、こうしたエール交換にとどまりません。山形県鶴岡市ではホストタウン相手国のモルドバと6時間の時差を超えて、競技大会「鶴岡ホストタウン日本・モルドバリモートアーチェリー親善大会 KAKEHASHI2020」がオンラインで開催されました。約2時間の熱戦が繰り広げられ、8,400キロメートルもの距離を物ともしないリアルタイムでの競技を通じた交流は、オンラインという形の今後の可能性を大いに感じさせるものでした。

もとより大海に囲まれ相手国・地域と物理的ディスタンスがある日本。しかし、それを瞬時に乗り越えるオンライ



タイからエール  
秋田県大館市からエール  
(3月13日、写真提供：秋田県大館市)



モルドバ・キシナウ市と山形県鶴岡市との  
リモートアーチェリー親善大会  
(9月12日、写真提供：山形県鶴岡市)

## 第5章

## 国民と共にある外交

ン上での新たな交流。情報通信技術（ICT）の発展著しい今日。更にこの先、全国各地のホストタウンで距離やその他の障害を越えようとする気持ちが交流の新時代を切り拓いていくことでしょう。

いよいよ大会本番。沸き起こる感動の大河に架けられたホストタウン交流の幾本もの絆の橋。また、今大会を契機として新たに国・地域へと架けられていくレガシー（遺産）としての絆の橋。それらがより太くなっていくことに期待し、新型コロナが収束した後も、オンラインの往来とリアルの往来というハイブリッドな国際交流がますます盛んになっていく未来に想いを馳せま<sup>おも</sup>す。

※共生社会ホストタウンとは、パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーなどの取組を実施し、大会のレガシーにもつなげていくホストタウンのこと。大館市は、企業と連携し駅にボッチャコートを設置、県内の市町村では初めて手話に関する条例の施行など、先導的かつ先進的なユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を総合的に実施する、先導的共生社会ホストタウンである。



## 第2節

# 海外における日本人への支援

### 1 海外における危険と日本人の安全

#### (1) 2020年の事件・事故などとその対策

2019年の時点で、年間延べ約2,000万人<sup>1</sup>の日本人が海外に渡航し、約141万人（2019年10月現在）の日本人が海外に居住している。このように海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生しなかった一方、各地で引き続き多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、パリ（フランス）郊外での刺殺事件（1月）、ロンドン南部（英国）での刺傷事件（2月）、チュニス（チュニジア）の米国大使館付近での自爆事件（3月）、ロマン＝シュル＝イゼール（フランス）での刺殺事件（4月）、パリ郊外での警官襲撃事件（6月）、ベルリン（ドイツ）の高速道路での車両衝突事件（8月）、パリの風刺週刊誌シャルリー・エブド元本社前での刺傷事件（9月）、パリ郊外での教師刺殺事件（10月）、ニース（フランス）での刺殺事件（10月）、ウィーン（オーストリア）での銃乱射事件（11月）、ジッダ（サウジアラビア）の式典会場での爆発事件（11月）などが挙げられる。

近年のテロ事件の発生地域は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する

欧米やアジアにも拡大している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ（ローンウルフ型）が多数発生している一方、ウィーンでの銃乱射事件（11月）のように、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）<sup>2</sup>などの組織的背景があるとみられるテロ事件も発生している。また、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件も引き続き多く発生している。

2020年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で海外渡航者が大幅に減少したことから、日本人の犯罪被害件数も例年に比べ減少したものの、世界各地で、日本人が強盗目的で殺害される事件などが発生している。

また、新型コロナは中国から世界各地に感染が拡大したことから、アジア人に対する風評被害が各国で見られ、日本人が被害に遭う事案も発生した。

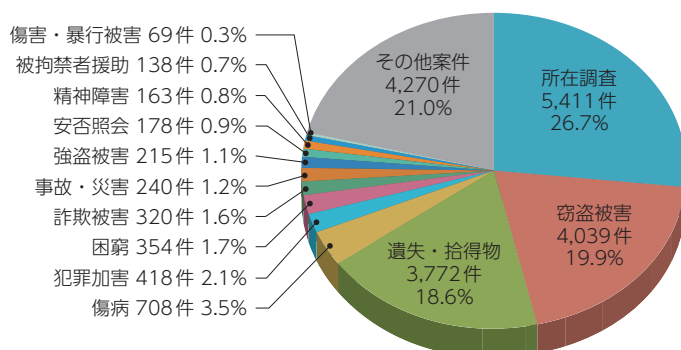
自然災害は、世界各地で多く発生しており、ルソン島（フィリピン）の火山噴火（1月）、サイクロン「LINFAI」（5月）、エーゲ海地震（10月）、ハリケーン「ETA」（11月）などにより大きな被害が出た。

<sup>1</sup> 出典：法務省「出入国管理統計」

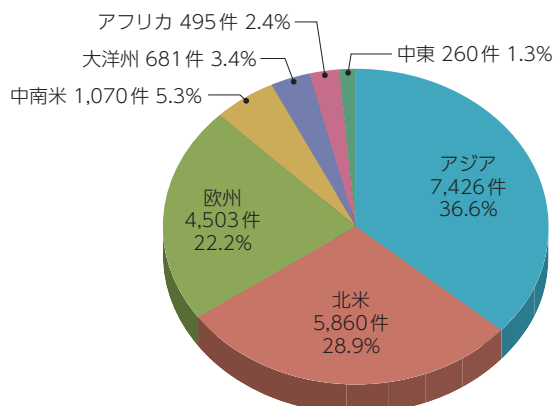
<sup>2</sup> ISIL：Islamic State of Iraq and the Levant

## 邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2019年）

2019年海外邦人援護件数の事件別内訳



2019年海外邦人援護統計の地域別内訳



## 援護件数の多い在外公館上位20公館

| 順位 | 在外公館名           | 件数     |
|----|-----------------|--------|
| 1  | タイ日本国大使館        | 1,521件 |
| 2  | フィリピン日本国大使館     | 1,187件 |
| 3  | 英国日本国大使館        | 981件   |
| 4  | 大韓民国日本国大使館      | 775件   |
| 5  | フランス日本国大使館      | 750件   |
| 6  | ロサンゼルス日本国総領事館   | 626件   |
| 7  | ホノルル日本国総領事館     | 615件   |
| 8  | 上海日本国総領事館       | 595件   |
| 9  | パルセロナ日本国総領事館    | 591件   |
| 10 | サンフランシスコ日本国総領事館 | 559件   |

| 順位 | 在外公館名         | 件数   |
|----|---------------|------|
| 11 | 香港日本国総領事館     | 449件 |
| 12 | ニューヨーク日本国総領事館 | 445件 |
| 13 | セブ領事事務所       | 368件 |
| 14 | イタリア日本国大使館    | 356件 |
| 15 | デンパサール日本国総領事館 | 282件 |
| 16 | ハガツニャ日本国総領事館  | 277件 |
| 17 | アトランタ日本国総領事館  | 268件 |
| 18 | シアトル日本国総領事館   | 265件 |
| 19 | ヒューストン日本国総領事館 | 233件 |
| 20 | ポートランド領事事務所   | 231件 |

※大使館、総領事館、領事事務所などのうち、援護件数の多い上位20公館を掲載

さらに、2020年は米国や香港を始め世界各地で大規模な抗議活動が相次ぎ、外務省としては、デモや抗議活動に近付かないよう海外安全ホームページなどで呼びかけた。また、地域情勢に応じ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出し、エチオピア、アゼルバイジャン、アルメニア及びコートジボワールなどの危険情報の危険レベルを引き上げた。

また、海外旅行中に発病し滞在先のホテルなどで急死した事例も前年に引き続き報告された。これらの事故や疾病では、日本と比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、医療サービスが不十分なことなどにより対応が困難な事例も散見された。

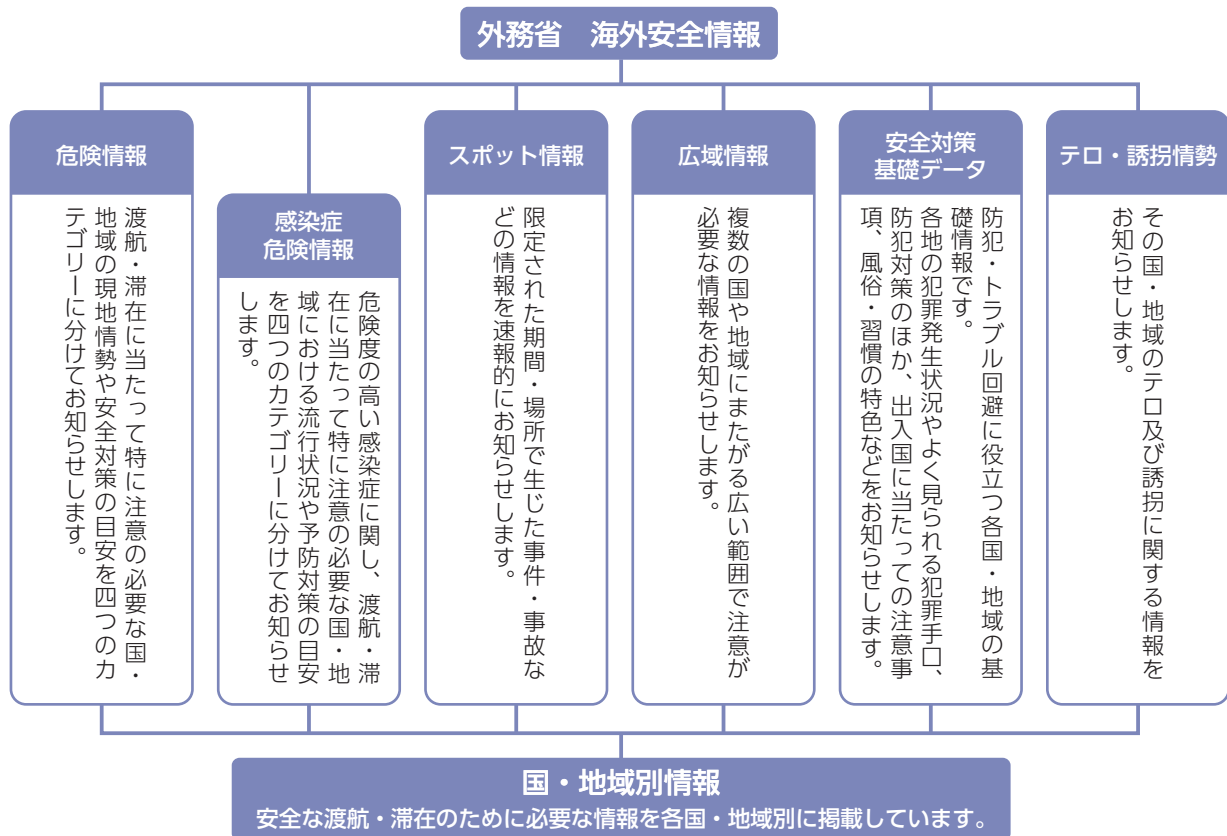
外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関

連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2019年末以降、中国から発生した新型コロナウイルスが世界で猛威を振るった。これに対し、外務省は、感染症危険情報やスポット情報を機動的に発出するなど、ホームページやメールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信・注意喚起を行った。また、中国湖北省に滞在していた日本人などが政府チャーター機で帰国したほか、世界各地の日本国大使館・総領事館などの支援により、11月末までに合計で101か国から1万2,000人を超える日本人の帰国が実現した（2ページ 巻頭特集参照）。

その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びウガンダで報告され、世界各地で麻しんが流行したほか、中東

## 海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が引き続き報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱病、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も引き続き世界各地で流行した。

## （2）海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2019年に対応した日本人の援護人数は、延べ2万1,725人、援護件数は2万295件と微減となった。

しかし、日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。特に2020年の年初以来、新型コロナ感染拡大に伴い、各国の渡航者に対する入国・行動制限や、航空便の減便などの様々な制約がある中で、海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロといった複合化したリスクに適切に対処することが必要とされている。また、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して難しくなっていることから、海外安全対策に万全を期することが一層

求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

具体的には、「海外安全ホームページ」を通じて各国・地域の最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2020年は、新型コロナの世界的な感染拡大を踏まえた安全対策の必要性を周知するため、外務省主催の国内・在外安全対策セミナーを日本・海外各地で実施したほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣した（在外で10回、国内で7回）。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連





外務省海外旅行登録「たびレジ」  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



外務省海外安全アプリ  
 海外安全ホームページ「海外安全アプリの配信について」  
 ([https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)) からダウンロード可能

絡協議会」を定期的で開催している。新型コロナウイルス流行下においても、オンライン形式で開催するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化が再認識されたことを受けて、中堅・中小企業に関しては、基本的な安全対策を分かりやすく解説した漫画「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を通じた啓発を推進した。

また、海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施している。2020年は新型コ

ロナ感染拡大の影響により、各教育機関からの講演依頼は減少したものの、オンライン形式による安全対策講座の実施など、引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、広報カードや小冊子「海外安全 虎の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。

「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2020年11月現在667万人を突破した。

## 2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

### (1) 領事サービスの向上

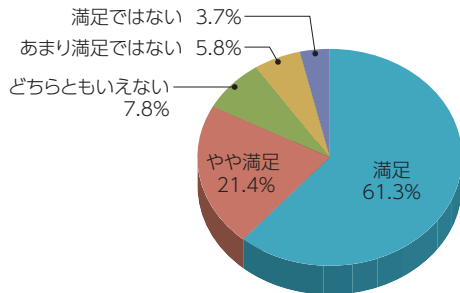
海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2021年1月に145公館を対象とした調査では、1万8,349人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じられるなど、職員の接客態度について改善を求める意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

### (2) 旅券（パスポート）：信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

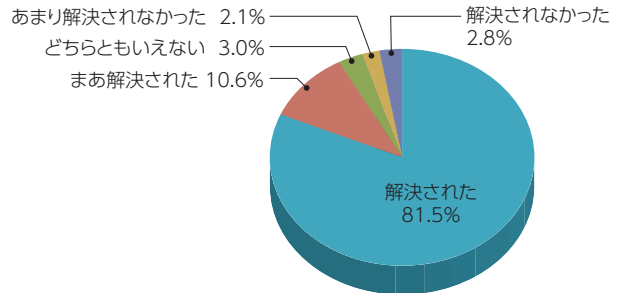
2020年2月から、葛飾北斎の「<sup>ふがく</sup>富嶽三十六景」を全ての査証ページに採用した新型旅券の発行を開始した（292ページ 特集参照）。

## 領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2020年度：145公館）

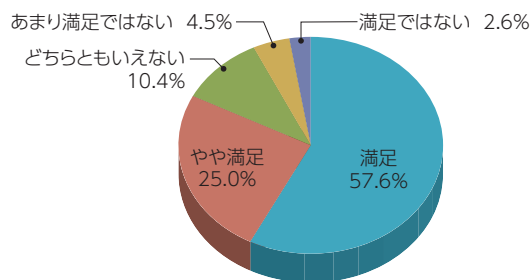
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



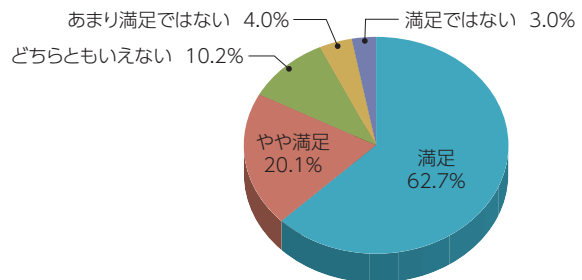
領事サービスを利用することであなたの問題（申請、届出、各種相談等）は解決されましたか。



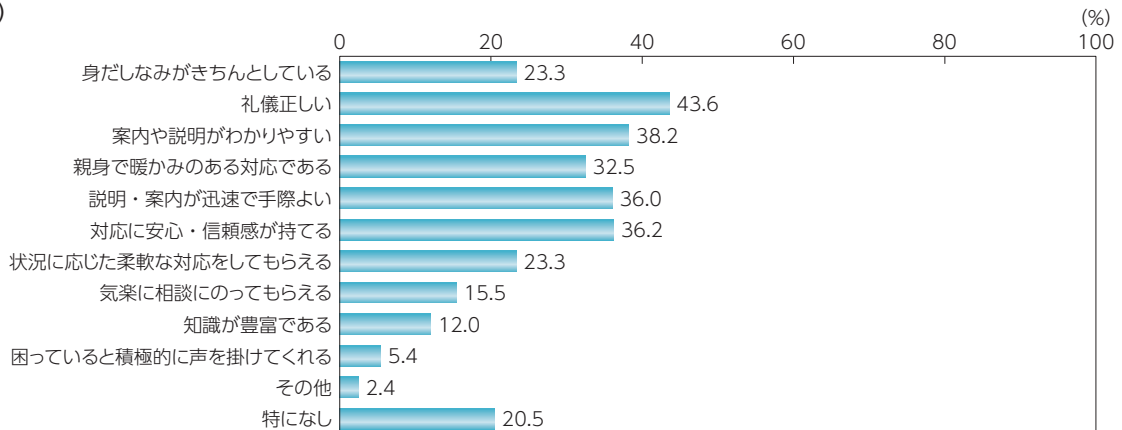
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



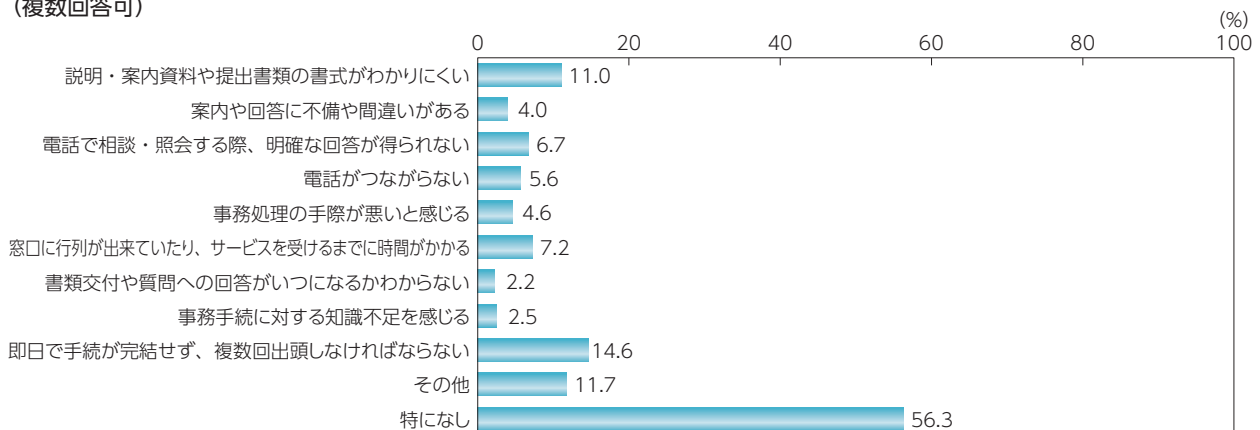
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



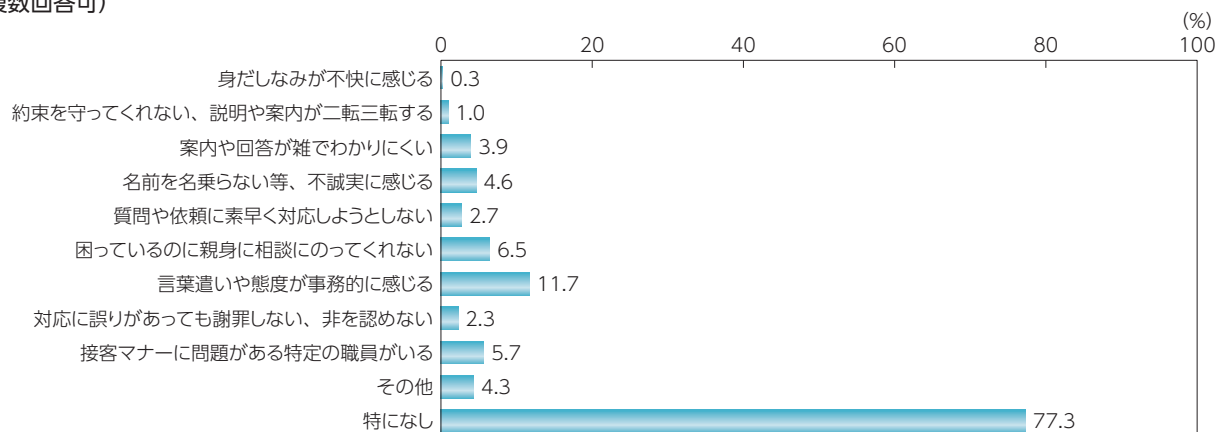
領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の対応で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。（複数回答可）



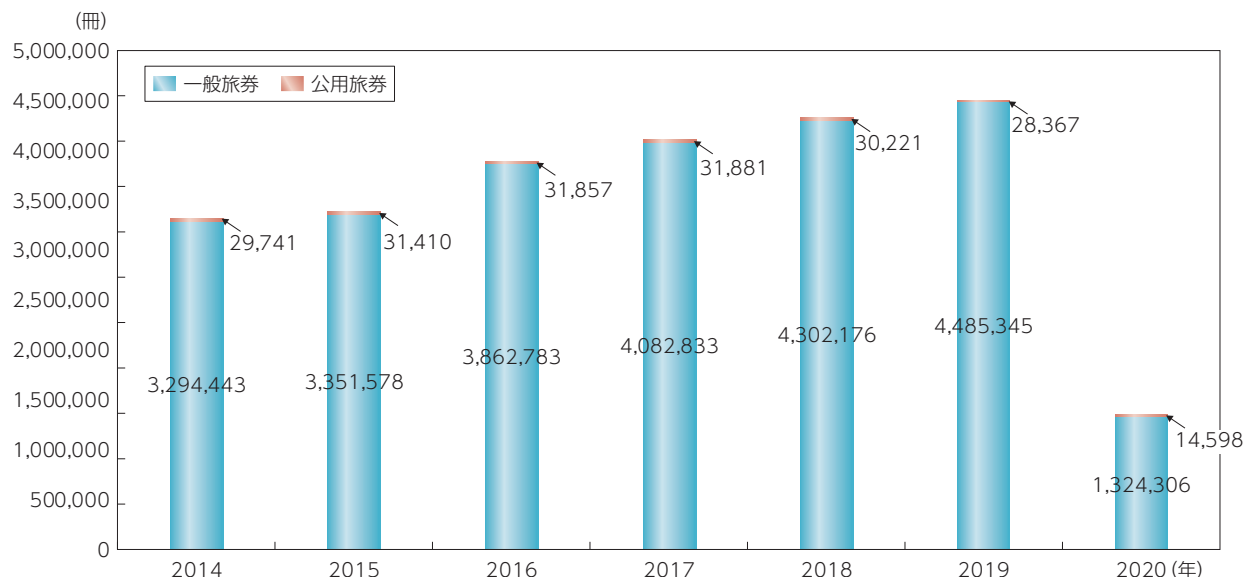
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。（複数回答可）



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。  
(複数回答可)



### 旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出展：2020年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

2020年の旅券発行数は134万冊であり、世界中で新型コロナが拡大し海外渡航者が減少したことが影響し、前年比で70.3%減少した。12月末時点で有効な旅券の総数は約2,771万冊であった。

デジタル社会の実現が急務となっており、旅券の発給申請についても、12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、2022年度からオンライン申請を可能とし、その制度設計に当たっては旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータル（政府が運営する行政手続などに関するオンラインサービス）など既存のインフラの利用、出頭回数の削減、業務のデジタル化などに限りなく努めることとしている。

旅券の旧姓併記については、これまで非常に厳格な要件の下で認めてきたが、2021年4月以降の申請では要件を緩和するとともに、旅券上の記載方法を変更することとした。具体的には、旅券に旧姓の併記を希望する場合には、戸籍謄本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかで旧姓を確認できれば旧姓の併記を認めることとし、また、旅券の身分事項ページで、併記されたものが旧姓であることを外国の入国管理当局などに対して分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとした。

2020年も他人になりすますなどによって旅券を不正取得する事案が15件確認された。国





外での不正使用も10件確認された。

2006年のIC旅券導入以降、積極的に新しいセキュリティ技術を取り入れており、2020年の新型旅券でもICチップ内の個人情報の不正読取防止機能を強化し、全ての査証ページのデザインを変えるなどの偽変造対策を講じている。

旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）での検討を踏まえ、欧州やアジアなどの一部の国では熱可塑性プラスチック基材にレーザー印字するなどの新技術の導入が進められており、日本も2024年度中にこれらを取り入れた次世代旅券の導入を目指している。

2021年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標（信頼性などに基づく）において日本の旅券は110か国中第1位となった。いずれにせよ、引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

### (3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に出頭する必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。

## (4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

### ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。特に、最近の国際テロ情勢の変化などを踏まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡充している。今後もこうした支援を継続していく考えである。

### イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している（2020年度は新型コロナの影響により実施なし）。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施している（2020年度は新型コロナの影響により実施なし）。

### ロ 海外在留邦人・日系人への支援

2021年3月から12月の間、新型コロナの感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援するため、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体などが実施する、在留邦人・日系人コミュニティにおける感

## 特集

## 新型の2020年旅券の発給

～ふがく 富嶽三十六景で偽変造対策と日本文化発信を～

2月4日申請受付分から、新しい旅券の発給が開始されました。

これまでも1992年に機械読取式旅券、2006年にIC旅券を導入するなど新たな技術を取り入れた旅券を開発しており、2013年に発給が開始された現在の旅券においても、白黒透かし、ホログラム、特殊印刷など高度な技術による偽変造対策が施され、偽変造旅券の発生割合は極めて低くなっています。今般、更なる偽変造対策のため、新たな技術を取り入れた旅券を導入しました。

新しい旅券ではICチップ内の個人情報の不正読み取りなどを防ぐ機能を強化しているほか、査証（ビザ）ページのデザインを変更し、葛飾北斎の「富嶽三十六景※1」を採用して偽変造対策を講じています。これまでの旅券の査証ページはどのページも同じデザインでしたが、ページごとに異なる図柄にすることで偽変造がより困難となりました。

査証ページに用いるデザインは、偽変造対策の観点とともに、日本文化の発信にも資することから、日本的で美しいデザインとすることを考慮し決定しました。基本デザインの選定においては、デザインに専門的な知見を有する文化人のほか、実際に旅券を使い海外渡航する機会の多い旅行関係者、ジャーナリスト、スポーツ関係者など5人の有識者による「次期旅券冊子デザイン選定準備会合」を開催し、複数の候補について議論いただいた内容を踏まえ、最終的に外務大臣が決定しました。

デザイン案には、正月やひな祭りなど日本人の原風景や、空を飛ぶ旅を連想させる鶴、桜などの日本の季節を代表する四季の植物をモチーフとしたものなど様々な候補がありましたが、日本らしさ、品格、親しみやすさなどの観点から、世界遺産でもある富士山をモチーフとし、世界的に広く知られている浮世絵の代表作でもある「富嶽三十六景」を採用しました。

旅券冊子の査証ページは10年旅券で48ページあり、見開きの2ページに1作品を採用するため

24作品を用いています（5年旅券は36ページに18作品）。「富嶽三十六景」のうちどの作品を使用するかを検討においては、デザインのバランスや選定方法の客観性に配慮し検討した結果、作品名の五十音順で最初の24作品を用いることとしました。

2月の新旅券発給開始以降、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内の旅券発給数は大幅に減少していますが、新旅券を手にした方からは、「富嶽三十六景」を用いた新デザインに対し好意的なご意見を頂いています。



2020年旅券冊子のデザインになった  
「富嶽三十六景 神奈川沖浪裏」※2

※1 富嶽三十六景

江戸時代中・後期の浮世絵師、葛飾北斎（1760年-1849年）によって描かれた富士山を題材とする浮世絵風景版画シリーズ。「凱風快晴」、「神奈川沖浪裏」、「山下白雨」などが有名。出版当初は全36図であったが、好評のため10図が追加され、全46図から成る。

※2 そのほかの2020年旅券冊子デザインの「富嶽三十六景」作品はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000432933.pdf>



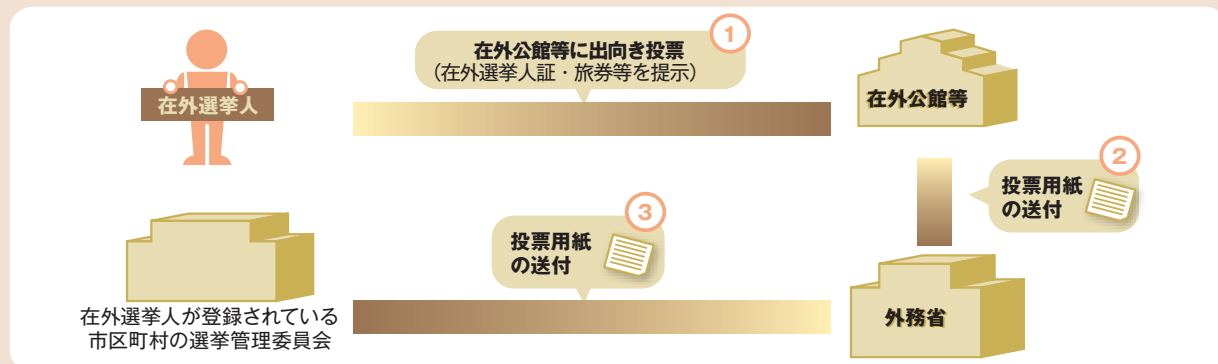
2020年旅券発給開始案内ポスター



## 在外選挙

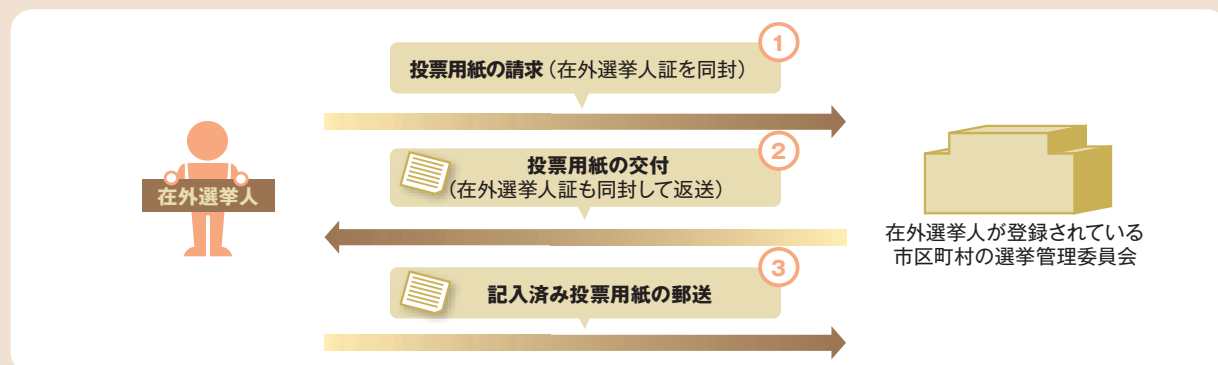
## ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



## イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



## ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

染拡大防止やビジネス環境作りを目的とした事業への支援として、海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業を実施している。

## エ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免

許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。



### 3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2020年で152年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人（推定）以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約224万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2020年は、新型コロナウイルスの影響のため、例年10月に行われている海外日系人大会が中止となり、それに伴い外務大臣主催歓迎レセプションも中止となったが、日系社会の絆を深め、来年度大会の布石となるオンライン・フォーラムが開催され、茂木外務大臣から同フォーラムにビデオメッセージが発出された。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本の間の絆を強めていく考えである。

### 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去り

や留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2020年12月末現在、日本を含む101か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効後2020年12月末までの6年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を271件、子との面会交流を求める申請を154件、計425件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、47件において子の返還が実現し、42件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、47件において子の返還が実現し、28件において返還しないとの結論に至った。

2020年12月には、ハーグ条約非締約国へのアウトリーチ活動の一環として、ベトナム最高裁判所、司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーにおいて、日本がハーグ条約加盟に至るまでの経験や条約締結後の国内での実施体制などに関する取組を紹介した。

このほかにも、より幅広い層へハーグ条約を周知することを目的として、在留邦人向け情報誌やウェブサイトへのハーグ条約に関する情報の掲載や、在留邦人向け啓発セミナーのオンラインでの実施のほか、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施など、広報活動に力を入れている。

（参考）ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（2020年12月末現在）

|                | 返還<br>援助申請 | 面会交流<br>援助申請 |
|----------------|------------|--------------|
| 日本に所在する子に関する申請 | 150        | 120          |
| 外国に所在する子に関する申請 | 121        | 34           |

## 第3節

# 国民の支持を得て進める外交

### 1 国民への積極的な情報発信

#### (1) 全般

外交政策を円滑に遂行するに当たっては、国民の理解と支持が必要不可欠であり、政策の具体的内容や政府の役割などについて、迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。このため、外務省は、各種メディア、講演会、刊行物などを活用し、機動的かつ効果的な情報発信に努めている。

#### (2) 国内メディアを通じての情報発信

外務省は、日本の外交政策などに対する国民の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた迅速かつ的確な情報発信に努めている。効果的な情報発信のため、外務大臣及び外務報道官の定例記者会見の場が設定されているほか、必要に応じ、臨時の記者会見を行っている。外務大臣の記者会見は、インターネットメディアを含む多種のメディアに開放されており、記者会見の様相については、記録や動画を外務省ホームページに掲載している。総理大臣や外務大臣の外国訪問に際しては、その内容・成果を速やかに伝えるため、訪問地においてもインターネットも活用した情報発信を行っている。また、個別の国際問題に関し日本の立場を表明する外務大臣談話や外務報道官談話、日々の外交活動などについて情報を提供する外務省報道発表を随時発出



茂木外務大臣臨時会見（8月6日、英国・ロンドン）

#### 会見による情報発信

|           |      |
|-----------|------|
| 外務大臣記者会見  | 112回 |
| 外務報道官記者会見 | 40回  |
| 合計        | 152回 |

（2020年1月1日～12月31日）

#### 文書による情報発信

|         |        |
|---------|--------|
| 外務大臣談話  | 13件    |
| 外務報道官談話 | 43件    |
| 外務省報道発表 | 1,072件 |
| 合計      | 1,128件 |

（2020年1月1日～12月31日）

している。さらに、外務大臣、外務副大臣などの各種メディアへの出演やインタビューなどを通じて国民に対し外交政策を直接説明している。

#### (3) インターネットを通じた情報発信

外務省ホームページ（日本語及び英語版）では総理大臣や外務大臣の外交活動に関する情報

を迅速に発信するとともに、領土・主権、歴史認識、安全保障などに関する日本の外交政策や各国情勢に関する最新情報、基礎情報を提供している。

また、日本語ホームページでは、「世界一周何でもレポート」や「キッズ外務省」など、様々なコンテンツを幅広い層の国民に発信している。特に、「キッズ外務省」では、独自のキャラクターなどを用いて外務省の活動を分かりやすく説明する動画やクイズ、ニュースや新聞で取り上げられることの多い用語や国際問題について説明するQ & Aコーナーなどのコン

テンツを掲載している。

このほか、各種ソーシャルメディアを通じて様々な情報発信を行っている。2020年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により対面での活動が大幅に制限される中、外務大臣の定例記者会見をソーシャルメディアでライブ配信するなど、インターネットを通じた新たな情報発信を行った。

#### (4) 国民との対話

外務省は、政務三役（外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官）や外務省職員が国民と直



外務省ホームページ : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>



外務省公式フェイスブック : <https://ja-jp.facebook.com/Mofa.Japan>

外務省ホームページ



外務省公式フェイスブック



外務省公式ツイッター : [https://twitter.com/MofaJapan\\_jp](https://twitter.com/MofaJapan_jp)



キッズ外務省 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>

外務省公式ツイッター



キッズ外務省



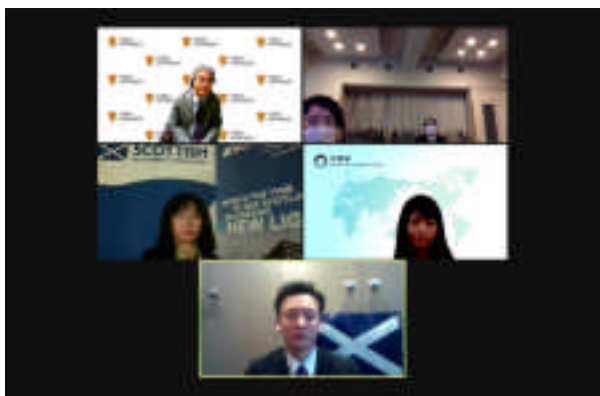




国際情勢講演会の様子（11月26日、福島市教育委員会）



高校講座の様子（10月22日、静岡県焼津中央高等学校）



外交講座の様子（12月7日、フェリス学院大学）



外交専門誌『外交』

接対話を行う「国民と対話する広報」を推進している。

2月に実施した、学生対象の外務省セミナー「学生と語る」では、尾身朝子外務大臣政務官が開会挨拶を行ったほか、参加学生によるグループ討論を見学し、討論結果の報告に対して講評を行った。また、セミナー後の交流会で、多くの参加学生と意見交換を行った。

「小中高生の外務省訪問」、外務省職員などを全国の国際交流団体、大学や高校に派遣して実施する「国際情勢講演会」、「外交講座」、「高校講座」、親子で参加する「こども霞が関見学デー」といった各種事業は、新型コロナの感染拡大に伴い、中止又は延期を余儀なくされたが、9月以降、「高校講座」、「外交講座」、「国際情勢講演会」については、オンライン形式に切り替え、順次実施していった（「外交講座」、「高校講座」では、オンラインならではの利点を活用し、海外の大使館や総領事館で勤務する外務省職員による講演も実施した。）（298ページ コラム参照）。これらの事業を通じて、外交政策や国際

情勢についての理解促進や次世代の日本を担う人材育成に取り組んでいる。

日本のODA政策やその具体的な取組についても、各種シンポジウムや講演会、外務省職員を学校などに派遣する「ODA出前講座」（2019年実績：33件）を通じて、国民に紹介している。

加えて外交専門誌『外交』の発行を通じて、日本を取り巻く国際情勢の現状、外交に関する各界各層の様々な議論を広く国民に紹介している。2020年は、新型コロナで変貌する国際秩序や米大統領選挙の行方など様々な外交課題を主なテーマとして取り上げ、内外の著名な有識者の論文などを数多く掲載した。

また、外務省の組織や外交政策に対する更なる理解を得るため、分かりやすさを念頭に、各種パンフレットを作成した。このほか、外務省では、外務省ホームページなどの御意見・御感想コーナーを通じた広聴活動を行っている。寄せられた意見は、外務省内で共有の上、政策立案などの参考としている。

## 特集

## 新型コロナウイルス感染症流行下におけるオンライン国内広報

外務省では、高校や大学に職員を派遣して講義を行う「高校講座」や「外交講座」を始めとした様々な広報事業を通じて、幅広い年齢層の方々に日本の外交政策や世界の課題などについて知っていただく機会を提供しています。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大により、これまでのような職員を現地に派遣しての講義や学生の皆さんによる外務省訪問の受入れは当面休止していますが、それに代わりウィズ・コロナの時代に即した新たな取組として、2020年秋からオンライン形式で講座や講演会を実施しています。

### 1. 外務本省（東京）と学生を結ぶオンライン講義

初のオンライン「高校講座」は、9月に青森県立八戸北高等学校で実施しました。当日は、東京の外務本省から、講師を務める職員がオンラインでも内容が分かりやすいように写真や図の多い講義資料を使うとともに、聞き取りやすいように通常よりゆっくりはっきり話すことに留意しながら講義を進めました。また、講義が単調になり退屈してしまわないよう、途中でクイズを挟むなどの工夫も凝らしました。



八戸北高校での「高校講座」の様子

これに対して、学校側では、三つの色のカラーボードを生徒一人ひとりがあらかじめ用意し、これを使ってクイズに回答しました。こうした学校側の独自のアイデアと工夫もあり、オンラインでも活気に満ちた双方向交流が可能となりました。

### 2. 在外公館（世界）と学生を結ぶオンライン講義

外務省職員の半数以上は、世界195か国にある大使館や総領事館などの在外公館で外交官として働いています。海外で活躍する外交官の生の声を聞けるのも、外務省の国内広報事業の魅力といえるでしょう。実際、「高校講座」や「外交講座」では、職員の在外勤務経験を話題に盛り込んでほしいという要望があります。

しかし、講師を現地に派遣するという従来の事業実施方法では、海外で働いている外交官を帰国させて各学校に派遣することは当然できません。どうしても、東京の外務本省で働いている職員から、過去の在外勤務経験について話してもらうことになります。

この点、オンラインであれば、世界中の在外公館とつないで、今まさに外交官として世界を舞台に活躍している職員からタイムリーで臨場感あふれる話を聞くことができます。オンラインによる国内広報事業は、外務省の有する強みを最大限に発揮できる方法の一つといえるでしょう。

外務省国内広報室では10月以降、在外公館で勤務する職員を講師とした講義・講演会を実施しています。インドネシアやモンゴルといった比較的日本から近い国のみならず、ルワンダやブラジルといったアフリカ、中東、中南米、欧州など、世界中の外務省職員がこれらの事業で講師を務めました。

今後は、省内見学事業をバーチャルツアーで行う取組も開始する予定です。

外務省では、新型コロナの流行下においても、従来と同様又はそれ以上に充実した効果的な国内広報事業の実施に引き続き取り組んでいきます。

### (5) 外交記録公開及び情報公開の促進

外務省は、外交に対する国民の理解と信頼を一層促進するため、外交記録文書の迅速な移管と公開に積極的に取り組むとともに、外交史料利用の利便性向上にも努めている。

外務省では、外交史料館において、戦前の資料4万冊を含む12万点超の歴史資料を所蔵しており、1976年から、自主的な取組として戦後の外交記録を公開している。2010年5月には、「外交記録公開に関する規則」を制定し、①作成から30年以上経過した外交記録を原則公開するとともに、②外務副大臣又は外務大臣政務官が委員長を務め、外部有識者が参加する「外交記録公開推進委員会」を設置することで、外交記録公開の推進力を高め、透明性の向上に努めている。それ以来、2020年末までに移管・公開の手続を完了した外交記録ファイル数は約3万5,000冊に及ぶ。

さらに、外務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づいて、日本の安全や他国との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報保護などに配慮しつつ、情報公開している。2020年には781件の開示請求が寄せられ、4万2,914ページの文書を開示した。

## 2 外交実施体制の強化

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、国際社会におけるパワーバランスの変化が加速・複雑化する中、また、新型コロナが広がる中においても、ポスト・コロナを見据えながら、機動的な外交を進め、国民の安心・安全を確保する外交を推進するためには、外交実施体制の一層の強化が不可欠である。そのため外務省は、在外公館の数と質の両面の強化や外務本省の組織・人的体制の整備を進めている。

大使館や総領事館などの在外公館は、海外で国を代表し、外交関係の処理に携わるとともに、外交の最前線での情報収集・戦略的な対外発信などの分野で重要な役割を果たしている。同時に、邦人保護、日本企業支援や投資・観光

の促進、資源・エネルギーの確保など、国民の利益増進に直結する活動も行っている。

2021年1月には、新たに在ハイチ日本国大使館及び在セブ日本国総領事館（フィリピン）を開設した。その結果、2020年度の日本の在外公館（実館）数は、229公館（大使館153、総領事館66、政府代表部10）となっている。

ハイチは、カリブ共同体内で最大の人口を有する一方で、中南米の最貧国であり、自然災害が頻発する中、同国をめぐる国際社会の関心は高い。また、ハイチは、国際場裡<sup>じょうり</sup>において、日本の立場を数多く支持してきた伝統的な親日国である。セブは、マニラに次ぐフィリピン第2の都市圏であり、セブを含むビサヤ地域では近年、旅行者や語学留学生を含む邦人渡航者や日系企業が大幅に増加している。両国への大使館・総領事館の設置を通じ、より高いレベルで二国間関係を構築するとともに、邦人保護、日系企業支援、国際場裡での協力などを強化していく。

2021年度には在ダナン日本国総領事館（ベトナム）を新設する予定である。ダナンは、経済成長が著しく、日系企業数、在留邦人共に増加している。また、ダナンは、南シナ海に面した安全保障上の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、東西経済回廊の起点として重要な戦略拠点の一つとされている。ダナンに、安全保障及び経済の情報収集拠点を設けることで、同地域との関係を重層的に深化させることが重要である。

在外公館の増設と併せて、外務本省及び各在外公館で、外交を支える人員を確保・増強することが重要である。政府全体で厳しい財政状況に伴う国家公務員総人件費削減の方針がある中で、積極的平和主義の展開、在外邦人保護・安全対策、情報収集・分析能力の強化、インフラ輸出の促進を含む日本経済の一層の活性化、戦略的対外発信、二国間関係・地域情勢などに対応するため、外務省の定員数は6,358人となった（2019年は6,288人）。しかしながら、依然として他の主要国と比較して人員は十分とはいえず、引き続き日本の国力・外交方針に合致



## コラム

## 公邸料理人 ～外交の最前線の担い手として～

公邸料理人とは、調理師としての免許を有する者又は相当期間にわたって料理人としての職歴を有する者で、在外公館長（大使・総領事）の公邸などにおける公的会食業務に従事する資格があると外務大臣が認めた者を言います。在外公館は、任国政府などとの交渉・情報収集・人脈形成などの外交活動の拠点です。在外公館長の公邸において、任国政財官界の有力者や各国外交団などを招待して会食の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つです。その際に高品質の料理を提供すべく、在外公館長は通常、専任の料理人を公邸料理人として帯同しています。

## 未知の食材と和食、コロナ禍での活動

## 在リオデジャネイロ日本国総領事公邸料理人 新宮健夫

私は在ミラノ日本国総領事公邸料理人を経て、2019年11月から在リオデジャネイロ日本国総領事公邸料理人として、大鶴総領事の下で勤務しています。公邸料理人として勤務する以前、私は世界13か国を訪れ、各地の様々な食材を積極的に試してきました。そして、新たな食材に出会い、地場食材を使いながら和食の素晴らしさを伝えたいという思いから、公邸料理人を志しました。

美味しい和食を提供するに当たって重要なのは、新鮮な食材の確保です。冬でも海水浴ができるほど暑い当地で、刺身や寿司として使用できる魚介類が手に入るか心配していましたが、意外にも新鮮な魚介類が豊富に手に入ります。また、1908年に日本からの移住者がブラジルへ渡り、現在では約200万人の世界最大の日系社会が存在し、日系人の御尽力により数多くの日本の野菜・果物がブラジル国内で生産されているため、スーパーや青空市でもきゅうり、大根などが手に入るほか、一部食材は、同国の公用語であるポルトガル語にもなっています（椎茸：(shitake)、しめじ (shimeji)、ニラ (nirá)、柿 (caqui))。

一方で、ブラジルならではの食材も和食に取り入れています。例えば、ジャンブーという野菜は花が山椒のようにピリピリとするので、煮付けや麻婆豆腐にかけ、葉は佃煮にして食べるとおいしいです。カラという山芋に似た食材は、料理のつなぎとして重宝しています。また、アマゾン地域の鱒科の魚は脂がのっていて、大根おろし、醤油とレモンを添えればご飯が進みます。日本でもアサイー、アセロラは知っていましたが、例えば当地のアサイーは日本で食べた味とは全く異なります。採れたてのアサイーは青臭くドロドロとしていますが、砂糖を少し加えると爽やかな味になり、びっくりするほどおいしいです。

会食の献立で、お客様に是非味わっていただきたい料理が3品あります。まず、焼き物は、牛肉を2時間低温調理しパッションフルーツをベースにしたソースをかけてお出しします。蒸し物は、



天皇誕生日祝賀レセプションで



蒸し物（海鮮茶碗蒸し）



Instagramでの和食動画発信

魚介と<sup>たけのこ</sup>筍をベースにした茶碗蒸しの上に2日間煮込んだ<sup>えび</sup>海老をベースにしたソースをかけたものです。また、揚げ物は、鮮度の良い海老の天ぷらを抹茶塩でお召し上がりいただきます。この3品は初めて会食に出席されるお客様には必ず提供しており、幸い皆様から好評を得ています。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月からは会食全般が実施できない期間がありましたが、その間にブラジルの一般家庭でも作れる地場食材を使用した和食のレシピ動画を総領事インスタグラムで紹介しました。特に天ぷらのレシピ動画は人気が高く、和食の代表的な料理である天ぷらがポルトガル語のテンペーロ（味を付けるという意味）に由来があることにも興味を持っていただけました。その後、8月頃からは万全な新型コロナ対策を行った上で、少人数に絞った会食を実施できるようになりました。

ブラジルには知らない食材がまだまだ沢山ありますので、そうした食材も取り入れつつおいしい和食を作るため、これからも日々精進していきます。

外務省では、公邸料理人として共に外交に携わってくださる方を随時募集しています。御関心のある方はぜひ以下のURL又はQRコードからお問い合わせください。

【国際交流サービス協会 <http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/>】



公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人（フェイスブック、ツイッター）」でも御覧いただけます。

フェイスブック：

<https://www.facebook.com/MofaJapanChef>



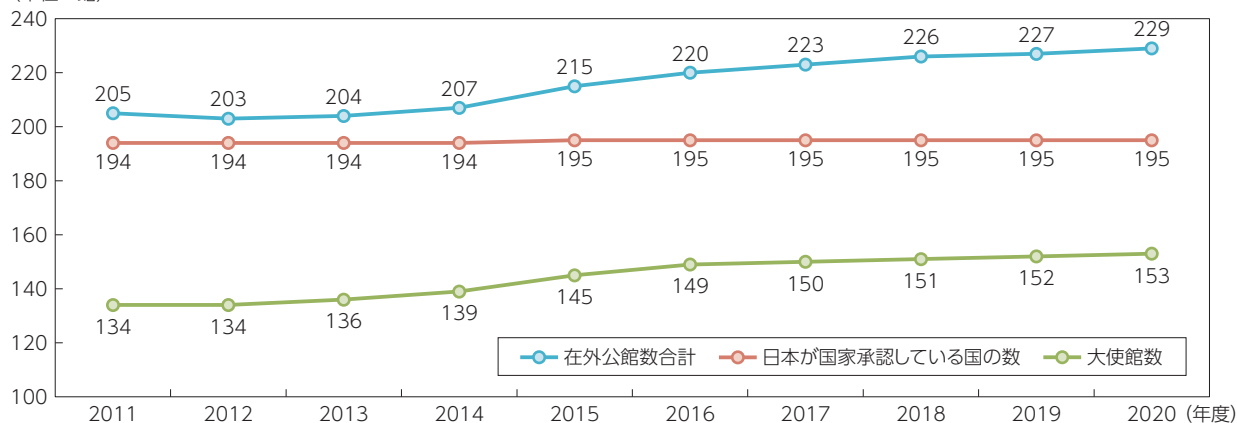
ツイッター：

[https://twitter.com/mofa\\_japan\\_chef](https://twitter.com/mofa_japan_chef)



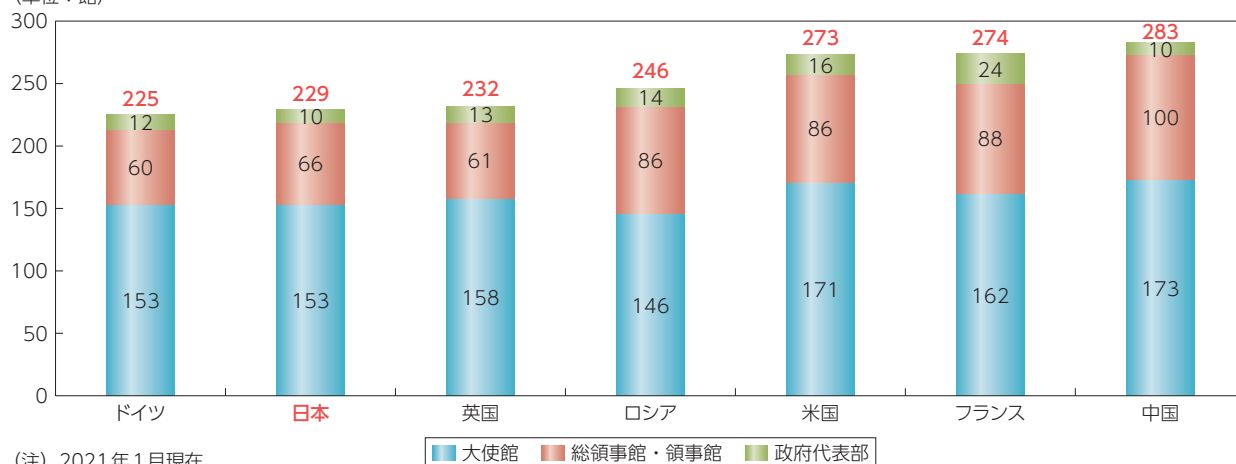
## 在外公館数の推移

(単位：館)



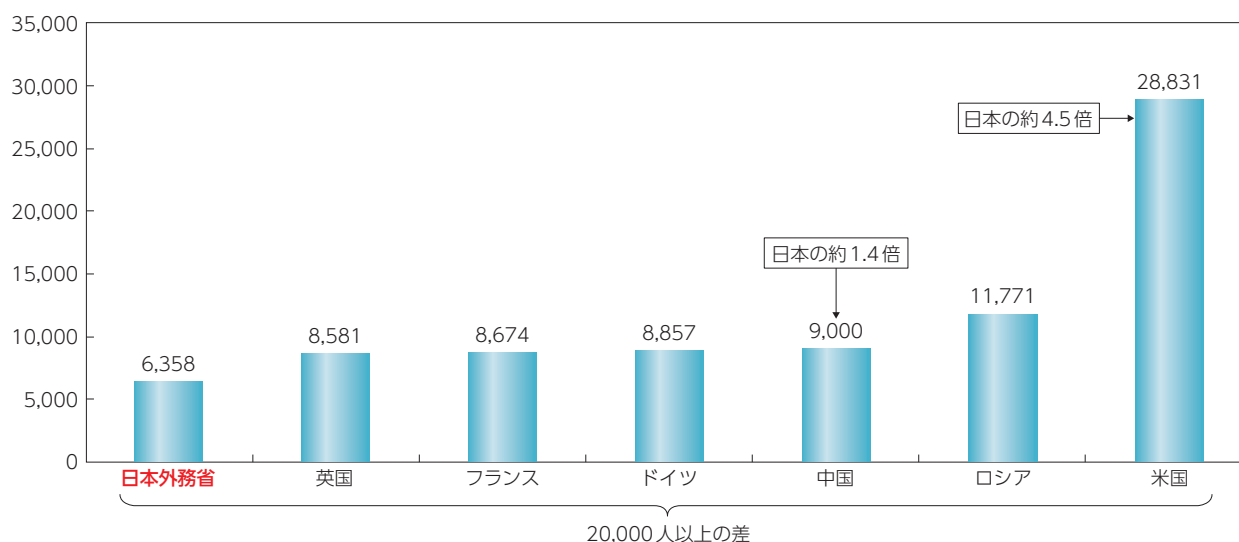
## 主要国との在外公館数の比較

(単位：館)



## 主要国外務省との職員数比較

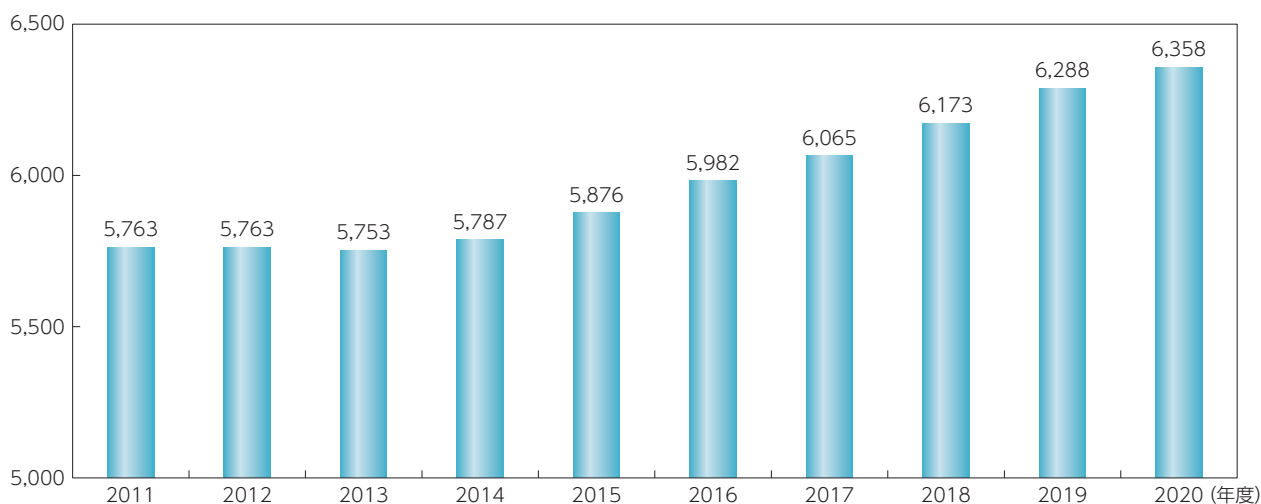
(単位：人)



※2020年度の調査結果に基づくもの

## 外務省職員数の推移

(単位：人)





した体制の構築を目指すための取組を実施していく。なお、2021年度も、外交実施体制の強化が引き続き不可欠との考えの下、72人の人員増を行う予定である。

また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現や、法の支配に基づく国際秩序の強化に向けた体制強化のため、外務省は2020年度予算で7,120億円（対前年度比186億円減）を計上した。2020年度補正予算に関しては、第一次補正予算で1,028億円、第二次補正予算で21億円、第三次補正予算で1,349億円を計上した。第一次補正予算においては、開発途上国における新型コロナの影響を緩和すべく、アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米などの開発途上国における感染拡大防止・予防のための支援や海外日本企業支援などを中心に計上した。第三次補正予算においても、新型コロナの世界的な感染拡大の防止やその影響を受けている人々への支援などの予算を計上した。

2021年度当初予算政府案では、①人間の安全保障の危機である新型コロナを克服するとともに、ポスト・コロナを見据えた取組を進めること、②日本と日本国民の安全を守るべく、「力強さ」のある外交を推進すること、③国際社会との連携・協力を一層進め、「包容力」のある外交を推進することを重点項目とし7,097億円を計上している（ただし、このうち、デジタル関係予算（138億円）は内閣官房予算として計上される。）。この中では、開発途上国への保健・医療分野の支援を強化すべく、二国間や国際機関経由の支援の予算を拡充した。また、新型コロナの感染拡大の下での経験も踏まえ、緊急事態対応を含む在外邦人保護強化や外交・領事業務を継続的に実施していくために必要な予算として、緊急事態における邦人などの退避のための予算や、外務大臣用チャーター機予算などを拡充の上、計上した。そのほか、同盟国・同志国との協力強化のための会議開催費用や、宇宙・サイバーなどでの新たなルール作

りのための予算などを計上した。

日本の国益増進のため、引き続き、一層の合理化への努力を行いつつ外交実施体制の整備を戦略的に進め、一層拡充していく。

### 3 外交における有識者などの役割

変動著しい世界における国際秩序の構築に当たっては、民間有識者が前面に立って、各国の政府の公式見解にとらわれない国際的政策論議を行い、それが国際世論や各国政府の政策決定に影響を及ぼすという状況が顕著となっている。

各国の対外経済政策に大きな影響を持つダボス会議、各国の著名な有識者や閣僚がアジアの安全保障について議論する場となっているアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、欧州のみならず各地域及びグローバルな安全保障問題について広く議論が行われるミュンヘン安全保障会議、中東の安全保障をテーマとしたマナーマ対話などはその代表例である。主要国において、このような協議の場に参画できるようなシンクタンク（調査研究機関）や研究者などの人材の育成や、大学教授など有識者の活用の重要性がこれまで以上に高まっている。

日本の外交・安全保障についての知的基盤を広げ、国民の幅広い参画を得た外交を推進することが中長期的な外交力の強化につながる。このような考えの下、外務省は、日本の外交・安全保障関係シンクタンクの活動への支援を通じ、これらシンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高めることを目的として、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度などを実施している。これに加え、外務省は、2017年度から、日本の調査研究機関による領土・主権・歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援する領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制度を運用しており、公益財団法人日本国際問題研究所<sup>1</sup>が内外での一次資料の収

<sup>1</sup> 公益財団法人日本国際問題研究所ホームページの関連箇所はこちら：<https://www.jiia.or.jp/jic/>



集・分析・公開、海外シンクタンクと協力した公開シンポジウムの開催、研究成果の内外への発信などを実施している。2020年には、アホウドリの視点で尖閣諸島上空を飛びつつ、同諸島の歴史及び自然を学ぶことができる映像が作

成され、領土・主権展示館で公開されたほか、竹島を日本領と記載する米国政府作製航空図などが公表された。同事業を通じ、日本の領土・主権・歴史に係る史料及び知見の蓄積や、国内外への発信強化が期待される。

# 資料編

|                                                     |     |
|-----------------------------------------------------|-----|
| 慰安婦問題 参考資料                                          | 306 |
| 旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料                                   | 308 |
| 国際機関などに対する抛実績<br>令和元年度外務省抛実績・国際機関などにおける2019年の日本の抛割合 | 310 |
| グローバルな課題の解決に向けて ～国際機関で働くという選択肢～                     | 312 |
| 外務省における採用情報                                         | 314 |
| 地方創生支援事業一覧                                          | 316 |
| 国際社会及び日本の主な動き                                       | 317 |
| 要人往来                                                | 327 |
| 用語索引                                                | 334 |



### 日韓両外相共同記者発表（2015年12月28日）



(外務省ホームページ  
掲載箇所はこちら)

#### 1 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(2) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

#### 2 尹<sup>ユン</sup>外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

(1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.(2)で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

(2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

(3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

## 元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における 訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話） （2021年1月23日）



（外務省ホームページ  
掲載箇所はこちら）

- 1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本年1月8日、ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出し、本23日、同判決が確定しました。
- 2 国際法上、国家は主権を有し、互いに対等な存在であることから、原則として、外国の裁判権に服することはありません。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本国政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきました。今般、ソウル中央地方裁判所が、主権免除の原則の適用を否定する判決を出したことは、国際司法裁判所判決でも示されている国際法に明らかに反するものです。
- 3 慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、この協定は、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 4 また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されています。日本国政府は、この合意の下で約束した措置を全て実施してきています。大韓民国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国による合意の実施を注視している状況です。
- 5 この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 6 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます。

〔参考1〕「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年12月18日発効）

### 第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

（中略）

- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

〔参考2〕2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/na/kr/page4\\_001667.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html)



〔参考3〕慰安婦問題についての我が国の取組（PDF）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000472256.pdf>



このほかの関連資料については外務省ホームページ参照

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page25\\_001910.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html)



## 大韓民国による日韓請求権協定に基づく仲裁に応じる義務の不履行について (外務大臣談話) (2019年7月19日)



(外務省ホームページ  
掲載箇所はこちら)

- 1 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約及びその関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきました。その中核である日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 2 それにもかかわらず、昨年一連の韓国大法院判決が、日本企業に対し、損害賠償の支払等を命じる判決を確定させました。これらの判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し一層不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 3 我が国は、国際社会における法の支配を長く重視してきました。国家は国内事情のいかんを問わず国際法に基づくコミットメントを守ることが重要であるとの強い信念の下、昨年の韓国大法院の判決並びに関連の判決及び手続により韓国が国際法違反の状態にあるとの問題を解決する最初の一步として、本年1月9日に日韓請求権協定に基づく韓国政府との協議を要請しました。
- 4 しかしながら、韓国政府がこの協議の要請に応じず、また、韓国大法院判決の執行のた

めの原告による日本企業の財産差押手続が進む中、何らの行動もとらなかったことから、5月20日に韓国政府に対し、日韓請求権協定第3条2に基づく仲裁付託を通告し、仲裁の手続を進めてきました。しかしながら、韓国政府が仲裁委員を任命する義務に加えて、締約国に代わって仲裁委員を指名する第三国を選定する義務についても、同協定に規定された期間内に履行せず、日韓請求権協定第3条の手続に従いませんでした。

- 5 このことにより、5月20日に付託した日韓請求権協定に基づく仲裁委員会を設置することができなかったことは、極めて遺憾です。
- 6 昨年の一連の韓国大法院判決並びに関連の判決及び手続による日韓請求権協定違反に加え、今般、同協定上の紛争解決手続である仲裁に応じなかったことは、韓国によって更なる協定違反が行われたことを意味します。
- 7 日本政府としては、こうした状況を含め、韓国側によって引き起こされた厳しい日韓関係の現状に鑑み、韓国に対し、必要な措置を講じていく考えです。
- 8 本件の解決には、韓国が度重なる国際法違反の状態を是正することが必要であり、韓国に対し、そのための具体的な措置を直ちに講ずるよう、改めて強く求めます。

[参考]「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(1965年12月18日発効)

### 第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締



約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条 (a) に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(中略)

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

### 第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁

委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

[参考] 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐりこれまでの経緯と日本政府の立場（ファクトシート）

日本語（PDF）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000499946.pdf>

英語（PDF）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000499948.pdf>



このほかの関連資料については外務省ホームページ参照

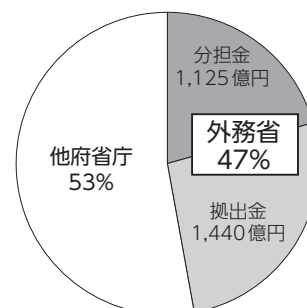
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/na/kr/page4\\_004516.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html)



## 国際機関などに対する拠出実績 令和元年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2019年の日本の拠出割合

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月末）は、日本政府機関から国際機関などに対し、約5,454億円の分担金・拠出金を拠出した。このうち、外務省所管分は約47%を占め、内訳は分担金約1,125億円、拠出金約1,440億円。外務省所管の拠出額上位50機関は下表のとおり。

なお、各機関の拠出金受領総額に占める日本の割合については、下表の[参考]参照。[参考]では、国際機関の2019年財政報告などのデータ（注：多くは暦年会計を採用しており、日本の会計年度のデータとは異なる。）に基づき、各機関の拠出金全体に占める日本政府全体の拠出額（外務省に加え、他省庁拠出分や無償資金協力なども含む）の割合を示した。



| 順位 | 外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など         | 令和元年度<br>外務省<br>拠出総額<br>(千円) | 分担金                  |                              | 拠出金                  |                                                   |
|----|---------------------------------|------------------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------|
|    |                                 |                              | 外務省<br>所管分担金<br>(千円) | 2019年<br>日本政府の<br>分担率 (%) *1 | 外務省<br>所管拠出金<br>(千円) | [参考]<br>2019年<br>国際機関における<br>日本政府の<br>拠出割合 (%) *2 |
| 1  | 国際連合 (UN) *3                    | 88,065,454                   | 88,065,454           | 8.56%                        | -                    | -                                                 |
| 2  | 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)   | 45,305,520                   | -                    | -                            | 45,305,520           | 10.50%                                            |
| 3  | 国連開発計画 (UNDP)                   | 21,602,594                   | -                    | -                            | 21,602,594           | 10.08%                                            |
| 4  | 世界食糧計画 (WFP)                    | 12,345,609                   | -                    | -                            | 12,345,609           | 1.94%                                             |
| 5  | 国連児童基金 (UNICEF)                 | 11,028,161                   | -                    | -                            | 11,028,161           | 3.02%                                             |
| 6  | 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)            | 9,622,011                    | -                    | -                            | 9,622,011            | 2.97%                                             |
| 7  | 国際原子力機関 (IAEA)                  | 6,339,855                    | 4,529,019            | 9.43%                        | 1,810,836            | 10.21%                                            |
| 8  | 国連食糧農業機関 (FAO)                  | 5,745,398                    | 5,269,625            | 9.68%                        | 475,773              | 2.50%                                             |
| 9  | 国際移住機関 (IOM)                    | 3,828,212                    | 615,080              | 10.42%                       | 3,213,132            | 1.76%                                             |
| 10 | 国連教育科学文化機関 (UNESCO) *2          | 3,707,013                    | 3,156,163            | 11.05%                       | 550,851              | 6.20%                                             |
| 11 | 国際刑事裁判所 (ICC)                   | 3,556,158                    | 3,556,158            | 15.68%                       | -                    | -                                                 |
| 12 | 経済協力開発機構 (OECD)                 | 3,233,726                    | 3,186,419            | 9.40%                        | 47,307               | 6.44%                                             |
| 13 | 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) *3           | 3,213,940                    | -                    | -                            | 3,213,940            | 7.12%                                             |
| 14 | 国連人口基金 (UNFPA)                  | 2,984,249                    | -                    | -                            | 2,984,249            | 2.22%                                             |
| 15 | 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)             | 2,712,000                    | -                    | -                            | 2,712,000            | 非公表                                               |
| 16 | 国連/パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)        | 2,668,546                    | -                    | -                            | 2,668,546            | 4.47%                                             |
| 17 | 国連環境計画オゾン事務局 (モントリオール議定書多数国間基金) | 2,621,722                    | -                    | -                            | 2,621,722            | 14.64%                                            |
| 18 | 赤十字国際委員会 (ICRC)                 | 2,513,355                    | -                    | -                            | 2,513,355            | 1.43%                                             |
| 19 | 対日理解促進交流プログラムの国際機関など *4         | 2,353,404                    | -                    | -                            | 2,353,404            | 100.00%                                           |
| 20 | 国際機関職員派遣信託基金 *5                 | 2,334,027                    | -                    | -                            | 2,334,027            | 100.00%                                           |
| 21 | GAVI ワクチンアライアンス                 | 2,073,370                    | -                    | -                            | 2,073,370            | 1.20%                                             |
| 22 | 国連女性機関 (UN Women)               | 1,702,692                    | -                    | -                            | 1,702,692            | 3.53%                                             |
| 23 | 国連工業開発機関 (UNIDO)                | 1,217,187                    | 1,147,187            | 16.16%                       | 70,000               | 10.87%                                            |
| 24 | 包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO)       | 1,416,812                    | 1,416,812            | 9.89%                        | -                    | -                                                 |
| 25 | 国連人間居住計画 (UN-Habitat)           | 1,276,020                    | -                    | -                            | 1,276,020            | 13.40%                                            |
| 26 | 東南アジア諸国連合 (ASEAN)               | 1,045,000                    | -                    | -                            | 1,045,000            | 非公表                                               |

| 順位 | 外務省所管の分担金・拠出金の<br>拠出先国際機関など                | 令和元年度<br>外務省<br>拠出総額<br>(千円) | 分担金                  |                                        | 拠出金                  |                                                             |
|----|--------------------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------|
|    |                                            |                              | 外務省<br>所管分担金<br>(千円) | 2019年<br>日本政府の<br>分担率(%) <sup>*1</sup> | 外務省<br>所管拠出金<br>(千円) | [参考]<br>2019年<br>国際機関における<br>日本政府の<br>拠出割合(%) <sup>*2</sup> |
| 27 | 世界貿易機関 (WTO)                               | 941,176                      | 914,367              | 4.04%                                  | 26,809               | 3.71%                                                       |
| 28 | 国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)                    | 923,282                      | —                    | —                                      | 923,282              | 2.81%                                                       |
| 29 | 化学兵器禁止機関 (OPCW) <sup>*2</sup>              | 871,838                      | 759,600              | 8.64%                                  | 112,238              | 10.39%                                                      |
| 30 | 国連人間の安全保障ユニット <sup>*3</sup>                | 766,944                      | —                    | —                                      | 766,944              | 100.00%                                                     |
| 31 | 国連環境計画 (UNEP)                              | 705,896                      | —                    | —                                      | 705,896              | 2.78%                                                       |
| 32 | 国際家族計画連盟 (IPPF)                            | 678,933                      | —                    | —                                      | 678,933              | 10.21%                                                      |
| 33 | 国連人道問題調整事務所 (OCHA) <sup>*3</sup>           | 609,392                      | —                    | —                                      | 609,392              | 2.15%                                                       |
| 34 | アジア生産性機構 (APO) <sup>*6</sup>               | 603,601                      | 563,235              | 42.72%                                 | 40,366               | 96.69%                                                      |
| 35 | 国連防災機関 (UNDRR) <sup>*3</sup>               | 484,816                      | —                    | —                                      | 484,816              | 14.46%                                                      |
| 36 | 世界保健機関 (WHO)                               | 469,755                      | —                    | —                                      | 469,755              | 4.58%                                                       |
| 37 | 国際農業研究協議グループ (CGIAR)                       | 442,572                      | —                    | —                                      | 442,572              | 0.40%                                                       |
| 38 | 経済協力開発機構・<br>国際エネルギー機関 (IEA) <sup>*2</sup> | 380,069                      | 380,069              | 13.60%                                 | —                    | —                                                           |
| 39 | 国際熱帯木材機関 (ITTO) <sup>*2</sup>              | 348,426                      | 102,426              | 34.02%                                 | 246,000              | 17.35%                                                      |
| 40 | アジア工科大学院 (AIT) <sup>*2</sup>               | 344,001                      | —                    | —                                      | 344,001              | 2.40%                                                       |
| 41 | 気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC)                       | 322,694                      | —                    | —                                      | 322,694              | 11.70%                                                      |
| 42 | 東南アジア諸国連合 (ASEAN)<br>貿易投資観光促進センター          | 283,021                      | —                    | —                                      | 283,021              | (義務的拠出金)<br>87.5%<br>(任意拠出金)<br>100.00%                     |
| 43 | ドイツ復興金融公庫 <sup>*2</sup>                    | 243,118                      | —                    | —                                      | 243,118              | —                                                           |
| 44 | 国連地雷対策サービス部 (UNMAS) <sup>*3</sup>          | 235,566                      | —                    | —                                      | 235,566              | 11.70%                                                      |
| 45 | 国際海洋法裁判所 (ITLOS)                           | 173,530                      | 173,530              | 13.03%                                 | —                    | —                                                           |
| 46 | 多国籍部隊・監視団 (MFO)                            | 168,169                      | —                    | —                                      | 168,169              | 1.75%                                                       |
| 47 | 経済協力開発機構開発センター                             | 163,678                      | 135,596              | 13.71%                                 | 28,082               | 3.35%                                                       |
| 48 | 世界銀行 国際復興開発銀行 (IBRD) <sup>*7</sup>         | 158,800                      | —                    | —                                      | 158,800              | 4.63%                                                       |
| 49 | 国連テロ対策オフィス (UNOCT) <sup>*3</sup>           | 158,217                      | —                    | —                                      | 158,217              | 5.43%                                                       |
| 50 | 国連大学 (UNU)                                 | 155,751                      | —                    | —                                      | 155,751              | 18.50%                                                      |

## (留意事項)

- \*1 外務省が分担金を支払っている国際機関の分担率についてのみ記載（他府省庁のみが分担金を支払っている場合は記載していない。）
- \*2 日本と国際機関などの会計年度の違いから、令和元年度の日本政府機関からの拠出が国際機関などの2019年会計年度の収入として扱われず、2019年の日本政府の拠出割合として反映されていない場合もある。右に該当する機関は、国連教育科学文化機関（UNESCO）（第10位）、化学兵器禁止機関（OPCW）（第29位）、経済協力開発機構・国際エネルギー機関（IEA）（第38位）、国際熱帯木材機関（ITTO）（第39位）、アジア工科大学院（AIT）（第40位）及びドイツ復興金融公庫（第43位）
- \*3 国際連合（UN）については事務局の規模が大きいため、国際連合通常予算分担金及び同平和維持活動分担金（第1位）とそれ以外の分担金・拠出金の拠出先を区別して記載。右に該当する国際連合（UN）事務局内の拠出先は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第13位）、国連人間の安全保障ユニット（第30位）、国連人道問題調整事務所（OCHA）（第33位）、国連防災機関（UNDRR）（第35位）、国連地雷対策サービス部（UNMAS）（第44位）及び国連テロ対策オフィス（UNOCT）（第49位）
- \*4 対日理解促進交流プログラムの国際機関など（第19位）は以下の11機関  
東南アジア諸国連合（ASEAN）、モーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団、日韓学術文化青少年交流共同事業体、公益財団法人日中友好会館、財団法人中華経済研究院、南太平洋大学（USP）、南アジア地域協力連合（SAARC）、ラテンアメリカ社会科学研究所、欧州異文化学習連盟（EFIL）、カナダ・アジア太平洋財団、AFS Intercultural Programs India
- \*5 国際機関職員派遣信託基金（第20位）は国際機関を志望する若手日本人を日本政府（外務省）の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規職員への道を開くことを目的としたジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣のための基金
- \*6 拠出金には当該機関の本部所在地として日本が負担している事務局経費を含む。
- \*7 世界銀行 国際復興開発銀行（IBRD）（第48位）に対する日本政府の拠出割合は、世界銀行2019会計年度（2018年7月～2019年6月）における、国際復興開発銀行（IBRD）及び国際開発協会（IDA）の信託基金への拠出額のうち、外務省以外も含む日本政府機関からの拠出額の割合



## グローバルな課題の解決に向けて ～国際機関で働くという選択肢～

「グローバルな課題の解決に取り組みたい」と考えたことはありませんか？国連を始めとする国際機関は、貧困、紛争、難民、人権、感染症、環境問題といった国際社会が直面する様々な課題に取り組んでおり、国連関係機関で活躍する日本人職員の数 は年々増加しています。

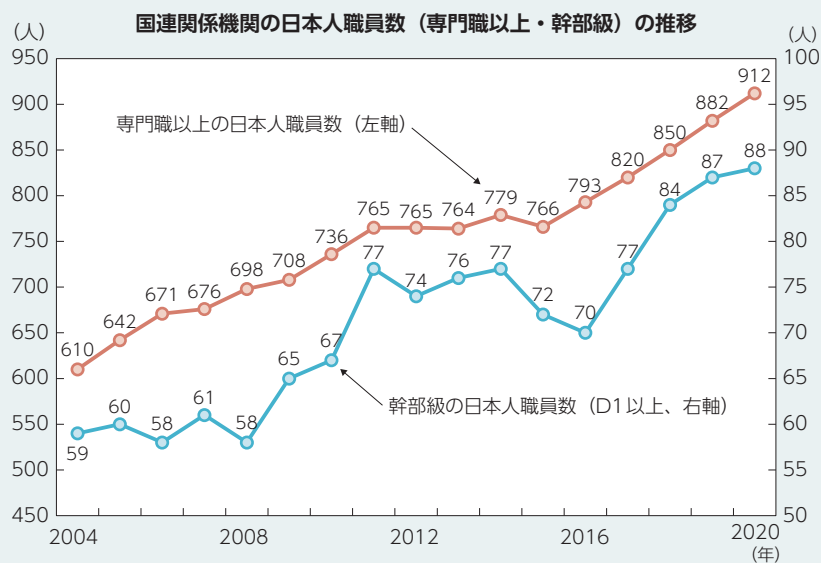
外務省国際機関人事センターでは、国際機関を志す日本人の方々を積極的に支援しています。日本人が国際機関の専門職員を目指すには、主に三つの方法があります。

- ・ 国際機関による公募への直接応募
- ・ 日本政府によるジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度への応募
- ・ 国際機関によるヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）への応募（国連事務局、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行）

ここでは若手日本人の方が国際機関職員を目指す上で非常に有効な手段である JPO 派遣制度について紹介します。JPO 派遣制度は、各国政府の費用負担を条件に国際機関が若手人材を受け入れる制度です。外務省では1974年から同制度による派遣を行っています。任期は原則として2年で、派遣先の国際機関で職員として勤務しながら、正規採用を目指します。派遣者の選考は基本的に年1回のJPO派遣候補者選考試験を通じて行われます。応募資格は、(1) 35歳以下、(2) 修士号を取得又は取得見込みかつ2年以上の職務経験があり、(3) 英語で仕事ができ、(4) 将来も国際機関で働く意思を有する、(5) 日本国籍を有する方です。応募資格の詳細は外務省国際機関人事センターのウェブサイト（下記）で最新の募集要項を参照してください。JPOは最近では毎年50人から60人程度派遣され、就職活動の結果、JPOとしての派遣終了後も7割以上の方が何らかの形で国際機関に採用されています。国連関係機関で現在働く900人超の日本人職員（専門職以上）の約半数がJPO出身と、多くの方がJPOから国際機関でのキャリアを始めています。

「国際機関の仕事」というと開発や人道支援というイメージが強いかもしれませんが、求められる人材はそれだけではありません。会計や人事、法務、広報やITの専門家など、幅広い人材が必要とされています。外務省国際機関人事センターのウェブサイトでは、国際機関で活躍する様々な日本人職員の方の体験談を参照できるので、是非御覧ください。

外務省国際機関人事センター ウェブサイト <https://www.mofa-irc.go.jp/>



(注1) 各年のデータは前年12月31日現在（2013年以前は同年の1月現在）の数値  
(注2) 「幹部級の日本人職員数」は「専門職以上の日本人職員数」の内数

## 〈JPO 経験者の声〉

## 谷水 亜衣

世界保健機関 (WHO) 東南アジア地域事務局 テクニカルオフィサー (看護)

私は臨床看護の経験をいかし、カナダ、クウェート、カタールという多くの文化が混在する環境下で保健システム向上プロジェクトに携わっていました。様々な国で異なる経験を積んで、同じ目的や抱負を持った人たちが集まるプロジェクトは、私自身が刺激を受けると同時に成長できる場所だと実感しました。今後とも国際的に働きたいと考えていたときにカナダ人の同僚看護師に「私は将来WHOで働きたい」と言われ、初めて看護師でもWHOで働けることを知りました。WHOの理念と任務に共感し、自分もいずれWHOで将来働いてみたいと思うようになり、JPO派遣制度を知った数か月後、試験に合格し、WHOバングラデシュ事務所の保健システム部で看護と助産の担当を2年半務めました。今は正規職員として東南アジア地域事務局にて11か国の看護の業務に従事しています。今後とも世界の看護師のスキルアップを通して、全ての人々がどこにいてもハイクオリティな医療を必要とときに受けられるように貢献し、活動していきたいと考えています。



バングラデシュでの看護研究学会での講義

## 〈日本人職員が5人以上いる国際機関〉

| 国際機関名                     | 職員数 | 国際機関名                   | 職員数 |
|---------------------------|-----|-------------------------|-----|
| ADB (アジア開発銀行)             | 148 | UN Women (国連女性機関)       | 15  |
| AIT (アジア工科大学院)            | 6   | UN (国連事務局)              | 210 |
| AJC (日本アセアンセンター)          | 12  | UNDP (国連開発計画)           | 61  |
| APO (アジア生産性機構)            | 6   | UNESCO (国連教育科学文化機関)     | 47  |
| CGIAR (国際農業研究協議グループ)      | 51  | UNFCCC (国連気候変動枠組条約事務局)  | 7   |
| CTBTO (包括的核実験禁止条約機関準備委員会) | 5   | UNFPA (国連人口基金)          | 15  |
| ERIA (東アジア・ASEAN経済研究センター) | 15  | UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)    | 71  |
| FAO (国連食糧農業機関)            | 53  | UNICEF (国連児童基金)         | 90  |
| GFATM (世界エイズ・結核・マラリア対策基金) | 11  | UNIDO (国連工業開発機関)        | 15  |
| IAEA (国際原子力機関)            | 38  | UNJSPF (国連合同職員年金基金事務局)  | 6   |
| IBRD (国際復興開発銀行)           | 177 | UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関) | 5   |
| ICAO (国際民間航空機関)           | 8   | UNU (国連大学)              | 5   |
| ICC (国際刑事裁判所)             | 9   | WCO (世界税関機構)            | 10  |
| ILO (国際労働機関)              | 42  | WFP (国連世界食糧計画)          | 50  |
| IMF (国際通貨基金)              | 65  | WHO (世界保健機関)            | 56  |
| IOM (国際移住機関)              | 38  | WIPO (世界知的財産権機関)        | 24  |
| ITER (イーター機構)             | 34  | WMO (世界気象機関)            | 5   |
| ITU (国際電気通信連合)            | 7   | WTO (世界貿易機関)            | 5   |
| OECD (経済協力開発機構)           | 78  |                         |     |

※外務省調べに基づき、日本人職員5名以上の機関を記載（専門職相当以上、2019年末時点。イーター機構は2021年2月時点）

※アジア開発銀行（2019年12月時点）、世界銀行グループ（国際復興開発銀行、2019年6月時点）、国際通貨基金（2020年4月時点）及び世界税関機構（2021年2月時点）における日本人職員数は財務省調べ（専門職相当以上）

## 外務省における採用情報

皆さんは外務省の仕事と聞いて、どんな内容を想像しますか？「外交」の目的は、国際社会の中で日本の安全と繁栄を確保し、国民の生命と安全を守ること。それは、「国家」の存在意義そのものと言っても過言ではありません。

相互依存が深まる世界の中で、日本の将来は、国際社会全体の未来と不可分に結び付いています。その中で、いかに日本が国際社会の一員としての責任を果たしつつ、自国の利益を追求していくか。安全保障や経済外交、情報収集、ポスト・コロナを含む国際的なルール作りへの参加や交渉、海外の日本人の保護、日本の正しい姿の発信にいかに努めるか。尽きることのない困難かつ多様な課題に対応すべく、外務省は世界各地で日々業務を行っています。

外務省は、1869年（明治2年）に創設されて以降、名称を変えることなく現在まで日本の外交の歴史を紡いできました。古くは、明治の英傑と呼ばれた人々が躍動し、数々の歴史を変えてきました。

そして現在に至るまで、国のために尽くす情熱と使命感、それを支える知性、人間としてのタフさと誠実さ、さらには、あくなき向上心を持った外交官たちが立ち止まることなく成長しています。我々と一緒に、国際社会の舞台で「国の代表」として一生をかけて挑戦を続けたいという方は、ぜひ外務省の扉を叩いてください。

### ■ 総合職職員

外務省の総合職職員は、本省・在外の様々な地域・分野のポストを経験して、管理職さらには幹部職員として活躍することが期待されています。総合職職員については、原則として、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語（年によっては朝鮮語が含まれる）の中の一つが研修語として指定されます。

### ■ 外務省専門職員

外務省専門職員は、高い語学力を有し、関連する国・地域、あるいは条約、経済、経済協力、軍縮、広報文化などの分野で専門性を発揮しつつ活躍することが期待されています。外務省専門職員については、原則として、40数言語の中の一つが研修語として指定されます。

### ■ 一般職職員

外務省の一般職職員は、会計、文書管理、通信事務、領事事務、在外公館施設管理などの業務を通し、国内外で、日本の外交を力強く支えています。

※最新・詳細の採用情報については当省ホームページの採用情報ページを御確認下さい。  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html>)





## 採用に関するよくある質問（総合職職員及び外務省専門職員）

### Q：どのような人材が求められていますか？

**A：**厳しい国際社会の中で日本の利益を追求していくため、(1) 国民のために働きたいという強い意志と責任感を持つこと、(2) 未知の課題に積極的に取り組むチャレンジ精神を持つこと、(3) 冷静に考え、かつ、機動的に動くことができることが求められています。

### Q：英語ができないと外務省には入れないのでしょうか？

**A：**採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。外務省職員として活躍するために英語力は重要ですので、外務省としては、官庁訪問や外務専門職試験の際に、TOEFL又はIELTSのスコアを提出することを推奨しています。優れたスコアは高い語学能力を示すものとして評価されます。一方、英語力のみによって採用の可否を決めることはありません。外務省は多様な人物を求めており、語学力が不十分であっても、高い能力と意欲が評価されて採用され、入省後に語学力と外交官としての素養を得て活躍している職員も少なくありません。なお、英語以外に得意言語があれば、当該語学の公的な語学試験のスコアの提出を推奨しています。

### Q：留学経験・海外生活経験がないのですが、採用されますか？

**A：**採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。留学経験・海外生活経験については、その経験を通して何を会得したかが重要であり、経験の有無のみをもって採用の可否を判断することはありません。なお、外務省では、採用

後、本省での研修及び勤務を経て2～3年間の在外語学研修の機会が与えられます。この研修の機会に高いレベルの語学力を得、かつ、外交官としての素養を学ぶことが求められます。

### Q：理系区分でも採用されますか？

**A：**外務省は、その業務が多岐にわたることから、多様な人材を求めており、国家総合職試験区分や出身学部にとらわれず、人物本位で採用選考を行っています。

### Q：配属や転勤の希望はありますか？

**A：**本人の能力、適性、希望などを総合的に考慮し、配属先が決定されます。おおむね2～3年ごとに配属先が変わりますので、様々な仕事を通してより多くの知識や経験を得る機会があります。

### Q：女性の活躍の場はありますか？

**A：**外務省職員の約3割が女性職員であり、男女によって仕事を区別することはありません。育児休業、配偶者同行休業などの各種制度を積極的に活用しやすい雰囲気も醸成されていますので、女性が大いに実力を発揮できる職場です。



## 地方創生支援事業一覧

### 1 飯倉公館活用対外発信事業（外務大臣と自治体首長との共催レセプション）

| 実施日  | 共催者    | 事業内容                 |
|------|--------|----------------------|
| 2月7日 | ・岩手県知事 | ・外務大臣及び岩手県知事共催レセプション |

### 2 駐日外交団による地方視察ツアー

| 実施日        | 共催自治体    | 視察先・プログラム                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月18日-19日 | ・奈良県田原本町 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・唐古・鍵考古学ミュージアム</li> <li>・唐古・鍵遺跡史跡公園</li> <li>・田原本町内事業者によるプレゼンテーション</li> <li>・村屋神社</li> <li>・甘樫丘</li> <li>・石舞台古墳</li> <li>・奈良のいちごやさん（いちご農家）視察</li> <li>・柿の葉寿司づくり</li> <li>・ならまち・奈良公園</li> </ul> |

### 3 地域の魅力海外発信支援事業

| 実施日       | 開催地                   | 参加自治体                                                                                                 | 事業内容                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月1日-31日 | 北京など中国各地<br>(オンライン中心) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[PR動画配信] 50自治体</li> <li>・[生中継イベント] 北海道、宮城県、静岡県、高知県</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大使館のSNSアカウントで、自治体のPR動画を配信</li> <li>・生中継イベントのライブ配信を実施。KOL（インフルエンサー）が日本各地の楽しみ方を紹介し、日本各地と中継で結ぶ。</li> <li>・小売店、EC（電子商取引）、日本料理店の販促活動を連携事業として情報発信</li> </ul> |

### 4 地方の魅力発信プロジェクト

|       | 関係公館           | 利用施設   | 共催者       | 行事内容                                                                                |
|-------|----------------|--------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1月19日 | 在上海日本国総領事館     | 多目的ホール | 四国運輸局     | 四国各県の展示ブースを設け、試食・試飲体験や、特産品や観光スポットの紹介を通じ、中国の一般消費者に対し、四国の魅力を発信                        |
| 2月4日  | 在ニューヨーク日本国総領事館 | 総領事公邸  | 日本酒造組合中央会 | 著名バーテンダーや新鮮な野菜・果物などを使いカクテルを作るミクソロジストの方々を招待し、焼酎セミナー及び九州の蔵元が参加する試飲会を実施し、焼酎の認知度向上を図った。 |

## 国際社会及び日本の主な動き

※ 2020年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により、要人往来が大きく制限されたため、実施された電話会談及びテレビ会議形式の会合を以下の表に示した。実際に面会して実施された会談などについては、資料編「要人往来」参照

|      |                   |                 |
|------|-------------------|-----------------|
| 総理大臣 | 2012年12月26日～ 安倍晋三 | 2020年9月16日～ 菅義偉 |
| 外務大臣 | 2019年9月11日～ 茂木敏充  |                 |

2020年1月1日～12月31日（日付は現地時間）

| 日本関係                                                                                 | 国際関係                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1月                                                                                   |                                                                                |
| 1日 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効                                                             | 2日 米国がソレイマニ・イラン革命ガード・コッツ部隊司令官を殺害と発表                                            |
| 5日 茂木外務大臣がベトナム、タイ、フィリピン及びインドネシアを訪問（～10日）                                             | 5日 イランがイラン核合意で制限されているウラン濃縮活動に係る制約を取り払うと発表                                      |
| 7日 日豪首脳電話会談                                                                          | 7日 ベネズエラ国会議長選出のための特別審議で再選されたグアイド国会議長が暫定大統領就任を宣誓                                |
|                                                                                      | 8日 イランがイラク内の米軍駐留基地を攻撃<br>イランがウクライナ航空機を誤って撃墜                                    |
| 11日 日・カナダ首脳電話会談<br>安倍総理大臣がサウジアラビア、アラブ首長国連邦及びオマーンを訪問（～15日）                            | 10日 カブース・ビン・サイド・オマーン国王が薨去。<br>11日、ハイサム遺産文化相が国王に就任                              |
| 13日 茂木外務大臣が米国を訪問（～14日）                                                               | 11日 中国メディアが新型コロナによる初の死者が出たと報道                                                  |
| 14日 茂木外務大臣が日米韓外相会合に出席                                                                | 13日 タイ当局が新型コロナの感染者が確認されたと報告。中国以外で初の報告<br>マーシャル諸島大統領選挙（6日）で選出されたカプア氏が大統領に就任     |
| 15日 ロシア当局による根室市の漁船の連行事案発生。<br>20日、乗組員が帰還                                             | 14日 グアテマラ大統領選挙（2019年8月）で選出されたジャマテイ氏が大統領に就任                                     |
| 16日 厚生労働省が新型コロナウイルスに関連した肺炎の国内初の感染者が確認されたと発表                                          | 15日 米中両国が貿易協議の「第1段階の合意」に署名（2月14日発効）<br>ムスカット・マルタ首相の辞任を受け、アベラ氏が首相に就任            |
| 19日 茂木外務大臣・河野防衛大臣共催の日米安全保障条約60周年記念レセプションを東京で開催（安倍総理大臣、麻生副総理大臣、アイゼンハワー元米国大統領の御子息らも参加） | 16日 トランプ米国大統領のウクライナ疑惑をめぐる米国史上3例目の弾劾裁判が上院で開始。2月5日、無罪評決                          |
|                                                                                      | 20日 中国政府が新型コロナの人から人への感染を初めて公式に認める。                                             |
|                                                                                      | 21日 米国当局が同国初の新型コロナの感染者が確認されたと発表。アメリカ大陸で初の報告                                    |
|                                                                                      | 23日 中国武漢市が新型コロナの感染拡大を防ぐため、公共交通機関などを停止（事実上の封鎖、4月8日に解除）                          |
|                                                                                      | 24日 フランス当局が同国初の新型コロナの感染者が確認されたと発表。欧州で初の報告<br>トルコ東部（エラズール県）においてマグニチュード6.6の地震が発生 |
| 26日 日中外相電話会談                                                                         |                                                                                |



| 日本関係 |                                                       | 国際関係 |                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                       | 28日  | トランプ米国大統領が中東和平ビジョンを発表                                                       |
|      |                                                       | 30日  | WHOが新型コロナを「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)に指定                                   |
|      |                                                       | 31日  | 英国が欧州連合(EU)から離脱                                                             |
| 2月   |                                                       |      |                                                                             |
| 6日   | 日・EU外相電話会談                                            | 3日   | シリア・イドリブ地域でシリア軍の砲撃によりトルコ軍兵士ら6人死亡。これに対し、トルコ軍が反撃。両国の応酬が2月末まで継続                |
| 13日  | 日・カナダ外相電話会談                                           | 6日   | 米国が武装組織「アラビア半島のアルカイダ」(AQAP)のカシム・ライミ指導者をイエメンで殺害と発表                           |
| 15日  | 茂木外務大臣がミュンヘン安全保障会議に出席                                 | 15日  | エジプト当局が同国初の新型コロナの感染者が確認されたと発表。アフリカで初の報告                                     |
|      |                                                       | 18日  | クロアチア大統領選挙(1月)で選出されたミラノビッチ元首相が大統領に就任                                        |
|      |                                                       | 19日  | イラン当局が同国初の新型コロナの感染者が確認されたと発表。中東で初の報告                                        |
|      |                                                       | 22日  | 南スーダンが国民統一暫定政府設立を宣言                                                         |
|      |                                                       | 24日  | マハティール・マレーシア首相が辞任。3月1日、ムヒディン元副首相が首相に就任                                      |
| 26日  | 日中外相電話会談                                              | 25日  | ムバラク元エジプト大統領が死去                                                             |
|      |                                                       | 27日  | ギニアビサウ大統領選挙決選投票(2019年12月)で選出されたエンバロ元首相が大統領に就任                               |
|      |                                                       | 29日  | 米国とアフガニスタンの反政府組織タリバーンが和平合意に署名                                               |
| 3月   |                                                       |      |                                                                             |
|      |                                                       | 1日   | ウルグアイ大統領選挙(2019年10月)で選出されたラカジェ・ポウ氏が大統領に就任                                   |
|      |                                                       | 2日   | 北朝鮮が弾道ミサイル2発を発射                                                             |
|      |                                                       | 5日   | エルドアン・トルコ大統領とプーチン・ロシア大統領がシリア・イドリブ地域での停戦実施で合意と発表                             |
|      |                                                       | 7日   | WHOの統計によると、新型コロナの感染者数が世界で10万人を超えた。                                          |
|      |                                                       | 9日   | 北朝鮮が弾道ミサイル2発を発射                                                             |
|      |                                                       | 11日  | WHOが新型コロナの感染拡大を「パンデミック」と形容されると評価                                            |
| 13日  | 日仏首脳電話会談<br>日米首脳電話会談                                  | 13日  | トランプ米国大統領が新型コロナの米国内での拡大を受けて国家非常事態宣言を発出<br>ギリシャ議会が選出(1月)したサケラロプル氏が<br>大統領に就任 |
| 15日  | 日英首脳電話会談                                              |      |                                                                             |
| 16日  | 安倍総理大臣がG7首脳テレビ会議に出席                                   |      |                                                                             |
| 18日  | 日・カナダ外相電話会談<br>日伊外相電話会談                               |      |                                                                             |
| 19日  | 日独外相電話会談<br>日・EU外相電話会談                                |      |                                                                             |
| 20日  | 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議<br>日・イラン外相電話会談<br>日米外相電話会談 |      |                                                                             |
|      |                                                       | 21日  | 北朝鮮が弾道ミサイル2発を発射                                                             |

| 日本関係 |                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23日  | 日・インドネシア外相電話会談                                                                                                      |
| 24日  | 日・カナダ首脳電話会談<br>安倍総理大臣とバッハ国際オリンピック委員会 (IOC) 会長との電話会談                                                                 |
| 25日  | 日米首脳電話会談<br>日豪首脳電話会談<br>茂木外務大臣がG7外相会合（テレビ会議形式）に出席<br>外務省が全世界一律に危険情報レベル2（「不要不急の渡航は止めてください」）を発出                       |
| 26日  | 安倍総理大臣がG20首脳テレビ会議に出席                                                                                                |
| 30日  | 安倍総理大臣とテドロスWHO事務局長との電話会談                                                                                            |
| 31日  | 日・ベトナム外相電話会談<br>外務省が米国、英国、中国、韓国など49か国・地域の全土に対する感染症危険情報をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ。そのほか、全世界については、レベル2（「不要不急の渡航は止めてください」）に引き上げ |

| 国際関係 |                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24日  | 安倍総理大臣とバッハIOC会長が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期で一致。同日、IOC及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が同大会の延期を発表 |
| 29日  | 北朝鮮が弾道ミサイル2発を発射                                                                             |

| 4月  |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2日  | 日・シンガポール外相電話会談                                                                |
| 3日  | 日・スウェーデン首脳電話会談<br>日・ポーランド外相電話会談                                               |
| 6日  | 日・カタール外相電話会談                                                                  |
| 7日  | 安倍総理大臣が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出（東京など7都府県を対象。16日、対象を全都道府県に拡大。5月25日、全面解除） |
| 10日 | 日印首脳電話会談                                                                      |
| 13日 | 日・フィジー外相電話会談                                                                  |
| 14日 | 安倍総理大臣が新型コロナウイルス感染症に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳会議（テレビ会議形式）に出席                         |
| 15日 | 茂木外務大臣とトレビリアン英国国際開発相との電話会談                                                    |
| 16日 | 安倍総理大臣がG7首脳テレビ会議に出席                                                           |
| 17日 | 日・トルコ首脳電話会談<br>日・クウェート外相電話会談                                                  |
| 21日 | 日・エチオピア首脳電話会談<br>日中外相電話会談                                                     |
| 22日 | 日・ニュージーランド外相電話会談                                                              |
| 23日 | 日・ヨルダン首脳電話会談<br>日・インドネシア首脳電話会談<br>日・ヨルダン外相電話会談<br>日豪外相電話会談                    |
| 4日  | WHOの統計によると新型コロナの感染者数が世界で100万人を超えた。                                            |
| 10日 | WHOの統計によると新型コロナによる死亡者数が世界で10万人を超えた。                                           |
| 18日 | カナダ・ノバスコシア州で銃乱射事件が発生し、23人が死亡                                                  |
| 20日 | バヌアツ国会議員の互選によりロウマン議員が新首相に選出され、就任                                              |

| 日本関係 |                                                                                                       | 国際関係 |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 5月   |                                                                                                       |      |                                                                               |
| 4日   | 日・ベトナム首脳電話会談                                                                                          |      |                                                                               |
| 5日   | 日・イラン首脳電話会談<br>安倍総理大臣が「新型コロナウイルス・グローバル<br>対応サミット（プレッジ会合）」にビデオメッセー<br>ジで参加                             |      |                                                                               |
| 7日   | 日露首脳電話会談<br>日印外相電話会談<br>日・エストニア外相電話会談                                                                 |      |                                                                               |
| 8日   | 日米首脳電話会談<br>日・スペイン外相電話会談                                                                              |      |                                                                               |
| 11日  | 茂木外務大臣が新型コロナウイルス感染症に関する<br>米国主催関心国外相会合（テレビ会議形式）に出席                                                    |      |                                                                               |
| 12日  | 日・ルクセンブルク首脳電話会談<br>日仏外相電話会談<br>茂木外務大臣とライトハイザー米国通商代表との電<br>話会談                                         |      |                                                                               |
| 13日  | 日・タイ外相電話会談                                                                                            |      |                                                                               |
| 14日  | 日・ハンガリー外相電話会談                                                                                         |      |                                                                               |
| 15日  | 日・パキスタン外相電話会談                                                                                         |      |                                                                               |
|      |                                                                                                       | 18日  | WHO総会開催（～19日）。19日、感染源の特定<br>や、公平で独立した包括的な検証の開始を含む「新<br>型コロナウイルス感染症対応に係る決議」を採決 |
| 19日  | 日・ペルー首脳電話会談<br>日・マレーシア外相電話会談                                                                          | 19日  | タバネ・レソト首相が辞任。翌20日、マジョロ首<br>相が就任                                               |
| 20日  | 日・カザフスタン外相電話会談<br>日英外相電話会談                                                                            |      |                                                                               |
| 21日  | 日・フィリピン外相電話会談<br>日・ジョージア外相電話会談<br>安倍総理大臣がエルドアン・トルコ大統領と共に<br>「バジャクシェヒル松と桜都市病院開院式典」（トル<br>コ、テレビ会議形式）へ出席 |      |                                                                               |
| 22日  | 安倍総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会<br>談<br>日・モンゴル外相電話会談                                                          |      |                                                                               |
|      |                                                                                                       | 25日  | 米国ミネソタ州で黒人男性が白人警官による逮捕時<br>に死亡。その後続いた抗議デモが暴徒化し、同州が<br>非常事態を宣言。抗議デモが全米及び世界に拡大  |
| 26日  | 日・EU首脳テレビ会議<br>日・アイスランド外相電話会談                                                                         |      |                                                                               |
| 27日  | 日・オランダ外相電話会談                                                                                          |      |                                                                               |
| 28日  | 日露外相電話会談<br>安倍総理大臣が国連主催「新型コロナウイルス時代<br>とその後における開発資金ハイレベルイベント」に<br>ビデオメッセージで参加                         | 28日  | 中国全国人民代表大会が「国家安全」に関する法律<br>を香港に制定することを議決                                      |
| 29日  | 茂木外務大臣とビル・ゲイツ・ビル&メリンダ・ゲ<br>イツ財団共同議長との電話会談                                                             |      |                                                                               |
| 6月   |                                                                                                       |      |                                                                               |
| 1日   | 日・ベトナム外相電話会談                                                                                          |      |                                                                               |
| 2日   | 日英外相電話会談                                                                                              |      |                                                                               |
| 3日   | 日韓外相電話会談                                                                                              |      |                                                                               |
| 4日   | 日・ニュージーランド外相電話会談<br>安倍総理大臣が「グローバル・ワクチン・サミット<br>2020」にビデオメッセージで参加                                      |      |                                                                               |



| 日本関係 |                                                     | 国際関係 |                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------|
| 5日   | 日豪外相電話会談                                            | 6日   | ニウエ議会における首相選任選挙において、タンゲランギ氏が新首相に選出され、就任                                |
| 9日   | 茂木外務大臣がトラス英国国際貿易相とテレビ会談を行い、日英包括的経済連携協定（日英EPA）交渉を立上げ | 8日   | ンクルンジザ・ブルンジ大統領が死去。18日、ブルンジ大統領選挙（5月）で勝利していたンダイシミア氏が就任予定時期（8月）を前倒しする形で就任 |
| 10日  | 日仏外相電話会談                                            | 16日  | 北朝鮮が <sup>ケソン</sup> 開城の南北共同連絡事務所を爆破                                    |
| 18日  | 日・タイ外相電話会談<br>日・スペイン首脳電話会談                          | 17日  | 米国が「ウイグル人権政策法」を制定                                                      |
| 26日  | 日・南アフリカ外相電話会談                                       | 18日  | 香港に関するG7外相声明が発出され、香港に関する国家安全法を制定するとの中国の決定に重大な懸念を強調                     |
| 29日  | 茂木外務大臣とアウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問兼外相との電話会談            | 19日  | 国際原子力機関（IAEA）6月理事会において、イランの保障措置協定に係る決議が採択                              |
|      |                                                     | 23日  | 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）中間閣僚会合（テレビ会議形式）                                     |
|      |                                                     | 28日  | マラウイ大統領選挙（6月）で選出されたチャクウェア氏が大統領に就任                                      |
|      |                                                     | 29日  | WHOの統計によると新型コロナウイルスの感染者数が世界で1,000万人を超えた。                               |
|      |                                                     | 30日  | 香港国家安全維持法が施行。7月以降、同法律などに基づく民主活動家の拘束などが相次ぐ。                             |
| 7月   |                                                     |      |                                                                        |
| 1日   | 日・ベルギー外相電話会談<br>日・サウジアラビア外相電話会談                     | 1日   | 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効                                                |
| 2日   | 日・クロアチア外相電話会談                                       | 6日   | 米国が2021年7月6日付でのWHOからの脱退を国連に通知                                          |
| 7日   | 日・タジキスタン外相電話会談                                      | 9日   | 米国が <sup>チンゼン</sup> 陳全国・中国 <sup>シンキョウ</sup> 新疆ウイグル自治区党書記などへの制裁を発表      |
| 9日   | 日豪首脳テレビ会談<br>茂木外務大臣が第13回日・メコン外相会議（テレビ会議形式）に出席       | 12日  | アルメニアとアゼルバイジャンが両国国境地帯において軍事衝突                                          |
| 14日  | 日・イスラエル外相電話会談                                       | 14日  | 持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム（茂木外務大臣がステートメント発出）<br>米国が「香港自治法」を制定           |
| 16日  | 日独首脳テレビ会談                                           | 16日  | スリナム大統領選挙（5月）で選出されたサントキ氏が大統領に就任                                        |
| 27日  | 日・アラブ首長国連邦外相電話会談                                    | 29日  | 米国がドイツ駐留米軍の約3分の1を削除すると発表                                               |
| 29日  | 日中外相電話会談                                            | 30日  | <sup>リトウキ</sup> 李登輝台湾元総統が死去                                            |
| 8月   |                                                     |      |                                                                        |
| 4日   | 日・ベトナム首脳電話会談                                        | 2日   | ガイアナ大統領選挙（3月）で選出されたアリ氏が大統領に就任                                          |
| 5日   | 茂木外務大臣が英国を訪問（～8日）<br>日・バングラデシュ首脳電話会談                | 4日   | レバノンの首都ベイルートで大規模な爆発が発生                                                 |

| 日本関係 |                                                                | 国際関係 |                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                | 6日   | モーリシャス沿岸で7月25日に座礁したばら積み貨物船から大量の油が流出                                                                |
|      |                                                                | 7日   | 米国が林鄭月娥 <sup>キャリー・ラム</sup> 香港特別行政区行政長官などへの制裁を発表                                                    |
|      |                                                                | 9日   | ベラルーシ大統領選結果などをめぐる大規模な抗議活動が同国各地で発生                                                                  |
|      |                                                                | 10日  | タイ・バンコク近郊で大規模な反政府デモが発生。年末まで断続的にデモが発生                                                               |
| 11日  | 「中央アジア+日本」対話・外相会合（テレビ会議形式）                                     | 13日  | イスラエルとアラブ首長国連邦が国交正常化に合意                                                                            |
| 12日  | 茂木外務大臣がシンガポール及びマレーシアを訪問（～15日）                                  | 16日  | ドミニカ共和国大統領選挙（7月）で選出されたアビナデル氏が大統領に就任                                                                |
|      |                                                                | 17日  | 米国民党大会が開幕（20日まで）。バイデン氏及びハリス氏をそれぞれ次期大統領、副大統領候補に正式指名                                                 |
| 18日  | 日・デンマーク外相電話会談                                                  | 18日  | マリ国軍の一部兵士が武装蜂起し、拘束されたケイタ大統領が辞任を表明。反乱軍指導者が「国民救済委員会」を設立。9月25日、ンダオ元国防相が暫定大統領に就任                       |
| 20日  | 茂木外務大臣がパプアニューギニア、カンボジア、ラオス及びミャンマーを訪問（～25日）                     | 24日  | 米共和党大会が開幕（27日まで）。トランプ氏及びペンス氏をそれぞれ次期大統領、副大統領候補に正式指名                                                 |
| 26日  | 茂木外務大臣とライトハイザー米国通商代表との電話会談                                     | 26日  | イランとIAEAの間でイラン国内の施設2か所に対する査察実施を合意                                                                  |
| 31日  | 日米首脳電話会談<br>日露首脳電話会談<br>日米外相電話会談                               |      |                                                                                                    |
| 9月   |                                                                |      |                                                                                                    |
| 1日   | 日・サウジアラビア外相電話会談                                                |      |                                                                                                    |
| 2日   | 日・カナダ首脳電話会談<br>日・ヨルダン首脳電話会談<br>日英首脳電話会談                        |      |                                                                                                    |
| 3日   | 安倍総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談<br>茂木外務大臣がG20臨時外相会合（テレビ会議形式）に出席       |      |                                                                                                    |
| 7日   | 茂木外務大臣とジャグナット・モーリシャス首相との電話会談<br>日・イスラエル首脳電話会談<br>日・フィリピン首脳電話会談 | 4日   | トランプ米国大統領がコソボ及びセルビア首脳と会談（ワシントンDC）。会談後にコソボとイスラエルが外交関係開設で合意と発表<br>G7がアレクセイ・ナヴァリヌィ氏への毒物使用を非難する外相声明を发出 |
| 8日   | 日豪首脳電話会談                                                       |      |                                                                                                    |

| 日本関係 |                                                                                                                                                           | 国際関係 |                                                                                                      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9日   | 日・オーストリア首脳電話会談<br>日・トルコ首脳電話会談<br>茂木外務大臣がASEAN+3（日中韓）外相会議、<br>日・ASEAN外相会議、東アジア首脳会議（EAS）<br>参加国外相会議（全てテレビ会議形式）に出席<br>日印物品役務相互提供協定（日印ACSA）に署名                |      |                                                                                                      |
| 10日  | 日印首脳電話会談<br>日・トルクメニスタン首脳電話会談                                                                                                                              |      |                                                                                                      |
| 11日  | 茂木外務大臣がトラス英国国際貿易相とテレビ会談<br>を行い、日英EPAに大筋合意                                                                                                                 | 11日  | イスラエルとバーレーンが国交正常化に合意                                                                                 |
| 12日  | 茂木外務大臣が、ASEAN地域フォーラム（ARF）<br>閣僚会合（テレビ会議形式）に出席                                                                                                             | 12日  | カタール・ドーハでアフガニスタン和平交渉が開始                                                                              |
| 15日  | 日・ニュージーランド外相電話会談                                                                                                                                          | 15日  | 第75回国連総会開会<br>トランプ米大統領の仲介でイスラエルとアラブ首<br>長国連邦及びバーレーンが国交正常化の合意文書に<br>署名                                |
| 16日  | 安倍総理大臣による辞任の意向の表明（8月）を受け、<br>国会での総理大臣指名選挙の結果、菅内閣が発足                                                                                                       |      |                                                                                                      |
| 17日  | 日豪外相電話会談                                                                                                                                                  |      |                                                                                                      |
| 20日  | 日豪首脳電話会談<br>日米首脳電話会談                                                                                                                                      |      |                                                                                                      |
| 21日  | 茂木外務大臣が国連創設75周年記念ハイレベル会<br>合で演説（ビデオメッセージ）                                                                                                                 |      |                                                                                                      |
| 22日  | 日独首脳電話会談<br>日・EU首脳電話会談                                                                                                                                    |      |                                                                                                      |
| 23日  | 菅総理大臣とバッハIOC会長との電話会談<br>日英首脳電話会談<br>茂木外務大臣が安保理改革に関するG4外相会合<br>（テレビ会議形式）に出席                                                                                |      |                                                                                                      |
| 24日  | 日韓首脳電話会談<br>菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談                                                                                                                       |      |                                                                                                      |
| 25日  | 日印首脳電話会談<br>日中首脳電話会談                                                                                                                                      |      |                                                                                                      |
| 26日  | 菅総理大臣が第75回国連総会で一般討論演説（ビ<br>デオ録画）                                                                                                                          | 27日  | アルメニアとアゼルバイジャンがナゴルノ・カラバ<br>フ及び周辺地域において軍事衝突。11月9日、ロ<br>シア及び両国の3か国首脳が停戦合意に関する声明<br>に署名                 |
| 29日  | 日露首脳電話会談<br>茂木外務大臣がポルトガル、フランス、サウジアラ<br>ビア及びクウェートを訪問（～10月4日）<br>茂木外務大臣が「新型コロナウイルス時代とその後<br>における持続可能な開発のための2030アジェンダ<br>のファイナンスに関するハイレベル会合」にビデオ<br>メッセージで参加 | 29日  | サバーハ・クウェート首長が <sup>こうきょ</sup> 薨去。ナッワーフ皇太<br>子が翌30日に首長に就任<br>WHOの統計によると新型コロナによる死亡者数が<br>世界で100万人を超えた。 |
| 30日  | 日・カナダ首脳電話会談                                                                                                                                               |      |                                                                                                      |
| 10月  |                                                                                                                                                           |      |                                                                                                      |
| 1日   | 包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合<br>に係る茂木外務大臣ビデオメッセージの発出<br>日独外相テレビ会談                                                                                             | 1日   | クック諸島議会における信任投票において、ブラウ<br>ン氏が新首相に選出され、就任<br>ベルギー総選挙（2019年5月）後の連立協議の結<br>果、ドゥ＝クロー氏が首相に就任             |
|      |                                                                                                                                                           | 3日   | スーダン暫定政府とスーダン革命戦線が和平協定に<br>署名                                                                        |



| 日本関係 |                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5日   | 日仏首脳電話会談                                                                                                            |
| 6日   | 日・EU首脳電話会談<br>第2回日米豪印外相会合                                                                                           |
| 7日   | 日伊首脳電話会談                                                                                                            |
| 8日   | 茂木外務大臣が「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）フレンズ閣僚級会合」（ビデオ会議形式）に出席                                                                 |
| 9日   | 茂木外務大臣のモンゴル訪問（～10日）                                                                                                 |
| 12日  | 日・ベトナム首脳電話会談                                                                                                        |
| 13日  | 日・インドネシア首脳電話会談<br>日・イラン外相電話会談                                                                                       |
| 14日  | 菅総理大臣とシュワブ・世界経済フォーラム（WEF）会長及びCEOとのテレビ会議                                                                             |
| 15日  | 日・ルーマニア外相電話会談                                                                                                       |
| 16日  | 日露外相電話会談<br>「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）策定・公表                                                                       |
| 18日  | 菅総理大臣がベトナム及びインドネシアを訪問（～21日）                                                                                         |
| 19日  | 日・ペルー外相電話会談<br>日・カザフスタン外相電話会談<br>日・シンガポール外相電話会談<br>日・インドネシア外相電話会談                                                   |
| 20日  | 日豪外相電話会談<br>茂木外務大臣が太平洋・島サミット中間閣僚会合（テレビ会議形式）に出席<br>茂木外務大臣とドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員との電話会談                         |
| 21日  | 日・ラオス外相電話会談<br>日・カンボジア外相電話会談<br>日・ブラジル外相電話会談                                                                        |
| 22日  | 日・タイ外相電話会談                                                                                                          |
| 23日  | 日英両国が日英EPAに署名                                                                                                       |
| 26日  | 日本が2050年カーボン・ニュートラルの実現を目指すと宣言                                                                                       |
| 27日  | 菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談                                                                                             |
| 28日  | 日・トルコ首脳電話会談                                                                                                         |
| 29日  | 日・シンガポール首脳電話会談                                                                                                      |
| 30日  | 外務省が3月25日に発出した全世界一律の危険情報レベル2を解除<br>外務省が感染症危険情報レベルを変更。2か国をレベル3に上げるとともに、9か国・地域をレベル2に引下げ（計152か国・地域がレベル3、それ以外の全世界はレベル2） |

| 国際関係 |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 10日  | 北朝鮮が朝鮮労働党の創建75周年に閱兵式を開催                                         |
| 15日  | ジェエンベコフ・キルギス大統領が大規模な抗議運動の発生を受けて辞任し、ジャパロフ首相が大統領代行に就任             |
| 16日  | フランス・パリ近郊のイヴリーヌ県で、教師が頭部を切断されるテロが発生。犯人は犯行画像をツイッターで拡散             |
| 23日  | リビアの「国民統一政府」と「リビア国軍」が恒久的停戦合意に署名<br>イスラエルとスーダンが国交正常化に合意          |
| 24日  | ホンジュラスが核兵器禁止条約を批准し、50番目の締約国となったため、同条約の発効が決定（90日後の2021年1月22日に発効） |
| 26日  | セーシェル大統領選挙（10月）で選出されたラムカラワン氏が大統領に就任                             |
| 30日  | トルコ西部（イズミル県）においてマグニチュード6.6の地震が発生                                |

| 日本関係 |                                                                                     | 国際関係 |                                                                                                                                  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月  |                                                                                     |      |                                                                                                                                  |
|      |                                                                                     | 3日   | 米国大統領・議会選挙。7日、民主党候補のバイデン前副大統領が勝利宣言。トランプ大統領は選挙の不正を訴え、接戦の州の結果を再集計や訴訟で争う立場を維持                                                       |
|      |                                                                                     | 4日   | エチオピア・ティグライ州において、連邦政府とティグライ州政府との間で武力衝突が発生                                                                                        |
|      |                                                                                     | 8日   | ボリビア大統領選挙（10月）で選出されたアルセ氏が大統領に就任                                                                                                  |
|      |                                                                                     | 9日   | ビスカラ・ペルー大統領が汚職疑惑を理由に罷免され、メリーノ国会議長が大統領に就任。これに抗議する大規模デモが発生し、15日、メリーノ大統領は辞任。17日、サガスティ氏が新大統領に就任。WHOの統計によると新型コロナの感染者数が世界で5,000万人を超えた。 |
| 12日  | 菅総理大臣が日・ASEAN首脳会議（テレビ会議形式）に出席<br>菅総理大臣とバイデン次期米国大統領との電話会談                            | 12日  | ベリーズ総選挙（11月）の結果、プリセーニョ氏が首相に就任<br>岩沢雄司国際司法裁判所（ICJ）裁判官が再選                                                                          |
| 13日  | 菅総理大臣が日・メコン首脳会議（テレビ会議形式）に出席                                                         |      |                                                                                                                                  |
| 14日  | 菅総理大臣がASEAN+3（日中韓）首脳会議及び東アジア首脳会議（EAS）（いずれもテレビ会議形式）に出席                               |      |                                                                                                                                  |
| 15日  | 菅総理大臣が東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会議（テレビ会議形式）に出席                                           | 15日  | 日本を含む15か国が地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名                                                                                                 |
| 16日  | 日・EU外相電話会談<br>茂木外務大臣がAPEC閣僚会議（テレビ会議形式）に出席                                           |      |                                                                                                                                  |
| 20日  | 菅総理大臣がAPEC首脳会議（テレビ会議形式）に出席<br>日・ニュージーランド首脳電話会談<br>日・フィンランド外相電話会談<br>日・アフガニスタン外相電話会談 |      |                                                                                                                                  |
| 21日  | 菅総理大臣がG20リヤド・サミット（テレビ会議形式）に出席（～22日）                                                 | 22日  | 米国が偵察機による領空での相互監視活動を認めた領空開放（オープンスカイ）条約から脱退                                                                                       |
| 24日  | 茂木外務大臣がアフガニスタンに関するジュネーブ会合（テレビ会議形式）に出席（ビデオ・メッセージ）                                    |      |                                                                                                                                  |
| 26日  | 菅総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子との電話会談<br>茂木外務大臣とボズクル国連総会議長との電話会談<br>日・ノルウェー外相電話会談            |      |                                                                                                                                  |
| 27日  | 日・スイス外相電話会談<br>日・アイルランド外相電話会談                                                       |      |                                                                                                                                  |
| 12月  |                                                                                     |      |                                                                                                                                  |
| 1日   | 第167回BIE（博覧会国際事務局）総会において大阪・関西万博の登録申請が承認された。                                         |      |                                                                                                                                  |
| 2日   | 日・イスラエル首脳電話会談                                                                       |      |                                                                                                                                  |
| 4日   | 菅総理大臣が、国連新型コロナ特別総会の一般討論セッションにビデオメッセージで参加                                            | 4日   | WHOの統計によると新型コロナによる死亡者数が世界で150万人を超えた。                                                                                             |
|      |                                                                                     | 6日   | ベネズエラ国会議員選挙が実施され、グアイド暫定大統領率いる主要野党は憲法に則った自由で公正な選挙ではないと主張し参加せず、マドゥーロ政権側と党が勝利した。                                                    |

## 日本関係

- 7日 日・ニュージーランド外相電話会談  
日・オランダ首脳電話会談
- 8日 茂木外務大臣がチュニジア、モザンビーク、南アフリカ及びモーリシャスを訪問（～13日）
- 12日 菅総理大臣が気候野心サミットにビデオメッセージで参加
- 14日 日・フィリピン首脳電話会談
- 16日 日・ノルウェー首脳電話会談
- 17日 日米外相電話会談
- 21日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合の開催  
茂木外務大臣とレシェトニコフ・ロシア経済発展相との貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合（テレビ会議形式）
- 22日 菅総理大臣とムハンマド・アブダビ皇太子との電話会談
- 28日 日・エジプト外相電話会談

## 国際関係

- 7日 日本が提出した核兵器廃絶決議が国連総会において採択
- 8日 英国で新型コロナのワクチン接種が開始。欧米で初
- 11日 イスラエルとモロッコが国交正常化に合意  
リトアニア総選挙（10月）後の連立協議の結果、シモニーテ氏が首相に就任
- 13日 ドラミニ・エスワティニ首相が死去
- 14日 WHOが、英国にて新型コロナウイルスの変異ウイルスが確認されたと発表  
米国大統領選挙・選挙人投票の結果、民主党候補のバイデン前副大統領が過半数を獲得し、事実上当選が確定
- 20日 イスラエルで新型コロナのワクチン接種が開始。その後接種率が世界1位となる。
- 24日 モルドバ大統領選挙（11月）で選出されたサンドゥ元首相が大統領に就任



# 要人往来

(2020年1月1日-12月31日)

〈記載対象と留意点〉

- 対象期間は2020年1月1日から同年12月31日まで
- 日本の要人の往訪については、皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官、総理特使、特派大使による外国訪問を記載
- 各国・機関の要人の来訪は、原則として各国の国家元首、王族、首相、国会議長、外相/外相より上位の閣僚又は国際機関の長の来日であり、  
(1) 日本の外務大臣又は外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、又は  
(2) 日本で開催された国際会議出席が目的であったものを記載
- 日本の要人が国際会議出席の機会に第三国要人と会談を行ったものは、会議開催国への往訪における往来目的・主要日程の欄に記載
- 要人の肩書は当時のもの
- 期間はいずれも現地における滞在期間

| 国・地域名 | 往/来 | 要人名 | 期 間 | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程 |
|-------|-----|-----|-----|-------------------|
|-------|-----|-----|-----|-------------------|

## (1) アジア・大洋州

|         |   |            |             |                                                                                                                                      |
|---------|---|------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インド     | 来 | ジャイシャンカル外相 | 10/6-10/7   | 10/6 菅総理大臣を表敬<br>10/6 第2回日米豪印外相会合出席<br>10/7 茂木外務大臣と会談                                                                                |
| インドネシア  | 往 | 茂木外務大臣     | 1/10        | ジョコ大統領を表敬<br>ルトノ外相と会談<br>ルフット海洋・投資担当調整相と会談<br>リムASEAN事務総長と会談<br>対ASEAN政策に関する外務大臣スピーチ実施                                               |
|         | 往 | 中山外務大臣政務官  | 1/15        | 2002年爆弾テロ事件慰霊碑献花                                                                                                                     |
|         | 往 | 菅総理大臣      | 10/20-10/21 | 10/20 ジョコ大統領と会談<br>10/21 ギナンジャール・インドネシア日本友好協会顧問、ゴーベル国会副議長ほか元日本留学生と意見交換                                                               |
| オーストラリア | 往 | 梶山経済産業大臣   | 1/9-1/11    | 1/10 第2回日豪経済閣僚対話出席<br>1/10 キアナバン資源・北部豪州相と会談<br>1/10 パラス・ビクトリア州財務相と会談<br>1/10 モナシュ大学技術研究所視察                                           |
|         | 往 | 中山外務大臣政務官  | 2/21-2/25   | 2/22 ニューサウスウェールズ州政府の西シドニー開発関係者と意見交換<br>2/24 ジャージ・クイーンズランド州総督と会談<br>2/24 トラッド・クイーンズランド州副首相兼財務相と会談<br>2/24 マクファーレン・クイーンズランド州資源評議会会長と会談 |
|         | 来 | ペイン外相      | 10/5-10/7   | 10/6 菅総理大臣を表敬<br>10/6 第2回日米豪印外相会合出席<br>10/7 茂木外務大臣と会談                                                                                |
|         | 来 | モリソン首相     | 11/17-11/18 | 11/17 菅総理大臣と会談                                                                                                                       |
|         | 来 | 朴智元国家情報院長  | 11/8-11/11  | 11/10 菅総理大臣を表敬                                                                                                                       |
| カンボジア   | 往 | 茂木外務大臣     | 8/21-8/22   | 8/22 フン・セン首相を表敬<br>8/22 ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力相と会談                                                                                       |
| シンガポール  | 往 | 萩生田文部科学大臣  | 1/8-1/9     | 1/9 オン教育相と会談                                                                                                                         |
|         | 往 | 茂木外務大臣     | 8/12-8/14   | 8/13 ビビアン・バラクリシュナン外相と会談<br>8/13 リー・シェンロン首相を表敬                                                                                        |

| 国・地域名     | 往/来 | 要人名                               | 期 間         | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                                                                                                 |
|-----------|-----|-----------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 往   | 河野内閣府特命担当大臣                       | 12/27-12/30 | 12/28 ヘン・スイキャット副首相と会談<br>12/28 チャン・チュンシン貿易産業相兼公共サービス担当相と会談<br>12/29 オン・イーカン運輸相と会談<br>12/29 ビビアン・バラクリシュナン外相兼スマートネーション構想担当相と会談                                      |
| タイ        | 往   | 茂木外務大臣                            | 1/7-1/8     | 1/7 ドーン外相と会談<br>1/7 プラユット首相を表敬                                                                                                                                    |
|           | 来   | ソムキット副首相                          | 2/16-2/19   | 2/18 茂木外務大臣と会談                                                                                                                                                    |
| 中国        | 往   | 西村内閣府特命担当大臣                       | 1/7-1/11    | 1/8 何立峰 <sup>ホリフミ</sup> 国家発展改革委員会主任と会談<br>1/9 陳敏爾 <sup>チェンミン</sup> 重慶市書記と会談<br>1/9 現地企業視察・関係者と意見交換                                                                |
|           | 往   | 萩生田文部科学大臣                         | 1/9-1/11    | 1/10 陳宝生 <sup>チェンバウ</sup> 教育部長と会談<br>1/10 兪銀恵 <sup>ユインヘ</sup> 韓国社会副総理兼教育部長官と会談<br>1/10 第3回日中韓教育大臣会合出席                                                             |
|           | 来   | 楊潔篪 <sup>ヤンジェチ</sup> 中国共産党中央政治局委員 | 2/28-2/29   | 2/28 茂木外務大臣と会談<br>2/28 安倍総理大臣を表敬                                                                                                                                  |
|           | 来   | 王毅 <sup>ワンギ</sup> 國務委員兼外交部長       | 11/24-11/25 | 11/24 茂木外務大臣と会談<br>11/25 菅総理大臣を表敬                                                                                                                                 |
| ネパール      | 往   | 中山外務大臣政務官                         | 1/16-1/17   | 1/17 バンドリ大統領を表敬<br>1/17 オリ首相を表敬<br>1/17 ギャワリ外相を表敬<br>1/17 バッタライ文化・観光・民間航空相を表敬                                                                                     |
| パプアニューギニア | 往   | 茂木外務大臣                            | 8/20-8/21   | 8/21 マラペ首相を表敬                                                                                                                                                     |
| 東ティモール    | 往   | 中山外務大臣政務官                         | 1/14-1/15   | 1/14 ルアク首相を表敬<br>1/14 バボ外務・協力相を表敬<br>1/14 対東ティモール支援20周年記念レセプション出席<br>1/15 ル・オロ大統領を表敬                                                                              |
| フィジー      | 往   | 中山外務大臣政務官                         | 2/25-2/28   | 2/26 ワンガイナンベテ保健相と会談<br>2/26 ナイラティカウ議会議長と会談<br>2/26 バイニマラマ首相を表敬<br>2/26 セルイラトゥ外相と会談<br>2/27 経済セミナー出席（官民合同経済ミッション）<br>2/27 クマール産業・貿易・観光相と会談<br>2/28 ナンディ川（洪水対策事業）視察 |
| フィリピン     | 往   | 竹本内閣府特命担当大臣                       | 1/7-1/10    | 1/7 ツガデ運輸相と会談<br>1/8 デラパーニャ科学技術担当相と会談<br>1/9 ホナサン情報通信相と会談<br>1/10 ロペス貿易産業相と会談                                                                                     |
|           | 往   | 茂木外務大臣                            | 1/8-1/9     | 1/9 ドミンガス財務相と会談<br>1/9 ロクシン外相と会談<br>1/9 ドゥテルテ大統領を表敬                                                                                                               |
| ベトナム      | 往   | 茂木外務大臣                            | 1/5-1/7     | 1/6 フック首相を表敬<br>1/6 ミン副首相兼外相と会談<br>1/6 アイン商工相と会談                                                                                                                  |
|           | 往   | 高市総務大臣                            | 1/8-1/10    | 1/8 チン共産党中央組織委員長と会談<br>1/9 フン情報通信相と会談<br>1/9 「情報通信分野における協力覚書」及び「郵便分野における協力覚書」改定署名式出席<br>1/9 フック首相を表敬                                                              |
|           | 往   | 中山外務大臣政務官                         | 2/9-2/11    | 2/10 国連三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP）訓練開講式出席<br>2/10 タン・ホーチミン国家政治学院院長と会談<br>2/11 チュン外務次官と会談                                                                               |

| 国・地域名 | 往/来 | 要人名    | 期 間         | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                   |
|-------|-----|--------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 往   | 菅総理大臣  | 10/18-10/20 | 10/19 フック首相と会談<br>10/19 チョン共産党書記長兼国家主席と会談<br>10/19 ガン国会議長と会談<br>10/19 チン越日友好議連会長と会談 |
| マレーシア | 往   | 茂木外務大臣 | 8/14-8/15   | 8/14 ヒシャムディン外相と会談<br>8/14 アズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相と会談                                     |
| ミャンマー | 往   | 茂木外務大臣 | 8/24-8/25   | 8/24 アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相を表敬<br>8/24 ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談                           |
| モンゴル  | 往   | 茂木外務大臣 | 10/9-10/10  | 10/9 フレルスフ首相を表敬<br>10/9 エンフタイワン外相と会談<br>10/10 バトトルガ大統領を表敬                           |
| ラオス   | 往   | 茂木外務大臣 | 8/23-8/24   | 8/23 サルムサイ外相と会談<br>8/23 トンルン首相を表敬                                                   |

## (2) 北米

|    |   |           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|---|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米国 | 往 | 尾身外務大臣政務官 | 1/5-1/11  | 1/6 ナテラ・ラスパウ事務局長ほかと会談<br>1/7 ムランボ・ヌクカ国連女性機関事務局長と会談<br>1/7 劉振民国連事務次長・経済社会局長と会談<br>1/7 中満国連事務次長・軍縮担当上級代表と会談<br>1/8 シュレイファー米国ユダヤ人委員会会長ほかと会談<br>1/9 チャオ運輸長官と会談<br>1/9 ローレンス下院議員と会談<br>1/9 シュライアー下院議員と会談<br>1/9 ライス下院議員と会談<br>1/9 フィンケナウアー下院議員と会談<br>1/10 ジャパン・ハウス ロサンゼルス視察 |
|    | 往 | 加藤厚生労働大臣  | 1/9-1/11  | 1/9 国防省捕虜・行方不明者調査局 (DPAA) 訪問<br>1/10 国立太平洋記念墓地訪問<br>1/10 マキキ日本人墓地訪問                                                                                                                                                                                                    |
|    | 往 | 河野防衛大臣    | 1/12-1/15 | 1/13 太平洋ミサイル試験場視察<br>1/13 インド太平洋軍司令部訪問及びデービッドソン・インド太平洋軍司令官と意見交換<br>1/14 戦略国際問題研究所 (CSIS) での講演<br>1/14 エスパー国防長官と会談<br>1/15 有識者と意見交換                                                                                                                                     |
|    | 往 | 茂木外務大臣    | 1/13-1/14 | 1/14 日米韓外相会合出席<br>1/14 ボンペオ国務長官と会談<br>1/14 康京和韓国外交部長官と会談                                                                                                                                                                                                               |
|    | 往 | 梶山経済産業大臣  | 1/13-1/14 | 1/13 ブルイエット・エネルギー長官と会談<br>1/13 クドロー国家経済会議委員長と会談<br>1/13 ライトハイザー通商代表と会談<br>1/13 ホーガン欧州委員 (貿易担当) と会談<br>1/14 第7回三極貿易大臣会合出席                                                                                                                                               |
|    | 往 | 鈴木外務副大臣   | 2/2-2/7   | 2/2 ダラス外交問題委員会関係者と意見交換<br>2/3 カプラン・ダラス連邦準備銀行総裁と意見交換<br>2/4 ケンプ・ジョージア州知事と会談<br>2/4 トッカーチ・アトランタ連邦準備銀行副総裁と意見交換<br>2/5 リー・テネシー州知事と会談<br>2/6 ノーザム・バージニア州知事と会談<br>2/6 バーキン・リッチモンド連邦準備銀行総裁と意見交換<br>2/7 全米知事会総会参加の5州の州知事とそれぞれ個別に会談                                             |



| 国・地域名 | 往/来 | 要人名       | 期 間       | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                                                                                                                             |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 往   | 中山外務大臣政務官 | 3/8-3/11  | 3/9 ポラード国連事務次長（管理戦略・政策・コンプライアンス局長）と会談<br>3/9 米国在郷軍人会議員レセプション出席<br>3/10 ナッパー国務次官補代理と会談<br>3/10 バッド下院議員と会談<br>3/10 ラウダーミルク下院議員と会談<br>3/10 フォスター下院議員と会談<br>3/10 グッドマン戦略国際問題研究所（CSIS）上級副所長ほかと意見交換 |
|       | 往   | 河野防衛大臣    | 8/29      | エスパー国防長官と会談<br>アンダーセン空軍基地視察                                                                                                                                                                   |
|       | 来   | ポンペオ国務長官  | 10/5-10/6 | 10/6 第2回日米豪印外相会合出席<br>10/6 菅総理大臣を表敬<br>10/6 茂木外務大臣と会談                                                                                                                                         |

### (3) 中南米

|        |   |         |           |                                                                                                                     |
|--------|---|---------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウルグアイ  | 往 | 河村特派大使  | 3/1-3/2   | 3/1 ラカジェ・ボウ大統領就任式出席<br>3/2 ラカジェ・ボウ大統領を表敬                                                                            |
| グアテマラ  | 往 | 山口特派大使  | 1/12-1/15 | 1/13 モラレス前大統領を表敬<br>1/14 ジャマテイ大統領就任式出席<br>1/14 ジャマテイ大統領を表敬                                                          |
| ニカラグア  | 往 | 鈴木外務副大臣 | 1/15-1/16 | 1/15 オルテガ大統領及びムリージョ副大統領を表敬<br>1/15 モンカダ外相と会談<br>1/15 ニカラグア日本友好議員連盟と意見交換<br>1/16 企業関係者と意見交換                          |
| ブラジル   | 往 | 山東参議院議長 | 1/9-1/15  | 1/10 ブランデーリ外相代行と会談<br>1/10 上院議員団と会談                                                                                 |
|        | 往 | 鈴木外務副大臣 | 2/14-2/15 | 2/14 第24回米州日系国際スポーツ親善大会（コンフラ）開会式出席<br>2/14 アラウージョ外相と会談<br>2/14 バーホス連邦上院議員及びカタギリ連邦下院議員と意見交換<br>2/15 ジャパン・ハウス サンパウロ訪問 |
| ベリーズ   | 往 | 鈴木外務副大臣 | 1/16-1/17 | 1/16 エルリントン内務・外務相と会談<br>1/17 ヤング総督を表敬<br>1/17 青年海外協力隊員と意見交換                                                         |
| ホンジュラス | 往 | 鈴木外務副大臣 | 1/14-1/15 | 1/15 アルバロ副大統領を表敬<br>1/15 ロサレス外務・国際協力相と会談                                                                            |

### (4) 欧州

|        |   |                                  |             |                                                                                         |
|--------|---|----------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 英国     | 来 | ラーブ外務・英連邦相                       | 2/8-2/9     | 2/8 茂木外務大臣と会談                                                                           |
|        | 往 | 茂木外務大臣                           | 8/5-8/7     | 8/5 ラーブ外務・英連邦相と会談<br>8/6-7 トラス国際貿易相と会談                                                  |
|        | 来 | トラス国際貿易相                         | 10/22-10/24 | 10/23 日英包括的経済連携協定署名式出席<br>10/23 茂木外務大臣と会談                                               |
| エストニア  | 来 | ラタス首相                            | 2/10-2/14   | 実務訪問賓客<br>2/10 安倍総理大臣と会談、安倍総理大臣主催晩餐会出席<br>2/10 秋篠宮皇嗣殿下が御引見                              |
| オーストリア | 往 | 若宮外務副大臣                          | 2/9-2/11    | 2/10 核セキュリティに関する国際原子力機関（IAEA）国際会議出席<br>2/10 グロッシーIAEA事務局長と会談<br>2/11 ブルイエット米国エネルギー長官と会談 |
| スイス    | 往 | 橋本東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 | 1/9-1/11    | 1/9 第3回ユースオリンピック冬季競技大会開会式出席<br>1/11 バッハ国際オリンピック委員会（IOC）会長と会談                            |

| 国・地域名  | 往/来 | 要人名                              | 期 間       | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|-----|----------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 往   | 若宮外務副大臣                          | 1/21-1/24 | 1/22 世界経済フォーラム（WEF）年次総会（ダボス会議）出席<br>1/23 WEF主催G20フォローアップ会合出席<br>1/23 世界貿易機関（WTO）投資円滑化有志国閣僚会合出席<br>1/23 カナダ政府主催WTO少数国閣僚会合出席<br>1/23 プレマー・ユーラシア・グループ代表と会談<br>1/23 アブドゥラー・サウジアラビア商業投資相と会談<br>1/24 WTO電子商取引有志国閣僚会合出席<br>1/24 スイス政府主催WTO非公式閣僚会合出席<br>1/24 アゼベドWTO事務局長と会談                                                                                                                                                            |
|        | 往   | 尾身外務大臣政務官                        | 2/23-2/26 | 2/24 ダマレス・ブラジル女性・家族・人権相と会談<br>2/24 ヴィトリノ国際移住機関（IOM）事務局長と会談<br>2/24 マウラー赤十字国際委員会（ICRC）総裁と会談<br>2/24 アル・ハーテル・カタール外相補佐官と会談<br>2/24 ジェルノフスキ・北マケドニア外務副大臣と会談<br>2/25 チョウ・ティン・スエ・ミャンマー国家最高顧問府相と会談<br>2/25 水鳥国連事務総長特別代表（防災担当）と会談<br>2/25 ジュネーブ軍縮会議（CD）公式本会議出席<br>2/25 対人地雷禁止条約第5回プレッシング会合出席<br>2/25 第43回人権理事会ハイレベル・セグメント出席<br>2/25 テドロスWHO事務局長と会談<br>2/26 ジャノッティ欧州合同原子核研究機関（CERN）所長と会談<br>2/26 パチエレ国連人権高等弁務官と会談<br>2/26 ブロロ・グアテマラ外相と会談 |
| スウェーデン | 往   | 武田国家公安委員会委員長<br>兼国家公務員制度担当大臣     | 1/9-1/11  | 1/10 シェカラビ社会保障相と会談<br>1/10 リンドハーゲン男女平等・差別問題対策相と会談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ドイツ    | 往   | 江藤農林水産大臣                         | 1/16-1/18 | 1/17 バステラ・アルゼンチン農牧漁業相と会談<br>1/17 ヴェイチェホフスキ欧州委員（農業・農村開発担当）と会談<br>1/17 キリアキデス欧州委員（保健衛生・食品安全担当）と会談<br>1/17 アフリカ豚熱（ASF）に関するハイレベル国際会議出席<br>1/18 クレックナー食料・農業相と会談<br>1/18 シャフルル・インドネシア農業相と会談<br>1/18 第12回ベルリン農業大臣会合出席                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 往   | 茂木外務大臣                           | 2/14-2/15 | 2/15 日米韓外相会合出席<br>2/15 第56回ミュンヘン安全保障会議出席<br>2/15 康京和韓国外交部長官と会談<br>2/15 ザリーフ・イラン外相と会談<br>2/15 王毅中国國務委員兼外交部長と会談<br>2/15 ラヴロフ・ロシア外相と会談                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 往   | 河野防衛大臣                           | 2/15      | 第56回ミュンヘン安全保障会議出席<br>ザホロドニューク・ウクライナ国防相と会談<br>サージャン・カナダ国防相と会談<br>パルリ・フランス軍事相と会談<br>クランプ＝カレンバウアー国防相と会談<br>ボレルEU上級代表と会談<br>ストルテンベルグNATO事務総長と会談                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| フランス   | 往   | 橋本東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 | 1/7-1/9   | 1/8 マラシネアヌ・スポーツ相と会談<br>1/9 カステックス2024パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会担当関係省庁代表と会談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 国・地域名 | 往/来 | 要人名                          | 期 間       | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                        |
|-------|-----|------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 往   | 武田国家公安委員会委員長<br>兼国家公務員制度担当大臣 | 1/8-1/9   | 1/8 ストック国際刑事警察機構（ICPO）事務総長と会談<br>1/9 カスタネール内務相と会談<br>1/9 デュソプト公共政策・公会計大臣付担当長官と会談         |
|       | 往   | 衛藤内閣府特命担当大臣                  | 1/12-1/15 | 1/14 グリア経済協力開発機構（OECD）事務総長と会談<br>1/15 デュボス連帯・保健相付担当長官と会談                                 |
|       | 往   | 茂木外務大臣                       | 9/30-10/2 | 10/1 ル・ドリアン外相と会談<br>10/1 アズレー・ユネスコ事務局長と会談<br>10/1 オモマ・ケニア外務長官と会談<br>10/1 マース・ドイツ外相とテレビ会談 |
| ポーランド | 来   | モラヴィエツキ首相                    | 1/20-1/22 | 実務訪問賓客<br>1/21 安倍総理大臣と会談、安倍総理大臣主催晩餐会出席<br>1/21 秋篠宮皇嗣同妃両殿下が御引見                            |
|       | 来   | グロツキ上院議長                     | 2/18-2/23 | 2/19 山東参議院議長と会談<br>2/19 大島衆議院議長と会談<br>2/20 安倍総理大臣と会談                                     |
| ポルトガル | 往   | 茂木外務大臣                       | 9/30      | レベロ・デ・ソウザ大統領を表敬<br>サントス・シルヴァ外相と会談                                                        |

## (5) ロシア、中央アジアとコーカサス

|         |   |                    |             |                 |
|---------|---|--------------------|-------------|-----------------|
| ウズベキスタン | 来 | ウムルザーク副首相兼投資・対外貿易相 | 12/14-12/15 | 12/15 茂木外務大臣と会談 |
|---------|---|--------------------|-------------|-----------------|

## (6) 中東と北アフリカ

|          |   |              |           |                                                                                                                                         |
|----------|---|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アラブ首長国連邦 | 往 | 山東参議院議長      | 1/8-1/9   | 1/8 ジャーベル国務相と会談                                                                                                                         |
|          | 往 | 若宮外務副大臣      | 1/11-1/13 | 1/11-12 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第10回総会出席<br>1/11 アリフィン・インドネシア・エネルギー・鉱物資源相と会談<br>1/12 ラ・カメラ IRENA 事務局長と会談<br>1/12 ボワルディ国防担当国務相と会談            |
|          | 往 | 安倍総理大臣       | 1/13-1/14 | 1/13 ムハンマド・アブダビ皇太子殿下と会談                                                                                                                 |
| オマーン     | 往 | 安倍総理大臣       | 1/14      | カブース前国王の崩御を受けたハイサム国王への弔問<br>アスアド国際関係・協力担当副首相兼国王特別代理と会談<br>ファハド閣僚評議会担当副首相と会談                                                             |
| クウェート    | 往 | 茂木外務大臣（特派大使） | 10/3-10/4 | 10/3 アフマド外相と会談<br>10/4 サバーハ・クウェート前首長の薨去を受けたナッワーフ新首長への弔問                                                                                 |
| サウジアラビア  | 往 | 安倍総理大臣       | 1/11-1/13 | 1/12 サルマン国王陛下と会談<br>1/12 ムハンマド皇太子殿下と会談                                                                                                  |
|          | 往 | 麻生副総理兼財務大臣   | 2/22-2/23 | 2/22-23 G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席<br>2/22 グアルティエリ・イタリア経済財政相と会談<br>2/22 ジェンティローニ欧州委員（経済財政担当）と会談<br>2/23 ムニューシン米国財務長官と会談<br>2/23 カーニー英国中央銀行総裁と会談 |
|          | 往 | 茂木外務大臣       | 10/2-10/3 | 10/3 ファイサル外相と会談<br>10/3 アブドルアジーズ・エネルギー相と会談                                                                                              |
| チュニジア    | 往 | 茂木外務大臣       | 12/8-12/9 | 12/9 ナフティ外務・移民・在外チュニジア人相付国務長官と会談<br>12/9 ムシーシー首相を表敬<br>12/9 サイド大統領を表敬                                                                   |



| 国・地域名 | 往/来 | 要人名       | 期 間       | 往 来 目 的 ・ 主 要 日 程                                                                                                 |
|-------|-----|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| モロッコ  | 往   | 鈴木外務副大臣   | 1/7-1/9   | 1/8 第5回日・モロッコ合同委員会出席<br>1/8 エル・アラミ産業相と会談<br>1/8 アハヌッシュ農業・海洋漁業・地方開発・水資源・森林相と会談                                     |
|       | 往   | 中谷外務大臣政務官 | 2/16-2/19 | 2/17 エル・オトマニ首相を表敬<br>2/17 エル・アラミ産業相と会談<br>2/17 ジャズリ外務・アフリカ協力・在外モロッコ人相付在外モロッコ人担当特命相と会談<br>2/17 モロッコ投資促進庁主催投資セミナー出席 |

## (7) アフリカ

|        |   |           |             |                                                                                                                         |
|--------|---|-----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セネガル   | 往 | 中谷外務大臣政務官 | 2/19-2/21   | 2/20 サル大統領を表敬<br>2/20 バ外務・在外自国民相と会談<br>2/20 日・セネガル投資促進経済委員会第1回会合及び投資・大規模工事促進公社（APIX）主催投資セミナー出席<br>2/20 ホットゥ経済・計画・協力相と会談 |
| 南アフリカ  | 往 | 茂木外務大臣    | 12/11-12/12 | 12/12 パンドール国際関係・協力相と会談<br>12/12 ラマポーザ大統領と電話会談                                                                           |
| モザンビーク | 往 | 三原総理特使    | 1/14-1/16   | 1/15 ニュシ大統領就任式出席<br>1/16 ニュシ大統領を表敬                                                                                      |
|        | 往 | 茂木外務大臣    | 12/10-12/11 | 12/10 ニュシ大統領を表敬<br>12/11 マカモ外務協力相と会談                                                                                    |
| モーリシャス | 往 | 茂木外務大臣    | 12/12-12/13 | 12/13 ジャグナット首相を表敬<br>12/13 ボグ外務・地域統合・国際貿易相と会談<br>12/13 モーリシャス島南東部における油流出被害状況視察                                          |

## (8) 国際機関

|                      |   |           |             |                                                                                             |
|----------------------|---|-----------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際オリンピック委員会（IOC）     | 来 | バッハ会長     | 11/15-11/18 | 11/16 菅総理大臣を表敬                                                                              |
| 国際原子力機関（IAEA）        | 来 | グロッシー事務局長 | 2/25-2/28   | 外務省賓客（外務省賓客としての滞在期間は2/25-2/27）<br>2/25 茂木外務大臣と会談<br>2/25 安倍総理大臣を表敬<br>2/26 東京電力福島第一原子力発電所視察 |
| 国際再生可能エネルギー機関（IRENA） | 来 | ラ・カメラ事務局長 | 3/3-3/4     | 3/4 若宮外務副大臣と会談                                                                              |
| 国際熱核融合実験炉機構（ITER）    | 来 | ビゴ機構長     | 1/30-1/31   | 1/31 尾身外務大臣政務官と会談                                                                           |
| 国連軍縮研究所（UNIDIR）      | 来 | ドゥワン所長    | 3/4-3/6     | 3/6 核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合出席                                                               |
| 日中韓協力事務局（TCS）        | 来 | 道上事務局長    | 1/15-17     | 1/16 若宮外務副大臣を表敬                                                                             |

## 用語索引

### 英字

ACT アクセラレータ 8, 9, 181  
COVAX ファシリティ 8, 9, 10  
EU 離脱 90, 100, 101, 102, 103, 150, 151, 165, 181  
G7 4, 36, 46, 90, 106, 117, 161, 181, 195, 199, 202,  
211, 234, 241, 248, 249, 318, 319, 321, 322  
G20 4, 14, 22, 57, 88, 90, 106, 128, 140, 156, 157,  
160, 161, 162, 169, 170, 172, 175, 181, 197, 209, 232,  
236, 248, 249, 250, 252, 260, 319, 322, 325  
G20 エネルギー大臣会合 169  
Gavi 8, 9, 10, 249, 310  
JENESYS 43, 52, 69, 70, 72  
JET プログラム 261, 264  
JICA 海外協力隊 142, 261, 265, 278, 279  
JPO 派遣制度 274, 276, 312, 313  
MIRAI 101

### あ

アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO) 226  
アジア欧州会合(ASEM) 108, 109, 110, 111, 199  
アジア欧州財団(ASEF) 109, 110, 111  
アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP) 201, 203  
アジア開発銀行(ADB) 197, 273, 313  
アジア太平洋経済協力(APEC) 4, 47, 71, 72, 80,  
96, 153, 157, 160, 162, 163, 164, 172, 252, 325  
APEC 首脳会議 4, 47, 80, 96, 162, 163, 164, 325  
アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP) 153, 163, 164  
アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSNET) 211  
アジア不拡散協議(ASTOP) 212  
アジア輸出管理セミナー 212  
ASEAN 海洋フォーラム拡大大会合(EAMF) 199  
ASEAN 感染症対策センター 11, 23, 74, 75, 77, 79,  
237  
ASEAN 地域フォーラム(ARF) 32, 71, 72, 187, 192,  
199, 203, 204, 211, 323  
ASEAN+3 首脳会議 77

アフリカ開発会議(TICAD) 24, 26, 134, 135, 136,  
137, 142, 145, 193, 242, 243, 249, 260, 268  
アフリカ連合(AU) 136, 140, 141, 170

### い

慰安婦 21, 33, 34, 39, 40, 41, 42, 259, 306, 307  
遺棄化学兵器 54  
一国二制度 46, 55, 78, 79  
一帯一路 65  
一般討論演説 4, 36, 38, 194, 218, 247, 249, 323  
一方的な現状変更 16, 18, 21, 49, 73, 75, 78, 108,  
199, 201, 222  
違法・無報告・無規制(IUU) 漁業 172, 175  
イラクとレバントのイスラム国(ISIL) 124, 129,  
130, 195, 198, 285  
インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)  
27, 28, 29, 32, 33, 61, 72, 73, 75, 78, 79, 180, 190,  
199, 237, 238  
インフラシステム海外展開戦略 166, 236

### う

ウェブサイト 108, 215, 258, 261, 294, 312  
宇宙 16, 17, 18, 22, 49, 181, 183, 184, 186, 204,  
205, 206, 303  
海における法の支配の三原則 73, 226

### え

栄養 4, 23, 138, 171, 236, 239, 249  
液化天然ガス(LNG) 60, 89, 168  
エネルギー安全保障 89, 128, 164, 168, 169, 170,  
171, 241  
エネルギー憲章に関する条約(ECT) 171  
エネルギー・鉱物資源 168, 169  
円借款 14, 60, 65, 77, 97, 138, 236, 237, 238, 239

## お

欧州安全保障協力機構(OSCE) 109, 116  
 欧州委員会 100, 101, 324  
 欧州議会 100, 102, 123  
 欧州評議会(CoE) 109, 116  
 欧州理事会 101, 102, 207  
 欧州連合(EU) 9, 28, 29, 30, 31, 37, 47, 48, 49, 66,  
 84, 88, 90, 99, 100, 101, 102, 103, 105, 107, 109, 113,  
 115, 116, 122, 123, 127, 148, 149, 150, 151, 153, 155,  
 156, 157, 160, 165, 181, 191, 192, 206, 207, 212, 226,  
 227, 228, 229, 232, 241, 256, 318, 320, 323, 324, 325  
 オゾン層の保護のためのウィーン条約 251  
 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール  
 議定書 251  
 オーストラリア・グループ(AG) 212  
 オリンピック・パラリンピック 4, 15, 52, 80, 85,  
 87, 103, 104, 105, 112, 115, 161, 162, 167, 214, 218,  
 259, 265, 280, 281, 282, 283, 319  
 温室効果ガス 168, 169, 181, 206, 251, 252, 253

## か

海外安全情報 286, 287  
 海外安全ホームページ 5, 286, 287, 288, 291  
 外交記録公開 299  
 海上交通 198, 201, 238  
 海賊 26, 62, 120, 137, 160, 169, 191, 201, 202, 203  
 開発協力大綱 192, 233, 235, 246, 247, 249  
 外務省ホームページ 34, 41, 42, 43, 53, 118, 234,  
 243, 259, 260, 282, 295, 296, 297, 306, 307, 308,  
 309  
 外務・防衛閣僚協議(「2+2」) 29, 69, 120, 184, 186,  
 187, 188  
 海洋 18, 24, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 42, 50, 53, 54, 57,  
 59, 61, 62, 66, 70, 73, 75, 76, 77, 78, 79, 102, 112,  
 138, 139, 140, 172, 173, 175, 180, 181, 183, 184, 187,  
 191, 198, 199, 201, 202, 203, 214, 222, 226, 227, 237,  
 238, 239, 250, 254, 255, 273, 311  
 海洋安全保障 24, 27, 29, 30, 66, 70, 102, 184, 187,  
 191, 198, 199, 202  
 海洋状況把握(MDA) 202, 203

海洋プラスチックごみ 78, 175, 181, 237, 239, 250  
 科学技術外交 255, 256, 257  
 化学兵器 54, 211, 212, 215, 216, 311  
 化学兵器禁止条約(CWC) 54, 215, 216  
 核軍縮 23, 208, 209, 210, 211, 214, 278  
 拡散に対する安全保障構想(PSI) 211, 212  
 核実験 36, 208, 210, 218, 219, 310, 313, 323  
 核セキュリティ 211, 213, 214  
 核兵器 23, 35, 208, 209, 210, 211, 212, 218, 278,  
 324, 326  
 核兵器廃絶決議 23, 208, 209, 210, 326  
 核兵器不拡散条約(NPT) 23, 208, 209, 211, 214, 215  
 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)  
 208, 210  
 核・ミサイル 17, 31, 35, 36, 38, 49, 70, 212, 219  
 過激主義 16, 105, 124, 132, 135, 194, 195, 196, 233  
 カリブ共同体(CARICOM: カリコム) 92, 299  
 感染症 2, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 16, 17, 23, 24, 27, 32, 43,  
 48, 55, 56, 58, 60, 74, 75, 77, 79, 85, 91, 92, 99, 104,  
 107, 110, 111, 112, 117, 121, 135, 139, 141, 142, 145,  
 148, 151, 157, 161, 162, 164, 172, 180, 181, 186, 217,  
 218, 231, 236, 237, 239, 244, 246, 249, 252, 257, 258,  
 260, 265, 272, 275, 276, 277, 278, 279, 283, 285, 286,  
 287, 291, 292, 296, 298, 301, 312, 317, 318, 319, 320,  
 324  
 感染症危険情報 5, 8, 286, 287, 319, 324  
 環太平洋パートナーシップ協定(TPP12) 47, 148,  
 149, 180  
 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先  
 進的な協定(TPP11) 22, 28, 47, 48, 67, 69, 70,  
 88, 90, 91, 93, 148, 149, 150, 152, 153, 157, 160, 181  
 官民連携 89, 128, 148, 165, 195, 197, 237, 265

## き

気候変動枠組条約 23, 96, 181, 251, 252, 253, 311,  
 313  
 技術協力 11, 12, 58, 75, 77, 79, 139, 140, 156, 162,  
 190, 202, 215, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242,  
 243, 250, 256, 257  
 北大西洋条約機構(NATO) 19, 90, 100, 101, 108,  
 109, 116, 127, 130



北朝鮮人権状況決議 37, 228, 229  
 機微技術 207  
 基本的価値 24, 28, 55, 56, 64, 67, 70, 78, 92, 94, 96,  
 97, 99, 100, 101, 108, 114, 115, 149, 150, 241  
 基本的人権 22, 36, 46, 55, 149  
 旧朝鮮半島出身労働者問題 21, 39, 40, 41, 308, 309  
 旭日旗 259  
 金融活動作業部会(FATF) 197

## く

草の根・人間の安全保障無償資金協力 238, 247  
 草の根文化無償資金協力 267  
 クラスター弾に関する条約(CCM) 217  
 軍縮 22, 23, 109, 208, 209, 210, 211, 214, 215, 216,  
 217, 219, 278, 314  
 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI) 23, 208, 209  
 軍事力 17, 18, 31, 49, 183, 191

## け

経済安全保障 16, 69, 191, 206, 207, 208, 225  
 経済協力開発機構(OECD) 97, 159, 160, 168, 197,  
 235, 236, 243, 278, 310, 311, 312, 313  
 経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)  
 97, 159, 235, 243, 246, 278, 310, 311, 312, 313  
 経済連携協定(EPA) 22, 28, 44, 67, 72, 88, 90, 93,  
 101, 102, 103, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154,  
 155, 157, 160, 165, 181, 224, 225, 227, 260, 267,  
 321, 323, 324  
 原子力供給国グループ(NSG) 212  
 原子力協定 215  
 賢人会議 23, 208, 209

## こ

コーカサス・イニシアティブ 122  
 国際移住機関(IOM) 13, 198, 240, 241, 272, 273,  
 310, 313  
 国際エネルギー機関(IEA) 170, 311  
 国際海底機構(ISA) 226  
 国際海洋法裁判所(ITLOS) 222, 224, 226, 273, 311

国際協力機構(JICA) 11, 12, 68, 75, 139, 142, 160,  
 166, 198, 202, 206, 237, 240, 241, 242, 243, 261,  
 265, 278, 279, 280, 294  
 国際協力事業安全対策会議 237  
 国際経済紛争 224, 225  
 国際刑事裁判所(ICC) 201, 222, 224, 227, 228, 234,  
 273, 310, 313  
 国際原子力機関(IAEA) 211, 212, 213, 214, 215,  
 310, 313, 321, 322  
 国際交流基金(JF) 259, 261, 262, 263, 266, 267  
 国際再生可能エネルギー機関(IRENA) 170  
 国際司法裁判所(ICJ) 42, 63, 222, 223, 224, 273,  
 307, 325  
 国際女性会議WAW! 248  
 国際人権法 229  
 国際人道法 229, 232  
 国際水路機関(IHO) 43  
 国際組織犯罪防止条約(TOC条約) 197  
 国際通貨基金(IMF) 31, 65, 96, 313  
 国際的なルール作り 17, 22, 152, 156, 172, 181, 204,  
 212, 314  
 国際テロ情報収集ユニット(CTU-J) 195  
 国際熱帯木材機関(ITTO) 251, 311  
 国際捕鯨委員会(IWC) 172  
 国際保健 8, 9, 10, 20, 23, 55, 111, 112, 249  
 国際民間航空機関(ICAO) 55, 291, 313  
 国際輸出管理レジーム 212  
 国際連合(UN) 12, 130, 136, 138, 141, 192, 195, 198,  
 199, 217, 218, 230, 233, 234, 267, 273, 310, 311, 313  
 国際連合大学(UNU) 267, 311, 313  
 国際労働機関(ILO) 249, 250, 313  
 国内避難民 124, 131, 136, 143, 233, 244, 245, 278  
 国連安全保障理事会(国連安保理) 17, 22, 23, 34,  
 35, 60, 70, 78, 79, 90, 93, 112, 113, 123, 127, 132,  
 140, 190, 198, 212, 213, 217, 218, 219, 220, 234, 278  
 国連安保理改革 23, 217, 218, 219, 220  
 国連安保理決議 17, 22, 34, 35, 70, 78, 79, 90, 127,  
 132, 190, 212, 213, 219, 234, 278  
 国連安保理非常任理事国 60, 140  
 国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS) 204  
 国連開発計画(UNDP) 12, 141, 142, 193, 202, 275,  
 310, 313

国連海洋法条約(UNCLOS) 32, 73, 78, 79, 183,  
 187, 199, 201, 226, 227  
 国連環境計画(UNEP) 250, 310, 311  
 国連教育科学文化機関(UNESCO) 19, 195, 196,  
 261, 268, 310, 311, 313  
 国連国際法委員会(ILC) 224  
 国連児童基金(UNICEF) 12, 241, 245, 249, 310, 313  
 国連食糧農業機関(FAO) 138, 171, 172, 310, 313  
 国連女性機関(UN Women) 12, 195, 198, 233, 234,  
 310, 313  
 国連女性の地位委員会(CSW) 233  
 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) 231  
 国連人権理事会 19, 37, 41, 46, 228, 229, 230  
 国連世界食糧計画(WFP) 136, 137, 138, 140, 141,  
 239, 240, 310, 313  
 国連総会 3, 4, 23, 24, 36, 37, 38, 46, 157, 173, 181,  
 194, 195, 204, 208, 209, 210, 211, 216, 217, 218,  
 219, 220, 222, 224, 227, 229, 231, 247, 248, 249,  
 323, 325, 326  
 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) 66, 244, 245,  
 310, 313  
 国連パレスチナ難民支援機関(UNRWA) 310  
 国連平和維持活動(PKO) 23, 49, 57, 136, 144, 182,  
 192, 193, 194, 219, 220, 221  
 国連平和構築委員会(PBC) 193, 194  
 国連平和構築基金(PBF) 194  
 国連ボランティア 12, 13  
 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)  
 192, 193  
 国連薬物・犯罪事務所(UNODC) 60, 120, 195, 197,  
 198, 202, 310, 311  
 国家安全維持法 46, 78, 79, 321  
 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ) 227  
 国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)条項 225

## さ

再生可能エネルギー 168, 169, 170, 247, 254  
 在日米軍 21, 35, 70, 71, 184, 187, 188, 189, 190  
 サイバー 16, 17, 18, 22, 37, 49, 52, 89, 100, 109,  
 113, 115, 181, 183, 184, 186, 187, 195, 197, 203,  
 204, 207, 208, 303

在留邦人 6, 58, 74, 137, 237, 286, 287, 288, 291, 293,  
 294, 299  
 サプライチェーン 3, 17, 47, 48, 58, 61, 75, 76, 77,  
 91, 148, 150, 152, 156, 161, 162, 163, 164, 171, 172,  
 207, 208, 249  
 三角協力 91

## し

シーレーン 28, 59, 60, 64, 66, 198, 201, 202, 237  
 資源外交 148, 168, 169, 170  
 資源開発 18, 54, 140, 141, 199, 226, 254  
 持続可能な開発のための2030アジェンダ 218,  
 246, 323  
 持続可能な開発目標(SDGs) 17, 23, 28, 32, 72, 75,  
 76, 92, 158, 162, 166, 174, 175, 176, 177, 180, 181,  
 196, 199, 206, 215, 218, 230, 236, 238, 240, 246,  
 247, 248, 249, 257, 260, 278, 326  
 質の高いインフラ 22, 24, 29, 75, 76, 88, 160, 162,  
 163, 164, 181, 187, 236, 237, 243  
 姉妹都市 69, 70, 120, 282, 283  
 社会保障協定 154, 227  
 ジャパン・ハウス 104, 259  
 ジャパン・プラットフォーム(JPF) 276  
 シングリラ・ダイアログ(アジア安全保障会議)  
 192, 198, 226, 303  
 自由で開かれたインド太平洋(FOIP) 20, 21, 24,  
 26, 27, 28, 29, 30, 32, 33, 57, 61, 64, 67, 69, 70, 71,  
 72, 73, 74, 75, 76, 78, 79, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 101,  
 102, 103, 105, 106, 107, 108, 109, 112, 136, 137, 138,  
 162, 166, 180, 184, 186, 190, 191, 198, 199, 236, 237,  
 238, 299, 303  
 自由貿易協定(FTA) 72, 92, 93, 148, 149, 153, 155  
 食料安全保障 77, 144, 164, 171, 172, 206, 239, 251  
 食料・農業植物遺伝資源条約 251  
 女子差別撤廃委員会(CEDAW) 234  
 自律型致死兵器システム(LAWS) 216  
 上海協力機構(SCO) 118, 122  
 集団安全保障条約機構(CSTO) 116, 122  
 新型コロナ 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14,  
 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29, 32,  
 33, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51,

52, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 71, 74, 75, 77, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 145, 148, 150, 151, 152, 154, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 164, 165, 166, 168, 169, 170, 171, 172, 180, 181, 182, 186, 187, 188, 190, 192, 194, 195, 203, 205, 209, 210, 211, 217, 218, 219, 226, 227, 228, 229, 231, 232, 233, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 247, 248, 249, 250, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 272, 273, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 290, 291, 292, 294, 296, 297, 298, 299, 301, 303, 317, 318, 319, 320, 321, 323, 325, 326

人権 16, 19, 20, 22, 23, 28, 34, 36, 37, 39, 41, 46, 48, 55, 63, 87, 91, 99, 100, 109, 111, 149, 150, 185, 217, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 241, 273, 278, 312, 321, 324

新興国 2, 16, 31, 148, 154, 156, 157, 165, 180, 205, 211

人材育成 12, 28, 57, 59, 61, 62, 76, 122, 128, 136, 140, 141, 164, 187, 193, 194, 202, 211, 222, 233, 236, 237, 241, 242, 243, 246, 248, 249, 255, 267, 268, 278, 282, 297

人身取引 198, 272, 278

人道支援 49, 63, 109, 131, 132, 136, 187, 192, 232, 236, 241, 242, 244, 245, 276, 278, 312

## す

水銀に関する水俣条約 251

ストックホルム合意 35, 36

ストックホルム条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) 251

スポーツ交流 52, 95, 141, 261, 264

## せ

請求権 33, 39, 40, 41, 255, 307, 308, 309

制裁 19, 35, 37, 39, 48, 117, 123, 126, 127, 198, 213, 321, 322

政府間開発機構(IGAD) 138, 193

生物多様性 94, 173, 227, 250

生物多様性条約(CBD) 250

生物兵器禁止条約(BWC) 215

世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約) 261, 268

世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) 9, 10, 249, 310, 313

世界銀行 9, 31, 249, 250, 311, 312, 313

世界知的所有権機関(WIPO) 160, 274, 313

世界津波の日 248

世界貿易機関(WTO) 42, 44, 52, 69, 70, 77, 84, 93, 96, 148, 152, 154, 156, 157, 158, 159, 160, 162, 163, 164, 172, 181, 224, 225, 227, 311, 313

世界保健機関(WHO) 2, 3, 9, 10, 19, 48, 55, 74, 82, 172, 249, 311, 313, 318, 319, 320, 321, 323, 325, 326

赤十字国際委員会(ICRC) 232, 310

石油輸出国機構(OPEC) 117, 168

積極的平和主義 20, 57, 183, 192, 299

尖閣諸島 18, 50, 52, 53, 87, 184, 191, 199, 200, 304

仙台防災協カイニシアティブ 248

仙台防災枠組 247

戦略的パートナーシップ 56, 57, 58, 60, 61, 63, 67, 75, 101, 107, 112, 121, 122, 128, 132, 180

戦略的利益 28, 64, 67, 206, 207

## そ

ソーシャルメディア 259, 260, 266, 276, 296

租税条約 121, 123, 134, 154, 227

## た

第三国定住 228, 232, 278

対人地雷禁止条約(オタワ条約) 217

太平洋・島サミット(PALM) 71, 72, 239, 240, 324

太平洋島嶼国 27, 70, 71, 72, 239, 240

大陸棚 18, 54, 199, 226

大陸棚限界委員会(CLCS) 226



大量破壊兵器 16, 17, 26, 35, 78, 79, 183, 197, 209,  
211, 212, 213, 215, 216, 219, 256  
多角的貿易体制 148, 156, 162, 164  
竹島 40, 42, 304  
多国籍部隊・監視団(MFO) 133, 192, 311  
たびレジ 287, 288, 292  
弾道ミサイル 16, 17, 18, 34, 35, 36, 78, 79, 129, 183,  
184, 186, 212, 213, 219, 318, 319  
弾道ミサイル防衛(BMD) 184, 186

## ち

地域漁業管理機関(RFMO) 173, 174  
地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 22, 28, 44,  
152, 181, 227, 325  
地域の安全保障 21, 33, 43, 120, 127, 191, 192, 212  
地球環境ファシリティ(GEF) 250  
知的財産 52, 149, 150, 152, 153, 154, 156, 160, 167,  
206, 207, 274  
地方創生 246, 263, 280, 281, 316  
「中央アジア+日本」対話 120, 121, 122, 241, 322  
中国海警法 19, 53, 191  
仲裁判断(比中) 73

## つ

通常兵器 211, 212, 216, 278

## て

テロ 16, 22, 24, 26, 46, 59, 60, 65, 66, 105, 108, 109,  
120, 130, 131, 135, 136, 137, 138, 143, 144, 183, 187,  
193, 194, 195, 197, 198, 203, 212, 213, 217, 219, 237,  
250, 285, 287, 288, 291, 311, 324  
テロ及び暴力的過激主義対策 194, 195  
電子商取引 69, 150, 151, 152, 153, 156, 157, 158,  
181, 282, 316

## と

投資協定 47, 122, 132, 134, 142, 154, 155, 224, 225,  
227

投資審査 206, 207  
島嶼国 27, 29, 70, 71, 72, 92, 138, 239, 240  
東南アジア諸国連合(ASEAN) 4, 11, 21, 23, 27,  
28, 29, 31, 32, 33, 36, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 64, 65,  
71, 72, 73, 74, 75, 77, 78, 79, 87, 88, 109, 149, 152,  
155, 180, 184, 187, 190, 192, 197, 198, 199, 204,  
211, 212, 237, 238, 252, 310, 311, 313, 319, 323, 325  
独立国家共同体(CIS) 116, 122

## な

南極 172, 254, 255  
難民 63, 65, 66, 91, 98, 105, 124, 126, 130, 131, 132,  
136, 140, 143, 192, 193, 217, 228, 229, 232, 233, 236,  
239, 240, 241, 244, 245, 272, 276, 278, 310, 312, 313

## に

日・ASEAN首脳会議 27, 28, 32, 73, 74, 75, 77,  
79, 199, 237, 325  
日・ASEAN統合基金(JAIF) 11, 74, 75, 197  
日・ASEAN包括的経済連携協定 149  
日・EU経済連携協定(日EU・EPA) 28, 88, 101,  
102, 103, 148, 150, 151, 157, 160, 181  
日・EU戦略的パートナーシップ協定(SPA) 101  
日英包括的経済連携協定(日英EPA) 22, 28, 88,  
103, 148, 149, 150, 151, 152, 157, 160, 165, 181,  
227, 260, 321, 323, 324  
日米安保 87, 184, 188  
日米同盟 20, 21, 33, 72, 85, 86, 87, 88, 183, 184,  
185, 186, 190, 207, 208  
日米貿易協定 28, 88, 148, 157, 181, 227, 317  
日米デジタル貿易協定 88, 152, 157, 181, 227, 317  
日・メコン首脳会議 32, 75, 76, 77, 238, 325  
日韓合意 34, 39, 41, 42, 307  
日系人 91, 94, 95, 97, 98, 240, 291, 293, 294, 300  
日中韓FTA 153  
日朝平壤宣言 22, 34  
日本産食品 50, 52, 54, 55, 56, 60, 89, 165, 166  
日本人職員 23, 217, 250, 273, 274, 276, 312, 313  
日本NGO連携無償資金協力(N連) 276, 277

人間の安全保障 2, 11, 16, 17, 23, 125, 135, 145, 163,  
164, 181, 193, 218, 219, 235, 236, 237, 238, 246, **247**,  
249, 303, 311

## は

ハーグ条約 223, **294**  
排他的経済水域(EEZ) 18, 38, 54, 172, 198, 199,  
226, 239  
博覧会国際事務局(BIE) **176**, 325  
パスポート 288, 291, 292  
パリ協定 19, 23, 75, 82, 88, 162, 168, 181, **251**, 252,  
253  
ハンセン病差別撤廃決議 229

## ひ

非核化 22, 35, 78, 79, 191, 213, 218  
東アジア首脳会議(EAS) 31, 32, 71, 72, **78**, 79, 187,  
192, 199, 226, 323, 325  
東シナ海 18, 21, 24, 35, 49, 50, **52**, 53, 54, 70, 78,  
79, 87, 90, 102, 105, 109, 117, 192, **199**  
東日本大震災 15, 55, 56, 60, 143, 166, 168, 280, 281  
ビザ緩和 272  
非政府組織(NGO) 131, 231, 236, 239, 244, 245,  
253, 275, **276**, 277, 278  
避難民支援 140, 192, 278

## ふ

風評被害 166, 167, 215, 281, 285  
不拡散 22, 23, **208**, 209, 210, 211, 212, 213, 214,  
215, 217, 219  
武器貿易条約(ATT) 216  
不正薬物対策 198  
物品役務相互提供協定(ACSA) 64, 190, 227, 323  
普天間飛行場 21, 184, 187, 188, 190  
腐敗対策 197  
普遍的価値 16, 23, 46, 56, 57, 87, 91, 235  
文化無償資金協力 261, 267  
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金  
(GSF) 234

## へ

平和安全法制 183, 184  
平和維持 23, 49, 118, 122, 144, 182, **192**, 193, 194,  
219, 311  
平和構築 22, 137, **192**, 193, 194, 217, 218, 219, 233,  
236, 273  
平和的利用イニシアティブ(PUI) 215  
平和と繁栄の回廊 125, 126, 241  
平和利用(宇宙空間・南極) 204, 255

## ほ

包括的核実験禁止条約(CTBT) 208, **210**, 218, 310,  
313, 323  
包括的共同作業計画(JCPOA) 126, 213  
防災 23, 57, 61, 92, 138, 206, 217, 236, 237, 239,  
**247**, 248, 273, 276, 311  
邦人拘束 50, 54  
訪日外国人 272  
法の支配 16, 18, 21, 22, 23, 26, 27, 28, 30, 31, 46,  
49, 55, 61, 64, 67, 72, 73, 76, 77, 78, 79, 87, 91, 94,  
99, 100, 102, 106, 109, 123, 136, 149, 150, 180, 185,  
190, 197, 198, 199, 201, 203, 204, 207, 208, 218,  
**222**, 224, 225, 226, 241, 258, 303, 308  
暴力的過激主義 16, 124, 135, 194, 195, 196, 233  
捕鯨 172  
保護主義 2, 16, 17, 22, 67, 148, 152, 157, 180  
保障措置 211, 212, 213, 214, 321  
ホステッド・ペイロード 186, 205  
ポスト・コロナ 20, 21, 22, 24, 27, 28, 136, 150, 162,  
180, 181, 182, 186, 218, 246, 252, 260, 299, 303, 314  
ホストタウン 167, 261, 280, 282, 283, 284  
北極 112, 173, **254**, 255  
北方領土 22, 118, 119

## ま

マネーロンダリング(資金洗浄) **197**, 198  
マナーマ対話 303

## み

ミサイル技術管理レジーム(MTCR) 212  
 ミサイル防衛(MD) 127, 184, 186  
 水俣条約(水銀に関する水俣条約) 251  
 南アジア地域協力連合(SAARC) 80, 311  
 南シナ海 18, 24, 30, 49, 50, 57, 60, 62, 72, 73, 75,  
 76, 78, 79, 87, 102, 105, 109, 187, 192, 200, 201, 299  
 ミレニアム開発目標(MDGs) 246  
 ミュンヘン安全保障会議 49, 192, 303, 318  
 民主主義 16, 23, 28, 55, 56, 59, 64, 65, 70, 78, 87, 91,  
 94, 97, 99, 100, 109, 115, 123, 143, 149, 150, 185, 241

## む

無形文化遺産保護条約 261, 268  
 無償資金協力 11, 12, 64, 65, 66, 67, 76, 77, 92, 131,  
 132, 136, 137, 138, 139, 140, 143, 235, 237, 238, 239,  
 243, 247, 261, 267, 276, 277, 310

## も

モントリオール議定書(オゾン層を破壊する物質に  
 関するモントリオール議定書) 251, 310

## や

大和堆 38, 55

## ゆ

有償資金協力 235, 243

輸出管理 42, 43, 52, 159, 206, 207, 208, 211, 212,  
 213

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) 9, 23,  
 135, 137, 162, 164, 181, 218, 243, 247, 249, 324

輸入規制 50, 52, 54, 55, 56, 60, 166, 281

ユーラシア経済同盟(EAEU) 122

## よ

抑止力 21, 35, 183, 184, 186, 187, 190, 208

## ら

拉致 22, 34, 35, 36, 37, 40, 50, 75, 78, 79, 85, 86, 87,  
 218, 228, 229

## り

留学 8, 61, 62, 193, 241, 242, 261, 263, 264, 267, 274,  
 288, 299, 315

領海侵入 18, 50, 52, 53, 199

領事サービス 288, 289, 290

領土 21, 22, 42, 52, 53, 108, 115, 118, 119, 184, 191,  
 200, 222, 239, 254, 255, 258, 259, 260, 296, 303, 304

領土保全 184

## わ

ワクチン 2, 4, 8, 9, 10, 15, 17, 19, 48, 82, 84, 85, 100,  
 117, 161, 162, 181, 236, 243, 249, 310, 320, 326

ワッセナー・アレンジメント(WA) 212

湾岸協力理事会(GCC) 149



御意見をお寄せください。

外務省では、令和3年版外交青書についての御意見を募集しています。御感想、改善すべき点など、お気付きの点がございましたら、お知らせください。次年版の作成に当たり参考とさせていただきます。

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

外務省 総合外交政策局 政策企画室

(電話) 03-5501-8208

(FAX) 03-5501-8207

(メールアドレス) bluebook-policy@mofa.go.jp

外交青書ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>



外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>



## 外交青書 2021 (令和3年版)

令和3年6月18日発行

定価は裏表紙に表示してあります。

編集

外務省

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL 03 (3580) 3311 (代表)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

発行

日経印刷株式会社

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋2-15-5

TEL 03 (6758) 1011

発売

全国官報販売協同組合

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-1

TEL 03 (5512) 7400

落丁・乱丁本はお取り替えます。

ISBN978-4-86579-262-1